

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	2017年度（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	ドイツ銀行 （Deutsche Bank Aktiengesellschaft）
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 クリスティアン・ゼーヴィング （Christian Sewing, Chairman of the Management Board） 取締役 カール・フォン・ローア （Karl von Rohr, Member of the Management Board）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ12 （Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 江橋 翔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03（6212）8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注1）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

（注2）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=126.73円）により計算されている。

（注3）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社とその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建て、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはなら

ない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第3項および第4項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登記されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

株 主 総 会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第3項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

取 締 役 会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対

し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることができる。下記の者は、会社の監査役となることはできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者（注1）

（注1）会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会（もしくは同等の機関）の構成員である者

- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者

- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz – KWG）第25d条第3項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾がある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に対する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記（併せて「財務書類」と総称する。）ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登録されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。この規則は、U.S.GAAPに準拠していた会社については2007年から適用されており、ドイツ銀行は2007会計年度以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成している。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

A．株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

B．株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

C. 取締役会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状(Prokurist)を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

D. 監査役会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) 5億ユーロ超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) 10億ユーロ超に相当する他の持分の取得および処分

5億ユーロ超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表(貸借対照表、損益計算書および注記)ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される(株式会社法58条4項)。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、欧州連合は、イランに対し独自の様々な経済制裁および金融制裁を課してきた。欧州連合はイランに対する核関連の経済制裁および金融制裁を2016年1月16日にすべて解除したが、一部の制裁措置は引き続き効力を有している。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領またはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ(または外国通貨による相当額)を超える支払について、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の当行株主に対する資金の移管または配当その他の支払の送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

3【課税上の取扱い】

ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金(日本において無制限の納税義務に服する。)は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定(DTT)に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。DTTの下で適用される源泉税と実際に源泉徴収される税額(26.375%)の差額の救済は、還付を申請することにより、又は(支払が行われる前に)源泉課税の免除を申請することにより、受け取ることが

きる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D - 53221 ボン、レフェラートSt 3の連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbschaftsteuer）が課される。

日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。第8 2 . (4)「配当等に関する課税上の取扱い」参照。

4【法律意見】

当行グループの法務部は、首席法律顧問（インフラストラクチャーおよびレギュラトリー・アドバイス担当）であるマティアス・オッターおよび上級法律顧問であるフォルカー・ブツケによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

- (1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

(特に表示がない限り単位:百万ユーロ(億円))

年 度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	12,769 (16,182)	13,138 (16,650)	14,925 (18,914)	13,324 (16,886)	11,853 (15,021)
利息以外の収益合計	17,082 (21,648)	17,677 (22,402)	17,644 (22,360)	15,307 (19,399)	14,070 (17,831)
純収益合計(注2)	29,850 (37,829)	30,815 (39,052)	32,569 (41,275)	28,632 (36,285)	25,922 (32,851)
税引前利益(損失)	1,457 (1,846)	3,116 (3,949)	-6,097 (-7,727)	-810 (-1,027)	1,228 (1,556)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益(損失)	666 (844)	1,663 (2,108)	-6,794 (-8,610)	-1,402 (-1,777)	-751 (-952)
包括利益(損失)合計(税引後)	-1,144 (-1,450)	6,102 (7,733)	-4,278 (-5,422)	-2,721 (-3,448)	-3,892 (-4,932)
普通株式	2,610 (3,308)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	5,291 (6,705)
株主持分合計	54,719 (69,345)	68,351 (86,621)	62,678 (79,432)	59,833 (75,826)	63,174 (80,060)
資産合計	1,611,400 (2,042,127)	1,708,703 (2,165,439)	1,629,130 (2,064,596)	1,590,546 (2,015,699)	1,474,732 (1,868,928)
普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3)	12.8	15.2	13.2	13.4	14.8
普通株式等Tier 1資本比率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4)	-	11.7	11.1	11.8	14.0
Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4適用ベース)(%) (注3)	16.9	16.1	14.7	15.6	16.8
Tier 1自己資本率(CRR/CRD 4完全適用ベース)(%) (注4)	-	12.9	12.3	13.1	15.4
基本的流通株式1株当たり純資産(ユーロ(円))	50.80 (6,438)	49.32 (6,250)	40.31 (5,108)	38.14 (4,833)	30.16 (3,822)
基本的1株当たり利益(損失)(注5)(注6)(ユーロ(円))	0.57 (72)	1.20 (152)	-4.52 (-573)	-1.08 (-137)	-0.53 (-67)
希薄化後1株当たり利益(損失)(注5)(注7)(ユーロ(円))	0.56 (71)	1.17 (148)	-4.52 (-573)	-1.08 (-137)	-0.53 (-67)
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,184 (9,104)	2,052 (2,600)	67,252 (85,228)	70,610 (89,484)	39,576 (50,155)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-3,015 (-3,821)	-12,824 (-16,252)	-8,242 (-10,445)	11,239 (14,243)	2,433 (3,083)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-544 (-689)	5,795 (7,344)	-5,583 (-7,075)	-1,649 (-2,090)	7,138 (9,046)
現金および現金同等物の期末残高	56,041 (71,021)	51,960 (65,849)	105,478 (133,672)	185,649(注8) (235,273)	229,025 (290,243)
従業員数(常勤相当)(人)	98,254	98,138	101,104	99,744	97,535

(注1) 当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除後

(注3) 2017年、2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイトed・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

(注4) 2017年、2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

(注5) 基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため2017年4月より前の全ての期間で、また増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するため2014年6月より前の全ての期間で、修正されている。

- (注6) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益は、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。
- (注7) 各年度の基本的1株当たり利益は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数(いずれも想定される株式転換後の数値)で除して計算されている。利益は、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,800万ユーロ、2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。2017年、2016年および2015年については、当行グループは純損失を計上したため希薄化効果はない。
- (注8) 過年度修正再表示

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ(億円))

年 度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
収益合計	30,317 (38,421)	29,384 (37,238)	33,212 (42,090)	29,562 (37,464)	29,092 (36,868)
営業利益	3,481 (4,411)	2,284 (2,895)	2,824 (3,579)	3,703 (4,693)	1,574 (1,995)
当期純利益	893 (1,132)	1,263 (1,601)	30 (38)	282 (357)	644 (816)
資本金	2,610 (3,308)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	3,531 (4,475)	5,291 (6,705)
資産合計	1,385,430 (1,755,755)	1,520,459 (1,926,878)	1,436,029 (1,819,880)	1,372,646 (1,739,554)	1,232,245 (1,561,624)
純資産額	37,839 (47,953)	46,816 (59,330)	45,828 (58,078)	46,067 (58,381)	54,343 (68,869)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	36.21 (4,589)	33.10 (4,195)	33.11 (4,196)	33.08 (4,192)	26.10 (3,308)
1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.88 (112)	0.92 (117)	0.02 (3)	0.20 (25)	0.31 (39)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.75 (95)	0.75 (95)	0.00 (0)	0.19 (24)	0.11 (14)
配当性向(%)	85.6	81.9	0.0	93.0	35.3
従業員数(人)(注2)	27,440	27,286	28,151	30,110	29,259

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・メイン、タウヌスアンラゲ12であり、当行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

3【事業の内容】(2017年12月31日現在)

(1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

(2) 事業の内容

ドイツ銀行グループは、フランクフルト・アム・マイン(ドイツ)に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2017年12月31日現在の総資産1兆4,750億ユーロであるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2017年度末現在、従業員数はフルタイム換算で97,535名であり、世界60か国において2,425支店(このうち65%がドイツ国内)を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2017年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)
- ドイツ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行グループは、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。当報告書に表示される過年度数値は、2017年3月5日に公表した当行グループの新しい組織構造を反映させるために、修正再表示されている。当初公表された戦略に沿って、非中核事業部門(NCOU)は2017年度以降、当行グループの個別のコーポレート部門としては存在しなくなった。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には、以下を通じた事業が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

2015年1月1日以来、当行グループは以下の重要な資本支出あるいは売却を行っているが、これらはコーポレート部門の資本支出または売却に分配されていない。

2016年10月26日、ドイツ銀行グループは、メキシコの銀行とその証券子会社をインベスタバンク・エス・エイ、インスティテュシオン・デ・バンコ・マルチプル(InvestaBank S.A., Institución de Banca Múltiple)に売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初公表された目標の一部であり、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画を反映したものである。取引は、規制当局の承認およびその他の商慣習の要件に服するが、2018年度上半期に完了する予定である。

2016年8月、ドイツ銀行グループは、アルゼンチンの子会社銀行であるドイツ・バンク・エス・エイ(Deutsche Bank S.A.)をバンコ・コマフィ・エス・エイ(Banco Comafi S.A.)に売却する契約を締結した。この取引は、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画の一部である。2017年6月、この取引は成功裡に完了した。

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第6 経理の状況に記載されている。

(3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。(当行の子会社であったドイツ・ユーバーゼーイッシュ・バンク(Deutsche Überseeische Bank)の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。)と同時に駐在員事務所の閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるDBキャピタル・マーケッツ(アジア)リミテッド(DB Capital Markets (Asia) Ltd.) (当行が議決権付株式資本の50%を保有する。)の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド(Vaubel & Partners Ltd.)の持分を取得
- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムペーハー(DB Capital Management International GmbH)の全額出資子会社であるドイツ銀証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立

- 1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得
- 1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス（HK）リミテッド（DB Asia Finance（HK）Ltd.）の駐在員事務所を東京に開設
- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
 - ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場
- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.）を合併し、DBモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド（DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.）を東京に設立
- 1991年 - ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド（Roland Berger & Partner Ltd.）に変更
- 1994年 - ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得
- ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更
- 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス（NatWest Derivatives）の営業拠点の獲得完了
- ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖
- バンカース・トラスト東京支店閉鎖
 - DMG信託銀行の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡
- ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合
 - ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - DB信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等（2017年12月31日現在）

当行は、子会社539社、連結ストラクチャード・エンティティ305事業体および持分法により会計処理されている会社90社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBO1グローバル・サービスズ・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアドサービスセンター）	-
ドイチェ・バンク（チャイナ）Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミアオ	サンパウロ	996,550,987.99 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業（米国ブローカー・ディーラー）	-
ドイチェ・バンク・ソシエダド・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	109,987,494 ユーロ	99.8	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ソチエータ・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.8 ユーロ	99.9	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク（スイス）SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアドサービスセンター）	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	アセットマネジメント会社	-
サル・オッペンハイムjr.& Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	250,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd	シンガポール	666,687,663 シンガポール・ドル	100.0	金融持株会社	-
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	52,481,980.22 米ドル	100.0	その他サービス業（ドイツ銀行グループ会社のシェアドサービスセンター）	-
DB・ユーエスエー・コーポレーション	ウィルミントン	4,038米ドル	100.0	金融持株会社（米国中間持株会社）	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-

5【従業員の状況】（2017年12月31日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	97,535人
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）	17,251
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）	43,460
ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）	3,803
管理部門／リージョナル・マネジメント	33,020

（注）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

従業員数（常勤相当）	29,052人
平均年齢	42.1歳
平均勤続年数	12.4年
平均年間給与	174,400ユーロ

(3) ドイツ銀行グループの総従業員数は、2015年10月に当初発表された当行の戦略の実施により、2017年に2,209人（前年比2.2%）減少した。

地域別

- ドイツにおける従業員数は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよび管理部門における再編策の実施により、2,073人（前年比4.6%）減少した。
- 北米における従業員数は、主にチーフ・オペレーティング・オフィス（COO）業務／グローバル・テクノロジー・アンド・オペレーション（GTO）業務及びファイナンスにおける減少により、254人（前年比2.4%）減少した。
- ラテン・アメリカにおける従業員数は、当行の拠点戦略の実施により、126人（前年比33.7%）減少した。
- EMEA地域（ドイツを除く）における従業員数は、主にイタリア、ポーランド、ルクセンブルグ、オランダおよびスペインにおける減少により、518人（前年比2.2%）減少した。
- アジア太平洋地域における従業員数は、762人（前年比3.8%）増加した。これは、業務上不可欠な外部スタッフを主としてCOO業務のための内部雇用としたことと、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）関連の管理部門を強化したことを主な要因とするものであった。

部門別

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの従業員数は、122人（前年比0.7%）増加した。これは、業務上不可欠な外部スタッフを内部雇用としたことを含むCIB関連の管理部門の強化によるものであった。
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの従業員数は、主にドイツおよび西ヨーロッパ諸国における減少により、1,584人（前年比3.5%）減少した。
- ドイチェ・アセット・マネジメントの従業員数は、86人（前年比2.2%）減少した。これは特に、ルクセンブルグにおけるサル・オープンハイムの売却によるものであった。
- 非中核事業部門の従業員数は、当該部門の廃止により、116人（前年比100.0%）減少した。
- 管理部門の従業員数は、545人（前年比1.6%）減少した。これは、業務上不可欠な外部スタッフを主としてCOO業務のための内部雇用としたことや、規制部門（主に金融犯罪対策および監査）を強化したことにより一部相殺されたものの、ほとんどの分野で従業員数が減少したことによるものであった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

ドイツ銀行の株式および債券

- 成功裡に増資
- 大株主は五者となる
- 発行スプレッドの縮小

株価情報

1-1 2017年の株価

(Xetra, 単位: ユーロ)

 〓 当行
 — 最高値 (2017年1月26日、日中)
 - - 最低値 (2017年9月6日、日中)

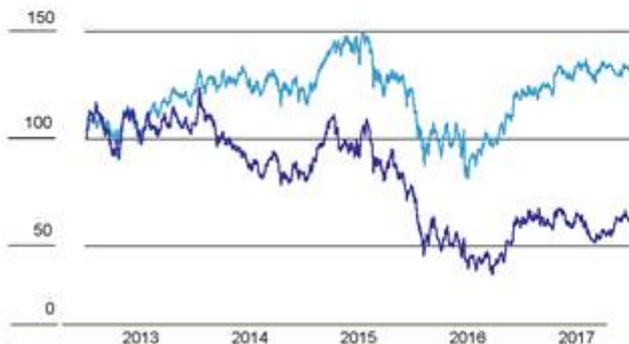


2016年12月31日	当行株式は15.40ユーロで取引を終えた
2017年1月26日	銀行業の規制緩和への期待を受けて、当行株式が年間最高値となる17.82ユーロ(日中)に達する
2017年3月5日	新たな財務目標、増資および追加措置を発表
2017年3月19日	増資による資金調達総額を80億ユーロに決定 株式総数は20億6,700万株に増加
2017年5月23日	2015/2016年について1株当たり0.19ユーロの配当支払い
2017年9月6日	2017年第2四半期決算後の収益の見直しを背景に、当行株式が年間最低値となる13.11ユーロ(日中)まで下落
2017年12月29日	当行株式は2016年末から3.1%上昇し、15.88ユーロで取引を終えた 2016年末からDAX30指数は12.5%、STOXX欧州600銀行指数は8.1%上昇して取引を終えた

出所: ブルームバーグ

1-2 長期投資収益指数

2013年年頭を100とした投資収益指数
 — STOXX 欧州600銀行株指数
 — 当行

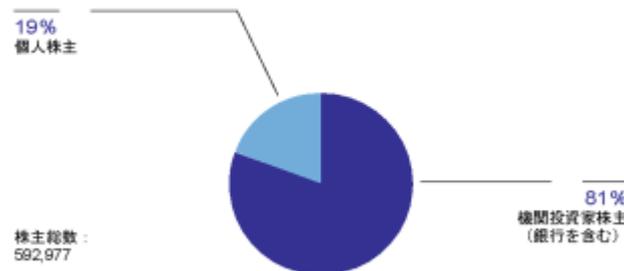


当行株式を2013年年初に1万ユーロ購入し、現金配当をすべて株式購入に充て、無償増資に応じたと想定した場合、2017年末には、6,150ユーロ相当の株式を保有している計算となる。これは、年間平均で9.3%の投資損失に相当する。同期間のSTOXX 欧州600銀行株指数は5.8%の年間平均収益率で、DAX30指数では11.2%の年間平均収益率であった。

出所: ブルームバーグ

1-3
株主の種類別の株主資本保有比率 (%)

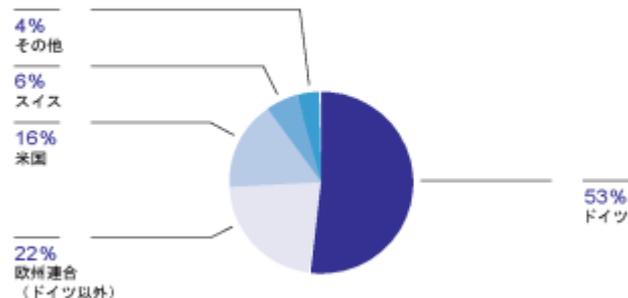
20億6,680万株 (2017年末現在)



数値は四捨五入
出所: 株主名簿

1-4
株主資本の地域分布

株主資本の地域分布 (%)



数値は四捨五入
出所: 株主名簿

大株主

1-5
ドイツ証券取引法第33条第1項に基づく大株主

6.55%	ブラックロック・インク (デラウェア州ウィルミントン) が保有	2018年2月23日
3.50%	C-QUADRATスペシャル・シチュエーションズ・デディケイテッド・ファンド (ケイマン諸島) が保有	2018年2月13日
3.05%	パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド (英領ヴァージン諸島) が保有	2015年8月20日
3.05%	スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド (ケイマン諸島) が保有	2015年8月20日
3.001%	スティーブン・A・ファインバーグ (生年月日: 1960年3月29日) (ニューヨーク (サーベラス)) が保有	2017年11月14日

¹ 議決権割合の合計: 9.08% (株式に付随する議決権: 3.50%、金融商品を通じての議決権: 5.58%)

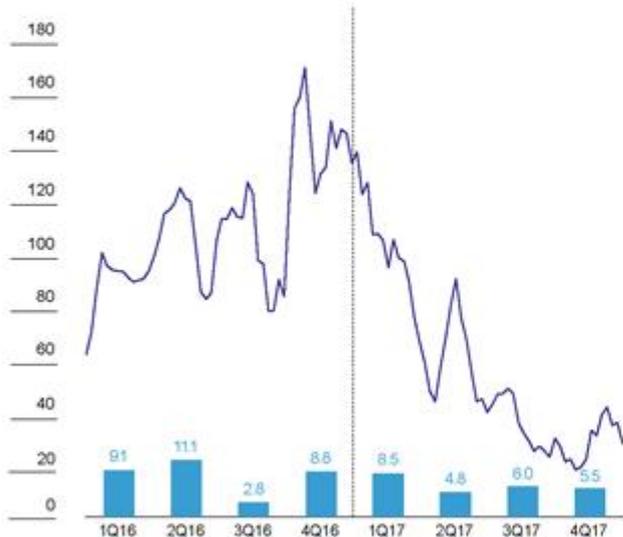
報酬支払いのための自社株買戻し

当行は、株主資本の最大10%に相当する自社株 (2億670万株) を2022年4月末までに買い戻すことに関し、2017年の年次株主総会において当行取締役会に対する承認を得た。デリバティブの利用による買戻しは、株主資本の最大5% (1億330万株) まで可能である。これにより、2016年の年次株主総会の承認が更新された。2017年の年次株主総会から2017年12月31日までの期間において、1,410万株が買い戻され、これらの株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。2017年12月現在、買戻しによる保有自己株式数は20万株であった。

ドイツ銀行の債券

1-6
発行額および平均スプレッド

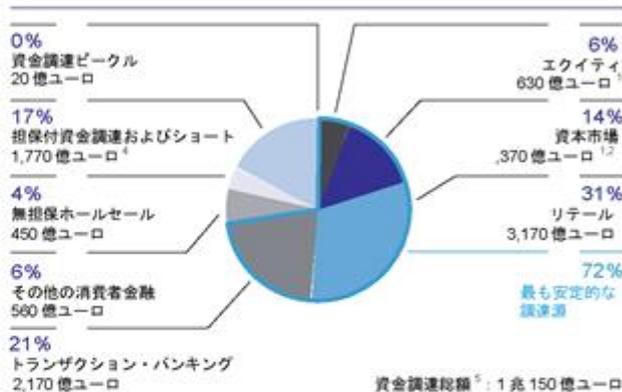
■ 当行債券の発行額 (単位: 10 億ユーロ)
— 当行の債券発行の平均スプレッド (単位: ベーシスポイント)



¹ 3ヶ月物欧州銀行間取引金利 (EURIBOR) に対する 4 週間の移動平均発行スプレッドに基づく。AT1 金融商品はスプレッドの計算から除外されている。

1-7
外部資金調達源泉の構成

2017 年 12 月 31 日現在 (単位: 10 億ユーロ)



数字は、四捨五入によるため必ずしも合計金額と一致しない。

¹ AT1 金融商品は、資本市場に含まれる。

² 資本市場での発行額は、当行グループの IFRS 準拠の決算書で報告されている長期債務とは異なる。

³ ウェルス・マネジメントの預金を含む。

⁴ 残存期間が最長 2020 年までの TLTRO による 260 億ユーロの資金調達を含む。

⁵ 資金調達源泉に、デリバティブおよびその他の資金調達以外の負債は含まれていない。

当行の起債活動は、全体として市場、商品、通貨、投資家層などの面で十分に多様化している。2017年の最も重要な調達には、1月に発行された15億ユーロの5年満期シニア無担保債、7月に発行された2つのトランシェで構成される22億5,000万米ドルの3年満期シニア無担保債および11月に発行された10億ユーロの15年満期(10年目の繰上償還条項付) Tier 2証券が含まれる。

ドイツ銀行株式に関する情報

基幹データ

		2017	2016	2015
株主数		592,977	598,122	561,559
株主の種類別の株主資本保有比率 ¹ (%)	機関投資家(銀行を含む)	81	77	81
	個人投資家	19	23	19
株主資本の地域分布 ¹ (%)	ドイツ	53	56	56
	欧州連合(ドイツ以外)	22	20	22
	スイス	6	4	4
	米国	16	18	15
	その他	4	1	3

主要数値

		2017	2016	2015
当行株式の年間投資収益率 ²		4.3%	(23.4%)	(7.5%)
株価 高値(単位:ユーロ)		17.82	19.72 ³	29.83 ³
株価 安値(単位:ユーロ)		13.11	8.83 ³	18.46 ³
当該年度の1株当たり配当額(単位:ユーロ)		0.11⁴	0.11	0.08
時価総額(単位:十億ユーロ)		32.8	23.8	31.1

		2017年12月31日	
発行済株式数		1,379,273,1312,066,773,131	
流通株式数(社外株式数)		2,066,402,041	
株主資本(単位:ユーロ)		5,290,939,215.36	
株価 ⁵ (単位:ユーロ)		15.88	
DAX指数に占める比率		2.84%	
EURO STOXX 50指数に占める比率		1.24%	
主要な指標		DAX、EURO STOXX 50、STOXX欧州600	

有価証券識別コード

ドイツ取引所		ニューヨーク証券取引所	
種類	記名株式	種類	グローバル・レジスタード・シェア
記号	DBK	通貨	米ドル
WKN	514000	記号	DB
ISIN	DE0005140008	CINS	D 18190898
ブルームバーグ	DBK GR	ブルームバーグ	DBK US
ロイター	DBKGn.DE	ロイター	DBK GRDB.N

¹ 数値は四捨五入

² Xetraにおける株価に基づく

³ 過去の株価は、増資を反映するために、補整係数0.8925を掛けることにより2017年3月20日に遡及的に調整された。

⁴ 2018年5月24日開催の年次株主総会への提案

⁵ Xetraの終値

[次へ](#)

下記は、取締役会報告書（後述）からの抜粋である。

ドイツ銀行グループの業績

2017年度のドイツ銀行グループの税引前利益は12億ユーロであった。これは、2016年度に比べて利息以外の費用が減少したことを反映しているが、著しく困難な収益環境であった影響を受けている。米国の税制改革に伴う一過性の税金費用14億ユーロを計上したことにより、7億ユーロの当期純損失となった。当行グループは、この1年間でいくつかの長年にわたる訴訟案件を成功裏に解決し、内部統制環境の改善に引き続き投資してきた。当行グループは、テクノロジーおよび事業の戦略的施策の実施を確実に進めてきた。さらに、2017年4月に資本の増強を行ったことおよび堅実なバランスシート管理により、高水準の流動性および資本を維持した。

当行グループの重要業績評価指標

当行グループの重要業績評価指標	2017年度末の状況	2016年度末の状況
純収益	264億ユーロ	300億ユーロ
税引前利益（損失）	12億ユーロ	-8億ユーロ
当期純利益（損失）	-7億ユーロ	-14億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-1.4%	-2.7%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-1.2%	-2.3%
調整後費用 ²	239億ユーロ	247億ユーロ
費用収益比率 ³	93.4%	98.1%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,442億ユーロ	3,575億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	14.0%	11.8%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁶	3.8%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

6 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

2017年度の純収益は、2016年度から36億ユーロ、率にして12%減少し、264億ユーロであった。この減少は主に、厳しい市場環境および戦略的な事業売却の影響を反映している。これには、債務評価調整（DVA）に伴う3億4,800万ユーロ、売却に関連する為替換算調整額（CTA）の損益振替に伴う2億1,300万ユーロ、当行グループの信用スプレッドが悪化したことに関連する1億6,400万ユーロ、および2017年のポーランドにおけるリテール事業の部分的売却損失1億5,700万ユーロのマイナスの影響が含まれている。さらに、2017年度の総収益が減少したのは、2016年度には華夏銀行からの収益6億1,800万ユーロ、プライベート・クライアント・サービス（PCS）事業からの収益1億6,100万ユーロ、およびAbbey Lifeからの収益5億3,700万ユーロが含まれていたが、これらを2016年中に売却したことも要因である。これらの影響を除くと、当行グループの純収益は2016年度に比べ5%の減少となった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の収益は、資金調達費用の増加、一貫して低い水準のボラティリティ、顧客の消極的な取引活動、およびグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）事業における顧客および業務範囲の調整の影響を受けている。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の収益の減少は、主に事業売却および低金利環境が預金収益に与えたマイナスの影響によるものである。この減少は、貸出金および投資商品からの収益増加およびSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響により一部相殺された。ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）の収益は、2016年度に比べ大幅に減少したが、これは2016年度末に売却したAbbey Lifeからの収益がなかったこと、いずれも2016年度には計上されていたDeutsche AM Indiaの売却益およびHeta Asset Resolution AG（HETA）に関連する評価切り上げによる利益がなかったことが主な要因である。

2017年度の利息以外の費用は、2016年度と比較して48億ユーロ、率にして16%減少して247億ユーロとなった。この減少は主に、訴訟費用の減少、のれんおよびその他の無形資産の減損費用の減少、およびAbbey Lifeに関連する保険業務に係る費用が発生しなかったことによる。これらの減少は、2017年に平常時の変動報酬フレームワークに戻ったことによる変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2017年度の調整後費用は239億ユーロであり、2016年度の247億ユーロと比べて、8億4,300ユーロ、率にして3%減少した。この費用改善は、主に訴訟費用の減少、外部専門家費用の減少および非中核事業部門の閉鎖によるものであるが、前述の変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2016年度は税引前損失8億1,000万ユーロであったのに対し、2017年度は税引前利益12億ユーロとなった。20億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な減少による。

2017年度の法人所得税費用は20億ユーロであったが、これには、前述の米国の税制改革による米国繰延税金資産の再評価に伴う一過性の税金費用14億ユーロが含まれている。

2017年度の当期純損失は、前述の一過性の税金費用の影響により7億3,500万ユーロであったが、これに対し2016年度の当期純損失は14億ユーロであった。

2017年度末における当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率は14.0%であり、2016年度末の11.8%から増加した。これは2017年4月の資本増強によるものである。2017年度末における段階的導入CET 1比率は14.8%であった。

[次へ](#)

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2016年度から2017年度の 増加(減少)	
			金額	比率(%)
純収益				
グローバル・トランザクション・バンキング	3,942	4,421	-478	-11
株式オリジネーション	396	405	-8	-2
債券オリジネーション	1,327	1,393	-66	-5
アドバイザー	508	495	13	3
オリジネーションおよびアドバイザー	2,231	2,292	-61	-3
貸出業務	2,231	2,375	-144	-6
セールス/トレーディング (株式)	2,085	2,571	-486	-19
セールス/トレーディング (債券および為替)	4,380	5,087	-707	-14
セールス/トレーディング	6,465	7,658	-1,193	-16
その他	-644	17	-661	N/M
純収益合計	14,226	16,763	-2,537	-15
信用リスク引当金繰入額	213	816	-603	-74
利息以外の費用				
給与手当	4,273	3,955	318	8
一般管理費	8,782	9,655	-872	-9
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	6	285	-279	-98
再構築費用	82	299	-217	-73
利息以外の費用合計	13,143	14,193	-1,050	-7
非支配持分	26	49	-23	-46
税引前利益(損失)	843	1,705	-861	-51
費用収益比率	92%	85%	N/M	8ppt
資産 ¹	1,127,028	1,201,894	-74,866	-6
リスク・ウェイトド・アセット ²	231,574	237,596	-6,022	-3
平均株主資本 ³	44,169	40,518	3,651	9
税引後平均有形株主資本利益率	1%	3%	N/M	-2ppt
税引後平均株主資本利益率	1%	3%	N/M	-2ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2017年度

2017年度のCIBの純収益は、前年度と比べて25億ユーロ、率にして15%減少し、142億ユーロとなった。当部門は、資金調達コストの増加や、第2四半期から年度末まで継続してボラティリティ水準が低く顧客の取引活動が消極的といった、セールス/トレーディングにとって特に厳しい市場環境であったことの影響を受けた。グローバル・トランザクション・バンキングはまた、2016年の顧客および業務範囲の調整ならびにマージンの縮小の影響を受けた。オリジネーションおよびアドバイザーの業績は基本的に前年度と同水準であった。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、4億7,800万ユーロ、率にして11%減少し、39億ユーロであった。キャッシュ・マネジメント収益はわずかに減少した。これは、米国の金利上昇が2016年の顧客と提供商品の縮小によるマイナスの影響を一部相殺したことによる。取引手数料は、積極的に実施しているバランスシート管理の影響および継続したマージンの圧縮を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスは基本的には横ばいで、特定の顧客および国からの撤退に起因する取引量の減少は米国における金利上昇の影響により相殺された。さらに、グローバル・トランザクション・バンキングの収益は、2017年の資金調達コスト分配方法の変更によるマイナスの影響を受けた。

オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年度と比べて6,100万ユーロ、率にして3%減少し、22億ユーロであった。株式オリジネーションの収益は800万ユーロ、率にして2%減少したが、基本的に前年度と同水準であった。債券オリジネーションの収益は6,600万ユーロ、率にして5%減少した。これは、レバレッジド・ローン市場への積極的な流入に後押しされて2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動とドイツ銀行グループの米国におけるリスク圧縮活動により相殺されたことによる。アドバイザー収益は、良好な市場環境および強気な取引参加から1,300万ユーロ、率にして3%増加した。

貸出業務の純収益は、1億4,400万ユーロ、率にして6%減少し22億ユーロであった。これは主に、資金調達コスト増加の影響を受けた投資適格貸出業務からの収益の減少によるものであった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の純収益は、7億700万ユーロ、率にして14%減少し、44億ユーロとなった。クレジット収益は、2017年度上半期はディストレス商品に対する積極的な活動に支えられたが、2017年度下半期のフロー・ビジネスに不利な取引環境により相殺され、基本的に同水準であった。金利収益は、米国市場における業績の低下によって一部相殺されたものの、ヨーロッパ市場における堅調な業績により増加した。外国為替収益は、継続している低いボラティリティ環境が顧客の取引活動に影響を与え減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動により相殺され減少した。新興市場収益は、顧客の取引活動の減少および年度末にかけてベネズエラ、南アフリカおよびトルコにおける特定の状況の影響を受け、大幅に減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、4億8,600万ユーロ、率にして19%減少し、21億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客の年間平均残高の減少、マージンの縮小および資金調達コストの増加により減少した。株式デリバティブ収益は、特に2017年度下半期の困難な市場環境により減少した。現物株収益は、取引高の低迷が続き、基本的には変動はなかった。

その他の収益は、2016年度は1,700万ユーロの利益であったが、2017年度は6億4,400万ユーロの損失であった。2017年度には、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する3億4,800万ユーロの損失（2016年度は2,700万ユーロの利益）が含まれる。当該損失のうち1億3,600万ユーロは、2017年1月1日に施行されたドイツ破綻処理メカニズム法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により導入された銀行破綻の場合における債権者ヒエラルキーの変更によるものである。このヒエラルキーの変更により、デリバティブの相手先は債権者の序列構造（waterfall structure）においてはシニア無担保債券保有者より上位に位置するため、結果としてデリバティブの相手先はより厚い保護を受けることになった。このより厚い保護は、相手先にとってはデリバティブ資産の評価額を増加させ、その結果当行グループの貸借対照表におけるデリバティブ負債の評価額が増加するため、損失計上につながった。CIBの戦略と整合しないと特定された資産に関連する収益は、2017年度第2四半期において「その他」に計上されており、これには残余資産であるRMBSポートフォリオ評価損に関連したマイナスの影響も含まれている。

信用リスク引当金繰入額は2億1,300万ユーロであり、前年度と比べて74%減少した。この減少は、船舶業界を含む全てのポートフォリオにおける減少が主な要因である。前年比では減少したものの、2017年度の信用リスク引当金繰入額の主な要因は引き続き船舶業界であった。

利息以外の費用は、2016年度と比べて11億ユーロ、率にして7%減少し、131億ユーロを計上した。これは主に、2016年度と比べて訴訟引当金が減少し、またのれんの減損、退職費用および再構築費用が大きく減少したことがプラスの影響をもたらしたことによる。給与手当の費用は、給与手当以外の直接費用が減少したことにより一部相殺されたものの、2017年に変動報酬支払制度が復活したことにより増加した。利息以外の費用の前年度からの減少はまた、外国為替レートの変動によりプラスの影響を受けた。

税引前利益は、8億4,300万ユーロであり、前年度と比べ861百万ユーロ、率にして51%減少した。前年度からの収益の減少は、利息以外の費用および信用リスク引当金の減少によって一部のみしか相殺されなかった。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

2016年度から2017年度の
増加(減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	金額	比率(%)
純収益：				
プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント	5,013	5,225	-213	-4
ポストバンク	3,124	3,366	-242	-7
ウェルス・マネジメント	2,041	1,880	161	9
華夏銀行	0	618	-618	-100
純収益合計	10,178	11,090	-912	-8
このうち：				
純利息収益	5,876	6,201	-325	-5
手数料およびフィー収益	3,367	3,395	-28	-1
その他の収益	935	1,494	-559	-37
信用リスク引当金繰入額	313	439	-126	-29
利息以外の費用：				
給与手当	3,979	4,042	-63	-2
一般管理費	5,166	5,029	138	3
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	12	0	12	N/M
再構築費用	360	141	219	155
利息以外の費用合計	9,518	9,212	306	3
非支配持分	-12	0	-12	N/M
税引前利益(損失)	359	1,439	-1,080	-75
費用収益比率	94%	83%	N/M	10ppt
資産 ¹	333,069	329,869	3,200	1
リスク・ウェイトド・アセット ²	87,472	86,082	1,390	2
平均株主資本 ³	14,934	15,018	-84	-1
税引後平均有形株主資本利益率	2%	7%	N/M	-5ppt
税引後平均株主資本利益率	2%	6%	N/M	-5ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

追加情報

2016年度から2017年度の
増加(減少)

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	金額	比率(%)
運用資産 ¹	506	501	5	1
正味流入	4	-42	47	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループは、運用資産を(a)当行グループが顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行グループが運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業およびポストバンク事業において、これは全ての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメント事業においては、当行グループはすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。

2017年度

PCBの2017年度の業績は、戦略関連の要因に大きく影響を受けた。これらは、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアントのドイツ事業とポストバンクの合併に関連する再構築費用の引当計上およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意後の収益の減少を含んでいる。これに対し、2016年度の業績は、華夏銀行に対する持分の売却に関連した利益を享受していた。PCBの税引前利益が前年度比で減少した理由は、ほとんどこれらの特別な事象によるものである。

純収益は、前年度に比べて9億1,200万ユーロ、率にして8%減少し、102億ユーロとなった。この減少は主に、2016年と2017年における事業売却によるものであった。2016年度は、華夏銀行からの6億1,800万ユーロの収益貢献および売却前の米国におけるプライベート・クライアント・サービス（PCS）事業からの1億4,000万ユーロの収益貢献が含まれていた。これに対し、2017年度の純収益は、ポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連して1億5,700万ユーロのマイナスの影響を受けた。これらの影響を除くと、純収益は前年度と基本的に同水準であった。Sal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響は、資産の売却および残余資産である信託優先証券の償還に伴う収益低下によるマイナスの影響を相殺した。現在も続いている低金利環境における預金収益の減少は、貸出金収益の増加および口座商品や投資商品からの手数料およびフィー収入の増加によって、大部分が相殺された。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）事業からの収益は、前年度から2億1,300万ユーロ、率にして4%減少した。これには、残りの収益に反映されたポーランドのリテール事業の部分的売却合意によって発生した1億5,700万ユーロのマイナスの影響を含んでいる。さらに、2017年度および2016年度は、資産売却からの同程度の規模の利益（2017年度はConcardis GmbHの当行グループ持分の売却利益95百万ユーロ、2016年度はVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益98百万ユーロ）を含んでいた。純利息収益は2016年度と比べてわずかに減少したが、これは現在も継続している低金利環境が影響したことによる。手数料およびフィー収益は、投資商品からの収益は改善したものの、前年度と基本的に同水準であった。

ポストバンク事業における収益は、前年度と比べ2億4,200万ユーロ、率にして7%減少した。これは、2016年度はVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益1億400万ユーロがあったのに対し、2017年度は残余財産である信託優先証券の償還による1億1,800万ユーロのマイナスの影響があったことによるものである。ポストバンク事業の純利息収入は前年度に比べてわずかに減少した。預金収益における低金利環境の影響は、貸出金額が増加した結果、貸出金収益が増加したことにより一部相殺された。手数料およびフィー収益は、主に当座預金における新たなプライシング・モデルの採用および投資商品へのアドバイザー・モデルの強化を反映して、増加した。

ウェルス・マネジメント（WM）業務における収益は1億6,100万ユーロ、率にして9%増加した。主な要因は、約4億ユーロのSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響であり、これは2016年9月のプライベート・クライアント・サービス（PCS）事業売却後の2017年度における収益源の減少による影響を上回った。ワークアウト業務の利益は主に有利な訴訟結果によるものであり、これは貸出金の評価にプラスの影響を与え、取得費用の簿価を減少させた。これらの影響を除けば、純収益は前年度と比べて減少しており、これは外国為替レートの変動、および主に米州地域における貸出金額の減少による純利息収益の減少に起因する。手数料およびフィー収益は前年度と比べわずかに減少しており、これはアジア/太平洋地域の好調な成長により一部相殺されたものの、米州とEMEAにおける顧客の取引活動が減少したことおよび資産ベースが減少したことを反映している。

信用リスク引当金繰入額は、前年度に比べて1億2,600万ユーロ、率にして29%減少し、3億1,300万ユーロとなった。これはポストバンクの引当金戻入および引き続き好調な経済環境による良好なポートフォリオの恩恵を受けている。両期ともに選択的ポートフォリオの売却からのプラスの影響を受けている。

利息以外の費用は、前年度から3億600万ユーロ、率にして3%増加し、95億ユーロとなった。前述のとおり、ドイツにおける再編および統合施策を含む戦略要因に関連して、当年度は純再構築費用3億6,000万ユーロ（2016年度は1億4,100万ユーロ）による影響を受けた。利息以外の費用はまた、変動報酬の増加および投資の増加に伴い増加した。これらの効果は、再編施策の実行による費用削減およびPCS事業の売却後の費用の減少により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度と比べて11億ユーロ減少し、3億5,900万ユーロとなった。この減少は主に、前述した特定の要因および金利環境が継続して困難な状況であったことによる。

PCBの運用資産は、2016年12月31日現在と比較して50億ユーロ増加し、5,060億ユーロであった。外国為替レートの変動によるマイナスの影響を、相場上昇および40億ユーロの正味資金流入（主にPCC事業において発生したもの）によるプラスの影響が上回った。正味資金流入は主に預金商品から発生し、これは2016年度第3四半期および第4四半期に資金が正味流出した後、運用資産の委託業務を取り戻すことに成功したことが一因である。ウェルス・マネジメントにおける純流入の要因の一部は、戦略的事業決定および継続しているリスク圧縮活動の影響によるものである。

ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）

2016年度から2017年度の
増加（減少）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	金額	比率(%)
純収益				
マネジメント・フィー	2,215	2,161	53	2
運用報酬および取引手数料	199	219	-20	-9
その他の収益	118	239	-121	-51
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	0	396	-396	N/M
純収益合計	2,532	3,015	-483	-16
信用リスク引当金繰入額	-1	1	-1	N/M
利息以外の費用				
給与手当	778	708	70	10
一般管理費	1,025	1,071	-47	-4
保険業務に係る費用	0	374	-374	-100
のれんおよびその他の無形資産の減損	3	1,021	-1,018	-100
再構築費用	6	47	-41	-88
利息以外の費用合計	1,811	3,220	-1,409	-44
非支配持分	1	0	1	N/M
税引前利益(損失)	720	-206	926	N/M
費用収益比率	72%	107%	N/M	-35ppt
資産 ¹	8,050	12,300	-4,250	-35
リスク・ウェイトド・アセット ²	8,432	8,960	-528	-6
平均株主資本 ³	4,725	4,864	-139	-3
税引後平均有形株主資本利益率	55%	N/M	N/M	N/M
税引後平均株主資本利益率	10%	-3%	N/M	13ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2017年度

2017年度のDeutsche AMの税引前利益は、2016年度と比較して、大幅に増加した。2016年度第4四半期に売却したAbbey Lifeを除くと、収益は増加したものの費用の増加により相殺され、Deutsche AMの2017年度の業績は2016年度と同水準であった。純資産が流出した前年度と比べ、2017年度は好転し、160億ユーロの純資産の流入が見られた。

純収益は、4億8,300万ユーロ、率にして16%減少し、25億ユーロとなった。2016年度に含まれていたAbbey Lifeを除くと、純収益は前年度に比べて5,400万ユーロ、率にして2%増加した。マネジメント・フィーは、アクティブ商品が有利な市場環境により伸びたことを主因として5,300万ユーロ、率にして2%わずかに増加した。運用報酬および取引手数料は、アクティブ・ファンドの1つからのファンド運用報酬が減少したことから、前年度に比べて2,000万ユーロ、率にして9%減少した。その他の収益は、前年度と比べ、1億2,100万ユーロ、率にして51%と大幅に減少した。この減少は主に、時価評価による評価益を除くAbbey Lifeからの収益、Deutsche AM Indiaの売却益および2016年に解消したHETAのエクスポージャーに関連する評価の切り上げといった一過性の収益からの恩恵がなくなったことによる。その他の収益はまた、不動産ファンドの訴訟案件に関連した一過性の戻入益を当期に計上したこと、ルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業の売却に伴うマイナスの影響、および前年度の保証付き商品のマイナス時価評価が当期は計上されなかったこと等の影響を含んでいる。2016年度にAbbey Lifeが売却されたため、前年度には保険加入者のポジションに係る時価評価の変動3億9,600万ユーロが計上されていたが、2017年度は計上されていない。

利息以外の費用は、14億ユーロ、率にして44%と大幅に減少し、18億ユーロとなった。これはAbbey Life関係の費用が発生しなかったことおよび再構築費用の減少によるものである。給与手当は、変動報酬費用が増えたことにより増加し、一般管理費は、前年度に比べてわずかに減少した。これは、前述のAbbey Life関係の費用が発生しなかったためであるが、2015年度に発生し2016年度に戻入れた営業損失引当金、およびアセット・マネジメントの分離に関連した2017年度の費用によって一部相殺された。

税引前利益は、2016年度におけるAbbey Lifeに関連したのれんおよびその他の無形資産の減損が当期には発生しなかったことにより、9億2,600万ユーロの大幅増加となり、7億2,000万ユーロとなった。これらは、前年度に含まれていたAbbey Life、Deutsche AM Indiaの売却益、およびHETAに関連する評価切り上げなどが発生しなかったことによる収益減少により一部相殺されている。

運用資産（AuM）は、2016年12月31日現在と比較して40億ユーロ減少し、7,020億ユーロとなった。これは、外国為替の不利な変動による360億ユーロ、およびブルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業と米国のプライベート・クライアント事業の売却に主に関連するマイナスのその他調整額130億ユーロの影響によるものであるが、有利な市況の動きによる300億ユーロ、Europe ETF、マルチ・アセットおよび流動性のある金融商品の流入（これらは保険資産の流出により一部相殺）による160億ユーロの純資産の流入により一部相殺された。

以下の表は、2017年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

	アクティブ ・エクイ ティ	アクティブ ・債券	アクティ ブ ・マル チ・ア セット	アクティブ ・SQI	アクティブ ・キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
単位：十億ユーロ								
2016年12月31日現在残高	92	264	54	53	63	98	82	706
流入 ¹	20	68	23	15	9	36	16	187
流出 ¹	-22	-71	-12	-17	-9	-25	-16	-172
正味流入	-2	-3	11	-3	1	11	0	16
為替の影響	-3	-17	-1	-0	-3	-7	-5	-36
運用	9	5	1	2	-1	11	3	30
その他	-1	-2	-5	0	0	1	-6	-13
2017年12月31日現在残高	96	247	60	52	59	115	73	702
マネジメント・ フィー・マージン (bps)	76	14	38	29	9	24	55	31

¹ 報告された流入および流出は運用資産の資産分類間の移動を含んでいる。

非中核事業部門 (NCOU)

2016年度から2017年度の
増加 (減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	金額	比率 (%)
純収益	-	-382	382	N/M
このうち：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益	-	-1,307	1,307	N/M
信用リスク引当金繰入額	-	128	-128	N/M
利息以外の費用				
給与手当	-	68	-68	N/M
一般管理費	-	2,678	-2,678	N/M
保険業務に係る費用	-	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	-	-49	49	N/M
再構築費用	-	4	-4	N/M
利息以外の費用合計	-	2,701	-2,701	N/M
非支配持分	-	-4	4	N/M
税引前利益 (損失)	-	-3,207	3,207	N/M
資産 ¹	-	5,523	-5,523	N/M
リスク・ウェイトド・アセット ²	-	9,174	-9,174	N/M
平均株主資本 ³	-	1,682	-1,682	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2017年度

2017年度以降、非中核事業部門 (NCOU) は単独部門としては存在していない。2016年12月31日現在の残余資産は、現在そのほとんどが該当する事業部門であるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにより管理されている。

連結および調整 (C&A)

2016年度から2017年度の
増加 (減少)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	金額	比率 (%)
純収益 ¹	-488	-471	-16	3
信用リスク引当金繰入額	-0	-0	0	-19
利息以外の費用				
給与手当	3,223	3,101	122	4
一般管理費	-3,000	-2,979	-21	1
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	-0	0	N/M
再構築費用	-0	-7	6	-98
利息以外の費用合計	223	116	107	93
非支配持分	-16	-46	30	-65
税引前利益 (損失)	-695	-541	-153	28
資産 ²	6,586	40,959	-34,373	-84
リスク・ウェイトド・アセット ³	16,734	15,706	1,028	7
平均株主資本 ⁴	99	0	99	N/M

N/M - 表記するに値しない。

- 1 純利息収益および利息以外の収益。
- 2 C&Aの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決済勘定といった全社的資産が反映されている。
- 3 リスク・ウェイト・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイト・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。
- 4 2015年12月現在の平均株主資本は、各セグメントの現在価格とグループの平均金額の差額を表している。

2017年度

C&Aの税引前損益は、前年度の5億4,100万ユーロの税引前損失に対し、2017年度は6億9,500万ユーロの税引前損失であり、1億5,300万ユーロ、率にして28%の損失増加であった。2017年度は、為替換算調整額の損益振替およびアルゼンチンとウルグアイにある非戦略的子会社の売却損失による213百万ユーロの影響を受けた。事業ベースで必要とされる流動性を上回る保有資金および流動性バッファはマイナス1億1,400万ユーロであった（2016年度はマイナス4,200万ユーロ）。英ポンド建てのAT1証券発行手取金をユーロ換算した外国為替再評価はマイナス2,600万ユーロであった（2016年度はマイナス1億2,700万ユーロ）。評価および期間差異は、当行グループの信用スプレッドの悪化に関連した債券発行ポートフォリオのマイナス1億6,400万ユーロを含んでいる。これは、主に当行グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラムに関連した調整による金利関連項目からの1億400万ユーロのプラスの影響により相殺されている。2016年度には、評価および期間差異に財務ポートフォリオのマイナス2億5,200万ユーロを含んでいたが、これは主に金利およびクロス・カレンシーをベースとしたスプレッドの変動によるものであった。2017年度の訴訟費用は1億1,200万ユーロであり、前年度に比べて1億3,000万ユーロ増加した。2016年度の訴訟費用は、保険金の支払により7.300万ユーロを回収していた。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

世界経済

経済成長(%) ¹	2017年 ²	2016年	主な要因
世界経済	3.8	3.2	世界経済および世界貿易は堅調に推移。世界経済は、金融政策の段階的な引き締めにもかかわらず、意外にも成長を示した。
このうち：先進国	2.2	1.6	世界景気および市場に好意的なヨーロッパ各国の選挙結果が先進国の成長を後押しした。
このうち：新興市場	4.9	4.3	新興市場は原油高および好調なアジア経済の恩恵を享受した。
ユーロ圏経済	2.5	1.8	ヨーロッパ各国の選挙結果が市場に良好な影響を与えた。特に下半期において、消費および投資活動が経済成長を後押しした。
このうち：ドイツ経済	2.2	1.9	ドイツ経済は、ほとんど国内経済のみによって意外にも堅調に推移した。非常に逼迫した労働市場、緩和的通貨政策および追加的財政刺激策は、上方への成長をもたらした。
米国経済	2.3	1.5	米国経済はほぼ予想通りに推移した。引き続き米国経済の重要な牽引役はよく機能している労働市場に支えられた個人消費である。
日本経済	1.8	0.9	日本経済は、国内部門および対外部門の両方がGDP成長に寄与するバランスのとれた成長であった。
アジア経済 ³	6.1	6.2	アジア域内の貿易の増大が成長の重要な要因であった。アジアの新興市場が引き続き世界のGDP成長の原動力である。
このうち：中国経済	6.9	6.7	中国経済は予想より若干堅調に拡大した。過大評価された不動産セクターのリスクは顕在化しなかった。

¹ 年間実質GDP成長率(対前年比%) 出典：別途記載のものを除き各国の当局。

² 出典：ドイツ銀行リサーチ。

³ 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2017年に大きな変化が見られた。一方では、企業向け貸出は、デブトレス負債ポートフォリオの買増しが行われたことや、より好調な社債の発行業務が一定の役割を果たしたこともあり、2014年の夏以来の停滞が続いた。他方、家計向け貸出は、3年連続で増加し対前年比で3.4%増となり、2011年以降の最高水準に達し、貸出金残高は5.6兆ユーロの新たな記録を達成した。特に、消費者向け貸出は年度が進むにつれて大きく勢いを増した。預金における増加率は対前年比4.1%に達し、ゼロ金利にもかかわらず概ね堅調を維持した。民間部門の事業における預貸比率は、1年を通して107%から105%に減少した。2017年に企業からの預金は6.6%増加したが、これは家計からの預金増加率3.3%の2倍の増加率であった。

ユーロ圏の全体的な傾向とは対照的に、ドイツにおける企業向け貸出では、2017年に大幅な増加がみられた。わずか2年前までは停滞していたが、2017年度の増加率は対前年比2倍の4.7%に達した。一方で、社債の発行は大幅に減少した。家計向け貸出は、3.4%という速いペースで再び拡大したが、住宅ローン部門が主要な増加要因である(4.3%増)。資金調達面では、企業にはマイナス金利、家計には実質ゼロ金利となる過去最低水準の金利引下げにもかかわらず、再び銀行預金の大幅な増加がみられた(4.4%増)。長年続いている傾向と同様に、企業からの預金における増加率はリテール預金における増加率を上回った。民間部門の預金全体に対する企業からの預金の比率は、過去15年間で14.5%から20%超に増加した。

米国における貸出業務は、2016年度の期末から2017年度の期首にかけて急激に減速した後、低い水準で推移した。2017年の企業向け貸出残高の増加率は、2016年度の8.4%に対して3.6%、家計向け貸出残高の増加率は、2016年度の4.7%に対して3.1%であった。企業向け貸出においては、対前年比5.8%増となった商業用不動産が重要な増加要因であり、狭義の伝統的な企業向け貸出はわずか1.5%の増加にとどまった。家計向け貸出については、消費者ローンの増加率5.1%が住宅ローンの増加率3.8%を上回り、一方でホーム・エクイティ・ローンは6.8%減少した。預金においては、成長がなだらかに減速し2017年度

は4.2%の増加率であったが、これは貸出業務における全体的な成長率とほぼ同水準であった。結果として、米国においては、銀行の多額の負債超過の状況に実質的な変化はなかった。

日本では、2017年度の預金事業の増加率は対前年比3.6%となり、対前年比2.5%であった貸出事業の増加率を数字ではわずかに上回っているものの、伸び率は大幅に鈍化した。

中国では、家計向けの貸出が、過去1年半における急速な成長の後にやや減速し始めた。年間増加率は、2016年の23%に対し、2017年は21%であった。これに対し、2017年の企業向け貸出の増加率は、2016年の対前年比8%から12%へと上昇した。預金の増加率が8%を下回り大幅に減速したため、貸出業務の増加ペースに追いつくことができず、預貸比率が100%に近づいた（年間で86%から92.5%に上昇した）。全体として、中国における銀行の民間部門に対する貸出は、GDPに対して約150%という非常に高い水準となった。比較のため、ドイツにおけるこの数字は約半分の水準である。

[次へ](#)

当行の事業戦略

当行は、欧州最大の経済規模を持つドイツを強固な本拠地としてグローバル展開を行う、欧州有数の銀行である。当行は、法人顧客、各国政府、機関投資家、中小企業および個人顧客に対し、コマーシャル・バンキング、インベストメント・バンキング、リテール・バンキングにおいてサービスを提供し、またウェルス・マネジメント商品やアセット・マネジメント商品を提供している。

2015年10月、当行のビジネスモデルや顧客基盤において中核的な強みを構築するため、当行は複数年の経営戦略の概要を公表した。同戦略の4つの目標は、よりシンプルで効率的になること、リスクを低減すること、自己資本を強化すること、より確固とした規律をもって当行を運営していくことである。

2016年中、当行は、内部統制システムを大幅に改善し、法的リスクを削減した。これには、当時継続中であった米国司法省(DOJ)による当行の米国住宅ローン担保証券(RMBS)事業に係る調査などの、複数の重要な訴訟事案が含まれていた。また当行は、華夏銀行の当行持ち分の売却やアピーライフおよび米国個人顧客サービスの売却を含む、非戦略的資産の処分を完了した。さらに、先に公表済の特定の国からの撤退について、準備を進めあるいは完了し、また非中核事業部門の縮小を加速させて2017年初めに同部門を廃止した。

2017年3月、当行をさらに強化して成長機会をより良く捉えられるようにするため、新たな施策を実施した。これには特に、ライツ・オフリングを通じた80億ユーロの株式資本増強が含まれる。これらの施策の主な目標には以下が含まれる。

- 資本増強に基づく高水準のCET 1資本および高い流動性を維持すること
- グローバルな競争と成長を可能にする規模と強さを備えた、業界有数のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)部門の保有
- ホームマーケットであるドイツにおいて個人向け商業銀行としてトップの地位を占め、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)の2,000万を超える顧客にサービスを提供すること
- 成長を加速するためワールドクラスのドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)のオペレーションを分離すること
- 営業からバックオフィスまでの連携を強化し、管理機能の大部分を事業部門に移すこと等により、中央管理部門(コーポレートセンター)の規模を縮小しコストを削減すること
- 収益およびビジネスの配分をより安定した事業に重点を置く方向にシフトすること

地理的には、当行は、その基盤が最も強く、成長可能性が最も高く、リスク調整後の収益可能性が最も高いと経営陣が考える地域において、グローバルな業務を維持していく予定である。

- PCBは、主としてドイツに重点を置くが、ウェルス・マネジメント事業はグローバルに展開する。
- CIBは、当行の主要な法人顧客のグローバル性を考慮し、ドイツおよび欧州・中東・アフリカ(EMEA)地域(ドイツを除く)、米国、カナダならびにアジア・太平洋地域(APAC)において業務を継続する。そこでは、機関投資家顧客向けにはグローバルな拠点を維持しつつ、当行が最も強力な競争基盤を持つドイツとEMEA地域に主に注力していく。米国では、強固でより数を絞った拠点網を維持していくことを企図している。
- Deutsche AMは、ドイツおよびより広くEMEA地域において、引き続き投資運用サービス全般を提供しつつ、米国やAPACにおいては専門的能力を拡充する。

当行の財務目標

当行の財務目標は以下のとおりである。

- 調整済コスト（ポストバンクの調整済コストを含む。）を2018年に220億ユーロ、2021年までに210億ユーロとする。2018年の調整済コストは約230億ユーロになるものと予想されるが、これは目標とする220億ユーロに、事業売却の遅延および一時停止がコストに与える影響を反映したことによる。
- 再編を除いた通常の事業環境における税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）を約10%とする。
- CRR/CRD 4普通株式等Tier 1資本比率（完全適用ベース）が常に13%を十分に上回るようにする。
- CRR/CRD 4レバレッジ比率4.5%を達成する。
- 2018年度以降、競争力のある配当性向を目指す。

当行は、調整済コストをさらに削減するという目標に注力する。2015年10月、当行は2018年の年間調整済コストの目標額を220億ユーロに設定した。この目標の達成は、予定された事業処分に伴う年間9億ユーロの費用削減を前提としていた。しかし、これらの事業処分の遅延や一時停止の結果、当初予定した2018年の9億ユーロのコスト削減の実現は困難となった。したがって当行は現在、2018年の調整済コストを約230億ユーロと見込んでいる。処分対象事業に関連する9億ユーロの調整済コストが、同事業から引き続き得られる収益を上回ることとはなく、2018年の税引前利益（IBIT）への影響はプラスとなると予想される。

戦略の実施状況

2017年、当行は年初に公表した目標に向けて大きく前進した。2017年の主な成果は以下のとおりである。

- 純調達額約80億ユーロの増資を通じ、大幅な資本増強を実施した。これにより、普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD4完全適用ベース）は、2016年末の11.8%から上昇して、2017年末には14%となった。
- 各部門のビジネスの強化、顧客カバレッジの向上、市場シェアの拡大および効率性向上と成長を目指し、当行の事業部門を下記の3つに再編した。
 - 新たなコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）は、マーケット業務、アドバイザー業務、資金調達およびトランザクション・バンキング業務を統合した。
 - プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）は、ポストバンクと当行の既存の個人向け商業銀行業務およびウェルス・マネジメント事業を統合した。
 - ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）は、そのオペレーションを分離し法的に独立させた。
- ポストバンクと当行のドイツ国内におけるプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業の統合を進めている。これにより、ドイツ市場をリードするリテール・バンクとしての地位を確立し、規模の利益と収益増加および安定した資金調達を通じて当行の効率性の向上を目指す。
- 一方、PCBにおける既存の戦略的イニシアティブの実施を継続し、ドイツの188支店を閉鎖するという目標をほぼ達成した。
- 予定されているDeutsche AMの新規株式公開の準備は順調に進行中である。アクティブ、パッシブおよびオルタナティブの業務をグローバルに統合された1つの投資プラットフォームにまとめることにより、組織の連携を緊密にし、グローバルなカバレッジを持つ単一のグループを構築した。アセット・マネジメントに特化した法人の大多数は、2017年から2018年第1四半期にかけてグループ化されて、共通のドイツのアセット・マネジメント持株会社であるDWS SEの傘下に入り、米国持株会社を含む残りのアセット・マネジメント法人は、2018年上半期にDWS SEの子会社となる予定である。持株会社であるDWS SEの有限株式合資会社（GmbH & Co.KGaA）への移行は、2018年第1四半期に完了した。DWSグループGmbH & Co.KGaAは、ジェネラル・パートナー（DWSマネジメントGmbH）一社により運営され、その複数のマネージング・ディレク

ターが2018年3月に正式に任命された。さらに、アセット・マネジメントの事業活動と従業員は、アセット・マネジメントに特化した法人に移転され、2018年中には、DeAMインターナショナルGmbHの支店網が新たに欧州に設けられる。

- 当行の事業処分プログラムは進展をみせ、より焦点を絞り簡素化を進める当行の継続的取り組みに従い、ポーランドにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の大部分の売却を合意するなど、2017年中に多くの取引の契約を締結し完了させた。
- 当行はまた、2015年以降、主要なオペレーティング・システムの約30%を廃止して、情報技術（IT）ランドスケープの簡素化を継続して行った。

4【事業等のリスク】

本項は、2018年3月16日付の当行の年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の項の和訳である。

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、2017年度末において当行が判断したものである。

2017年の世界経済は、金融政策が総じて緩和基調であり、政治リスクが特に欧州においては現実化せず、選挙結果が市場にとって概ね好ましい結果であったため堅調だったものの、当行の一部の事業における業績および財務状態ならびに当行の戦略計画に悪影響を及ぼすと考えられるマクロ経済上の重大なリスクは残されている。このようなリスクには、米国景気の早期後退、インフレリスク、グローバル・インバランス、英国の欧州連合（EU）離脱（以下「ブレグジット」という。）、欧州懐疑主義の台頭、地政学的リスク、ならびに継続的な低金利環境と金融業界における競争（これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している）が含まれる。こうした状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略計画は、引き続き悪影響を受ける可能性がある。

2017年の世界経済は、米国が徐々に金融引締めに動いているにもかかわらず、緩和基調の金融政策が続いたため、意外にも堅調であった。政治リスクは、特に欧州においては現実化せず、選挙結果は市場にとって概ね好ましい結果であった。こうした状況のもと、2017年の世界の経済成長率は3.8%となり、2016年の3.2%から上昇し、2011年以降で最大の景気拡大となった。成長力は高まっているものの、世界のインフレ率は2016年と同じく2.9%に留まった。先進国では、GDP成長率は2.2%となり、消費者物価は1.7%上昇した一方、新興市場諸国経済においては、GDP成長率は4.8%、インフレ率は3.9%であった。

ユーロ圏についての経済見通しは顕著に改善した。ユーロ圏経済は2.5%拡大し、2017年の年初に予想された値を約1パーセントポイント上回った。成長を支えるための財政政策および金融政策を背景に、経済は勢いを増した。欧州中央銀行（ECB）は、拡張的金融政策を維持しつつ、2017年4月から12月までの期間において1か月当たりの資産購入額を600億ユーロに縮小し、消費者物価上昇率は1.5%となった。ドイツ経済もまた、ほぼ国内経済の力のみによって意外にも拡大し、2017年のGDP成長率は2.2%となった。その結果、ドイツの経常収支黒字は減少した。

2017年の米国経済の動向はほぼ予想通りで、2.3%拡大した。恐らくは2017年末に成立した税制改革法への期待から、企業のセンチメントが大きく好転し、投資支出が主な成長要因となった。円滑に機能している労働市場を背景として、個人消費が引き続き米国経済の重要な推進力となった。2017年、低インフレ・シナリオの長期化に対する不安が緩和され始め、インフレ率は目標値を若干上回る2.1%となった。これに対応して、連邦準備制度理事会の金融政策によって2017年中に3度の利上げが行われた。また連邦準備制度理事会は、そのバランスシート上の保有債券の再投資を縮小し始めた。

日本経済は、国内部門と輸出部門がバランスよく成長して双方ともGDPの伸びに貢献し、2017年のGDP成長率は1.8%となった。輸出部門は円安および好調な世界貿易の恩恵を受け、また、堅調な輸出実績が設備投資を後押しした。インフレ率は0%近辺で推移し、日本銀行は何らかの行動を起こすべき必要には迫られなかった。

2017年、新興市場諸国のGDP成長は4.9%の伸びとなった。GDP成長率が6.1%となったアジアの新興市場諸国は、アジア域内の取引が堅調で、再び世界経済の促進要因となった。中国経済は6.9%拡大し、予想を若干上回った。中国の公式インフレ率は良く制御されて、1.6%であった。過大評価された不動産セクターのリスクは現実化しなかった。

グローバル・リスクのヒートマップは2017年からやや変化している。イールドカーブ構造の変化による米国景気の早期後退、欧州懐疑主義政党が優勢を維持した3月のイタリア議会選挙、欧州におけるポピュリスト運動、特に中東および北朝鮮の地政学リスクが、経済に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。高い経済成長力によって衝撃を吸収できる可能性はあるが、これらのリスクのいずれかが2018年に現実化した場合、経済および金融市場に大きな影響を及ぼす可能性がある。特に、この数年においては問題とされなかったインフレリスクが、主要な経済リスクとして再び表面化しつつある。予想を上回るペースで進行するインフレにより市場が動揺し、中央銀行の金利引上げ路線が急に変更されるのではないかという推測を生む可能性があり、2013年の「テーパー・タントラム」と同様にリスク資産に悪影響を与える可能性がある。他のリスクとしては中国の成長率の鈍化があり、当行は、レバレッジ解消の過程で住宅市場がクールダウンすると予想している。各国

当局は、現行よりやや緩やかな成長が適切と考えていると見受けられ、中央銀行は金融引締めにも動いている。当行は、成長を下支えするため、2018年半ばに引締めが幾分緩和されると予想するが、インフレ率が上昇し、経済が減速してグローバルな成長の足枷となるような場合は、この選択肢は考慮されない可能性がある。

当行が業務を行う多くの国々において、2017年は経済指標が改善したように見えたものの、当行の事業、業績および戦略計画は、継続する低金利環境、特に当行のホームマーケットである欧州における不安定かつ鈍い経済成長および政情不安の高まりにより引き続きマイナスの影響を受けている。英国によるEU離脱通知および2016年11月の大統領選挙以降のやや実行可能性の低い米国の政治状況を含む近時の政治上の事由により、現在および将来の経済環境に関する不確実性は著しく高い状態が続いている。世界経済の成長もまた、主要な中央銀行の成長を支えるための金融政策に依拠し続けており、現在の引締め傾向が行き過ぎてしまった場合、悪影響を受ける可能性がある。

当行の業績および財務状態は、とりわけコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門において、厳しい市場環境、不透明なマクロ経済環境および地政学的状況、顧客取引水準の低下、競争および規制の増加ならびに当行が継続して取り組む戦略を実行する過程で行う戦略的決定の直接的な影響により、引き続きマイナスの影響を受けている。当行がこれらの逆風や高額な訴訟費用に晒され続ける中で収益性を改善できなかった場合、当行は、戦略的目標の多くを達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。

当行の収益は、2017年に各コーポレート部門において減少した。これは、金利およびボラティリティが低く、マクロ経済および地政学的状況が不透明で、顧客取引水準が低下し、競争および規制が増加した厳しい市場環境によるマイナスの影響を受けたものである。当行の財務上の目標に向けた戦略的施策の実行もまた、引き続き当行の収益にマイナスの影響を及ぼしている。超低金利環境が特にユーロ圏において当行の伝統的な銀行業務およびトレーディング・アンド・マーケッツビジネスにおけるマージン低下の要因となり、ボラティリティの低い市場は、ボラティリティの高い環境が好ましい当行のトレーディングビジネスおよび顧客主導ビジネスに悪影響を及ぼした。これらの状況が当行の債券部門および株式部門に影響を与え、その業績は国際的にビジネスを展開する多くの競合他社に並ぶものとはならなかった。

当行のビジネスの低マージン低リスクの商品への移行は、当行がボラティリティから利益を得る機会を制限する可能性がある。規制当局は一般的に、銀行セクターに対し、顧客フローの促進に注力し、リスクを取ることは控えるよう促している。これは、高リスクの取引に対する自己資本水準の引き上げにより一部実施されている。さらに規制当局の一部は、銀行に対して低リスクの取引に重点を置くよう求める方針に従い、当行の事業基盤を見直すよう促した推奨している。当行の戦略は、より高リスクで資本賦課の高い商品に焦点を当ててきた多くの事業（これらの事業は、初期の段階では、超低金利環境において低リスクかつ低マージンのフローに依存している事業と比べ、より高い収益性を持つ可能性も有していた。）に対するエクスポージャーを削減することとしている。当行の収益および利益は、規制（特に規制自己資本、レバレッジ要件および流動性要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争による長期にわたる構造的傾向により圧迫を受けており、これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケッツビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行は、財務上の目標に含まれていた当行のビジネスの一部の変更をさらに拡大することを検討する必要性が生じる可能性がある。

これらを背景に、当行は、当行に対する現在係争中の訴訟事案、執行措置および類似の事案の終結から発生する費用が、年度によりその金額は大きく変動するものの、短中期的には引き続き高額となり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想している。特に、これらの費用は、訴訟事案、執行措置および類似の事案につき当行が設定した引当金の水準を著しく上回る可能性があり、これにより当行の財務の健全性に関する市場の見方が否定的となり、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。このことにより、訴訟事案、執行措置およびその他の事案について生じる実際の費用と相まって、今度は自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に悪影響を及ぼすおそれがある。特に当行では、2016年第3四半期の終わりから第4四半期の初めにかけて、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連して米国司法省（以下「DOJ」という。）との間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する憶測に起因して、とりわけコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびウェルス・マネジメントの一部において取引量が減少し、資金が流出した。当行の事業に対するこうしたマイナスの影響はその後緩和され、一部は改善されたが、訴訟事案および執行措置の和解金額に関する今後の市場の憶測は、当行の収益水準に長期にわたり悪影響を及ぼす可能性がある。当行の減収に関する報道を含め、当行に関する否定的なニュースは、当行に関する市場の見方を悪化させ、収益をさらに圧迫する可能性がある。これらの要因は、当行が直面している多くの逆風を克服する当行の能力に関する懸念と相まって、当行の証券の取引市場に影響を及ぼしている。訴訟事案や執行措置に関する今後の資金流

出の算定については不確実な部分が多いことや、当行の事業に関する様々な見通しにより、当行は、自己資本、流動性およびレバレッジを規制当局が要求する水準や国際的にビジネスを展開する競合他社と比較して市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要または望ましいと認識する可能性があり、結果として既存の株主利益が希薄化する可能性がある。

政情不安の高まりが続いた場合には、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、欧州の統合を妨げるおそれがあり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ここ数年は、特に欧州において、ソブリン債務危機、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票やイタリアにおける憲法改正の是非を問う国民投票、難民危機ならびに選挙民にとってポピュリスト政党および反緊縮派の運動を支持することへの魅力が増したことによる影響があったため、政情不安の高まりが続いた。ECBによる措置、支援策および経済回復により欧州の状況は安定してきているように見え、欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見えるにもかかわらず、政情不安は近年も引き続き高まりつつあり、当行の事業が恩恵を受けてきた欧州の統合は、政情不安により妨げられるおそれがある。このような背景の下、国内構造改革やEU加盟国のさらなる統合（いずれも将来の危機に対するユーロ圏の脆弱性を低減するための重要な要素であると考えられている。）が行われる目途はますます立たなくなっている。こうした傾向は、当行の顧客が総生産の落ち込みや不確実性の増大に鑑み取引量を抑えるのに伴い、最終的に当行の取引高を著しく減少させ、当行の業績および財務状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

政治的リスクの増大は、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。特に、英国は2016年6月23日の拘束力を持たない国民投票において、ブレグジットを選択した。2017年の初めに議会で承認されたことを受け、2017年3月29日、英国は欧州理事会に対し正式にEU離脱を通知した。欧州連合基本条約に従い、EU離脱は、現在交渉中の離脱条約の効力発生日、または条約が合意に至らない場合は離脱通知から2年後（欧州理事会と英国がこの2年の期間の延長について合意した場合を除く。）に発効する。離脱通知後、英国のEU離脱に関する極めて不透明かつ緊迫の予想される交渉が開始された。英国のEU離脱に関する上記およびその他の不確実性を考慮すると、これらが当行に及ぼす長期の影響を正確に見極めることは困難である。また離脱の詳細や時期が明確でないため、ブレグジットが現在の英国における当行の組織およびビジネスモデルに及ぼす短期の影響を正確に見極めることも不可能である。しかしながら、英国の経済とユーロ圏諸国の経済は、ユーロ通貨を除く欧州連合の統合プロジェクトにより極めて密接な結びつきを持っており、英国における当行の事業規模、とりわけ当行が大きなエクスポージャーを有しており、ブレグジットにより悪化する可能性があるロンドンのシティーにおける取引水準に左右される事業の規模は、たとえパーセンテージの点ではさほど大きくなくとも、当行の事業に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを意味している。加えて、フランス、ドイツおよびオランダを含む多くのEU加盟国において、2017年に国政選挙が行われ、現在の欧州の統合の水準に不満を抱いている政党や、程度の差はあれ欧州の統合に懐疑的な立場を表明している政党が一定の支持を集めた。ブレグジットの国民投票もまた、このような一部の政党による欧州の統合に懐疑的な発言を強めた。その結果生じる不確実性は、ユーロ通貨の価値およびEU加盟国の金融安定性に関する見通しに重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより、またブレグジットまたは他のEU加盟国によるEU離脱が当該国に予想したほどの壊滅的な影響を及ぼさなかった場合は特に、ソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的および民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動の水準が一般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

欧州債務危機が再燃した場合、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機の影響は特に金融業界において顕著である。2017年12月31日現在、当行は、イタリアに対して28億ユーロ、スペインに対して17億ユーロ、アイ

ルランドに対して7億900万ユーロおよびギリシャに対して5,500万ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は明らかに緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。これらの国々の多くにおける反緊縮派の政党やポピュリスト感情の台頭により、ユーロ圏諸国間の著しく異なる経済状況に起因する緊張を緩和させる目的でこれらの国々に推奨されている中長期的な政策は危機に直面している。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステムリスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には、債券資本市場にアクセスできないことや資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付けの低下に起因して当行の資金調達コストは増加しており、将来の信用格付けの低下は、当行の資金調達コスト、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲および当行のビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行の資金流動性は、有担保債ないし無担保債の市場にアクセスできないこと、当行の子会社からの資金を利用できないことやその他当行の事業全般に流動性資金を適切に配分できないこと、資産の売却もしくは投資の回収を行えないこと、または現金もしくは担保の予測不能な流出が生じることにより損なわれる可能性がある。このような状況は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱に起因する場合もあるし、当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出に関する認識、ならびに当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。例えば、当行は、当行株価の急落や当行債券のセカンダリー市場での取引に関連する対国債スプレッドの拡大に直面してきた。こうした状況を受けて、最近では、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受けることもあった。このような影響は、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連してDOJとの間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する市場の憶測を反映して、2016年秋には特に深刻となった。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が存在、継続または悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行は近年、特にユーロ圏の金融機関および金融市場に追加の流動性資金をもたらしたECBおよびその他の中央銀行による多くの資金提供措置から恩恵を受けている。かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行の資金調達コストが増大または資金供給が減少し、その結果、当行の事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、連邦準備制度理事会が金融引締政策をさらに推し進めたり、またはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた措置を講じたような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。

世界規模の金融危機が始まって以降、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくはネガティブ・ウォッチ（格下げ方向で見直し）に指定してきた。こうした信用格付けの低下は、当行の資金調達コストを増加させた。将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはできないものの、当行の資金調達コストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは規制措置、訴訟事案および類似の事案の今後の和解等の当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。特に、主要な信用格付機関のいずれかが当行の信用格付けを非投資適格区分まで引き下げた場合、当行のビジネスモデルの多くの部分は重大な悪影響を受けるおそれがある。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行が規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払いや規制上適格な資本性金融商品に関する支払いを禁じるか、またはその他の措置を講じる可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の多くは立法化され、または規制として発効しているが、引き続き立法化が進められているものもある。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ新たな法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税および金融取引税
- 金融危機に対応するための債権者の「バイルイン」を含む再建・破綻処理権限
- 多額のエクスポージャー制限
- ユーロ圏内およびその他の加盟国における一元化した銀行監督当局および銀行破綻処理当局の創設
- 一定の業務の預金受入業務からの分離
- ストレス・テストおよび資金計画制度
- 報告要件の強化
- デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

また、規制当局の既存の法律および規制の遵守に関する検査は、より強化され、監督当局の要請は引き続き重要である。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばであり、監督当局の要請はまだ確定されておらず、その具体的な影響は明らかではない。

規制枠組改革の中核的要素として、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）は2010年12月、バーゼル3として知られる最低自己資本および流動性の基準に関する一連の包括的変更を公表し、これらの変更は「CRR/CRD4」とも呼ばれる欧州の一連の法令を通じて、2014年以降、欧州および国内（当行の場合ドイツ）の法律において実施されている。2016年11月、欧州委員会は、バーゼル3フレームワーク/CRR/CRD4の一連の法令を精緻化し補足するため、バーゼル委員会と金融安定理事会（以下「FSB」という。）との間で合意された規制枠組みにおいて残された課題に対応する一連の法令改革（一般に「CRR2」および「CRD5」と呼ばれ、以下「2016年11月パッケージ」という。）を提示した。2016年11月パッケージには、特にマーケット・リスクや相手先の信用リスクの分野および集中決済機関に対するエクスポージャーについて、よりリスク感応度の高い資本要件、ならびに銀行が晒される可能性のある実際のリスクをより正確に反映する方法、Tier 1資本の3%とされる拘束力のあるレバレッジ比率、拘束力のある安定調達比率（以下「NSFR」という。）、大口エクスポージャー規制の強化、およびFSBの総損失吸収力基準（以下「TLAC」という。）の実施が含まれる。2019年1月からの適用が予想されるTLAC要件を除き、修正案の多くは、早くても2020年末から適用が開始されることが予想される。

さらに2017年12月、バーゼル委員会は、リスク・ウェイト・アセットの算出における一貫性を高め、銀行の自己資本比率の比較可能性を向上させることを目的とするバーゼル3フレームワークの改定に関する最終合意（以下「2017年12月合意」という。）を公表した。2017年12月合意には、信用リスクを定める標準的手法および内部格付手法の変更、オペレーショナル・リスクのフレームワークの改定ならびに「資本フロア」を72.5%とすることが含まれている。「資本フロア」は、銀行の内部モデルを使用して算出したリスク・ウェイト・アセットの値が、標準的手法を使用した場合と比べてどの程度下回ることを許容するかを定めるものである。この一連の改革は、バーゼル3フレームワークを最終化することを意図しており、標準的手法のリスク感応度をより高めて細分化を進める一方、銀行が内部モデルを使用できる範囲を縮小するものである。さらに、2017年12月合意は、当行のようなグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）に対してTier 1資本で充足すべきレバレッジ比率にバッファを導入し、これを当該銀行に適用あるリスクベースのG-SIBバッファ要件の50%とした。バーゼル委員会は、この一連の改革の実施開始日を2022年1月1日とし、資本フロアについては、2027年1月までの5年間を経過措置期間とすることについても合意した。2017年12月合意はまた、バーゼル委員会の「トレーディング勘定の抜本的見直し」の結果であるマーケット・リスクに関する最終的な枠組みの実施開始日を2022年1月1日に延期した。

2016年11月パッケージおよび2017年12月合意により提示された変更が当行に対して効力および拘束力を持つためには、欧州連合ないしドイツ国内（場合による。）において法制化されなければならない。2016年11月パッケージおよび2017年12月合意が現在の内容で法制化された場合、当行のリスク・ウェイト・アセットは著しく増加する可能性があり、その結果、資本要件の増加、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに自己資本の追加的賦課などが行われる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、当行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、一元化した銀行監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）等に関連してストレス・テストを実施することができ、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイト・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積み課税ならびにその他の措置（当行の事業の制限または変更等）を講じるかまたはこれを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、当行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第二の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性がある。「第二の柱」要件では、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加え、普通株式等Tier 1資本についても要件を満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。ECBはまた、SREPに基づき、各銀行に対し「第二の柱」に基づく普通株式等Tier 1資本の追加の保有を推奨する通知（いわゆる「第二の柱」ガイダンス）を行う可能性がある。「第二の柱」ガイダンスは法的拘束力を有さず、その不遵守は法的措置を自動的に招くものではないが、ECBは、各銀行が「第二の柱」ガイダンスを遵守することを期待すると述べている。また、より一般的には、管轄規制当局は、当行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、「第二の柱」要件またはバッファ要件）を遵守しなかった場合や当行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、当行に対し、株主に対する配当支払いや当行のその他の規制上適格な資本性金融商品の保有者に対する分配を禁じることができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。一般的に、新たな定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いもしくは当行のその他の規制上適格な資本性金融商品に関する分配を行う当行の能力や、場合によっては当行が現在行っている、あるいは将来行う予定である業務を行う当行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合、または当行に破綻処理措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化する、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）に参加している。SRMは、SRM規則およびドイツにおいてはドイ

ツ再建・破綻処理法を通じて実施されている銀行再建・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）に基づいている。また、破綻処理法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであり、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、SRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。欧州委員会および程度は低いものの欧州連合理事会は、SRBにより提案される破綻処理スキームを支持するか、またはこれに反対する役割を担っている。破綻処理スキームは、各国の管轄破綻処理機関（ドイツの場合、2018年から、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）により、BRRDを施行する国内法に沿って検討、実施される。破綻銀行に課されうる破綻処理措置には、破綻銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、破綻銀行の株主利益の希薄化または株式の消却等の幅広い措置や、破綻銀行の発行済み債券の条件の変更（例えば償還延期や適用金利の引下げなど）が含まれる可能性がある。さらに、当行が規制自己資本を使い果たした後、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法（破綻処理法により改正済）に明記される特定のシニア無担保債券）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

ドイツにおいては2015年1月1日から実施可能となった破綻処理機関のペイルイン権限の行使を容易にするため、金融機関は、EU法以外の法律に基づき発行した自己の適格負債に、各債権者がこうした債務の償却や転換に係る規制当局の権限およびその他の破綻処理権限を認める旨の条件を含めることが要請される。SRM規則、BRRDおよび再建・破綻処理法は、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行の業務に重大な影響を及ぼし、当行の株主利益の著しい希薄化、さらには当行の株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請しており、当行の現地事業（米国での事業を含む。）に流動性資金、リスク管理、適正自己資本および破綻処理計画に関する規制が個別に適用される場合もある。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制または資金流動性の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を再び満たすことができないような場合は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

「CRR/CRD 4」の一連の法令の実施は、とりわけ、自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化をもたらし、その一部として、2019年1月1日までに段階的に適用される追加的な自己資本バッファー要件や、拘束力を有する非リスク・ベースのレバレッジ比率の導入のための規則も含まれている。同様に、米国連邦銀行規制当局は、2013年、DB USAコーポレーションなどの米国の銀行組織に適用されるパーゼル3自己資本規制のフレームワークの要請を実施する最終規則を発表した。リスク測定に関する規則の厳格化や2016年11月パッケージおよび2017年12月合意が提案する追加の修正により、リスク・ウェイト・アセットおよびこれに対応する銀行の資本に対する要請がさらに増大し、流動性要件がより厳格化する可能性がある。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法に基づき、欧州連合内の銀行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）を常に満たしていなければならない。また2015年11月9日、金融安定理事会（FSB）は、法律として採り入れられた場合には、当行のようなG-SIBに対し各行毎に定められる総損失吸収力（TLAC）に係る新たな最低要件を2019年1月から満たすよう要請する、欧州だけでなくすべてのG-SIBに適用される新たな基準を公表した。また、ドイツの銀行による総損失吸収力（TLAC）要件の充足を容易にするため、ドイツの銀行が発行した特に定義された一定のシニア無担保債券（仕組み商品ではない債券等）に係る債務は、2017年以降、劣後債と明文上規定されていなくても、他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務（預金、デリバティブ、マネーマーケット商品および特定の仕組み債券等）の下位に位置づけられることとなる一方、契約上の劣後債（Tier 2 資本商品等）に対しては引き続き上位に位置づけられることとなる。総損失吸収力（TLAC）ならびに自己資本および適格負債に関する高レベル

の最低基準（MREL）の要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。

2016年11月パッケージの一部として、欧州委員会は、EU内において金融安定理事会のTLAC基準を実施し、これをMRELに対応させ、かつEU内の銀行の債権者の債権の優先性について各国内の規則を整合させる旨の提案を行った。この見直しは、マーケット・リスクの枠組みの変更、流動性規制の枠組みの変更およびレバレッジ比率の計算方法の変更等を含む、CRR/CRD 4規則のより広範な見直しの一環として行われるものである。これらの規則については現在、EUの共同決定手続が進められており、ここ数か月のうちに変更が行われる可能性が高い。債権の優先性に関する各国内の規則の整合について、2017年12月27日、欧州連合はBRRDを修正する指令を公表した。BRRDの修正は、銀行が、劣後性のない同行の他の債券（「非優先シニア」債券として扱われない債券を含む。）に対して（法令で定めるものだけでなく）その要項に従って下位に位置づけられ、同行の契約上劣後性のある債務（Tier 2 資本商品等）に優先する「非優先シニア」債券を発行することを認めている。新規則に基づき当行が発行する上記のような「非優先シニア」債券は、その発行時点において、現行規則に基づいて既に発行されている「非優先シニア」債券と同順位になるものと予想される。BRRDの修正は、2018年12月29日までにドイツ国内法により実施されるよう義務付けられている。

米国では、2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、金融安定理事会の総損失吸収力（TLAC）基準を米国において実施する最終規則を採択した。2019年初頭に適用されるかかる最終規則は、特に米国外のG-SIBの米国中間持株会社（当行の米国中間持株会社であるDB USAコーポレーションを含む。）が総損失吸収力（TLAC）の最低基準額を維持することを要請しており、また別途、かかる米国中間持株会社が一定の要件を満たした最低基準額の長期債を維持するよう要請している。

自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）ならびに総損失吸収力（TLAC）要件の最終的な影響は、これらの最終的な実施状況に左右されるが、かかる要件を遵守しなければならないことにより、当行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特に当行の資金調達費用が増加する可能性がある。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、その他Tier 1（AT1）資本として適格の当行のハイブリッド資本証券の段階的な解消や、新基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。

法定の最低自己資本水準やバッファ要件、ECBにより当行に課される特定の「第二の柱」自己資本要件、または市場が期待する自己資本比率を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払、自社株の買戻し、その他の規制上の資本性金融商品に関する支払いおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRR/CRD 4の一連の法令に基づき要求される水準まで自己資本比率が回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなった場合には、管轄当局は、SRM規制、ドイツ再建・破綻処理法およびその他の適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

さらに当行は、異なる法域における当行の現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を採択している。2014年2月、連邦準備制度理事会は、外国銀行（FB0）に適用される米国健全性基準の見直し（FB0規則）を採択した。当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある外国銀行は、2016年7月1日までに、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかかる中間持株会社に保有させることを義務付けられた。2016年7月1日、当行はDB USAコーポレーションを当行の米国中間持株会社に指定し、DB USAコーポレーションは同日より、米国のパーゼル3自己資本規制フレームワークに基

づく自己資本規制、資本計画およびストレス・テストの要件（段階的導入ベース）、米国流動性バッファ要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、子会社の連結ベースで服している。これらの要件の一部は、当行のニューヨーク支店にも適用される。米国中間持株会社としてのDB USAコーポレーションに適用される米国レバレッジ比率要件および補足的レバレッジ比率要件は、2018年1月より適用されている。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションを含む米国中間持株会社およびその子会社ならびに当行のニューヨーク支店を含む外国銀行（FBO）の米国支店および代理店を検査する権限を有する。

2014年9月、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、大規模な米国銀行持株会社およびこれらの子会社である預託機関の一部を対象として、パーゼル委員会による修正後のパーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カバレッジ比率（LCR）要件を実施する最終規則を承認した。DB USAコーポレーションおよび当行の米国における主要な銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（以下「DBTCA」という。）は、2017年4月1日よりLCR要件に全面的に服することになった。

2016年6月1日、連邦準備制度理事会および米国のその他の規制当局は、パーゼル3流動性フレームワークの第二の要素である安定調達比率（NSFR）の適用を実施する規則案を公表した。NSFRは、金融機関が十分な長期安定調達額を維持しているか否かを測定するものである。当該規則案によれば、DB USAコーポレーションおよびDBTCAはNSFR要件に全面的に服することとなるが、この規則案はまだ最終になっておらず発効していない。

当行のニューヨーク支店を含む米国事業全般は、流動性資金およびリスク管理に関する追加の定量的要件に服する予定である。

DB USAコーポレーションは、米国の大手銀行持株会社に適用される高度健全性基準（これには、資本分配案の詳細およびストレスのかかった経済条件の下であつてもどのように規制の最低要件を充足するかを記載した資本計画の提出が含まれる。）に服している。同社は、2017年4月に、連邦準備制度理事会に対し最初の資本計画案を提出したが、この最初の資本計画案に対する判断結果は、連邦準備制度理事会により公表されなかった。DB USAコーポレーションは、連邦準備制度理事会の年次包括的資本分析検査（CCAЕ）の一環として2018年4月に2回目の資本計画提出を行い、その結果は連邦準備制度理事会によって公表される予定である。

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下、「ドッド・フランク法」という。）第I編およびその施行規則は、資産が500億米ドル以上である銀行持株会社（ドイツ銀行AGを含む。）に対し、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「米国破綻処理計画」という。）を毎年作成し、提出することを義務付けている。ドイツ銀行AGのような外国に拠点を置く対象会社の場合は、米国破綻処理計画は、その営業のすべてまたは重要な部分が米国に所在する子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。当行は、2015年7月に直近の米国破綻処理計画を提出したが、外国に拠点を置く対象会社であるため、2016年と2017年は同計画の提出を求められなかった。当行の次の米国破綻処理計画の提出期日は2018年7月1日となっている。連邦準備制度理事会およびFDICの双方が、当行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、当行が要求された期間内に問題点を是正できなかった場合には、当行は、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすかまたは成長を妨げるような方法で、事業、法人、オペレーショナル・システムないし企業内取引を再構築または再編することを求められる可能性がある。当行はまた、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件に服することや、一定の資産もしくは事業を売却することが必要となる可能性もある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本ないし流動性資金の投入、その他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が当行や金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないか、または現地の要件に従い特定の法域で流動性を増加させるその他の施策を講じなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。現地の要件の変更に応じて当行が講じなければならないまたは講じる必要があると判明したこのような施策は、当行の戦略的目標に合致せず、かつかかる目標の達成を遅らせる可能性がある。加えて、かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸

借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、またはその他の方法で一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小しもしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達への努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本、流動性資金および損失吸収商品を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件その他の要件の強化および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも影響が及ぶ可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率ならびに当行の株式または規制上の資本性金融商品に関する分配に利用可能な当行の資金は、当行の事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、当行の株式または規制上の資本性金融商品に関して全く支払いが行われず、あるいは支払額が減少する可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表全般の管理、そして当行の資産への配分が認められているリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的または規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行および当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびに当行の株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は資本および流動性管理に関する決定において、その他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する当行発行の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制上の資本性金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、いかなる措置も行わないことを決定する可能性がある。当行の決定が規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制上の資本性金融商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定によりたとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、当行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、当行の株式に関する配当の支払いおよびその他の規制上の資本性金融商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、当行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性または当行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損が非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。当行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつき当行が設定した引当金を上回る場合）や、その関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、当行の株主または当行のその他の規制上の資本性金融商品（その他Tier 1資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。ま

た、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や規制上の資本性金融商品の条件に基づくその他の支払いを行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行の取締役会は、当行の最新の戦略に基づき、2018年5月の年次株主総会において、一株当たり0.11ユーロの配当の支払いを提案する予定である。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国およびドイツの法律により、当行はビジネス活動を適用ある制限を遵守するべく修正しなければならない。これは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

「ボルカー・ルール」を実施する規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の支配会社または関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を限定または制限し、銀行およびその関連法主体（affiliate）が、かかるファンドのうち自らまたはその関連法主体が一定の関係を持つファンドと一定の取引を行うことを制限する。ボルカー・ルールにより、銀行は、ボルカー・ルール上の制限遵守の確保および監視を支援するための包括的なコンプライアンス・プログラムの策定を義務付けられる。

ドイツでは、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律（Trennbankengesetz）（以下「分離法」という。）により、預金受入金融機関およびその関連会社が他の者へのサービスを構成しない自己勘定取引、高頻度取引（マーケット・メイキング活動を除く。）ならびにヘッジファンドおよびその類似企業との間の信用取引または保証取引に従事することを、かかる活動が他の法的主体に譲渡される場合を除き、禁じている。かかるリスク分離要件は一定の基準値を超えた場合に適用されるものであるが、当行はこれに該当する。また、分離法はBaFinに対し、2016年7月1日より、預金受入金融機関およびその関連会社が法律により禁止されている活動に相当するマーケット・メイキング活動やその他の活動に従事することを、それにより当該預金受入金融機関またはその関連会社にソルベンシー・リスクが生じるような場合には、状況に応じて禁止する権限を付与している。BaFinがかかる禁止を命じた場合、各活動は停止されるか、または他の法的主体（金融トレーディング機関（Finanzhandelsinstitut）と呼ばれる。）に譲渡されなければならない。預金受入金融機関およびその関連会社が高リスクの活動を行うことに対するこうした禁止規定は2015年7月1日に発効したが、リスク分離要件を充足するため12か月間（BaFinが当該期間を延長する場合を除く。）の移行期間が設けられた。当行グループについては、関連業務の停止または譲渡にかかる延長された期限が2017年6月30日に終了した後、2017年7月1日から分離法が適用された。分離法により、当行グループは、禁じられた活動が行われないことを確保するため、銀行の活動が法定の範囲内であることを継続的に監視し、コンプライアンスと内部統制の枠組みの査定を行うことが義務付けられる。分離法の禁止規定を遵守しなかった場合、最終的に民事責任または刑事責任を問われる可能性がある。

ボルカー・ルールおよび分離法により、当行グループはその規制を遵守するよう、当行のビジネス活動の修正および詳細なコンプライアンス・プログラムの実施を義務付けられる。その結果、当行グループは、かつては利益をあげていた一定のビジネス活動を現在では行っていない。このことは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されたまたは今後提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税などに関する広範な新規制）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の所要自己資本、再建・破綻処理計画、一定の銀行業務の分離やその他の要件に加え、当行は、金融危機を受けて新たに採択された、または今後提案される様々な規制の見直し（とりわけ、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税に関する新規制など）の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

2012年8月16日、EUの店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ完全には予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト（コンプライアンス費用を含む。）を増大させる変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。改定された金融商品市場指令（以下「MiFID II」という。）およびこれに対応した金融商品市場規則（以下「MiFIR」という。）は、2018年1月3

日から当行に適用されることになり、そこには集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務が規定されている。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IO스코により最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授權法規（EMIRおよび関連施行規則がこれにあたる。）は存在するが、その影響の大半は、これらの要件が更にどのように実施されるかに拠っている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼすまたは及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）にスワップ・ディーラーとして仮登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針ならびに米国の銀行規制当局およびCFTCが最近採択した証拠金規制により、当行は、EMIRおよびMiFIDを遵守することにより、代替的に米国規制要件の一部（全部ではない。）を遵守することができる可能性がある。ドッド・フランク法に基づく要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（以下「SEC」という。）の管轄下にある独立した規制制度の対象となっている。SECは、その証券派生スワップに関する規則の確定作業中であるが、同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられることが想定される。

また、CRR/CRD 4の一連の法令は、経営陣の報酬の見直し（当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスクテイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。）についても規定する。かかる報酬の規制（かかる規制の実施のためにEBAが公表した指針を含む。）により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

金融危機を受け、ドイツや英国を含む複数の国では銀行税が導入されている。当行は銀行税として、2017年は5億9,600万ユーロ、2016年は5億4,700万ユーロ、2015年は6億5,300万ユーロを計上した。当行はまた、単一破綻処理メカニズム（SRM）に基づく単一破綻処理基金（SRF）（2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。）、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令（以下「DGS指令」という。）に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。DGS指令は、2024年までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。さらにこれに関連して、2015年11月24日、欧州委員会は、銀行同盟に参加する加盟各国の現行の法定預金保証制度に参加する金融機関すべての銀行預金を対象とした欧州預金保険制度（「EDIS」）設立のための規則案を提示した。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11か国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。政治的協議を数ラウンド重ねたが、現在、合意締結の日程は定まっていない。金融取引税が採択された場合、その最終的内容によっては、コンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が

保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客の損失を填補する必要性のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、過去にボラティリティが高まることのあった市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2015年4月に次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行がその戦略計画を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2015年4月、当行は、次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行の計画には、現在成功している市場、商品、顧客を対象を絞り、よりシンプルで効率的になること、技術の刷新とリスクの高い顧客関係や地域からの撤退により、リスクを低減すること、自己資本を強化すること、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくことが含まれていた。2015年10月、当行は各事業部門の個別の実施策を発表し、当行の戦略の財務上の目的を明確にするため、いくつかの財務目標を更新した。2017年3月、当行をさらに向上させ成長機会をより良く追求できるようにするため、80億ユーロの増資、当行の主要3部門への再編成、ポストバンクとプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のドイツ国内事業の結合、下記のコスト削減計画の策定や当行グループの目標数値の修正など、複数の新たな施策を含む戦略の見直しを発表した。

当行の戦略的目標の達成は、様々な内部および外部的要因（市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安を含む。）ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略的目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受け、または阻止される可能性がある。特に欧州における、市場の極端な混乱の再燃などの経済に対する不透明感、世界、地域および国家の経済状況の低迷する可能性、低金利かつボラティリティの低い市場環境の継続、事業における競争の増加ならびに政治的不安定性が、戦略的目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。また、戦略的目標を達成する当行の能力は、規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに関与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のペースおよび規模で発生する場合、またはこれらの件において当行が和解する可能性について市場の憶測が消えない場合、当行は、戦略的目標を達成することができない可能性がある。

とりわけ、マクロ経済的リスクならびに規制の変更および法的手続に係るリスクは、当行の財務目標および自己資本目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。財務上の目標として、当行は、下記の費用関連の目標および純収益予測に加えて、再編を除いた通常の事業環境を前提として税引後有形株主資本利益率を約10%とすることを目指している。当行の自己資本目標には、完全適用ベースによる普通株式等Tier 1資本比率が13%を十分上回ることもおよびレバレッジ比率を4.5%とすることが含まれる。さらに、2018年度以降については競争力のある配当性向を目指している。当行の戦略は、ダウンサイド・シナリオおよび偶発事象へのある程度のバッファーを当行が勘案して策定した意欲的な財務計画に基づいている。但し、当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、当行が戦略計画に沿って収益を伸ばすことができた場合でも、規制の変更や上記の訴訟・規制関連事項（それらの和解の可能性に関する市場の憶測を含む。）に関して（その結果当行の事業に要求される変更において）当行が要するコスト、またはその他予測不能なリスクが現実のものとなった場合には、当行の純利益に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当行が戦略的財務目標および資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

2017年3月、当行は、2018年の調整済コストの目標額を、事業処分を通じて予定されている約9億ユーロのコスト削減を含め、約220億ユーロとする旨を発表した。当行は予定された事業処分を進めてきたが、中には遅延や中断したケースもある。その結果、当行は現在、予定された9億ユーロのコスト削減を2018年中に達成するのは難しいと考えている。さらに、プレグシットや2018年のMiFID IIの実施に関連するコストが、当行が調整済コストの目標を設定した時点で想定していた金額を大きく上回ることが予想される。また、ポストバンクと当行のドイツにおける銀行法人の統合は、その完了が2018年第2四半期となることが現在想定されていることから、この統合により2018年に実現すると見込まれていたコストシナジー効果の一部はその実現が遅れ、コスト削減の達成は2019年になることが予想される。そのため、当行は現在、2018年の調整済コストは、当初の目標であった220億ユーロに事業処分の遅延および中断によるコストへの影響を加えた、約230億ユーロとなるものと予想している。当行は、調整済コストの削減をさらに進め、2021年には210億ユーロとすることを目標としている。但しこの目標の達成は、当行が2021年までに完了を予定している事業処分を成功裡にかつ予定された期限内に実施することができるか否かに一部依拠している。当行が遅延しながらも完了を目指しているこれらの事業処分は、市場の状況や十分満足のいく条件での処分ができないために、完了できない可能性がある。当行の調整済コストの目標の達成はまた、内部統制環境の改善や規制遵守の機能の強化に関する費用が当行の予想以上に高額となった場合、難しくなる可能性がある。

当行の自己資本目標は、戦略に沿って貸借対照表の規模を縮小する当行の能力にも依拠している。当行は、複数の小規模事業を処分することを計画しており、またCIBにおいて認識されている不良資産ポートフォリオを分離して管理することを予定している。厳しい市場環境や規制の不確実性により、当行は、資産の処分自体が不可能となるか、あるいは当行が合理的と考える価格での資産の処分が不可能となる可能性があり、その結果、資産売却により損失（または予想以上の損失）を被るか、あるいは希望または予定の期間より長い期間にわたり資産を保有することになる可能性がある。計画に沿ったリスク・ウェイトド・アセットやレバレッジ・エクスポージャーの削減ができない場合、当行は、その戦略に基づき定めた自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の戦略的目標はまた、以下の前提およびリスクに服する。

当行は、当行のビジネスモデルから生じる大きな課題を克服することができるものと想定している。当行は引き続きトレーディングビジネスおよびマーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかるビジネス（特に債券

部門)は、金利およびボラティリティが低く、顧客活動が低水準で、当行事業に対する見方が否定的な市場環境がいつまで続くかの不確実性や、中央銀行の市場介入およびその段階的停止により、引き続き極めて困難な状況に直面している。当行は、これらのビジネスの業績に大きく依存しており、その依存度が多くの競合他社よりも高い。顧客フローに依拠する当行の多くの事業は、現在の市場環境において一層厳しいものとなっている。また、当行の一部の事業は、変更が困難である可能性があり、これは当行のビジネスモデルの変更を行うにあたりリスクとなる可能性がある。当行がこの新しいビジネスモデルを成功裡に実施できなかった場合、または新しいビジネスモデルが収益をもたらさなかった場合、当行は、戦略目標の一部または全部を達成できなくなる可能性がある。

資産および顧客水準は、2016年第4四半期において市場の否定的な見方により受けた影響から大きく回復したが、市場が再び否定的な見方で当行に注目した場合、再度新規顧客や資産の流出を招く可能性がある。

取締役会は、2016年の事業環境を考慮し、当行の上級職員に対する同年の報酬の裁量的賞与部分を取りやめる旨を決定した。当行はその事業全体において、有能な従業員を確保し維持する必要がある。2016年に決定された裁量的賞与部分の取りやめは、有能な従業員を成功裏に確保または維持するための当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。事業環境は引き続き厳しいものではあったが、当行は2017年に裁量的賞与部分を復活させた。従業員を確保、維持しようとする当行の取り組みが失敗した場合、当行の経営戦略を実行する当行の能力に重大な悪影響を及ぼし、将来において報酬の柔軟性を損なう可能性がある。

当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、ITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。さらに、資本計画および実施計画には、正確な、適時の、かつ関連を有するデータに依拠する堅牢なモニタリングおよびトラッキングが必要となる。当行は、当行のIT技術およびデータ技術ならびにデータ収集力における既存の課題に対処するべく策定されたイニシャティブに取り組んでいる。これらのイニシャティブを実施するにあたり遅れや課題が生じた場合、効率性の向上および管理体制の強化を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の戦略を成功裡に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

当行に適用される法令に従って事業を遂行できるようにするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。当行は特に、多くの訴訟が生じる原因となった状況や、当行がここ数年に受けた規制上および執行上の調査や手続きに対する対応として、取引処理体制の有効性の向上、管理の強化および非財務リスクの管理を行う複数の重要なイニシャティブに取り組んでいる。但し、当行は、これらのイニシャティブを予定どおりまたは規制当局の要求どおり迅速に完了できない可能性があり、また当行の取り組みは、当行の管理体制における将来のすべての不備を阻止し、または管理体制の改善によって将来的に訴訟ならびに規制上および執行上の調査や手続きを減少させるには不十分である可能性がある。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性がある。これらの要因はいずれも、戦略を適時に実行するもしくは実行自体の可否に関する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行の財務目標において設定したバッファは、ダウンサイド・シナリオにおいて結果的に不十分となる可能性がある。予定された事業処分の遅延や中断により、当行は既に2018年の調整済コストの目標を達成するのは困難な状況となっている。他の財務目標に含めたバッファを当行が使い切った場合、上記のマクロ経済、規制、訴訟に係る要因もしくはその他の要因、あるいは当行が予期していなかった事由により、当行は戦略目標を達成できなくなる可能性がある。

当行がかかる戦略的イニシャティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシャティブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシャティブを実施するために当行が負担する費用が当行想定の高額を超えた場合、あるいは当行がこれらのイニシャティブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性がある。当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2017年3月に発表した戦略的イニシャティブの一環として、グローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして一つの部門に再編し、収益性の高い当行の法人顧客を対象としたクロス・セルの機会を増加させることにより成長を図ることとした。顧客は当行との取引やポートフォリオの拡大を選択しない可能性があり、それにより、当行がクロス・セルの機会を活かすことができない可能性がある。

当行は、2017年3月に発表した戦略的イニシアティブの一環として、当行のグローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして一つの部門に再編した。この結合は、2017年第2四半期に実施され、顧客に対するより一貫性と適合性のある商品の提供を促進し、クロス・セルの機会を大幅に増加させ、収益性の高い取引関係に資源を集中させて顧客の合理化を着実に進め、収益性向上のためより高い費用効率および資産効率を達成することを意図したものである。この再編による成果を当行が獲得できるか否かは、最終的には、顧客の商品需要や事業計画、および法人顧客が一般に当行との銀行取引関係の強化について意欲的であるかどうかによって決定される。クロス・セルの取り組みが、顧客の需要、提供可能な商品、品質、サービスの提供のいずれかの欠如により結実しない場合、これらの取引機会を生かすことができない可能性がある。また上記のマクロ経済的、地政学および規制上のリスクも、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの顧客のオペレーティング・モデルや、増大する取引機会を捉える当行の能力に困難をもたらす。

当行は、先にドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）を売却する意向を発表していたが、2017年3月に発表した当行戦略の見直しの一環として、ポストバンクを保持し、当行の既存のリテール業務および商業銀行業務と統合する旨を発表した。一旦当行グループからの分離を完了したポストバンクを当行グループに統合することは困難である可能性があり、その結果、当行が期待するコスト削減やその他の恩恵の実現に予想以上の費用を必要とするか、または実現自体ができない可能性がある。

当行は、先にドイツ・ポストバンクを売却する意向を発表していたが、2017年3月に公表した当行の戦略見直しの一環として、ポストバンクを保持し、ポストバンクと当行の既存のリテール業務および商業銀行業務（いずれも当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク部門の一部である。）を統合する旨を発表した。当初の戦略からのこのような変更は、絶えず変化する様々な要因を反映したものであり、それらの要因には、ドイツの中堅企業顧客やプライベート・バンキングの顧客が引き続き増加すると考えられること、予想される規制要件や欧州の金融機関のレバレッジ比率に対する市場の期待の変化、十分な預金ベースを有する大規模かつ安定した事業を保持することによる事業モデルへのプラスの影響、ポストバンクをどの程度統合可能かについてと統合の結果もたらされるスケールメリットや相乗効果に関する当行の見解の変化、ならびにマクロ経済の見通しの改善可能性や個人向け商業銀行のダイナミクスの変化、ドイツにおいてリテール・バンキング業界の統合の可能性が実際に高まっていること、およびデジタル化が今後引き続きもたらすであろう機会拡大を考慮に入れて当行が想定する将来の成長機会などが含まれる。

この目的のため、ポストバンクとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGは、2018年第2四半期末までに一つの法人に統合される。ポストバンクの統合により、ドイツ最大の個人向け商業銀行が誕生する予定である。この統合は、中央管理部門の合理化をより容易にすること、技術基盤やインフラ全体の効率性の向上、およびデジタル化や販売チャネル、規制上の変更などの分野により効果的に投資することによって、費用効率の向上を目指すものである。

今般のポストバンクを当行グループへ統合するための再編計画およびその他の投資について、当行はその総費用を19億ユーロと見込んでおり、内訳は再編および退職費用が2022年までに約10億ユーロ、残りはIT（情報技術）その他に関する費用である。当行は、大きなシナジー効果が生まれ、年間の費用削減額が段階的に増加して2022年までに年間約9億ユーロとなることを目標としている。統合への取り組みに関連して、ITシステムが異なることから生じる潜在的な困難、人員の統合による困難、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性など、予測不能な困難が生じる可能性がある。統合の利益、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびに当行またはポストバンクがコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。これらのリスクのいずれかが顕在化した場合、統合により当行が実現を期待する費用削減その他の利益が、想定以上に高いコストを要することとなり、想定される期間内もしくは計画された範囲まで実現されないか、または実現自体ができないこととなる可能性がある。

当行は、2017年3月、戦略の見直しの一環として、独立したオペレーションを有するアセット・マネジメント部門を、一部株式の新規公開（以下「IPO」という。）により設立する旨を発表した。経済状況もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。さらに当行は、独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。

2017年3月、当行はアセット・マネジメント部門を独立したオペレーションを持つ事業体として設立し、その少数株主持分を新規公開（IPO）により売却することを発表した。2016年後半、ドイチェ・アセット・マネジメント（ドイチェAM）は、当行の資本基盤に関するレピュテーションや市場の懸念の拡大の影響を受け、当行に完全所有されていることによりその潜

在的な成長の機会が制限されたと考えられた。加えて、当行が再編を進める中で、ドイチェAMに向けられる経営資源も制限され、そのビジネスはさらに制約を受けた。そのため、現行の組織の下ではドイチェAMの企業価値は過小評価されたままであると考えられる。そこで当行は、同部門がより柔軟にグローバルな成長機会を追求し市場シェアを獲得する能力を高めることができるよう、ドイチェAMの少数株主持分を売却する予定である。

しかしながら、ドイチェAMの当行の持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体が困難となる可能性がある。ドイチェAMの持ち分の売却を行う当行の能力は、とりわけ、経済状況、規制環境および市況（特にドイツ国内のアセット・マネジメント・ビジネスに関連するもの）に依拠し、またドイチェAMの財務状態、業績および事業見通しにも依拠する。経済状況、規制環境もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。また当行は、より独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。さらに、2016年に当行に関する市場の懸念がドイチェAMの事業に与えた影響を、ドイチェAMのIPOによっても完全には払拭できないか、または新たな状況においても同じ懸念が生じ、同様の影響を与える可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、その戦略の一環として、上記のとおり引き続き当行の資産、とりわけCIB部門の資産の削減を進めている。当行はまた、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有しており、かかる資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーの金額およびリスクの削減を行う可能性がある。これらの削減は、当行のビジネスの簡素化および集中を行い、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーを減らして自己資本比率およびレバレッジ比率を改善することにより、新たな自己資本規制およびレバレッジ要件が要請する水準またはこれを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する当行の戦略の一環として行われる。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率およびレバレッジ比率ならびに株主資本利益率を改善するため同様に資産を売却しようとしているため、現在および将来の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。また、当行は、上記の投資においてパッシブ投資家となっている場合があり、その場合、当行は第三者の行為に依拠することとなる。当行が事業体またはビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。当行が計画どおりにその資産を削減できない場合、当行は、その戦略に基づき設定された自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行が、適用法令や関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを確保するには、堅固かつ効果的な内部管理体制および適切なインフラ（人材、方針および手続き、コントロールテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部管理体制およびインフラを強化する必要性を認識し、これを達成するための施策を進めてきた。これらの施策が奏功せずまたは遅延した場合、当行のレピュテーション、規制遵守状況および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また戦略目標を達成する当行の能力が損なわれる可能性がある。

当行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持する当行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な管理体制は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続き、テストプロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施しまた機能させるために必要な人材から構成される。効果的な管理体制は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの検討、ならびに必要なに応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続きに依拠している。これらは、規制報告やその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

当行の内部管理体制およびその基礎となるインフラは、いずれも当行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また当行全体で十分に統合されていない。特に、当行のITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるプラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行の業務プロセスおよび関連する管理システムでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過

誤やその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また場合によっては当行のリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得しまたは提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行サービスを經由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）に悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取り組みが要求される。

また当行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。

これらを背景に、当行の規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正規の見直しや監査を通じて、当行の内部管理およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、データやプロセスの一貫性、リスクの特定、測定および管理、ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また規制報告、マネーロンダリング対策ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」その他の内部プロセスも含まれる。一例として、当行のロシアにおける取引活動に関する英国の金融行動監督機構（FCA）との2017年1月の和解は、当行の投資銀行におけるマネーロンダリング対策管理部門に対するFCAの調査に一部起因するものであったことが挙げられる。

ECBおよび連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部管理および関連するインフラの様々な側面（マネーロンダリング対策や評価に関する管理を含む。）に焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、マネーロンダリング対策やその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に取り組むよう正式に要請した。当行が業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行の管理体制やインフラの十分性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、当行の内部管理やこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部管理の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU内レベルで適用されるものであり、当行が業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行の努力をより複雑にしたりその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。当行は、これらの施策により、近年当行が服している訴訟や規制および執行当局による調査・手続きを招いた状況の多くを回避し、また法律や規制を遵守し、監督当局の期待に応える当行の能力を向上させることができるようになってきている。特に当行は、事業の複雑性を軽減し、プロセスやビジネスおよびセカンドラインの管理を統合し自動化する取り組みを行っている。当行はまた、例えばロシア事業などの一定の事業から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進め、またグループ内部監査部門の規模を増大させ強化した。しかしながら、当行は、当行の予定や規制当局の要求どおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また当行の取り組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟や規制および執行当局の調査、手続きおよび批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行はまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、特に当行の業績や収益性が困難に陥っている時期には、十分な資源を早急に提供することができず、または全く提供することができない可能性もある。当行がそのインフラおよび管理体制を適時にかつ大幅に改善することができない場合、規制当局は当行に対して、一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求する可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積みを課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファを求めることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における営業許可を停止しまたは徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび管理体制の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺されもしくはこれを上回りまたは当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行の能力あるいは実施すること自体に係る当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機により著しく加速した。金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近時の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行に対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想される。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといったさまざまな理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

当行は、当行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は常に進展しており、税務当局による検査は一層厳しくなっている。2017年12月22日、「減税および雇用法（Tax Cuts and Jobs Act）」または「TCJA」として知られる米国の新たな税法が署名された。減税および雇用法には、税源浸食・租税回避防止税（Base Erosion Anti-Abuse Tax）など多くの規定が含まれるが、これらの規定は解釈に委ねられており、技術的な修正や財務省規制によるさらなる解釈指針が今後数か月から数年の間に発行される可能性がある。また、OECDの税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲の変更は、当行および当行の子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また各加盟国が当該要件の国内法化にあたり異なるアプローチを採用しうるため、今後、二国間の税務争訟の事例が増加する可能性がある。税務当局は、一定のクロスボーダー貸出またはデリバティブ取引に関連する利子配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性に注目しており、ドイツ連邦財務省がこの分野における行政指針を発行している。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続および税務争訟の終結および解決や、急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行に關係する調査および当行または当行の現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる調査および訴訟により生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、DOJは、ある会社が不正行為にかかる民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額が生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開が結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回り、かつ、訴訟および規制案件の財務上の影響は2015年度および2016年度がピークであるという当行が公表した予想に反する財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当てによる悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制当局および法執行当局の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、当行は2013年に、ユーロおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間で和解に達した。かかる和解に基づき、当行は、総額7億2,500万ユーロを支払うことに合意した。また、既に公表したとおり、当行は2015年4月23日、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為の調査を決着させるため、DOJ、CFTC、FCAおよびニューヨーク州金融監督局（「DFS」）との間でそれぞれ和解に達した。和解条件に基づき、当行は、DOJ、CFTCおよびDFSに対して21億7,500万米ドル、またFCAに対し2億2,680万英ポンドの制裁金を支払うことに合意した。DOJとの合意解決の一環として、DBグループ・サービス（UK）リミテッド（当行の間接所有全額出資子会社）が米国コネティカット地区連邦地方裁判所において通信詐欺の1つの訴因について有罪答弁を行い、当行は、3年を期限とする訴追延期合意を行った。2017年10月25日、当行は、米国の州検事長のワーキング・グループとの間で、その銀行間取引金利に関する調査を決着させる和解を締結した。和解条件の一つとして、当行は、2億2,000万米ドルの和解金を支払った。上記の和解に関連して当行が行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。各種の銀行間取引金利の設定に関する当行への調査はそのほかにも続いており、当行は引き続きさらなる措置に晒される可能性がある。

また、当行は、各種の銀行間取引金利の設定に関する操作の疑いについて、43件の米国民事訴訟および英国で係争中の1件の訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むそれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の被告に対して係属している。これらの米国民事訴訟のうち4件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被ったと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する4件の民事訴訟もまた、SDNYに係属しており、これらはEURIBORに関する1件の訴訟、英ポンドLIBORに関する1件の集団訴訟、スイスフランLIBORに関する1件の訴訟ならびに2つのシンガポールドル金利指標、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関する1件の訴訟からなる。

当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。

米国証券取引委員会やDOJを含む様々な法域における特定の規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。当行は、これらの調査に応じておりまた協力を続けている。その他の法域における特定の規制当局も、これらの調査の概要を把握している。法律または規制の違反が生じたことが判明または生じたと主張され、執行措置の申立てが行われた場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン信託事業に関する訴訟請求に晒されており、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行はまた、当行の米国住宅ローン事業に関するその他の契約上の請求、訴訟および当局による調査にも晒されている。

当行ないし当行の関連会社は、600件を超える住宅ローン担保証券（「RMBS」）信託の受託会社としての役割に関して、投資家から民事訴訟を提起されている。これらの訴訟において原告の投資家は、米国信託証書法違反、ニューヨーク州ストリート法（Streit Act）違反、契約違反、信託義務違反、信託違反、過失および/または信託の受託会社としての義務の原告により主張される不履行に基づく過失による不実表示に対する請求を主張している。より具体的には、原告の投資家は、当行または当行の関連会社が、(a)ローン売主がRMBSを担保するモーゲージ貸出金に関して行われた表明および保証に違反したこと、ならびに(b)ローン・サービサーがRMBS契約に従ってモーゲージ貸出金を返済する義務に違反したことについて、投資家の利益のために請求を執行すべき受託会社として期待された義務を履行しなかったと主張している。原告の投資家はまた、当行または当行の関連会社が、原告により主張される不履行により受託会社として当該請求を執行しなかったことにより、実現および将来のRMBS信託の損失が総額1,000億米ドルを超える可能性のある金額にまで増大したと主張している。原告の投資家は、RMBSの受託会社を務めた他の銀行に対しても、同様の訴訟を提起している。RMBSに関するかかる訴訟は係争の様々な段階にあり、当行は、引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に対して、またホールローンとして、多額のローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反の主張に基づく購入者、投資家および金融保険会社からのローンの買戻しまたは上記により引き起こされたと主張される損失についての当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利および適用ある出訴期限に従って行われた有効な買戻し請求にのみ応じている。

また、当行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の募集における当行の様々な役割（発行会社または引受会社を含む。）に関連して民間当事者から提起された多数の民事訴訟において被告のうちの一つとなっている。当行はまた、モーゲージ貸出金、RMBS、商業用不動産担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDOs）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブのオリジネーション、購入、証券化、売却、評価ないしトレーディングに関する活動についていくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、2017年1月にDOJとの間で、当行のRMBS事業に関する潜在的な請求を決着させる和解（かかる和解合意に基づき、当行は、民事制裁金として31億米ドルを支払い、消費者救済の資金として41億米ドルを提供することに合意した。）に至るなど、いくつかの民事訴訟や規制および政府案件を解決したが、未だ係争中のものが残っている。

法律上の手続きには多くの不確実性が伴い、個々の手続きの結果を予想することは不可能である。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、現在、ポストバンクの全株式の取得に関する当行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、当行は、ドイツ・ポストバンクAG（「ポストバンク」）の全株式を取得する株式公開買付けを実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は、正式な入札関連書類を発行した。株式公開買付けにおいて、当行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。株式公開買付けは、合計で約4,820万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG (Effecten-Spiegel AG) は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツ連邦共和国の適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、当行に対して訴訟を提起した。原告は、当行が、遅くとも2009年にはポストバンクの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。原告はまた、遅くとも2009年には、ポストバンクにおけるドイツポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従って当行に帰属されるべきであったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいて当行が提示したポストバンク株式の対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を破棄し、本件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、控訴裁判が、当行とドイツポストAGが2009年に「共同した」とする原告の主張を十分に考慮していないと述べた。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のポストバンクの旧株主が、当行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起している。これらはケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所においてそれぞれ係争中である。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続きに統合された合計14件の訴えについて、請求を認める決定を下した。ケルン地方裁判所は、当行が2008年時点において強制株式公開買付けを行う義務を負っており、したがって株式公開買付けにおいて提示される適切な対価は1株当たり57.25ユーロであったはずであるとの見解を示した。その結果、支払済みの対価を考慮すると、株式公開買付けを承諾した投資家に対して支払われるべき1株当たりの追加対価は、32.25ユーロとなる。当行は、当該決定に対し、これを不服として上訴し、かかる上訴は、エフェクテン・シュピーゲルAGの上訴審も行っているケルン高等裁判所第13部に係属している。

2017年11月8日、ケルン高等裁判所においてエフェクテン・シュピーゲルの件の審問が行われた。かかる審問において、高等裁判所はケルン地方裁判所の決定を否定し、当行には2008年ないし2009年において強制株式公開買付けを行う義務はなかったとする予備見解を示した。当初、高等裁判所は2017年12月13日に決定を行うとしていた。しかしながら、原告が、ケルン高等裁判所第13部の3名のメンバーに対して偏見の疑いがあると異議を申し立てたため、決定は2018年2月に延期された。異議申立ては、2018年1月末にケルン高等裁判所により退けられた。2018年2月、裁判所は、エフェクテン・シュピーゲルAGによる再審問の申立てを認め、追加審問を2018年6月29日に行う予定とした。

当行に対しては、2017年の年末近くに多くの追加訴訟が提起されており、これらの請求は、現在ケルン地方裁判所において係争中である。新たな原告には、2010年の株式公開買付けにおける当行提示のポストバンク株式の対価は、1株当たり64.25ユーロまで増額されるべきであると主張する者もいる。

これらの件に関する当行に対する支払いの請求は、合計で7億ユーロ近く（利息を除く。）に上る。2018年2月、上記の民事訴訟において一部の原告の代理人を務める法律事務所は、フランクフルト・アム・マインの検察官に対し、当行の特定の従業員への刑事告訴も提起しており、当該従業員が株式公開買付けに関連して詐欺行為を行ったと主張している。

2015年9月、ポストバンクの旧株主は、2015年8月にポストバンクの株主総会で採択された少数株主からの株式買い取り（スクイーズアウト）の決議無効を求め、ポストバンクに対する株主訴訟をケルン地方裁判所に提起した。原告は、なかでも当行が2009年により高い価格で強制株式公開買付けを行うべきであったのにこれを行わなかったとの主張に基づき、当行のポストバンク株式に関する議決権を停止すべきであると主張している。スクイーズアウトは確定しており、この訴訟手続により覆る余地はないが、損害賠償金の支払いが発生する可能性がある。本訴訟における原告は、上記のエフェクテン・シュピーゲル訴訟におけるのと同様の法的主張を述べている。2017年10月20日の決定において、ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトの決議は無効との判断を下した。但し裁判所は、主張される当行の強制株式公開買付けの不履行による議決権の停止に依拠したのではなく、ポストバンクが、2015年8月のポストバンク株主総会においてポストバンク株主の情報請求権を侵害したことを根拠とした。ポストバンクは、この決定に対し、これを不服として上訴している。

当行が、2010年の株式公開買付けの前に全てのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）にも影響する可能性がある。これらの手続きは、2015年のポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示された現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG（現DBベタイリグクス-ホールディング GmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された現金対価およびこれに関連して支払われた年間確定配当の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。ケルン地方裁判所は、価格評価請求手続において適切な現金対価を決定するにあたっては、当行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制株式公開買付けを実施すべき潜在的な

義務を負っていたことを考慮すべきであろうとの判断が示された。経営支配および損益移転契約に関連して支払われた現金対価は25.18ユーロであり、約50万株について譲渡の承諾がなされた。2015年に支払われたスクイズアウトの対価は35.05ユーロであり、約700万株がスクイズアウトされた。

本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、当該取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により当行との間で実行された、互いに相殺する関係にある株式取引の状況を調査した。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連する内部統制環境についての当行による内部調査は終了し、特定された調査結果を検討している。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行は、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また本件に関与した一部の個人に対して懲戒処分を実行し、その他の者についても令状が発せられれば処分を実行していく。

2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融監督局（DFS）と英国金融行動監督機構（FCA）は、本件の調査に関しそれぞれ当行と和解したことを発表した。この和解をもって、DFSおよびFCAによる当行インベストメント・バンキング部門のマネーロンダリング対策管理部門に対する調査は、上記株式取引に関する調査を含めて終了した。DFSとの和解契約の条件に基づき、当行は同意命令（consent order）に服し、民事制裁金として4億2,500万米ドルを支払うこと、ならびに当行の米国銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）および当行のニューヨーク支店によるまたはこれらを通じた活動に関連しまたは影響した、既存のマネーロンダリング対策コンプライアンス・プログラムに対する包括的な検査を行うため、向こう2年間について独立した監視人を一名設置することに同意した。また当行は、FCAとの間の和解契約の条件に基づき、民事制裁金として約1億6,300万ポンド支払うことに同意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当行との間で、本事案および同理事会により特定された追加のマネーロンダリング対策上の問題を決着させる和解に至ったことを発表した。当行は、4,100万米ドルの制裁金を支払った。当行は、当行の銀行秘密法/マネーロンダリング対策プログラムを評価し、DBTCAの特定の海外コルレス銀行業務を審査する独立の第三者を置くことにも合意した。当行はまた、書面による改善の計画およびプログラムの提出を求められている。

当行は引き続き、規制当局および法執行当局（これらの証券取引に係る独自の調査を行っているDOJを含む。）に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、民事および刑事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年2月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（「MPS」）は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ（Santorini）」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレポ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ財団もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。2013年12月、当行はMPSとの間で民事訴訟を終結させる和解合意に至り、取引は解消された。モンテ・デイ・パスキ財団による民事訴訟（損害賠償の請求金額は2億2,000万ユーロから3億8,100万ユーロ）は未だ係争中である。2014年7月、同財団はその旧管財人およびDB S.p.Aを含む12行の銀行からなるシンジケート団に対して2億8,600万ユーロを求める別個の訴訟を提起し、フィレンツェ裁判所に係属している。

シエナ検察官により、上記取引およびMPSが他の当事者との間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年夏、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管された。2016年2月16日、ミラノ検察官は、当行ならびに当行の現在および過去の従業員6名に対して、正式審理への付託請求を行った。付託手続は、2016年10月1日の審問をもって終結し、ミラノ裁判所はかかる刑事訴訟のすべての被告を正式審理に付託

した。当行は、イタリア政令第231/2001号に基づく管理責任および刑事訴追されている現在または過去の従業員の雇用主として民事代位責任に問われる可能性がある。正式審理は、2016年12月15日に開始し、現在も継続中である。当行は、引き続き規制当局に協力し、最新情報を提供している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は現在、その年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いについて、ドイツ税務当局との訴訟に服している。訴訟手続は、連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）において係争中である。裁判所が最終的にドイツ税務当局に有利な判決を下した場合、その結果は当行の包括利益および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行は、従業員のために多数の退職年金給付制度を有している。ドイツでは、これらの年金制度の債務に資する年金資産は、ベネフィット・トラストGmbHにより保有される。ドイツ税務当局は、ベネフィット・トラストGmbHが2010年から2013年の間にその年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いに対し異議を申し立てている。ベネフィット・トラストGmbHは、2010年についての税金および利息評価額として1億6,000万ユーロを税務当局に支払ったが、支払った金額の払戻しを求めて管轄下級財政裁判所に訴訟を提起している。2011年から2013年の期間については、2010年の税務訴訟の結果が出るまで保留されている。2011年から2013年について係争中の税金および利息もまた税務当局に支払われているが、その額は4億5,600万ユーロに上る。2017年3月、下級財政裁判所がベネフィット・トラストGmbHに有利な判決を下し、2017年9月に税務当局が当該判決に対し、これを不服として連邦財政裁判所（Bundesfinanzhof）に上訴した。連邦財政裁判所の判断が出るまでには、相当の年数がかかることが予想される。裁判所により当行に不利な最終決定がなされた場合は、当行の包括利益および財政状態に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

刑事上の手続きにおける当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、当行の事業の一部に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

当行および当行の関連会社は、これまで刑事上の手続きまたは調査の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。特に、銀行間取引金利に関する不正行為についてのDOJによる調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービスズ（UK）リミテッドは、DOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認めた。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーは、その従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。当行および当行の子会社はまた、その他の刑事上の手続きまたは調査の対象となっている。

当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、ERISAに基づく重要な取引上の適用除外を利用する当行の資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である「適格専門資産運用業者」（QPAM）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、あるいは当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる資格の喪失を、当行が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省（DOL）の承認を失った証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える顧客が出てくる可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2017年12月9日、DOLは、DBグループ・サービスズ（UK）リミテッドの有罪答弁およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決にかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の適用除外を公表した。かかる適用除外は2021年4月17日まで有効とされるが、当行または当行の関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合などには即時に終了する。有罪答弁および有罪判決により発生する資格喪失期間は2027年4月17日までであるため、当行は、QPAMの資格を喪失することにより上記のような悪影響を受ける可能性を回避するためには、2021年4月18日までに再度適用除外を受ける必要がある。

伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、非伝統的な与信業務にも従事しており、第三者の証券の保有や複雑なデリバティブ取引への従事といった取引にまで与信が拡大されている。これらの非伝統的な与信業務は、当行の信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マーギニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機において直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャー・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な情勢の展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、従業員の行為、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止または事業継続の喪失あるいは当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的の行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き、当行と取引を行う者により提供されるサービスの責任を負うことになる。また、当行と取引を行う者が、適用ある基準や当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失や規制措置もしくは訴訟に晒され、または当行がその取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。その目的は、当行がその中核的業務に焦点を置きつつ、当行の業務上の費用、効率性および効果の点での改善を追求することであり、これには例えば当行のIT近代化の取り組みに関連するものなどが挙げられる。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き当該者により提供されるサービスの責任を負うことになる。当行は、当行と取引を行う者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準ならびに当該者が当行との間で合意した契約上の条件およびサービス水準に従ってサービスの提供を行うことに依拠している。当行と取引を行う者がこれらの基準に従って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置もしくは訴訟に服し、またレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。より一般的には、当行と取引を行う者との関係が当行の期待を満たさない場合、当行は、財務リスク（別の者へのサービスの移行に関連する経費および費用など）や、かかる移行に関連するビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される可能性があり、当行が取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故による、当行や当行と取引を行う者のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行または当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護し、また当行と取引を行う者が適切なサイバー・セキュリティ予防対策を講じることを確保するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに対処するため、当行は、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、多大な資源を投入してきた。しかしながら、これらの措置が、当行が直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して有効であるとは限らない。

近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害またはその他インフラの脆弱性の利用を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。当行は、今後も引き続きそのような攻撃の標的になることが予想される。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大な事業上の影響を被ったことはないが、今後、より重大な攻撃の発生を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、改善コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、サイバー・セキュリティ費用（追加の人材、技術または当行と取引を行う第三者に関する費用など）の増額、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいために、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しつつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社、事業、資産、負債または契約を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

当行がさらなる事業結合を行うことを回避し、または魅力的な買収対象会社を見つけることができない場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大について、これを自律的成長のみによって行う場合、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらし、また当行のレピュテーションを毀損する可能性がある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

他のユニバーサル・バンクや金融サービス会社といった従来の競合他社に加えて、新興企業やテクノロジー企業といった新たなグループが、将来の競合勢力としてバンキング・サービスおよび商品への興味を強めている。これらの新たな競合他社は、中核的な商品（支払い、基本貯蓄口座ならびに融資および投資アドバイザー等）および新商品（ピアツーピア・レンディングや株式型クラウドファンディング等）の双方における競争を激化させる可能性がある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制または執行措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、米国の包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁

の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国内域内で行うその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。また、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国内域外における非米国人による特定の活動（特定の事業体や国々との一定の取引を含む。）に対する報復の脅威となっている。このように、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも広く及ぶ可能性がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。

当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国内域内で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁や通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を与えうる規制または執行措置を課せられる可能性がある。当行は、遵守違反のリスクを軽減する措置を講じている。2007年に、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアは現在、米国内務省によりテロ支援国家に指定されている。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および/またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2017年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2017年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、イランで制裁対象の活動に従事する企業に対する様々な二次的制裁を規定する方法により、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。「P5+1」諸国とイランの間の包括的共同行動計画（「JCPOA」）（これに基づきイランはその核開発プログラムを制限することに同意し、P5+1諸国は一定の制裁措置を軽減することに同意した。）の「実施日」が2016年1月16日に到来したことを受けて、これらの二次的制裁の大半は停止された。しかしながら、非米国人は、イラン国内の制裁対象リスト掲載者（「SDN」）またはイランの大量破壊兵器、テロもしくはイラン革命防衛隊に関連して指定されるイラン国外のSDNとの重要な取引にSDNと知りつつ従事することにつき、引き続き二次的制裁に服することになる。実施日以降、当行は、イランに関する新たな活動に従事してはいるが、その範囲は限定的である。当行は、デュー・ディリジェンスを強化しつつ、イランの外に所在する当行顧客を代理してイランからのまたはイランへのユーロ建ての現金払い込みを実行している。当行は、原則としてイランの取引相手方との新たな貿易金融取引を引き続き制限し、貸付契約の締結は行わない予定である。当行は、イラン関連の二次的制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対して制裁が課されたような場合には重大なものとなる可能性がある。また米国およびその他の法域によりイランに対して賦課される直接的および二次的制裁は、特にイランとの間のJCPOAが放棄された場合には、今後拡大される可能性もある。JCPOAおよびイランに対する米国の制裁は、引き続き米国における議論的であり、制裁の拡大に関する提案は、米政権や米国議会等で継続的に議論されている。2017年10月13日、トランプ大統領は、イランによるJCPOAの条件の遵守を認めることを拒否したが、停止されたイランに対する米国の制裁を再び課す措置は講じなかった。2018年1月、トランプ大統領は、JCPOAに基づく米国の制裁措置の軽減を延長したが、2018年5月の延長期間終了時までには合意内容の見直しが行われなければ、合意から離脱すると警告した。JCPOAを取り巻く大きな不透明感を考慮すると、米国がイランのJCPOA違反を宣言しまたはその他合意を放棄した場合、JCPOAに基づき停止された米国の二次的制裁が再び課せられるリスクがある。停止されたイランへの制裁が再び課せられた場合、当行が現在行っているイラン関連の活動は、短い通知期間で終了しなければならない可能性がある。但し、当行はかかる活動は当行の事業にとって重要性を持つものではないと考えている。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および信用状により発生する請求で構成されており、その残高は2017年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引では、機械などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

当行は、2017年に発生した米国の経済的制裁におけるその他の重大な変化も認識しており、これらに迅速に適応している。2017年8月2日、米国は「敵対者に対する制裁措置法」(「CAATSA」)に署名したが、そこではロシアに対する既存の米国の制裁措置(米国の制裁対象となるロシアの事業体の指定を含む。)を法制化し、ロシアに対する米国の二次的制裁を拡大し、(ロシア経済の特定の部門を対象とする)既存の部門別制裁を強化し、また部門別制裁を賦課するロシア経済の部門の追加を許可している。特に、CAATSAに基づく米国の二次的制裁の拡大により、ロシアのSDNまたはロシアの防衛および諜報部門における特定の事業体との「重要な」取引に従事する非米国企業に対する米国の制裁の賦課が認められるようになった。当行は、CAATSAに基づき拡大された米国の制裁措置について、当該制裁が当行の活動に適用される範囲でこれを遵守するために、適切なプロセスおよび手続きを設定している。当行は、米国の制裁措置に違反するまたは制裁対象となるようなロシアの事業体との取引にこれまで従事したことはなく、現在も従事していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動に関して、米国当局が当行に対して執行措置を講じない、あるいは二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また当行のレピュテーションを損なう可能性がある。また、米国は今後ロシアまたはロシアの事業体に対してより広範囲の制裁を課し、かかる措置が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、2017年8月24日、米政権は、ベネズエラ政府に対して制裁を課した。これらの制裁は、米国人によるまたは米国内における、ベネズエラ政府が発行する新たな国債および特定の債券の取引およびその他のディーリングや、ベネズエラ政府からの直接または間接の証券の購入を禁止するものである。米政権は、これらの制裁の影響を軽減するためにいくつかの一般的なライセンスを提供してきたが、ベネズエラ政府が関与する米国法域内の経済活動の大部分は、現在、米国の制裁措置により禁じられている。当行は、ベネズエラ政府に対する米国の新たな制裁措置を遵守するために、適切な手段を講じ、また適切なプロセスおよび手続きを設定している。これらの米国の新たな制裁措置に対して、当行は複数の顧客関係を段階的に縮小している。ベネズエラ政府機関については、当行は現在、レガシー取引のみ行っている。当行は、ベネズエラ政府に関連して残存する活動のいずれも、米国の制裁措置に違反していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動が米国の制裁措置に違反していると米国当局が主張しないとの保証はない。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．D B ベタイリグンクス - ホールディング GmbH
- B．ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
- C．D B キャピタル・マーケッツ (ドイチェランド) GmbH
- D．サル・オープンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- E．ノーリスバンク GmbH
- F．DWS ホールディング & サービス GmbH
- G．ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH
- H．P B C バンキング・サービス GmbH
- I．R R E E F マネジメント GmbH
- J．ドイチェ・ポストバンク AG

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態及び経営成績の分析

「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書」参照

キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（「マネジメント・アプローチ」）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの事業ラインにより設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務（トレジャリー）が発行する債務（他の資金源と交換可能であるとみなされている。）である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結対象会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動や資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は、通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

2017年度および2016年度

以下の表は、ドイツ銀行の2017年度連結財務諸表に基づく2016年度および2017年度のデータの抜粋である。

	2016年	2017年
単位：百万ユーロ（億円）	（監査済）	
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,610 (89,484)	39,576 (50,155)
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,239 (14,243)	2,433 (3,083)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-1,649 (-2,090)	7,138 (9,046)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-28 (-35)	-5,772 (-7,315)
現金および現金同等物、期首残高	105,478 (133,672)	185,649 (235,273)
現金および現金同等物、期末残高	185,649 (235,273)	229,025 (290,243)

当行グループの現金および現金同等物は、2016年12月31日現在の1,860億ユーロから増加して、2017年12月31日現在では2,290億ユーロとなった。この増加は、中央銀行への利付当座預金および決済勘定が増加したことによるものであった。

2017年度は7億3,500万ユーロの当期純損失を計上したことに照らして、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2017年末にプラス396億ユーロ（2016年末はプラス706億ユーロ）となり、かかる金額が2017年度の現金および現金同等物の430億ユーロに含まれている。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動に使用された現金および財務活動から供給された現金によるものであるが、財務活動には、80億ユーロの増資が含まれている。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2017年度はプラス24億3,300万ユーロ（2016年はプラス112億3,900万ユーロ）となった。これは、主に売却可能金融資産によるものであった。投資活動によるプラスのキャッシュ・フローは、売却可能金融資産の売却および売却可能金融資産の満期償還によるプラスのキャッシュ・フローによるものであったが、売却可能金融資産の取得によるマイナスのキャッシュ・フローにより大部分が相殺された。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2016年末はマイナス16億ユーロであったのに対し、2017年12月31日現在ではプラス71億ユーロとなったが、これは増資によるものであった。

上記の結果、2017年の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの現金および現金同等物への正味の影響額は、前年と比較して減少した。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2017年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約4億8,500万ユーロを費やした。2017年度に、4億8,400万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

	2016年12月31日	2017年12月31日
（ドイツ銀行）		
土地・建物	63	56
	(7,984)	(7,097)
備品・器具	865	961
	(109,621)	(121,788)
（ドイツ銀行グループ）		
土地・建物	1,185	948
	(150,175)	(120,140)
備品・器具	1,727	1,587
	(218,863)	(201,121)

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2017年12月31日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
2,066,773,131	2,066,773,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2017年12月31日現在)

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、200,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて512,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本は、

- 2017年5月18日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2022年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
- 上記の権限に基づき2022年4月30日以前に当行および/またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、20,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて51,200,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本の増加は、2017年5月18日の株主総会の授權に基づき2022年4月30日以前に付与されたオプションを実行する場合に限られる。この条件付資本は、発行済のオプション権の保有者が当行の株式を受領する権利を行使する場合にのみ増加し、当行はオプションの実行のために自己株式の交付は行わない。新株式は、オプション権の行使により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。

【発行済株式】

2017年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、5,290,939,215.36ユーロであり、無額面普通株式2,066,773,131株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。
2017年末現在、当行が保有する自己株式は371,090株であり、当行の株式資本の0.02%に相当する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】(2017年12月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2013年 5月2日	90,000,000	1,019,499,640	230,400,000.00ユーロ (29,199百万円)	2,609,919,078.40ユーロ (330,755百万円)	記名式無額面普通株式の発行による増資(アクセレレーテッド・ブックビルディング・オフリングにより機関投資家に対して発行された)
2014年 6月5日	59,931,506	1,079,431,146	153,424,655.36ユーロ (19,444百万円)	2,763,343,733.76ユーロ (350,199百万円)	カタールのシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対する1株当たり29.20ユーロの株式発行による増資
2014年 6月20日	299,841,985	1,379,273,131	767,595,481.60ユーロ (97,277百万円)	3,530,939,215.36ユーロ (447,476百万円)	当行の株主に対する18対5(所有する既存の18株に対して5株)の比率のライツ・オフリング(1株当たり行使価格22.50ユーロ)による増資
2017年 4月3日	687,500,000	2,066,733,131	1,760,000,000ユーロ (223,045百万円)	5,290,939,215.36ユーロ (670,521百万円)	当行の株主に対する2対1(所有する既存の2株に対して1株)の比率のライツ・オフリング(1株当たり行使価格11.65ユーロ)による増資

(4) 【所有者別状況】

2017年12月31日現在の株主数は、592,977人であった。

	株式資本中所有割合(%) (推定)
個人投資家	19
機関投資家	81
	100

(5) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%以上の報告義務に基づく通知による、当行の大株主は下記のとおりである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
C-QUADRATスペシャル・シチュエーションズ・デディケーティッド・ファンド	ケイマン諸島	5.45%(注1)
ブラックロック・インク	ウィルミントン・デラウェア州	5.38%(注2)
パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド	英領ヴァージン諸島	3.05%(注3)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド	ケイマン諸島	3.05%(注4)
スティーブン・ファインバーグ	ニューヨーク(サーベラス)	3.001%(注5)

(注1) 2018年5月11日付の数値。その後、2018年6月1日現在まで変更の通知は受けていない。なお、議決権割合の合計は7.96%(株式に付随する議決権5.45%、金融商品を通じての議決権2.51%)となっている。

(注2) 2018年5月14日付の数値。その後、2018年6月1日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2015年8月20日付の数値。その後、2018年6月1日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2015年8月20日付の数値。その後、2018年6月1日現在まで変更の通知は受けていない。

(注5) 2017年11月14日付の数値。その後、2018年6月1日現在まで変更の通知は受けていない。

2【配当政策】

(1) 配当方針

2016年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

- a) 2016年度の配当可能利益のうち、2015年の配当可能利益に帰属し、2016年には支払われずに翌年度に繰り越された金額165,256,667.68ユーロから、2015年度の配当支払適格のある2,065,548,807株の無額面株式につき1株当たり0.08ユーロの配当金（総額165,243,904.56ユーロ）を支払う。残高の12,763.12ユーロは翌年度に繰り越す。
- b) 2016年度の配当可能利益のうち、残る281,885,949.46ユーロから、2016年度の配当支払適格のある2,065,548,807株の無額面株式につき1株当たり0.11ユーロの配当金（総額227,210,368.77ユーロ）を支払う。残高の54,675,580.69ユーロは翌年度に繰り越す。

2017年5月18日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

2017年度について、取締役会および監査役会は、以下を提案した。

配当可能利益398,790,082.62ユーロから、配当支払適格のある2,065,429,340株の無額面株式につき1株当たり0.11ユーロの配当金（総額227,197,227.40ユーロ）を支払う。残高の171,592,855.22ユーロは翌年度に繰り越す。

2018年5月24日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

(2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2013年から2017年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

ドイツ銀行（非連結）

（単位：ユーロ（円））

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1株当たり配当金	0.75 (95)	0.75 (95)	0.00 (0)	0.19 (24)	0.11 (14)
1株当たり当期純利益	0.88 (112)	0.92 (117)	0.02 (3)	0.20 (25)	0.31 (39)
1株当たり株主資本および準備金（注1）	36.21 (4,589)	33.10 (4,195)	33.11 (4,196)	33.08 (4,192)	26.10 (3,308)
配当性向（%）	85.6	81.9	0.0	93.0	35.3

（注1）配当可能利益を除く。

ドイツ銀行グループ（連結）

（単位：ユーロ（円））

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
基本的1株当たり利益（注1）	0.57 (72)	1.20 (152)	-4.52 (-573)	-1.08 (-137)	-0.53 (-67)
1株当たり株主持分	50.80 (6,438)	49.32 (6,250)	40.31 (5,108)	38.14 (4,833)	30.16 (3,822)

（注1）基本的平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2017年4月より前の全ての期間で修正されている。

3【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月9日に上場され、2006年9月29日に上場が廃止された。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
最高	32.97 (4,178)	34.05 (4,315)	29.83 (3,780)	19.72 (2,499)	17.82 (2,258)
最低	25.04 (3,173)	20.22 (2,562)	18.46 (2,339)	8.83 (1,119)	13.11 (1,661)

(注1) 2014年の増資を反映するため、2014年6月5日(権利付最終日)まで(同日を含む)の株価には遡及的に調整がなされている(調整係数0.9538(R-Factor)を乗じている)。

(注2) 2017年の増資を反映するため、2017年3月20日(権利付最終日)まで(同日を含む)の株価には遡及的に調整がなされている(調整係数0.8925(R-Factor)を乗じている)。

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

月別	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月	2017年11月	2017年12月
最高	16.91 (2,143)	15.67 (1,986)	14.64 (1,855)	14.82 (1,878)	16.44 (2,083)	17.13 (2,171)
最低	14.99 (1,900)	13.29 (1,684)	13.11 (1,661)	13.93 (1,765)	13.83 (1,753)	15.66 (1,985)

4【役員の状況】（提出日現在）

男性21名、女性8名（役員のうち女性の比率27.6%）

取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)(注1)
クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing) (1970年4月24日)	取締役会会長(CEO)	1989年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2022年	54,356
スチュアート・ルイス (Stuart Lewis) (1965年10月10日)	チーフ・リスク・オフィサー(CRO)	1996年入行 2012年取締役就任 任期満了年:2020年	88,292
シルヴィー・マテラ (Sylvie Matherat) (1962年5月6日)	チーフ・レギュラトリー・オフィサー(CRegO)	2014年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2023年	0
イェームス・フォン・モルトケ (James von Moltke) (1969年4月18日)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)	2017年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2020年	0
ニコラ・モロー (Nicolas Moreau) (1965年5月8日)	DWSのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーおよび取締役会会長	2016年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2019年	0
ガス・リッチー (Garth Ritchie) (1968年7月5日)	プレジデント・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク責任者	1996年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2018年	43,227
カール・フォン・ローア (Karl von Rohr) (1965年10月16日)	プレジデント・チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー(CAO)	1997年入行 2015年取締役就任 任期満了年:2023年	5,601
ヴェルナー・スタインミュラー (Werner Steinmüller) (1954年5月13日)	アジア太平洋地域チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1991年入行 2016年取締役就任 任期満了年:2019年	119,688
フランク・シュトラウス (Frank Strauß) (1970年2月3日)	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク責任者	1995年入行 2017年取締役就任 任期満了年:2020年	7,172

(注1) 2018年2月16日現在の所有株式数を記載している。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラーゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

(監査役会)

氏 名 (生年月日)	役職/担当	略歴 / 初回就任年 / 任期満了年	所有株式数 (株) (注1)
パウル・アッハライトナー (Dr. Paul Achleitner) (1956年9月28日)	監査役会会長	初回就任年: 2012年 任期満了年: 2022年	0
デトレフ・ポラシェック(*) (Detlef Polaschek) (1960年3月14日)	監査役会副会長	ドイツ銀行AGおよびDBプリバート・ウント・フィルメンク ンデンAGジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2023年	520(注2)
ルードヴィヒ・ブロマイヤー・バル テンスタイン(*) (Ludwig Blomeyer-Bartenstein) (1957年8月2日)	-	ドイツ銀行AGスポークスパーソン・オブ・ザ・マネジメン トおよびマーケット・リージョン・プレーメン責任者 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2023年	3,141(注2)
フランク・ビジルスケ(*) (Frank Bsirske) (1952年2月10日)	-	フェル・デイ(フェラインテ・デーンストライストウン クス・ゲヴェルクシャフト)労働組合会長 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2023年	0
メイリー・キャロル・クラーク (Mayree Carroll Clark) (1957年3月9日)	-	イーチウィン・キャピタルLP創設者およびマネージング・ パートナー 初回就任年: 2018年 任期満了年: 2023年	0(注2)
ディナ・ダブロン (Dina Dublon) (1953年8月6日)	-	初回就任年: 2013年 任期満了年: 2018年	0
ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ(フェラインテ・デーンストライストウン クス・ゲヴェルクシャフト)労働組合ナショナル・ワーキ ング・グループ・バンキング責任者 初回就任年: 2016年 任期満了年: 2023年	0
ゲルハルト・エッセルベック (Gerhard Eschelbeck) (1965年2月20日)	-	ゲーグル・インク セキュリティ&プライベート・エンジ ニアリング・ヴァイスプレジデント 初回就任年: 2017年 任期満了年: 2022年	0
キャサリン・ギャレット・コックス (Katherine Garrett-Cox) (1967年11月15日)	-	ガルフ・インターナショナル・バンク(UK)マネージ ング・ディレクターおよびチーフ・エグゼクティブ・オフィ サー 初回就任年: 2011年 任期満了年: 2021年	0
ティモ・ハイダー(*) (Timo Heider) (1975年5月9日)	-	BHWバスパーカッセAG / ポストバンク・フィナンツペラ トバンクAGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 BHWクレジットゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カ ウンシル会長、 BHWバスパーカッセAG、BHWクレジットゼルヴィスGmbH、 ポストバンク・フィナンツペラトバンクAGおよびBHWホー ルディングAGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行AGグループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2013年 任期満了年: 2023年	0
マルティーナ・クレー(*) (Martina Klee) (1962年5月1日)	-	ドイツ銀行エシュボルン/フランクフルトCOO統括部門ス タッフ・カウンシル会長 初回就任年: 2008年 任期満了年: 2023年	2,328
ヘンリエッテ・マルク(*) (Henriette Mark) (1957年4月9日)	-	ドイツ銀行ミュンヘンおよび南バイエルン・コンバイン ド・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メン バー、 ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年: 2003年 任期満了年: 2023年	1,524
リチャード・メディングス (Richard Meddings) (1958年3月12日)	-	初回就任年: 2015年 任期満了年: 2021年	0
ガブリエル・プラッチャー(*) (Gabriele Platscher) (1957年10月7日)	-	ドイツ銀行ニーダーザクセン州(東部)スタッフ・カウ ンシル会長 初回就任年: 2003年 任期満了年: 2023年	1,293

ベルント・ローゼ(*) (Bernd Rose) (1967年5月27日)	-	ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、 ドイツ銀行AGグループ・スタッフ・カウンシル・メンバー、 ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー 初回就任年：2013年 任期満了年：2023年	0
ゲルト・アレクサンダー・シュッツ (Gerd Alexander Schütz) (1967年3月9日)	-	C-QUADRATインベストメントAG創設者および取締役会メンバー 初回就任年：2017年 任期満了年：2023年	0
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (1969年9月12日)	-	シモンGmbH法律事務所弁護士 初回就任年：2016年 任期満了年：2022年	0
ステファン・ツカルスキー(*) (Stephan Szukalski) (1967年1月1日)	-	金融業従事者の労働組合であるドイツ銀行従事者労働組合(DBV)連合会長 就任年：2018年(注3) 任期満了年：2023年	0(注2)
ジョン・アレクサンダー・セイン (John Alexander Thain) (1955年5月26日)	-	初回就任年：2018年 任期満了年：2023年	0(注2)
ミシェル・トロニー (Michele Trogni) (1965年6月18日)	-	初回就任年：2018年 任期満了年：2023年	15,000(注2)

(*) 従業員代表

(注1) 特に記載のない限り、2018年2月16日現在の所有株式数を記載している。

(注2) 2018年6月6日現在の所有株式数を記載している。

(注3) ステファン・ツカルスキー氏は、2013年から2015年まで当行監査役会メンバーであった。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

取締役会

ドイツ銀行AGの取締役会は、当行の利益のための持続的な価値の創造を目的として、法律、ドイツ銀行AGの定款および取締役会の参照事項に基づき、当行の経営に責任を負っている。取締役会は、株主、従業員およびその他の当行に関連するステークホルダーの利益を考慮する。取締役会のメンバーは、当行の事業の管理について共同で責任を負っている。取締役会は、グループ取締役会として、統一的なガイドラインに従ってドイツ銀行グループの経営を行っており、全てのグループ企業を全般的に管理する。

取締役会は、法律または定款に規定される全ての事項について決定を行い、法律上の要件や社内ガイドラインの遵守を確保する（コンプライアンス）。取締役会はまた、適切な社内ガイドラインの策定および実施を確保するための必要な措置を講じる。取締役会は、特に、当行の経営戦略や戦略的方向性、資源配分、財務/経理および報告、コントロールおよびリスク管理ならびに適切な業務組織およびコーポレート・コントロールをその職務とする。取締役会は、取締役会の下に位置する上級管理職の任命や特にグローバルの主要役職者の任命を決定する。グループ内の経営幹部の選任に際しては、取締役会は多様性を考慮に入れ、特に、適切な女性比率を達成するよう努力する。

取締役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、監査役会と緊密に連携する。取締役会は、少なくとも法律および管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について監査役会に報告する。

当行の取締役会の職務、責任および手続きに関する包括的な記述は、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト（www.db.com/ir/en/documents.htm）から入手可能である。

監査役会

ドイツ銀行AGの監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。監査役会は、協力的な信頼関係のもと、当行の利益のために、取締役会と緊密に連携する。監査役会は、会長統括委員会および指名委員会の推奨に基づき、取締役会の長期的な承継計画を含め、取締役会メンバーの任命および解任を決定する。監査役会はまた、報酬管理委員会の推奨に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について決議し、これを定期的に見直す。

監査役会は、少なくとも法律又は管理ガイドラインに規定される範囲内において、特にグループが関係する戦略、意図する事業方針、計画、事業展開、リスク状況、リスク管理、従業員育成、レピュテーションおよびコンプライアンスに関わる全ての問題について取締役会から報告を受ける。監査委員会もまた、定期的にもた重大な不備が発生した場合は不当な遅滞なく、グループ内部監査により特定された深刻な不備や未だ是正されていない重要な不備についての連絡を受ける。監査役会会長は、取締役会メンバーに関する重大な調査結果について適宜報告を受ける。既存の報告方針に加えて、監査役会および取締役会は、取締役会から監査役会への報告方法に関する詳細な規定および監査役会から取締役会への照会に関する規則を備えた情報制度を採択した。また、かかる情報制度は、特に、監査役会の当行従業員に対する情報提供および報告の要請や、監査役会とその委員会の会議に関する情報交換について定める。

監査役会会長は、監査役会が適切に機能するために重要な役割を果たしており、また指導的役割を担っている。監査役会会長は、監査役会の内部組織およびコミュニケーション、監査役会における職務の調整ならびに監査役会と取締役会とのやり取りに関する内部ガイドラインおよび方針を策定することができる。監査役会開催の間の期間にも、監査役会会長および（適切な場合は）監査役会委員会会長は、取締役会、特に取締役会会長と定期的に連絡を取り、ドイツ銀行グループの戦略、計画、事業の状況、リスク状況、リスク管理、ガバナンス、コンプライアンスおよび重大な訴訟案件の問題について協議する。監査役会会長および（それぞれの業務上の職責の範囲内において）監査役会委員会会長は、ドイツ銀行グループの現状、動向および経営の評価にとって重要性の高い事象について、取締役会会長またはそれぞれ職責を担う取締役会メンバーから遅滞な

く連絡を受ける。監査役会会長は、監査役会関連の事項について投資家と必要に応じて議論を行い、また監査役会に対してかかる議論の内容を定期的に報告する。

処理のために監査役会の承認を必要とする事項は、当行の定款第13条に明記されている。監査役会は、必要ある場合、取締役会メンバーの参加なしで会議を行う。十分に考慮した上でかつ実質的に適切である限り、監査役会またはその委員会は、その職務の遂行のため、監査人、法律アドバイザーその他の内部または外部のアドバイザーに相談することができる。その職務の遂行において、監査役会会長、常設委員会会長および監査役会メンバーは、取締役会から独立した監査役会事務局のサポートを受ける。

2017年には、合計で59回の監査役会および監査役会委員会の会議が開催された。過去におけると同様、複数の委員会に関連する議題については、共同会議が開催された。

監査役会の職務、手続きおよび委員会は、その参照事項に明記されている。最新版は、当行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/documents.htm) から入手可能である。

監査役会の構成に関わる目的、要件のプロファイルおよび実施状況

ドイツ銀行法に従い、監査役会メンバーは、信頼できる人材であり、管理者としての職務を遂行するためおよび当行が行う事業を評価および監督するために必要な専門知識を有し、かつ、その職務の遂行に十分な時間を充たさなければならない。監査役会は、2017年2月7日付ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則（以下「本規則」という。）第5.4.1(2)条の第1文に基づき、監査役会の構成に関わる具体的な目的の決定に加えて、監査役会全体に関する要件のプロファイルを作成し、採択しなければならない。監査役会は、2010年10月にその構成に関わる以下の目的を策定し、直近では2018年2月にこれを改訂した。監査役会は、本規則第5.4.1(2)条の第1文に基づく要件を考慮した上で、2017年10月26日に開催された監査役会会議において要件のプロファイルを採択した。

監査役会は、そのメンバーが全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有するように構成するものとし、また監査役会および監査委員会のメンバーは全体として銀行セクターを熟知していなければならない。特に、監査役会メンバーは、その職務の遂行に十分な時間を使えることを要する。監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して監査役会による適切な管理および助言ができることを確保するべきであり、また当行グループに対する一般公衆のレピュテーションを保つものであるべきである。したがって、選任提案される個人の清廉、人格、職務遂行の意欲、専門性および独立性には特に注意が払われるべきである。この目的は、当行グループの活動を考慮した上で不可欠と考えられるすべての知識および経験を、監査役会が全体として有するためのものである。

監査役会は、全体として、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの経営において、また、関連する銀行監督規制の遵守の観点から、取締役会を効率的に監視し、これに助言を行うために必要な専門知識を備えていなければならない。

要件のプロファイルには、特に、ドイツ銀行AGの監査役会の職務を遂行するのに全体として必要な知識、技能および専門性（全体としての要件）が含まれる。各監査役会メンバーは、ドイツ銀行AGの規模や複雑性に応じて、以下に定める専門分野を適切に理解していなければならない。専門家は、各分野における深い専門知識を有するものとする。

専門分野は、特に、以下の分野を含む。

- 銀行業務、金融サービス、金融市場および金融業界（ホームマーケットおよび欧州以外の当行の主要市場を含む。）の分野における知識
- 当行にとっての顧客、市場の期待および事業環境の知識
- リスク管理（財務および非財務リスクの調査、評価、軽減、管理および統制、自己資本および流動性の管理、株式保有）
- 会計（国際財務報告基準（IFRS）およびドイツ商法（HGB）に基づく。）および年次財務諸表の監査（財務専門家：これらの監査役会メンバーは、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会（SEC）が制定している規則およびドイツ株式会社法第100条に定義される「財務専門家」としての要件を満たさなければならない。）
- 企業および社会的責任（報告を含む。）

- 税務
- 内部監査
- コンプライアンスおよび内部統制
- 戦略的プランニング、事業およびリスク戦略ならびにその実施
- デジタル化
- 情報技術（IT）、ITシステムおよびITセキュリティ
- 規制上のフレームワークや法律上の要件、特に、当行に関連する法制度の知識
- ホームマーケットにおける社会上、政治上および規制上の期待の知識
- 経営陣メンバーの選定手続とその適性評価
- ガバナンスおよび企業文化
- 人事および従業員の管理
- 報酬および報酬制度（報酬専門家）
- 大規模かつ国際的な規制企業の経営
- 当行の内部組織

また、ドイツ銀行AGの取締役会における事業配分計画の現行版の修正や、規制当局の要件および期待も考慮する必要がある。

さらに、監査役会は、適切な数の独立性のあるメンバーを置くものとし、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの経験者を3名以上置いてはならない。監査役会の職務が従業員代表により遂行される場合には、本規則第5.4.2条による独立性基準を満たしていることに疑う余地はないという前提に基づき、監査役会は、当該規則に定める意味における独立性のあるメンバーを合計16名以上置くものとする。また、監査役会はいかなる場合も、第5.4.2条の意味における独立性のあるメンバーを株主代表中に6名以上置いて構成されるものとする。監査役会メンバーは、同時に主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就いてはならない。当行と監査役会メンバーとの間の重要かつ一時的ではない利益相反は、任期の終了をもたらず。監査役会のメンバーは、ドイツ銀行法（KWG）第25d条により認められる数を超える数の監査役会メンバーまたは同様の要件を有する会社の監督機関のメンバーの職に就いてはならない。

監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される年次株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、近年の株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。2015年10月、監査役会は、今後選任または任命される監査役会メンバーについて、その任期は15年を超えてはならない旨を決議した。

監査役会は、監査役会メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。当行が海外事業を展開していることに照らし、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち7名は、その専門的職務または生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、海外事業を行う会社または組織の取締役会メンバーもしくはCEOまたはこれと同等の執行職として数年の海外経験を有している。これら二つの点から、監査役会は、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法律上の要件を考慮する。既に2008年に行われた監査役会メンバーの選任において、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が認識されていた。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、適格性のある女性は候補者選定プロセスに含めるものとし、選任提案において適切に考慮されるものとする。既に何年も前から、当行の監査役会メンバーの30%超が女性であり、また2013年以降、株主代表の30%が女性である。現在、監査役会メンバーのうち7名、すなわち全メンバーの35%が女性であ

る。監査役会はこの数を維持するよう努力する。監査役会は、株主総会への選任提案を通じてのみ監査役会の構成に影響を及ぼすことができることが考慮されるべきである。

監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的および要件のプロファイルを遵守していると確信している。監査役会メンバーは、全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有している。多様性も適切に考慮されている。本事項に関する詳細は、当行のコーポレート・ガバナンス・ステートメント/コーポレート・ガバナンス・レポートに含まれる「多様性の概念」に記載されている。

本規則第5.4.2条に基づき、監査役会は、株主代表のうち独立性のある監査役会メンバー（パウル・アッハライトナー、ディナ・ダブロン、ゲルハルト・エッセルベック、キャサリン・ギャレット・コックス、リチャード・メディングス、ルイーゼM.ペアレント、シュテファン・シモンおよびヨハネス・テイセン）の数が適切であると判断した。現在、監査役会は、監査役会における在任期間が15年を超えることを理由にヘニング・カーゲルマンの独立性を、また、大株主のHNAの代表であることを理由にゲルト・アレクサンダー・シュッツの独立性をそれぞれ認めていない。

監査役会の一部のメンバーは、当行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行されている。当行の意見では、これらの取引は当該相手方に関係を有する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではない。

2017年には、監査役会の下に、会長統括委員会、指名委員会、監査委員会、リスク委員会、インテグリティ（健全性）委員会、報酬管理委員会、仲裁委員会の7つの委員会が設置されていた。

監査および統制

監査委員会における財務専門家

監査役会は、その監査委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナー、キャサリン・ギャレット・コックス、リチャード・メディングスおよびシュテファン・シモンが、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」と判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3の定義に基づき、当行から「独立」しており、またドイツ株式会社法（AktG）第107条(4)および第100条(5)ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条(9)の規定に基づき、財務会計および監査において必要な専門家としての知識を有している。

報酬管理委員会における報酬専門家

ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナーおよびヘニング・カーゲルマンが、ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)の要件を満たしており、よってリスク管理およびリスク統制において必要な専門知識および専門家としての経験を有していると判断した。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの価値観およびリーダーシップの原則

倫理行動規範

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの倫理行動規範は、当行の従業員全員が従うことが期待される倫理行動に関する価値観および最低基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。倫理行動規範は、当行の価値観および信念を定義し、また取締役会、監査役会およびドイツ銀行グループの上級管理職によるこれらの価値観および信念に従う自主的なコミットメントを含んでいる。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴うドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範を採択した。現在、

当行の「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」は、取締役会会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ・コントローラーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2017年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループの倫理行動規範およびシニア・ファイナンシャル・オフィサー倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト (www.db.com/ir/en/documents.htm) から入手可能である。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの明確化、実施および監督を行うためグローバル・ガバナンス担当を設置した。グローバル・ガバナンス担当は、グループ全体にわたってそのガバナンス機能を履行する。グローバル・ガバナンス担当は、優れたコーポレート・ガバナンスの主要な要素に沿った明確な組織構造に焦点を絞りつつ、ドイツ銀行およびドイツ銀行グループ内のコーポレート・ガバナンス上の問題に取り組む。

ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、国際基準および法律上の規定に従って、コーポレート・ガバナンスの枠組みを確立することに注力している。この目的の達成に向けて、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行グループは、明確かつ包括的な原則を設定し、これを当行のコーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズにおいて文書化した。

関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、連結財務諸表の注記38「関連当事者間取引」の項に記載されている。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。これには、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を規定するコーポレート・ガバナンス・レポートの発行が含まれる。適合宣言は、当行のウェブサイトから入手可能である。

(2) 【役員の報酬】

取締役の報酬

2017年および2016年12月31日に終了した年度において、(ドイツ会計基準第17号に従った)取締役の報酬の総額は、それぞれ37,665,535ユーロおよび26,691,178ユーロであった。そのうち変動報酬は、2017年は5,862,015ユーロ、2016年は0ユーロであった。

監査役の報酬

監査役の報酬原則は、当行の定款に定められる。2013年に新たに設置された報酬規定に関する直近の修正は、2017年5月18日に開催された当行の年次株主総会の決議において行われ、2017年10月5日に発効した。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の2倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年年初から3ヶ月以内に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に転換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年2月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2017年度、監査役は、総額5,150,000ユーロ(2016年度は5,016,667ユーロ)の報酬を受領した。定款の規定に従い、このうち3,987,500ユーロが2018年春に(前年度は3,904,167ユーロが2017年2月に)支払われた。

(3) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万ユーロ(百万円))

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社(注1)	21 (2,661)	1 (127)	25 (3,168)	0 (0)
連結子会社(注2)	54 (6,843)	6 (760)	44 (5,576)	4 (507)
計	75 (9,505)	7 (887)	69 (8,744)	4 (507)

(注1) 当行の監査報酬管理の方法により、当該欄は当行のドイツ国内の本店および支店に関する情報からなる。

(注2) 当行の監査報酬管理の方法により、当該欄には当行の海外支店に関する情報も含まれている。

(注3) 上記の表には、ポストバンクAGとその子会社に関する監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬は含まれていない。

【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (KPMG AG経済監査会社) と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。なお、ポストバンクAGおよびその子会社は、KPMGグループに属する会計事務所の監査を受けていない。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援などの業務が含まれる。

【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 126.73円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計原則および報告実務の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト（KPMG AG）経済監査会社（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

1【財務書類】

(1) 連結財務諸表

取締役会報告書

経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。当行グループの経営および財務の概況には、国際財務報告基準（IFRS）第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧（訳者注：本書では『 』で表示されている。）で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。将来の事象に関する記述は本書中の「見通し」の項などに開示されている。

概要

世界経済

経済成長（％） ¹	2017年 ²	2016年	主な要因
世界経済	3.8	3.2	世界経済および世界貿易は堅調に推移。世界経済は、金融政策の段階的な引き締めにもかかわらず、意外にも成長を示した。
このうち：先進国	2.2	1.6	世界景気および市場に好意的なヨーロッパ各国の選挙結果が先進国の成長を後押しした。
このうち：新興市場	4.9	4.3	新興市場は原油高および好調なアジア経済の恩恵を享受した。
ユーロ圏経済	2.5	1.8	ヨーロッパ各国の選挙結果が市場に良好な影響を与えた。特に下半期において、消費および投資活動が経済成長を後押しした。
このうち：ドイツ経済	2.2	1.9	ドイツ経済は、ほとんど国内経済のみによって意外にも堅調に推移した。非常に逼迫した労働市場、緩和的通貨政策および追加的財政刺激策は、上方への成長をもたらした。
米国経済	2.3	1.5	米国経済はほぼ予想通りに推移した。引き続き米国経済の重要な牽引役はよく機能している労働市場に支えられた個人消費である。
日本経済	1.8	0.9	日本経済は、国内部門および対外部門の両方がGDP成長に寄与するバランスのとれた成長であった。
アジア経済 ³	6.1	6.2	アジア域内の貿易の増大が成長の重要な要因であった。アジアの新興市場が引き続き世界のGDP成長の原動力である。
このうち：中国経済	6.9	6.7	中国経済は予想より若干堅調に拡大した。過大評価された不動産セクターのリスクは顕在化しなかった。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2017年に大きな変化が見られた。一方では、企業向け貸出は、ディストレス負債ポートフォリオの買増しが行われたことや、より好調な社債の発行業務が一定の役割を果たしたこともあり、2014年の夏以来の停滞が続いた。他方、家計向け貸出は、3年連続で増加し対前年比で3.4%増となり、2011年以降の最高水準に達し、貸出金残高は5.6兆ユーロの新たな記録を達成した。特に、消費者向け貸出は年度が進むにつれて大きく勢いを増した。預金における増加率は対前年比4.1%に達し、ゼロ金利にもかかわらず概ね堅調を維持した。民間部門の事業における預貸比率は、1年を通して107%から105%に減少した。2017年に企業からの預金は6.6%増加したが、これは家計からの預金増加率3.3%の2倍の増加率であった。

ユーロ圏の全体的な傾向とは対照的に、ドイツにおける企業向け貸出では、2017年に大幅な増加がみられた。わずか2年前までは停滞していたが、2017年度の増加率は対前年比2倍の4.7%に達した。一方で、社債の発行は大幅に減少した。家計向け貸出は、3.4%という速いペースで再び拡大したが、住宅ローン部門が主要な増加要因である（4.3%増）。資金調達の面では、

企業にはマイナス金利、家計には実質ゼロ金利となる過去最低水準の金利引下げにもかかわらず、再び銀行預金の大幅な増加がみられた（4.4%増）。長年続いている傾向と同様に、企業からの預金における増加率はリテール預金における増加率を上回った。民間部門の預金全体に対する企業からの預金の比率は、過去15年間で14.5%から20%超に増加した。

米国における貸出業務は、2016年度の期末から2017年度の期首にかけて急激に減速した後、低い水準で推移した。2017年の企業向け貸出残高の増加率は、2016年度の8.4%に対して3.6%、家計向け貸出残高の増加率は、2016年度の4.7%に対して3.1%であった。企業向け貸出においては、対前年比5.8%増となった商業用不動産が重要な増加要因であり、狭義の伝統的な企業向け貸出はわずか1.5%の増加にとどまった。家計向け貸出については、消費者ローンの増加率5.1%が住宅ローンの増加率3.8%を上回り、一方でホーム・エクイティ・ローンは6.8%減少した。預金においては、成長がなだらかに減速し2017年度は4.2%の増加率であったが、これは貸出業務における全体的な成長率とほぼ同水準であった。結果として、米国においては、銀行の多額の負債超過の状況に実質的な変化はなかった。

日本では、2017年度の預金事業の増加率は対前年比3.6%となり、対前年比2.5%であった貸出事業の増加率を数字ではわずかに上回っているものの、伸び率は大幅に鈍化した。

中国では、家計向けの貸出が、過去1年半における急速な成長の後にやや減速し始めた。年間増加率は、2016年の23%に対し、2017年は21%であった。これに対し、2017年の企業向け貸出の増加率は、2016年の対前年比8%から12%へと上昇した。預金の増加率が8%を下回り大幅に減速したため、貸出業務の増加ペースに追い付くことができず、預貸比率が100%に近づいた（年間で86%から92.5%に上昇した）。全体として、中国における銀行の民間部門に対する貸出は、GDPに対して約150%という非常に高い水準となった。比較のため、ドイツにおけるこの数字は約半分の水準である。

ドイツ銀行グループの業績

2017年度のドイツ銀行グループの税引前利益は12億ユーロであった。これは、2016年度に比べて利息以外の費用が減少したことを反映しているが、著しく困難な収益環境であった影響を受けている。米国の税制改革に伴う一過性の税金費用14億ユーロを計上したことにより、7億ユーロの当期純損失となった。当行グループは、この1年間でいくつかの長年にわたる訴訟案件を成功裏に解決し、内部統制環境の改善に引き続き投資してきた。当行グループは、テクノロジーおよび事業の戦略的施策の実施を確実に進めてきた。さらに、2017年4月に資本の増強を行ったことおよび堅実なバランスシート管理により、高水準の流動性および資本を維持した。

当行グループの重要業績評価指標

当行グループの重要業績評価指標	2017年度末の状況	2016年度末の状況
純収益	264億ユーロ	300億ユーロ
税引前利益（損失）	12億ユーロ	-8億ユーロ
当期純利益（損失）	-7億ユーロ	-14億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-1.4%	-2.7%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-1.2%	-2.3%
調整後費用 ²	239億ユーロ	247億ユーロ
費用収益比率 ³	93.4%	98.1%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,442億ユーロ	3,575億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	14.0%	11.8%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁶	3.8%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

6 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

2017年度の純収益は、2016年度から36億ユーロ、率にして12%減少し、264億ユーロであった。この減少は主に、厳しい市場環境および戦略的な事業売却の影響を反映している。これには、債務評価調整（DVA）に伴う348百万ユーロ、売却に関連する為替換算調整額（CTA）の損益振替に伴う213百万ユーロ、当行グループの信用スプレッドが悪化したことに関連する164百万ユーロ、および2017年のポーランドにおけるリテール事業の部分的売却損失157百万ユーロのマイナスの影響が含まれて

いる。さらに、2017年度の総収益が減少したのは、2016年度には華夏銀行からの収益618百万ユーロ、プライベート・クライアント・サービス（PCS）事業からの収益161百万ユーロ、およびAbbey Lifeからの収益537百万ユーロが含まれていたが、これらを2016年中に売却したことも要因である。これらの影響を除くと、当行グループの純収益は2016年度に比べ5%の減少となった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の収益は、資金調達費用の増加、一貫して低い水準のボラティリティ、顧客の消極的な取引活動、およびグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）事業における顧客および業務範囲の調整の影響を受けている。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の収益の減少は、主に事業売却および低金利環境が預金収益に与えたマイナスの影響によるものである。この減少は、貸出金および投資商品からの収益増加およびSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響により一部相殺された。ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）の収益は、2016年度に比べ大幅に減少したが、これは2016年度末に売却したAbbey Lifeからの収益がなかったこと、いずれも2016年度には計上されていたDeutsche AM Indiaの売却およびHeta Asset Resolution AG（HETA）に関連する評価切り上げによる利益がなかったことが主な要因である。

2017年度の利息以外の費用は、2016年度と比較して48億ユーロ、率にして16%減少し、247億ユーロとなった。この減少は主に、訴訟費用の減少、のれんおよびその他の無形資産の減損費用の減少、およびAbbey Lifeに関連する保険業務に係る費用が発生しなかったことによる。これらの減少は、2017年に平常時の変動報酬フレームワークに戻ったことによる変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2017年度の調整後費用は239億ユーロであり、2016年度の247億ユーロと比べて、843百万ユーロ、率にして3%減少した。この費用改善は、主に訴訟費用の減少、外部専門家費用の減少および非中核事業部門の閉鎖によるものであるが、前述の変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2016年度は税引前損失810百万ユーロであったのに対し、2017年度は税引前利益12億ユーロとなった。20億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な減少による。

2017年度の法人所得税費用は20億ユーロであったが、これには、前述の米国の税制改革による米国繰延税金資産の再評価に伴う一過性の税金費用14億ユーロが含まれている。

2017年度の当期純損失は、前述の一過性の税金費用の影響により735百万ユーロであったが、これに対し2016年度の当期純損失は14億ユーロであった。

2017年度末における当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）比率は14.0%であり、2016年度末の11.8%から増加した。これは2017年4月の資本増強によるものである。2017年度末における段階的導入CET 1比率は14.8%であった。

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行グループ：組織

ドイツ銀行グループは、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2017年12月31日現在の総資産14,750億ユーロであるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2017年度末現在、従業員数はフルタイム換算で97,535名であり、世界60か国において2,425支店（このうち65%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2017年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）
- ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行グループは、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。当報告書に表示される過年度数値は、2017年3月5日に公表した当行グループの新しい組織構造を反映させるために、修正再表示されている。当初公表された戦略に沿って、非中核事業部門（NCOU）は2017年度以降、当行グループの個別のコーポレート部門としては存在しなくなった。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には、以下を通じた事業が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

2015年1月1日以来、当行グループは以下の重要な資本支出あるいは売却を行っているが、これらはコーポレート部門の資本支出または売却に分配されていない。

2016年10月26日、ドイツ銀行グループは、メキシコの銀行とその証券子会社をInvestaBank S.A., Institución de Banca Múltipleに売却する契約を締結した。この取引は、2015年10月に当初公表された目標の一部であり、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画を反映したものである。取引は、規制当局の承認およびその他の商慣習の要件に服するが、2018年度上半期に完了する予定である。

2016年8月、ドイツ銀行グループは、アルゼンチンの子会社銀行であるDeutsche Bank S.A.をBanco Comafi S.A.に売却する契約を締結した。この取引は、グローバル拠点の合理化を行うという当行グループの計画の一部である。2017年6月、この取引は成功裡に完了した。

経営構造

取締役会は、当行グループを、()コーポレート部門、()管理部門および()地域から構成されるマトリックス組織として構築した。

ドイツの株式会社法に従い、取締役会がドイツ銀行グループの経営責任を負っている。取締役会のメンバーは独立した機関である監査役会によって任命および解任される。当行グループの取締役会は、機能委員会に支援され、課題の中でもとりわけ、戦略的経営、コーポレート・ガバナンス、財務会計および報告、経営資源の配分、統制およびリスク管理に重点を置いている。

各コーポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業部門の戦略を実行し、管理分野の開発計画が当行グループの世界的な事業目的に沿うことを確保する手助けになっている。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

コーポレート部門の概要

当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB) は、債券および為替のセールス/トレーディング、株式セールス/トレーディング、ファイナンス、オリジネーション/アドバイザー、およびグローバル・トランザクション・バンキング事業から成る。この統合部門により、ホールセール・バンキングに関する専門知識、カバレッジ、リスク管理、およびドイツ銀行全体のインフラを1つの部門で提供している。これによりCIBは、当行グループの顧客および関連商品に係る経営資源および資本を、当行グループの優先顧客へのより良いサービスに使うことができる。

2015年1月1日以降、CIBにおいて、当行グループは以下の重要な資産の処分を行っている。

2017年10月上旬、ドイツ銀行グループは、グローバル・トランザクション・バンキング部門の1ユニットであるオルタナティブ・ファンド・サービス事業をApex Group Limitedに売却する売買契約を締結した。この取引は、当行グループが発表した戦略的優先事項の一つであり、2018年に完了する予定である。

2015年6月、金融情報サービス提供会社であるMarkit Ltd.は、第二次売出しを行った。この売出しの一環として、Markitは、ドイツ銀行を含む複数の株主から自己株式の買戻しも行った。当行グループは保有していたMarkitの5.8百万株 (2.7%) のうち約4百万株を応募し、売却した。

商品およびサービス

債券および為替のセールス/トレーディングおよび株式セールス/トレーディング事業は、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせで業務を行っている。機関投資家顧客はインスティテュショナル・クライアント・グループおよび株式セールスがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。

当行グループのすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行グループのリスク管理手続および統制の対象となっている。

コーポレート・ファイナンスは、合併および買収 (M&A) の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行グループの法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティ・サービスにおいて、世界的なプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループの目標の一環として、当行グループの中核となる顧客の利益になるよう、当行グループの顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを最適化している。当行グループは、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎると考えられる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC (顧客確認) 手続を強化している。

法人顧客向けの業務の拡大はまた、機関投資家顧客の分野におけるビジネスの機会を生むものと考えられる。全体として、ドイツ銀行は、主に優先顧客に対してより選択的に資本を分配することから既存の経営資源に対するリターンを増やし、そこから大部分の成長が達成されると考えている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

コーポレート部門の概要

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）は4つの事業ユニットで構成されている。ポストバンク、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ・ジャーマニー、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ・インターナショナル、およびウェルス・マネジメントである。当部門は、個人顧客、中小企業、および富裕層の個人顧客を対象としている。当部門の商品は、決済および口座サービス、信用および預金商品、投資アドバイスを含む。これらの商品において、当部門は顧客に対し、すべての基本的な金融ニーズおよび個人のニーズに対応したオーダーメイドのソリューションを提供している。当部門は、オムニ・チャンネル・アプローチを採用し、当行グループの顧客は当部門のサービスや商品へのアクセス方法を様々な窓口（支店、アドバイザリー・センター、独立したコンサルタントのモバイル・ネットワーク、オンラインおよびモバイル・バンキング）からフレキシブルに選択することができる。

当部門の対コーポレート事業は、以下の業務ユニットで組織されている。

ポストバンク業務ユニットは、ドイツにおけるリテール・バンキングおよびコーポレート・バンキング（トランザクション・バンキングおよびファイナンス）に特化しており、個人顧客、商業顧客および法人顧客に対して標準的なバンキングおよび金融サービスを提供している。当部門はまた、Deutsche Post DHL AGと協力し、その支店において郵便および小包サービスを提供している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ・ジャーマニー（PCCドイツ）業務ユニットは、ドイツにおける個人顧客および商業顧客に重点を置いており、当行グループの個人顧客に対する複雑なアドバイザリー・ソリューションを含む幅広い金融サービスを提供している。中小企業顧客向けには、当ユニットはコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門の専門家と協力し、統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ・インターナショナル（PCCインターナショナル）業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドで、バンキングおよびその他の金融サービスを、個人、商業および法人顧客に対して提供している。ヨーロッパでは、当ユニットは、5つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ベルギー、ポルトガルおよびポーランドにおいて業務を行っている。2017年12月、複雑性を排除しPCBの業務上の焦点を絞るため、当行グループはポーランドにおけるリテール事業の大部分を売却することに合意した。当行グループは引き続き、ポーランドにおける外国通貨によるモーゲージの個人借り主に対しサービスを提供し、またグローバル・トランザクション・バンキング業務を含むコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの業務も提供する。

ウェルス・マネジメント（WM）業務ユニットは、富裕層、高額個人資産家（HNW）、超高額個人資産家（UHNW）の個人およびファミリーに対し、業務を行っている。当ユニットは顧客に対し、顧客の資産形成プランニング、管理および投資を支援し、顧客の個人的または商業的関心事項に対して融資を行い、機関投資家顧客および法人顧客のニーズに対するサービスを提供している。当ユニットはまた、機関投資家向けと同様のサービスを高度な要求の顧客に対しても提供しており、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門およびドイチェ・アセット・マネジメント部門の専門家との緊密な連携のもと、当行グループのサービスを補完している。

2015年1月1日以降、PCBは以下の重要な資本的支出または資産の処分を行っている。

2017年12月、PCBは、ポーランドにおけるPCC事業の一部を売却することに合意した。規制当局の承認、顧客の同意およびその他の要件によるが、この取引は2018年度第4四半期に完了することが予定されている。

2017年3月、PCBは、ドイツの銀行業界がジョイント・ベンチャーの形式で設立した主要決済サービス提供会社であるConcardis GmbHの株式を、Advent InternationalとBain Capital Private Equityの合併企業に売却することに最終合意した。2017年7月、この取引は無事に完了した。

2015年12月28日、PCBは華夏銀行に対する19.99%の持分のすべてをPICC Property and Casualty Company Limited（以下「PICC Property & Casualty」という。）に売却することに合意した。この株式の譲渡は2016年度第4四半期に、その他のすべての手続きは2017年度第1四半期に完了した。

2015年度第4四半期において、PCBは、米国の個人顧客向けサービス部門（PCS）をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終の資産売買契約を締結したと発表した。2016年9月、当該取引の決済が無事完了した。

2015年11月、Visa Inc.はVisa Europe Limitedの取得に関する最終合意を発表した。この取得の一環として、Visa Europe Limitedは、ドイツ銀行のグループ会社数社を含むすべての株主に対して、有償での持分返還を要請した。PCBは、2016年1月にVisa Europe Limitedに対する持分を返還し、2016年6月21日の決済日に対価として現金および優先株式ならびに決済日から3年間の利息を含む繰延現金受取の権利を取得した。

商品およびサービス

PCBの活動市場であるドイツおよび世界において、PCBは顧客に対し、リテール顧客向けの標準的かつ総合的サービスから、プライベート・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメントの要求の高い顧客向けのソリューション、法人顧客および商業顧客向けサービスに至る、幅広い金融サービスを提供している。

PCBのポストバンク、PCCドイツおよびPCCインターナショナル業務ユニットは、ドイツ、ヨーロッパおよびアジアの個人顧客および商業顧客に対し、バンキングおよびその他の金融サービスを提供しているが、現地の市場、規制および顧客の要求によ

り国によって多少の差異がある。PCBのリテールおよび個人顧客に対する商品は、すべての基本的金融ニーズを満たし、アドバイザー・サービスを提供するように設計されている。当行グループは、決済および当座預金サービス、信用、金融商品および預金、投資ならびに保険商品を提供している。商品には、ポストバンクを通じて提供される郵便サービス、およびバンキング以外のサービスも含まれる。中小規模の顧客に対する商品にはまた、特定の金融ソリューション（新規事業融資からストラクチャード・ファイナンスまで）およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンクにより提供されるミッドキャップ関連商品が含まれている。

WM業務ユニットにおいては、資産の組成、移管および社会貢献活動を提供することにより、PCBの顧客が資産保護サービスを提供している。当ユニットは、カスタマイズされた資産運用および投資ソリューションを提供している。これには、ポートフォリオ任運用、投資アドバイス、通貨および預金サービスが含まれる。さらに、当ユニットは、金融ソリューション、例えば不動産、株式取引および航空機ファイナンスも提供している。機関投資家顧客および法人顧客のニーズに対しては、M&A、IPO準備、私募サービス、また、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの専門家との緊密な連携により機関顧客と同様の、ストラクチャード・レンディングへのアクセス、私的および公的な投資機会、およびヘッジ取引などのサービスを提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

当部門は、オムニ チャンネル・アプローチに従って、顧客へのサービスの入手および利用可能性を最適化するよう努めている。PCBのすべての事業において、デジタル機能の拡大に引き続き重点的に取り組んでいる。

PCCドイツ、PCCインターナショナルおよびポストバンクは同様の販売チャネルを持っている。

- 支店：支店内において、PCCおよびポストバンク業務ユニットは、通常、全範囲の商品および助言を提供している。支店ネットワークは顧客コンタクト・センター、コールセンターおよびセルフサービス・ターミナルにサポートされている。さらに、ポストバンクは、約4,500のDeutsche Post DHL AGのパートナー営業代理店と提携しており、そこで顧客が選んだポストバンクの金融サービスにアクセスすることができる。ドイツにおいて、PCCおよびポストバンクは、10,000以上のキャッシュ・ポイントでキャッシュ・サービスを提供している。
- アドバイザリー・センター：PCCドイツのアドバイザー・センターは支店と顧客を結ぶデジタルサービスにより、支店の営業時間とは関係なく、プライベート顧客および商業顧客に総合的なサービスとアドバイスの提供を保証する。
- オンラインおよびモバイル・バンキング：PCCおよびポストバンク業務ユニットのウェブサイト上では、顧客に対し、対話式ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含む幅広い関連商品の情報およびサービスを提供している。また、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせ、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。さらに、当行グループは、シームレスで顧客フレンドリーなエンドツーエンドのプロセス自動化実現に向けてさらなる投資を行っている。
- 金融代理業者/第三者の販売業者：PCCおよびポストバンク業務ユニットはさらに、個人事業者である金融代理業者ならびに第三者の販売業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを提供している。

ウェルス・マネジメント（WM）は異なる顧客層をカバーしている。

- グローバル・カバレッジ/アドバイザー・チーム：当行グループのリレーションシップ・マネージャーおよびシニア・アドバイザーのチームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がWMのサービスおよびオープン・アーキテクチャー商品にアクセスするのを支援している。総合的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべてのウェルス・マネジメントの顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームとアクセスする一括窓口を有している。
- 主要顧客パートナーズ(KCP)およびコーポレート・ファイナンス・パートナーシップ(CFP)：資格要件を満たした超高額個人資産家のために、KCPは、市場動向レポートおよびオーダーメイドの取引に関する助言を機関顧客と同様にアクセスできるサービス、グローバル・マーケット・プラットフォームからリスク管理およびヘッジ・ソリューション、革新的なノンリコース融資のソリューションを提供する。コーポレート・ファイナンス・パートナーシップ(CFP)は、高度な要求の投資家およびファミリー・オフィスの選ばれたグループに対する信頼できるパートナーおよび戦略的アドバイザーとしての役割を果たし、当行グループの海外における金融フランチャイズ企業へのスムーズなアクセスを提供する。
- Deutsche Oppenheim Family Offices AG (DOAG)：複数のファミリー・オフィス・サービスを提供しているが、これにはポートフォリオ任運用、戦略的な資産配分、「ファミリー・オフィス・ストラテジー」ファンド、ファミリー・オフィス・コンサルティング、第三者の資産運用者の選定、報告および統制、不動産ならびにプライベート・エクイティ投資が含まれている。

ドイチェ・アセット・マネジメント・コーポレート部門 (Deutsche AM)

コーポレート部門の概要

2017年12月31日現在の運用資産7,000億ユーロ超のDeutsche AMIは、世界の主要な投資管理機関の1つであり、世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。Deutsche AMIは持続可能な金融のソリューションをすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関に提供することを目的としている。

Deutsche AMIは、引き続きドイツ銀行グループの中核事業である。2017年3月にDeutsche AMの一部株式を公開する計画を発表してから、この目標に向かって大きく前進しており、フランクフルト証券取引所にDWSの変動少数株式を発行する予定であることを発表した。一部株式を公開する理由は、より大きな自立性を与えることで潜在的なビジネスの可能性を広げることである。個別の資産運用者として当行グループは、当行グループのグローバルなビジネスに対してDWSブランドを紹介し、Deutsche AMの外部向けのプロファイルを高めることを期待する。Deutsche AMのインフラに関するパートナーを統合することにより、Deutsche AMがプラットフォーム全体の業務の効率性をさらに高めることができると予想されるが、この効率性には、コスト削減および顧客の経験を促進するプロセスの改善が含まれる。

商品およびサービス

Deutsche AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、流動資産、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスおよび流動資産の範囲にわたっている。Deutsche AMは、ETF、信託投資、およびSeparately Managed Accountsを含む幅広い商品を通じて、これらの投資機能を提供している。Deutsche AMは、知的財産および技術を活用しながら、顧客投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファ（アクティブ）およびベータ（パッシブ）のソリューションを提供する。

販売チャネルおよびマーケティング

カバレッジ/アドバイザー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がDeutsche AMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。また、Deutsche AMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門（特に個人顧客向けにはPCBを通じて）ならびに第三者の販売業者を通じて、その商品およびサービスの販売および流通を行う。効果的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべての顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームとアクセスする一括窓口を有している。

非中核事業部門・コーポレート部門（NCOU）

2012年度下半期に、非中核事業部門（NCOU）が設置され、その目的は、当行グループが戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行グループがNCOUを設置した目的は、当行グループの非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

NCOUは、2016年度末にRWAを100億ユーロ未満とする目標を達成するために、リスク圧縮目標を実行し、ポートフォリオのサイズを削減できた。この目標達成のために、NCOUは積極的に活動し、効果的な資本拠出およびレバレッジ解消につながり、結果として完全適用普通株式等Tier 1比率を強化することができた。目的達成を受けて、NCOUは2017年度以降、独立の部門としての役割を終了している。

残存する資産は貸借対照表上2016年12月31日現在、約60億ユーロであり、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの担当中核業務部門に移管された。

2015年1月1日以降、NCOU部門において以下の重要な資産の処分を行っている。

2016年11月、NCOU部門は、NCOU部門が2016年4月に約3%を売却したIPO以降に引き続き保有していたRed Rock Resortsに対する16.9%の株式を売却した。

2016年4月、NCOU部門はニュージャージー州ポートエリザベスのMaher Terminals USA LLCの100%をMacquarie Infrastructure and Real Assets管理下のファンドであるMacquarie Infrastructure Partners IIIへ売却する旨、合意に達した。すべての規制当局の承認を受け、2016年11月に739百万米ドルで売却を完了した。

2015年4月、NCOU部門は、規制当局の承認を条件に、カナダのプリンスルパート港のFairview Container Terminal（Maher Terminalsの1つのセグメント）をDP World（ドバイを拠点とする海上ターミナル運営会社）に580百万カナダ・ドルで売却する契約を締結した。すべての規制当局による承認を受け、2015年8月に売却は完了した。

インフラストラクチャー

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスクに関連する業務、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

管理部門は、以下の当行グループの上級経営層の責任領域で組織されている。

- 会長：取締役会、コミュニケーション、企業の社会的責任（CSR）、グループ監査、コーポレート戦略、ならびにグループのインシデントおよび調査管理
- 最高財務責任者：経費支払を含むグループおよび地域別ファイナンス、グループ税務、グループ財務、インベスター・リレーションズ、コーポレートM&Aおよび投資、グループ・マネジメント・コンサルティング、予算および実績管理、財務変更および管理
- 最高リスク責任者：信用リスク、市場リスク、流動性リスク、全社的リスク、事業別のリスク管理、地域別リスク管理、財務以外のリスク、コーポレート・インシュアランス
- 最高規制責任者：グループの規制関連業務、政府および広報、コンプライアンス、金融犯罪対策
- 最高総務責任者：データ保護を含む法務、グローバル・コーポレート・ガバナンスおよび役職者を含む人事
- 最高執行責任者：最高情報責任者、技術および運用、企業向けサービス、デジタル変換、コーポレート・サービス、最高セキュリティ責任者、最高データ責任者

管理部門の分野で発生したすべての費用および収益は、当行グループの3つのコーポレート部門に全額配分される。

2018年度以降、OECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連する管理費用と定義されるものについては、コーポレート部門には配分されなくなるが、「コーポレートおよびその他」と名称が変更されることになる連結および調整（C&A）においてまとめて報告される。

当行グループは2017年度に、特定の管理部門の従業員を全社的な効率化および連携強化を目的としたサービス部門へ移管することを決定した。これは、組織的なプロセスの決定に関連する事業部門の責任および自主性を強化することに寄与し、その結果、特にCIBおよびDeutsche AMにおいて、2016年度に比べて事業部門に属する従業員数が大幅に増加した。独立した統制機能は、その大部分が中央の管理部門にて維持された。

重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上記の各コーポレート部門の記述に含まれている。

2017年1月1日以降、第三者による当行グループ株式に対する公開買付はなく、当行グループは自社勘定において他社の株式に対する公開買付を行っていない。

経営成績

連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

要約連結損益計算書

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017 年度の増加(減少)		2015年度から2016年 度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純利息収益	12,378	14,707	15,881	-2,329	-16	-1,174	-7
信用リスク引当金繰入額	525	1,383	956	-857	-62	427	45
信用リスク引当金繰入額控除後の 純利息収益	11,853	13,324	14,925	-1,472	-11	-1,601	-11
手数料およびフィー収益 ¹	11,002	11,744	12,765	-742	-6	-1,021	-8
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産/負債に係る純利得 (損失) ¹	2,926	1,401	3,842	1,524	109	-2,440	-64
売却可能金融資産に係る純利得 (損失)	479	653	203	-174	-27	450	N/M
持分法適用投資による純利益(損 失)	137	455	164	-318	-70	291	177
その他の収益(損失)	-475	1,053	669	-1,528	N/M	385	58
利息以外の収益合計	14,070	15,307	17,644	-1,238	-8	-2,336	-13
純収益合計 ²	25,922	28,632	32,569	-2,709	-9	-3,937	-12
給与手当	12,253	11,874	13,293	380	3	-1,419	-11
一般管理費	11,973	15,454	18,632	-3,481	-23	-3,178	-17
保険業務に係る費用	0	374	256	-374	-100	117	46
のれんおよびその他の無形資産の 減損	21	1,256	5,776	-1,235	-98	-4,520	-78
再構築費用	447	484	710	-37	-8	-226	-32
利息以外の費用合計	24,695	29,442	38,667	-4,747	-16	-9,225	-24
税引前利益(損失)	1,228	-810	-6,097	2,038	N/M	5,287	-87
法人所得税費用(ベネフィット)	1,963	546	675	1,417	N/M	-129	-19
当期純利益(損失)	-735	-1,356	-6,772	621	-46	5,416	-80
非支配持分に帰属する純利益	15	45	21	-30	-66	24	112
ドイツ銀行株主およびその他の資 本構成要素に帰属する純利益(損 失)	-751	-1,402	-6,794	651	-46	5,392	-79

N/M - 表記するに値しない

¹ 詳細は当報告書の注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

² 信用リスク引当金繰入後。

純利息収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017年 度の増加(減少)		2015年度から2016年 度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
利息および類似収益合計	24,092	25,636	25,967	-1,544	-6	-331	-1
利息費用合計	11,714	10,929	10,086	785	7	843	8
純利息収益	12,378	14,707	15,881	-2,329	-16	-1,174	-7
平均利付資産 ¹	1,021,697	1,033,172	1,031,827	-11,475	-1	1,345	0
平均利付負債 ¹	790,488	812,578	816,793	-22,090	-3	-4,215	-1
総利回り ²	2.24%	2.39%	2.52%	-0.15 ppt	-6	-0.13 ppt	-5
総支払金利 ³	1.32%	1.23%	1.23%	0.09 ppt	7	0.00 ppt	0
純金利差 ⁴	0.91%	1.16%	1.28%	-0.25 ppt	-22	-0.12 ppt	-9
純金利差益 ⁵	1.21%	1.42%	1.54%	-0.21 ppt	-15	-0.12 ppt	-8

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

2017年度

2017年度の純利息収益は、2016年度の147億ユーロに対して23億ユーロ(16%)減少し、124億ユーロであった。純利息収益の減少の主な要因は、2016年度に生じたAbbey Life、PCSおよび非中核事業部門(NCOU)の資産売却関連の変更、資金調達コストの増加およびより低金利の資産クラス、主に中央銀行のユーロ預金へとシフトすることになった全体的なポートフォリオの影響であった。これらの影響は、貸出条件付き長期資金供給オペレーション(TLTRO)プログラムの政府補助金に関連した116百万ユーロの利息収入と一部相殺された。全体としては、2017年度において当行グループの純金利差益は、昨年比で21ベース・ポイント悪化した。

2016年度

2016年度の純利息収益は、2015年度の159億ユーロに対して12億ユーロ(7%)減少し、147億ユーロであった。この純利息収益の減少は主に、利鞘の圧縮、低金利環境、取引量の減少、顧客資産残高の減少、戦略的防御的決定および資金調達コストの増加に起因するものである。純金利差および純金利差益ともに、2016年度において昨年比で12ベース・ポイント悪化した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017年度の増加(減少)		2015年度から2016年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
トレーディング収益合計	3,374	547	3,874	2,827	N/M	-3,327	-86
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	-448	854	-32	-1,302	N/M	886	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	2,926	1,401	3,842	1,524	109	-2,440	-64

2017年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利得は、2016年度の14億ユーロに対して15億ユーロ(109%)増加し、29億ユーロであった。この増加は主に、2016年度に生じたNCOUのリスク圧縮の損失が発生しなかったことによりトレーディング収益が28億ユーロ改善したことに起因する。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された発行に係る時価評価の損失は、2017年度の純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純損失448百万ユーロの主要因であり、これに対し2016年度は854百万ユーロの利得であった。この損失の大部分は、発行時にヘッジした金融商品に関連するトレーディング収益の時価評価益によって相殺されている。

2016年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)は、2015年度の38億ユーロに対して24億ユーロ減少し、14億ユーロであった。この減少の主な要因はトレーディング収益であり、デリバティブの公正価値に対する不利な為替変動および利息の影響により前年度比で33億ユーロ減少した。この減少は、主として長期デリバティブ・エクスポージャーならびに関連資産の逆取引による損失9億ユーロを含んでいる。さらに、トレーディング収益は、債券発行に関連してグループ財務が保有していたデリバティブの純損失に関連する9億ユーロの影響を受けた。これは同時にCIB部門において利益として報告された。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計は、2015年度に比べて886百万ユーロ増加した。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益（例えば、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を、コーポレート部門別に表示している。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017年度の増加(減少)		2015年度から2016年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
純利息収益	12,378	14,707	15,881	-2,329	-16	-1,174	-7
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)合計	2,926	1,401	3,842	1,524	109	-2,440	-64
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	15,304	16,108	19,723	-805	-5	-3,615	-18
コーポレート部門別内訳： ¹							
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	9,078	10,773	12,348	-1,695	-16	-1,576	-13
プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	6,158	6,420	6,573	-262	-4	-153	-2
ドイチェ・アセット・マネジメント	30	365	255	-335	-92	110	43
非中核事業部門	0	-1,307	-362	1,307	N/M	-944	N/M
連結および調整	37	-143	910	180	N/M	-1,052	N/M
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	15,304	16,108	19,723	-805	-5	-3,615	-18

N/M - 表記するに値しない

¹ この内訳は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2017年度

2017年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2016年度の161億ユーロに対して805百万ユーロ（5%）減少し、153億ユーロであった。この減少は主にCIBによるもので、2017年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計が、2016年度に対して17億ユーロ（16%）減少し、90億ユーロであった。2017年度のセールス / トレーディング（債券および為替）の収益は、2016年度に対して503百万ユーロ（10%）減少した。この減少は主に、低いボラティリティ環境、顧客取引需要および主要マーケットにおける取引需要の減少、ならびに資金調達コストの増加に起因する。2017年度のセールス / トレーディング（エクイティ）の収益は、2016年度に対して342百万ユーロ（18%）減少したが、これは主に米国における資金調達コストの増加、平均残高の減少、およびプライム・ファイナンスにおけるスプレッドの縮小が要因であった。その他のCIB商品の収益は、2016年度に対して850百万ユーロ（23%）減少して、28億ユーロであった。この減少は主に、信用スプレッドの縮小によるDVAの損失348百万ユーロ、およびデリバティブ負債エクスポージャーの減少によるものである。さらに、収益は為替レートの不利な変動の影響も受けた。Deutsche AMにおいては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計が減少したが、これは2016年度末に売却されたAbbey Lifeからの収益がなかったこと、およびHETAのエクスポージャーに関連する評価切り上げがなかったことに起因する。PCBにおいては主に、継続している低金利環境および貸出金の減少の影響を受けた。これらの減少はNCOUの増加により一部相殺されたが、これは、当該NCOUは2017年度以降設定を解消したが、前述のリスク圧縮活動に伴う損失を計上しており、2016年度は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を合計でマイナス13億ユーロ計上していたことによる。

2016年度

2016年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2015年度の197億ユーロと比較して36億ユーロ（18%）減の161億ユーロであった。この減少のうち16億ユーロがCIBによるものであり、セールス / トレーディング（債券および為替）の収益が、2015年度に比べて777百万ユーロ（13%）減少したことに起因する。この減少は、厳しい市場環境および2015年10月に当初発表した目標の一部である国からの撤退による。新興市場および外国為替での収益の減少は、コア・レート収益の増加により一部相殺された。セールス / トレーディング（エクイティ）の収益は、2015年度に対して2016年度は904百万ユーロ（32%）減少した。この減少は、厳しい市場環境で顧客活動が全体的に低下した結果として、全エクイティ業務にわたって見受けられた。プライム・ファイナンスの収益は、やはり高い資金調達コストの影響を受けた。これは、ドイツ銀行に関する市場の否定的な見方を受けて、当行グループ固有の信用スプレッドが拡大したためである。トレード・ファイナンスの利息収益は、利幅の圧縮およびマイナス金利の影響により減少した。その他のCIB商品の収益は、2015年度に比べて、106百万ユーロ（3%）改善した。PCBにおいては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計が153百万ユーロ減少した。これには、ヨーロッパにおける低金利環境の影響が含まれており、華夏銀行に対するPCBの持分に関連した有利な取引の影響により一部相殺された。Deutsche AMにおいては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、110百万ユーロ増加したが、これは主としてHETAに対する当行グループのエクスポージャーの評価切り上げ、Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の有利な変動、およびDeutsche AM Indiaの売却に関連した有利な影響によるものである。NCOUにおいては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、944百万ユーロ減少したが、これは主として、長期デリバティブ・エクスポージャーの解約、複数の債券の売却およびポートフォリオにわたる逆取引によるものであった。連結および調整（C&A）においては11億ユーロ減少したが、この減少は主に2016年度第4四半期において、米ドルおよびユーロにおいて長期債の金利が上昇したためである。相殺する時価の変動項目は損益計算書の他の項目に報告されている。

信用リスク引当金繰入額

2017年度

2017年度の信用リスク引当金繰入額は、2016年度から857百万ユーロ、率にして62%減少し、525百万ユーロとなった。すべての部門において、大幅に引当金繰入額が減少し戻入が増加した結果である。CIBにおいては、船舶セクターを含めすべてのポートフォリオの業績が好調だったことを反映している。前年度に比べて減少したものの、船舶セクターは引き続き2017年度の信用リスク引当金繰入額の主要項目であり、その一部は2017年度の各減損方法の見直しに関連している。PCBにおいては、信用リスク引当金繰入額が改善したが、これはポートフォリオの信用の質および引き続き良好な経済環境、ならびにポストパンクにおける引当金の大幅な戻入の結果を反映している。

2016年度

2016年度の信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して、427百万ユーロ（45%）増の14億ユーロであった。これは、CIBにおいて船舶、金属および鉱業、石油およびガス工業セクターに関連するエクスポージャーに対して、繰入額が増加したことによる。さらに、NCOUにおける増加は、当行グループのヨーロッパのモーゲージ・ポートフォリオ内でのIAS第39号に基づき分類変更された資産による。これらの増加は、リテール向け貸出金ポートフォリオの信用の質および良好な経済環境を反映してPCBの繰入額が減少したことにより、一部相殺された。

その他の利息以外の収益

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017年度の増加(減少)		2015年度から2016年度の増加(減少)	
				金額	比率(%)	金額	比率(%)
手数料およびフィー収益 ¹	11,002	11,744	12,765	-742	-6	-1,021	-8
売却可能金融資産に係る純利得(損失)	479	653	203	-174	-27	450	N/M
持分法適用投資による純利益(損失)	137	455	164	-318	-70	291	177
その他の収益(損失)	-475	1,053	669	-1,528	N/M	385	58
その他の利息以外の収益合計	11,144	13,906	13,802	-2,762	-20	104	1

¹ 内訳:

信託業務による手数料およびフィー:							
管理手数料	338	401	432	-63	-16	-31	-7
資産運用手数料	3,603	3,507	3,666	96	3	-159	-4
その他の有価証券業務からの手数料	379	380	382	-1	-0	-3	-1
合計	4,320	4,287	4,480	33	1	-193	-4
有価証券業務による手数料/フィー:							
引受およびアドバイザー・フィー	1,825	1,871	2,388	-46	-2	-517	-22
ブローカー・フィー	1,160	1,434	1,746	-274	-19	-312	-18
合計	2,985	3,305	4,134	-320	-10	-829	-20
その他の顧客サービスによるフィー	3,698	4,152	4,151	-454	-11	1	0
手数料およびフィー収益合計	11,002	11,744	12,765	-742	-6	-1,021	-8

N/M - 表記するに値しない

手数料およびフィー収益

2017年度

2017年度の手数料およびフィー収益合計は、2016年度から742百万ユーロ（6%）減少し、110億ユーロであった。この減少は、CIBにおけるフィー収益が減少したことが主な要因であるが、GTB事業における関連取引および株式取引が減少したことにより起因する。PCBにおけるフィー収益は、PCS事業の売却に関連した収益が減少したことによって減少した。これらのマイナスの影響は、好調な市場環境によるDeutsche AMのファンド運用報酬の増加と一部相殺された。

2016年度

2016年度の手数料およびフィー収益合計は、2015年度の128億ユーロから10億ユーロ（8%）減少し117億ユーロであった。PCBでは、手数料およびフィー収益は困難な市場環境および顧客活動の減少に伴い下落した。CIBの収益は主に、世界的な政治不安と金利上昇の期待および市場取引高の低下により、取引および発行の減少の影響を受けた。

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

2017年度

2017年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2016年度の653百万ユーロから174百万ユーロ（27%）減少し、479百万ユーロであった。減少の主な要因は、2016年度に生じたNCOUのリスク圧縮活動に関連する利得およびVisa Europe Limitedの持分の売却による利得がなかったことによる。これは、2017年度に生じたConcardis GmbHの持分の売却益によって一部相殺された。

2016年度

2016年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2015年度の203百万ユーロに対して、450百万ユーロ増の653百万ユーロであった。この増加は、Visa Europe Limitedの持分およびポストバンクのソブリン債の売却、ならびにNCOUに関連するリスク圧縮活動の結果である。

持分法適用投資による純利益（損失）

2017年度

2017年度の持分法適用投資による純利益は、主にNCOUにおけるRed Rock ResortsのIPOからの利得がなかった影響を受けて、2016年度の455百万ユーロから318百万ユーロ（70%）減少し、137百万ユーロであった。

2016年度

2016年度の持分法適用投資による純利得は、主にNCOUにおけるRed Rock ResortsのIPOによる利得の影響を受けて、2015年度の164百万ユーロから291百万ユーロ（177%）増加して、455百万ユーロであった。

その他の収益（損失）

2017年度

2017年度のその他の収益（損失）は、2016年度の11億ユーロの収益に対し、475百万ユーロの損失となった。損失の主な要因は、華夏銀行の持分の売却からのその他の包括利益のプラスの実現化がなかったことによる。また、この損失には、ポーランドにおけるリテール事業の大部分の売却合意によるマイナスの影響、および信託優先証券の残余資産の認識中止による一時的な損失が含まれている。

2016年度

2016年度のその他の収益は、2015年度の669百万ユーロから385百万ユーロ（58%）増加し、11億ユーロとなった。2016年度の増加は主に、華夏銀行の持分の売却によるその他の包括利益の実現化によるものであり、一部は、NCOUにおけるIAS第39号の資産の売却によるリスク圧縮からの損失、および2015年度に生じた特定の訴訟費用の組み戻しならびにMaher Prince Rupertの売却益という特殊要因により相殺された。

利息以外の費用

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から2017年 度の増加(減少)		2015年度から2016年 度の増加(減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
給与手当	12,253	11,874	13,293	380	3	-1,419	-11
一般管理費 ¹	11,973	15,454	18,632	-3,481	-23	-3,178	-17
保険業務に係る費用	0	374	256	-374	-100	117	46
のれんおよびその他の無形資産 の減損	21	1,256	5,776	-1,235	-98	-4,520	-78
再構築費用	447	484	710	-37	-8	-226	-32
利息以外の費用合計	24,695	29,442	38,667	-4,747	-16	-9,225	-24

N/M - 表記するに値しない

¹ 内訳:

IT関連費用	3,798	3,872	3,664	-74	-2	208	6
不動産関連費および設備費	1,849	1,972	1,944	-123	-6	28	1
専門的サービス報酬	1,769	2,305	2,283	-536	-23	22	1
通信およびデータ・サービス	686	761	807	-75	-10	-46	-6
旅費および交際費	405	450	505	-45	-10	-56	-11
バンキングおよびトランザク ション費用	744	664	598	80	12	66	11
マーケティング費用	309	285	294	24	8	-9	-3
連結対象の投資	0	334	406	-334	N/M	-72	-18
その他の費用 ²	2,414	4,812	8,129	-2,398	-50	-3,317	-41
一般管理費合計	11,973	15,454	18,632	-3,481	-23	-3,178	-17

² 2017年度に2億ユーロ、2016年度に24億ユーロ、2015年度に52億ユーロの訴訟関連費用が含まれている。

給与手当

2017年度

2017年度の給与手当は、2016年度の119億ユーロと比較して、380百万ユーロ(3%)増の123億ユーロであった。この増加は主に、2017年度に一般的な報酬制度に戻したことを受けて変動報酬が増加したためである。この増加は、人員削減および外国為替の有利な変動による給与の減少、前年度の繰延分の償却費用の減少、および解雇費用の減少により一部相殺された。

2016年度

2016年度の給与手当は2015年度の133億ユーロと比較して14億ユーロ(11%)減の119億ユーロであった。この減少は主に、2016年度の変動報酬が大幅に抑えられたことによるものであった。

一般管理費

2017年度

2017年度の一般管理費は、2016年度の155億ユーロから35億ユーロ(23%)減の120億ユーロであった。この減少は主に、2016年度と比べて訴訟費用が22億ユーロ減少したことによる。専門的サービス報酬の536百万ユーロの減少は、弁護士費用および業務上のコンサルティング費用の減少に起因するものである。

2016年度

2016年度の一般管理費は、2015年度の186億ユーロから32億ユーロ(17%)減の155億ユーロであった。この減少は、主に2015年度と比べて、訴訟費用が28億ユーロ減少したことによる。為替レートの有利な変動による影響および複数の費用項目の削減は、自己開発ソフトウェアの償却の増加を含むIT関連費用の増加により一部相殺された。

保険業務に係る費用

2017年度

2016年度末にAbbey Life事業を売却したことに伴い、2017年度は保険業務に係る費用は報告されていない。

2016年度

2016年度の保険業務に係る費用は、2015年度の256百万ユーロから117百万ユーロ（46%）増の374百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険業務に係る費用の増加のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

のれんおよびその他の無形資産の減損

2017年度

2017年度ののれんおよびその他の無形資産の減損は、2016年度の13億ユーロから21百万ユーロに減少したが、これは主に前年度に発生した費用が発生しなかったことによる。2016年度の費用には、Abbey Lifeの売却に伴うDeutsche AMにおける10億ユーロの減損、およびDeutsche AMから特定業務を移管したことに伴うCIBにおける285百万ユーロの減損が反映されている。

2016年度

2016年度ののれんおよびその他の無形資産の減損損失は、2015年度の58億ユーロに対して45億ユーロ（78%）減少して13億ユーロであった。2015年度に比べて減少したのは主に、2015年度に生じた費用、特にPCBにおける36億ユーロおよびCIBにおける22億ユーロの減損が含まれていないことによる。

再構築費用

2017年度

2017年度の再構築費用は、2016年度の484百万ユーロに対し、447百万ユーロであった。2017年度の再構築費用は主に、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・ジャーマニー（PCCドイツ）とポストバンクの合併に関連するものである。

2016年度

再構築費用は、2015年度は、進行中の戦略目標の実施を反映して710百万ユーロであったのに対し、2016年度は484百万ユーロであった。

法人所得税費用

2017年度

2017年度の法人所得税費用は、20億ユーロであった（2016年度：546百万ユーロ）。実効税率は160%（2016年度：マイナス67%）であり、主に米国の税制改革、繰延税金資産の認識および測定方法の変更に伴い14億ユーロの一時的な税金費用が発生したことの影響を受けた。

2016年度

2016年度の法人所得税費用は、546百万ユーロであった（2015年度：675百万ユーロ）。実効税率はマイナス67%（2015年度：マイナス11%）であり、主に、税額控除の対象外ののれんの減損および訴訟費用による影響を強く受けた。

当期純利益（損失）

2017年度

2017年度の当期純利益（損失）は、2016年度の14億ユーロの純損失に対し、735百万ユーロの純損失であった。これは前述の米国税制改革による繰延税金資産の再測定に伴う一時的な税金費用の影響によるものである。

2016年度

2016年度の当期純利益（損失）は、2015年度の68億ユーロの純損失に対し、14億ユーロの純損失であった。

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- セグメント別開示の形式の変更
- 経営管理報告システムのフレームワーク

各部門へのセグメント区分の基準は、2017年12月31日現在の当行グループの組織体制である。事業部体制の変更に伴い、前期以前の比較情報を改めて表示し直した。セグメントの業績は当行グループの経営管理報告システムを基礎として作成された。

『

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度					
	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益 ¹	14,226	10,178	2,532	-	-488	26,447
信用リスク引当金繰入額	213	313	-1	-	-0	525
利息以外の費用：						
給与手当	4,273	3,979	778	-	3,223	12,253
一般管理費	8,782	5,166	1,025	-	-3,000	11,973
保険業務に係る費用	0	0	0	-	0	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	12	3	-	0	21
再構築費用	82	360	6	-	-0	447
利息以外の費用合計	13,143	9,518	1,811	-	223	24,695
非支配持分	26	-12	1	-	-16	0
税引前利益(損失)	843	359	720	-	-695	1,228
費用収益比率	92%	94%	72%	-	N/M	93%
資産 ²	1,127,028	333,069	8,050	-	6,586	1,474,732
非流動資産への追加	125	551	60	-	1,067	1,803
リスク・ウェイトド・アセット ³	231,574	87,472	8,432	-	16,734	344,212
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	1,029,946	344,087	2,870	-	17,983	1,394,886
平均株主資本	44,169	14,934	4,725	-	99	63,926
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	1%	2%	54%	-	N/M	-1%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	1%	2%	10%	-	N/M	-1%
¹ 以下を含む：						
純利息収益	4,532	5,876	-19	-	1,989	12,378
持分法適用投資による純利益(損失)	81	3	44	-	9	137
² 以下を含む：						
持分法適用投資	553	91	211	-	10	866

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2017年12月31日終了年度：160%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2017年12月31日終了年度のセグメントの税率は33%となった。』

『

2016年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益 ¹	16,763	11,090	3,015	-382	-471	30,014
信用リスク引当金繰入額	816	439	1	128	-0	1,383
利息以外の費用:						
給与手当	3,955	4,042	708	68	3,101	11,874
一般管理費	9,655	5,029	1,071	2,678	-2,979	15,454
保険業務に係る費用	0	0	374	0	0	374
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	1,021	-49	-0	1,256
再構築費用	299	141	47	4	-7	484
利息以外の費用合計	14,193	9,212	3,220	2,701	116	29,442
非支配持分	49	0	0	-4	-46	0
税引前利益(損失)	1,705	1,439	-206	-3,207	-541	-810
費用収益比率	85%	83%	107%	N/M	N/M	98%
資産 ²	1,201,894	329,869	12,300	5,523	40,959	1,590,546
非流動資産への追加	22	480	1	0	1,517	2,019
リスク・ウェイトド・アセット ³	237,596	86,082	8,960	9,174	15,706	357,518
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	954,203	342,424	3,126	7,882	40,018	1,347,653
平均株主資本	40,518	15,018	4,864	1,682	0	62,082
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	3%	7%	N/M	N/M	N/M	-3%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	3%	6%	-3%	N/M	N/M	-2%
¹ 以下を含む:						
純利息収益	6,314	6,201	326	142	1,724	14,707
持分法適用投資による純利益(損失)	138	5	44	269	-1	455
² 以下を含む:						
持分法適用投資	698	23	203	98	4	1,027

N/M - 表記するに値しない

³ リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

⁴ 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率(2016年12月31日終了年度:67%)を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2016年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

2015年度

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益 ¹	18,899	10,637	3,016	794	179	33,525
信用リスク引当金繰入額	393	511	1	51	-0	956
利息以外の費用：						
給与手当	4,897	4,161	870	86	3,279	13,293
一般管理費	11,662	5,139	1,209	2,921	-2,299	18,632
保険業務に係る費用	0	0	256	0	0	256
のれんおよびその他の無形資産の減損	2,168	3,608	0	0	0	5,776
再構築費用	129	586	-2	-1	-3	710
利息以外の費用合計	18,856	13,495	2,334	3,006	976	38,667
非支配持分	26	0	-0	1	-27	0
税引前利益（損失）	-376	-3,370	682	-2,264	-770	-6,097
費用収益比率	100%	127%	77%	N/M	N/M	115%
資産 ²	1,236,770	312,732	30,316	23,007	26,305	1,629,130
非流動資産への追加	3	280	2	3	1,251	1,539
リスク・ウェイトド・アセット ³	247,423	92,857	10,757	32,896	12,780	396,714
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー算定値 (報告日におけるスポットの価額)	1,007,791	329,902	5,354	36,553	15,587	1,395,188
平均株主資本	39,258	14,333	5,352	3,735	6,377	69,055
税引後平均有形株主資本利益率 ⁴	-1%	-17%	145%	N/M	N/M	-12%
税引後平均株主資本利益率 ⁴	-1%	-15%	8%	N/M	N/M	-10%
¹ 以下を含む：						
純利息収益	7,498	6,415	449	272	1,248	15,881
持分法適用投資による純利益（損失）	68	40	34	20	2	164
² 以下を含む：						
持分法適用投資	650	21	182	166	-6	1,013

N/M - 表記するに値しない

³ リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用ベースに基づいている。

⁴ 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益は、当行グループの報告実効税率（2015年12月31日終了年度：-11%）を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2015年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

『

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
グローバル・トランザクション・ バンキング	3,942	4,421	4,609	-478	-11	-188	-4
株式オリジネーション	396	405	658	-8	-2	-253	-38
債券オリジネーション	1,327	1,393	1,481	-66	-5	-88	-6
アドバイザー	508	495	575	13	3	-80	-14
オリジネーションおよびアドバイ ザリー	2,231	2,292	2,714	-61	-3	-422	-16
貸出業務	2,231	2,375	2,127	-144	-6	248	12
セールス/トレーディング (株式)	2,085	2,571	3,416	-486	-19	-845	-25
セールス/トレーディング (債券および為替)	4,380	5,087	6,083	-707	-14	-996	-16
セールス/トレーディング	6,465	7,658	9,499	-1,193	-16	-1,841	-19
その他	-644	17	-51	-661	N/M	68	N/M
純収益合計	14,226	16,763	18,899	-2,537	-15	-2,136	-11
信用リスク引当金繰入額	213	816	393	-603	-74	423	108
利息以外の費用							
給与手当	4,273	3,955	4,897	318	8	-942	-19
一般管理費	8,782	9,655	11,662	-872	-9	-2,007	-17
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	6	285	2,168	-279	-98	-1,883	-87
再構築費用	82	299	129	-217	-73	169	131
利息以外の費用合計	13,143	14,193	18,856	-1,050	-7	-4,663	-25
非支配持分	26	49	26	-23	-46	23	89
税引前利益(損失)	843	1,705	-376	-861	-51	2,080	N/M
費用収益比率	92%	85%	100%	N/M	8ppt	N/M	-15ppt
資産 ¹	1,127,028	1,201,894	1,236,770	-74,866	-6	-34,876	-3
リスク・ウェイトド・アセット ²	231,574	237,596	247,423	-6,022	-3	-9,827	-4
平均株主資本 ³	44,169	40,518	39,258	3,651	9	1,260	3
税引後平均有形株主資本利益率	1%	3%	-1%	N/M	-2ppt	N/M	4ppt
税引後平均株主資本利益率	1%	3%	-1%	N/M	-2ppt	N/M	3ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。」

2017年度

2017年度のCIBの純収益は、前年度と比べて25億ユーロ、率にして15%減少し、142億ユーロとなった。当部門は、資金調達コストの増加や、第2四半期から年度末まで継続してボラティティ水準が低く顧客の取引活動が消極的といった、セールス/トレーディングにとって特に厳しい市場環境であったことの影響を受けた。グローバル・トランザクション・バンキングはまた、2016年の顧客および業務範囲の調整ならびにマージンの縮小の影響を受けた。オリジネーションおよびアドバイザーの業績は基本的に前年度と同水準であった。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、478百万ユーロ、率にして11%減少し、39億ユーロであった。キャッシュ・マネジメント収益はわずかに減少した。これは、米国の金利上昇が2016年の顧客と提供商品の縮小によるマイナスの影響を一部相殺したことによる。取引手数料は、積極的に実施しているバランスシート管理の影響および継続したマージンの圧縮を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスは基本的には横ばいで、特定の顧客および国からの撤退に起因する取引量の減少は米国における金利上昇の影響により相殺された。さらに、グローバル・トランザクション・バンキングの収益は、2017年の資金調達コスト分配方法の変更によるマイナスの影響を受けた。

オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年度と比べて61百万ユーロ、率にして3%減少し、22億ユーロであった。株式オリジネーションの収益は8百万ユーロ、率にして2%減少したが、基本的に前年度と同水準であった。債券オリジネーションの収益は66百万ユーロ、率にして5%減少した。これは、レパレジド・ローン市場への積極的な流入に後押しされて2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動とドイツ銀行グループの米国におけるリスク圧縮活動により相殺されたことによる。アドバイザー収益は、良好な市場環境および強気な取引参加から13百万ユーロ、率にして3%増加した。

貸出業務の純収益は、144百万ユーロ、率にして6%減少し22億ユーロであった。これは主に、資金調達コスト増加の影響を受けた投資適格貸出業務からの収益の減少によるものであった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の純収益は、707百万ユーロ、率にして14%減少し、44億ユーロとなった。クレジット収益は、2017年度上半期はディストレス商品に対する積極的な活動に支えられたが、2017年度下半期のフロー・ビジネスに不利な取引環境により相殺され、基本的に同水準であった。金利収益は、米国市場における業績の低下によって一部相殺されたものの、ヨーロッパ市場における堅調な業績により増加した。外国為替収益は、継続している低いボラティリティ環境が顧客の取引活動に影響を与え減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、2017年度第1四半期は好調であったが、2017年度第2四半期から第4四半期にかけての顧客の消極的な取引活動により相殺され減少した。新興市場収益は、顧客の取引活動の減少および年度末にかけてベネズエラ、南アフリカおよびトルコにおける特定の状況の影響を受け、大幅に減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、486百万ユーロ、率にして19%減少し、21億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客の年間平均残高の減少、マージンの縮小および資金調達コストの増加により減少した。株式デリバティブ収益は、特に2017年度下半期の困難な市場環境により減少した。現物株収益は、取引高の低迷が続き、基本的には変動はなかった。

その他の収益は、2016年度は17百万ユーロの利益であったが、2017年度は644百万ユーロの損失であった。2017年度には、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する348百万ユーロの損失（2016年度は27百万ユーロの利益）が含まれる。当該損失のうち136百万ユーロは、2017年1月1日に施行されたドイツ破綻処理メカニズム法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により導入された銀行破綻の場合における債権者ヒエラルキーの変更によるものである。このヒエラルキーの変更により、デリバティブの相手先は債権者の序列構造（waterfall structure）においてはシニア無担保債券保有者より上位に位置するため、結果としてデリバティブの相手先はより厚い保護を受けることになった。このより厚い保護は、相手先にとってはデリバティブ資産の評価額を増加させ、その結果当行グループの貸借対照表におけるデリバティブ負債の評価額が増加するため、損失計上につながった。CIBの戦略と整合しないと特定された資産に関連する収益は、2017年度第2四半期において「その他」に計上されており、これには残余資産であるRMBSポートフォリオ評価損に関連したマイナスの影響も含まれている。

信用リスク引当金繰入額は213百万ユーロであり、前年度と比べて74%減少した。この減少は、船舶業界を含む全てのポートフォリオにおける減少が主な要因である。前年比では減少したものの、2017年度の信用リスク引当金繰入額の主な要因は引き続き船舶業界であった。

利息以外の費用は、2016年度と比べて11億ユーロ、率にして7%減少し、131億ユーロを計上した。これは主に、2016年度と比べて訴訟引当金が減少し、またのれんの減損、退職費用および再構築費用が大きく減少したことがプラスの影響をもたらしたことによる。給与手当の費用は、給与手当以外の直接費用が減少したことにより一部相殺されたものの、2017年に変動報酬支払制度が復活したことにより増加した。利息以外の費用の前年度からの減少はまた、外国為替レートの変動によりプラスの影響を受けた。

税引前利益は、843百万ユーロであり、前年度と比べ861百万ユーロ、率にして51%減少した。前年度からの収益の減少は、利息以外の費用および信用リスク引当金の減少によって一部のみしか相殺されなかった。

2016年度

2016年度のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門の収益は、前年度から21億ユーロ、率にして11%減少し、168億ユーロであった。同部門は、特に困難な株式市場環境、ドイツ銀行グループに対する市場の否定的な見方および2015年10月に発表した当行グループの戦略目標に沿って実行された戦略の影響を受けた。コーポレート・ファイナンスにおいて、顧客活動およびプライマリーマーケットにおいて2015年度第4四半期に初めて生じた業界全体としての減速が、2016年度上半期も継続した。トランザクション・バンキングの収益は、マクロ経済の逆風に直面して若干下落した。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、188百万ユーロ、率にして4%減少し、44億ユーロとなった。キャッシュ・マネジメントの収益は、ユーロ圏における低金利および2015年10月に発表した当行グループの戦略目標の一環である合理化のための顧客数削減の影響を受け、基本的には変動はなかった。トレーディング収益は、積極的に実施しているバランスシート管理およびリスク管理の取り組み、およびマージンの減少を受けて減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティ・サービスの収益はわずかに減少したが、米国における金利上昇の影響により一部相殺されたものの、ヨーロッパでの低金利の影響や世界的なIPO活動の減少による影響を受けたことによる。

オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、前年度と比べて422百万ユーロ、率にして16%減少し、23億ユーロであった。2016年度の株式オリジネーションの収益は、前年度と比べて253百万ユーロ、率にして38%減少したが、業界全体にわたり株式発行数が大幅に減少したことの影響を受けたことによる。2016年度全体の債券オリジネーションの収益は、88百万ユーロ、率にして6%減少したが、2016年度第1四半期の低迷の影響を受けたためである。アドバイザリー収益は、2015年度に比べて市場における活動が減少したことから、80百万ユーロ、率にして14%減少した。

貸出業務の純収益は、248百万ユーロ、率にして12%増加し24億ユーロであった。特に米国における資産担保貸出および商業用不動産の好調な業績の影響を受けた結果である。

セールス/トレーディング（債券および為替）の純収益は996百万ユーロ、率にして16%減少して51億ユーロになった。外国為替収益は、前年度と同様に好調であった。金利商品からの収益は、ヨーロッパ市場における堅調な業績が米国市場における業績の低迷によって一部相殺されたが、基本的に前年度と同水準であった。クレジット収益は減少したが、これには2015年10月に発表した当行グループの戦略目標の一環である証券化トレーディングにおけるリスク圧縮の影響が含まれている。クレジット・フロー事業および証券化トレーディング事業の両方において業績が低迷した。新興市場における2016年度の収益は大幅に減少したが、2015年10月に発表した当行グループの戦略目標の一環によるロシアなどの特定国からの撤退、顧客フローの低下、およびマクロ経済の不確実性の影響を受けたためである。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、2016年度上半期の困難な市場環境および消極的な市場取引が顧客フローにマイナスの影響を及ぼしたため大幅に減少した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は845百万ユーロ、率にして25%減少し、26億ユーロになった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客資産残高と取引活動の減少および資金調達コストの増加により減少した。株式デリバティブ収益は顧客の取引活動が減少したため大幅に減少した。2016年度の現物株収益は、困難な市場環境および顧客取引の減少の影響を受けて大幅に減少した。

その他の収益は、2015年度は51百万ユーロの損失であったが、2016年度は17百万ユーロの利益となった。これには、同年度におけるDVAの影響に関連する27百万ユーロの利益（2015年度は48百万ユーロ）が含まれる。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して、423百万ユーロ、率にして108%増加し、816百万ユーロであった。この増加は、主として業界が持続的な構造的課題（例えば、ある種の船舶の過剰供給あるいは余剰）を抱えていた船舶産業における信用度の悪化によるものであった。業界全体としての信用低下を受け、より多くの債務者が清算シナリオの下で評価された債務不履行の区分に分類されることになった。

利息以外の費用は142億ユーロであり、2015年度から47億ユーロ、率にして25%減少した。のれんの減損が大幅に減少したことや訴訟費用の減少が前年度に比べてプラスに影響し、再構築費用の増加を上回った。2016年度の給与手当費用は、業績連動報酬費用の削減および戦略的イニシアティブの一環としての従業員数の削減の影響を受けて減少した。

税引前利益は17億ユーロであり、前年度より21億ユーロ増加した。利息以外の費用の大幅な減少が、収益の低下および信用リスク引当金繰入額の大幅な増加を上回った。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率(%)
純収益：							
プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ	5,013	5,225	5,603	-213	-4	-377	-7

ポストバンク	3,124	3,366	3,112	-242	-7	254	8
ウェルス・マネジメント	2,041	1,880	2,097	161	9	-217	-10
華夏銀行	0	618	-175	-618	-100	793	N/M
純収益合計	10,178	11,090	10,637	-912	-8	453	4
このうち：							
純利息収益	5,876	6,201	6,415	-325	-5	-214	-3
手数料およびフィー収益	3,367	3,395	3,816	-28	-1	-421	-11
その他の収益	935	1,494	406	-559	-37	1,088	N/M
信用リスク引当金繰入額	313	439	511	-126	-29	-73	-14
利息以外の費用：							
給与手当	3,979	4,042	4,161	-63	-2	-119	-3
一般管理費	5,166	5,029	5,139	138	3	-110	-2
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	12	0	3,608	12	N/M	-3,608	N/M
再構築費用	360	141	586	219	155	-445	-76
利息以外の費用合計	9,518	9,212	13,495	306	3	-4,283	-32
非支配持分	-12	0	0	-12	N/M	0	3
税引前利益（損失）	359	1,439	-3,370	-1,080	-75	4,809	N/M
費用収益比率	94%	83%	127%	N/M	10ppt	N/M	-44ppt
資産 ¹	333,069	329,869	312,731	3,200	1	17,138	5
リスク・ウェイトド・アセット ²	87,472	86,082	92,857	1,390	2	-6,776	-7
平均株主資本 ³	14,934	15,018	14,333	-84	-1	685	5
税引後平均有形株主資本利益率	2%	7%	-17%	N/M	-5ppt	N/M	25ppt
税引後平均株主資本利益率	2%	6%	-15%	N/M	-5ppt	N/M	22ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

追加情報

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
運用資産 ¹	506	501	583	5	1	-83	-14
正味流入	4	-42	3	47	N/M	-46	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループは、運用資産を(a)当行グループが顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行グループが運用管理する顧客資産と定義する。当行グループは、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。預金が投資目的で保有されている場合、運用資産とみなす。当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業およびポストバンク事業において、これは全ての期間における預金および貯蓄預金を含む。ウェルス・マネジメント事業においては、当行グループはすべての顧客の預金が主に投資目的で保有されているものとみなしている。

2017年度

PCBの2017年度の業績は、戦略関連の要因に大きく影響を受けた。これらは、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアントのドイツ事業とポストバンクの合併に関連する再構築費用の引当計上およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意後の収益の減少を含んでいる。これに対し、2016年度の業績は、華夏銀行に対する持分の売却に関連した利益を享受していた。PCBの税引前利益が前年度比で減少した理由は、ほとんどこれらの特別な事象によるものである。

純収益は、前年度に比べて912百万ユーロ、率にして8%減少し、102億ユーロとなった。この減少は主に、2016年と2017年における事業売却によるものであった。2016年度は、華夏銀行からの618百万ユーロの収益貢献および売却前の米国におけるプライベート・クライアント・サービス (PCS) 事業からの140百万ユーロの収益貢献が含まれていた。これに対し、2017年度の純収益は、ポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連して157百万ユーロのマイナスの影響を受けた。これらの影響を除くと、純収益は前年度と基本的に同水準であった。Sal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響は、資産の売却および残余資産である信託優先証券の償還に伴う収益低下によるマイナスの影響を相殺した。現在も続いている低金利環境における預金収益の減少は、貸出金収益の増加および口座商品や投資商品からの手数料およびフィー収入の増加によって、大部分が相殺された。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント (PCC) 事業からの収益は、前年度から213百万ユーロ、率にして4%減少した。これには、残りの収益に反映されたポーランドのリテール事業の部分的売却合意によって発生した157百万ユーロのマイナスの影響を含んでいる。さらに、2017年度および2016年度は、資産売却からの同程度の規模の利益 (2017年度はConcardis GmbHの当行グループ持分の売却利益95百万ユーロ、2016年度はVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益98百万ユーロ) を含んでいた。純利息収益は2016年度と比べてわずかに減少したが、これは現在も継続している低金利環境が影響したことによる。手数料およびフィー収益は、投資商品からの収益は改善したものの、前年度と基本的に同水準であった。

ポストバンク事業における収益は、前年度と比べ242百万ユーロ、率にして7%減少した。これは、2016年度はVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益104百万ユーロがあったのに対し、2017年度は残余財産である信託優先証券の償還による118百万ユーロのマイナスの影響があったことによるものである。ポストバンク事業の純利息収入は前年度に比べてわずかに減少した。預金収益における低金利環境の影響は、貸出金額が増加した結果、貸出金収益が増加したことにより一部相殺された。手数料およびフィー収益は、主に当座預金における新たなプライシング・モデルの採用および投資商品へのアドバイザー・モデルの強化を反映して、増加した。

ウェルス・マネジメント (WM) 業務における収益は161百万ユーロ、率にして9%増加した。主な要因は、約400百万ユーロのSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響であり、これは2016年9月のプライベート・クライアント・サービス (PCS) 事業売却後の2017年度における収益源の減少による影響を上回った。ワークアウト業務の利益は主に有利な訴訟結果によるものであり、これは貸出金の評価にプラスの影響を与え、取得費用の簿価を減少させた。これらの影響を除けば、純収益は前年度と比べて減少しており、これは外国為替レートの変動、および主に米州地域における貸出金額の減少による純利息収益の減少に起因する。手数料およびフィー収益は前年度と比べわずかに減少しており、これはアジア/太平洋地域の好調な成長により一部相殺されたものの、米州とEMEAにおける顧客の取引活動が減少したことおよび資産ベースが減少したことを反映している。

信用リスク引当金繰入額は、前年度に比べて126百万ユーロ、率にして29%減少し、313百万ユーロとなった。これはポストバンクの引当金戻入および引き続き好調な経済環境による良好なポートフォリオの恩恵を受けている。両期ともに選択的ポートフォリオの売却からのプラスの影響を受けている。

利息以外の費用は、前年度から306百万ユーロ、率にして3%増加し、95億ユーロとなった。前述のとおり、ドイツにおける再編および統合施策を含む戦略要因に関連して、当年度は純再構築費用360百万ユーロ (2016年度は141百万ユーロ) による影

響を受けた。利息以外の費用はまた、変動報酬の増加および投資の増加に伴い増加した。これらの効果は、再編施策の実行による費用削減およびPCS事業の売却後の費用の減少により一部相殺された。

税引前利益は、2016年度と比べて11億ユーロ減少し、359百万ユーロとなった。この減少は主に、前述した特定の要因および金利環境が継続して困難な状況であったことによる。

PCBの運用資産は、2016年12月31日現在と比較して50億ユーロ増加し、5,060億ユーロであった。外国為替レートの変動によるマイナスの影響を、相場上昇および40億ユーロの正味資金流入（主にPCC事業において発生したもの）によるプラスの影響が上回った。正味資金流入は主に預金商品から発生し、これは2016年度第3四半期および第4四半期に資金が正味流出した後、運用資産の委託業務を取り戻すことに成功したことが一因である。ウェルス・マネジメントにおける純流入の要因の一部は、戦略的事業決定および継続しているリスク圧縮活動の影響によるものである。

2016年度

2016年度中、PCBIは、販売モデルの合理化やデジタル・オフリングを推進する戦略上の施策においてかなり前進した。また、PCBIは、2015年10月に当初公表された当行グループの戦略の一部として、米国におけるプライベート・クライアント・サービス（PCS）部門および中国の華夏銀行に対する持分の売却を完了した。後者の取引により多額の売却益が計上された。さらに、PCBIはVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却により利益を享受した。前年度のPCBIにおいては、華夏銀行売却に関連した評価効果、36億ユーロの減損費用および再構築活動に係る多額の費用の計上により業績にマイナスのインパクトがあった。

PCBの純収益は、前年度対比で453百万ユーロ、率にして4%増加して111億ユーロとなった。この増加は、前述の売却取引のプラスの影響を含む、2016年度の華夏銀行からの収益618百万ユーロによるものであった。2015年度は、華夏銀行に関連して、175百万ユーロの損失を計上していた。華夏銀行とPCSの売却の影響を除くと、純収益は前年度に比べて減少している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）事業からの収益は、377百万ユーロ、率にして7%減少した。純利息収益は、預金収益の減少を招いたヨーロッパにおける低金利環境によってわずかに減少した。手数料およびフィー収益は、引き続き変動が激しい市場環境において顧客の取引活動が減少し、投資商品および保険商品からの収益が減少したため、前年度に比べると減少した。PCCの残りの収益は、VISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却による利益98百万ユーロを含み、大幅に増加した。

ポストバンク事業における収益は2015年度と比べ254百万ユーロ、率にして8%増加した。これは主に、前述のVISA Europe Limitedの当行グループ持分の売却利益104百万ユーロを含む特定の資産売却からの利益によるものである。純利息収入は基本的に前年度と同水準であった。ヨーロッパにおける継続的な低金利環境の影響で預金商品からの収益は減少したが、2015年度の住宅ローンおよび預金保護のための引当金の調整費用の負担が終了したことにより相殺された。それ以外に、信用商品からの純利息収益も取引量の増加により対前年比で増加した。正味の手数料およびフィー収益は前年度と基本的に同水準であった。

ウェルス・マネジメント（WM）事業の収益は、217百万ユーロ、率にして10%減少した。その一因は、2016年9月のPCS部門の売却後の連結除外の影響である。この影響を除くと、WMの純利息収益は前年度と基本的に同水準であり、WMにおける正味の手数料およびフィー収益は、厳しい市場環境における顧客の取引活動の低下、戦略的なリスク圧縮活動および2016年度下半期のドイツ銀行グループに対する市場の否定的な見方といった影響を受けた。

信用リスク引当金繰入額は、前年度と比べて73百万ユーロ、率にして14%減少し、439百万ユーロとなった。継続している貸出金ポートフォリオの高い信用力および良好な経済環境が影響している。信用リスク引当金繰入額はまた、2015年度および2016年度と同様に選択的なポートフォリオの売却による恩恵を受けた。

2016年度の利息以外の費用は92億ユーロであり、前年度対比で43億ユーロ、率にして32%減少した。2015年度には、減損費用36億ユーロ、多額の再構築費用および解雇費用475百万ユーロ、ソフトウェアの一部除却額131百万ユーロが含まれていた。これに対して、2016年度の利息以外の費用は、9月のPCS部門の売却以降に費用が減少したことによるプラスの影響を受けている。これらの影響を除くと、利息以外の費用は2015年度、2016年度ともに同水準にある。多額のデジタル化への投資および戦略的措置に関する追加支出は、給与手当の削減および厳格なコスト管理により相殺されている。

税引前利益は、2015年度から48億ユーロ増加し14億ユーロであった。この増加は、2015年度には前述ののれんの減損項目ならびに多額の再構築費用および解雇費用を計上したこと、また、2016年度の華夏銀行持分の売却益の影響による。これらの要因を除くと、2016年度の税引前利益は、継続する低金利環境ならびにWM、PCCおよびポストバンク事業の収益に対する変動的な市場環境を反映して2015年度に比べて減少している。

運用資産は、2015年12月31日現在と比較して83億ユーロ減少し、5,010億ユーロであった。この減少は主として、PCS部門の売却後の連結除外の影響380億ユーロ、およびドイツ銀行グループに対する市場の否定的な見方が生じた後の、主に2016年度下半期に生じた420億ユーロの純流出（WMで320億ユーロ、PCC事業で70億ユーロ、ポストバンクで30億ユーロ）が要因であった。さらにWMでの2016年度の純流出は、継続的な顧客のレパレッジ解消活動、リスク管理実務の最適化およびクロスボーダー・サービス等の効率性の向上への取り組みを反映したものである。

『

ドイチェ・アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益							
マネジメント・フィー	2,215	2,161	2,299	53	2	-138	-6
運用報酬および取引手数料	199	219	246	-20	-9	-28	-11
その他の収益	118	239	213	-121	-51	25	12
Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動	0	396	258	-396	N/M	139	54
純収益合計	2,532	3,015	3,016	-483	-16	-1	-0
信用リスク引当金繰入額	-1	1	1	-1	N/M	-0	-4
利息以外の費用							
給与手当	778	708	870	70	10	-163	-19
一般管理費	1,025	1,071	1,209	-47	-4	-138	-11
保険業務に係る費用	0	374	256	-374	-100	117	46
のれんおよびその他の無形資産の減損	3	1,021	0	-1,018	-100	1,021	N/M
再構築費用	6	47	-2	-41	-88	49	N/M
利息以外の費用合計	1,811	3,220	2,334	-1,409	-44	886	38
非支配持分	1	0	-0	1	N/M	1	N/M
税引前利益(損失)	720	-206	682	926	N/M	-888	N/M
費用収益比率	72%	107%	77%	N/M	-35ppt	N/M	29ppt
資産 ¹	8,050	12,300	30,316	-4,250	-35	-18,016	-59
リスク・ウェイトド・アセット ²	8,432	8,960	10,757	-528	-6	-1,797	-17
平均株主資本 ³	4,725	4,864	5,352	-139	-3	-489	-9
税引後平均有形株主資本利益率	55%	N/M	145%	N/M	N/M	N/M	N/M
税引後平均株主資本利益率	10%	-3%	8%	N/M	13ppt	N/M	-11ppt

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2017年度

2017年度のDeutsche AMの税引前利益は、2016年度と比較して、大幅に増加した。2016年度第4四半期に売却したAbbey Lifeを除くと、収益は増加したものの費用の増加により相殺され、Deutsche AMの2017年度の業績は2016年度と同水準であった。純資産が流出した前年度と比べ、2017年度は好転し、160億ユーロの純資産の流入が見られた。

純収益は、483百万ユーロ、率にして16%減少し、25億ユーロとなった。2016年度に含まれていたAbbey Lifeを除くと、純収益は前年度に比べて54百万ユーロ、率にして2%増加した。マネジメント・フィーは、アクティブ商品が有利な市場環境により伸びたことを主因として53百万ユーロ、率にして2%わずかに増加した。運用報酬および取引手数料は、アクティブ・ファンドの1つからのファンド運用報酬が減少したことから、前年度に比べて20百万ユーロ、率にして9%減少した。その他の収益は、前年度と比べ、121百万ユーロ、率にして51%と大幅に減少した。この減少は主に、時価評価による評価益を除くAbbey Lifeからの収益、Deutsche AM Indiaの売却益および2016年に解消したHETAのエクスポージャーに関連する評価の切り上げといった一過性の収益からの恩恵がなくなったことによる。その他の収益はまた、不動産ファンドの訴訟案件に関連した一過性の戻入益を当期に計上したこと、ルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業の売却に伴うマイナスの影響、および前年度の保証付き商品のマイナス時価評価が当期は計上されなかったこと等の影響を含んでいる。2016年度にAbbey Lifeが売却されたため、前年度には保険加入者のポジションに係る時価評価の変動396百万ユーロが計上されていたが、2017年度は計上されていない。

利息以外の費用は、14億ユーロ、率にして44%と大幅に減少し、18億ユーロとなった。これはAbbey Life関係の費用が発生しなかったことおよび再構築費用の減少によるものである。給与手当は、変動報酬費用が増えたことにより増加し、一般管理費は、前年度に比べてわずかに減少した。これは、前述のAbbey Life関係の費用が発生しなかったためであるが、2015年度に発生し2016年度に戻入れた営業損失引当金、およびアセット・マネジメントの分離に関連した2017年度の費用によって一部相殺された。

税引前利益は、2016年度におけるAbbey Lifeに関連したのれんおよびその他の無形資産の減損が当期には発生しなかったことにより926百万ユーロもの大幅増加となり、720百万ユーロとなった。これらは、前年度に含まれていたAbbey Life、Deutsche AM Indiaの売却益、およびHETAに関連する評価切り上げなどが発生しなかったことによる収益減少により一部相殺されている。

運用資産 (AuM) は、2016年12月31日現在と比較して40億ユーロ減少し、7,020億ユーロとなった。これは、外国為替の不利な変動による360億ユーロ、およびルクセンブルクを拠点とするSal. Oppenheimの資産サービス事業と米国のプライベート・クライアント事業の売却に主に関連するマイナスのその他調整額130億ユーロの影響によるものであるが、有利な市況の動きによる300億ユーロ、Europe ETF、マルチ・アセットおよび流動性のある金融商品の流入（これらは保険資産の流出により一部相殺）による160億ユーロの純資産の流入により一部相殺された。

以下の表は、2017年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ ・エクイ ティ	アクティブ ・債券	アクティブ ・マルチ ・アセット	アクティブ ・SQI	アクティブ ・キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
2016年12月31日現在 残高	92	264	54	53	63	98	82	706
流入 ¹	20	68	23	15	9	36	16	187
流出 ¹	-22	-71	-12	-17	-9	-25	-16	-172
正味流入	-2	-3	11	-3	1	11	0	16
為替の影響	-3	-17	-1	-0	-3	-7	-5	-36
運用	9	5	1	2	-1	11	3	30
その他	-1	-2	-5	0	0	1	-6	-13
2017年12月31日現在 残高	96	247	60	52	59	115	73	702
マネジメント・ フィー・マージン (bps)	76	14	38	29	9	24	55	31

¹ 報告された流入および流出は運用資産の資産分類間の移動を含んでいる。

2016年度

2016年度、Deutsche AMの業績は、Abbey Lifeの売却により計上したのれんおよびその他の無形資産の減損10億ユーロのほか、市場のドイツ銀行グループに対する否定的な見方による純資産の流出の影響を受けた。持続的な世界的低成長による引き続き不確実性を反映した不利な市場環境にもかかわらず、Abbey Lifeを除くと、Deutsche AMは、2015年度の632百万ユーロから16%増の731百万ユーロという税引前利益を達成した。

2016年度の純収益は30億ユーロであり、前年度と同水準であった。Abbey Lifeを除く純収益は25億ユーロであり、2015年度の27億ユーロに比べて6%減少した。マネジメント・フィーは、運用資産の減少および不利な市況がパッシブおよびアクティブ事業に影響し、わずかに138百万ユーロ、率にして6%減少した。運用報酬および取引手数料は、オルタナティブ商品が好調であった前年度に比べ、28百万ユーロ、率にして11%減少した。その他の収益は、前年度のHETAに係る評価減および2016年度のAbbey LifeおよびDeutsche AM Indiaの売却の影響により、25百万ユーロ、率にして12%増加し、一部は、保証付き商品のマイナス時価評価およびオルタナティブ商品からの配当収入の低下により相殺された。Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動は、時価評価益の増加に伴い、139百万ユーロ、率にして54%の著しい増加となった。

利息以外の費用は、主としてAbbey Lifeの売却に関連するのれんおよびその他の無形資産の減損、および収益内で相殺される範囲であるが保険業務に係る費用の増加により、886百万ユーロ、率にして38%と大幅に増加し、32億ユーロとなった。Abbey Lifeを除くと、利息以外の費用は2015年度に比べて251百万ユーロ減少し、17億ユーロであった。これは主に給与手当の減少および2015年度に発生した営業損失引当金の戻入によるものであった。

税引前損失は206百万ユーロであり、2015年度と比較して888百万ユーロの大幅なマイナスであった。これは主として、前述のAbbey Lifeの売却の影響によるものである。

2016年12月31日現在の運用資産は7,060億ユーロであり、2015年12月31日に対して390億ユーロの減少となった。これは、ドイツ銀行グループに対する市場の否定的な見方、Deutsche AMの将来に関する市場の風評、およびDeutsche AM経営陣の交代により厳しい市場環境が一段と悪化したことに起因する。410億ユーロの純資産流出は、米州地域において金融市場の改革により現金が流出したことが主要因である。上場投資信託もまた、為替ヘッジ有りのファンドが投信業界全体として流出を経験したため、相当の流出が生じた分野であった。この減少は、主としてAbbey LifeおよびDeutsche AM Indiaに関連する180億ユーロに上る売却にも起因する。これらの流出は、エクイティ市場および債券市場の好調な変動による160億ユーロ、および有利な為替レートの変動による40億ユーロにより一部相殺された。また、Deutsche AMは2016年度に、アジア太平洋地域においては20億ユーロというプラスの流入を記録した。

以下の表は、2016年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれのマネジメント・フィー・マージンを示している。

単位：十億ユーロ	アクティブ ・エクイ ティ	アクティブ ・債券	アクティブ ・マルチ ・アセット	アクティブ ・SQI	アクティブ ・キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
2015年12月31日現在 残高	102	276	54	54	75	101	82	745
流入 ¹	20	56	14	19	9	24	15	158
流出 ¹	-25	-73	-14	-23	-18	-32	-15	-199
正味流入	-5	-17	-0	-4	-9	-7	0	-41
為替の影響	-1	2	-0	0	1	1	1	4
運用	4	6	1	2	-1	3	2	16
その他	-9	-3	0	-0	-2	0	-3	-18
2016年12月31日現在 残高	92	264	54	53	63	98	82	706
マネジメント・ フィー・マージン (bps)	68	15	37	29	8	27	53	30

¹ 報告された流入および流出は運用資産の資産分類間の移動を含んでいる。

F

非中核事業部門

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益	-	-382	794	382	N/M	-1,176	N/M
このうち：							
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産/負債に係る純利息収 益および純損益	-	-1,307	-362	1,307	N/M	-944	N/M
信用リスク引当金繰入額	-	128	51	-128	N/M	76	148
利息以外の費用							
給与手当	-	68	86	-68	N/M	-18	-20
一般管理費	-	2,678	2,921	-2,678	N/M	-243	-8
保険業務に係る費用	-	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の 減損	-	-49	0	49	N/M	-49	N/M
再構築費用	-	4	-1	-4	N/M	5	N/M
利息以外の費用合計	-	2,701	3,006	-2,701	N/M	-304	-10
非支配持分	-	-4	1	4	N/M	-5	N/M
税引前利益(損失)	-	-3,207	-2,264	3,207	N/M	-943	42
資産 ¹	-	5,523	23,007	-5,523	N/M	-17,485	-76
リスク・ウェイトド・アセット ²	-	9,174	32,896	-9,174	N/M	-23,722	-72
平均株主資本 ³	-	1,682	3,735	-1,682	N/M	-2,052	-55

N/M - 表記するに値しない。

1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。

2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

3 平均株主資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。』

2017年度

2017年度以降、非中核事業部門(NCOU)は単独部門としては存在していない。2016年12月31日現在の残余資産は、現在そのほとんどが該当する事業部門であるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにより管理されている。

2016年度

2016年度に、NCOUはリスク圧縮戦略を成功裡に実施し、ポートフォリオの規模を削減し、年度末には当部門を廃止する目標を達成した。当該活動では、複数のポートフォリオについて、長期デリバティブ・エクスポージャーの処理、様々な債券の売却、コリレーションおよびネガティブ・ベースのポートフォリオの解消をさらに進めること等により、自己資本比率を改善しレバレッジを解消する取り組みに重点が置かれた。Maher Port ElizabethおよびRed Rock Resorts持分の売却も当年度に完了した。

NCOUの当年度の純収益は、前年度のプラス794百万ユーロに対して、マイナス382百万ユーロであった。これは主にリスク圧縮のための長期デリバティブ・エクスポージャーおよび関連する資産の解消による損失821百万ユーロによるものであり、一部はRed Rock Resortsに関連する利益368百万ユーロにより相殺された。加えて、ポートフォリオ収益はMaher Prince Rupertを含む資産の売却によって減少したが、評価調整の減少および時価評価の効果により一部相殺された。2015年度の純収益には、219百万ユーロの特定の訴訟費用の組み戻しおよび195百万ユーロのMaher Prince Rupertの売却益が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2015年度と比較して76百万ユーロ増加した。この増加は、主に欧州住宅用モーゲージおよび商業貸出金(これらにはIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれる)に対する引当てが増加したことによるものである。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の減少により、2015年度と比較して304百万ユーロ、率にして10%減少した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、2015年度のMaher Prince Rupertを含む資産の売却に起因して、前年度比で18%減少した。

税引前損失は、2015年度と比較して943百万ユーロ増加し、32億ユーロであった。この増加は、利息以外の費用が減少した一方で、主にリスク圧縮活動による損失によるものであった。

F

連結および調整

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年度	2016年度	2015年度	2016年度から 2017年度の増加 (減少)		2015年度から 2016年度の増加 (減少)	
				金額	比率 (%)	金額	比率 (%)
純収益 ¹	-488	-471	179	-16	3	-650	N/M
信用リスク引当金繰入額	-0	-0	-0	0	-19	-0	N/M
利息以外の費用							
給与手当	3,223	3,101	3,279	122	4	-178	-5
一般管理費	-3,000	-2,979	-2,299	-21	1	-679	30
保険業務に係る費用	0	0	0	0	N/M	0	N/M
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	-0	0	0	N/M	-0	N/M
再構築費用	-0	-7	-3	6	-98	-3	99
利息以外の費用合計	223	116	976	107	93	-860	-88
非支配持分	-16	-46	-27	30	-65	-19	70
税引前利益(損失)	-695	-541	-770	-153	28	229	-30
資産 ²	6,586	40,959	26,305	-34,373	-84	14,654	56
リスク・ウェイトド・アセット ³	16,734	15,706	12,780	1,028	7	2,926	23
平均株主資本 ⁴	99	0	6,377	99	N/M	-6,377	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 純利息収益および利息以外の収益。

2 C&Aの資産には、事業セグメントの管理責任範囲外の、事業セグメントに配分されていない財務に関する残余資産、および繰延税金資産や集中決済勘定といった全社的資産が反映されている。

3 リスク・ウェイトド・アセットは、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の財務および全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの繰延税金資産であった。

4 2015年12月現在の平均株主資本は、各セグメントの現在価格とグループの平均金額の差額を表している。』

2017年度

C&Aの税引前損益は、前年度の541百万ユーロの税引前損失に対し、2017年度は695百万ユーロの税引前損失であり、153百万ユーロ、率にして28%の損失増加であった。2017年度は、為替換算調整額の損益振替およびアルゼンチンとウルグアイにある非戦略的子会社の売却損失による213百万ユーロの影響を受けた。事業ベースで必要とされる流動性を上回る保有資金および流動性バッファはマイナス114百万ユーロであった(2016年度はマイナス42百万ユーロ)。英ポンド建てのAT1証券発行手取金をユーロ換算した外国為替再評価はマイナス26百万ユーロであった(2016年度はマイナス127百万ユーロ)。評価および期間差異は、当行グループの信用スプレッドの悪化に関連した債券発行ポートフォリオのマイナス164百万ユーロを含んでいる。これは、主に当行グループのキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラムに関連した調整による金利関連項目からの104百万ユーロのプラスの影響により相殺されている。2016年度には、評価および期間差異に財務ポートフォリオのマイナス252百万ユーロを含んでいたが、これは主に金利およびクロス・カレンシーをベースとしたスプレッドの変動によるものであった。2017年度の訴訟費用は112百万ユーロであり、前年度に比べて130百万ユーロ増加した。2016年度の訴訟費用は、保険金の支払により73百万ユーロを回収していた。

2016年度

税引前損失は、2015年度には損失770百万ユーロであったのに対し、2016年度は541百万ユーロであった。これは229百万ユーロ、率にして30%の減少であり、主に、2015年度第4四半期には、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクからC&Aに再分配された管理部門に関連する訴訟費用358百万ユーロがマイナスの影響として含まれていたことによる。さらに、2015年度は、当行グループの信用スプレッドの悪化による評価および期間差異146百万ユーロおよびポストバンクの売却による130百万ユーロがマイナスの影響として含まれていた。2016年度は、財務ポートフォリオの評価および期間差異マイナス252百万ユーロが影響しており、これは主に金利およびクロス・カレンシーをベースとしたスプレッドの変動に起因している。また、純収益は英ポンド建てのAT1証券発行手取金をユーロ換算した外国為替再評価損127百万ユーロを含んでいる(2015年度は50百万ユーロ)。

財政状態

単位：百万ユーロ	2017年12月31日 現在	2016年12月31日 現在	2016年度から2017年度の増加（減少）	
			金額	比率（％）
現金および中央銀行預け金	225,655	181,364	44,291	24
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,265	11,606	-2,341	-20
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券	26,703	36,368	-9,665	-27
トレーディング資産	184,661	171,044	13,617	8
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	485,150	-124,118	-26
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	91,276	87,587	3,690	4
このうち：				
売戻条件付買入有価証券	57,843	47,404	10,439	22
借入有価証券	20,254	21,136	-882	-4
貸出金	401,699	408,909	-7,210	-2
満期保有有価証券	3,170	3,206	-36	-1
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	83,015	105,100	-22,085	-21
残りの資産	88,256	100,213	-11,957	-12
資産合計	1,474,732	1,590,546	-115,814	-7
預金	580,812	550,204	30,608	6
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	24,793	29,338	-4,545	-15
トレーディング負債	71,462	57,029	14,433	25
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	342,726	463,858	-121,132	-26
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	63,874	60,492	3,382	6
このうち：				
買戻条件付売却有価証券	53,840	50,397	3,442	7
貸付有価証券	1,040	1,298	-258	-20
その他の短期借入金	18,411	17,295	1,116	6
長期債務	159,715	172,316	-12,601	-7
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	106,742	122,019	-15,276	-13
その他の負債	38,098	53,176	-15,079	-28
負債合計	1,406,633	1,525,727	-119,094	-8
資本合計	68,099	64,819	3,280	5

資産の変動

2017年12月31日現在の資産合計は、2016年度末から1,158億ユーロ、率にして7%減少した。

この資産全体の減少は主に、デリバティブ金融商品のプラスの時価が1,241億ユーロ減少したことによるが、これは主に、金利カーブが時価評価額の変動と逆に動いた金利商品、低いボラティリティおよび顧客の資産フローの減少を主な要因とする外国為替レート商品に起因するものである。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は221億ユーロ減少したが、主な要因はデリバティブ金融商品のマイナスの時価が減少したことに対応して、必要担保金が減少し現金およびマージン債権が減少したこと、および通常の業務上の取引の未決済残高が減少したことである。

貸出金は、特に米ドルに対するユーロの上昇という外国為替レートの変動により72億ユーロ減少した。

これらの減少は、現金および中央銀行預け金残高が443億ユーロ増加したことにより一部相殺されており、それらの変動は主に預金および増資による受取金、ならびに当行グループの流動性管理活動の結果に起因するものである。

トレーディング資産は136億ユーロ増加したが、これは主に当行グループの債券ポートフォリオによるもので、顧客の取引活動の増加、EUおよび米国の金利事業における債券ポジションの増加が要因である。

バランスシートの全体の変動には米ドルに対するユーロの上昇を主な要因とする外国為替レートの変動による778億ユーロの減少の影響が含まれている。また、外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。

負債の変動

2017年12月31日現在の負債合計は、2016年度末から1,191億ユーロ、率にして8%減少した。

この負債全体の減少は主に、デリバティブ金融商品のマイナスの時価の変動(1,211億ユーロの減少)によるものであり、前述のデリバティブ金融商品のプラスの時価の変動と同様の理由によるものであった。

ブローカー業務および有価証券に関連する債務の減少153億ユーロは負債全体の減少の要因でもあったが、前述のブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同様の理由によるものであった。

長期債務の126億ユーロの減少は主に、合計すると新規発行による資金流入に対して正味資金流出の方が多かったこと起因する。

負債全体の減少は、期中における306億ユーロの預金増加により一部相殺されたが、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおけるキャンペーンの他、当行グループのトランザクション・バンキング事業におけるキャッシュ・マネジメント戦略の結果により、顧客の正味資金流入が増加したことによるものである。さらに、当行グループは2017年度中に預金残高を回復したが、これは2016年度下半期の正味資金流出の後に顧客預金を再獲得したためである。

トレーディング負債は、144億ユーロ増加した。EUおよび米国の金利ビジネスにおけるトレーディング活動が増加したことが主要因である。

資産合計と同様に、2017年度の外国為替レートの変動が影響を及ぼしており、これは本項に記載される各種の負債の全体としての変動に既に組み込まれている。

流動性

2017年12月31日現在の流動性準備金は、2,800億ユーロであり(2016年12月31日現在では2,190億ユーロ)、2017年12月31日現在のストレス下(複合的シナリオに基づく)でプラスの流動性ポジションを維持することができた。

資本

2017年12月31日現在の資本合計は、2016年12月31日と比較して33億ユーロ増加した。この増加の主な要因は、2017年4月の普通株式の新規発行(687.5百万株)による80億ユーロの増資である。この増資の影響は以下の項目により一部相殺された。為替換算純損失(特に米ドルに関する)26億ユーロ、ドイツ銀行株主に帰属する純損失およびその他の資本構成要素751百万ユーロ、ドイツ銀行株主に対する配当金支払い392百万ユーロ、売却可能金融資産およびキャッシュ・フロー・ヘッジのデリバティブに係る未実現純利得(損失)の減少348百万ユーロ(税引後)、その他の資本構成要素に対するクーポン利払い298百万ユーロ、および増資費用135百万ユーロ(税引後)である。

規制自己資本

2017年12月31日現在の当行グループのCET 1資本(CRR/CRD 4による)は、2016年12月31日現在の478億ユーロに対し30億ユーロ増加して508億ユーロとなった。2017年12月31日現在のリスク・ウェイトド・アセット(RWA)(CRR/CRD 4による)は、2016年12月31日現在の3,562億ユーロに対し、129億ユーロ減少し3,433億ユーロであった。このCET 1資本の増加およびRWAの減少により、2017年12月31日現在のCRR/CRD 4 CET 1資本比率は、2016年12月31日現在の13.4%から14.8%に増加した。

2017年12月31日現在の当行グループのCET 1資本(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)は、2016年12月31日現在の423億ユーロから60億ユーロ増加して483億ユーロとなった。リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)は、2016年12月31日現在の3,575億ユーロに対し、133億ユーロ減少して3,442億ユーロとなった。これにより、2017年12月31日現在のCET 1資本比率(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)は、2016年12月31日現在の11.8%から14.0%に増加した。増減の詳細は「取締役会報告書：リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」を参照のこと。

流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行グループのリスク・レポートを参照のこと。

信用格付

ドイツ銀行はムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)、フィッチ・レーティング

ス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)およびDBRS社(以下「DBRS」およびムーディーズ、S&P、フィッチと共に「格付機関」という。)により格付けされている。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合内で設立され、信用格付機関に対する2009年9月16日に改正された欧州議会および理事会の規則(EC)No.1060/2009(以下、「CRA規則」という。)に従い、登録されている。ムーディーズに関しては、信用格付はCRA規則の第4条3項に従い、ムーディーズの英国事務所(ムーディーズ・インベスター・サービス・リミテッド)で承認される。DBRSについては、信用格付は英国のDBRSレーティングス・リミテッドにてCRA規則の第4条3項に従い、承認される。

信用格付の推移

2017年3月にアップデートされた事業戦略および増資をうけて、4つの格付機関すべてによりドイツ銀行の格付が決定された。格付機関は引き続きその格付方法にヨーロッパの銀行破綻時のフレームワークの変更を反映しているが、この格付方法の変更により2017年度中にいくつかの格付が変更となった。

2017年3月の増資および事業戦略の更新に関する発表を受けて、フィッチは信用に関する「ネガティブ」ウォッチを取り消しドイツ銀行の格付を「ネガティブ」見通しとした。2017年6月、DBRSは、ドイツ銀行が無事に増資を終え、ドイツ銀行の信用基盤に対するプレッシャーが減少したことから、ドイツ銀行のシニア無担保債および預金に関する見通しを「ネガティブ」から「安定的」に変更した。

2017年3月、S&Pは、目前に迫っているドイツの銀行に対する救済措置の変更を反映して、ドイツの銀行に対するクレジット・ウォッチを決定した。ドイツ銀行の発行に対する信用格付およびS&Pが引き続きシニア無担保(または優先債)とみなしている商品は、ペイル・イン法案の影響による損失吸収能力の増加を反映し、BBB+からA-に引き上げられた。シニア劣後債(または非優先債)に分類されている商品については、BBB+からBBB-に引き下げられた。見通しは引き続き「ネガティブ」であった。

2017年9月、フィッチは、ドイツ銀行の厳しい収益環境が継続していることおよび長期的な戦略の実行見通しを考慮し、カウンターパーティ・リスク、債券および預金の格付を1段階(カウンターパーティ・リスクおよび預金格付をA-、「非優先」債をBBB+)引き下げた。長期格付が引き下げられた結果、短期格付もF1からF2に引き下げられた。見通しは「安定的」に引き上げられた。

2017年12月、ムーディーズは、ドイツ銀行のシニア無担保債をBaa2に格付したが、この特定の債券分類に関しては見通しを「ネガティブ」に変更した。この見通しの変更は、ドイツの銀行の大部分に適用されたが、特に銀行に対してシニア債の「優先」および「非優先」分類を一つずつ導入することを求めるEUの銀行再建・破綻処理指令(BRRD)に対応する変更について考慮した。ムーディーズは、BRRDの変更がドイツの法律に反映された場合、将来発行されるジュニア債シニア債を同様に格付することができるので、この変更は、ドイツの銀行によって発行された既存の「非優先」シニア無担保債に対する信用格付にとって「ネガティブ」とみなしている。この変更が承認された時点で、ムーディーズはこの債券分類から政府支援という格付分類を取り除く可能性が高いと考えられる。

格付引き下げの潜在的影響

ドイツ銀行は、格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチ)による1段階および2段階の引き下げが流動性ポジションに与える潜在的影響を計算しており、この影響を毎日の流動性ストレステストおよび流動性カバレッジ比率の計算に含めている。

3つの格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ、およびフィッチ)によって格付が1段階引き下げられた場合、ドイツ銀行の流動性ポジションにマイナス約13億ユーロの影響がある。これは主に、契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが増加するためである。格付が2段階引き下げられた場合、ドイツ銀行の流動性ポジションにマイナス約30億ユーロの影響がある。これは、契約上のデリバティブ資金および/または必要なマージンが約16億ユーロ、および格付の引き下げを契機に定期預金が約14億ユーロ増加するためである。

上記の分析は、3つの格付機関(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ、およびフィッチ)が同時に格付を引き下げた場合を想定しており、その場合、前述したドイツ銀行の資金能力も減少することが予想される。この特定の分析は、当行独自の流動性ストレス・テスト・シナリオに反映される。

格付が引き下げられた場合のドイツ銀行への実際の影響は予測できないため、前述した資金および流動性への潜在的な影響は変わる可能性がある。

選択された格付カテゴリー

	カウンターパーティ・リスク	シニア優先債 / 預金 ¹	シニア非優先債 ²	短期格付
ムーディーズ・インベスターズ・サービス (ニューヨーク) ³	A3 (cr)	A3	Baa2	P-2

スタンダード・アンド・プアーズ (ニューヨーク) ⁴	-	A-	BBB-	A-2
フィッチ・レーティングス (ニューヨーク) ⁵	A- (dcr)	A-	BBB+	F2
DBRS (トロント) ⁶	A (高)	A (低)	A (低)	R-1 (低)

- 1 ムーディーズではシニア-シニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア無担保債で、フィッチではシニア優先債で格付されている。DBRSは個別に「優先」に対する格付を提供していない。ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチは、預金および「シニア優先」債を分けて格付しているが、同じ格付レベルである。
- 2 ムーディーズではシニア無担保債で、スタンダード・アンド・プアーズではシニア劣後債で、フィッチではシニア非優先債で、DBRSではシニア無担保債で格付されている。
- 3 ムーディーズは、A-格付を、上級の中位で信用リスクが低い債務と定義している。Baa格付の債務を中級で信用リスクは高くないが投機的側面を有する可能性がある債務としている。数字付加記号の2はカテゴリー中の中位の格付を示しており、数字付加記号の3はカテゴリー中の最下位の格付を示している。
- 4 スタンダード・アンド・プアーズは、A格付を、より上級の格付に分類されている債務より環境および経済状況の悪化に影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は依然として高い。「BBB」に格付された債務は十分な保護パラメーターを表している。しかし、経済状況および環境の悪化により、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力が低くなる可能性が高い。マイナスはカテゴリー中の最下位の格付を示している。
- 5 フィッチ・レーティングスは、Aの格付を、高い信用の質として定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが低いことを示す場合にA格付を使用する。フィッチ・レーティングスによれば、A格付は、財務的コミットメントの支払能力が高いことを示している。しかし、この能力は、それより上位の格付けの場合よりも、事業環境または経済状況の悪化に対してより脆弱な場合がある。フィッチ・レーティングスは、BBBの格付を、良い信用の質と定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが現時点では低い場合にBBB格付を使用する。財務的コミットメントの支払能力は十分であると考えられるが、ビジネス環境や経済環境が悪化した場合この支払能力が低下する可能性が高い。プラスはカテゴリー中の最高位の格付を示している。マイナスはカテゴリー中の最下位の格付を示している。
- 6 DBRSは、A-格付を、信用の質は十分で元本および利息の保護も相当程度であると定義しているが、このカテゴリーの発行体はAAAやAAカテゴリーの発行体よりも経済環境の悪化による悪影響を受けやすく、シクリカルな傾向が高いとしている。付加記号の(高)は、カテゴリー中の最高位の格付を示している。付加記号の(低)は、カテゴリー中の最低位の格付を示している。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつでも格付を変更することができる。長期信用格付は、当行グループの有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

契約上の債務の表形式による開示

2017年12月31日現在の要現金支払額

契約上の債務

単位：百万ユーロ	期間別要支払額				
	合計	1年未満	1 - 3年	3 - 5年	5年超
長期債務 ¹	173,571	48,981	41,227	36,373	46,990
信託優先証券 ¹	5,726	5,038	677	11	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 ²	6,753	1,967	1,020	650	3,116
ファイナンス・リース債務	98	8	11	10	70
オペレーティング・リース債務	4,564	684	1,140	838	1,901
購入債務	1,836	266	680	111	779
長期預金 ¹	30,843	0	13,587	5,105	12,151
その他の長期負債	1,293	405	605	66	218
合計	224,683	57,349	58,946	43,164	65,224

1 利息の支払いが含まれている。

2 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて58百万ユーロの取消不能転貸に係る将来の収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益」、注記24「リース」、注記28「預金」および注記32「長期債務および信託優先証券」である。

[次へ](#)

見通し

世界経済

2018年、世界経済成長は引き続き堅調であると考えている。世界のGDPは、2017年の成長率を若干上回り、3.9%上昇する見込みである。これは、幾つかの先進国がほぼ完全雇用を達成および維持したことによるものである。経済環境が改善したことによって、特にコモディティ等の資産価格が上昇するであろう。世界インフレ率は、2017年よりも0.4%上昇し、2018年には3.3%になることを予想している。先進国では、2018年度、GDP成長率は2.2%に加速し、消費者物価は1.7%上昇する見込みである。新興市場での経済成長は若干上昇し4.9%に、新興市場でのインフレ率は2017年の3.8%から、4.3%に上昇することを予想している。

ユーロ圏では、GDP成長率は横ばいの2.3%となる見込みである。2018年、インフレ率は、GDPギャップの縮小が緩やかであるため、引き続き2%を下回る見込みである。ドイツの賃金協定によって物価にプレッシャーがかかる可能性がある。いずれにしても、インフレ率は、今後数年間低水準にとどまるだろう。ECBの純資産購入プログラムは2018年に終了すると考えており、第1回目のECB政策金利引き上げは2019年半ばまでに行われる見込みである。欧州懐疑を唱える政党の支持が引き続き高いことから、この3月のイタリアの議会選挙により政治リスクが高まる可能性がある。2017年の2.2%というGDP成長の後、当行グループは、ドイツ経済はほぼ国内経済需要のみにより2018年には2.3%拡大すると予想する。

米国では、経済成長は2018年度、2.9%に成長すると予想する。これは、米国の税制改革による法人および家計への穏当なプラスの傾向、ならびに2018事業年度および2019事業年度のほぼ3,000億米ドルの追加的な裁量的歳出に備えた予算の合意が最近採択されたことによるものである。これが、還流資金への原則課税廃止のインセンティブと組み合わせることによって需要が増加し、逼迫した労働市場の賃金上昇および投資活動の増加がもたらされる可能性がある。これによってインフレ率が上昇する可能性があるが、予想される2018年の連邦準備制度理事会による金利引き上げによって一部相殺される。従って、2017年と同様に、引き続きインフレ率は2%を少し上回る程度と見込んでいる。

日本経済の成長率は1.2%に減速することを予想する。国内部門および対外部門がGDP成長に貢献することが見込まれる。インフレ率はほぼ横ばいの0.4%と予想する。日本銀行はイールドカーブの管理を重視しており、2018年中に金利の調整は行われない見通しである。2018年に新興市場諸国での経済成長率はわずかに上昇して4.9%、アジア（日本を除く）の経済成長率は6.0%となると予想する。新興市場諸国でのインフレ率は、2017年の3.8%から4.3%に上昇することが見込まれる。2018年、中国経済はやや鈍化し成長率は6.3%と予想する。これは、1990年以降最も低い成長率である。成長の鈍化は、レバレッジ解消プロセスを推奨する政府の政策によってもたらされると考える。中国の金融、財政、不動産市場の政策の引き締めは、2018年度も継続することが見込まれる。インフレ率は2.7%に上昇すると予想している。

世界経済の予想における不確実性は、世界のリスク・ヒートマップがほぼ変化してないことから、2017年に引き続き相対的に高いままである。米国におけるイールドカーブの構造の変化による初期の景気後退、ヨーロッパにおけるポピュリストの活動、特に中東における地政学的リスクは、当行グループの予想に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、短期的な経過措置が効果的であったとしても、英国が欧州連合から離脱する（ブレグジット）リスクは容易ないし早期には解消されないであろう。一方で、これらのリスクの1つが顕在化した場合、経済が勢いを増すことによる抑制効果が見込まれるため、過年度よりも経済および金融市場への影響が小さいと予想される。インフレリスクは数年間弱まっていたが、再び出現し、重大な経済リスクとなっている。予想よりも速い経済回復は市場を驚かせ、中央銀行の政策金利引き上げの予想を大幅に修正しなければならなくなり、リスクアセットに混乱をもたらす可能性がある。これは、2013年当時、連邦準備制度理事会による発言によって引き起こされたテーパー・タントラムに類似している。中国では、レバレッジ解消による住宅市場の冷え込みが経済成長に影響を及ぼす可能性がある。経済成長を支えるために、2018年半ばに幾つかの緩和政策が導入されることが見込まれる。しかし、インフレ率が大幅に上昇した場合、中国経済は減速し、世界経済を圧迫するであろう。

銀行業界

2018年の銀行業界について、世界中で同時に経済成長が継続することが見込まれる。これによって、すべての事業セグメントに有利な環境が与えられるだろう。より重要なことに、資本市場における活動レベルは最近になって向上し、ボラティリティ等の主要な測定基準は歴史的な低水準から上昇しており、2018年に引き続き正常化することが予想されている。さらに、金融危機後の厳格な規制強化のサイクルは、パーゼルIIIフレームワークの合意の締結および金融商品市場指令（MiFID II）および改訂されたEU決済サービス指令（PSD II）の実施によって大部分が終了しつつあり、その結果、2018年に規制がより明確になることによって銀行が恩恵を受けることが予想される。規制枠組みが安定することで、様々な事業部門において所要自己資本および経済的許容範囲の双方に関してより正確な計画策定が可能となる。銀行業界の最大の不確実性は、資本市場および信用市場に重大な影響を与え得る、主要な中央銀行による資産購入プログラム終了の政策的措置、ならびに米国での金利のさらなる正常化によってもたらされる可能性が高い。また、銀行業界におけるテクノロジーの継続的な影響は2018年も引き続きテーマとなり、さらなる課題や機会も提供するであろう。

ユーロ圏では、資本市場の収益率の上昇および貸出金の成長は堅調に推移することが見込まれており、これは良好な経済状況および資本市場におけるボラティリティ水準の上昇が継続していることが大きく反映されていると考える。家計については、労働市場の見通しが良好なおかげで、最近の貸出取引の回復が継続することが予想される。法人の場合、低金利および経済の成長と信頼の向上は、貸出および資本市場の活動の双方を通じた資金調達の増加を支えると考え。ユーロ圏の最大の直近のリスクは、「ハード」ブレグジットである。これは、英国のEU単一市場へのアクセスが確保される移行措置や最終合意がまとまらないまま英国がEUから離脱することを指す。こうした状況にも関わらず、堅調なマクロ経済を背景に、2018年の銀行の収益および純利益は増加することが見込まれる。

ドイツの銀行は、リテール顧客および法人顧客向けの貸出および預金業務が増加し、引き続き信用リスクが極めて低いことを見込めるだろう。一方で、低金利による純金利差益へのプレッシャーは2018年も継続することが予想される。この影響は、取引高の増加によって一部相殺される。

米国では、銀行にとって堅調な事業環境が継続することが見込まれる。米国経済が好調であり、米国の銀行に対してさらなる規制緩和策が講じられた場合、引き続き銀行の資本市場および資産運用業務の収益および利益成長率が増加するだろう。米国の銀行の純金利差益は、信用リスク引当金繰入額が極めて低い状況からやや増加することが予想されるものの、今後の連邦準備制度理事会による政策金利の引き上げの決定から恩恵を受けることが見込まれる。

日本では、経済成長の減速の見込みおよび非伝統的金融政策手段の終了により、貸出および預金の成長が抑制される可能性がある。中国では、民間部門の債務バブルがさらに増加することが予想されるが、中国政府の大きな混乱を和らげる意志や能力については揺るぎない。

バーゼル銀行監督委員会のRWAのモデリング手法の改訂（以下、「バーゼルIIIの枠組み合意」という。）が2017年末に最終化された。これによって、金融危機後の規制要件の最も重要な改訂の一つが完了した。2018年に、当該枠組みをEUの法律に組み入れる複数年のプロセスの開始へと焦点が移行するだろう。バーゼルIIIの枠組みの実施プロセスが世界中で開始されるため、国・地域によって実施に差異が生じ、地域間で様々な影響が生じるリスクが残る。

ヨーロッパでは、ブレグジットの影響は2018年を通じてより明らかになるだろう。英国と他のEU加盟国の政治家は、2018年度第1四半期末までに移行期間に関する合意をまとめ、10月を期限として離脱条約草案の批准の準備を行うことを目標としている。英国と他のEU加盟国の間の将来の関係がより明確になることによって不確実性が取り除かれ、当該地域で営業活動を行っている銀行にプラスの影響が与えられるだろう。同時に、CRRの改正、ESAによるレビュー、EMIRを含む未解決の主要な規制項目に関する政治的合意に向けて進展するだろう。これによって、中期的にヨーロッパの銀行に対する規制要件がさらに明確になるだろう。

ドイツ銀行グループ

2017年3月に、当行グループは、当行の事業戦略の変更、すなわち資本増強および財務指標の更新を含む更新された戦略を公表した。調整後費用については、それぞれ2018年と2021年の目標を設定した。以下の段落で、調整後費用に関する最新情報を提供する。当行グループの残る長期主要業績指標はさらに長期的な期間で達成する予定であり、より簡素化、より安全な銀行に整合させる。2018年、当行グループは、引き続き戦略を実行し、収益率の上昇と利鞘の改善を目指す。コスト管理は継続的に当行グループの戦略の重要な要素であり、2018年にこの取組みを強化する予定である。

最も重要な主要業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

当行グループの主要な業績指標	2017年度末の状況	目標とするKPI
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 ¹	14.0%	13.0%以上が望ましい
移行ルールに基づいたCRR/CRD 4レバレッジ比率（フェーズインベース） ²	4.1%	4.5%
税引後平均有形株主資本利益率 ³	-1.4%	約10.0%
調整後費用 ⁴	239億ユーロ	2018年：約220億ユーロ 2021年：約210億ユーロ

- 1 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行グループの計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 2 CRR/CRD 4レバレッジ比率の移行ルールに基づいた当行グループのレバレッジ比率による計算（フェーズインベース）に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 3 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。2017年末の計算は、2017年12月31日終了年度における実効税率160%に基づいている。詳細については、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。
- 4 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。詳細については、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2018年、当行グループは、特にオペレーションリスクの点からRWAの若干の増加、手法の変更、規制インフレおよび特定の事業成長を見込んでいる。2018年度末までには、当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率が13%を上回り、CRR/CRD 4レバレッジ比率（フェーズインベース）が引き続き4%を上回ると予想している。

2018年、当行グループの収益は2017年から増加すると予想している。世界経済が好調であると予想しているため、見通しに、当行グループによる堅調なマクロ経済環境の予想を反映している。当行グループは米国とユーロ圏において上記の成長トレンドを予想する。金利の正常化が見込まれることによって、収益の改善がもたらされる。当行グループは、米国におけるさらなる利上げ、およびECBの純資産購入プログラムが2018年に終了することを予想している。市場ボラティリティは上昇することが見込まれるため、金融市場の取引活動はより正常な水準に回復するだろう。

当行グループは、環境が正常化し費用目標を達成するうえで、税引後平均有形株主資本を10%とする目標に向かって努力することを約束する。当行グループの戦略（当行グループの複数の事業の大幅な再編成および費用削減プログラムの実施を含む）を継続的に成功裏に実施することは、当該目標を達成するために重要である。2018年の税引後平均有形株主資本については、信用コストおよび訴訟費用が2018年に増加する見込みであり、再構築費用が2017年と同水準であると予想するにも関わらず、主に収益の見通しの改善および調整後費用の減少を反映して、穏やかに改善することを予想している。

当行グループは2017年3月に、調整費用の目標を約220億ユーロにすることを公表した。これには約900百万ユーロの事業の売却を通じた費用削減の予定を含む。予定されている事業の売却が進展した一方で、一部は延期され、また場合によっては一時中止された。この結果、現時点で、当行グループは、予定されている900百万ユーロの費用削減が2018年に実現できないと見込んでいる。さらに、2018年のプレグジットおよびMiFID IIの実施により費用の増加を見込んでいる。また、2018年に当行グループのドイツの銀行へのポストバンクの吸収合併によって実現が予想されていた一部のコストシナジーが延期になった。当該吸収合併は2018年度第2四半期に完了することが予想されるためである。これらの費用削減は2019年に実現する見込みとなった。それにもかかわらず、当行グループは、これらの影響を相殺するため、および以前の想定に関連して報告された費用の現在の為替相場から恩恵を得るために、追加的な対策を取っている。したがって、現在、当行グループは2018年の調整後費用を約230億ユーロと予想している。これは、当初の220億ユーロの目標に加え、事業売却の遅延および一時中止による費用の影響を反映している。2021年までの数年間で調整後費用をさらに削減することを目標とする。とはいえ、当該目標は、前述の事業売却を成功裏に予定された期間内に実行できるかどうか一部よっている。

当行グループは、2018事業年度およびそれ以降、競争力のある配当支払比率を目標とする。これらの配当支払について、当行グループは2018事業年度に当行の単体財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を維持しなければならない。

当行グループの事業の性質上、当行グループは、ドイツ、および特に米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。当行グループは、多数の重要な法的問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、短期的には訴訟および執行環境は困難であると予想する。2017年の訴訟費用は、過年度に見積った引当金を下回って解決することができた結果、相対的に減少した。2018年、訴訟費用の予想には多数の不確実性があることを念頭に置いた上で、当行グループは、2017年よりも訴訟がそれなりに増加するが、過去数年間にわたって観察された上昇の水準をはるかに下回るものであると予想している。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

CIBの目的は、法人顧客および機関顧客にインベストメント・バンキングおよびトランザクション・バンキングの商品およびサービスの提供において効率的かつシームレスな顧客カバレッジを提供し、それによって当行グループの株主に魅力的なリターンを生み出すことである。2018年、当行グループはコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの収益が2017年対比で増加すると予想している。2017年の事業環境は、ボラティリティが低水準にとどまり、顧客活動が減速し、極めて厳しいものであったためである。2018年、当行グループはボラティリティの水準が上昇することを予想する。これによって、顧客活動が活発になり、セールス・アンド・トレーディングの収益確保の支えとなるだろう。また、CIBは、より効果的なカバレッジを通じた顧客主導のフランチャイズの活性化に重点を置いており、重要な機会を捉えるための選択的な雇用が進展している。当行グループは、目標とする商品および地域市場セグメントにおける市場シェアの拡大に引き続き注力する。

セールス/トレーディングのうち債券および通貨(FIC)の2018年の収益は、2017年対比で増加すると見込んでいる。これは、主に、外国為替、新興市場、金利の収益の増加によるものである。2018年初めに、市場のボラティリティはインフレおよび米国の金利上昇に対する懸念を背景に急上昇した。過去にボラティリティが高まった時期は、金融市場における顧客活動の水準が高まった。今後の世界の金利環境の変動(米国ではさらなる上昇が予想される)によって、金利の収益の増加が支えられるだろう。当行グループは、2018年のセールス/トレーディング(株式)の収益は、エクイティ・デリバティブおよびプライム・ファイナンスにより2017年対比で増加すると見込んでいる。プライム・ファイナンスの顧客残高は、2016年9月以前の水準まで回復し、2018年に収益が増加することを予想している。一方で、当行グループが2017年度第2四半期に開始したエクイティ事業によって収益の改善が見込まれる。しかしながら、資金調達費用の増加、規制圧力、リソースへの継続的なプレッシャー、地政学的事象の潜在的な影響等の逆風が課題として残ると予想する。

2018年以降、CIBが資産担保金融および商業不動産に関連した収益を計上する予定である。これらは以前それぞれ、ファイナンスとセールス/トレーディング(債券および為替)で報告されていた。その他の融資業務に関連した収益(特に、投資適格の貸出)はその他の商品に報告する。当行グループは、ファイナンスの収益は、対前年比で若干減少すると予想する。これは、投資適格の貸出からの収益が減少することによるものである。一方で、商業不動産および資産担保金融は横ばいであると予想する。当行グループの2018年のファイナンスのポートフォリオは、引き続き収益の安定した水準を提供するだろう。ただし、資金調達費用は、短期的には上昇することが見込まれる。

オリジネーションおよびアドバイザーの2018年の収益は、対前年比で若干増加することが予想される。これは、2017年のピークの水準よりは低いものの、市場手数料が引き続き支えている。当行グループの顧客カバレッジに再び重点的に取り組むことによる株式オリジネーションの回復、並びに2017年度第4四半期に公表された多数の指令および特にクロスボーダーのM&A取引のカバレッジの向上を背景に拡大することが予想されるアドバイザー収益の増加により、当行グループの市場シェアが拡大すると見込んでいる。

2018年のGTB収益は、2017年対比でわずかに増加することを予想する。トレード・ファイナンスおよびセキュリティーズ・サービスの収益は増加し、キャッシュ・マネジメントの収益は若干減少すると見込んでいる。これは、マクロ経済の状況を背景としており、また、金利の増加によるものである。一方で、当行グループは、引き続き高い利鞘への圧力があると予想する。

当行グループは、規制コンプライアンスの強化、統制および実施の高まりの中で、引き続きCIB全体の費用を削減し、プラットフォームの効率性を進めることを約束する。2018年の利息以外の費用は、ほぼ横ばいであることが予想され、調整費用の減少は、営業外費用の増加によって相殺される。訴訟は、費用と時期に関して引き続き不確実である。2018年、当行グループは、現在CIBのRWAがほぼ横ばいであると見込んでいる。これは、事業資産(レガシー・ポートフォリオを含む。)の減少によって、手法の変更によるプレッシャーとオペレーショナル・リスクRWAの増加が一部相殺されることによる。当行グループの規制遵守、know-your-client(KYC)、顧客オンボードの向上、システム安定性、統制と実行への意識を維持する。

当行グループの見通しに対するリスクには、2018年のMiFID IIの実施による影響、ブレグジットが当行グループのビジネス・モデルに及ぼす潜在的な影響、バーゼルIIIの枠組み合意の今後の影響、米国の税制改革が含まれる。中央銀行政策および進行中の規制改革に関する不確実性もリスクをもたらす。一方で、イベントリスクや顧客の金融活動の水準等といった厳しい環境も金融市場に影響を与える可能性がある。こうした見通しにもかかわらず、当行グループは、発表した戦略の優先事項に従うことで、将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

プライベート・コマーシャル・バンク(PCB)

PCBの目標は、個人、法人、ウェルス・マネジメントの顧客に対して、標準的な銀行業務から個々の投資および金融に関する助言に至るまで包括的範囲の商品を提供し、当行グループの株主に魅力的なリターンをもたらすことである。商品提供は、世界的ネットワーク、堅固な資本市場、ファイナンスの知見、革新的なデジタルサービスによって支えられている。当行グループのドイツの事業では、2018年に、PCC事業とポストバンクの統合に重点を置く予定である。これにより、当行グループは、当行グループの本国市場であるドイツにおいて、20百万以上の顧客を有する最大のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクを築くことになる。PCCインターナショナルは、2017年12月にポーランドの当行グループのリテール銀行業務の大半について売買契約を締結しており、当該取引の決済が2018年の焦点となるだろう。さらに、他の世界中の拠点の事業を引き続き変革する予定である。ウェルス・マネジメントではさらに変革を進め、当行グループのフランチャイズを拡大することに重点を置

く。これには、公表されたSal. Oppenheimの個人顧客事業の当行グループのドイツ事業への統合の実施、ならびにアジア、米州、EMEA等の重要な成長市場のさらなる拡大が含まれる。加えて、全ての事業分野において引き続きデジタル機能に投資する予定である。

当行グループの2017年の収益は重要な特定の項目から獲得したが、2018年に同水準の収益が獲得できることを予想していない。この効果は、手数料およびフィー収益の増加によって大部分が相殺されるため、2017年対比で、2018年に報告される収益はほぼ横ばいとなる見込みである。預金業務のマージンは、引き続き低金利環境によってマイナスの影響を受けるだろう。一方で、貸出の収益の増加によって補うことができると考えるため、純利息収益も2017年対比でほぼ横ばいとなるだろう。

当行グループは、資産運用は2018年にわずかに増加すると予想する。これは、主に、主要なウェルス・マネジメント地域における当行グループの成長戦略によるものである。また、当行グループのリスク・ウェイトド・アセットは、当行グループの貸出事業の成長戦略により、2017年末と比較してわずかに増加すると考える。

2018年、信用リスク引当金繰入額は2017年と比較して大幅に増加することが予想される。これは、ポストバンクにおける多額の戻入を含む特定の要素によるものである。また、当行グループの貸出事業の成長戦略およびIFRS第9号の導入に伴う増加によって、過年度に比べ信用リスク引当金繰入額のボラティリティが増加することも見込んでいる。

当行グループは、2018年の利息以外の費用は、2017年と比較して若干減少すると考える。これには、ポストバンクの統合に係る多額の再構築費用が含まれる。調整後費用は、2018年はほぼ横ばいとなるだろう。着手した再構築策によるさらなる削減は、投資費用の増加によって相殺されることが予想される。投資費用は、特にポストバンクの統合に関係するものであるが、デジタル化、PCCインターナショナルとウェルス・マネジメントの進行中の変革、インフレによる影響へのさらなる投資も含まれる。

2018年の当行グループの収益状況に影響を与えると考えられる不確実性は、当行グループの主要営業各国での経済成長の鈍化、世界的な金利のさらなる下落、予想以上に高いエクイティおよびクレジット市場でのボラティリティを含んでいる。これは、顧客の金融活動にマイナスの影響を与える可能性がある。延長されたMiFID IIおよびPSD II等の規制要求の実施、ならびに当行グループの戦略目標の実行の遅れが、当行グループの収益および費用基盤にマイナスの影響を与える可能性がある。

ドイチェ・アセット・マネジメント

Deutsche AMIは、ドイツ銀行の中核事業であり続ける。2017年3月に、Deutsche AMの部分的新規株式公開を進める予定であることを公表して以来、この目標に向けて相当程度前進した。部分的IPOの論理的根拠は、より強い自律性を培うことによって事業の可能性を開くことである。独立した資産運用会社として、当行グループは世界的な事業にDWSブランドを導入し、外部プロファイルを向上させることに努める。当行グループのインフラパートナーの統合によって、当行グループはプラットフォーム全体で営業効率を高めることができる。これには、コスト削減のためのプロセス改善および顧客経験の充実が含まれる。

当行グループはDeutsche AMの幅広い投資可能性と長年にわたる業務上の独立性によって業界の課題に対処し、ビジネスチャンスを獲得することができる良い位置につけると確信している。2018年、当行グループは、世界同時の経済的成長および安定的な信用市場に基づき幅広く堅調な資本市場を予想している。一方で、評価が強化され、金融政策による刺激策の穏やかな減少、継続的な政治の不確実性によってリスクは増加している。当行グループは、先進国での成長は堅実であり、新興市場はより速い速度で成長し続けると予想する。これらの傾向は投資家のリスク選好に影響し、潜在的にマネジメント収益および資産の流れにも影響を与える。投資家のニーズを予想し、それに応えることによって、Deutsche AMIは当行グループの世界的な顧客基盤で選択される投資パートナーとなることを目指す。

中期的には、業界における世界の資産運用は大幅に増加することが予想される。これは、パッシブの戦略、オルタナティブ、マルチアセットソリューションの正味流入が堅調なことによって、金額に見合った価値、透明性、リターン志向のソリューションへの顧客の需要が高まったことによる。当行グループは、これらの業界の成長傾向は、パッシブ商品、オルタナティブ投資、次世代のアクティブ商品、マルチアセットソリューションといった当行グループが市場シェアを拡大できると考える商品分野であることから、それらが有利に動くという楽観的見解である。さらに当行のデジタル機能によって、商品やサービスを販売する新たなチャンネルが切り拓かれている。一方で、当行グループは、手数料圧縮により純利益へのさらなる圧力、規制費用の上昇、および競争力学に晒されると予想している。この厳しい環境の中で、当行グループは規律ある費用基盤を維持しながら同時に差別化することができる商品およびサービスの成長のイニシアティブに重点を置くつもりである。

2018年、当行グループは、顧客カバレッジ、ならびに商品およびデジタル機能への選択的投資を実施する予定である。これは、顧客サービス、ビジネス統制および効率性を高めるために、主として経営支援組織全体の事業活動を簡素化する目的で事業基盤を見直すことにより予想される効率性の向上と結び付いている。

2018年、収益は、2017年と比較してわずかに減少することが予想される。この大部分は、2017年にはファンド業績フィーが認識されるタイミングのずれにより業績および取引フィーが大幅に減少したこと、ならびに一過性の保険金回収の計上によるその他収益が大幅に減少したこと、および2017年に実施された処分活動による影響によるものである。2018年、当行グループは正味流入および堅調な市場の見通しによって資産運用がわずかに増加すると予想している。2018年の間、特に現金および保険関連商品の正味流入は引き続き不安定であると予測する。さらに、最近実施された米国の税制改革による純流出がもたらさ

れると予想する。運用フィーは、ほぼ横ばいであると見込んでいる。これは、利鞘の圧縮によって一部相殺されるが、正味流入と堅調な業績によるものである。Deutsche AMは、コスト効率性向上に向けた施策を講じて、費用基盤を慎重に管理する予定である。2017年に非中核戦略業務を売却したこと、および分割費用の大幅な減少による影響によって、調整費用がわずかに減少することを予想する。

当行グループの見通しのリスクには、世界的な正味流入の増加の速度、資本市場の変動、為替の変動、金利、世界のマクロ経済の成長に晒されること、ブレグジットを含む政治動向、継続する世界中の政府の不確実性が含まれる。さらに、予期しない規制コスト、および法域における制約による当行グループの効率的な施策の実施が遅延する可能性によって、当行グループの費用基盤にマイナスの影響が及ぼされる可能性がある。

[次へ](#)

リスクおよび機会

当行グループが発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受ける。具体的には、当行グループの戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成には、現在の困難なマクロ経済および市場環境において当行グループの幾つかの中核事業の収益創出能力が低下したこと、規制改革によって継続的に逆風下に置かれていること、および（または）当行グループの法的手続や規制上の手続による当行グループへの影響によって不利な影響を受ける可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行グループの業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

継続する政治的な不確実性の水準の上昇は、金融システムおよび経済全体に予期しない結果をもたらし、欧州の統合を緩め、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行グループの業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行グループの能力には限界がある。

英国の欧州連合離脱という決定に伴うマクロ経済全体の影響は、ヨーロッパのブレグジットに対する政治的反応によるが予測しがたい。一般的に、当行グループは英国のEUに対する将来の立場に関する不確実性は長期にわたると予測する。したがって、投資の弱体化、経済成長の鈍化は、英国の離脱交渉中継続すると考えられる。結果として、この展開および当行グループのビジネスおよび事業モデルへの影響を注意深く監視していく。これは資産の減損につながる可能性もある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行グループは減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行グループが締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行グループの収益および利益、ならびに当行グループの戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行グループが調整後費用の目標を達成できるかどうかは、一部、当行グループが予定している事業売却を成功裏に、かつ期間内に実行できるかにかかっている。しかし、このように予定している売却は、遅延したり、資産売却の範囲が変更されたり、市況、関連当事者との交渉および現地当局との協議によって実行不可能となる可能性がある。

本項および「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、当行グループが現時点で予測するよりも金額的に重要となる可能性があり、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」（ADI）の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行グループのその他Tier 1（AT 1）証券の支払可能性の基礎を構成している。もしドイツ銀行AGのドイツ商法（Handelsgesetzbuch, HGB）に基づきドイツの会計規則に従って算定された単体のADIが充分ではなかった場合は、当行グループのAT 1商品の償還能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加させることとなり、市場での当行グループの信用を悪化させ、当行グループのオペレーションおよび財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える。そのような影響は、当行グループの資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も増加させることとなる。また、HGBに従って当行グループの単体財務諸表において報告される配当可能利益の水準が十分ではなかった場合、当行グループの配当支払能力に影響を及ぼす。

当行グループの信用格付の引き下げは、このような場合、もしくはその影響範囲を当行グループは予想できないものの、資金調達コストや事業活動に影響を与えることとなる。

規制改革および監督上の評価

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行グループは重大な費用負担が必要となり、重要な不確実性を生み出し、当行グループの業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、全般的に厳しい環境と同様に、当行グループの事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行グループの営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行グループの株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

規制当局は、特定の監督当局検査の結果、または年次の監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映するために、資本上乘せを課す場合がある。極端な場合、規制当局は法域内で営業活動を行う認可を一時停止することもある。さらに、統制を強化することによって、規制遵守に

係る費用が増加し、効率性向上と相殺される、もしくは効率性向上を上回る可能性がある。当行グループの継続的な当局とのコミュニケーション時に、もしくは一連の監督当局検査において解釈の問題が議論された際に、規制当局は、当行グループによる特定の規制要件の解釈に同意しない可能性がある。規制の解釈の変更は、第1の柱の規制におけるポジションの取扱いに重大な影響を与え得る。同様に、欧州銀行監督局（EBA）による所要自己資本規制の解釈が変化し続けていることも、当行グループの規制資本、レバレッジ比率または流動性比率にマイナスの影響を与える可能性がある。例えば、2017年10月6日に、EBAは保証積立金の取扱いに係る新たな解釈指針を公表した。当該指針は、ドイツにおける主に政府出資による個人年金制度を含む、すべての保証積立金および保証積立金制度に適用されることが決定された場合、当行グループの規制資本およびレバレッジ比率に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法律上、税務上および規制上の手続

当行グループは、複数の法律上の手続、税務調査および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行の予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用および当行グループの業務上必要な変更に関して、または当行グループの業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行グループは戦略的目標を達成することができず、それらの変更を余儀なくされる場合がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行グループは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行グループが識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

戦略

戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行グループが戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

デジタル化

デジタル化によってフィンテックの市場参入機会等で新たな競合他社が出現したことにより、当行グループは、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。さらに、デジタル化の水準が向上することで、サイバー攻撃によるデータ損失や技術の障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失や破壊またはサービスの停止が発生する可能性がある。これらの事象によって、当行グループは訴訟対象となり、または財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、政府による介入が行われ、当行グループの評判を損なう可能性がある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行グループの収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

戦略

当行グループの戦略の目的は、当行グループの複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を強化し、運営を改善することである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行グループの仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

ブレグジット

英国の欧州連合離脱によって、ドイツ銀行はコーポレート・インベストメントバンキング商品一式を提供するEUに拠点を置く数少ない世界規模の銀行の1行となるため、競走上の優位性が生じる可能性がある。

こうした唯一無二の位置づけは、ドイツ銀行に利益をもたらし、当行グループの顧客に対する明確な競争上の差別化要因となる。さらに、ドイツ銀行の既存のEUを基盤とするインフラによって、競合他社よりも顧客のプレグジットの移行が容易となる可能性がある。

規制変更

規制変更も、追加的な収入源をもたらし、今後競争環境をドイツ銀行にとって有利なものに変化させる機会となり得る。

例えば、MiFID IIは、高品質で、徹底的な調査カパレッジを有するドイツ銀行に恩恵をもたらす。比較すると、当行グループの幾つかの競合他社は、MiFID IIの結果として規模を縮小しなければならない可能性がある。また、一部の競合他社は、拠点を減らし、さらに市場から撤退することになるかもしれない。こうした状況において、ドイツ銀行は広範囲の顧客に対し幅広い商品およびサービスを提供することができるならば、市場シェアを獲得する機会が得られる。

デジタル化

デジタル化は、当行グループの様々な部門に著しい効率性向上の機会をもたらす。顧客自身によるデジタル口座開設等のデジタルアプリケーションに投資することによって、フロントからバックまでのプロセスの自動化が可能になり、顧客に直接対応する従業員の生産性を向上させることができる。さらに、デジタル化によって、顧客が望む場所や時間にサービスおよび商品を利用可能にするより柔軟な方法を顧客に提供することができる。これらの要素を当行グループのデータセキュリティにおける高度な専門技術と組み合わせることによって、当行グループの現在の市場の地位を強化し、市場シェアをさらに拡大させることに役立つこととなる。

[次へ](#)

リスク・レポート

概要

IFRS第7号およびIAS第1号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、ならびに国際会計基準第1号（IAS第1号）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示を提供している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

バーゼル3自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示

バーゼル3自己資本フレームワークの第3の柱に従った開示の大部分は、欧州連合においてCRRにより実施され、EBAのインプリメンテーション・テクニカル・スタンダードまたはEBAガイドライン「規制(EU)第575/2013号の第8部における開示要件に係るガイドラインに関する最終報告書」（EBA/GL/2016/11、バージョン2*；以下「EBAガイドライン」という。）によりサポートされており、当行グループのウェブサイトにある追加的な第3の柱の報告書において公表されている。本リスク・レポート内の開示が第3の柱の開示要件もサポートしている場合には、第3の柱の報告書から本リスク・レポートに参照により強調されている。

開示強化タスクフォース（EDTF）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、金融安定理事会の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行グループは推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、追加的な第3の柱の報告書においても導入している。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行グループの総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRを除く。）、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行グループの取締役会によりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、LCRおよびリスク・ウェイト・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）および「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）における完全適用規則に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびSNLPがある。

普通株式等Tier 1比率	リスク・ウェイト・アセット合計
2017年12月31日現在:14.0%	2017年12月31日現在:3,442億ユーロ
2016年12月31日現在:11.8%	2016年12月31日現在:3,575億ユーロ
内部適正自己資本比率 ¹	経済的資本合計 ²
2017年12月31日現在:192%	2017年12月31日現在:271億ユーロ
2016年12月31日現在:162%	2016年12月31日現在:354億ユーロ
レバレッジ比率	レバレッジ・エクスポージャー
2017年12月31日現在:3.8%	2017年12月31日現在:1兆3,950億ユーロ
2016年12月31日現在:3.5%	2016年12月31日現在:1兆3,480億ユーロ
流動性カバレッジ比率	ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）
2017年12月31日現在:140%	2017年12月31日現在:326億ユーロ
2016年12月31日現在:128%	2016年12月31日現在:361億ユーロ

- 1 内部適正自己資本比率の算定目的による資本供給の定義は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。
- 2 経済的資本需要の測定に使用される分位値は、ドイツ銀行の存続可能性の継続的な維持を目指す観点から、資本供給の定義の変更に合わせて99.98%から99.9%に変更されている。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。分位値の変更による経済的資本に対する定量的な影響の概要は、「リスク・プロファイル」の項に記載されている。

詳細については、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク選好およびリスク能力」、「再建および破綻処理計画」、「ストレス・テスト」、「リスク・プロファイル」、「内部適正自己資本評価プロセス」、「資本性金融商品」、「規制自己資本の変動」（段階的導入および完全適用によるCET 1およびリスク・ウェイト・アセットの数値に関して）、「リスク・ウェイト・アセットの変動」、「レバレッジ比率」（段階的導入および完全適用によるレバレッジ比率に関して）、「流動性カバレッジ比率」、「ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を参照のこと。

総合的なリスク評価

主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク（債務不履行リスク、格付遷移リスク、取引リスク、決済リスク、エクスポージャー・リスク、カントリー・リスク、軽減策リスクおよび集中リスクを含む。）、マーケット・リスク（金利リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク、信用スプレッド・リスク、コモディティ・リスクおよびその他のクロス・アセット・リスクを含む。）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略リスクを含む。）、2)非財務リスク（NFR）、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行グループは、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行グループのアプローチは、当行グループの経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的と

している。重要なリスクの管理の詳細な情報については、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

当行グループの通常の分析の一環として、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がボトムアップのリスク評価を用いてレビューされ、トップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析によって補完される。この二方面からのアプローチにより、当行グループのリスク一覧および業務部門全体に影響を与えるリスク・ドライバーと特定のポートフォリオのみに関連するリスクの双方を把握することが可能になる。

特にユーロ圏における世界的な経済環境の改善に対して、主要な下振れリスクは金融政策と政治的（地政学的）リスクに集中している。ECBの量的緩和プログラムは2018年末までに終了する可能性があるが、連邦準備制度理事会は2018年も利上げを継続する見込みである。インフレ率が予想を上回ると、より急速な政策引き締めが起り、レバレッジが高いセクターでの金融不安を招くだけでなく、（複数の資産クラスにまたがって評価が行われている場合は）金融市場を混乱させる可能性がある。3月に行われるイタリアの選挙、進行中のブレグジット交渉および未解決のカタルーニャ情勢など、ヨーロッパにおける政治的争点は依然として多い。地政学的リスクについては、米国およびその同盟国と北朝鮮との間の緊張が引き続き注目される。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行グループが吸収する能力を評価する当行グループのグループ全体のストレス・テストに統合されている。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせれば、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にこれらのリスクの影響を吸収することができることを示していた。当行グループのポートフォリオによるリスクおよび資本ポジションに関する詳細は、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項に記載されている。

2017年末に最終決定されたバーゼル委員会によるRWAのモデリング・アプローチの改訂（一般に「バーゼル4」と呼ばれる。）により、2018年の焦点は規則の導入と監督の強化にシフトすることが予想される。また、当行グループは引き続き、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行グループのビジネス・モデルおよびプロセスに起こりうる影響を評価することに重点を置いている。

2017年度を通じたリスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行グループのリスク戦略に従って当行グループのリスク・プロファイルを維持すること、当行グループの資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行グループの戦略的経営の取り組みを支援することであった。このアプローチは、以下に要約する異なるリスク指標全体で反映されている。

リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2016年12月31日および2017年12月31日現在の当行グループの総合的リスク・ポジションを示している。当行グループは通常、総合的（経済的資本）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

リスク種類別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2016年度から 2017年度の増加(減少)	
			単位： 百万ユーロ	単位：%
信用リスク	10,769	13,105	-2,336	-18
マーケット・リスク	10,428	14,593	-4,165	-29
トレーディング・マーケット・リスク	3,800	4,229	-429	-10
トレーディング以外のマーケット・リスク	6,628	10,364	-3,736	-36
オペレーショナル・リスク	7,329	10,488	-3,159	-30
ビジネス・リスク	5,677	5,098	579	1
分散効果 ¹	-7,074	-7,846	772	-10
経済的資本使用額合計	27,129	35,438	-8,309	-23

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(ビジネス・リスクのうちの大半を占めるリスク)間の分散効果。

当行グループの2017年12月31日現在の経済的資本使用額合計は、2016年12月31日現在の354億ユーロから83億ユーロ、率にして23%減少し、271億ユーロとなった。この減少は主に、分位値が99.98%から99.9%に変更されたことに起因する。分位値の変更は、当行グループの内部適正自己資本の観点から「破綻時を前提とした(gone concern)」アプローチからドイツ銀行の存続可能性の維持を目指す観点へと修正されたことに起因しており、これには、「内部適正自己資本」の項に詳述されている資本供給の修正も含まれる。

2017年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2016年度末現在から23億ユーロ、率にして18%減少した。この減少は主に、分位値の変更により、2017年11月現在の信用リスクの経済的資本が36.6億ユーロ(カウンターパーティ・リスクの要素の増加により一部相殺された。)減少したことによるものであった。

2017年12月31日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2016年度末現在から42億ユーロから減少して、38億ユーロとなった。この減少は主に、分位値の変更により、トレーディング・マーケット・リスクが6億ユーロ(取引債務不履行リスクの要素のエクスポージャーの増加により一部相殺された。)減少したことによるものであった。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、2016年12月31日現在から37億ユーロ、率にして36%減少した。これは主に、新たな手法の適用による保証型ファンド・リスクの大幅な減少および構造的な外国為替リスク・エクスポージャーの減少によるものであった。分位値の変更により、2017年11月現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本が18億ユーロ減少した。

2017年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額合計は、2016年12月31日現在の105億ユーロから32億ユーロ、率にして30%減少し、73億ユーロとなった。この減少はほとんど参考信頼水準の変更による影響のみに起因しており、これは、「オペレーショナル・リスク管理」の項に記載されているオペレーショナル・リスクに対する規制自己資本も微増させた影響により、わずかながら相殺されていた。

当行グループのビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、税務リスクの要素、ならびに一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に対する自己資本賦課を把握する。2017年12月31日現在のビジネス・リスクは、2016年12月31日現在から578百万ユーロ増加し、57億ユーロとなった。この増加は、税務リスク要素に関する経済的資本使用額が267百万ユーロ増加したこと、および繰延税金に係る自己資本賦課が686百万ユーロとなったこと(2017年11月以降使用されている経済的資本の分位値が791百万ユーロ減少したことにより一部相殺された。)を反映している。詳細は「内部適正自己資本」の項に記載されている。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に分位値の変更および経済的資本使用額の全体的な減少により、772百万ユーロ減少した。

当行グループが事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本需要(EC)の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本によって測定された当行グループの業務部門のリスク・プロファイル

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	合計	合計 (%)
信用リスク	6,519	3,596	62	-	591	10,769	40
マーケット・リスク	4,679	1,386	310	-	4,054	10,428	38
オペレーショナル・リスク	5,995	932	402	-	0	7,329	27
ビジネス・リスク	4,435	10	99	-	1,133	5,677	21
分散効果 ¹	-5,450	-950	-264	-	-410	-7,074	-26
EC合計	16,178	4,974	609	-	5,368	27,129	100
EC合計 (%)	60	18	2	-	20	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める）間の分散効果。

2016年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整	合計	合計 (%)
信用リスク	8,185	4,308	62	108	442	13,105	37
マーケット・リスク	5,341	1,712	2,197	332	5,010	14,593	41
オペレーショナル・リスク	8,330	1,437	561	160	0	10,488	30
ビジネス・リスク	4,753	32	100	245	-32	5,098	14
分散効果 ²	-6,008	-1,039	-441	-110	-248	-7,846	-22
EC合計	20,602	6,449	2,480	735	5,172	35,438	100
EC合計 (%)	58	18	7	2	15	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2016年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める）間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるマーケット・リスクおよび信用リスクで占められる。その信用リスクの大部分は、グローバル・トランザクション・バンキング事業における貿易金融業務、ならびにファイナンスおよびオリジネーション・アンド・アドバイザリー事業におけるコーポレート・ファイナンス業務に関連している。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2016年度末から増加した。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。ビジネス・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から増加したが、これは主に戦略リスクの要素の経済的使用額が増加したことによるものである。分位値の変更により、CIBの経済的資本は63億ユーロ減少した。

プライベート・アンド・コマースシャル・バンク(PCB)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業向けビジネス貸出およびウェルス・マネジメント業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。マーケット・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から減少したが、これは主にトレーディング以外のマーケット・リスクの要素が減少したことによるものである。分位値の変更により、PCBの経済的資本は18億ユーロ減少した。

ドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)の業務の主要なリスク・ドライバーは、投資ファンドに係る保証であり、当行グループはこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外には、Deutsche AMのアドバイザリーおよび手数料に重点を置いた業務から主にオペレーショナル・リスクが発生する。マーケット・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から減少したが、これは主に、保証型ファンド・リスクを測定する新たな手法の適用により、トレーディン

グ以外のマーケット・リスクの要素が減少したことによるものである。分位値の変更により、Deutsche AMの経済的資本は469百万ユーロ減少した。

非中核事業部門（NCOU）のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、当行グループの全事業範囲にわたるリスクを対象としている。主に非戦略的資産の全面的縮小により、すべてのリスク種類の経済的資本使用額は、2016年度を通じて減少した。NCOUは、2017年初頭に廃止され、その資産は他のセグメントに再配分された。

連結および調整は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。マーケット・リスク、およびビジネス・リスクの一部である税務リスクの経済的資本使用額は、2016年度末から増加した。分位値の変更により、連結および調整の経済的資本は18億ユーロ減少した。

リスクおよび資本のフレームワーク

リスク管理原則

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行グループの目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターン管理に対し総合的アプローチをとること、ならびに当行グループのリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行グループの復元力の強化に資することである。当行グループは、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループのリスク管理フレームワークを支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

☐

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行グループは、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用しており、この中でリスク、統制および報告責任が定義されている。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、その業務からリスクが生じるような、当行における役割を指す。
 - 第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、健全なリスク管理フレームワークが組織全体を通じて適用されるよう促進するリスク種類管理責任者の当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク選好、ならびにリスク種類ごとのリスク管理基準および統制基準を定義し、第1のLoDのリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、確認している。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、内部統制システムおよびリスク管理システムの設計の妥当性と有効性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総合的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行グループのリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画および緊急時対応プランは、危機管理に関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。

- 破綻処理計画は、当行グループの破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。
- 当行グループは、現地または法人企業に特有の要件に適合させつつリスク管理基準を当行グループ全体で統一することを目指す、統合的リスク管理アプローチを適用している。』

当行グループは、すべてのレベルの従業員がリスクの管理および上申に責任を有する、強靱なリスク文化を促進している。当行グループは、従業員が、当行グループの業務行動・倫理規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行グループの方針は、リスク関連の行動を当行グループの業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。さらに、当行グループの取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

また、当行グループは2017年度に、特にリスク意識、リスク所有およびリスク選好の枠内でのリスク管理に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価も導入した。評価結果は既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日々の効果的なリスク管理に不可欠な要素であるという強いメッセージを発信している。

リスク・ガバナンス

当行グループの世界中の日々の業務は当行グループが業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行グループの主要な監督機関として協力して対応している。』

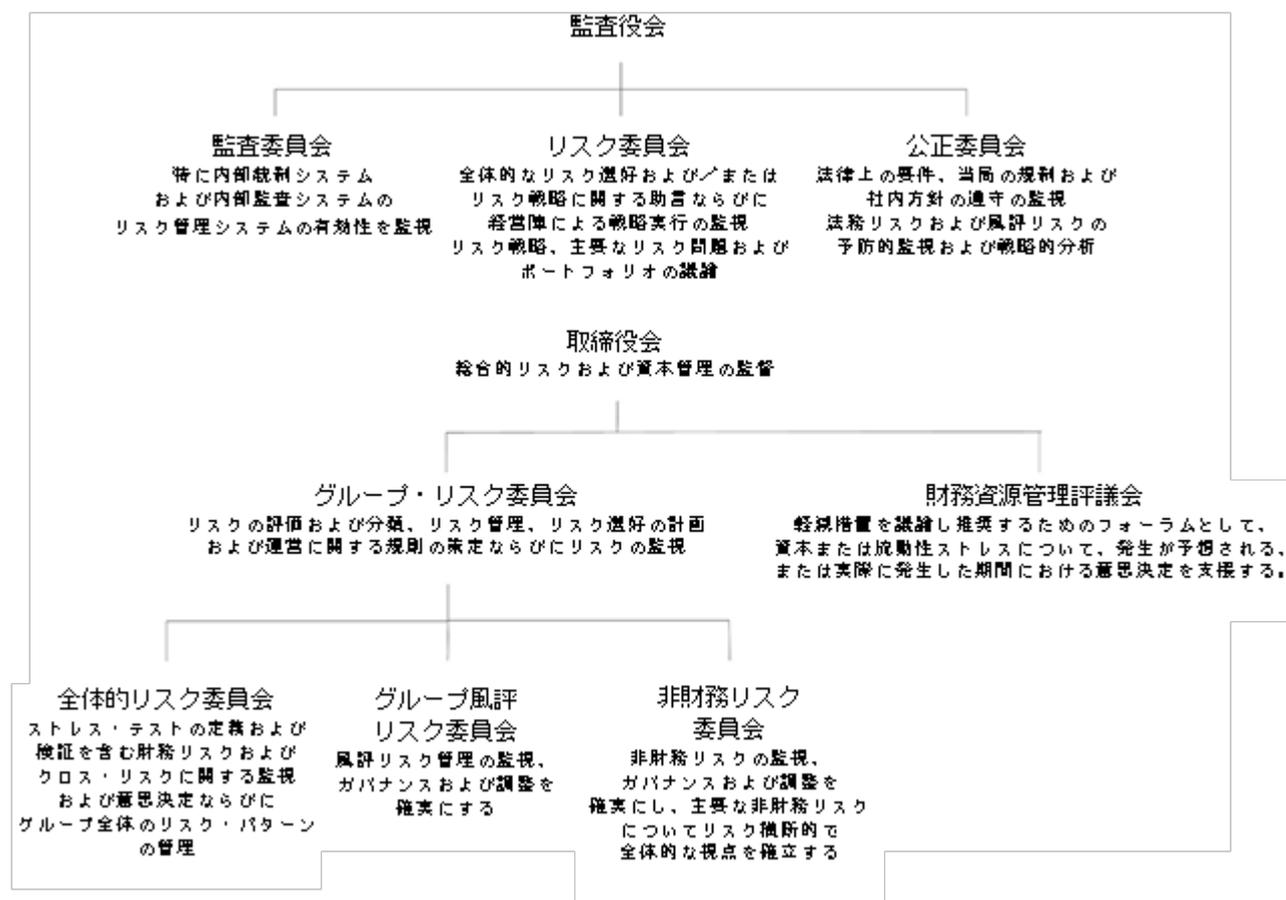
欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行グループのリスク引受能力を評価している。これは、本レポートの「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- 監査役会は、当行グループのリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行グループの風評および重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、コーポレート・ガバナンス・レポートの「取締役会および監査役会」の「常設委員会」の項を参照のこと）。
 - リスク委員会の会議において、取締役会は、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リスク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略の実施を監視するための支援をする。
 - 公正委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させる取締役会の取り組みを監視している。これはまた、当行グループの業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行グループの法務リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
 - 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行グループの利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは通常、週に一度開催される。GRCは、一部の役割を個人や小委員会に委任している。GRCおよびその小委員会については以下に詳述されている。』

『

ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会（GRC）には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは重要な変更が行われたリスクおよび資本モデルの承認、リスク・エクスポージャーの変動と内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化の監視が含まれる。GRCはまた、各業務部門が利用可能なリスク資源およびハイレベルな（例えば国または業界レベルの）リスク・ポートフォリオをレビューし、限度枠や限界値などの形で関連するリスク選好目標を設定する。さらに、GRCは、主要なリスク管理方針、グループ再建計画および緊急時資金調達プラン、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標など、取締役会の承認が必要な事項のレビューと提言も行う。GRCは、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。
- 非財務リスク委員会（NFRFC）はドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非財務リスクのオペレーティング・モデル、ならびに業務部門と統制機能の間および異なるリスク種類の統制機能間の相互依存を監視およびコントロールすることを課されている。
- グループ風評リスク委員会（GRRRC）は風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務部門、管理部門または地域の管理職が不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、ERCは、カントリー・リスク・ポートフォリオの年次の概略および特定のカントリー・リスクの限界値の承認、商品の限界値の設定、当行グループ全体のリスク・ポートフォリオの集中に関するレビュー、当行グループのリスク選好の管理に利用されるグループ全体のストレス・テストの監視、およびリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックのレビューを行う。
- 財務資源管理評議会（FRMC）は、資本または流動性ストレスについて、発生が予想される、または実際に発生した期間における意思決定を支援する特別ガバナンス機関である。FRMCは、軽減措置を議論し推奨するためのフォーラムであり、以前の流動性管理委員会の業務と従来はGRCに割り当てられていた危機管理関連業務を一つにまとめたフォーラムである。具体的には、FRMCは、当行グループの資本および流動性の状況の分析、資本および流動性の戦略に関する助言、ならびに戦

略を成功裡に遂行するために必要な特定の事業レベルの資本および流動性の目標および/または対策に関する提言を行う任務を負う。これには、緊急時資金調達プランを発動させるかどうかに関する勧告、および関連する決定事項の実行を監視する権利が含まれる。

取締役会のメンバーである当行グループの最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスク測定手法の継続的開発および強化に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROはリスク機能の直接的な管理責任を有している。リスク機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、事業別リスク管理（BRM）は、特定の業務分野に対するリスク機能を表している。各業務部門のCROは、各部門の戦略とリスク所有を検証して影響を及ぼし、リスク選好を実施するために、各部門の総体的観点から各リスク・ポートフォリオを管理する。

特化したリスク管理機能は、当行グループのエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能により補完されている。ERMは、当行グループ全体および部門レベルのすべてのリスクが、合意されたリスク選好およびリスク管理の原則の枠内で機能別リスク・チームにより確実に識別、所有およびコントロールされることを目指し、銀行全体のリスク管理フレームワークを設定している。ERMは、十分な情報を得た上で当行の資源に関する戦略的意思決定を行えるよう、企業全体のリスク情報を集約および分析し、ポートフォリオのリスク/リターンのプロファイルをレビューする責任を有する。ERMは以下のことを行う権限を有する。

- 企業全体のリスク選好ならびに事業および法人全体における配分を管理する。
- 意思決定の支援として企業全体のリスクの透明性を高めるため、リスクを統合し集約する。
- 将来を見据えたストレス・テストを実施し、当行グループの再建および破綻処理計画を管理する。
- リスク管理フレームワークの有効性を管理し向上させる。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行グループの財務部とリスク部は、互いに、また当行グループの業務部門からも独立して活動しながら、当行グループが引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。

当行グループの子会社であるドイツ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順ならびに対応する内部統制手順を通じて促進されている。共同ガバナンスの主な特徴は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- 主要なグループのリスク方針との整合。

ポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

ポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーは、上記の委員会の投票メンバーである。

ポストバンクとドイツにおける個人顧客および中堅企業の業務との併合が2017年3月に公表されたことを受けて、また、包括的な統合プロジェクトの一環として、リスク部門は、上述のとおり当行グループに引き続き含まれる併合予定の法人企業に関して、適切なリスク機能を確認するための分析と作業も開始した。』

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行グループがその戦略目標を達成するために引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、最低限の定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、当行グループの資本および流動性基盤、リスク管理および統制能力ならびに当行グループの規制上の制約に照らして当行グループが引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行グループのリスク計画および戦略を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行グループはまた、当計画が当行グループのリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかについて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行グループのリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行グループは、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行グループは、当行グループがさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行グループはリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行グループはストレス下における一連の測定基準（普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率、レバレッジ比率（以下「LR」という。）、内部適正自己資本（以下「ICA」という。）比率ならびにストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「SNLP」という。）を、定期的実施されるグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価している。

当行グループのリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行グループのリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。当行グループに求められるリスク選好が違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、グループ・リスク委員会または取締役会全体で承認されなければならない。

リスクおよび資本計画

戦略的および資本計画

当行グループは、グループとしてのおよび当行グループの業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンへの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは当行グループの長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行グループの主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行グループの世界のマクロ経済見直しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは、初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行グループの戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、本拠地ドイツでの強い基盤を支えに世界的にも展開する欧州における有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実に実行することを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行グループのリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行グループの目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（以下「SREP」という。）の要求を遵守していることも確実にする。2017年12月19日に、ドイツ銀行はECBより、2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低10.65%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.88%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.02%）およびドイツ銀行がグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）として指名されたことによって課せられる1.50%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。2018年度の10.65%の新たなCET 1所要自己資本は、2017年度にドイツ銀行に適用されていた9.51%のCET 1所要自己資本よりも高い。したがって、2018年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、12.15%となり、自己資本合計比率は14.15%となる。また、2017年度のSREPの結果を踏まえ、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を保有するという個別の期待を当行グループに伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件であ

る。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを銀行に期待すると述べた。

内部適正自己資本評価プロセス

ドイツ銀行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、ドイツ銀行が継続的にさらされているリスクをカバーするのに十分な資本を維持していることを確保する、十分に確立された複数の要素から構成されている。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定手法およびモデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、資本需要の一部として定量化された予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、グループのリスク選好の限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行グループのリスク選好の限界値は、将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率評価（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

ICAAPの一環として、ドイツ銀行は規範的内部視点と経済的内部視点とを区別している。規範的内部視点とは、資本関連のすべての法的要件および監督当局からの要求を継続的に達成することを目的とした内部プロセスを指す（主にCET 1およびレバレッジ比率を介して測定される。）。経済的内部視点（内部適正自己資本比率で測定される。）とは、内部経済的資本需要モデルと内部経済的資本供給の定義を用いて適正自己資本を目指す内部プロセスを指す。どちらの視点も、継続的にドイツ銀行の実行可能性を維持することに重点を置いている。

ストレス・テスト

当行グループは、当行グループのリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行グループの戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行グループのストレス・テストのフレームワークは、内部で定められた「ダウンスайд・プランニング」に基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行グループはすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行グループの手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンス、GMVG）から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリパース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。2017年度に実施された規制上のストレス・テストの例として、米国法人に対するCCARストレス・テストが挙げられる。2018年度に、ドイツ銀行は2年ごとのEBAストレス・テストに参加する予定である。さらに、逆境下での当行グループの資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続により、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

当行グループの内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してERMリスク・リサーチによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。ERMリスク・リサーチは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行グループの事業への影響を反映するために適宜設定され

る。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて特定分野の専門家による特定のリスク・ドライバーに置き換えられる。当行グループのストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイト・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるCET 1比率、ICA比率、レバレッジ比率および正味流動性ポジション等の主要な測定基準が算定される。影響の評価に先立って、シナリオはエンタープライズ・リスク委員会（ERC）により検討され、承認される。ERCは最終的なストレス結果のレビューも行う。これらの結果を当行グループの所定のリスク選好と比較し、一定の限度枠を超える場合には、ERCは、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置も検討する。また、この結果は、危機の際の当行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、当行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以上上級管理職に提出される。2017年度に実施されたグループ全体のストレス・テストが示唆するところによると、当行の資本は利用可能な軽減策と合わせた場合、内部で設定されたストレスの撤退水準に達しているが、規制当局による早期介入レベルは優に上回る。リバース・ストレス・テストは、当行グループのビジネス・モデルに関して、当行グループが存続不可能になるシナリオの重大度を決定するために年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、仮定のマクロ経済シナリオに基づき、当行グループの業績に対する主要なリスクの重大な影響を考慮に入れる。リバース・ストレス・テストに従って当行グループが存続不可能になるような仮想シナリオを現在の経済環境と比較することで、当行グループはこのような仮定のマクロ経済シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。リバース・ストレス・テストのシナリオの極めて低い発生可能性を考えると、当行グループの事業の継続性はリスクにさらされていないと当行グループは考えている。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク



リスクの報告および測定システム

当行グループのリスク測定システムは、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、クロス・リスク、ビジネス・リスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告に利用されている。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠、限界値または目標値の利用について関連機能に対し定期的にまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を確保しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行グループのリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

ドイツ銀行の報告は、ドイツ銀行のリスク管理アプローチの不可欠な部分であり、グループ・レベルおよび重要な法人企業に関する一貫した情報、ならびにリスク種類、業務部門および重要な業務ユニット別の内訳を提供する組織設定と一致している。

以下の原則は、ドイツ銀行の「リスク報告および監視」の実務を手引きするものである。

- ドイツ銀行は、リスク選好およびリスクと経済価値に関する検討に照らして取られたリスクを、当行グループ、業務部門、重要な業務ユニット、重要な法人企業、リスク種類、ポートフォリオおよび相手先といった当行グループ全体の様々なレベルで監視する。
- リスク報告は正確、明確、有用かつ完全であることが求められ、重要な財務および非財務リスクに関する当行のリスク・プロファイルが容易かつ十分に理解されるような簡潔な方法で情報を伝えるために、調整された有効なリスク・データを伝達しなければならない。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）やグループ・リスク委員会（GRC）などの上級リスク委員会、ならびにリスクおよび資本管理に責任を負う取締役会は、定期的に報告を受ける（必要に応じて臨時報告も受ける）。

- ドイツ銀行の専任チームは、重要な財務および非財務リスクを積極的に管理する。また、リスクの事前識別と管理を可能にし、特定のリスク種類における、および複数のリスクにわたる過度の集中を回避するために（クロス・リスクの観点）、必要な経営情報が用意されていることを確保しなければならない。

前述の原則を適用するにあたり、ドイツ銀行はすべてのリスク報告の共通基盤を維持しており、ドイツ銀行が一貫した情報（精度と利用者視点によってのみ区別される。）を提供できるようにするための個別の報告努力を最小限に抑えることを目指している。

当行は、規制上の報告および外部開示ならびにリスクおよび重要なリスク種類に関する内部経営管理報告を支援する当行グループのリスク測定システムにおいて、多くの指標を特定している。ドイツ銀行は、こうした指標のうち、当行が選好、限度枠、限界値または目標をグループ・レベルで設定した中で最も重要なもの、および／または議論や意思決定のために上級管理職に日常的に報告されるものを「主要なリスク指標」に指定している。特定された主要なリスク指標には、適正自己資本および流動性に関する指標が含まれる。詳細は、「主要なリスク指標」の項に記載されている。

多くの報告書が当行全体で使用されているが、ドイツ銀行は、上級管理職へのリスク情報の提供を通じてドイツ銀行のリスク管理フレームワークを支え、関連する統治機関による当行のリスク負担業務の効果的な監視、誘導およびコントロールを可能にするために重要なものを「主要なリスク・レポート」に指定している。

中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・プロファイル関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 月次のリスクおよび資本プロファイル（RCP）レポートはクロス・リスクに関する報告書であり、ドイツ銀行のリスク・プロファイルの包括的見解を示すものである。このレポートは、ERC、GRCおよび取締役会を経て監査役会のリスク委員会にも提出され、精度のレベルが利用者の要求に合わせて調整される。RCPには、リスク種類ごとの事業別の概要および企業全体のリスク問題が含まれている。また、重要なグループ・リスク選好の測定基準やその他のリスク種類管理の測定基準、ならびに特に注目される分野のリスク開発に関する最新情報も含まれている。
- 当行グループの流動性およびソルベンシー／レバレッジのポジションに関する概要は、通常、グループ資本管理およびグループ財務部長により、GRCに月次で提出される。この報告書は、CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1比率およびCRR/CRD 4によるレバレッジ比率ならびに当行グループの現在の資金調達、流動性の状況および流動性ストレス・テストの結果の概要を含む重要な測定基準に関する情報から成る。
- グループ全体のマクロ経済のストレス・テストは通常、四半期ごとに2回（または必要に応じてそれ以上の頻度で）実施される。それらはERCに報告され、そこで議論され、必要と思われる場合にはGRCに上申される。ストレスのかかった重要業績評価指標は、グループ・リスク選好の限界値に対してベンチマークされる。

上記の報告書は、ドイツ銀行のリスク・プロファイルをグループ・レベルで総体的に監視およびレビューするために使用されているが、リスク種類別または事業別のリスク管理機能がリスク・プロファイルの監視およびコントロールのために使用するような、他の補完的な標準および特別の経営管理報告書もある。

再建および破綻処理計画

2007年 / 2008年の金融危機は、銀行および広範な金融市場を前例のない圧力にさらした。これらの圧力により、一部の銀行は政府からの大規模支援を求め、中央銀行による大規模介入を招いた。また、この危機は多くの金融機関に、事業を大幅に再構築し、資本、流動性および資金調達基盤を強化することを強いた。この危機は、多くの金融機関が、急速に進展するシステムミック危機に十分に備えていなかったため、潜在的な破綻を回避し、金融システムおよび最終的には経済および社会に重大な悪影響を与えることを防ぐ方法で行動および対処できないことを明らかにした。

この危機に対応して、いくつかの法域（ドイツおよび英国を含むEU加盟国、ならびに米国）では、銀行や管轄の規制当局に再建および破綻処理計画の作成を義務付ける新しい法律が制定された。グループ再建計画（以下「再建計画」という。）は、事業および規制上の要件の変動を反映するため、少なくとも年1回更新され、関連する当行グループの規制当局に提出される。再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行グループの財務体質および持続可能性を回復する準備を当行グループに実施させる。再建計画のより具体的な目的は、当行グループの資本または流動性ポジションに重大な影響を与える金融ストレスのかかった状況にどのように対応可能かの概要をまとめる点である。そのため、これは当行グループ、当行グループの顧客および市場を守り、潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、当行グループは様々な種類のストレス・シナリオを軽減する幅広い対策を識別している。これらのシナリオは特異かつ市場全体の両方の事象から生じる。これは、資本および流動性に重大な影響を与え、当行グループの業績および貸借対照表にも影響を与える。再建計画は、危機的状況が発生した場合に、措置の効果的な監視、上申、計画および実行を可能にすることを目的としている。

取締役会は、再建計画の進展を監視しており、財務上のストレス事象を管理する専用の偶発的ガバナンス・プロセスを設けている。

銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）、BRRDをドイツの国内法に転換したドイツ再建および破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz、以下「SAG」という。）、ならびに単一破綻処理メカニズム規制（以下「SRM規制」という。）に規定されているとおり、当行グループの破綻処理計画は、銀行自身ではなく破綻処理当局により作成される。当行グループは、ドイツ銀行のグループ破綻処理計画を策定している単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）およびドイツ連邦金融監督庁（以下「BaFin」という。）と緊密に作業を行っている。当該計画は現在のところ、望ましい破綻処理戦略としてシングル・ポイント・オブ・エントリー（以下「SPE」という。）のバйлインに基づいている。SPE戦略の下では、グループの安定化のため、親会社であるドイツ銀行AGは直接的なバйлイン（資本性金融商品（普通株式等Tier 1、その他Tier 1、Tier 2）およびバйлインに適格なその他の負債の元本削減および / または株式への転換）により増資を行うことになる。BRRD（SAGで導入済）はこうした金融機関に対し、金融機関の資本再構成のためにバйлインの手法を適用してから1ヶ月以内に、金融機関の長期的な持続可能性の回復を目的とする、破綻原因に対処した事業再編計画を策定するよう要求している。

BRRDはEU加盟国の銀行に対し、十分な損失吸収と資本再構成能力を確立することにより、自己資本および適格負債に関する最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たしているよう要求している。グローバルにシステム上重要な銀行であるドイツ銀行AGは、MRELの要件とは別に、総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）の国際的な最低要求基準の対象となる。TLACは、バйлインのために維持しなければならない金融商品の金額および適格性に関して厳格な要件を規定している。特に、TLAC金融商品はその他のシニア負債に劣後することが義務付けられている。ドイツがドイツ銀行法において銀行の破綻における債権者のヒエラルキーを調整する法律を採択したことから、ドイツ銀行AGが発行した仕組み商品ではない上位の負債性金融商品は、2017年1月1日以降、TLACの劣後に関する要件を満たしている。これにより、バйлインが預金、デリバティブ、「仕組み商品」である負債性金融商品、およびマネー・マーケット商品などのその他のシニア負債に影響を及ぼす前に負担をさせるべき資本およびTLAC金融商品に対し、バйлインが最初に適用されることが保障されている。

さらに、ドッド=フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド=フランク法」という。）の第1編、ならびに連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）によって公表された施行規則は、ドイツ銀行AGを含む資産500億米ドル以上の各銀行の持株会社に対し、重大な財政難または破産が生じた場合の子会社の整然とした破綻処理および運営計画（以下「米国の破綻処理計画」という。）を毎年作成し提出することを要求している。ドイツ銀行AGのように、こうした計画を要求されている国外に拠点を置く対象会社に関しては、米国の破綻処理計画は、子会社、支店、代理店、ならびに米国を拠点としているか業務の全体または重要部分が米国で行われている事業にのみ関連している。ドイツ銀行AGは2015年7月に直近の米国の破綻処理計画を提出しており、2016年および2017年は米国の破綻処理計画の提出を要求されなかった。当行グループの次の米国の破綻処理計画の提出期限は2018年7月1日である。

米国の破綻処理計画の核となるのは、重要な法人（以下「ME」という。）、核となる事業ライン（以下「CBL」という。）および重要な事業（以下「CO」という。）である。米国の破綻処理計画は、COまたはCBLの活動にとって重要な事業体として定義される各MEに関して破綻処理戦略を計画し、どのように各ME、CBLおよびCO（適用される場合）が迅速かつ整然とした方法で、米国の金融の安定に対しシステムミックな影響を与えることなく破綻処理されるかを説明している。米国の破綻処理計画は、破綻処理中の重要なサービスの継続に関する戦略についても議論している。米国の破綻処理計画において対処される主要な要因には、以下を確実に実施する方法が含まれている。

- その他の米国および米国外の法人ならびに支払サービサー、取引所および主要ベンダーのような第三者からのサービスに対する継続的アクセス。
- 外部および内部の両方の源泉からの資金調達の利用可能性。
- 破綻処理中の主要な従業員の確保。
- 効率的かつ協調的な国外の契約の終了。

米国の破綻処理計画は、事業、重要なインフラおよび主要な相互関係を正確に反映するために、米国の事業およびインフラ・グループと共同で起草されている。

MRELおよびTLAC

単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）規制、銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）ならびにドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に基づき、欧州連合（以下「EU」という。）圏内の銀行は、管轄破綻処理機関により個別に決定される、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たしているよう要求される。

単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）は、その権限が最大規模かつ最も複雑となっている大半の銀行グループに対し、2017年度破綻処理計画サイクルの一環として拘束力のあるMREL目標を設定し、2018年度第1四半期に（各国の破綻処理当局を通じて）MRELに関する決定を伝える予定である。

さらに、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は2015年11月9日に基準を発行しており、これが法律として施行された場合、グローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）は2019年1月1日より、新たに企業ごとに設定される総損失吸収能力（以下「TLAC」という。）の最低要件を満たすよう要求される。

2017年7月6日にFSBは、グループ内TLAC（すなわち、重要なサブグループの損失補填および資本再構成の必要性が、破綻処理を開始する予定の重要なサブグループ内に子会社を持たないG-SIB破綻処理グループの破綻処理エンティティに法的な確実性をもって引き継がれるように、破綻処理エンティティが重要なサブグループにコミットした損失吸収能力）に関するガイドラインを公表した。

破綻した銀行が税金からの資金に頼らずに解散できるようにするため、TLACとMRELの両要件は銀行に対し、破綻時に損失を吸収するのに適格な、十分な量の金融商品の維持を義務付けるよう特別に設計されている。

2016年11月23日に、欧州委員会（以下「EC」という。）は、TLACをEUの法律に導入するために所要自己資本規制（以下「CRR」という。）を改訂することを提案した。さらに、ECは、BRRDおよびSRM規制の改正も提案した。同委員会のCRR改正案では、EU圏内のグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）向けの損失吸収制度は国際的なTLACのターム・シートと密接なつながりを持っている。TLACにおいて適格な金融商品は、普通株式等Tier 1金融商品、その他Tier 1金融商品、Tier 2金融商品および特定の適格無担保負債である。TLACのターム・シートでは、2019年1月1日までにリスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）16%またはレバレッジ・エクスポージャー6%、さらに2022年までにRWA 18%およびレバレッジ・エクスポージャー6.75%、という最低要件が導入されている。破綻処理機関は、必要と認める場合、企業ごとにアドオンを要請できることになる。G-SIIに該当しない銀行については、引き続きMRELが個別に設定される。

さらに、2015年11月に発布されたドイツ破綻処理メカニズム法により改正されたドイツ銀行法の下では、2017年1月1日以降に開始される支払不能に関する手続において、シニア債は、劣後債務の構成要素でなくてもその他のシニア負債に劣後する。2017年12月27日に、銀行の破綻処理と破産手続を目的とした支払不能ヒエラルキーにおける無担保の負債性金融商品の順位を改正するEU指令が発行された。これは、銀行の債権者のヒエラルキーに対して共通のEUアプローチを導入することにより、破綻処理の際の法的な安定性を高めている。この指令は、非優先の上位の負債性金融商品をシニア債の別個のカテゴリーとして取り入れている。こうした新しい金融商品はその他すべてのシニア負債に劣後する。ただし、契約上の当初満期が1年以上であり、組込デリバティブを含まないかそれ自体がデリバティブであり、かつ、通常の破産手続において順位が劣後することが契約文書に明記されている場合は、劣後債に優先する。加盟国は2018年12月29日までに、改正EU指令に合わせて国内法を変えなければならない。新しい規定は、各国の国内法の発効日以降に発行される無担保の負債性金融商品に適用される。2015年11月に発行されたドイツ銀行法の規定の下でその他のシニア負債に劣後するシニア債はすべて、2017年12月27日に発行されたEU指令に基づきランド・ファーザー規定の対象となり、非優先の上位の負債性金融商品を表すことになる。

リスクおよび資本管理

資本管理

『

当行グループの財務機能は、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルで、ソルベンシー、自己資本比率およびレバレッジ比率を管理している。財務部は、株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動によるヘッジ、主要な金融資源の設定の制限、帳簿上の資本の配分および地域別の資本計画を含む、資本戦略（それ自体はグループ・リスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。当行グループは、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行グループは、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の適切なバランスを達成するために、当行グループの全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSベースの会計上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行グループの発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を積み増し、カウンターシクリカルバッファを創出する機会となっている。

当行グループのコアの通貨は、ユーロ、米ドルおよび英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行グループの在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。』

MRELおよびTLACの要件に関連して、当行グループはバйлイン規則で適格となるように当行のシニア債の発行ポートフォリオを見直す。当行グループは、暫定的な要件が発効された場合には、それらに準拠するつもりである。

金融資源の上限設定

『

主要な金融資源の使用は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせて年次戦略計画の中で見直される。四半期プロセスにおいて、グループ・リスク委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しに照らして調整された資本需要総額およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過計上メカニズムにより実行される。

全体的な規制上の資本要件は、当行グループのCET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれかが拘束力の強い方の制約に左右される。内部的な資本配分については、当行グループの普通株式等Tier 1比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重みづけされている。普通株式等Tier 1比率およびレバレッジ比率への貢献は、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定したリスク・ウェイトド・アセット（RWA）およびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの尺度である。当行グループの業績評価手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの収益ボラティリティをより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

当行グループの全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行グループは、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。

さらに、財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行グループの資本基盤を保護することを意図している。』

リスクの識別および評価

『

当行グループは事業活動の結果として以下に記載する様々なリスクに直面する。これらのリスクには、信用リスク、マーケット・リスク、ビジネス・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクが含まれ、以下の項で説明されている。当行グループのリスクの識別および評価プロセスでは、当行グループの3つの防衛線（3LoD）の運用モデルを活用している。第1の防衛線は主要なリスクの識別であり、第2の防衛線は識別されたリスクの補完と当行グループのグローバルなリスク種類の分類法への集約、ならびに識別されたリスクの重要性の評価である。組織内にわたり、関連する測定尺度や指標を把握するための業務プロセスが存在する。すべてのプロセスの主要な目的は、既存および新たに発生しているリスク問題について、十分な透明性と理解を提供し、リスク横断的で総括的な視点を確実にすることである。リスク一覧は、リスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより、少なくとも年1回または必要な場合は数回更新される。

当行グループでは、当行グループの主要なリスクを財務リスクと非財務リスクとに分類している。財務リスクは、信用リスク（債務不履行リスク、格付遷移リスク、取引リスク、決済リスクエクスポージャー・リスク、カントリー・リスク、軽減策リスクおよび集中リスクを含む。）、マーケット・リスク（金利リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク、信用スプレッド・リスク、コモディティ・リスクおよびその他のクロス・アセット・リスクを含む。）、流動性リスク、およびビジネス（戦略）リスクから構成されている。非財務リスクは、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクで構成されている（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーは、当行グループのオペレーショナル・リスクのフレームワークで把握されている。）。専属のリスク管理機能の設置、リスク種類固有のリスク選好の定義、および保有資本額の決定といった共通のリスク管理基準が、すべての重要なリスクに対して適用される。

信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから規制自己資本が導かれる。当行グループの内部の適正自己資本評価プロセスの一環として、当行グループは、当行グループの事業活動から生じるリスクをカバーするために、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクに係る経済的資本の金額を、これらのリスク種類全体にわたる分散効果を考慮に入れて計算する。さらに、当行グループの経済的資本フレームワークは、例えば専用の経済的資本モデルが存在しない風評リスク、借換リスクなどの追加的なリスクを組み込んでいる。当行グループは、流動性リスクを経済的資本の計算から除外している。』

信用リスク管理

信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、当行グループが売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、トレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、ならびに顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ等）の一部である。これらにはトレーディング可能債券および負債証券も含まれる。また、持分投資の帳簿価額が当行グループの信用リスクの項に開示されている。当行グループはマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、カントリー・リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策（障害）リスクおよび集中リスクの5つのカテゴリーに分けられている。

- 債務不履行／格付遷移リスクは、相手先が支払義務の不履行に陥る、または債務不履行の発生可能性を増加させるような信用の質の重要な低下を経験するリスクである。
- カントリー・リスクは、さもなければ支払能力のある、意欲的な相手先が、国家の直接的介入や方針によりその義務を履行することができなくなるリスクである。
- 取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）は、既存の、偶発的な、または潜在的な将来の正のエクスポージャーから生じるリスクである。
- 軽減策リスクは、リスク軽減策が期待どおりに進行しないことにより損失が増加するリスクである。
- 集中リスクは、特定の単一の相手先、国、業界または商品の状況が悪化し、それによりその相手先、国、業界または商品に対するドイツ銀行の信用エクスポージャーのリスク・プロファイルが不相応に悪化するリスクである。

当行グループは以下の原理および原則を用いて信用リスクを測定、管理、軽減、報告および監視している。

- 当行グループの信用リスク管理機能は、当行グループの業務部門から独立しており、当行グループの各部門において、与信息意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行グループの業務部門の担当者と共に、当行グループの顧客の選択が達成される。

- 当行グループは、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行グループのリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行グループは、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな、過度の信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行グループは、無担保のキャッシュ・ポジションを引き受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行グループは担保契約を通じて当行グループのデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行グループは、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行グループは、規制上の要件に従って、グローバル・ベースで、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行グループは（CRR第4条(1)(39)の要求に従って）信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行グループは、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。
- 報告が要求される場合には、当行グループは法人企業レベルで信用エクスポージャーを報告するプロセスを確立している。』

信用リスクの測定

『

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオ・レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制自己資本の決定のための基礎を形成する。相手先はそれぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。

当行グループの非均質なポートフォリオにおける相手先は、当行グループの独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

当行グループの格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行グループは行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行グループの21等級に分かれた格付等級を適用している。』

既存の信用モデルに対する変更および新規モデルの導入については、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、CRMのリーダーが委員長を務める規制信用リスク・モデル委員会（RCRMC）、およびモデル・リスク機能のリーダー（または適切な場合には、その委任を受けた者）による承認を得なければならない。影響力の大きい提案については、承認するよう取締役会に提言が行われる。また、取締役会が認識するところとなったモデルに対する変更はすべて、監査役会のリスク委員会に定期的に通知しなければならない。規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンスが手法の評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、規制信用リスク・モデル・フォーラム（RCRMF）に報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にRCRMFに提出され、四半期ごとに最新の状況が報告される。

ポストバンクについては、内部格付システムの有効性の実現、検証および監視に関する責任は、ポストバンクのグループ・リスク統制機能が負い、ポストバンクのグループ・リスク統制のリーダーが委員長を務めるモデルおよび検証委員会がその監督を行う。モデル・リスク開発ユニットに加え、独立したモデル・リスクおよび検証機能が2016年度に設置された。格付システムはすべて、最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクの銀行リスク委員会の承認を得る必要がある。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクの取締役会に定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

当行グループは、リスク・ウェイトド・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、「先進的」、「基礎的」および「標準的」アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行グループの規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（以下「IRBA」という。）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行グループは、当行グループの内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびマチュリティ（以下「M」という。）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の見積りの一部としての与信換算掛目（以下「CCF」という。）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）の大部分に関して、当行グループはEADを計算するために、CRRおよびSolvに従って内部モデル手法（以下「IMM」という。）を使用している。当行グループの内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超える過去の情報が利用可能である。当行グループの内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を目指しているが、支払能力に関する規制要件に従って、観察されたデフォルト率の長期平均値に基づき補正されている。

当行グループは、当行グループの基礎的IRBAに適切なポストバンクの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）が含まれ、一方、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）および与信換算掛目（以下「CCF」という。）は規制上のフレームワークにおいて定められている。

当行グループは、当行グループの信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。当行グループは、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業体に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの大半を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、当行グループでは経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

当行グループは、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行グループの経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.9%の確率で吸収するレベルに設定される。当行グループの信用リスクに関する経済的資本は、相関的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが債務不履行が起こらなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行グループ自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。当行グループは、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

□

当行グループの信用ポートフォリオを管理するために当行グループが適用する主要な信用リスクの測定基準である信用格付（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、当行グループは内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行グループが積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行グループは内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行グループは現在の時価および当行グループと相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行グループは通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行グループは、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。』

信用リスクの管理および軽減

相手先レベルでの信用リスクの管理

『

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行グループはまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行グループは、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行グループの与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。これは、リスク選好を考慮に入れ、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、信用リスク管理が事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格、経験および研修度合いに応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして相応であることの確保を支援するために、定期的レビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。』

相手先レベルでの信用リスクの軽減

『

相手先の信用の質および当行グループのリスク選好の決定に加えて、当行グループはまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。
- 当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性により生じる損失を第三者に対し移転するリスクの移転。
- デリバティブおよび証券金融取引（レポ取引等）からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。

担保

当行グループは通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、相手先の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、質の高い引受基準や、CRR第194条(9)に従った相手先の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

当行グループは受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、相手先がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行グループがエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権または棚卸資産の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。すべての金融担保は、それぞれの信用エクスポージャーに対して定期的に（多くの場合は毎日）再評価され、測定される。不動産を含むその他の担保の価値は、内部および/または外部の専門家による定期的な再評価を含む確立されたプロセスに基づいて監視される。

- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する相手先の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。保証人の投資不適格価格付の保証担保は限定されている。

当行グループのプロセスは、当行グループがリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカットを含めて保守的に実施されなければならない。当行グループは、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行グループは、相手先のリスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、相手先に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行グループの総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、CIB部門内の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、証券金融取引（レボ取引、有価証券貸付取引および信用貸借取引等）にも適用される。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。法的に要求されている場合、または利用可能な場合、および相手先と合意した範囲で、当行グループはCCPクリアリングを当行グループのOTCデリバティブ取引にも利用する。

ドッド=フランク法（以下「DFA」という。）および関連する米国先物商品取引員会（以下「CFTC」という。）の規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なCCPクリアリングを2013年に導入した。また、CFTCは2016年に、追加金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求する最終規則を採用した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）、ならびに当該規則に基づく委員会委任規則(EU)第2015/2205号、(EU)第2015/592号および(EU)第2016/1178号は、特定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なCCPクリアリングを導入した。EU圏内での強制的なCCPクリアリングは、一定の金利デリバティブについては2016年6月21日に、特定のiTraxxベースのクレジット・デリバティブおよび追加金利デリバティブについては2017年2月9日に開始した。EMIRの第4(2)により、管轄当局にはグループ内取引について強制的なCCPクリアリングを免除する権限があるが、これは、グループ内取引の完全連結や、適切な一元的リスク評価、測定および統制の適用といった特定の要件が満たされている場合に限る。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含むほとんどの規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関するクリアリングの免除を申請し、認められた。当行は2017年12月31日現在、グループ内における70の二者間の関係に関して、EMIRのクリアリング義務のグループ内免除を認められている。クリアリング義務の対象となる関連取引タイプにすべてのエンティティが参加するわけではないため、免除の範囲は異なる。70の二者間の関係のうち、17の関係は両エンティティとも完全免除が認められている欧州連合(EU)で設立されており、53の関係は片方のエンティティが第三国で設立されている（以下「第三国関係」という。）。第三国関係では現在、クリアリング義務の対象となる新しい資産クラスごとに繰り返し適用することが要求されている。こうした繰り返しの適用は、39の第三国関係について提出されている。

CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（以下「ペイメント・ネットティング」という。）を規定しており、それにより当行グループの決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行グループのデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも

も同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行グループの信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行グループは、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定の法的妥当性および強制力について当行グループが満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

F

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行グループは相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。当行グループはまた、デリバティブ業務の一部（為替取引等）でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関してペイメント・ネットティングが適用され、当行グループの決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行グループは、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行グループが満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

当行グループはさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（credit support annexes）（以下「CSA」という。）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的（通常は毎日）なマーギニングを通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、当行グループが当該条項に強制力があると考えられる場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

ドッド＝フランク法およびそれに基づくCFTCの規則（CFTC規則第23.504段落および第23.158段落を含む。）、ならびにEMIRおよびそれに基づく委員会委任規則（すなわち、委員会委任規則(EU)第2016/2251号）は、マスター・アグリーメントおよび関連するCSAの強制使用を導入し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引の締結前または締結と同時にこれらの実行を義務付けた。米国の自主規制機関（連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局）が採用する米国のマーギン規定およびCFTCの規則の下で、当行グループは、他のデリバティブ・ディーラー、ならびに(a)米国のマーギン規定で定義されている「財務情報のエンドユーザー」であり、かつ(b)クリアリングされていないスワップ、クリアリングされていない有価証券ベースのスワップ、外国為替予約および外国為替スワップの前年度の6月、7月および8月における日次平均名目金額総額が80億米ドルを超える当行グループの相手先に対し、当行グループのデリバティブ・エクスポージャーに関して当初証拠金および変動証拠金を差入れ、回収することを要求されている。米国のマーギン規定はまた、上記に該当しない財務情報のエンドユーザーである相手先に対しても、当行グループのデリバティブに関して変動証拠金を差入れ、回収することを要求している。これらのマーギニング要求には、当初証拠金に関して50百万米ドルの限界値、変動証拠金に関してゼロの限界値が設けられており、最低振替額は両証拠金を合わせて500,000米ドルである。米国のマーギニング要求は大手銀行に対して2016年9月から、また変動証拠金に関する追加要件は2017年3月1日に発効しており、当初証拠金に関する追加要件は2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。

EMIRに基づき、CSAでは、限界値をゼロ、最低振替額を500,000ユーロ以内として、日次評価および日次の変動証拠金マーギニングを規定しなければならない。80億ユーロを超える大きなデリバティブ・エクスポージャーの場合は、当初証拠金も差入れなければならない。EMIRにおける変動証拠金に関する要件は2017年3月1日付けで発効しているが、当初証拠金に関する要件は2020年9月1日までに段階的に導入される予定である。EMIRの第11条(5)から(10)に基づき、管轄当局は、特定の要件が満たされている場合にグループ内取引についてマーギニング義務を免除する権限を有する。これらの要件の一部はEMIRのクリアリングの免除（上記参照）と同じ内容であるものの、グループ会社同士の資金の即時振替または負債の返済に関して現行の、または予見される実務上の規制や法的規制がない場合など、追加的な要件も含まれている。当行は、この免除規定を利用する予定である。当行は、Deutsche Bank Securities Inc.およびDeutsche Bank Luxembourg S.A.を含む一部の規制上の連結子会社について、グループ内デリバティブに関する担保の免除を申請し、認められた。当行は2017年12月31日現在、グループ内における13の二者間の関係に関して、EMIRの担保設定義務のグループ内免除を認められており、また、1件の申請が保留中である。

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行グループはさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、当行グループのみに適用されるアグリーメントもある。当行グループは、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行グループの信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テストの結果」の表を参照のこと。

信用リスク軽減内における集中

『

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行グループは、様々な手法および測定基準を使用して、当行グループの信用リスク軽減活動を監視している。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

『

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行グループのポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行グループの信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行グループは会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。これらの各ポートフォリオに関して、通常年1回「業界戦略文書」が作成される。この報告書は、業界動向および当行グループの信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、クロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストを組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

信用リスク以外では、当行グループの業界リスク・フレームワークは、トレーディング可能な信用ポジションに係るマーケット・リスクの限界値から構成され、重要な非財務リスクは注意深く監視されている。

業界戦略文書は、エンタープライズ・リスク委員会に提示されている。これらの分析に加えて、業界別ポートフォリオの動向は年度中、定期的に監視され、承認されたポートフォリオ戦略と比較される。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、エンタープライズ・リスク委員会のために定期的な概略が作成される。

カントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行グループの信用リスク管理フレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限度枠が適用される。新興市場は地域別にグループ化され、当該各地域およびリスクの高い先進国市場に関して、通常年1回「カントリー戦略文書」が作成される。当該報告書は、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成およびクロス・リスクの集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限界値および戦略が設定される。カントリー・リスク限界値は、各ポートフォリオについて、当行グループのエンタープライズ・リスク委員会およびポストバンクの取締役会によって承認される。

カントリー限度枠のフレームワーク内で、限界値が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。これらの限界値には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。また、ギャップ・リスク限界値が、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

信用リスク以外では、当行グループのカントリー・リスクのフレームワークは、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づく、新興市場におけるトレーディング・ポジションのマーケット・リスク限界値を含んでいる。さらに、当行グループは、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本ポジションやグループ内資金調達エクスポージャーに関する限界値を含む財務リスクも、これらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクに鑑みて考慮している。重要な非財務リスクは注意深く監視されている。

当行グループのカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したERMリスク・リサーチ機能により設定され、以下を含んでいる。

- ソブリン格付： 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- 移転リスク格付： 「移転リスク事象」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の測定尺度。
- イベント・リスク格付： 当該国に関連するマーケット・リスク要因（金利、信用スプレッド等）に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本レポートの「マーケット・リスクの測定」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行グループのイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。

すべてのソブリン格付および移転リスク格付は、少なくとも年に1回レビューされる。

商品 / 資産クラス特有のリスク管理

当行グループの相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、当行グループは商品 / 資産クラス特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠、限界値または指標を設定している。特定のリスク限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の場合に重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行グループがコミットメントを引き受ける場合における、引受リスクのある取引の集中に特に重点が置かれている。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行グループが与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行グループが当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でのマーケット・リスクにもさらされる。当行グループは、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

当行グループは引受リスクに加え、特定のリスク動向（商業用不動産に対するリスクおよび証券化ポジションによるリスクを含む。）を伴う取引の集中にも重点を置いている。

さらに、PCC業務において、当行グループはモーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、個々に合わせた顧客分析が二次的なものである場合、十分に均質なポートフォリオに関して当行グループのリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。ウェルス・マネジメントでは、商品および担保の種類や流動性に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。』

マーケット・リスクの管理

マーケット・リスクのフレームワーク

『

当行グループの業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行グループの独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行グループの各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大幅に異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのコーポレート部門のマーケット・メーカーおよびクライアント促進活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行グループのバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行グループの年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行グループのマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

マーケット・リスクの測定

当行グループでは、会計上、経済上および規制上の検討事項を組み込んだ包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

当行グループは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。

トレーディング・マーケット・リスク

『

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている。当行グループのリスク選好フレームワークを適用することである。当行グループの取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的および重要な補足的手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、業務計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。』

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュエーション・アット・リスク (VaR)

『

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュエーション・アット・リスクは、当行グループ独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行グループの内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行グループは、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。リスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行グループは、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行グループは、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行グループは、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいる。

VaRの測定尺度により、すべての公正価値業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットリングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を越える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行グループは、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行グループは、現在当行グループのバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスのさらなる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要なリスクは当行グループの内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないリスクは、当行グループのリスク・ノット・インVaR（RNIV）のフレームワークにより定期的に監視され評価される。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

『

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行グループは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。内部目的では、保有期間は1日であり、規制目的では、保有期間は10日である。ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同じシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データおよび観察された相関関係が、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウインドウを選択するプロセスは、最上位のバリュー・アット・リスク貢献額における高いレベルのボラティリティを特徴とするタイム・ウインドウの識別に基づいている。識別されたウインドウはその後、グループのポートフォリオを用いてSVaRの結果を隣接したウインドウと比較することにより、さらに検証される。

追加的リスクに係る自己資本賦課

『

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とし、クレジット商品について適用され、コンスタント・ポジション・アプローチを採用している。当行グループは、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率、デフォルトおよび遷移の確率が類似している期限の格付、ならびに発行体の相関関係を特定するパラメータである。

包括的リスク計測

『

包括的リスク計測は、コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレステスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行グループの内部モデルに基づいている。

当行グループは、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行グループのモデルは、適格コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップ、ならびにこれらのコーポレート・コリレーション商品のリスク管理に使用される、一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。』

包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。2016年度第1四半期以降、CRM RWAの計算には、(a)インプライド相関にnthトゥ・デフォルト・バスケット内のストレスを与え、(b)内部モデルのスポットの価額を上回るストレス・テスト損失を考慮に入れる、規制に定められた2つのアドオンが含まれている。

マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーおよび一定のエクスポージャーの集中を監視する。当行グループは、規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの範囲外であるトレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。

当行グループはまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行グループの内部報告フレームワークに含まれる。

マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用する中核的な定量的ツールの一つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト（ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオ）を実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。これらはまた、適正自己資本の評価に関しては最高度、収益安定目的では軽度と、様々な重大度に設定されている。

トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本（TMR EC）

当行グループのトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケールされたストレスのかかったVaRに基づくEC（SVaRに基づくEC）は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト（BSST）一式を通じて「共通リスク」

要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケールアップされたバージョンの規制SVaRフレームワークを用いて算定されるが、BSSTは、共通リスク要素において把握されない、より商品/業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位のリスクを把握するよう設計されている。

取引債務不履行リスクに関する経済的資本（TDR EC）

TDR ECは、当行グループのトレーディング勘定および公正価値バンキング勘定にわたる関連する信用エクスポージャーを把握する。トレーディング勘定のエクスポージャーは、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中およびポートフォリオの限界値を通じてマーケット・リスク管理部（MRM）により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの限界値は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率（RR）による瞬間的なデフォルトの損益への影響）および債券相対時価（MV）（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行グループは、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステマティックな要因を通じて特定される。

トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各業務の所有者の限度枠利用度に関する報告書を作成する。

公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に従って、機関は公正価値で測定するすべての資産にCRR第105条が要求する慎重な評価を適用しなければならず、必要な追加的価値修正の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行グループは追加的価値修正の金額を委員会委任規則(EU)第2016/101号に定義されている手法に基づき決定した。

2017年12月31日現在の追加的価値修正の金額は12億ユーロであった。

CRR第159条に従い、信用リスクに係る内部格付手法に基づき処理され、かつ予想損失の計算の範囲内であるエクスポージャーに関連する一般的小および特有な信用リスク調整ならびに追加的価値修正の合計額は、これらのエクスポージャーに関連する予想損失の総額から差し引かれる。その他のプラスの差異についても、すべてCRR第36条(1)dに従ってCET 1資本から控除される。

2017年12月31日現在の追加的価値修正を差し引いた予想損失の減少は3億ユーロであり、これは追加的価値修正が当行グループのCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

トレーディング以外のマーケット・リスク

『

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行グループのバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。））、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。））。
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク。』

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスク（以下「IRRBB」という。）は、当行グループのバンキング勘定のエクスポージャーに影響を及ぼす金利の変動から生じる、当行グループの資本と収益の両方に対する現在または将来のリスクである。これには、バンキング勘定の金融商品の期間構造から生じるギャップ・リスク、異なる金利カーブを用いて価格が決定されている金融商品

の金利の相対的変動による影響を表すベシス・リスク、ならびにオプション・デリバティブ・ポジションや金融商品に組み込まれているオプション要素から生じるオプション・リスクが含まれる。

当行グループは、IRRBBのエクスポージャーを、経済価値および収益ベースの測定尺度を用いて管理する。当行グループのグループ財務部門は、独立した監視機能の役割を担うマーケット・リスク管理部とともに、金利リスクを一元的に受託ベースで管理するよう義務付けられている。

経済価値ベースの測定尺度は、会計処理とは独立した、金利変動から生じた資産、負債およびオフバランスシートのエクスポージャーのバンキング勘定の経済価値における変動を見るものである。これにより、当行グループはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下で、バンキング勘定の経済価値の最大減少額としてエクイティの経済価値の変動（以下「EVEの変動」という。）を測定する。

収益ベースの測定尺度は、所定のタイム・ホライズンにわたり、金利変動から生じる純利息収益（以下「NII」という。）の予想変動を、所定のベンチマークのシナリオと比較して見るものである。これにより、当行グループはバーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下で、当行グループ公認の資本計画と比較した12ヶ月間のNIIの最大減少額として、純利息収益（NII）の変動を測定する。

当行グループは、トレーディング以外のポジションから生じる金利リスクをなくす軽減技法を採用している。トレーディング以外の資産および負債ポジションに起因する金利リスクの大部分は、財務プール管理部門を通じて管理される。財務プール管理部門は、移転された正味バンキング勘定のリスクをCIB部門内のドイツ銀行のトレーディング勘定でヘッジする。当行グループのトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュー・アット・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落で説明した当行グループのバンキング勘定におけるポジションおよびヘッジは、本書の「連結財務諸表に対する注記」の項に詳述されている会計原則に従っている。

グローバル・モデル・パリテーション・アンド・ガバナンスのグループは、ドイツ銀行のグループ全体のリスク・ガバナンスのフレームワークに沿ったIRRBBの測定に使用されるモデルについて、独立した検証を行う。

前段落からの最も顕著な例外は、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（以下「PCB」という。）のいくつかの事業体（ポストバンク等）である。これらの事業体は、各事業体固有の資産負債管理部門を通じて金利リスクを管理する。

経済価値の金利リスクの測定および報告は日次で実施され、収益に対するリスクは月次で報告される。当行グループは通常、内部管理システムにおいて、本レポートの開示に関して適用されるものと同じ測定基準を使用する。これは、手法だけでなく、測定基準を計算する際に使用されるモデリング仮定にも適用される。唯一注目すべき例外は、内部モデルの定量的リスク選好指標では公表された当行グループの資本計画カーブを使用する予定であるのに対し、公表開示ではNIIの変動の計算におけるベンチマークとして一定の（すなわち、不変の）金利シナリオが使用されていることである。

ドイツ銀行の主なモデリング仮定は、当行グループのPCB部門およびCIB部門の一部におけるポジションに適用されている。これらのポジションは、預金および貸出金商品に関する当行グループの顧客の行動が変化するリスクにさらされている。

当行グループは、ポートフォリオの平均金利更改期間を決定するために、複製ポートフォリオ・アプローチを通じて満期の定めのない預金（NMD）の金利リスク・エクスポージャーを管理している。複製ポートフォリオを構築するため、NMDのポートフォリオは、業務ユニット、通貨、商品および所在地といった側面によりクラスター化される。金利更改期間に影響を及ぼす主な側面は、市場金利に対する預金金利の弾力性、預金残高のボラティリティおよび観察可能な顧客の行動に基づく。報告期間において、こうした複製ポートフォリオすべてに割り当てられた平均金利更改日期間は1.6年であり、ドイツ銀行では最長の金利更改期間を15年としている。

貸出金商品および定期預金商品において、ドイツ銀行は顧客の期限前返済／引出行動を検討する。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。

さらに、当行グループは通常、契約上の通貨でIRRBB関連の測定基準を計算し、結果として得られた測定基準を報告目的で集計している。商業マージンを除外せずに経済価値ベースの測定基準を計算する場合、関連する金融商品の特性を表す適切なイールドカーブが選択される。

バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定（主に財務部の流動性準備金ポートフォリオの一部として）およびポストバンクに保有している債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。個々の金融商品について認識された信用の質の変化により、基礎となる金利に対する相対的スプレッドに変動が生じる可能性があるため、このリスク区分は、バンキング勘定における金利リスクに密接に関連している。

外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていな

い残りの外国為替リスクは、残余リスクのみがポートフォリオ内に残るように、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のマーケット・リスク管理部の監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行グループの米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的な外国為替エクスポージャーに関連している。構造的な外国為替エクスポージャーは、当行グループの連結子会社および支店が保有する現地資本（利益剰余金を含む。）および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動は、為替換算調整（以下「CTA」という。）として認識される。

構造的な外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイトド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

エクイティ・リスクおよび投資リスク

トレーディング以外のエクイティ・リスクは、主にバンキング勘定の非連結投資の保有および当行グループの株式報酬制度から生じる。

バンキング勘定の非連結投資の保有は、戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分される。戦略的投資は、一般に、当行グループの業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ（レバレッジド・パイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。）、不動産（メザニン債を含む。）およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。

年金リスク

当行グループは、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行グループの確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。当行グループの確定給付年金制度債務の詳細については、追加的注記35「従業員給付」を参照のこと。

その他のリスク

当行グループのドイチェ・アセット・マネジメントの資産管理活動におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行グループのファンドに対する共同投資からも生じる。

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本

『

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性のある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理フレームワーク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法務リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。このリスクは、風評リスクと同様に、当行の非財務リスクのサブセットを構成している。

当行グループのオペレーショナル・リスクのガバナンスは、当行、当行の顧客および株主をリスク損失およびその結果生じる風評被害から守るために、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）アプローチに従っている。このアプローチは、当行グループのすべてのオペレーショナル・リスクが識別され、カバーされること、オペレーショナル・リスクの管理に関する説明責任が明確に割り当てられること、ならびにリスクが当行の最善かつ長期的な利益に立って負担され、管理されることを確保することを目指している。3LoDアプローチとその基本原則、すなわち、自己のリスクを管理する第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）に対する全面的な説明責任と、リスク負担およびリスク管理を監視し検証する独立した第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）の存在は、グループ、地域、国および法人企業を含む組織のすべてのレベルに適用される。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行グループが受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行グループは、日次の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスクの障害（法規制の深刻な違反等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクが当行グループのリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、さらなる是正のリスク、保険のリスクまたは事業の中止を含め、追加のリスク削減措置を講じなければならない。

非財務リスク管理部（以下「NFRM」という。）は、当行の財務以外のリスク種類（オペレーショナル・リスクを含む。）に対するリスク機能であり、包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）を所有している。

ORMFは、オペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および是正に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的なアプローチを提供するために一緒に機能するように設計されている。ORMFの構成要素には、第1および第2のLoDならびにオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび適切かつ独立した検証に関する役割と責任の設定、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対する当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスクの種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセス（手法を含む。）の最低基準、独立したガバナンス、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

以下の4つの原則は、ドイツ銀行におけるオペレーショナル・リスク管理およびグループORMFの基礎を成すものである。

オペレーショナル・リスク原則1：NFRMは、グループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークを構築および維持する。第2のLoDの統制機能として、NFRMは第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する。オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し、当行全体におけるリスク管理基準の実施を促進している。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内にリスクを戻すための補完統制を提案する。

オペレーショナル・リスク原則2：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に照らしてこれらを管理しなければならない。

リスク保有者とは、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、リスクを生じさせるような、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれの組織のオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるリスク管理および統制基準の実施、リスク選好の範囲内でのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびにリスク保有者（すなわち、レベル1）の統制の構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

オペレーショナル・リスク原則3：第2のLoD統制機能として、リスク種類管理責任者（以下「RTC」という。）はフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のリスク種類に関するリスク選好文書を定義する。彼らはリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、リスク選好に違反する事項については拒否権を有する。

RTCは、リスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者によるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。RTCは、独立したオペレーショナル・リスク・ガバナンスを構築し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類の専門家として、RTCはリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク管理基準およびプロセスの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、RTCの役割は管理部門にのみ配置されている。

オペレーショナル・リスク原則4：NFRMの目的は、オペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本が保有されていることを確保することである。NFRMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに関する十分なレベルの資本需要を決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。

この要件を満たすため、NFRMは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要の計算および配分ならびに予想損失の算出について責任を負っている。また、NFRMは、年次のオペレーショナル・リスク資本計画および月次のレビュー・プロセスの促進についても責任を負っている。

組織およびガバナンス構造

日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任はリスク保有者である各業務部門および管理部門にある一方、NFRMは当行グループ全体のオペレーショナル・リスクを監督し、リスクの集中を識別して報告し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。NFRMは、最高リスク責任者が率いるグループ・リスク機能の一部である。

最高リスク責任者は非財務リスク管理部のリーダーを任命し、リーダーはORMF（オペレーショナル・リスク資本モデルを含む。）の効果的、効率的かつ規制に準拠した設計、実施および維持に関して説明責任がある。

最高リスク責任者および最高規制責任者が議長を務める非財務リスク委員会（以下「NFRC」という。）は、グループの主要なオペレーショナル・リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わり当行グループにおけるオペレーショナル・リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。その意思決定および方針に関連した権限は、当行の業務部門および管理部門のリスク・プロファイルに影響を与え得るすべてのオペレーショナル・リスク問題のレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。第1および第2のLoDの双方が出席する複数のサブフォーラムが、非財務リスク委員会（NFRC）を支援し、その任務を効果的に遂行する。2017年度において、当行グループは、新しい技術、フレームワークおよび文化的テーマなどの事項に関するNFRCの有効性を強化するために追加的な協議会を設置した。

オペレーショナル・リスク管理

当行グループは、ORMFにより提供される手法およびプロセスを用いてオペレーショナル・リスクを管理する。ORMFにより、当行グループのオペレーショナル・リスクに関するリスク選好と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

2017年度において、当行グループは、最も重要なオペレーショナル・リスクの識別とその効果的な軽減に焦点を当てて当行グループのリスク管理プロセスを簡素化することにより、また、第1のLoDと第2のLoDの間の積極的かつ継続的な対話を促進することにより、ORMFおよびオペレーショナル・リスク管理を強化した。これにより、様々なリスク管理プロセスを通じて課題を提起することができ、また、オペレーショナル・リスクの管理をより透明かつ有意義なものにするともに日々の経営判断に組み込むことができる。

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類をカバーするために、当行グループのORMFには、オペレーショナル・リスクのすべての種類に適用される多くの管理技法が含まれている。これらには、以下が含まれる。

損失データの収集：当行グループは、内部のデータ（損益計算書に10,000ユーロ以上の影響を及ぼすもの）と関連する外部のオペレーショナル・リスク事象を適時に収集し、分類し、分析する。このデータは、様々なリスク管理プロセスにおいて、また、オペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算する際に、上級管理職に提供する情報として使用される。

教訓レビューは、重要なオペレーショナル・リスク事象の原因を分析し、その根本的な原因を識別し、再発の可能性を減らすための適切な是正措置を文書化する。教訓レビューは、所定の定量的または定性的基準を満たすすべてのオペレーショナル・リスク事象について要求される。正式には、この事象の原因となったオペレーショナル・リスクの障害が発生した領域が当該レビューを完了する責任を負うが、プロセスを通じて他の関連する第2のLoD機能と協働することが推奨されている。NFRMは、当該レビューの結論の適切性について独立したレビューと検証を行う。2017年度において、当行グループは既存の複数のプロセスを調和させ、ワークショップに基づくアプローチに移行し、レビューの一貫性と質を向上させた。

リード・アクロス・レビューは、教訓プロセスでの結論を得て、教訓レビューで識別された類似のリスクおよび統制の弱点が、まだ問題には発展していないとしても、当行の他の領域に存在するかどうかを分析する。これにより、予防措置を取るこ

とができる。また、リード・アクロス・レビューは、有意義な分析を行えるだけの十分な情報がある他の関連金融会社で発生した事象に基づいて行われる場合もある。

当行グループは、公開データベースにより提供される関連する外部のケースを含む一連のシナリオや追加の内部シナリオを用いてオペレーショナル・リスク・プロファイルを補完する。このように当行グループは銀行業界で発生した外部の損失イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行グループに発生することを防止している（例えば、特別なディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイル・レビューによる。）。

リスク・アンド・コントロール評価プロセス（RCA）は、各事業および管理部門から生じるリスクの一連のボトムアップの評価、それらを管理するために実施されている統制の有効性、ならびに非常に大きなリスクをリスク選好の範囲内に戻すために必要な正措置から成る。これにより、第1および第2のLoDは、当行の重要なオペレーショナル・リスクを明確に把握することができる。当行グループは2017年度までにRCAプロセスを簡素化し、また、意思決定の際に利用しやすいよう、作成する評価の数を減らし質を高めることにより、繰り返し実施することを容易にした。当行グループは、統制の評価と結果の管理に関するフレームワークを整備し、逐次プロセスを実行する代わりにインタラクティブなワークショップを開催した。これにより、リスク保有者、NFRMおよびRTCの間で継続的な関与が増え、プロセス全体を通じて課題が提起されるようになった。

当行グループは、トップ・リスクについて定期的に報告し、分析を行っている。トップ・リスクは、リスクが発生する可能性と、リスクが発生した場合の当行への影響の両方の観点から評価される。この報告により、計画された是正措置および統制の強化による影響に関して、将来を見据えた視点が提供される。また、この報告には、将来的にトップ・リスクとして発展する可能性のある、新たに発生しつつあるリスクとテーマも含まれている。トップ・リスク削減プログラムは、当行グループの運営に関わるトップ・リスクのテーマをリスク選好の範囲内に戻すために重要な、最も重要なリスク削減活動を構成している。

オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し（当行の所定のリスク選好に対する監視を含む。）、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するために主要リスク・インディケータが使用されている。主要リスク・インディケータにより、当行の主なリスク、統制文化および全体的な事業環境の監視が可能となり、また、リスク軽減措置が発動される。主要リスク・インディケータにより、早期の警告に基づく、将来を見据えたオペレーショナル・リスクの管理が容易になる。

オペレーショナル・リスクの種類フレームワーク

ORMFは、オペレーショナル・リスクの基礎となるすべてのリスク種類の管理に適用される包括的な基準、手法およびプロセスを提供するものであり、各リスク種類管理責任者が、自らがコントロールするオペレーショナル・リスクの種類に関して設定したオペレーショナル・リスクの種類フレームワーク、リスク管理および統制の基準および手法によって補完されている。これには、以下のリスク種類に関する事項が含まれる。

- コンプライアンス・リスクは、当行の規制対象業務に関連する法律、規制、規則、規制当局の期待、自主規制機関の基準および行動・倫理規範（以下、併せて「諸規則」という。）を遵守しなかった結果、刑事上または行政上の制裁、財務上の損失または風評の被害を被るリスクである。コンプライアンス・リスクを適切に管理できなかった場合、罰金、違約金、判決、損害賠償、制裁金、和解および/またはコストの増加、確立された方針・手続および事業や事業体の活動を律する諸規則の不遵守に起因する規制上の措置または法的措置に関連する業務上の制限、ならびに潜在的な評判の毀損が生じるおそれがある。コンプライアンス部は、コンプライアンス部が保有するリスク種類に対する第2の防衛線の統制機能として、コンプライアンス・リスクの管理において当行の事業部門および管理部門を支援するための効果的な手続およびこれらに対応する統制を識別する。コンプライアンス部はさらに、上記に関する助言業務を行い、新しいまたは修正された重要な規則および規制の適用範囲に関する監視業務を行い、統制環境を評価する。これらの評価の結果は取締役会および監査役会に定期的に報告される。
- 金融犯罪リスクは、金融犯罪対策（以下「AFC」という。）機能が、専門プログラムのメンテナンスおよび開発を通じて管理する。AFCのプログラムは、規制要件および監督要件に基づいている。AFCは、役割および責任を定義し、マネーロンダリング、テロの資金調達、制裁措置および禁輸措置の不遵守、ならびにその他の犯罪行為（不正、賄賂の授受、汚職、その他の犯罪等）から生じる金融犯罪リスクの識別と管理を行う専属の機能を設置している。AFCは、内部の方針および手続の定期的な策定、機関特有のリスク評価および従業員研修により、金融犯罪防止に関する戦略をさらに更新するようにしている。
- グループ法務部は、主に当行の法務リスクを管理する責任を負い、特に（ ）法的助言の提供、（ ）契約書など、当行の権利と義務を規定した文書における法的内容の起草、（ ）議論のあるすべての事項の管理、および（ ）外部弁護士の維持管理といった法律サービスを通じて、管理統制部門としての権限を実行している。これらの活動は、当行の法務リスクを軽減するための法務管理フレームワークの重要な柱である。法務部は、法務リスクの種類に関するORMFの実施および維持に責任を負う法務リスク管理機能を確立している。この機能には、当行のリスクおよび統制評価のプロセスと教訓レビューへの法務部の関与の監視、ならびに非財務リスク管理機能との連携の管理が含まれる。また、LRMIは法務部のプロセスに関する品質保証レビューも実施し、これらにより、法務管理フレームワークの頑健性をテストし、関連する統制の改善箇所を識別し、定期的なコミュニケーションとおよび研修を通じて法務リスク管理への意識を育成している。

- 非財務リスク管理のリスク種類の統制（以下「NFRM RTC」という。）は、複数のオペレーショナル・リスクのリスク種類管理責任者である。その権限には、取引処理業務およびインフラ・リスクに対する統制が含まれる。これらの統制の目的は、技術やプロセスの中断を阻止すること、データ、記録および情報セキュリティの信頼性、完全性および利用可能性を維持すること、ならびに技術的な停止、建物の停電、サイバー攻撃または自然災害による中断時に重要な業務プロセスおよび機能を復旧するための強固な計画が各業務部門にあるよう確保することである。NFRM RTCはまた、包括的なベンダー・リスク管理フレームワークを提供することにより、当行の内部および外部のベンダー契約から生じるリスクも管理する。

オペレーショナル・リスクの測定

当行グループは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行グループのAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクスチェンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行グループの損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%パーセンタイル値から算出される。2017年度第4四半期以降は、経済的資本も99.9%パーセンタイル値に設定されている（「内部適正自己資本」の項を参照のこと。）。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

オペレーショナル・リスク資本の変動の要因

2017年度において、当行グループのオペレーショナル・リスク損失は主に、民事訴訟および規制執行から生じる損失および引当金に起因していた。こうした損失は、オペレーショナル・リスク損失の70%を占め、オペレーショナル・リスクの規制自己資本需要および経済的資本需要の大半も占めている。当行グループの現在の法律上および規制上の手続に関する詳細については、当行グループの連結財務諸表に対する注記29「引当金」の「現在の個別の訴訟」の項を参照のこと。当行グループの法律外のオペレーショナル・リスク損失は、2016年度から29百万ユーロ、率にして19%増加したが、民事訴訟および規制執行事項により生じたオペレーショナル・リスク損失は25億ユーロ、率にして85%減少した。

当行グループは、当行グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルの範囲内の法務リスクとの関連性に鑑み、当行が、当行だけでなく銀行業界全体に影響を及ぼすような法的事項の進展を内部および外部のデータソースからの情報に依拠して検討する場合における、現在係属中の民事訴訟および規制執行事項の管理および測定に特に注目した。複数年にわたる訴訟手続の性質を反映し、これらのリスクの測定ではさらに、法的事項のライフサイクルを通じて様々な段階でリスクを把握することによって、確実性のレベルの変化も考慮に入れている。

概念的には、当行は、所定の確率で超過しない最大損失を決定することにより、法務リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。この最大損失額には、IFRSの基準により当行グループの財務諸表に反映されている要素と、当行グループの財務諸表で引当金として反映されている金額を超える、規制自己資本需要または経済的資本需要として表示されている要素が含まれる。

当行が50%以上の発生可能性があるとして予想する法的損失は、IFRSに基づく当行グループの財務諸表に既に反映されている。これらの損失には、損失の発生可能性が高いと見なされ、IAS第37号に従って確実に測定可能な特定の期間における、既存および新規の訴訟に係る引当金の純変動が含まれる。当行グループの民事訴訟および規制執行の法務的引当の変動については、当行グループの連結財務諸表に対する注記29「引当金」に詳述されている。

IAS第37号に基づく認識基準を満たさないため当行グループの財務諸表に引当金として反映されていない、不確実な法務的損失は、規制自己資本および経済的資本を消費する当行グループのリスク・エクスポージャーを反映する「規制自己資本需要または経済的資本需要」として表示されている。

訴訟損失をAMAモデルで数値化するため、当行は過去の損失、引当金、偶発債務および法務的予測を考慮する。法的な予測は通常、発生可能性が低いと見なされるものの合理的に発生し得る法的事項から発生する可能性のある潜在的損失の範囲で構成される。合理的に発生し得る損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは訴訟事項に対応する弁護士により、少なくとも四半期ごとに見直される。

当行グループは、当行グループのAMAモデルで使用される「関連する損失データ」に法務的予測を含めている。ここでは、法務的予測の予測範囲は1年に限定されず、1年を超える資本タイム・ホライズンとなっており、また、基礎となる損失が報告期間内に早期に解消されるものと保守的に仮定する（したがって、複数年にわたる訴訟事項の性質を勘案する。 ）。

流動性リスク管理

『

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。』

流動性リスク管理フレームワーク

『

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、グループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行グループの長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク管理部は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク管理部（以下「LRM」という）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好の範囲内で業務を行うことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行グループのリスク選好に従っていることを確実にするため、当行グループは基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。』

資本市場発行

ドイツ銀行は、リテール預金、機関預金、無担保および担保付ホールセール資金調達、資本市場における債券発行を含む幅広い資金調達源泉を有している。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行の重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、年次の長期資金調達計画を、GRCが提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行グループの資本市場ポートフォリオは、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

短期流動性およびホールセール資金調達

『

ドイツ銀行は、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡している。この目的上、当行グループは、主に財務プール管理部門が調達する無担保負債およびコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門が調達する担保付負債がホールセール資金調達に含まれると考えている。当行グループのホールセール資金調達の相手先には、通常、企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家が含まれている。

当行グループは、市場ストレスの影響を最も受けやすいことが歴史的に明らかになっているホールセール資金調達の相手先に対する当行のエクスポージャーを制限するために、取締役会の承認を必要とする一連の限度枠を設定している。ホールセール資金調達限度枠は、日次で監視され、最初の8週間をカバーする各期間ごとの限度枠を設けた担保付および無担保の全通貨によるホールセール資金調達の現在の合計残高に対して適用される。当行グループの流動性準備金は、短期のホールセール資金調達市場の潜在的なストレスに対する主要な緩和剤となる。』

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達の分散」の表は、短期のホールセール資金調達および資本市場発行の契約上の満期日を示している。

流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

『

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールの一つである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

当行グループのグローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、取締役会の承認したリスク選好に従い財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計に責任があり、これにはストレス・シナリオの定義、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をモデル結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定が含まれる。流動性リスク管理部は、流動性リスク・モデルを独自に検証する責任がある。流動性および財務報告・分析部（LTRA）は、財務部およびITと連携してこれらの手法を実施する責任があり、ストレス・テストの計算にも責任を有している。

当行グループは、当行グループの流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行グループが適用するシナリオは、2008年の金融市場危機等の過去のイベントに基づいている。

ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「sNLP」という。）を計算するための厳選された5つのシナリオを有している。これらのシナリオは、過去の期間におけるドイツ銀行固有のストレスおよび/または市場に広がったストレスの実績を織り込んでおり、当行グループの流動性ポジションへの重大な影響に関しては妥当かつ十分厳格だと考えられている。例えば、世界的な市場の危機は、2008年の金融危機で観察された潜在的な結果をモデルにしている特定のストレス・シナリオ（システムック・マーケット・リスク）でカバーされている。さらに、当行グループは地域市場のストレス・シナリオを導入している。この各シナリオの下で、当行グループは、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金は、当行グループの業務フランチャイズを支援するために高い割合で借換えが行われると仮定している。最もリスク感度の

高い相手先（銀行および短期金融市場投資信託を含む。）からのホールセール資金調達には、ストレスの深刻な局面においては、契約上の満期時に返済されるか、買戻しされると仮定されている。

さらに、当行グループは、発生する恐れのある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求も含めており、これには、与信枠、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローが含まれる。

次いで当行グループは、発生したアウトフローを埋め合わせる措置をモデリングしている。この対策には、流動性準備金の利用、およびその他の制約を受けない市場性のある資産からの流動性の創出が含まれる。

ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび定義された各法人企業で実施される。グローバルのストレス・テストに加え、重要な通貨（ユーロ、米ドルおよび英ポンド）ごとのストレス・テストが実施される。当行グループは、ストレス・テストの仮定を定期的にレビューし、2017年度にわたって特定のパラメータの手法および強度にさらに改善を行っている。

当行グループは、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行グループが考えるもの）にわたり流動性ストレス・テストを実施し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのリスク・ドライバーに対して関連するストレスの仮定を日次で適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行グループは、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を分析する。このストレス・テスト分析は毎日実施される。』

当行による住宅ローン担保証券の発行および引受けに関連して米国司法省との間で交渉中の民事訴訟により、ドイツ銀行に対するネガティブな市場認識が生じた結果、2016年度下半期において、当行では預金が流出した。この期間から学んだ教訓の一つとして、リスク選好の額は2016年12月の50億ユーロから2017年1月には100億ユーロに増加している。当行グループの日次のグローバル流動性ストレス・テストに関する全シナリオの下で、8週間のストレス・ホライズンを通して少なくとも100億ユーロの黒字を維持するというリスク選好は、2017年度の2月以降の期間においても同水準で維持された。

「流動性リスク・エクスポージャー：ストレス・テストおよびシナリオ分析」の表は、多様なシナリオ下での当行グループの内部グローバル流動性ストレス・テストの結果を示している。

流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、取締役会が承認した流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）に関するリスク選好を有している。LCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則(EU)第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、EU圏内では2015年10月1日より要求されている。

LCRIは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することを目指している。

2017年度に、当行はLCR比率を110%以上に維持するため、内部的なリスク選好を5%保守的に設定した。

流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、様々な資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびに様々な資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行グループの流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRはこれを明確に把握できない。

資金調達リスク管理

構造的資金調達

『

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・パッケージ単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・パッケージごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（<1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行グループの資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行グループはまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行グループのグローバルな資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。』

安定調達比率

安定調達比率（以下「NSFR」という。）は、銀行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上の指標として、バーゼル3の一部として提案された。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中・長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（様々な保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

EU圏内では、欧州委員会が2016年11月23日に、CRRを改訂する法案を公表した。当該法案では特に、強制的かつ定量的なNSFR要件を定義しており、これは当該法案の発効から2年後に適用されることになる。当該法案は、EUの立法化プロセスにおいて、まだ変更される可能性がある。そのため、EU圏内に住所を置く銀行にとって、当該比率の最終的な定義および関連する導入の時間枠は未だ確定していない。

当行グループは現在、NSFRの影響を評価中であり、EU圏内で関連規則および時期が最終決定された後に、この指標を当行グループの全体的な流動性リスク管理フレームワークに正式に組み込む予定である。

資金調達の分散

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行グループの資金調達プロファイルの分散は、当行グループの流動性リスク管理フレームワークにおいて重要な要素である。当行グループの最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金ならびに担保付資金調達およびショート・ポジションは、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主に財務プール管理部門からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に現金および流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行グループは、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするファンドブリーフ債のライセンスを有している。また、当行グループは、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを策定している。

無担保ホールセール資金調達は、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマーシャル・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク選好に従った正常な資金調達プロファイルを促進するため、当行グループはこれらの資金調達源泉に対する限度枠（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行グループの日次のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行グループは、全般的な資金調達の分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

「流動性リスク・エクスポージャー：資金調達の分散」のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。』

移転価格

すべての業務および地域には移転価格決定フレームワークが適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、()流動性価値および資金調達期限に従った負債の価格決定、および()予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

ドイツ銀行の移転価格フレームワークは、規制上の原則およびガイドラインを反映している。このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクのすべての費用および便益は、市場価格に基づいて当行の業務ユニットに配分される。これらの市場価格は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映している。財務部は、当行の流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、当行の資金調達コストの流動性ユー

ザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づく報酬フレームワークも提供している。資金調達関連の取引は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムおよび/またはその他の移転価格決定メカニズムの対象となる。流動性プレミアムは財務部によって設定され、分離された財務部の流動性勘定に反映される。財務部の流動性勘定は流動性費用および便益の集合である。流動性勘定のコスト・ベースの管理および配分は、ドイツ銀行の資金調達コストの決済にとって重要な変数である。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。』

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行グループが有する範囲で、当行グループは、ストレス軽減措置として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行グループの全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行グループの流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、もしくは現地の流動性ニーズを考慮したうえで利用可能な資産（当行グループ内での自由な移転に関する現地の制限を含む。）、または事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。その結果、当行グループの流動性準備金には、Deutsche Bank Trust Company Americas (DBTCA) に保有されている余剰流動性は米国連邦準備法第23A条の要件により確保すべきものであり当グループには含まれておらず、また、ポストバンクに保有されている余剰流動性もポストバンクの資産の完全統合による権利放棄がされていないため当グループには含まれていない。当行グループは、主要な通貨にわたって流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で保有し、追加的な準備金を当行グループが活動を行う重要な拠点で保有している。

資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、担保スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。当行グループは、通常、ファンドブリーフ債またはその他の自己証券化によるストラクチャー商品などの長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約を課しているが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのは当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務部門の通常の活動である。さらに当行グループは、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行グループはまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

ビジネス（戦略）リスク管理

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益のパフォーマンスが予想を下回ることにより営業利益が不足するリスクである。戦略リスクは、競争環境や規制の枠組みの変更、またはマクロ経済環境における効果的でないポジショニングから生じる可能性がある。また、戦略リスクは、戦略実行の失敗および/または期待より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略的および資本計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画はその後、監査役会に提示される。当年度において、事業戦略の実行は、戦略目標に対するパフォーマンスを評価するため、および目標達成の軌道から外れていないことを確実にするために、定期的に監視されている。このプロセスに関するさらに包括的な説明は、「戦略的および資本計画」の項に詳述されている。

モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アウトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行グループの評判を損なう可能性がある。「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに/またはマーケット・リスク管理部（MRM）のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件（VaR、IMM、ストレス・テスト等）に関して使用されるリスクに関連している。

- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデル・リスクの統制環境を評価し、定期的に取り締役に報告すること。

風評リスク管理

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、当行グループのブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

主な風評リスクを管理するために、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）が整備されている。本フレームワークには、風評リスクをもたらす可能性のある事項について、当該リスクが顕在化する前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスが含まれる。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスク（二次的な風評リスク）は、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処される。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定されている。当行グループの評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行グループの各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。風評リスク管理部は、風評リスクの識別と上申に関連するものを含め、本フレームワークの有効性を評価し統制する目的で、包括的な振り返りと教訓プロセスを策定し、実施した。

少なくとも中程度の風評リスクをもたらすと考えられる問題が識別された場合、各部門の風評リスク評価手続（部門RRAP）を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらすと見なされた場合、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。重要性評価に加えて、必須上申基準として知られる特定の基準もある。必須上申基準は、評判の観点から本質的にリスクが高くなっていると考えられる場合、定義された特定分野の専門家（SME）（業界の風評リスクやグループの持続可能性等）、および/または部門RRAPやRRRCへの上申を義務づけるものである。

当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行グループの経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

リスクの集中およびリスクの分散

リスクの集中

『

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域/国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる可能性がある。集中の管理は、個別のリスク種類の管理の一環として統合され継続的に監視されている。その主要目的は、ポートフォリオにおける過度の集中を回避することであり、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク項目（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク管理およびその他）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および/または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトムアップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2017年度を通じて、グループ・リスク委員会(GRC)の小委員会であるエンタープライズ・リスク委員会(ERC)であった。』

リスク種類の分散効果

リスク種類の分散効果は、経済的資本の計算において、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク間の分散の影響を定量化している。これらのリスク種類の相関が1.0未満の範囲内において、リスク種類の分散効果が生じている。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

リスクおよび資本のパフォーマンス

資本およびレバレッジ比率

規制自己資本

『

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。』

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用(適用可能な経過規定の手法を考慮しない。)に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定(グランド・ファーザー規定)を含んでいる。これに関して、当行グループは、当行グループのCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させた。2017年度第4四半期以降、当行グループは当該グランド・ファーザー規定を適用しておらず、代わりにCRR/CRD 4の完全適用規則において適用されるCRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトを当行グループのすべての持分ポジションに適用した。従って、2017年12月31日時点の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるRWAの算出において、移行措置は考慮されていない。比較期間中の2016年度末のみ、引き続きこれらの移行措置がリスク・ウェイトに適用される。

『

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の会社はここに含まれていない。

2017年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む)およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のブルデンシャル・フィルターは、()証券化売却益、()キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに()追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、()無形資産、()将来の収益性に依存する繰延税金資産、()予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、()確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適切なグランド・ファーザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。T2資本として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2017年度に50%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)。』

資本性金融商品

『

当行グループの取締役会は、2021年4月末までに137.9百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2016年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち69.0百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2016年度年

次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。当行グループは、CRR/CRD 4規則に基づく2016年および2017年の自社株買戻しにつき、ECBから承認を取得済みである。2016年度年次株主総会から2017年度年次株主総会（2017年5月18日開催）までの間に、14.8百万株が買戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは0.2百万株であった。買戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2017年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.2百万株であった。2017年度第2四半期において、当行グループは、今後の株式報酬の負債を付与する際の株価の上昇のリスクをヘッジするため、2016年度年次株主総会承認に基づき、コール・オプションの行使によってドイツ銀行の27.5百万株を買戻した。すべてのオプションの満期は18ヶ月超であった。

2017年度年次株主総会において、2022年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買戻す権限が当行グループの取締役会に付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2016年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2017年度年次株主総会から2017年12月31日までの間に、14.1百万株が買戻された。買戻された株式は、当期において株式報酬のために使用され、次年度においても使用される予定であり、2017年12月31日現在、買戻しによる保有自己株式数は0.2百万株であった。

2017年3月5日に、ドイツ銀行は687.5百万株を上限とした資本増強を公表し、既存株主に対して新株予約権およびその他すべての発行済株式と同様の配当請求権を付与した。ドイツ銀行は2017年4月7日に資本増強を完了した。当該資本増強によって、2017年4月上旬にドイツ銀行AGの普通株式数は687.5百万株増加し、1,379.3百万株から2,066.8百万株となった。受取金総額は、80億ユーロとなり、純調達額は79億ユーロとなった。受入資本の認識は、2017年7月26日にECBによって正式に承認された。

2017年度年次株主総会以降、および2017年12月31日現在、取締役会が利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ（1,000百万株）であった。2017年12月31日現在、現金を対価とする条件付資本は512百万ユーロ（200百万株）であった。株式報酬を要因とする追加的な条件付資本は、51.2百万ユーロ（20百万株）であった。

当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品（ほぼすべてが非累積的信託優先証券）は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、その他Tier 1資本として認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもと、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のバーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%（13億ユーロ）減少する予定である。これにより、2017年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は86億ユーロ（すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品39億ユーロ）となった。2017年度に、当行は名目金額が5億ユーロで適格相当額が5億ユーロの1つの従来のハイブリッドTier 1金融商品と別の名目金額が3億米ドルで適格相当額が0億ユーロの従来のハイブリッドTier 1金融商品を繰上償還した。また、当行は2018年2月20日現在有効な名目金額が20億米ドルで適格相当額が16億ユーロの従来のハイブリッドTier 1金融商品を繰上償還した。従来のハイブリッドTier 1金融商品のうち39億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2017年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。

2017年12月1日に、当行グループは総額10億米ドルの固定利付Tier 2劣後ノートを発行した。当該ノートは、額面単位は200,000米ドル、これを超える分は1,000米ドルの整数倍で発行されたが、2032年12月1日に満期が到来する。これらは、米国外の取引で発行され、米国の1933年証券法の登録規定に従って発行された。

2017年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行グループのTier 2資本性金融商品は、合計64億ユーロであった。2017年12月31日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、83億ユーロであった。2017年度にTier 2資本性金融商品は繰上償還されなかった。2017年12月31日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、103億ユーロであった（移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な390億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む。）。』

最低所要自己資本および追加的な自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

『

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2017年度において当行は自己資本規制に従っていた。』

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され（システミック・リスク・バッファ（ある場合）は、段階的な導入の対象外）、2019年以降、全面的に施行される予定である。第1

の柱の最低所要自己資本に加えて、当該資本バッファの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

当行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）によって引き続きグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SII）に指名された。その結果、G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求される。これは、2017年に公表された指標に基づく金融安定理事会（FSB）のシステミックな重要性の評価に従ったものである。G-SIIに対する追加的な2.00%の資本バッファの要件は、2016年から0.5%ずつ段階的に導入され、2017年には1.00%、2018年には1.50%となる。当行は、引き続き当行の指標をウェブサイト上で公開する。

資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、CET 1資本についてRWAの2.50%の所要自己資本に相当する。追加的な2.50%の資本バッファの要件は、2016年から0.625%ずつ段階的に導入され、2017年には1.25%、2018年には1.875%となる。

カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、2019年までCET 1資本でRWAの0%から2.50%の間で多様である。例外的に、2.50%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2017年12月31日現在（および現時点で）、機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、0.02%であった。

上記のバッファに加えて、BaFin等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非シクリカルシステミック・リスクおよびマクロ・プルーデシヤル・リスクを回避および軽減するためのシステミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1資本でRWAの5.00%の追加的なバッファを要求する可能性がある。2017年度末現在（および現時点で）、システミック・リスク・バッファは当行には適用されていなかった。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによってその他のシステム上重要な金融機関（O-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、O-SIIバッファが2017年度に第1段階として0.66%適用され、2018年度には1.32%となる。特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファ、G-SIIバッファおよびO-SIIバッファのいずれか高い方のみを適用しなければならない。従って、O-SIIバッファの要件は、2017年12月31日現在適用されていない。

加えて、第2の柱の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に従って、欧州中央銀行（ECB）は、法令の要件（いわゆる、第2の柱の要件）よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2016年12月8日、2016年度のSREPの結果を受けて、ECBは、2017年1月1日以降、CRR/CRD 4のもとで適用される移行規定に基づき、連結ベースで常に最低9.52%の段階的導入のCET 1比率を維持しなければならないことを当行に通知した。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.25%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.02%）および1.00%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。これに対して、2017年12月31日現在、ドイツ銀行のTier 1所要自己資本比率は11.02%、自己資本合計比率は13.02%であった。

2017年12月19日に、ドイツ銀行は、ECBから2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低10.65%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することが要求される。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.875%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.02%）および1.50%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。2018年度の10.65%の新たなCET 1所要自己資本は、資本保全バッファやG-SIIバッファの段階的導入が進んだことを反映して、2017年度にドイツ銀行に適用されていた9.52%のCET 1所要自己資本よりも高くなっている。従って、2018年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、12.15%となり、自己資本合計比率は14.15%となる。また、2017年度のSREPの結果を踏まえ、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる）を保有するという個別の期待を当行に伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを当行に期待すると述べた。

下表は、2017年と2018年にドイツ銀行に適用される、第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く）の異なる最低所要自己資本および資本バッファの要件（段階的導入ベースで示す）の概要を示している。

総所要自己資本および資本バッファの概要

	2017年	2018年
第1の柱		
CET 1最低所要自己資本	4.50%	4.50%
資本保全バッファ	1.25%	1.875%
カウンターシクリカル資本バッファ	0.02%	0.02% ¹

G-SIIバッファ-3	1.00%	1.50%
0-SIIバッファ-3	0.66%	1.32%
システミック・リスク・バッファ ³	0.00%	0.00% ²
第2の柱		
第2の柱のCET 1資本のSREPアドオン（「第2の柱」のガイダンスを除く）	2.75%	2.75%
SREPに従ったCET 1所要自己資本	8.50%	9.125%
第1の柱および第2の柱のCET 1所要自己資本合計 ⁴	9.52%	10.65%
第1の柱および第2の柱のTier 1所要自己資本合計	11.02%	12.15%
第1の柱および第2の柱の総所要自己資本	13.02%	14.15%

- 1 ドイツ銀行のカウンターシクリカル資本バッファの要件は、各報告日時点のEBAおよびパーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって定められた各国ごとのバッファ率ならびにドイツ銀行の関連する信用エクスポージャーも算定の基礎となる。2018年度のカウンターシクリカル資本バッファ率は、2018年度のデータが入手できないため、0.02%と仮定された。
- 2 システミック・リスク・バッファは、2018年度の予想では引き続き0%であると仮定された。ただし、追加的な指令によって変更される可能性がある。
- 3 特定の例外によって、より高い方のシステミック・リスク・バッファのみが適用される場合を除き、G-SIIおよび0-SIIバッファを適用しなければならない。
- 4 第1の柱と第2の柱（「第2の柱」のガイダンスを除く）のCET 1総所要自己資本は、SREPに基づく所要自己資本、G-SII、0-SIIおよびシステミック・リスク・バッファの所要自己資本のいずれか高い方、およびカウンターシクリカル資本バッファの所要自己資本を合計することによって算出する。

規制自己資本の変動

2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は576億ユーロであり、508億ユーロのCET 1資本と68億ユーロのAT1資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2016年度末から21億ユーロ増加した。これは、主に、CET 1資本が2016年度末から30億ユーロ増加した一方で、同期間にAT1資本が9億ユーロ減少したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が30億ユーロ増加したことは、主に、2017年4月上旬に完了した資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加によって10%の限度額関連の控除が4億ユーロ戻し入れられたことによるものであった。その後、これらのプラスの効果は、段階的導入の割合が2016年の60%から2017年の80%に上昇したこと、および自己資本の控除項目における外国為替によるプラスの反対効果によって一部相殺された26億ユーロの通貨換算調整によるマイナスの効果によって減少した。さらなる減少は、2017年度の8億ユーロのドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純損失によるものである。2017年度の当期純損失の結果として当行グループのCET 1資本は中間利益を含まないため、CRR第26条(2)に従い、CET 1資本からはAT1クーポンおよび株主配当金のいずれも支払われない。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の9億ユーロの減少は、移行期間中にAT1資本として認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品が2016年度末から26億ユーロ減少したことによるものである。これは、主に金融商品の償還（24億ユーロ）と外国為替変動の影響によるものである。プラスの影響は、AT1資本から段階的に除外された移行時の調整額が減少（2016年度末から17億ユーロ減少）したことによって発生した。完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2017年度に80%に増加し（2016年度は60%であった）、それに対応して、AT1資本の水準は2017年度に20%に減少した（2016年度は40%であった。）。

2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2016年度末の468億ユーロに対して、529億ユーロであった。2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2016年12月31日現在の423億ユーロに対して、483億ユーロであった。2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるAT1資本は、2016年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2016年度末から60億ユーロ増加したのは、主に、当行グループの資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加による6億ユーロの10%の限度額関連の控除の戻入れによるものであった。さらに、4億ユーロのプラスの効果は、ブルデンシャル・フィルターによる規制上の調整（債務評価調整および公正価値オプション）から生じた。これらのプラスの効果は、8億ユーロのマイナスの当期純利益と自己資本の控除項目のうち外国為替のプラスの影響を受けた項目に対し認識した26億ユーロの為替換算調整によるマイナスの効果によって一部相殺された。

ECBのガイダンスに基づき、またEBAの支払コミットメントに関するガイドラインに従い、ドイツ銀行は、2018年1月以降、預金保険制度および単一破綻処理基金に関連した取消不能の支払コミットメントをリスク・ウェイトド・アセットではなく、その他のCET 1資本控除として取り扱う。これらが2017年度において資本控除項目として取り扱われた場合、プロフォーマ・ベースのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は4億ユーロ減少し、それと共に10億ユーロのRWAが減少することによって、プロフォーマ・ベースのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1自己資本比率が8ペーシス・ポイント減少することになる。

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	45,195	45,195	37,290	37,290
利益剰余金	17,977	17,977	20,113	20,113
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	696	660	3,708	3,645
独立してレビューされた中間利益 （予測可能な費用または配当を控除後） ¹	-751	-751	-2,023	-2,023
その他	0	33	0	79
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,116	63,114	59,088	59,104
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,204	-1,204	-1,398	-1,398
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-102	-74	-639	-428
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,394	-6,715	-8,436	-5,062
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-3,004	-2,403	-3,854	-2,312
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-502	-408	-297	-188
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-1,125	-900	-945	-567
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-144	-117	-59	-41
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0	-590	-354
その他の規制上の調整 ²	-341	-485	-591	-971
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-14,816	-12,306	-16,810	-11,321
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	48,300	50,808	42,279	47,782
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	3,904	N/M	6,516
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	8,579	4,676	11,191
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-55	-26	-125	-51
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	-1,730	N/M	-3,437
その他の規制上の調整	0	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-55	-1,756	-125	-3,488
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,621	6,823	4,551	7,703
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	52,921	57,631	46,829	55,486
Tier 2 (T2) 資本	10,329	6,384	12,673	6,672
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	63,250	64,016	59,502	62,158
リスク・ウェイトド・アセット合計	344,212	343,316	357,518	356,235
自己資本比率				
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	14.0	14.8	11.8	13.4
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	15.4	16.8	13.1	15.6
自己資本合計比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	18.4	18.6	16.6	17.4

N/M - 表記するに値しない。

- 2017年度の当期純損失の結果として当行グループのCET 1資本は中間利益を含まないため、CRR第26条(2)に従い、CET 1資本からはAT1クーポンおよび株主配当金のいずれも支払われない。
- 規制(EU)第1024/2013号第16条(1)(c)、第16条(2)(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除、ならびに19百万ユーロの住宅ローンおよび預金保護（「Fonds für baupartetechnische Absicherung」）に係る資金の追加調整を含む。

『

株主持分の規制自己資本への調整

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
会計上の貸借対照表による株主持分合計	63,174	59,833
事業体の非連結 / 連結	-58	-123
このうち、資本剰余金	-6	-6
このうち、利益剰余金	-228	-276
このうち、その他の包括利益（損失）累計額、税引後	176	159
規制上の貸借対照表による株主持分合計	63,116	59,710
経過規定に基づく非支配持分	33	79
未払配当およびAT1クーポン ¹	0	-621
移行期間におけるポジション非連結 / 連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	-35	-63
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,114	59,104
追加評価調整	-1,204	-1,398
その他のプルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-74	-428
CRR第467条および第468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	-144	-380
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）	-6,715	-5,062
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,403	-2,666
確定給付年金基金資産	-900	-567
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
その他の規制上の調整	-866	-820
普通株式等Tier 1資本	50,808	47,782

1 2017年度の当期純損失の結果として当行のCET 1資本は中間利益を含まないため、CRR第26条(2)に従い、CET 1資本からはAT1クーポンおよび株主配当金のいずれも支払われない。

』

規制自己資本の変動

単位：百万ユーロ	CRR/CRD 4	
	2017年12月31日	2016年12月31日
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高	47,782	52,429
普通株式 (純額)	1,760	0
資本剰余金	6,153	192
利益剰余金	-795	-1,826
自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響	-9	10
その他の包括利益累計額の増減	-2,748	231
未払配当およびその他Tier 1 (AT1) クーポン ¹	0	-621
追加評価調整	194	479
のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	-1,653	-1,686
将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く)	-91	-988
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-219	-130
確定給付年金基金資産	-333	-97
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	278
リスク・ウェイトed・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)	354	-30
その他 (規制上の調整を含む)	413	-457
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高	50,808	47,782
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高	7,703	5,793
その他Tier 1に適切な資本の新規発行	0	0
満期到来したおよび償還された金融商品	-2,376	-76
移行措置	1,708	1,879
このうち、のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	1,696	1,689
その他 (規制上の調整を含む)	-212	108
その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高	6,823	7,703
Tier 1資本	57,631	55,486
Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高	6,384	6,672
規制自己資本合計	64,016	62,158

¹ 2017年度の当期純損失の結果として当行のCET 1資本は中間利益を含まないため、CRR第26条(2)に従い、CET 1資本からはAT1クーポンおよび株主配当金のいずれも支払われない。

リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の概要を、リスク・タイプおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

移行規定に従ったリスク・タイプおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2017年12月31日現在						
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	118,940	75,377	3,273	0	16,552	214,142
決済リスク	142	0	0	0	5	147
信用評価調整（CVA）	6,189	171	84	0	7	6,451
マーケット・リスク	30,896	70	0	0	0	30,966
オペレーショナル・リスク	74,936	11,654	5,020	0	0	91,610
合計	231,103	87,272	8,378	0	16,564	343,316

2016年12月31日現在						
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	124,274	72,735	3,756	4,075	15,505	220,345
決済リスク	36	0	0	0	0	36
信用評価調整（CVA）	8,886	294	139	90	8	9,416
マーケット・リスク	30,198	62	0	3,502	0	33,762
オペレーショナル・リスク	73,610	12,696	4,957	1,413	0	92,675
合計	237,003	85,788	8,853	9,079	15,512	356,235

2017年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくRWAは、2016年度末の3,562億ユーロに対して、3,433億ユーロであった。129億ユーロの全体としての減少は、信用リスクRWAの減少を主に反映している。信用リスクRWAは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクセグメントにおける事業拡大によってもたらされたリスクの増加によって部分的に相殺されたが、主に102億ユーロの外国為替の減少によって、62億ユーロ減少した。また、ポートフォリオの質の改善による勘定の質の変化は、信用リスクRWAの全体としての減少の一因である。2016年12月31日以降のマーケット・リスクRWAの減少は、追加的リスク資本賦課および証券化に係るマーケット・リスク標準的アプローチの増加によって部分的に相殺されたが、主に、バリュエーション・リスクおよびバリュエーション・リスクの構成要素によるものであった。CVA RWAの29億ユーロの減少は、主にポートフォリオのリスク圧縮活動によるものであった。オペレーショナル・リスクRWAのわずかな減少は、主に、内部および外部の損失プロファイルによるものである。

CRR/CRD 4の完全適用に基づいて算出されたRWAは、2016年度末の3,575億ユーロに対して、2017年12月31日現在は3,442億ユーロであった。当該減少は、移行規定に概説されたのと同様の変動に起因するものである。CRR/CRD 4の完全適用によるRWAは、移行規定に基づくRWAよりも9億ユーロ増加した。これは、CRR第495条に基づく、移行規定における、持分投資に係るグラント・ファーザー規定の適用によるものであった。これにより、特定の持分投資については、CRR/CRD 4の完全適用規則において適用されたであろう、CRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトではなく、100%のリスク・ウェイトが適用される。

2017年12月31日現在、当行グループは当該グラント・ファーザー規定を適用しておらず、代わりにCRR/CRD 4の完全適用規則において適用されるCRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトを当行グループのすべての持分ポ

ジョンに適用した。従って、2017年12月31日時点の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるRWAの算出において、移行措置は考慮されていない。比較期間中の2016年度末のみ、引き続きこれらの移行措置がリスク・ウェイトに適用される。

2016年12月31日現在、完全適用に基づくRWAを算定するに当たって、持分投資に係るグランド・ファザー規定を適用した取引ポートフォリオは15の取引で構成されており、エクスポージャーは、220百万ユーロであった。2016年12月31日現在、これらの取引に対してグランド・ファザー規定を適用しなかった場合の完全適用に基づくRWAは、最大で816百万ユーロであり、従って、当行グループの完全適用に基づくRWAは、最大で3,581億ユーロであった。これに対して、グランド・ファザー規定を適用した場合の完全適用により報告した当行グループの完全適用に基づくRWAは、3,575億ユーロであった。また、グランド・ファザー規定を適用しなかった場合に完全適用に基づくRWAを用いて、2016年12月31日現在の完全適用に基づくCET 1自己資本比率、Tier 1自己資本比率および総自己資本比率を算定した場合、これらの自己資本比率はそれぞれ、11.8%、13.1%、16.6%であり、グランド・ファザー規定を適用した完全適用により報告された比率とほぼ同一である（四捨五入による）。

下表は、報告期間における信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関して観察されたリスク・ウェイトド・アセットの変動の主要な要因の分析を提供している。

カウンターパーティ信用リスクを含む、信用リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日		2016年12月31日	
	信用リスク		信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
信用リスクRWA期首残高	220,345	17,628	242,019	19,362
勘定の規模	3,523	282	-8,085	-647
勘定の質	506	40	-3,827	-306
モデル更新	1,272	102	2,328	186
手法および方針	0	0	-1,280	-102
取得および処分	0	0	-12,701	-1,016
外国為替変動	-10,162	-813	350	28
その他	-1,342	-107	1,539	123
信用リスクRWA期末残高	214,142	17,131	220,345	17,628

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日		2016年12月31日	
	カウンターパーティ信用リスク		カウンターパーティ信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
カウンターパーティ信用リスクRWA期首残高	35,614	2,849	37,276	2,982
勘定の規模	-4,628	-370	-2,740	-219
勘定の質	3,715	297	511	41
モデル更新	1,272	102	1,439	115
手法および方針	0	0	-60	-5
取得および処分	0	0	-707	-57
外国為替変動	-2,048	-164	-106	-8
その他	0	0	0	0
カウンターパーティ信用リスクRWA期末残高	33,924	2,714	35,614	2,849

当行グループのポートフォリオの規模および構成の本質的な変動は、「勘定の規模」で勘案されている。「勘定の質」区分は、主に、ポートフォリオ格付変遷、デフォルト時損失、モデルパラメータの再調整および担保によるカバーの効果を反映している。「モデル更新」には、モデルの高度化および先進的モデルの展開が含まれる。新たな規制の適用等、外部の規制上の要因によるRWAの変動は、「手法および方針」の区分に反映されている。「取得および処分」は、新規業務または処分関連活動に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動を反映するために設定されている。上記の区分に配分することができない変動は、「その他」の区分に反映される。

2016年12月31日以降の信用リスクRWAの3%（62億ユーロ）の減少は、主に、減少方向の「外国為替変動」によるものであった。これは、「勘定の規模」と「モデル更新」によって部分的に相殺された。「勘定の規模」の増加は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンクセグメントにおける事業拡大をもたらしたFXニュートラルビジネスによるものであった。「モデル更新」の増加は、主に、特定のデリバティブ・ポートフォリオに適

用されるリスクマージン期間および一般の逆方向リスクに係る取扱いの変更によるものである。これは、担保を受け入れているカウンターパーティの実効マチュリティの算定の精緻化によって相殺された。

カウンターパーティ信用リスクの表における「勘定の質」の増加は、当行グループのリスク・パラメータの水準調整およびプロセスの向上によって部分的に相殺されたものの、主に、当行の証券金融商品のネットリング適用の取扱いの変更によるものである。この増加は、リスク圧縮活動およびエクスポージャーの減少により低下した場合、「勘定の規模」の減少によって部分的に相殺される。

CRR/CRD 4の規制枠組みに基づき、当行グループは、カウンターパーティの信用度を考慮に入れたCVAを用いてRWAを算出することが要求される。CVAに係るRWAには、OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連した予想されるカウンターパーティ・リスクからの時価評価損が含まれる。当行グループは、CVAの大半を、BaFinによって認可された当行グループ独自の内部モデルに基づき算出している。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日		2016年12月31日	
	CVA RWA	所要自己資本	CVA RWA	所要自己資本
CVA RWA期首残高	9,416	753	15,877	1,270
リスク水準の変動	-3,228	-258	-5,600	-448
市場データの変動および再調整	0	0	278	22
モデル更新	0	0	-1,000	-80
手法および方針	870	70	0	0
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	-607	-49	-139	-11
CVA RWA期末残高	6,451	516	9,416	753

CVA RWAの変動は、幾つかの区分に細分化される。リスク水準の変動には、ポートフォリオの規模および構成の変化が含まれる。市場データの変動および再調整には、市場データの水準の変動、ボラティリティの変動、再調整が含まれる。「モデル更新」は、CVA RWAに用いられるIMM信用エクスポージャーモデルまたはバリュアットリスクモデルのいずれかの変更である。「手法および方針」は、規制の改訂に関連する。重要な事業取得または処分は、該当する名称の区分に表示される。

2017年12月31日現在、CVAに係るRWAは65億ユーロであった。これは、2016年12月31日現在の94億ユーロの対比で、29億ユーロ（31%）の減少であった。全体的な減少は、「手法および方針」の変動によって一部相殺されたものの、主に、ポートフォリオのリスク圧縮活動および為替の影響によるものである。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日						RWA	所要
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	合計	自己資本	
マーケット・リスクRWA期首残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701	
リスク水準の変動	-1,658	-3,375	2,598	-217	922	-1,729	-138	
市場データの変動および再調整	81	0	0	0	581	661	53	
モデル更新/変更	0	0	-1,390	0	-38	-1,428	-114	
手法および方針	0	0	0	0	0	0	0	
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0	
外国為替変動	0	0	0	0	-301	-301	-24	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
マーケット・リスクRWA期末残高	4,380	10,896	9,871	56	5,763	30,966	2,477	

単位：百万ユーロ	2016年12月31日						RWA	所要
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	合計	自己資本	
マーケット・リスクRWA期首残高	6,931	17,146	11,608	2,378	11,491	49,553	3,964	
リスク水準の変動	-655	-1,547	-2,716	-3,553	-8,852	-17,323	-1,386	
市場データの変動および再調整	403	0	0	0	2,018	2,421	194	
モデル更新/変更	-57	237	-230	0	0	-50	-4	
手法および方針	-665	-1,565	0	1,475	0	-754	-60	
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0	
外国為替変動	0	0	0	-27	-58	-84	-7	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
マーケット・リスクRWA期末残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701	

マーケット・リスクの分析は、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスク資本賦課、包括的リスク計測に係る当行の内部モデルにおける変動、およびマーケット・リスク標準的アプローチの結果を対象としている。これらは、上表の「その他」の区分に含まれる。マーケット・リスク標準的アプローチは、トレーディング証券化商品、nthトゥ・デフォルト・デリバティブ、長期のエクスポージャー、関連する集団投資事業およびポストバンクに係るマーケット・リスクRWAを対象としている。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改訂によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2017年12月31日現在、マーケット・リスクに係るRWAは310億ユーロであり、2016年12月31日以降、28億ユーロ（8.3%）の減少であった。当該減少は、「リスク水準の変動」の区分における追加的リスク資本賦課および「リスク水準の変動」と「市場データの変動」の区分における証券化ポジションに係るマーケット・リスク標準的アプローチの増加によって部分的に相殺されたものの、主に、「リスク水準の変動」の区分におけるバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクによるものである。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日		2016年12月31日	
	オペレーシ ナル・リスク RWA	所要自己資本	オペレーシ ナル・リスク RWA	所要自己資本
	オペレーショナル・リスクRWA期首残高	92,675	7,414	89,923
損失プロファイルの変動（内部および外部）	-2,815	-225	7,048	564
期待損失の変動	1,104	88	-1,798	-144
フォワードルッキングなリスク構成要素	-3,265	-261	-1,140	-91
モデル更新	3,912	313	-358	-29
手法および方針	0	0	-1,000	-80
取得および処分	0	0	0	0
オペレーショナル・リスクRWA期末残高	91,610	7,329	92,675	7,414

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「期待損失の変動」の区分は、部門別事業計画に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワードルッキングなリスク構成要素」の区分には、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、主要なリスク指標と自己評価スコアを通じて、定性的調整、従って、オペレーショナル・リスクの日常的管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

11億ユーロの全体的なRWAの減少は、主に、当行グループの資本モデルに織り込まれる内部および外部の損失プロファイルが減少したことによるものであった。フォワードルッキングなリスク構成要素による利益のさらなる増加は、自己評価の結果のスコアリング方法を強化するモデル変更による影響を上回った。当該モデル変更によって、既存の自己評価プロセスが当行グループの強化されたリスクおよび統制評価プロセスに置き換えられた。2017年度第4四半期に、当行は、当行のAMAモデルに使用している損失データを整合させるためのモデル変更を実施した。

[次へ](#)

経済的資本

内部適正自己資本

当行グループの内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的としている。当行グループは、内部適正自己資本を、以下の表に示すとおり、内部資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価している。ドイツ銀行のICAAPは、従来、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づいていたが、2017年11月に当該アプローチは、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的とした考え方に変更された。その結果、内部経済的資本需要の算出に使用される分位値は、99.98%から99.9%に変更され、それに伴い規制自己資本需要の比較可能性が向上し、内部資本供給の定義が修正された。修正された内部資本供給の定義から、グランド・ファーザー規定の対象となるTier 1資本性金融商品およびTier 2資本性金融商品が除外された。未払AT1クーポンおよび一時差異以外の将来の収益予測から発生するIFRSに基づく繰延税金資産は全額控除される。一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産は、リスク・ウェイトが適用され、内部資本需要におけるビジネス・リスクの経済的資本でカバーされる。過去に、繰延税金資産は内部資本供給から全額控除されていた。対応する資金調達が可能でない貸出金に分類変更された資産に関する公正価値修正は、内部資本供給から控除されなくなる。

資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資本供給		
株主持分	63,174	59,833
非支配持分 ¹	0	0
未払AT1クーポン	-213	N/M
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-29	N/M
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ²	-73	-440
追加評価調整 ³	-1,204	-1,398
無形資産	-8,839	-8,982
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産 ⁴	-3,341	N/M
IFRSに基づく繰延税金資産 ⁴	N/M	-8,666
期待ショートフォール	-502	-297
確定給付年金基金資産 ⁵	-1,125	-945
自己の普通株式等Tier 1資本性金融商品の保有	-131	-45
住宅ローンおよび預金保護	-19	-231
その他の調整	-322	N/M
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 ⁶	N/M	-557
その他Tier 1資本性金融商品 ⁷	4,675	N/M
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	N/M	11,259
Tier 2資本性金融商品	N/M	8,003
資本供給	52,051	57,534
経済的資本需要合計		
信用リスク	10,769	13,105
マーケット・リスク	10,428	14,593
オペレーショナル・リスク	7,329	10,488
ビジネス・リスク	5,677	5,098
分散効果	-7,074	-7,846
資本需要	27,129	35,438
内部適正自己資本比率	192%	162%

1 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

2 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

3 「資本管理」の項で適用されているとおりである。

4 一時差異から発生する繰延税金資産の控除の取扱いは、ビジネス・リスクに関する経済的資本需要に含まれるように変更された。

5 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

6 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。

7 2016年12月31日現在、「ハイブリッドTier 1資本性金融商品」に含まれる。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2016年12月31日現在の162%と比較して、2017年12月31日現在192%であった。この比率の変動は、資本供給が、資本需要の減少よりも比例的に少なく減少したことに起因していた。資本需要の減少は、「リスク・プロファイ

ル」の項で説明した、分位値の変更などによるものであった。資本需要は54億ユーロ減少した。これは、主に、2017年11月に導入された新たな内部適正自己資本の考え方に基づく新たな資本供給の定義によるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、関連する金融機関が遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、2016年11月23日に欧州委員会が公表した法案では、3%の最低レバレッジ比率の導入が提案されている。当該法案では、レバレッジ比率が法案の発効から2年後に適用されることになっているが、引き続きEUの金融機関の間で政策的な討議が継続される。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャーの額の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャーの額から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランス・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,475	1,591
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	5	0
デリバティブ金融商品に関する調整	-172	-276
証券金融取引に関する調整(SFT)	41	20

オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換）	95	102
その他の調整	-50	-90
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額（完全適用）	1,395	1,348
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額（段階的導入）	1,396	1,350

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ

（別途記載のものを除く）

2017年12月31日現在 2016年12月31日現在

デリバティブ・エクスポージャー合計	166	177
証券金融取引エクスポージャー合計	158	135
オフバランス・エクスポージャー合計	95	102
その他の資産	990	948
Tier 1資本の算定上控除された資産額 ¹	-14	-15
Tier 1資本（完全適用）	52.9	46.8
レバレッジ比率エクスポージャーの総額（完全適用）	1,395	1,348
レバレッジ比率（完全適用、%）	3.8	3.5

Tier 1資本（段階的導入）	57.6	55.5
レバレッジ比率エクスポージャーの総額（段階的導入）	1,396	1,350
レバレッジ比率（段階的導入、%）	4.1	4.1

¹ 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、それぞれ-130億ユーロおよび-130億ユーロである。

2017年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2017年12月31日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は3.8%であった（2016年12月31日現在では3.5%）。これは、2017年12月31日現在のTier 1資本529億ユーロ（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）の、適用される額を用いたエクスポージャー13,950億ユーロに対する比率である（2016年12月31日現在では、それぞれ468億ユーロおよび13,480億ユーロ）。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2017年12月31日現在、4.1%であり（2016年12月31日現在では4.1%）、経過規定により適用されるエクスポージャーの額は13,960億ユーロとすると（2016年12月31日現在では、それぞれ555億ユーロおよび13,500億ユーロ）、Tier 1資本は576億ユーロとして算定された。経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーよりも10億ユーロ高かった（2016年12月31日現在では20億ユーロ）。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低いからである。

最新のECBガイダンスに基づき、当行グループは、財務会計において計上される資産価値に基づき（すなわち、ドイツ銀行グループでは、IFRSベースの取引日基準を採用）、2017年度第2四半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの算定に未決済残高を含めている。取引日基準の適用によって、通常の方法による資産購入において、取引日と決済日の間のレバレッジ比率エクスポージャーが一時的に増加している。2017年12月31日時点で報告された増加の規模は、170億ユーロであった。なお、現在起草されている所要自己資本規制（以下「CRR」という。）の改訂案において、改訂が発効された場合、受渡同時決済により決済される通常の方法による売買の未決済支払残高と未決済受取残高を相殺することが可能になるため、当該増加はほぼゼロとなる。

2018年1月19日に公表されたEBAによる明確化を受けて、当行グループは、2017年度第4四半期以降、規制上のネットワーキング・セットの一部に影響を与える売却オプションの取扱いを変更した。当行グループが当該オプションによって発生する可能性があるネットワーキング・セットのエクスポージャーの増加限度に上限を適用しなくなった結果、潜在的な将来の調達原価に係るアドオンが150億ユーロ増加した。

2017年度において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、470億ユーロ増加し、13,950億ユーロとなった。これは、主にその他の資産が410億ユーロ増加したことによるものであるが、上記の未決済残高に加えて、当行グループの残高の変動も反映している。特に、貸出金の減少によって一部相殺されたものの、貸借対照表上の現金および中央銀行預け金、ならびにデリバティブ以外のトレーディング資産が増加している。さらに、SFTエクスポージャーは230億ユーロ増加したが、これはカウンターパーティ信用リスクのアドオンの増加、並びに貸借対照表上のSFT関連項目（償却原価および公正価値の両方に基づき、売却条件付買入有価証券、借入有価証券およびプライム・ブローカレッジ債権）の増加を反映している。デリバティブ・エクスポージャーは110億ユーロ減少した。これは、主に再構築コスト部分が減少したことによる。上記の売却オプションの潜在的な将来の調達原価の増加の大半は、ロンドン清算機関と取引を行った金利スワップについて過去の担保モデルから清算モデルへの変更およびその他の減少によって相殺された。加えて、取消不能貸出コミットメントに係る想定元本および偶発負債の減少に伴い、オフバランス・エクスポージャーが70億ユーロ減少した。

2017年度におけるレバレッジ比率エクスポージャーの増加は、米ドルに対するユーロの上昇に主に起因する820億ユーロの外国為替の変動によるマイナスの影響を含んでいる。

2017年12月31日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は22で、これに対し、2016年12月31日現在では25であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

信用リスク・エクスポージャー

カウンターパーティ信用エクスポージャーは、当行グループの伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行グループのポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行グループでは、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

最大信用リスク・エクスポージャー

『

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行グループの財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング・アグリーメントの影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行グループは、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

最大信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ ¹	2017年12月31日現在				
	最大信用リスク・エクスポージャー ²	ネットイン グ	担保	保証および クレジット ・デリバ ティブ ³	信用補完 合計
現金および中央銀行預け金	225,655	-	0	-	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	9,265	-	0	7	7
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有 価証券	9,971	-	9,914	-	9,914
借入有価証券	16,732	-	15,755	-	15,755
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	550,313	286,149	136,650	265	423,065
トレーディング資産	98,730	-	2,635	146	2,781
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	285,421	52,797	119	338,338
純損益を通じて公正価値で測定するものとして 指定された金融資産	90,551	728	81,218	0	81,946
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	57,843	728	56,566	0	57,294
借入有価証券	20,254	-	20,034	0	20,034
売却可能金融資産 ⁴	47,766	-	559	0	559
貸出金 ⁵	405,621	-	211,578	20,063	231,641
満期保有有価証券	3,170	-	-	-	-
信用リスクにさらされるその他の資産	66,900	29,854	1,514	56	31,424
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	48,212	-	4,024	6,579	10,604
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用 関連コミットメント ⁶	158,253	-	7,544	1,759	9,303
最大信用リスク・エクスポージャー	1,541,858	316,003	387,538	28,730	732,271

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（828,804百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	最大信用リスク・エクスポージャー ²	ネットイン グ	担保	信用補完	
				保証および クレジット ・デリバ ティブ ³	信用補完 合計
現金および中央銀行預け金	181,364	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,606	0	0	25	25
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	16,287	0	15,944	0	15,944
借入有価証券	20,081	0	19,193	0	19,193
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ⁴	667,411	389,475	139,274	1,241	529,990
トレーディング資産	95,410	0	3,601	1,007	4,607
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	386,727	64,438	164	451,329
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	86,850	2,748	71,235	70	74,054
このうち：					
売戻条件付買入有価証券	47,404	2,748	44,591	0	47,339
借入有価証券	21,136	0	20,918	0	20,918
売却可能金融資産 ⁴	54,275	0	560	28	589
貸出金 ⁵	413,455	0	210,776	30,189	240,965
満期保有有価証券	3,206	0	0	0	0
信用リスクにさらされるその他の資産	76,036	39,567	1,061	80	40,708
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁶	52,341	0	5,094	8,661	13,756
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁶	166,063	0	8,251	7,454	15,705
最大信用リスク・エクスポージャー	1,662,125	429,042	400,153	47,679	876,874

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（744,159百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。』

2017年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な減少は、期中におけるデリバティブ金融商品のプラスの時価の1,241億ユーロの減少、信用リスクにさらされるその他の資産の91億ユーロの減少、貸出金の78億ユーロの減少および売却可能金融資産の65億ユーロの減少の影響によるものであり、現金および中央銀行預け金の443億ユーロの増加により一部相殺された。

『

2017年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、82%超が投資適格（2016年12月31日現在81%超）のトレーディング可能債券873億ユーロ（2016年12月31日現在813億ユーロ）が含まれていた。上記の売却可能金融資産の区分は、主に98%超が投資適格（2016年12月31日現在98%超）の負債証券を反映していた。

信用補完は、3つの区分（ネットイン、担保および保証／クレジット・デリバティブ）に分けられる。市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないように、ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断が採用されている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主にヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行グループは、均質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ（主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。）の担保プールを有している。』

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

『

当行グループは、信用の質を内部格付から導き出し、当行グループのエクスポージャーを以下に示す各クラスにグループ化している。当行グループの内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

単位：百万ユーロ ¹	2017年12月31日現在						
	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
現金および中央銀行預け金	219,690	3,717	1,453	597	80	118	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）	3,921	2,743	1,450	808	23	320	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付 買入有価証券	2,666	2,851	716	3,018	630	89	9,971
借入有価証券	13,326	2,379	495	499	10	22	16,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	251,554	193,193	50,326	41,347	10,004	3,888	550,313
トレーディング資産	49,305	12,186	11,833	16,496	6,684	2,226	98,730
デリバティブ金融商品のプラスの時価	151,693	167,014	25,442	13,333	2,472	1,078	361,032
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	50,557	13,993	13,051	11,518	848	585	90,551
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	25,389	11,498	9,662	10,367	324	603	57,843
借入有価証券	18,309	1,277	644	24	0	0	20,254
売却可能金融資産 ²	36,235	6,658	2,592	399	57	130	46,071
貸出金 ³	40,765	54,383	126,071	117,807	43,872	12,236	395,132
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	20	0	36	283	141	108	588
満期保有有価証券	3,170	0	0	0	0	0	3,170
信用リスクにさらされるその他の資産	16,705	25,909	8,128	14,704	754	700	66,900
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁴	5,108	13,899	16,165	7,882	3,434	1,723	48,212
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁴	18,643	44,388	51,021	25,652	15,286	3,264	158,253
合計	611,783	350,120	258,417	212,713	74,152	22,489	1,529,674

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

3 貸出金総額から繰延費用/前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

4 数値は名目金額で反映されている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ ¹	iAAA-iAA	iA	iBBB	iBB	iB	iCCC以下	合計
現金および中央銀行預け金	174,978	4,241	1,778	238	81	47	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	5,546	3,452	1,612	689	112	195	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	3,542	7,734	1,028	2,624	1,338	22	16,287
借入有価証券	16,036	2,882	802	343	18	0	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²	277,645	258,627	61,162	52,904	11,183	5,889	667,411
トレーディング資産	46,398	10,956	12,024	17,729	5,833	2,471	95,410
デリバティブ金融商品のプラスの時価	188,037	234,491	38,113	19,138	3,297	2,073	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	43,211	13,180	11,024	16,037	2,053	1,344	86,850
このうち：							
売戻条件付買入有価証券	13,622	10,684	7,401	13,667	1,165	866	47,404
借入有価証券	18,697	1,498	937	4	0	0	21,136
売却可能金融資産 ²	42,808	6,616	2,106	577	72	254	52,433
貸出金 ³	44,116	52,421	127,682	121,213	42,941	14,273	402,645
このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金	54	28	341	26	68	87	604
満期保有有価証券	3,206	0	0	0	0	0	3,206
信用リスクにさらされるその他の資産	26,594	25,791	9,656	13,091	630	273	76,036
金融保証およびその他の信用関連偶発負債 ⁴	5,699	13,712	16,753	9,663	4,477	2,038	52,341
取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント ⁴	21,479	45,635	47,480	29,274	18,173	4,022	166,063
合計	621,650	421,112	270,058	230,615	79,025	27,013	1,649,473

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

3 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

4 数値は名目金額で反映されている。』

2017年12月31日現在の信用エクスポージャー合計の全般的な減少（1,198億ユーロ）は主に、投資適格格付区分（主に「iA」区分）のデリバティブ金融商品のプラスの時価の減少によるものである。

主要な信用エクスポージャーの区分

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットリングおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットリングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行グループが売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。

- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションならびに持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	137,954	141,892	45,342	30,993	10,875	83,067	2,667	99,335	552,125
プライベ ート・アンド・ コマーシャ ル・バンク	267,554	16,201	2,802	422	1	0	14,421	835	302,235
ドイチェ・ア セット・マネ ジメント	87	53	16	0	0	67	39	0	262
非中核事業部 門	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連結および調 整	26	107	52	15	0	4,130	31,124	4,630	40,084
合計	405,621	158,253	48,212	31,430	10,876	87,264	48,251	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在62億ユーロの減損債権を含む。

2 2017年12月31日現在101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2016年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	145,187	148,599	48,778	43,230	12,996	72,342	3,568	98,135	572,835
プライベ ート・アンド・ コマーシャ ル・バンク	264,385	16,976	2,985	737	0	1	17,360	4,290	306,734
ドイチェ・ア セット・マネ ジメント	343	55	21	27	6	2,569	26	0	3,047
非中核事業部 門	3,133	131	434	175	191	257	0	34	4,355
連結および調 整	407	302	123	24	0	6,124	33,768	2,450	43,197
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。

2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2017年度のセグメント再編の一環として、グローバル・マーケットとコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングが統合され、新たな事業セグメントであるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクとなった。同様に、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントとポストバンクが統合され、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクとなった。2017年度の各部門の残高および2016年度の比較表示目的の残高は、新たなセグメント区分に従って配賦されている。非中核事業部門の活動は、2016年12月31日現在の信用エクスポージャー合計44億ユーロを含め、2017年度の初めにプライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびコーポレート・アンド・インベストメント・バンクに移された。

当行グループの主要な信用エクスポージャーは355億ユーロ減少した。

- 部門別の内訳は、すべての部門でエクスポージャーの減少が見られた。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、207億ユーロ減少し、減少額全体の大部分を占めた。
- 商品別の内訳は、OTCデリバティブ、貸出金、取消不能貸出コミットメントおよび負債証券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られたが、トレーディング可能債券については増加が見られた。

産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
金融仲介	52,087	31,839	9,407	17,991	1,635	16,982	15,590	100,006	245,536
ファンド運用 管理	18,668	6,213	173	1,232	306	737	53	44	27,426
製造	27,569	38,450	14,893	1,347	628	1,991	294	-	85,172
卸売および小 売	19,246	10,684	5,623	413	388	501	50	-	36,905
個人	186,687	9,975	671	398	74	-	-	-	197,805
商業用不動産	29,180	4,343	508	1,185	2,080	1,468	1	41	38,806
公共部門	13,510	844	138	3,510	611	54,989	30,301	4,694	108,597
その他	58,674	55,904	16,799	5,353	5,154	10,596	1,963	16	154,459
合計	405,621	158,253	48,212	31,430	10,876	87,264	48,251	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在62億ユーロの減損債権を含む。

2 2017年12月31日現在101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるとを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2016年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レボおよ びレボ形 式の取引 ⁵	合計
金融仲介	49,630	31,296	10,189	22,554	3,115	19,580	16,452	104,095	256,911
ファンド運用 管理	26,062	6,843	53	1,441	115	1,322	183	59	36,077
製造	29,932	41,801	15,067	2,850	1,658	2,368	302	2	93,980
卸売および小 売	16,733	10,473	5,607	518	443	556	30	0	34,360
個人	187,862	9,936	1,267	652	105	2	0	0	199,825
商業用不動産	27,324	4,372	512	1,780	2,015	861	78	67	37,008
公共部門	15,707	1,795	189	6,457	629	47,265	35,515	480	108,037
その他	60,206	59,548	19,456	7,941	5,114	9,339	2,162	205	163,972
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。

2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるとのものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

上記の表は、当行グループの産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。NACE (Nomenclature des Activités Économiques dans la Communauté Européenne) は、ヨーロッパの産業標準分類システムである。

産業分類別で見ると、当行グループの信用エクスポージャーの昨年比の減少は、OTCデリバティブ、貸出金および取消不能貸出コミットメントの減少に起因する、金融仲介の減少（114億ユーロ）、その他の部門の減少（95億ユーロ）、製造部門の減少（88億ユーロ）およびファンド運用管理の減少（87億ユーロ）によるものである。

金融仲介、製造ならびに公共部門の各産業部門に対する貸出金エクスポージャーは、その大部分が、投資適格の貸出金から成る。当該ポートフォリオは、当行グループの「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/または取締役会のレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説したさらなるリスク軽減の対象にもなっている。

2017年12月31日現在1,867億ユーロ（2016年12月31日現在1,879億ユーロ）の当行グループの個人の貸出金エクスポージャーは、当行グループのプライベート・アンド・コマーシャル・バンクのポートフォリオに主に関連している。当該ポートフォリオのうち1,502億ユーロ（80%）はモーゲージから成り、このうち1,214億ユーロがドイツで保有されている。残りのエクスポージャー（365億ユーロ、20%）は主に、消費者および中小企業向け融資に関連している。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有不動産に関する融資であり、ヨーロッパ（主にドイツだが、スペイン、イタリアおよびポーランドにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。そのエクスポージャーは通常、不動産価格を超えることはない。消費者金融は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。多様な貸出要件（最大貸出金額および最長期限を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は個人の正味所得を考慮する。）。金利は、特にドイツでは、一定期間にわたり概ね固定されている。第二順位抵当貸出金は、積極的に推進していない。

モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者金融貸出金よりも大口であり、より長期のタイム・ホライズンで供与される。消費者金融貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。無担保であることに鑑み、これらは、モーゲージに比べて金額的にもより小口であり、より短期で供与される。当行グループの引受基準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）、ならびに低い融資（LTV）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者金融は中リスクとして分類されている。

主に米国および欧州における当行グループの商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保されている。与信引受要件の政策ガイドラインにより、通常75%未満のLTV比率を維持することが規定されている。さらに、基礎となる担保の重要性に鑑み、評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金につい

て、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している（ただし、当行グループはメザニン・ローンの引受は行っている）。分配のために組成された貸出金は、パイプライン限度枠に基づき、慎重に監視される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行グループは、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオは償却原価で保有され、これもまた上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行グループはまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行グループは、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、マクロ経済の状況および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

「その他」の区分の貸出金は、2017年12月31日現在のエクスポージャーが587億ユーロ（2016年12月31日現在602億ユーロ）であり、多数の少額の産業部門に関連し、単独で貸出金合計の7%を超える産業部門はない。

2017年12月31日現在、当行グループの相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行グループの信用エクスポージャー総額のうち8%（2016年12月31日現在7%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

以下の重点産業に関する記述は、各産業に関する信用リスク管理の見解に従っており、NACEコードに基づく割当とは異なる場合がある。

重点産業である「船舶およびその他の海運」に対する当行グループの信用エクスポージャーは約48億ユーロであり、このうち37億ユーロは船舶金融に関連している。差額はその他の海事（港湾施設、ヤード等）から成る。2017年度に船舶金融に関連するエクスポージャーが10億ユーロ以上減少したことは、当行がこの高リスク産業へのエクスポージャーを低減するために適用したルール、および米ドルが対ユーロで下落した影響を示している。何年もの間、船舶業界は過剰供給市場により低収益が続く状況に苦しんできた。需要はマクロ経済環境に左右され、地政学的な緊張や原油価格の動きの影響を受ける。コンテナおよびドライバルク輸送部門は2016年に最も深刻な影響を受けたが、2017年には大規模な解撤活動と中規模の新規建設活動により、貨物運賃が若干改善した。タンカー部門は、2017年および2018年に非常に大量の引き渡しが予定されている状況に直面した結果、2017年の初めには貨物運賃が2016年の水準から著しく下落した。全体的な貨物運賃は現在、さらに低い水準で安定している。世界の市場で続いている新規建設活動は、中国を例にとってもその規模は不明であり、さらなる市場発展の脅威となっている。用船料、そしてその結果として資産価値が大幅に改善することは、短期的には期待できない。当該ポートフォリオの大部分は、ここ数年の長引く厳しい市場環境を反映して、非投資適格区分である。非減損債権に関する集積的評価引当金の解除前の信用リスク引当金繰入額純額198百万ユーロが、2017年度の船舶業ポートフォリオに計上された。

「石油およびガス」と「金属、鋳業、鉄鋼」の両産業は、2017年度にコモディティ価格の回復による恩恵を受けた。2017年12月31日現在、「石油およびガス」産業に対する当行グループの貸出金エクスポージャーは約70億ユーロであり、「金属、鋳業、鉄鋼」産業に対する当行グループの貸出金エクスポージャーは約40億ユーロであった。全体として、信用リスク引当金繰入額は、両産業とも2016年度を下回った。

F

地域別の主要な信用エクスポージャー区分

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
ヨーロッパ	299,937	65,739	27,574	18,353	3,149	33,120	35,304	26,648	509,825
このうち：									
ドイツ	199,867	27,483	10,739	1,661	146	4,912	12,414	3,421	260,644
英国	6,895	5,748	1,514	5,849	190	9,668	864	10,123	40,851
フランス	2,651	8,265	1,266	1,231	242	3,096	3,597	3,442	23,788
ルクセンブルグ	15,983	2,858	484	1,102	247	1,017	6,142	711	28,544
イタリア	21,836	1,642	3,657	1,750	497	4,167	642	820	35,012
オランダ	8,304	6,498	1,627	2,292	493	2,022	2,793	82	24,112
スペイン	13,250	1,866	3,046	704	227	2,188	946	987	23,213
アイルランド	4,415	1,843	481	972	272	1,022	655	2,673	12,333
スイス	6,922	2,324	2,488	313	65	644	163	416	13,336
ポーランド	7,871	807	234	26	36	296	1,820	0	11,089
ベルギー	1,177	1,280	405	352	12	601	1,574	0	5,401
その他の ヨーロッパ	10,765	5,124	1,633	2,099	723	3,486	3,696	3,975	31,500
北アメリカ	64,086	85,358	10,031	10,015	5,129	31,636	10,986	56,776	274,017
このうち：									
米国	53,795	80,776	9,489	8,036	4,750	29,972	10,623	44,659	242,101
ケイマン諸島	2,312	1,951	52	700	103	1,041	17	9,162	15,336
カナダ	838	1,564	110	1,092	87	272	346	1,688	5,996
その他の 北アメリカ	7,141	1,068	380	187	190	351	0	1,267	10,584
アジア/太平洋	34,469	4,447	8,967	2,254	1,735	20,319	1,025	19,909	93,126
このうち：									
日本	1,093	276	349	366	66	4,760	15	10,354	17,278
オーストラリア	1,477	1,076	128	277	310	3,716	588	1,453	9,026
インド	7,034	717	1,645	219	86	3,973	0	1,517	15,191
中国	4,393	378	1,195	263	2	836	0	3,130	10,198
シンガポール	4,946	419	794	177	75	927	0	220	7,559
香港	4,224	385	598	144	551	399	2	45	6,348
その他のアジ ア/太平洋	11,300	1,197	4,259	808	644	5,707	419	3,190	27,526
その他の地域	7,130	2,708	1,639	808	862	2,190	936	1,466	17,739
合計	405,621	158,253	48,212	31,430	10,876	87,264	48,251	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在62億ユーロの減損債権を含む。

2 2017年12月31日現在101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2016年12月31日現在⁶

単位：百万ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能債権	トレー ディング 可能債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
ヨーロッパ	303,329	65,926	28,747	25,944	4,157	23,924	41,438	24,418	517,881
このうち：									
ドイツ	197,368	27,954	11,511	2,636	236	3,070	12,970	5,571	261,316
英国	7,942	7,331	1,422	7,925	519	4,224	1,929	9,327	40,620
フランス	2,703	5,854	1,373	1,436	216	2,255	4,866	1,830	20,534
ルクセンブルグ	19,312	2,998	575	1,521	330	1,228	7,179	372	33,515
イタリア	21,374	1,462	3,607	3,183	444	2,195	279	1,808	34,351
オランダ	8,934	6,370	1,749	3,270	224	2,164	4,143	474	27,328
スペイン	13,196	1,785	3,045	671	361	1,451	756	674	21,939
アイルランド	5,113	1,742	465	1,525	305	1,251	746	1,216	12,364
スイス	7,350	2,285	2,044	243	162	1,134	186	230	13,635
ポーランド	7,402	702	208	65	6	281	1,542	0	10,205
ベルギー	1,581	1,423	399	481	5	424	2,520	80	6,914
その他の ヨーロッパ	11,055	6,018	2,349	2,988	1,347	4,248	4,322	2,836	35,162
北アメリカ	69,921	92,699	12,013	12,162	6,471	36,332	11,444	61,771	302,814
このうち：									
米国	56,567	87,503	11,336	9,307	6,181	30,961	10,843	47,528	260,225
ケイマン諸島	2,993	1,045	86	725	37	1,215	24	11,679	17,804
カナダ	2,247	2,288	163	1,723	112	628	249	95	7,505
その他の 北アメリカ	8,115	1,863	428	406	142	3,528	328	2,470	17,279
アジア/太平洋	31,644	5,782	9,958	4,753	1,606	18,525	1,425	17,515	91,208
このうち：									
日本	888	299	350	941	95	3,932	17	9,002	15,522
オーストラリア	1,259	1,142	166	445	143	3,357	949	1,157	8,619
インド	7,589	371	1,735	537	8	3,148	0	1,578	14,966
中国	2,953	722	1,113	446	11	687	0	1,945	7,877
シンガポール	3,885	434	807	142	419	1,528	1	280	7,497
香港	2,405	944	566	407	174	343	0	64	4,903
その他のアジ ア/太平洋	12,664	1,869	5,221	1,834	757	5,531	458	3,490	31,824
その他の地域	8,561	1,655	1,624	1,334	960	2,513	414	1,204	18,266
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。

2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかっているものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

6 比較数値は、報告地域の変更を反映して修正再表示されている。』

上記の表は、当行グループの地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。「所在国の観点」に関する詳細については、本レポートの「一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー」の項も参照のこと。

F

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、ヨーロッパおよび北アメリカにあった。産業分類の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、ト

レーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。』

当行グループの貸出金勘定は、2016年12月31日現在では4,135億ユーロであったのに対し、2017年12月31日現在では4,056億ユーロに減少した。これは主に、ルクセンブルグおよび米国におけるエクスポージャーの水準の低下によるものである。ファンド運用管理、個人および製造の貸出金勘定は最大の減少となった。西ヨーロッパおよび米国の貸出金の減少は主に、業務部門全体において貸出残高が減少したこと、およびユーロが対米ドルで上昇したことに起因している。トレーディング可能債券は、顧客活動の増加およびEUレートに基づく業務における債券ポジションの増加により、主にヨーロッパ地域において60億ユーロ増加した。負債証券は、主に売却可能債券の売却により、主に英国およびオランダにおいて65億ユーロ減少した。

一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。

当行グループの「所在国の観点」において、当行グループは、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行グループは、グループ親会社は他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行グループの総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行グループの正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在する正味クレジット・デリバティブ、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマージニング（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。一定の場合には、当行グループの相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却／購入プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行グループのコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計	
	2017年 12月31 日現在	2016年 12月31 日現在 ¹	2017年 12月31 日現在	2016年 12月31 日現在								
単位：百万ユーロ												
ギリシャ												
総額	55	89	734	743	526	986	5	6	-	0	1,320	1,824
未利用	-	0	30	31	5	21	-	0	-	0	36	52
正味	38	83	270	258	8	15	1	1	-	0	317	357
アイルランド												
総額	865	826	927	908	7,556	9,280	31	31	2,275 ²	3,263 ²	11,654	14,308
未利用	-	0	4	42	2,005	2,000	-	1	316 ²	172 ²	2,326	2,214
正味	717	569	477	352	4,420	5,374	6	5	2,275 ²	3,459 ²	7,895	9,759
イタリア												
総額	2,875	2,735	3,338	3,051	12,050	10,591	16,489	17,122	147	358	34,898	33,857
未利用	13	32	28	74	5,162	4,730	96	208	-	26	5,300	5,069
正味	1,015	438	672	920	8,202	7,514	7,633	7,288	146	344	17,669	16,504
ポルトガル												
総額	-227	61	185	127	1,329	1,424	1,757	1,674	80	65	3,123	3,352
未利用	-	0	75	12	374	232	24	12	-	0	474	256
正味	-223	79	115	73	893	1,205	134	143	80	65	998	1,564
スペイン												
総額	1,672	1,325	1,301	1,947	9,106	8,340	9,570	9,770	128	112	21,777	21,493
未利用	-	0	225	261	4,583	4,310	259	283	-	3	5,068	4,858
正味	1,554	1,195	552	971	7,113	6,643	2,117	1,935	128	265	11,464	11,009
総額合計	5,240	5,037	6,485	6,776	30,566	30,621	27,851	28,603	2,629	3,797	72,771	74,835
未利用合計	14	33	364	419	12,130	11,292	380	504	316	202	13,203	12,449
正味合計 ³	3,102	2,364	2,086	2,574	20,637	20,751	9,891	9,371	2,629	4,133	38,344	39,194

1 2017年12月31日現在の正味のエクスポージャー全体の約71%が翌5年以内に期日到来する。

2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。

3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2017年12月31日現在で64.6百万ユーロ、2016年12月31日現在で281百万ユーロ）は含まれていない。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、アイルランドおよびポルトガルにおけるエクスポージャーの減少（イタリアおよびスペインにおける増加により一部相殺された。）により、2017年度において850百万ユーロ減少した。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行グループのソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在				2016年12月31日現在			
	直接的ソ ブリン・ エクス ポー ジャー ¹	CDSが参照 するソブ リン債務 の正味名 目金額	正味ソブ リン・エ クスポー ジャー	メモ項目： CDSが参照す るソブリン 債務の正味 公正価値 ²	直接的ソ ブリン・ エクス ポー ジャー ¹	CDSが参照 するソブ リン債務 の正味名 目金額	正味ソブ リン・エ クスポー ジャー	メモ項目： CDSが参照す るソブリン 債務の正味 公正価値 ²
ギリシャ	55	-17	38	0	89	-6	83	2
アイルランド	709	9	717	0	569	0	569	74
イタリア	2,834	-1,818	1,016	49	2,662	-2,223	438	398
ポルトガル	-227	3	-223	0	61	17	79	-8
スペイン	1,669	-115	1,554	35	1,322	-127	1,195	279
合計	5,040	-1,938	3,102	84	4,703	-2,339	2,364	744

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類されたソブリン債務を含む。直接的ソブリン・エクスポージャーは、受入保証および担保を控除後の金額で表示されている。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。』

正味ソブリンリスク・エクスポージャーの2016年度末からの増加738百万ユーロは、イタリアおよびスペインにおける負債証券の増加を主に反映している。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額を含んでおり、これらは、2017年12月31日現在で、イタリアが225百万ユーロ、スペインが427百万ユーロ、2016年12月31日現在では、イタリアが261百万ユーロ、スペインが401百万ユーロであった。

信用エクスポージャーの分類

当行グループはまた、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行グループの消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行グループの個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行グループの法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行グループの法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区分別に示している。当行グループの内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 総額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2017年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金	取消不能貸出 コミットメン ト ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	負債証券 ⁴	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	38,743	18,643	5,108	13,025	39,405	114,924
iA	0.04- 0.11 %	39,428	44,388	13,899	8,416	6,277	112,407
iBBB	0.11-0.5 %	56,245	51,021	16,165	5,204	2,174	130,809
iBB	0.5-2.27 %	41,888	25,652	7,882	3,390	371	79,183
iB	2.27- 10.22 %	23,556	15,286	3,434	1,174	5	43,456
iCCC以下	10.22- 100 %	13,688	3,264	1,723	220	19	18,913
合計		213,547	158,253	48,212	31,430	48,251	499,693

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2017年12月31日現在、101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2016年12月31日現在

格付区分	デフォルト 確率 ¹	貸出金	取消不能貸出 コミットメン ト ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	負債証券 ⁴	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	43,149	21,479	5,699	16,408	46,014	132,749
iA	0.04- 0.11 %	39,734	45,635	13,712	12,566	6,616	118,264
iBBB	0.11-0.5 %	57,287	47,480	16,753	8,300	1,696	131,515
iBB	0.5-2.27 %	46,496	29,274	9,663	5,333	366	91,132
iB	2.27- 10.22 %	22,920	18,173	4,477	1,053	9	46,631
iCCC以下	10.22- 100 %	15,069	4,022	2,038	533	21	21,683
合計		224,655	166,063	52,341	44,193	54,722	541,974

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2016年12月31日現在、103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

上記の表は、2017年度における当行グループの法人信用エクスポージャーが、全体として423億ユーロ、率にして7.8%減少したことを示している。貸出金の減少111億ユーロは、主にルクセンブルグおよび米国において計上している。この減少は主に、業務部門全体において貸出残高が減少したこと、およびユーロが対米ドルで上昇したことに起因している。負債証券の65億ユーロの減少は、ほぼ全額が最上位の格付区分に関連しており、主に、売却可能負債証券の売却に起因している。取消不能貸出コミットメントの減少78億ユーロは、主に北アメリカおよびアジア/太平洋において計上している。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、2017年12月31日現在において、投資適格格付のエクスポージャーが72% (2016年12月31日現在では71%) を占めていた。

当行グループは上述のリスク軽減技法を使用して、当行グループの法人信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。下記の表は、担保、保証およびヘッジを控除後の当行グループの法人信用エクスポージャーの推移に関する開示である。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 純額

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2017年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバ ティブ	負債証券	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	27,580	18,281	4,272	7,370	39,405	96,907
iA	0.04- 0.11 %	25,355	42,104	11,882	6,528	6,277	92,146
iBBB	0.11-0.5 %	32,131	49,095	13,461	4,490	2,174	101,351
iBB	0.5-2.27 %	18,845	24,056	5,267	2,506	371	51,046
iB	2.27- 10.22 %	8,306	14,130	2,097	1,106	5	25,645
iCCC以下	10.22- 100 %	4,157	2,540	629	216	15	7,557
合計		116,374	150,206	37,608	22,216	48,247	374,652

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

2016年12月31日現在¹

格付区分	デフォルト 確率 ²	貸出金	取消不能貸出 コミットメント	偶発負債	OTCデリバ ティブ	負債証券	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	32,305	19,653	4,351	10,480	46,014	112,802
iA	0.04- 0.11 %	24,970	41,435	11,393	10,032	6,616	94,448
iBBB	0.11-0.5 %	28,369	43,659	13,845	7,439	1,672	94,984
iBB	0.5-2.27 %	19,573	27,206	5,932	4,034	361	57,105
iB	2.27- 10.22 %	8,090	16,745	2,176	1,020	9	28,041
iCCC以下	10.22- 100 %	5,954	2,872	889	509	21	10,246
合計		119,261	151,571	38,586	33,514	54,694	397,626

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2017年12月31日現在、担保控除後の法人信用エクスポージャーは3,747億ユーロであり、総額の法人エクスポージャーと比較して25% (1,250億ユーロ) のリスク軽減を反映している。これには、当行グループの貸出金エクスポージャーが46%と大幅に減少 (低格付の投資適格未満の貸出金の60%の減少および高格付の投資適格評価の貸出金の37%の減少を含む。) したことが寄与している。最下位の格付区分のエクスポージャー総額に対するリスク軽減は60%であり、最上位の格付区分における16%と比較して軽減率が大幅に大きかった。

1,250億ユーロのリスク軽減は、保証およびヘッジ20%ならびにその他の担保80%に分けられる。

法人信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行グループの信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行グループの法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、2016年12月31日現在の433億ユーロから2017年12月31日現在の327億ユーロに減少した。投資適格格付のエクスポージャーに対する当行グループのリスク選好を引き上げることを2016年度に取締役会が承認したことを受け、2017年度におけるリスク削減活動の意味は弱まった。

CPSGは、2017年12月31日現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント320億ユーロの信用リスクを軽減した。2016年12月31日現在、このポジションの総額は422億ユーロであった。

また、CPSGは、基礎となる名目金額が7億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2016年12月31日現在、このポジションの総額は11億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

CPSGは、IAS第39号に基づく公正価値オプションの使用を選択し、当該オプションの基準が満たされる限り、貸出金およびコミットメントを公正価値で報告している。公正価値で報告されたCPSGの貸出金およびコミットメントの名目金額は、2016年12月31日現在の39億ユーロから期中に減少して2017年12月31日現在には28億ユーロとなった。

消費者信用エクスポージャー

当行グループの消費者信用エクスポージャーにおいて、当行グループは期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

消費者信用エクスポージャー、延滞消費者貸出金および純信用コスト

	エクスポージャー総額 ¹ (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞の債 権(エクスポージャー総 額に対する%) ¹		純信用コスト (エクスポージャー総額 に対する%) ²	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	153,728	150,639	0.73	0.75	0.12	0.13
消費者および中小企業向け融資	21,224	20,316	2.96	2.45	1.07	0.99
モーゲージ貸付	132,505	130,323	0.37	0.48	-0.03	0.00
消費者信用エクスポージャー - ドイツ 国外	38,345	38,162	3.77	4.22	0.39	0.68
消費者および中小企業向け融資	15,298	13,663	6.54	8.44	0.78	0.98
モーゲージ貸付	23,047	24,499	1.93	1.87	0.12	0.51
消費者信用エクスポージャー総額	192,074	188,801	1.34	1.45	0.17	0.24

1 2017年12月31日現在で28億ユーロ、2016年12月31日現在で31億ユーロの減損債権を含む。

2 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

2017年12月31日現在の当行グループの消費者信用エクスポージャーの額は、当行グループのドイツにおける貸出金（31億ユーロ増加）およびインドにおける貸出金（239百万ユーロ増加）に起因して、2016年度末から33億ユーロ、率にして1.7%増加した。当行グループのスペインにおける116百万ユーロの減少およびイタリアにおける111百万ユーロの減少は、不良債権の売却に一部起因していた。

当行グループの消費者信用エクスポージャーの期日後90日以上延滞比率は、2016年度末現在の1.45%から減少し、2017年12月31日現在では1.34%となった。当行グループの消費者信用エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率は、2016年度末の0.24%から、2017年12月31日現在では0.17%に下落した。この比率は、当行グループが事業を行っている国における改善された安定した環境とスペインおよびイタリアにおける不良債権の売却のプラスの影響によるものである。

融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
50%以下	68%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一

方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2017年12月31日現在、当行グループのエクスポージャーの68%はLTV比率が50%以下のモーゲージ貸出ポートフォリオに関連しており、前年度から増減がなかった。

デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次のマーギニングを規定している。当行グループは、可能な範囲で、CCPのサービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これによりCCPの決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド=フランク法は、OTCデリバティブの規制（特定のOTCデリバティブの強制的なクリアリング、為替トレーディングおよび取引報告を含む。）に関する広範なフレームワークと、スワップ・ディーラー、有価証券ベースのスワップのディーラー、主要なスワップ参加者および有価証券ベースのスワップの参加者の登録、資本、証拠金および業務遂行基準に関する規則を規定している。ドッド=フランク法および関連するCFTCの規則は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引（特定の金利スワップおよびインデックス・クレジット・デフォルト・スワップを含む。）に関する米国での強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、ならびにOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関するEU圏内での強制的なクリアリングは、2016年6月に開始し、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するEU圏内でのマーギニング要求は、2017年2月に開始された。ドイツ銀行は、クリアリングされていないデリバティブの要件に関してEMIRの証拠金の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、2017年2月からEU圏内において当初証拠金と変動証拠金の両方の交換を実施した。その他すべての対象企業は、2017年3月1日から変動証拠金に関する要件に従った。当初証拠金に関する要件は、段階的に導入するスケジュールとなっており、2020年9月までに完全に適用される予定である。

CFTCは2016年に、追加的な金利スワップについて2018年10月までに段階的導入を完了するスケジュールでのクリアリングを要求する最終規則を採用した。ドイツ銀行は、識別された豪ドル、カナダ・ドル、香港ドル、ノルウェー・クローネ、ポーランド・ズロチおよびスウェーデン・クローナ建ての金融商品に及び、2017年コンプライアンス・スケジュールの対象となっている関連する金利スワップについて、範囲が拡大されたCFTCのクリアリング要件を導入した。同じくドッド=フランク法に従い、CFTCは2016年12月に、特定のコモディティおよび経済的に同等のスワップ、先物ならびにオプションに関してポジション限界値を課す規制を行うよう再提案した。この提案はまだ最終決定されていない。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）は、有価証券ベースのスワップ・ディーラーや主要な有価証券ベースのスワップ参加者の登録、業務遂行基準、取引の確認および検証要件に関する規則も最終決定したが、これらの規則はSECが有価証券のスワップに関してさらなる規則の制定を完了するまで発効しない予定である。最後に、米国の自主規制機関（連邦準備制度理事会、FDIC、米国通貨監督庁、農業信用管理機構および米国連邦住宅金融局）は、クリアリングされていないスワップおよび有価証券ベースのスワップに関してマーギニング要求を設ける最終規則を採用し、CFTCは、クリアリングされていないスワップに関してマーギニング要求を設ける最終規則を採用した。最終的なマージン規定は段階的に導入される予定であり、特定の当初証拠金および変動証拠金に関する要件は2016年9月、追加証拠金に関するマーギニング要求は2017年3月1日に、対象となるすべてのカウンターパーティに対して発効する。ドイツ銀行は2016年9月より、米国の自主規制機関によるマーギニング要求の対象となる第1カテゴリーのカウンターパーティに対し、米国内のクリアリングされていないデリバティブに対する当初証拠金と変動証拠金の両方の交換を実施した。それよりも規模の小さいカウンターパーティに対する当初証拠金に関する追加要件は、2017年9月から2020年9月までの間に毎年段階的に発効する。関連する適用開始日は、当事者およびその関連会社の取引量に応じて異なる。

以下の表は、クリアリング・チャンネル別のOTCデリバティブ資産・負債の名目金額の内訳の他、デリバティブ取引の名目金額および時価総額を示している。

クリアリング・チャンネルおよびデリバティブの種類別のデリバティブの名目金額

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの時価	マイナスの時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年以内	5年超	合計			

金利関連：							
OTC	18,389,853	9,644,152	5,862,868	33,896,874	224,783	202,492	22,291
二者間（額）	2,231,176	2,624,101	1,989,543	6,844,820	200,520	177,989	22,532
CCP(額)	16,158,677	7,020,051	3,873,326	27,052,054	24,262	24,503	-241
取引所売買	4,100,955	1,379,528	155	5,480,638	250	275	-25
金利関連合計	22,490,809	11,023,680	5,863,023	39,377,512	225,033	202,767	22,266
通貨関連：							
OTC	4,265,081	1,036,897	470,541	5,772,518	82,392	75,535	6,858
二者間（額）	4,209,509	1,036,536	470,541	5,716,586	81,597	74,823	6,774
CCP(額)	55,572	361	0	55,932	795	712	83
取引所売買	48,252	0	0	48,252	19	18	1
通貨関連合計	4,313,333	1,036,897	470,541	5,820,771	82,411	75,553	6,859
エクイティ / 指数関連：							
OTC	301,662	156,272	19,248	477,182	18,201	23,010	-4,810
二者間（額）	301,662	156,272	19,248	477,182	18,201	23,010	-4,810
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	732,870	107,631	5,398	845,900	9,986	12,708	-2,722
エクイティ / 指数関連合計	1,034,533	263,903	24,647	1,323,082	28,187	35,718	-7,531
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	209,376	1,321,066	153,867	1,684,309	28,317	27,888	429
二者間（額）	91,919	204,583	49,442	345,944	5,363	4,779	584
CCP(額)	117,457	1,116,482	104,426	1,338,365	22,954	23,108	-154
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	209,376	1,321,066	153,867	1,684,309	28,317	27,888	429
コモディティ関連：							
OTC	3,431	995	2,015	6,441	35	1,485	-1,449
二者間（額）	3,431	995	2,015	6,441	35	1,485	-1,449
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	39,955	4,163	0	44,119	187	214	-27
コモディティ関連合計	43,386	5,158	2,015	50,560	222	1,699	-1,476
その他：							
OTC	3,744	765	0	4,509	9	371	-362
二者間（額）	3,744	765	0	4,509	9	371	-362
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	5,196	1	0	5,197	5	26	-20
その他合計	8,940	766	0	9,706	14	397	-382
OTC業務合計	23,173,146	12,160,146	6,508,540	41,841,833	353,737	330,780	22,957
二者間業務合計	6,841,441	4,023,253	2,530,789	13,395,482	305,726	282,457	23,269
CCP業務合計	16,331,705	8,136,894	3,977,751	28,446,351	48,012	48,324	-312
取引所売買業務合計	4,927,230	1,491,323	5,553	6,424,106	10,447	13,240	-2,793
総計	28,100,376	13,651,470	6,514,093	48,265,939	364,185	344,020	20,164
プラスの時価（ネットイング および受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	32,083	0	0

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	名目金額の 期限別分類				プラスの 時価	マイナスの 時価	正味時価
	1年以内	1年超 - 5年 以内	5年超	合計			
金利関連：							
OTC	13,214,990	8,828,544	6,102,510	28,146,044	309,405	284,954	24,451
二者間（額）	2,777,349	3,625,915	2,645,075	9,048,340	272,059	248,396	23,664
CCP(額)	10,437,641	5,202,629	3,457,434	19,097,704	37,346	36,558	787
取引所売買	5,013,591	1,387,444	1,174	6,402,209	326	394	-68
金利関連合計	18,228,581	10,215,988	6,103,684	34,548,253	309,731	285,348	24,382
通貨関連：							
OTC	3,994,113	1,053,558	537,044	5,584,715	129,731	126,480	3,251
二者間（額）	3,938,295	1,053,434	537,044	5,528,773	129,288	126,049	3,239
CCP(額)	55,818	124	0	55,942	443	431	12
取引所売買	29,431	398	35	29,864	6	54	-48
通貨関連合計	4,023,544	1,053,956	537,078	5,614,579	129,738	126,534	3,203
エクイティ / 指数関連：							
OTC	366,170	168,529	25,313	560,012	20,358	23,692	-3,334
二者間（額）	366,170	168,529	25,313	560,012	20,358	23,692	-3,334
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	472,888	74,045	9,006	555,939	6,172	8,575	-2,402
エクイティ / 指数関連合計	839,058	242,574	34,319	1,115,951	26,531	32,266	-5,736
クレジット・デリバティブ関連：							
OTC	297,563	1,076,954	142,572	1,517,089	21,297	22,399	-1,102
二者間（額）	157,950	298,313	58,852	515,115	7,426	8,238	-811
CCP(額)	139,613	778,640	83,720	1,001,974	13,870	14,161	-291
取引所売買	0	0	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ関連合計	297,563	1,076,954	142,572	1,517,089	21,297	22,399	-1,102
コモディティ関連：							
OTC	2,660	1,657	9,222	13,539	479	653	-175
二者間（額）	2,660	1,657	9,222	13,539	479	653	-175
CCP(額)	0	0	0	0	0	0	0
取引所売買	53,757	8,766	0	62,523	440	503	-63
コモディティ関連合計	56,417	10,423	9,222	76,062	918	1,156	-238
その他：							
OTC	13,994	6,856	98	20,948	443	719	-276
二者間（額）	13,963	6,856	98	20,917	433	698	-265
CCP(額)	31	0	0	31	10	21	-11
取引所売買	4,929	0	0	4,929	10	29	-18
その他合計	18,923	6,856	98	25,877	453	747	-295
OTC業務合計	17,889,490	11,136,098	6,816,759	35,842,347	481,712	458,897	22,816
二者間業務合計	7,256,387	5,154,704	3,275,604	15,686,696	430,043	407,725	22,318
CCP業務合計	10,633,102	5,981,394	3,541,155	20,155,651	51,669	51,172	497
取引所売買業務合計	5,574,597	1,470,653	10,214	7,055,464	6,954	9,555	-2,600
総計	23,464,086	12,606,751	6,826,973	42,897,811	488,667	468,451	20,215
プラスの時価（ネットイング および受入現金担保考慮後）	0	0	0	0	44,784	0	0

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行グループの持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行グループは、各ポジションを当行グループのマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
トレーディング株式	85,932	75,633
トレーディング以外の株式 ¹	2,496	2,979
株式エクスポージャー合計	88,427	78,613

¹ 2017年12月31日現在367百万ユーロおよび2016年12月31日現在288百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2017年12月31日現在、当行グループのトレーディング株式エクスポージャーは主に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務からの848億ユーロおよびドイチェ・アセット・マネジメント業務からの12億ユーロから構成されていた。トレーディング株式全体は、主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンク業務におけるエクスポージャーの増加に起因して、対前年度比で103億ユーロ増加した。

資産の質

この項では、当行グループの貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行グループの経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	208,457	185,979	394,436	219,106	182,760	401,865
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,167	2,778	3,945	882	2,445	3,327
再交渉されたが、減損していない貸出金	518	488	1,006	357	459	816
減損債権	3,406	2,828	6,234	4,310	3,137	7,447
合計	213,547	192,074	405,621	224,655	188,801	413,455

延滞貸出金

『

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および/または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および/または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
30日未満延滞の貸出金	2,747	2,116
30日以上60日未満延滞の貸出金	482	494
60日以上90日未満延滞の貸出金	250	268
90日以上延滞の貸出金	776	484
合計	4,255	3,363

』

産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
金融仲介	267	95
ファンド運用管理	40	28
製造	179	278
卸売および小売	233	172
個人	2,481	2,076
商業用不動産	363	190
公共部門	10	12
その他	682	512
合計	4,255	3,363

地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
ドイツ	1,810	1,299
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	1,758	1,531
東ヨーロッパ	158	155
北アメリカ	343	233
中央および南アメリカ	6	18
アジア／太平洋	161	113
アフリカ	19	14
その他	0	0
合計	4,255	3,363

当行グループの減損していない延滞貸出金は、主に数日間延滞していた貸出金に起因して892百万ユーロ増加し、2017年12月31日現在で43億ユーロとなった。ビジネス面では、主にPCBに起因していた。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
金融およびその他の担保	2,364	1,775
受取保証	148	148
合計	2,512	1,923

』

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保の2017年12月31日現在の総額は、減損していない延滞貸出金が前期と比較して増加したことに伴い増加している。

再交渉された貸出金および支払猶予貸出金

経済的または法的理由により、当行グループは、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限り契約上の債務を緩和する場合がある。当行グループの法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行グループは一定期間に限り支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行グループのリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

支払猶予貸出金の管理および報告において、当行グループはEBAによる支払猶予および不良債権の定義（規制(EU)第575/2013号第99条(4)に基づく、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告についての実施技術基準（ITS）に従っている。当行グループは、貸出金がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予貸出金の報告から除外している（すなわち、契約は履行中と見なされ、最低2年間の猶予期間が経過し

ており、猶予期間の少なくとも半分の期間にわたって総額として重要でない元本または利息を定期的に支払っており、猶予期間の終了時に債務者へのエクスポージャーのいずれも30日以上経過していない。)。

支払猶予貸出金

	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在			支払猶予貸出金合計	支払猶予貸出金合計
	履行	不履行	支払猶予貸出金合計	履行	不履行	支払猶予貸出金合計		
単位：百万ユーロ	減損していない	減損していない	減損している	減損していない	減損していない	減損している		
ドイツ	1,109	569	711	2,390	907	374	983	2,264
ドイツ以外	445	529	1,248	2,222	799	709	1,697	3,204
合計	1,554	1,099	1,959	4,612	1,706	1,083	2,679	5,468

2017年の支払猶予貸出金合計は857百万ユーロ減少した。これは主に、CIBおよびPCCインターナショナルに計上されている当行グループの船舶関連のポートフォリオにおける不良債権の売却を反映した、ドイツ国外の顧客に対する不履行の支払猶予貸出金に主に起因する。

支払猶予貸出金の変動

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
期首残高	5,468
期中に支払猶予貸出金に分類されたもの	1,015
期中に非支払猶予貸出金に振り替えられたもの（返済を含む。）	-1,518
貸倒償却	-234
為替レートおよびその他の変動	-119
期末残高	4,612

減損債権

『

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行グループは、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。』

減損損失および貸倒引当金

『

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行グループは減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行グループに移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行グループは、法人信用エクスポージャーの減損は個別に評価しているが、小口かつ標準的均質の性質を持つ貸出金の減損については集散的に評価している。

非減損債権に関する集散的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行グループの会計処理の詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレージ比率

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在 ³			2016年度から2017年度の増加（減少）	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバーレージ比率（％）	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバーレージ比率（％）	減損債権	減損債権カバーレージ比率（％）
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,517	1,565	62	3,007	1,893	63	-490	-1
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	3,717	2,355	63	3,646	2,217	61	71	3
ドイチェ・アセット・マネジメント	0	0	N/M	0	1	N/M ¹	0	N/M
非中核事業部門 ²	0	0	N/M	794	462	58	-794	N/M
このうち、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された資産	0	0	N/M	92	69	75	-92	N/M
連結および調整	1	1	N/M ¹	0	4	N/M ¹	0	N/M
合計	6,234	3,921	63	7,447	4,546	61	-1,213	2

N/M - 表記するに値しない。

- 「連結および調整」ならびに「ドイチェ・アセット・マネジメント」の引当金は全額、非減損債権に関する集会的評価引当金から成る。
- 2017年以降、非中核事業部門（NCOU）は独立した部門ではなくなった。2016年12月31日現在のその他の減損資産とこれに対応する貸倒引当金は、現在、対応する中核的な事業セグメント、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクで管理されている。
- 減損債権および貸倒引当金の2016年度の数値は、業務部門の再構築を反映して修正再表示されている。

産業別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率(%)	
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金		
金融仲介	121	8	129	1	3	40	44	34
ファンド運用管理	8	8	16	1	0	3	4	24
製造	520	165	685	439	146	51	635	93
卸売および小売	333	188	521	211	156	27	394	76
個人	155	2,233	2,388	153	1,290	83	1,526	64
商業用不動産	345	30	376	115	11	42	168	45
公共部門	74	0	74	6	0	12	17	24
その他 ¹	1,792	254	2,046	840	139	153	1,132	55
合計	3,348	2,886	6,234	1,766	1,745	410	3,921	63

1 このうち、減損債権合計および貸倒引当金合計額はそれぞれ、「輸送、倉庫および通信」が808百万ユーロおよび469百万ユーロ、「不動産：賃貸および事業活動」が482百万ユーロおよび234百万ユーロ、「建設」が378百万ユーロおよび144百万ユーロ、「鉱業および採石」が169百万ユーロおよび116百万ユーロである。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率(%)	
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金		合計
金融仲介	122	11	133	27	3	47	77	58
ファンド運用管理	14	7	21	1	0	4	5	26
製造	524	229	754	476	149	82	707	94
卸売および小売	472	234	707	223	161	29	413	58
個人	193	2,467	2,661	220	1,466	67	1,754	66
商業用不動産	385	37	422	168	25	39	233	55
公共部門	19	0	19	4	0	3	7	35
その他 ¹	2,397	334	2,731	953	168	230	1,351	49
合計	4,126	3,321	7,447	2,071	1,972	503	4,546	61

1 このうち、減損債権合計および貸倒引当金合計額はそれぞれ、「輸送、倉庫および通信」が11億ユーロおよび650百万ユーロ、「不動産：賃貸および事業活動」が489百万ユーロおよび230百万ユーロ、「建設」が309百万ユーロおよび170百万ユーロ、「鉱業および採石」が232百万ユーロおよび103百万ユーロである。

地域別の減損債権、貸倒引当金およびカバレッジ比率

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金			減損債権 カバレッジ 比率(%)	
	個別評価	集合的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集合 的評価引当 金	非減損債権 に関する集 合的評価引 当金		合計
ドイツ	953	1,312	2,266	600	823	104	1,527	67
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	1,471	1,422	2,892	815	822	113	1,749	60
東ヨーロッパ	45	123	168	45	92	11	147	88
北アメリカ	497	1	498	67	0	102	170	34
中央および南アメリカ	70	0	70	14	0	21	35	50
アジア/太平洋	264	28	292	223	8	41	272	93
アフリカ	48	0	49	1	0	9	10	20
その他	0	0	0	0	0	11	11	N/M
合計	3,348	2,886	6,234	1,766	1,745	410	3,921	63

N/M - 表記するに値しない。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権			貸倒引当金				減損債権 カバレッジ 比率(%)
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価 引当金	減損債権に 関する集 合的評価 引当金	非減損債権 に関する集 合的評価 引当金	合計	
ドイツ	1,154	1,486	2,639	563	804	122	1,489	56
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	2,021	1,688	3,709	1,008	1,057	130	2,195	59
東ヨーロッパ	46	132	179	39	106	10	154	86
北アメリカ	495	1	496	148	0	128	277	56
中央および南アメリカ ¹	4	0	5	3	0	14	16	363
アジア/太平洋 ¹	341	14	355	286	5	76	367	103
アフリカ	63	1	64	24	0	8	32	50
その他 ¹	2	0	2	0	0	17	17	908
合計	4,126	3,321	7,447	2,071	1,972	503	4,546	61

1 「中央および南アメリカ」、「アジア/太平洋」ならびに「その他」の減損債権は、貸倒引当金により全額カバーされている。これは、貸倒引当金には非減損債権に関する集成的評価引当金が含まれているためである。

』

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
期首残高	4,126	3,321	7,447	4,236	3,915	8,151
期中に減損債権に分類されたもの	1,370	1,248	2,618	2,177	1,291	3,469
期中に非減損債権に振り替えられたもの ¹	-1,127	-961	-2,088	-1,080	-723	-1,803
貸倒償却	-540	-605	-1,146	-979	-987	-1,966
減損債権の処分	-267	-116	-383	-266	-161	-427
為替レートおよびその他の変動	-215	-1	-216	38	-15	23
期末残高	3,348	2,886	6,234	4,126	3,321	7,447

1 返済を含む。

2017年度における当行グループの減損債権は、12億ユーロ、率にして16%減少し、62億ユーロとなった。当行グループの個別評価のポートフォリオにおける減少は、主に、CIBにおいて計上された貸倒償却、ならびに旧NCOUの資産のリスク圧縮によるものであったが、当行グループの集成的に評価されるポートフォリオの減少は、PCCインターナショナルにおける処分に関連して計上された貸倒償却によるものであった。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く。）で除したものと定義される。）は、2016年度末現在の61%から増加し、2017年12月31日現在では63%となった。

産業別の貸倒引当金繰入額および戻入額

単位：百万ユーロ	貸倒引当金繰入額（戻入額考慮前）				2017年度		2016年度	
	個別評価貸出金	集成的評価減損債権	集成的評価非減損債権	合計	戻入額	貸倒引当金繰入額（戻入額考慮前）合計	戻入戻額	
金融仲介	25	-2	-3	20	4	-3	4	
ファンド運用管理	0	0	-2	-1	0	-2	0	
製造	48	18	-28	38	19	209	14	
卸売および小売	46	19	1	66	5	58	4	
個人	11	322	20	354	66	531	99	
商業用不動産	-20	4	5	-10	12	76	36	
公共部門	2	0	9	11	0	0	0	
その他 ¹	239	23	-62	201	20	665	31	
合計	352	385	-59	678	127	1,534	187	

1 2017年度において、「その他」の категорияにおけるリスク引当金を多額に計上したのは、「輸送、倉庫および通信」セクター（107百万ユーロ）および「鉱業および採石」セクター（72百万ユーロ）であった。2016年度においては、「輸送、倉庫および通信」セクターが422百万ユーロ、「鉱業および採石業」セクターが91百万ユーロ寄与した。

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2017年12月31日現在では28百万ユーロ、2016年12月31日現在では117百万ユーロあった。

『

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
金融およびその他の担保 ¹	1,757	2,016
受取保証	309	343
減損債権に対して保有していた担保合計	2,066	2,359

1 住宅用不動産によって担保された不履行の住宅ローンのローン契約が終了している、または解約されている場合は、通常、正式な担保権実行手続の対象となる。

』

2017年12月31日現在、減損債権に対して保有していた担保合計は、前年度と比較して293百万ユーロ、率にして12%減少した。一方、担保を含むカバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものと定義される。）は、2016年12月31日現在93%であったのに対し、2017年12月31日現在は96%と増加した。

売却可能金融資産

『

減損の概念は売却可能負債性金融商品にも適用される。これらは、減損していない場合には公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。売却可能負債性金融商品が減損していると判断された場合には、その金融商品の償却原価と現時点の公正価値の差額が減損累計額として反映される。当行の会計処理手続に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。

非減損延滞および減損売却可能金融資産、減損累計額、カバレッジ比率および減損売却可能金融資産に対して保有する担保

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
非減損延滞売却可能金融資産	1,538	1,661
このうち：		
期日から30日未満	176	178
30日以上60日未満	23	24
60日以上90日未満	138	23
90日以上	1,201	1,436
減損売却可能金融資産	157	229
売却可能金融資産の減損累計額	113	131
減損認識後の売却可能金融資産カバレッジ比率（％）	71	57
減損売却可能金融資産に対して保有する担保	17	20
このうち：		
金融資産担保およびその他の担保	17	20
受取保証金	0	0

』

取得した担保

『

当行グループは、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求するといういずれかの場合にのみ、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。2017年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行グループのスペインのエクスポージャーに関連している。

報告期間中に取得した担保

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
商業用不動産	9	9
住宅用不動産 ¹	63	55
その他	0	0
報告期間中に取得した担保合計	72	64

1 担保権が実行された住宅用不動産の帳簿価額は、2017年12月31日現在で67百万ユーロおよび2016年12月31日現在で78百万ユーロであった。

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。2017年度および2016年度において、当行グループはこれらの信託に対して担保は取得しなかった。

』

信用リスク引当金

信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ	2017年度						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価 ¹	小計	個別評価	集成的評価 ²	小計	
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用リスク引当金繰入額	299	253	552	-23	-4	-27	525
このうち：減損債権の処分による（利得）/損失	-83	-32	-115	0	0	0	-115
純貸倒償却額：	-487	-532	-1,019	0	0	0	-1,019
貸倒償却額	-541	-605	-1,146	0	0	0	-1,146
取戻額	54	73	127	0	0	0	127
その他の変動	-117	-41	-158	-18	-16	-34	-191
期末残高	1,766	2,155	3,921	122	163 ¹	285	4,207

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
絶対的	-444	-351	-795	-47	-16	-62	-857
相対的	-60%	-58%	-59%	-196%	-132%	-175%	-62%
純貸倒償却額							
絶対的	407	338	745	0	0	0	745
相対的	-45%	-39%	-42%	0%	0%	0%	-42%
期末残高							
絶対的	-305	-320	-625	-41	-20	-60	-685
相対的	-15%	-13%	-14%	-25%	-11%	-17%	-14%

1 このうち、「移転リスク準備金」は5百万ユーロ。

2 このうち、「移転リスク準備金」は8百万ユーロ。

2017年12月31日現在の信用リスク引当金は42億ユーロであった（2016年12月31日現在は49億ユーロ）。この減少は貸倒償却額によるものであるが、信用リスク引当金の追加繰入額により一部相殺された。

2017年12月31日現在の信用リスク引当金繰入額は、2016年度末から857百万ユーロ減少した。この減少は、795百万ユーロの貸倒引当金繰入額の減少および62百万ユーロのオフバランス信用リスク引当金の減少によるものである。当行グループの個別評価ポートフォリオにおける減少は、主にCIBにおいて、船舶業を含むすべてのポートフォリオに起因している。前年度比では減少しているが、船舶業は2017年度も引き続き、信用リスク引当金繰入額の最大要因であった。これは、本報告書の注記1に記載されているとおり、当年度に各減損方法が再評価されたことに部分的に関連している。PCBの前年度からのさらなる減少は、ポストバンクにおける大規模な売却によるものである。当行グループの集成的評価の貸出金ポートフォリオにおける引当金の減少は、主に2016年に一度限りでNCOUにおいて計上されていた資産に関連した引当項目によるものであり、また、PCBにおける良質なポートフォリオおよび好調な経済環境を反映している。

2016年度からの745百万ユーロの貸倒償却額の減少は主に、2016年度には一度限りのNCOUおよびポストバンクにおいて計上された資産に関連した純貸倒償却額を計上したことによるものである。

2016年度

単位：百万ユーロ	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価 ¹	小計	個別評価	集成的評価 ²	小計	
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340
信用リスク引当金繰入額	743	604	1,347	24	12	36	1,383
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	3	-16	-13	0	0	0	-13
純貸倒償却額：	-894	-870	-1,764	0	0	0	-1,764
貸倒償却額	-979	-972	-1,951	0	0	0	-1,951
取戻額	85	101	187	0	0	0	187
その他の変動	-30	-35	-65	-5	3	-2	-67
期末残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
絶対的	409	56	465	-34	-4	-39	427
相対的	123%	10%	53%	-59%	-27%	-52%	45%
純貸倒償却額							
絶対的	-412	-258	-670	0	0	0	-670
相対的	85%	42%	61%	0%	0%	0%	61%
期末残高							
絶対的	-181	-301	-482	18	15	34	-448
相対的	-8%	-11%	-10%	13%	9%	11%	-8%

1 このうち、「移転リスク準備金」は5百万ユーロ。

2 このうち、「移転リスク準備金」は6百万ユーロ。

2016年12月31日現在の信用リスク引当金は49億ユーロであった(2015年12月31日現在は53億ユーロ)。この減少は貸倒償却額によるものであるが、信用リスク引当金の追加繰入額により一部相殺された。

2016年12月31日現在の信用リスク引当金繰入額は、貸倒引当金繰入額の増加465百万ユーロ(オフバランスシートのポジションに対する引当金繰入額の減少39百万ユーロにより一部相殺された。)に起因して、2015年度末から427百万ユーロ増加した。当行グループの個別評価ポートフォリオの増加は主に、船舶セクターの市場で続く低迷、ならびに金属および鉱業セクターと石油およびガス・セクターにおけるコモディティ価格の低下を反映した、CIBに起因している。当行グループの集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の増加は、主としてNCOUに起因しており、その一部はIAS第39号に従って分類変更された資産に係る繰入額の増加に関連し、また一部は良質な貸出金勘定および好調な経済環境を特に反映したPCBにより相殺されている。オフバランスシートのポジションに対する引当金繰入額の減少はCIBに起因しており、また、少数の保証エクスポージャーの現金化による戻入れを反映しているため貸倒引当金繰入額が増加する。

純貸倒償却額が2015年度から670百万ユーロ増加したのは、主に、IAS第39号に従って分類変更された資産と売却の影響を受けたNCOUに起因している。

IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2016年12月31日現在の当行グループの貸倒引当金(NCOUにおいて計上される。)は69百万ユーロであり、これは当行グループの貸倒引当金合計額の2%に相当し、2015年度末現在の389百万ユーロ(貸倒引当金合計額の8%)から82%減少した。この減少は、貸倒償却額355百万ユーロに加えて、IAS第39号に従って分類変更された資産のほとんどがユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算による減少に起因しており、追加繰入額66百万ユーロにより一部相殺される。

2015年度と比べ、主に欧州のモーゲージ・ポートフォリオに関連する、IAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒引当金繰入額は110百万ユーロ増加した。純貸倒償却額は、主に欧州のモーゲージ・ポートフォリオおよび一つの単独顧客に起因して242百万ユーロ増加した。

デリバティブ - 信用評価調整

当行グループは、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットिंग契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行グループでは通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行グループのデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行グループでは多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行グループは相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。当行グループは、クリアリングCCPにより適用される規則および規制には満足していない。なぜならクリアリング・メンバーの清算基金拠出金および保証に主に依存しており、契約の終了または清算（他の手段がすべて失敗した後に初めて考慮される。）は重要視されていないためである。金融システムへの重大な組織的混乱（CCPの無秩序な破綻によって起こりかねない。）を考慮して、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は2014年10月に、CCPをグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるものと同等の目標と規定を課す破綻処理の枠組みの対象とするべきであると提言した。

当行グループの契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実にするための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手続により定められている。これらの手続には必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行グループでは当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行グループには通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、ポストバンクを除く当行グループは、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生するエクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、ポストバンクを除く当行グループは、当行グループ自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行グループのデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積っている。ポストバンクのデリバティブのカウンターパーティ・リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。

トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額

『

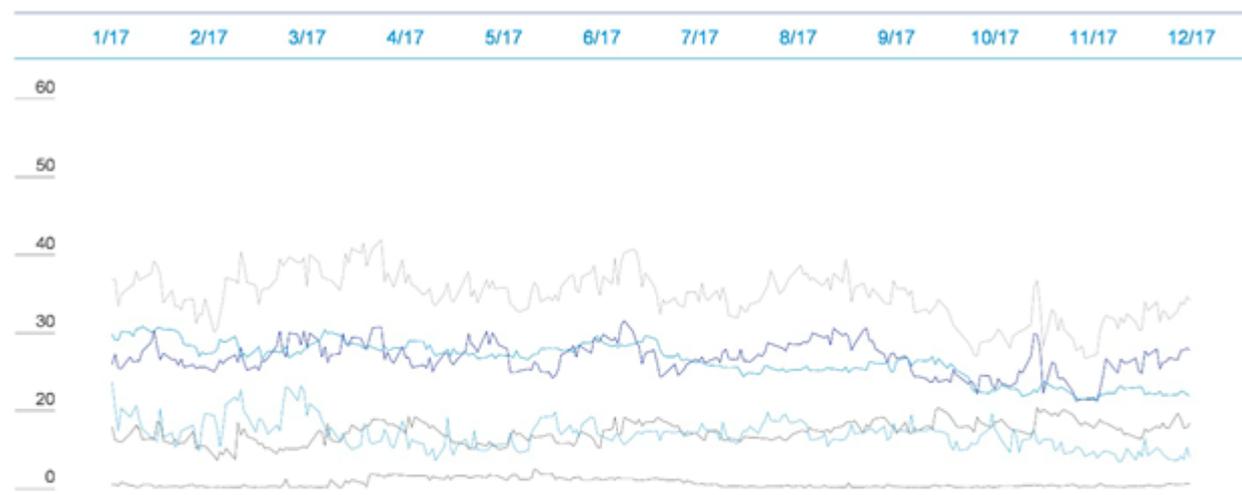
以下の表およびグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスクの額を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定のポジションは除かれている。』

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位：百万ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
平均	29.8	32.0	-28.1	-35.0	20.2	19.7	19.7	26.6	8.7	9.3	8.4	10.7	0.8	0.7
最大	38.4	59.4	-37.6	-57.6	26.0	29.5	25.1	32.5	12.5	52.4	16.5	16.7	3.0	3.3
最小	20.1	20.4	-21.4	-25.6	13.5	14.8	13.5	22.3	4.4	4.4	4.2	3.6	0.1	0.2
期末	29.1	30.1	-22.5	-36.9	21.4	19.9	14.4	24.3	10.1	10.0	4.9	12.6	0.7	0.2

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2017年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移



単位：百万ユーロ

- VaR金利リスク
- VaR信用スプレッド・リスク
- VaRエクイティ・リスク
- VaR外国為替（貴金属含む）
- VaRコモディティ・リスク
- VaR合計

2017年度の平均バリュー・アット・リスクは、2016年通期から2.2百万ユーロ減少し、29.8百万ユーロとなった。信用スプレッドのバリュー・アット・リスクの平均値の減少は、固有リスクが減少したことによるものであった。

期末のバリュー・アット・リスクの減少は、信用スプレッドおよび外国為替資産クラス全体で減少したことによるものであった。

規制上のトレーディング・マーケット・リスクの額（ポストバンクを除く。）

『

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定のポジションは除かれている。』

平均、最大および最小のストレスのかかったバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
単位：百万ユーロ														
平均	76.7	85.2	-88.4	-78.2	69.8	51.9	62.1	74.9	18.8	20.6	12.6	14.8	1.8	1.3
最大	125.0	143.7	115.8	150.0	92.0	82.5	73.2	99.3	66.8	144.5	28.0	30.4	6.1	3.9
最小	42.0	60.4	-73.0	-53.4	48.3	37.4	54.3	59.0	1.5	2.4	6.9	3.4	0.3	0.4
『														
期末	85.6	75.8	-81.0	-91.3	67.8	51.9	64.3	63.0	19.9	29.6	12.6	22.1	1.9	0.5

』

1 金およびその他の貴金属のポジションからのストレスのかかったバリュー・アット・リスクを含む。

2017年度のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は76.7百万ユーロであり、2016年通期から8.5百万ユーロ減少した。この平均の減少は、固有リスクの減少による信用スプレッドのストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少および信用スプレッドの構成要素に対するモデルの強化によるわずかな減少によるものである。これは、方向性エクスポージャーが平均して2017年を上回って推移したことによる、金利のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの増加により一部相殺されている。

以下のグラフは、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュー・アット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定のポジションは除かれている。

2017年度のバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの推移



規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。』

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

単位： 百万 ユーロ	合計		非中核事業部門		グローバル・クレジット・トレーディング		コア金利		フィックスド・インカムおよびカレンシーAPAC		エマージング・マーケット・デット		その他	
	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年	2017年	2016年
平均	802.1	840.2	0.0	52.0	544.6	393.0	107.1	200.4	168.1	188.6	37.2	116.8	-54.8	-110.5
最大	899.3	944.4	0.0	57.3	597.4	405.8	172.5	229.6	229.0	243.0	62.9	128.0	-20.4	-65.6
最小	754.8	693.0	0.0	44.5	503.7	368.0	48.7	173.7	92.4	119.6	-1.4	111.6	-90.0	-141.8
期末	789.6	693.0	0.0	51.8	540.1	368.0	133.2	173.7	142.3	119.6	19.9	121.8	-45.9	-141.8

- 金額はそれぞれ、2017年12月31日および2016年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。
- ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2017年の報告で更新された。
- 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2017年度の追加的リスクに係る自己資本賦課は790百万ユーロであり、2016年度末から97百万ユーロ（14%）増加した。2017年度末時点の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は802百万ユーロであり、2016年12月31日に終了した12週間の平均から38百万ユーロ（5%）減少した。この追加的リスクに係る自己資本賦課額の平均の減少は、コア金利およびエマージング・マーケット・デットの業務分野が2016年通期から減少したことによる。

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日における内部のスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{1,2,3}

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
平均	5.4	31.3
最大	6.3	39.8
最小	4.5	21.9
『		
期末	4.4	17.9

』

- 1 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、12月29日に終了した12週間について計算されている。
- 2 「期末」は、内部モデルのスポットの価額に基づく。
- 3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2017年度末の内部モデルによる包括的リスク計測は4.4百万ユーロであり、2016年度末から13.5百万ユーロ（-75%）減少した。2017年度末の当行グループの規制上の包括的リスク計測の12週間の平均は5.4百万ユーロであり、2016年12月31日に終了した12週間の平均から25.8百万ユーロ（83%）減少した。この減少は当該ポートフォリオにおける継続的なリスク低減によるものであった。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2017年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、47億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する379.5百万ユーロの所要自己資本が算出された。2016年12月31日現在では、これらのポジションにより、35億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する278.4百万ユーロの所要自己資本が算出された。

nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は2.8百万ユーロに減少し、対応するリスク・ウェイトド・アセットは35百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらは、それぞれ6.4百万ユーロおよび80百万ユーロであった。

2017年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく集団的投資事業に係る所要自己資本は45百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは556百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらは、それぞれ39百万ユーロおよび487百万ユーロであった。

2017年12月31日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は32百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは395百万ユーロであった。2016年12月31日現在では、これらはそれぞれ46百万ユーロおよび570百万ユーロであった。

ポストバンクのバリュエーション・アット・リスク

信頼水準99%および保有期間1日として計算されたポストバンクのトレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスクは、2017年12月31日現在でゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定に関して新規のトレーディング業務を認めていないため、2017年12月31日現在において、ポストバンクのトレーディング勘定にはポジションが含まれていなかったが、ポストバンクは、今後も引き続きトレーディング勘定を保有する金融機関として分類される。

トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

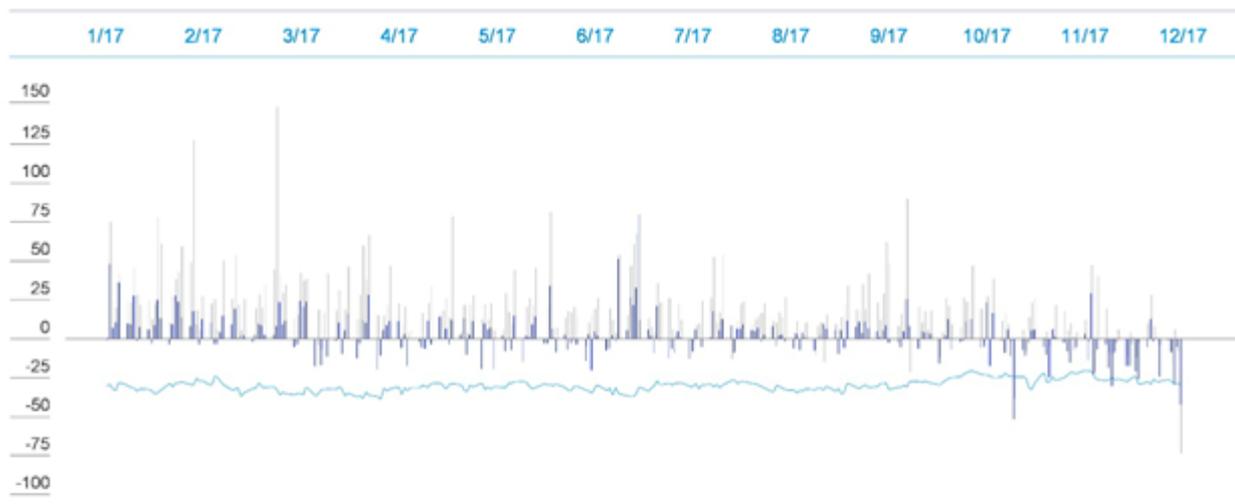
2016年度は1回の異常値という結果であったが、2017年度に当行グループは、長期保有による損失が当行グループのトレーディング勘定のバリュエーション・アット・リスクを超過するというグローバルな異常値を3回観察した。2017年度の異常値はすべて第4四半期に発生した。1回目は、当行グループの非戦略的およびエマージング・マーケット・デットの業務分野で損失を招いた固有の事象に起因していた。2回目は、主に当行グループのエクイティ事業に影響を及ぼした固有の事象であった。3回目の異常値は、年度末に、多くの業務分野にわたる損失に起因して発生した。これらのうち1回目と3回目の事象は、債務評価調整を除外してVaRをフィーおよび手数料控除後の総収益と比較する、実際のバックテストにおいても異常値をもたらした。実際のバックテストによる異常値は、2016年度の4回に対し、2017年度は2回であった。

バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行グループのバリュエーション・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行グループは、当行グループのバリュエーション・アット・リスク・モデルは正常な市況下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。以下のグラフは、バックテストの例外の頻度と程度を強調するために、トレーディング・ユニットについて、前営業日終了時点のVARの測定尺度と、仮定上（長期保有収益、すなわち、ポートフォリオ価格の1日の変動）および実際の両方のバックテスト結果（上記に定義されている。）を日次で比較したものである。当行グループのトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長

期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。このグラフは、当行のトレーディング・ユニットが、2017年度の取引日の57%においてプラスの長期保有収益を達成し（2016年度：54%）、2017年度においてはグローバルな異常値が発生したことを示している。

バックテスト結果がここに示されているバリュー・アット・リスク・モデルの所要自己資本は、当行グループの所要自己資本合計の1.3%を占める。

EU MR4 - VAR見積りと損益の比較



単位：百万ユーロ

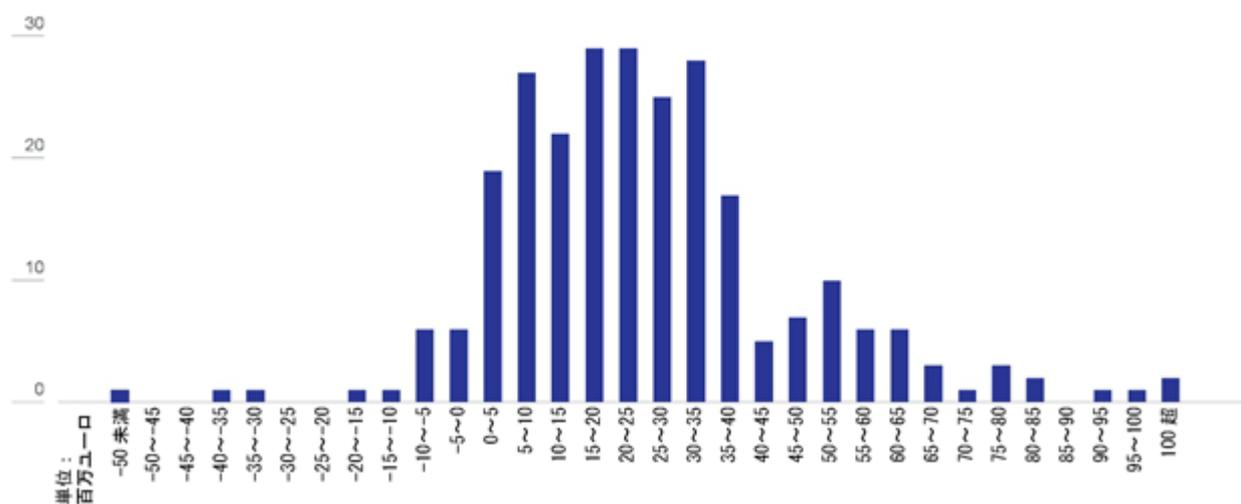
- トレーディング・ユニットの実際収益
- トレーディング・ユニットの長期保有収益
- バリュー・アット・リスク

トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益（ポストバンクを除く。）の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリーおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2017年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布

単位：日



当行グループのトレーディング・ユニットは、2016年通期の87%と比較して、2017年度に取引日において93%のプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額

以下の表は、トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額のリスク種類別内訳を示している。

単位：百万ユーロ	経済的資本使用額	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
金利リスク	1,743	1,921
信用スプレッド・リスク	722	1,419
エクイティ・リスクおよび投資リスク	1,431	1,834
外国為替リスク	1,509	2,485
年金リスク	1,174	1,007
保証型ファンド・リスク	49	1,699
トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオ合計	6,628	10,364

経済的資本の数値においては、様々なリスク種類間の分散効果が考慮されている。

2017年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は66億ユーロであり、2016年度末の当行グループの経済的資本使用額を37億ユーロ下回った。99.98%から99.90%への分位値の変更に起因する経済的資本使用額の減少額は、継続企業の前提に係る調整による資本供給項目の減少額を含めると、減少額全体の約半分、すなわち18億ユーロであった。

- 金利リスク：ギャップ・リスク、ベシス・リスクおよびオプション・リスク（モデル化された、満期の定めのない預金に組み込まれた顧客の行動が変化するリスクや前払いリスク等）を含む、バンキング勘定の金利リスクに関する経済的資本賦課。2017年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で1,743百万ユーロ（2016年12月31日現在では1,921百万ユーロ）であった。経済的資本貢献額の減少は主に、99.98%から99.90%への分位値の変更に起因していた。
- 信用スプレッド・リスク：重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2017年12月31日現在の経済的資本使用額は722百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在では1,419百万ユーロであった。経済的資本貢献額の減少は、99.98%から99.90%への分位値の変更に起因していた。
- エクイティ・リスクおよび投資リスク：当行グループによる非連結投資の保有（戦略的投資およびオルタナティブ投資資産等）から発生する、ならびに当行グループの株式報酬制度から生じる当行グループの株価への構造的なショート・ポジ

ションから発生するエクイティ・リスクの経済的資本賦課。2017年12月31日現在の経済的資本使用額は、99.98%から99.90%への分位値の変更に起因して1,431百万ユーロとなり、これに対して2016年12月31日現在では1,834百万ユーロであった。

- 年金リスク：このリスクは、金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行グループの確定給付制度債務から生じる。経済的資本使用額は、2017年12月31日および2016年12月31日現在、それぞれ1,174百万ユーロおよび1,007百万ユーロであった。年金の経済的資本の増加は主に、金利および信用リスクの上昇に関連している。
- 外国為替リスク：外国為替リスクは主に、一定子会社のヘッジされていないユーロ以外の通貨建ての資本および利益剰余金における当行グループの構造的ポジションから生じる。2017年12月31日現在の経済的資本使用額は1,509百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在では2,485百万ユーロであった。経済的資本貢献額の減少は主に、継続企業の前提に係る調整による資本供給項目の減少および99.98%から99.90%への分位値の変更に起因している。
- 保証型ファンド・リスク：2017年12月31日現在の経済的資本使用額は49百万ユーロであり、これに対して2016年12月31日現在では1,699百万ユーロであった。経済的資本貢献額の減少は主に、保証型退職金勘定に関する経済的資本モデルの再設計および保守的な代理人の排除に起因していた。

バンキング勘定における金利リスク

以下の表は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定義した6つの標準シナリオの下での、バンキング勘定における当行グループの純利息収益への影響額および金利変動によるバンキング勘定ポジションの経済価値の変動を示している。

バンキング勘定における経済価値および純利息収益の金利リスク（シナリオ別）

	EVEの変動		NIIの変動 ¹	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
単位：十億ユーロ				
平行上昇	-0.4	-0.3	2.8	2.1
平行低下	-1.1	-0.4	-0.8	-0.6
スティーブ化	0.2	0.4	-0.6	N/A
フラット化	-0.6	-0.5	2.7	N/A
短期金利上昇	-0.5	-0.6	3.5	N/A
短期金利低下	0.0	-0.0	-0.7	N/A
最大	-1.1	-0.6	-0.8	-0.6

	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
単位：十億ユーロ		
Tier 1資本	57.6	55.5

N/M - 表記するに値しない。

1 純利息収益（NII）の変動は、各シナリオの予測NIIにおける、変更された金利と不変の金利との差異を反映している。感応度は、トレーディング・ポジションとドイチェ・アセット・マネジメントを除外した、一定の為替レートで固定された貸借対照表額に基づいている。これらの数値には、ヘッジ会計に不適格な一元管理されたポジションに対する時価評価損益（MtM）/その他の包括利益（OCI）の影響は含まれていない。

イールドカーブの突然の平行上昇は、当行グループのバンキング勘定ポジションからの収益（純利息収益）に有利な影響を及ぼすことになる。ドイツ銀行は、イールドカーブの+200ベース・ポイントおよび-200ベース・ポイントの平行シフト（下限はゼロとする）により生じる、純利息収益の1年間の合計変動額は、2017年12月31日現在においてそれぞれ28億ユーロおよび-8億ユーロになると見積っている。

2017年12月現在の純資産の経済価値（EVE）の最大損失額は、2016年12月現在の-6億ユーロに対し、-11億ユーロであった。EVEの損失額の増加は主に、ドイツ銀行の年金ポートフォリオにおける金利リスク・ポジションの増加に起因している。2017年12月現在、EVEの最大損失額はTier 1資本の1.9%に相当する。

以下の表は、金利の下落および上昇ショックから生じた、ドイツ銀行のバンキング勘定ポジションに係る経済価値の変動を通貨ごとに示している。

通貨別のバンキング勘定における経済価値の金利リスク

	2017年12月31日現在	
単位：十億ユーロ	-200ベース・ポイント ¹	+200ベース・ポイント

ユーロ	-1.3	-0.3
英ポンド	-0.0	-0.0
米ドル	0.3	-0.2
日本円	-0.0	0.1
その他	0.0	0.0
合計	-1.1	-0.4

1 下限はゼロとする。

BCBSのイーールドカーブの-200ベース・ポイント（下限はゼロとする）および+200ベース・ポイントの平行シフトの影響により生じる経済価値の予想変動額は、2017年12月31日現在においてそれぞれ-11億ユーロおよび-4億ユーロであった。上昇ショックと下落ショックの両シナリオとも、経済価値が減少する結果となる。これは主に、ドイツ銀行の年金ポートフォリオがネガティブ・コンベクシティの性質を持ち、およびポートフォリオに適用された下限ゼロ（長期と短期のポジションは相殺される。）という仮定による影響である。

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー

オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度 ¹
顧客、商品および商慣行	309	2,512
内部不正行為	38	397
外部不正行為	15	18
決済、販売およびプロセス管理	223	119
その他	30	25
合計	615	3,072

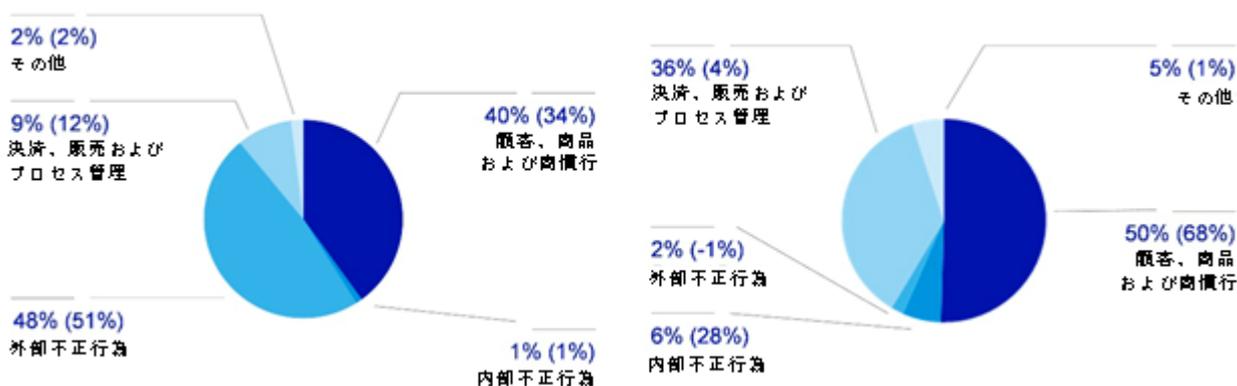
1 2016年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

2017年12月31日現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2016年度末と比較して25億ユーロ、率にして80%減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプによるものであり、2016年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の増加に起因していた。

2017年（2012年から2016年）¹の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）

オペレーショナル損失の分布（計上日）



1 括弧内の比率は、2012年から2016年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。

上の左のグラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2017年度に発生したオペレーショナル・リスク事象を、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している（2012年から2016年までの5年間発生分を括弧内に比較表示）。例えば、2010年に最初に認識され、2017年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度は、観察された全損失イベントのうち「外部不正行為」イベント・タイプが48%、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが40%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが9%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2017年度では損失イベントの1%未満である。

上の右のグラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2012年から2016年までの5年間に比較して2017年度の損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分（50%の割合）を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「決済、販売およびプロセス管理」は36%と2番目に割合が高く、これは2017年度における1つの大規模なイベントに関連している。このイベント・タイプの絶対損失額は、わずかに増加したのみであるが、基準となるオペレーショナル・リスク損失合計額がこれより低いことを鑑みると、相対的な増加度合いは大きい。最後に、「内部不正行為」イベント・タイプ（6%）、「その他」イベント・タイプ（5%）および「外部不正行為」イベント・タイプ（2%）は他のイベント・タイプと比較して重要性が低い。

流動性リスク・エクスポージャー

資金調達市場および資本市場発行

円

2017年の信用市場は、継続的な政情不安および継続的な低金利環境によって影響を受けた。当行グループの5年物CDSは71～166ベース・ポイントのレンジ内で取引され、これは2016年と比較して大幅に少なかった。1月初めにピークが観測されて以降、スプレッドは大幅に縮小し、年末時点では73ベース・ポイントと、年間のレンジの安値で取引されていた。当行グループの債券のスプレッドも類似の動きを示した。例えば、当行グループのユーロのベンチマーク（1.5%クーポン、2022年1月に期日到来）は43～150ベース・ポイントのレンジで取引され、49ベース・ポイントで2017年の取引を終了した。

2017年度の当行グループの最大250億ユーロの資金調達計画（当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。）は、完了し、タム・ファンディングで248億ユーロを調達して2017年度を締めくくった。この資金調達の源泉は、ベンチマーク債を含むシニア無担保ブレンパニラ債（147億ユーロ）、Tier 2ベンチマーク債（8億ユーロ）、カバード・ボンド（11億ユーロ）、およびその他の無担保仕組み債（82億ユーロ）の多岐にわたった。合計額248億ユーロは、ユーロ（92億ユーロ）、米ドル（132億ユーロ）、英ポンド（9億ユーロ）およびその他の通貨合計（15億ユーロ）に分けられた。直接発行に加えて、当行グループは、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。2017年度の発行に係る当行の投資家基盤は、リテール顧客（29%）、銀行（6%）、資産運用会社および年金基金（38%）、保険会社（8%）ならびに機関投資家を含むその他（19%）から成っていた。地理的分布は、ドイツ（21%）、残りのヨーロッパ（28%）、米国（31%）、アジア/太平洋（16%）およびその他（3%）に分かれていた。2017年12月31日現在の当行の資本市場発行合計残高のうち、約93%は無担保ベースで発行された。

3ヶ月物Euriborに対する当行の発行の平均スプレッド(ユーロ以外の調達スプレッドはすべて、3ヶ月物Euriborを基準に設定される。)は、通年で71ベース・ポイントであり、これは2016年の平均スプレッド129ベース・ポイントを大幅に下回っていた。平均残存期間は6.7年であった。当行グループの発行活動は上半期の方が若干活発であった。当行グループは、第1四半期から第4四半期の各四半期において、それぞれ85億ユーロ、48億ユーロ、60億ユーロおよび55億ユーロを発行した。』

2018年度における当行グループの資金調達計画は300億ユーロであり、当行グループは、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか一つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行グループはこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行グループでは、2018年に、資本市場発行の合計約160億ユーロ(法的に行使可能なコール・オプションを除く。)の返済期限が到来する。

資金調達の分散

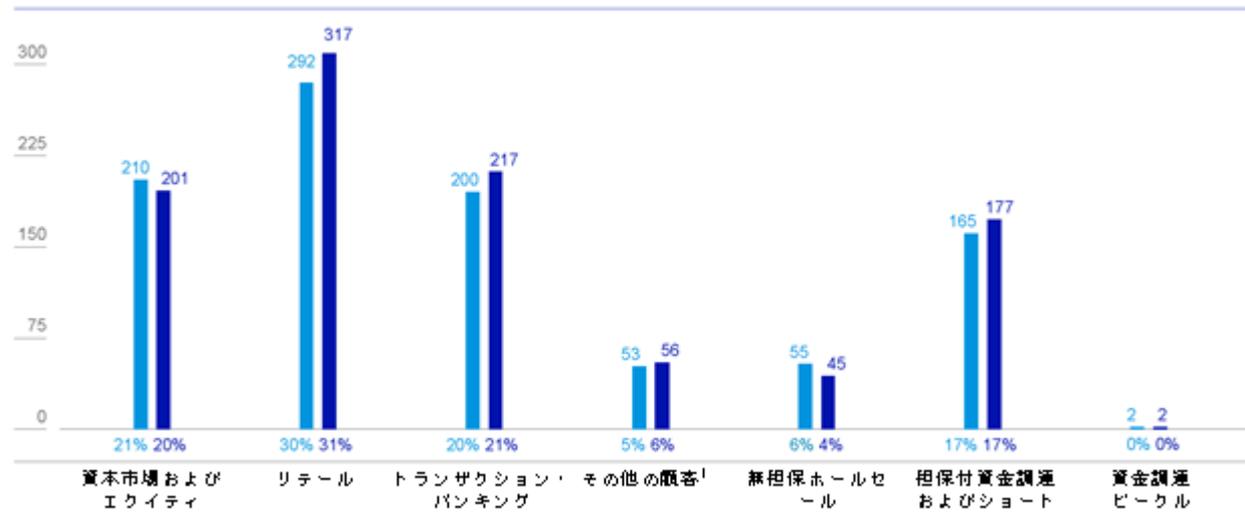
『

2017年度において、外部資金調達総額は、2016年12月31日現在の9,768億ユーロから380億ユーロ増加し、2017年12月31日現在では10,148億ユーロとなった。これは主に、リテール預金の残高が249億ユーロ(8.5%)、トランザクション・バンキングの残高が165億ユーロ(8.3%)、担保付資金調達およびショート・ポジションの残高が118億ユーロ(7.1%)、ならびにその他の顧客の残高が35億ユーロ(6.6%)増加したことによるものである。合計増加額は、無担保ホールセール資金調達が97億ユーロ(17.6%)ならびに資本市場およびエクイティの取引量が89億ユーロ(4.2%)減少したことにより若干相殺された。

当行グループの最も安定した資金調達源泉(資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。)の全体的な割合は、72%で変わらなかった。

外部資金調達源泉の構成

単位：十億ユーロ



■ 2016年12月31日現在：総額9,788億ユーロ
■ 2017年12月31日現在：総額1兆148億ユーロ

1 その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2017年12月31日および2016年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高3,694億ユーロ（5,036億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットティングの影響に関する加算592億ユーロ（679億ユーロ）、その他の非資金調達負債313億ユーロ（422億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。』

無担保ホールセール資金調達、資産担保CPおよび資本市場発行債券の返済期限¹

2017年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		小計		1年超	
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	2年以内	2年超	合計		
銀行からの預金	9,709	3,477	2,196	1,172	16,554	721	54	17,330		
その他のホールセール顧客からの預金	3,451	5,884	4,112	3,974	17,421	483	525	18,429		
CDおよびCP	1,579	2,595	2,381	2,873	9,427	6	82	9,516		
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0		
シニア無担保プレーンバニラ債	405	4,038	3,231	3,288	10,961	16,009	44,399	71,368		
シニア無担保仕組みノート	345	868	1,654	2,952	5,818	3,044	16,893	25,756		
カバード・ボンド/ABS	90	194	1,711	737	2,731	2,190	17,248	22,169		
劣後負債	50	234	5,265	700	6,250	135	11,694	18,079		
その他	4	0	0	0	4	0	0	4		
合計	15,632	17,289	20,550	15,695	69,167	22,588	90,895	182,650		
このうち：										
担保付きのもの	90	194	1,711	737	2,731	2,190	17,248	22,169		
無担保のもの	15,542	17,096	18,840	14,959	66,436	20,398	73,647	160,481		

1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier1ノートが含まれている。コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日で表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は加味されていない。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、資産担保CPおよび資本市場発行債券の合計金額は2017年12月31日現在690億ユーロであり、一方で流動性準備金合計の2,800億ユーロと比較して読みたい。

2016年12月31日現在										
単位：百万ユーロ	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		小計		1年超	
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	2年以内	2年超	合計		
銀行からの預金	15,626	5,294	6,961	1,588	29,469	40	659	30,168		
その他のホールセール顧客からの預金	4,164	5,712	3,992	4,111	17,979	703	422	19,104		
CDおよびCP	1,117	1,379	1,973	1,060	5,529	4	1	5,534		
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0		
シニア無担保プレーンバニラ債	626	4,111	4,735	11,825	21,296	8,085	49,993	79,374		
シニア無担保仕組みノート	430	696	858	1,715	3,698	3,578	20,217	27,494		
カバード・ボンド/ABS	0	482	678	1,284	2,445	2,718	18,601	23,764		
劣後負債	0	8	1,576	972	2,556	4,620	11,712	18,887		
その他	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	21,963	17,682	20,773	22,555	82,973	19,749	101,605	204,326		
このうち：										
担保付きのもの	0	482	678	1,284	2,445	2,718	18,601	23,764		
無担保のもの	21,963	17,199	20,094	21,271	80,528	17,031	83,004	180,563		

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、資産担保CP資金調達および資本市場発行債券の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在					2016年12月31日現在				
	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計	ユーロ	米ドル	英ポンド	その他の通貨	合計
銀行からの預金	2,310	11,096	2,423	1,502	17,330	3,554	22,122	3,649	843	30,168
その他のホールセール顧客からの預金	14,109	3,743	233	344	18,429	15,396	2,964	541	203	19,104
CDおよびCP	6,401	1,942	310	863	9,516	4,456	259	259	560	5,534
資産担保CP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シニア無担保プレーン パナラ債	36,407	27,482	864	6,616	71,368	39,510	33,504	8	6,352	79,374
シニア無担保仕組み ノート	9,937	12,301	31	3,487	25,756	11,037	12,697	133	3,626	27,494
カバード・ボンド / ABS	22,142	25	0	2	22,169	23,745	16	0	2	23,764
劣後負債	7,940	8,960	801	378	18,079	8,540	9,196	799	353	18,887
その他	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0
合計	99,245	65,552	4,662	13,192	182,650	106,239	80,758	5,390	11,940	204,326
このうち：										
担保付きのもの	22,142	25	0	2	22,169	23,745	16	0	2	23,764
無担保のもの	77,103	65,527	4,662	13,190	160,481	82,494	80,742	5,390	11,938	180,563

流動性準備金

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	222	222	178	178
親会社（在外支店を含む）	189	189	136	136
子会社	33	33	42	42
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	39	37	27	25
親会社（在外支店を含む）	24	23	25	24
子会社	15	15	2	1
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	19	13	14	9
親会社（在外支店を含む）	11	8	9	6
子会社	8	5	5	3
流動性準備金合計	280	272	219	212
親会社（在外支店を含む）	223	219	171	166
子会社	56	53	48	46

2017年12月31日現在の流動性準備金は、2016年12月31日現在2,190億ユーロであったのに対し、2,800億ユーロであった。増額610億ユーロの内訳は、現金および現金同等物の増加440億ユーロ、流動性の高い有価証券の増加120億ユーロ、ならびにその他の制約を受けない有価証券の増加50億ユーロであった。この増加は主に、安定した資金調達源が着実に増加したこと、ならびに内部および規制上の流動性モデルが適合したことにより流動性バッファ要件が増加したことによる。当期中の当行グループの平均流動性準備金は、2016年度が2,124億ユーロであったのに対し、2,693億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行グループの流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

当行グループの2,720億ユーロの流動性準備金の（加重）流動性価値は、2,470億ユーロの高品質の流動資産（HQLA）の（加重）流動性価値を上回っている。この差額の主な要因は、流動性準備金には中央銀行適格であるが、流動性が低く（例えば、トレーディング可能債権、その他の投資適格社債、ABSがある。）、HQLAに含まれていない有価証券が含まれていることであ

る。さらに、HQLAには主要なインデックス・エクィティが含まれているが、準備預金の最低所要額を満たすために中央銀行に預け入れている準備預金残高、およびLCRには含まれるがHQLAには含まれないIAA-よりも低い格付けが付与されているEU以外の国の中央銀行に預け入れている準備預金残高は除外されている。

流動性カバレッジ比率

2017年3月8日に公表されたLCRの開示に関する最終的なEBAガイドライン（EBA/GL/2017/01）により、当行グループは、年度末のLCRではなく、各四半期末の直前の12ヶ月間における月末の観察値の平均を開示するよう要求されている。そのため、当年度に開示されている2016年度のLCRは、前年度に開示されたLCRと若干異なる。参考のため、以下に年度末のLCRの数値を追加で記載している。

当行グループの加重平均LCR 144%（12ヶ月平均）は、委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。2016年10月に計算方法が変更されたことにより、2016年12月のLCR 121%では平均値計算用データ数は3（2016年10月～12月）であったが、2017年12月のLCRには平均値計算用データ数は12（2017年1月～12月）であった。

2017年12月31日現在の年度末LCRは、2016年12月31日現在では128%であったのに対し、140%であった。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
	調整後加重値合計 (平均)	調整後加重値合計 (平均)
平均値計算用データ数	12	3
流動性バッファ	247	191
純資金流出額合計	172	158
流動性カバレッジ比率(LCR)(%)	144%	121%

資金調達リスク管理

構造上の資金調達

資金調達の指標はすべて（通貨合算、米ドル建ておよび英ポンド建ての資金調達指標）、2017年度末および2016年度末現在で、それぞれのリスク選好に沿っていた。

ストレス・テストおよびシナリオ分析

2017年度において、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジションは、常にリスク選好を大きく上回っており、330億ユーロの余剰で2017年度を終えた。

全通貨の世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³
システミック・マーケット・リスク	121	284	163	64	204	141
新興市場	28	228	200	10	190	180
1段階の格下げ（DB独自）	79	252	173	43	195	152
重大な格下げ（DB独自）	287	331	43	178	224	46
複合シナリオ ⁴	318	351	33	206	242	36

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 2017年度のシナリオはストレス期間中の最低正味流動性ポジションを示しているのに対し、2016年度のシナリオはストレス期間終了時の正味流動性ポジションを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

ユーロの世界的な日次のストレス・テストの結果⁵

単位：ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³
複合シナリオ ⁴	157	172	15	-	-	-

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 2017年度のシナリオはストレス期間中の最低正味流動性ポジションを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。
- 5 ユーロ単独のストレス・テストは2017年度に導入されたため、2016年度の比較数値はない。

米ドルの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³
複合シナリオ ⁴	114	127	13	94	164	69

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 2017年度のシナリオはストレス期間中の最低正味流動性ポジションを示しているのに対し、2016年度のシナリオはストレス期間終了時の正味流動性ポジションを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

英ポンドの世界的な日次のストレス・テストの結果

単位：十億ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³	資金調達 ギャップ ¹	ギャップ解消 ²	正味流動性 ポジション ³
複合シナリオ ⁴	14	18	4	10	20	10

- 1 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 2 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額。
- 3 2017年度のシナリオはストレス期間中の最低正味流動性ポジションを示しているのに対し、2016年度のシナリオはストレス期間終了時の正味流動性ポジションを示している。
- 4 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

追加的な契約上の義務

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	1段階の格下げ	2段階の格下げ	1段階の格下げ	2段階の格下げ
デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求	1,024	1,577	1,470	1,982
その他の契約による積立または委託証拠金の要求	317	1,459	317	1,459

資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険子会社が担保に差入れた資産については連結財務諸表に対する注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記40「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。また、当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAのテクニカル・スタンダードに従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券、売戻条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他の資産に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

制約を受ける資産および受けない資産

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	2017年12月31日現在			
	帳簿価額			
	資産	制約を受ける 資産	制約を受けない資産	
すぐに利用 可能			その他	
負債証券	148	65	84	0
資本性金融商品	86	63	23	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	234	11	223	0
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	27	0	0	27
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	11	0	11	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	363	0	0	363
借入有価証券および売戻条件付買入 有価証券 ¹	78	0	0	78
純損益を通じて公正価値で測定するその他の 金融資産	5	0	5	0
売却可能金融資産 ²	3	0	3	0
貸出金	417	70	15	332
その他の資産	108	42	0	66
合計	1,480	251	363	866

1 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	2017年12月31日現在			
	受入担保の公正価値			
	資産	制約を受ける 資産	制約を受けない資産	
すぐに利用 可能			その他	
受入担保：	365	307	58	0
負債証券	228	189	39	0
資本性金融商品	137	118	18	0
その他の受入担保	0	0	0	0

2016年12月31日現在³

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	帳簿価額			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
負債証券	151	77	74	0
資本性金融商品	75	54	21	0
その他の資産：				
現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金	191	12	179	0
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	36	0	0	36
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 ²				
トレーディング資産	14	0	14	0
デリバティブ金融商品のプラスの時価	488	0	0	488
借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 ¹	69	0	0	69
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産	7	0	7	0
売却可能金融資産 ²	3	0	3	0
貸出金	419	72	17	329
その他の資産	139	55	0	84
合計	1,591	270	315	1,005

- 1 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。
- 2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている。）。
- 3 過年度の数値は、担保に差入れられた資産の算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

2016年12月31日現在¹

単位：十億ユーロ (特に明記しない限り)	受入担保の公正価値			
	制約を受けない資産			
	資産	制約を受ける資産	すぐに利用可能	その他
受入担保：	322	260	62	0
負債証券	218	168	50	0
資本性金融商品	104	92	12	0
その他の受入担保	0	0	0	0

- 1 過年度の数値は、受け入れた担保および再担保に差入れられた担保の算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。借入有価証券および売戻条件付買入有価証券は、受入担保の公正価値に基づいて表示されている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。

資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「構造的資金調達」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2017年および2016年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行グループの資産合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		1年超	2年超	5年超	合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内				
現金および中央銀行預け金	222,082	1,173	106	94	29	2,053	118	0	0	0	225,655
インターバンク預け金(中央銀行以外)	4,737	2,613	305	215	116	696	122	0	463	0	9,265
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	29	4,625	1,220	1,277	1,448	617	561	89	105	0	9,971
対銀行	21	3,758	585	735	1,400	443	468	0	0	0	7,409
対顧客	8	867	635	542	48	175	94	89	105	0	2,562
借入有価証券	15,786	553	49	0	323	0	22	0	0	0	16,732
対銀行	1,889	283	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172
対顧客	13,896	270	49	0	323	0	22	0	0	0	14,560
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	565,632	40,074	14,269	1,914	731	455	1,805	3,047	9,043	0	636,970
トレーディング資産	184,661	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,661
固定利付有価証券および貸出金	98,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98,140
持分証券およびその他の変動利付有価証券	85,932	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85,932
その他のトレーディング資産	590	0	0	0	0	0	0	0	0	0	590
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	0	0	0	0	0	0	0	0	0	361,032
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	19,938	40,074	14,269	1,914	731	455	1,805	3,047	9,043	0	91,276
売戻条件付買入有価証券	5,364	36,195	12,160	1,115	662	125	1,066	903	253	0	57,843
借入有価証券	14,540	3,786	1,928	0	0	0	0	0	0	0	20,254
固定利付有価証券および貸出金	34	93	182	799	68	17	720	2,144	8,216	0	12,273
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	132	20	0	573	0	725
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	0	0	0	0	0	181	0	0	1	0	182
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	40	191	26	139	9	119	1,029	1,601	0	3,153
売却可能金融資産	47	1,175	1,257	2,934	1,728	2,742	5,469	15,438	18,608	0	49,397
固定利付有価証券および貸出金	24	969	1,253	2,934	1,728	2,021	5,404	15,418	18,016	0	47,766
持分証券およびその他の変動利付有価証券	23	206	4	0	0	721	64	20	592	0	1,630
貸出金	17,334	27,284	27,229	17,442	9,273	14,628	27,053	62,232	199,225	0	401,699
対銀行	787	2,163	2,832	1,979	1,253	821	1,103	670	1,230	0	12,838
対顧客	16,546	25,121	24,397	15,463	8,021	13,807	25,950	61,562	197,995	0	388,862
リテール	4,291	4,725	4,645	1,632	1,721	1,313	4,720	15,216	151,449	0	189,712
法人およびその他の顧客	12,256	20,395	19,752	13,831	6,300	12,493	21,230	46,346	46,546	0	199,149
満期保有有価証券	0	0	0	0	0	0	0	1,652	1,518	0	3,170
その他の金融資産	85,083	352	179	135	92	143	21	433	74	0	86,513
金融資産合計	910,728	77,889	44,804	24,037	13,878	21,343	35,290	83,920	230,636	0	1,442,525

その他の資産	20,451	0	0	0	0	0	0	0	11,756	32,207
資産合計	931,178	77,889	44,804	24,037	13,878	21,343	35,290	83,920	242,392	1,474,732

最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよ び1日前通 知を含む。)	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		1年超	2年超	5年超	合計
		1ヶ月 以内	3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	2年以内				
現金および中央銀行預け金	177,648	539	131	121	334	2,591	0	0	0	0	181,364
インターバンク預け金(中央銀行以外)	5,841	3,578	596	83	65	834	115	26	469	0	11,606
中央銀行ファンド貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売戻条件付買入有価証券	631	4,204	5,852	3,170	1,368	532	449	15	67	0	16,287
対銀行	604	2,534	5,026	2,077	1,217	461	0	0	0	0	11,918
対顧客	27	1,670	826	1,093	152	71	449	15	67	0	4,370
借入有価証券	19,548	532	0	0	0	0	0	0	0	0	20,081
対銀行	2,459	52	0	0	0	0	0	0	0	0	2,511
対顧客	17,089	480	0	0	0	0	0	0	0	0	17,570
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング	677,696	33,314	9,577	1,752	776	1,983	2,995	2,803	12,884	0	743,781
トレーディング資産	171,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171,044
固定利付有価証券および貸出金	94,486	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,486
持分証券およびその他の変動利付有価証券	75,633	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,633
その他のトレーディング資産	924	0	0	0	0	0	0	0	0	0	924
デリバティブ金融商品のプラスの時価	485,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	21,502	33,314	9,577	1,752	776	1,983	2,995	2,803	12,884	0	87,587
売戻条件付買入有価証券	7,154	28,691	6,810	914	110	1,256	995	608	866	0	47,404
借入有価証券	14,227	4,561	2,348	0	0	0	0	0	0	0	21,136
固定利付有価証券および貸出金	120	62	419	838	666	232	1,992	2,195	11,399	0	17,923
持分証券およびその他の変動利付有価証券	0	0	0	0	0	146	0	0	590	0	736
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	1	0	0	0	0	350	7	0	29	0	387
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価	0	61	201	39	52	30	257	1,030	1,846	0	3,516
売却可能金融資産	471	1,154	2,344	1,031	1,915	2,298	9,210	18,778	19,028	0	56,228
固定利付有価証券および貸出金	251	1,008	2,341	1,031	1,915	1,334	9,210	18,733	18,452	0	54,275
持分証券およびその他の変動利付有価証券	219	146	3	0	0	964	0	45	575	0	1,953
貸出金	18,364	23,666	26,185	29,223	9,128	9,107	28,787	66,383	198,067	0	408,909
対銀行	937	1,978	3,043	2,425	650	641	1,529	1,298	775	0	13,276
対顧客	17,427	21,688	23,142	26,798	8,477	8,467	27,258	65,085	197,292	0	395,633
リテール	6,446	3,872	5,436	2,397	1,630	2,055	5,634	17,450	157,616	0	202,536
法人およびその他の顧客	10,980	17,816	17,706	24,401	6,847	6,412	21,624	47,635	39,676	0	193,097
満期保有有価証券	0	0	0	0	0	0	0	1,515	1,691	0	3,206
その他の金融資産	104,400	475	1,052	221	240	135	58	671	2,878	0	110,131
金融資産合計	1,004,599	67,523	45,937	35,640	13,878	17,510	41,870	91,221	236,931	0	1,555,109

その他の資産	23,492	0	0	0	0	0	0	0	11,944	35,437
資産合計	1,028,091	67,523	45,937	35,640	13,878	17,510	41,870	91,221	248,875	1,590,546

以下の表は、それぞれ2017年および2016年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オーバー ナイトおよび1 日前 通知を含む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超		3ヶ月超		6ヶ月超		1年超	2年超	5年超	合計
			3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	2年以内	5年以内				
預金	359,619	34,022	111,695	23,800	12,196	9,416	9,133	9,175	11,757	580,812		
対銀行	58,070	5,618	10,520	4,464	1,081	1,345	2,744	5,277	8,921	98,041		
対顧客	301,549	28,404	101,174	19,336	11,115	8,071	6,389	3,898	2,836	482,771		
リテール	120,110	10,308	73,883	3,014	2,011	1,264	948	859	271	212,669		
法人およびその他の顧客	181,439	18,095	27,291	16,323	9,103	6,806	5,441	3,038	2,565	270,102		
トレーディング負債	414,189	0	0	0	0	0	0	0	0	414,189		
トレーディング証券	71,148	0	0	0	0	0	0	0	0	71,148		
その他のトレーディング負債	314	0	0	0	0	0	0	0	0	314		
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	342,726	0	0	0	0	0	0	0	0	342,726		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（貸出コミットメントおよび金融保証を除く。）	16,018	29,236	6,080	1,574	548	5,520	665	1,091	3,134	63,866		
買戻条件付売却有価証券	14,722	28,857	4,167	1,089	5	4,897	62	24	18	53,840		
長期債務	256	33	582	323	345	427	603	889	2,980	6,439		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	1,040	346	1,332	161	199	196	1	178	136	3,587		
投資契約負債	0	0	0	0	0	574	0	0	0	574		
ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のマイナスの時価	0	11	58	230	65	41	423	249	218	1,294		
中央銀行ファンド借入金	174	83	0	0	0	0	0	0	0	257		
買戻条件付売却有価証券	14,143	353	1,497	409	94	837	476	16	23	17,849		
対銀行	11,459	266	1,453	327	43	736	476	11	0	14,772		
対顧客	2,684	87	44	82	52	102	0	5	23	3,077		
貸付有価証券	6,684	3	1	0	0	0	0	0	1	6,688		
対銀行	2,253	3	0	0	0	0	0	0	1	2,256		
対顧客	4,432	0	1	0	0	0	0	0	0	4,433		
その他の短期借入金	11,831	848	1,542	1,227	738	2,226	0	0	0	18,411		
長期債務	0	886	5,029	16,419	9,931	14,137	21,218	49,923	42,172	159,715		
負債証券 - 優先	0	626	4,266	3,481	5,873	3,334	19,392	45,546	26,978	109,496		
負債証券 - 劣後	0	0	189	267	67	11	48	1,096	5,554	7,232		
その他の長期債務 - 優先	0	210	529	12,496	3,886	10,722	1,685	3,230	9,362	42,120		
その他の長期債務 - 劣後	0	50	45	176	105	70	93	50	278	868		
信託優先証券	0	0	1,644	2,723	274	183	666	0	0	5,491		

その他の金融負債	112,960	1,254	2,228	180	197	177	204	163	4	117,367
金融負債合計	935,618	66,696	129,775	46,562	24,044	33,110	32,785	60,616	57,308	1,386,513
その他の負債	20,112	0	0	0	0	0	0	0	0	20,112
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	68,099	68,099
負債および資本合計	955,730	66,696	129,775	46,562	24,044	33,110	32,785	60,616	125,407	1,474,724
オフバランスのコミットメントの付与	6,290	8,484	10,418	16,261	8,234	15,928	27,732	84,121	28,996	206,464
銀行	238	406	1,398	1,591	557	733	952	346	216	6,437
リテール	352	253	389	247	108	205	223	445	8,483	10,706
法人およびその他の顧客	5,700	7,825	8,630	14,423	7,569	14,990	26,557	83,330	20,297	189,320

最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払 (オー バーナイ トおよび1 日前 通知を含 む。)	1ヶ月 以内	1ヶ月超	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超 1年以内	1年超	2年超	5年超	合計
			3ヶ月 以内	6ヶ月 以内	9ヶ月 以内		2年以内	5年以内		
預金	329,776	36,590	110,606	17,562	15,756	12,595	8,532	8,041	10,746	550,204
対銀行	64,438	9,602	13,129	2,279	6,175	4,220	1,885	5,372	8,993	116,094
対顧客	265,337	26,988	97,477	15,283	9,581	8,375	6,647	2,669	1,752	434,110
リテール	109,943	10,761	75,517	3,191	1,744	902	785	911	279	204,033
法人およびその他の 顧客	155,395	16,227	21,960	12,093	7,837	7,472	5,862	1,758	1,473	230,077
トレーディング負債	520,887	0	0	0	0	0	0	0	0	520,887
トレーディング証券	56,592	0	0	0	0	0	0	0	0	56,592
その他のトレーディ ング負債	437	0	0	0	0	0	0	0	0	437
デリバティブ金融商品 のマイナスの時価	463,858	0	0	0	0	0	0	0	0	463,858
純損益を通じて公正価値 で測定するものとして指 定された金融負債（貸出 コミットメントおよび金 融保証を除く。）	1,992	38,633	8,123	2,212	744	3,745	1,031	1,004	2,969	60,452
買戻条件付売却有価証 券	1,587	36,128	7,584	1,791	2	2,739	566	0	0	50,397
長期債務	201	73	329	384	640	859	398	949	2,640	6,473
純損益を通じて公正価 値で測定するものとし て指定されたその他の 金融負債	203	2,432	210	37	102	147	68	55	329	3,582
投資契約負債	0	0	0	0	0	592	0	0	0	592
ヘッジ会計に適切なデリ バティブ金融商品のマイ ナスの時価	0	249	324	194	312	231	943	1,484	856	4,593
中央銀行ファンド借入金	353	0	0	0	0	0	0	0	0	353
買戻条件付売却有価証券	19,957	1,510	844	1,191	0	1,178	434	271	0	25,387
対銀行	14,934	1,510	844	1,191	0	1,178	292	271	0	20,222
対顧客	5,023	0	0	0	0	0	142	0	0	5,165
貸付有価証券	3,587	10	1	0	0	0	0	0	0	3,598
対銀行	1,488	4	0	0	0	0	0	0	0	1,492
対顧客	2,099	6	1	0	0	0	0	0	0	2,106
その他の短期借入金	13,216	921	1,073	265	1,292	529	0	0	0	17,295
長期債務	0	1,037	5,275	8,143	10,113	4,190	43,315	56,444	43,799	172,316
負債証券 - 優先	0	989	5,085	7,476	9,772	3,534	13,284	51,704	30,162	122,006
負債証券 - 劣後	0	0	0	0	0	231	140	1,124	5,293	6,788
その他の長期債務 - 優先	0	43	190	582	284	384	29,507	3,496	8,063	42,549
その他の長期債務 - 劣後	0	5	0	85	56	42	384	120	281	974
信託優先証券	0	0	0	730	1,054	413	4,176	0	0	6,373
その他の金融負債	128,398	976	1,665	221	201	161	295	112	3,246	135,274
金融負債合計	1,018,165	79,926	127,911	30,518	29,473	23,635	58,726	67,356	61,616	1,497,325
その他の負債	28,362	0	0	0	0	0	0	0	0	28,362
資本合計	0	0	0	0	0	0	0	0	64,819	64,819
負債および資本合計	1,046,527	79,926	127,911	30,518	29,473	23,635	58,726	67,356	126,435	1,590,506

オフバランスのコミット メントの付与	6,061	9,569	8,896	13,765	8,708	14,794	30,609	98,024	27,978	218,404
銀行	305	688	1,501	1,671	602	587	1,185	958	192	7,688
リテール	253	124	95	226	283	387	757	538	8,875	11,540
法人およびその他の 顧客	5,503	8,757	7,300	11,868	7,823	13,820	28,667	96,528	18,911	199,176

[次へ](#)

はじめに

2017年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

取締役の報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGの取締役報酬制度の構造および設計について記載している。ここでは、2017事業年度の報酬制度について記載しており、当該報酬制度の中で、変動報酬構造は2016事業年度の報酬制度と比較し修正が行われ、2017年5月の株主総会において、当該報酬制度が承認された。また、本報酬報告書には、監査役会によって付与されたドイツ銀行AGの取締役メンバーの個別の報酬体系およびその他給付に関する情報が含まれる。

従業員の報酬報告書

本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（別途報酬報告書の開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、2016年に導入した新報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2016年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstVW」という。））に基づき特に重要なリスク・テイカー（MRT）として識別された取締役および従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

監査役会の報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGの監査役会のメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準第17号「取締役会長の任務遂行報酬に関する報告」（以下「DRS17」という。）、CRR、InstVW およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

監査役会の委員長からのメッセージ

株主の皆さまへ

次頁以降に記載しております取締役報酬に関する報告書につきまして、報酬システムならびに取締役メンバーへの報酬に関する総合的な情報をお伝えしております。その前に簡単に要点をお伝えさせていただきます。

昨年の株主総会において、株主の皆様によって当行グループの報酬決定の基礎となるグループ取締役会の報酬制度が97%の多数で可決されました。この報酬システムに応じて、各取締役メンバーは固定給および企業年金制度に加え、毎年設定される目標およびその達成に沿った変動報酬を受領する権利が与えられます。変動報酬の大半（60%）は長期グループ指向によるもので、残り（最大40%）は短期グループ目標もしくは部門の目標を加味するものであります。報告によると長期報奨の達成率は38%であり、短期グループ目標は45%でありました。詳細については次頁以降をご参照ください。

取締役ならびに監査役会にとりまして2017年度の純損失は納得のできる結果ではありませんでした。取締役メンバーは2017年度の変動報酬の決定、付与を放棄する旨、監査役会に宣言致しました。監査役会はこの決断を尊重し取締役メンバーへの2017年度変動報酬の決定を見送りました。取締役は3年連続で変動報酬を受け取っておりません。監査役会を代表して、取締役会が当行グループの利益の為に契約上の報酬を放棄したことに対し敬意を表したいと思っております。

以降の報告では監査役会の個別評価の目的がグループの目標に沿ったものであることを説明しており、また報酬システムの透明性について投資家の期待にお応えするものとなっております。

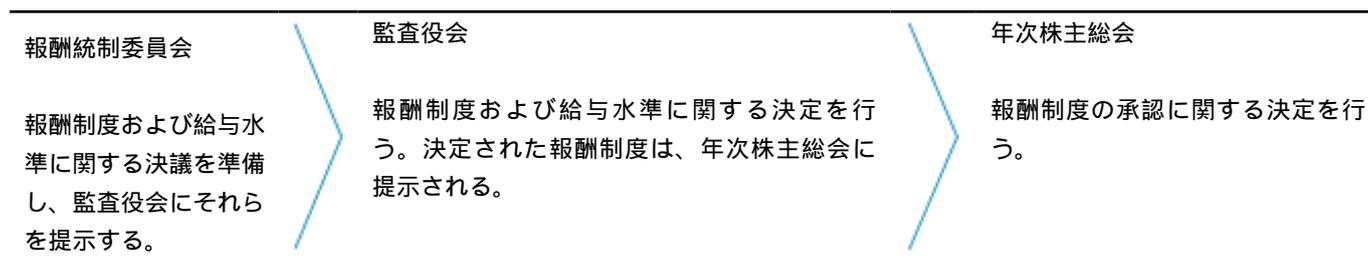
取締役会ではこの重要なトピックに対して建設的なフィードバックや批評を伺いたく、株主総会で皆様と議論できることを心待ちにしております。

敬具

Dr. Paul Achleitner

経営者の報酬報告書

経営者の報酬ガバナンス



本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬制度の適切な構築について監査役会を監督および支援し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）監査役会は、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

監査役会は、取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会もまた、ドイツ株式会社法120条第4項（Aktiengesetz - AktG）の可能性を考慮し株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。

取締役会は2017年度に新報酬制度を制定し2017年5月開催の株主総会でその承認を求めた。結果、97%という大多数で可決された。

取締役の報酬および報酬制度の原則

取締役の報酬制度を構築し、各取締役の報酬額を決定する際には、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬制度および各取締役の報酬額の双方に影響するため、監査役会は報酬案件の決議を行う際にこれを考慮しなければならない。

報酬制度および報酬額の決定の決議を行う際に、監査役会が具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

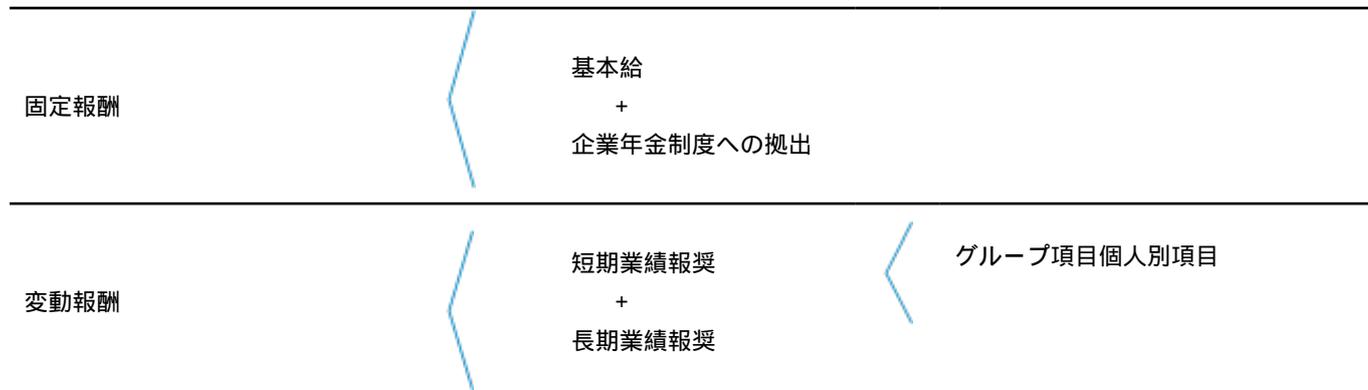
ガバナンス	報酬制度の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。監査役会が規制要件の範囲内で、報酬パッケージを提示する目的は、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つためである。
グループ戦略	報酬制度の構造を通して、取締役が当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
取締役の全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、全ての取締役に等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、監査役会は別途、各取締役に対する個々の目標を設定する。この目標は、とりわけ事業展開、管理部門または担当地域個人が負うであろう責務を考慮に入れる。その目標は財務的もしくは非財務的なものでありうる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを91%の賛成多数により可決した。監査役会が決議した報酬制度は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、監査役会は個々の取締役の報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2017事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	取締役の変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式を基礎とした報酬として付与されることになる。株式を基礎とした報酬は付与から5年間を1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式を基礎とした報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。
株主の利益	報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性を保証することに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の号席に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し達成される。

報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の職務契約書に反映される。

2017年1月以降の報酬構造

- 報酬構造の透明性
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

報酬制度の構造および報酬項目



2017年1月以降適用される報酬構造は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動してなく、基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。

取締役会の共同会長への年間基本給は3.4百万ユーロである。副会長は3百万ユーロを年間基本給として受け取る。CIB担当取締役の年間基本給は3百万ユーロであり、その他の取締役は2.4百万ユーロである。

更に監査役会は2017年に任意の特別手当を導入した。この手当は取締役に対して追加的なタスクまたは通常の実務範囲を超える特定の責務が与えられた場合に支払われる手当をいう。最大、固定給の100%にまで達し追加的なタスクおよび特定の責務が取締役に課されている間に支払が行われる。

基本給の水準を決定する際には多数の要因を検討する。まず、基本給は取締役のオフィスおよび関連する取締役の責務全般に関する一般的な仮定に対する報酬である。また、基本給の金額を決定する際には、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)第25a条第5項に関連した銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制(Insti tutsvergütungsverordnung – InstVV)の規制要件も考慮しなければならない。従って、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の上限が導入された。

InstVVは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。年間の企業年金制度への拠出は、取締役会の共同会長で650,000ユーロとなっており、AMもしくはCIB担当取締役は1,000,000ユーロ、その他の取締役は650,000ユーロとなっている。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

2016年度において、報酬システムは3つの項目（年間業績報奨（APA）、長期業績報奨（LTPA）、部門業績報奨（DPA））からなり、これらが連動して変動報酬を構成していた。APAは当行グループの短期および中期経営方針並びに企業目標の達成に対して付与されるものであった。APAの過程において財務的な達成のみを考慮するのではなく、事業活動の一環としてスタッフやクライアントへの行動についても考慮された。LTPAの水準は、3年間の評価に基づく当行株式と特定の同業他社との比較における相対パフォーマンスに基づき決定され、非財務的パラメータ（いわゆるカルチャー&クライアントファクター）も考慮の上決定された。DPAはフロントオフィスの特徴のみを反映させようとしたものであった。

2017年度においては、報酬システムは変動報酬の構成および透明性を持ち合わせたパフォーマンス規準の連動報酬を大幅に簡素化する為に調整が行われた。しかし、報酬構造は依然として、集団の目標と並行して個人の合意および個人の目標を認め

ており、各取締役の責務に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績連動である。2017事業年度の変動報酬は以下の短期的な項目および長期的な項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

短期報奨（STA）

STAは短期的な目標および中期的な目標の達成に結び付いている。目標には取締役が達成すべき集団の目標が含まれ、各取締役の全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを明確に区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個人別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、取締役の変動報酬を銀行全体の業績に結び付けることにある。

2016年、取締役会は、非課税の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行グループの財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。取締役の報酬も選定された財務上の数値を用いて当行グループの業績に密接に結び付いている。監査役会は取締役の報酬制度を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年以降STAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる業績測定基準を用いて達成する。

当初の目標に従って、当行グループの資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率	当行グループのリスク・ウェイトド・アセットに対する当行グループの普通株式等Tier 1資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行グループのTier 1資本の比率
調整後費用	再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する純利益の比率。前者は、のれんおよびその他の無形資産を除く当行の貸借対照表上の株主資本

監査役会は定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、監査役会はグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個人別項目

STAの個人別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。監査役会は各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行グループの事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、取締役としての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個人別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および（または）要因が設定される。事業年度毎に各取締役には最大で3つの目標が設定される。前述の目標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と部門目標の合計は合わせて、STAの個人別項目の最大90%である。監査役会は残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として優れた貢献へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会は個人別項目を付与しない旨を決定することができる。

最低額、目標額および最高額

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額を決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会はSTAを付与しない旨を決定することができる。

単位：ユーロ	2017年度		
	最小	目標	最大
共同会長			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目	0	1,400,000	2,800,000
STA 合計 ¹	0	1,900,000	3,800,000
一般の取締役			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目（最低額から最高額まで）	0	800,000から	1,600,000から
	0	1,400,000まで	2,800,000まで
STA 合計（最低額から最高額まで）	0	1,300,000から	2,600,000から
	0	1,900,000まで	3,800,000まで

¹ STAとは、短期報奨である。

長期報奨（LTA）

監査役会は各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成を明確に重視することを決定した。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に監査役会は、各取締役の集団および（または）個人の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および（または）要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している

監査役会は合計で3つの目標を各取締役に対して決定する。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。2017年度に監査役会は全ての取締役に次の3つの共通目標を定めた。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、LTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的業績推移を促進することを意図している。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率（RTSR）の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。監査役会は同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。

2017年度、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas Société Générale Barclays Credit Suisse UBS

2つ目の目標は当行グループの成長および発展に結び付いている。本業の純額での資本の成長という考え方により、監査役会はこの成長を促進するよう設計される目的を設定する。資本成長の水準を定める為に、ファクターとなる「本業から生み出される資本成長額」が計算される。本業から生み出される資本成長額は次に列挙している会計年度中に発生した残額変動額（連結持分変動計算書にも記載）を前年会計年度12月31日時点においてのドイツ銀行株主資本で割ることにより計算される。

- 税引後包括利益合計
- 税引後追加資本項目のクーポン
- 税引後確定給付制度の再測定利益（損失）
- オプションプレミアムおよび普通株式に対するオプションのその他影響
- 自己株式売却純利益（損失）

従って、本業とは関係のない株主資本変動額、特に配当金の支払いまたは増資は目標達成には含まれない。

3つ目の目標は、従来どおり「文化および顧客」カテゴリーから選定される。監査役会は、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。監査役会は、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を2017事業年度の取締役の目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

監査役会は、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の数値および（または）要因が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって評価される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

グループ項目⁽¹⁾

	関連する目標	項目のウェイト
短期報奨 (STA)	CET 1比率	25%
	レバレッジ比率	25%
	調整後の利息以外の費用	25%
	税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	25%
	個人別項目 (一例) ⁽²⁾	
長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	収益の増加 / 対前年比と計画との比較	30%
	プロジェクトに関連する目標 (実現、管理)	30%
	従業員コミットメント指数 (対前年比%) / ダイバーシティの目標	30%
	十分な情報を得た上での判断に基づく調整	10%
	相対的株主利益率	33.34%
	本業から生み出される資本増加 (純額)	33.33%
	統制環境	33.33%

(1) 共通の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個人別および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

報酬総額/目標額と最大額

単位：ユーロ	基本給	グループ項目		LTA ²	2017年度	2016年度
		個人別項目			報酬総額	報酬総額
会長						
目標	3,400,000	500,000	1,400,000	3,400,000	8,700,000	9,100,000
最大	3,400,000	1,000,000	2,800,000	5,100,000	12,300,000	12,500,000
一般の取締役 (CIB)						
目標	3,000,000	500,000	1,400,000	2,800,000	7,700,000	8,500,000
最大	3,000,000	1,000,000	2,800,000	4,200,000	11,000,000	13,200,000
一般の取締役(PCB)						
目標	2,400,000	500,000	1,100,000	2,800,000	6,800,000	5,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,200,000	4,200,000	9,800,000	8,300,000
一般の取締役(Deutsche AM)						
目標	2,400,000	500,000	1,300,000	2,800,000	7,000,000	7,000,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,600,000	4,200,000	10,200,000	10,500,000
一般の取締役 (管理部門/地域)						
目標	2,400,000	500,000	800,000	2,800,000	6,500,000	5,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	1,600,000	4,200,000	9,200,000	8,000,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

取締役の報酬総額は上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、監査役会は、2017事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。一定期間に一時的に付与される特別手当はこの制限計算に参入されない。

長期奨励および持続性

InstVVの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。非繰延報酬として付与された変動報酬総額の最大40%の少なくとも半分は、株式を基礎とした報酬で構成されなければならない。残りの部分のみが現金により直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。2016年に至るまでに（2016年を含む）採用されている報酬制度では、（APAおよびDPA）は原則として株式ではない現金報酬として付与される（以下「制限付奨励報奨」という。）。ただし、長期業績報酬（LTPA）は株式を基礎とした報酬として付与される（以下「制限付株式報奨」という。）。

最低限 75% 変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬として付与される。

監査役会は、取締役を当行グループの業績およびドイツ銀行の株価の変動との結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目（LTA）および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式の形式でのみ付与することを決定した。短期項目（STA）に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式の形式で付与される。

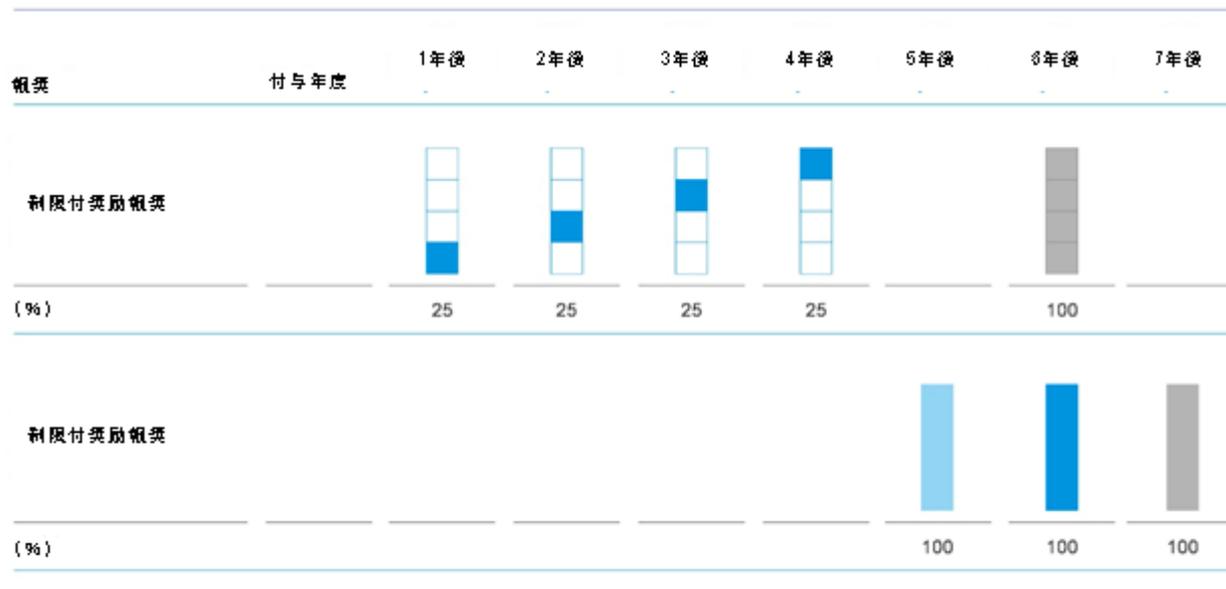
制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、5年後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、取締役は、6年後に初めて株式を処分する

ことが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報酬の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行グループの長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報酬および制限付株式報酬には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

取締役報酬の支払または交付および非失効のタイムフレーム

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム



- 支払または交付に伴う権利確定および/または非失効
- 交付までの保有期間後に権利確定。ただし、保有期間中は個々の失効条件の対象となる。
- 既に支払われたまたは交付された報酬項目の回収（以下「クローバック」という。）を要求する可能性の終了

失効条件 / クローバック

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付奨励報酬および制限付株式報酬）であるため、長期的なインセンティブを確保するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報酬は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する可能性がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、制限付株式報酬は完全に失効する。

2017年8月に採用されたInstWVの改定案は、特に、いわゆる「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意すべきであることを示す。失効条件とは対照的に、この条項は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をすることにより、監査役会が既に支払または交付された報酬の返還を要求することを認める。監査役会はこの条項についてInstWVの最終版への修正がない限りはInstWVのドラフト版に基づき取締役と既に合意している。これに関し、監査役会はInstWVの新しい規定に基づき各取締役と合意した委任契約を締結することによってInstWVの規定に準拠したことになる。クローバック条項は2018業績年度から適用となる。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役は、取締役の委任契約書に含まれる変動報酬に制限を付すことができる規定についても合意した。これによれば、変動報酬は、決められた最高金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬の支払はまた、変動報酬の支払が現行の法令上の要件に従ってしかるべき当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行グループに対する取締役の長期コミットメント

- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行グループの業績への結び付け

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行グループの業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

会長については、保有株数は会長の年間基本給の2倍すなわち6,800,000ユーロ相当であり、その他の取締役についてはその他の取締役の年間基本給の1倍、すなわちそれぞれ2,400,000ユーロもしくは3,000,000ユーロ相当である。

2017事業年度より、これらの要件が満たされるまでの保有期間を持分変動報酬の付与額に連動する規定に変更した。株式保有義務は取締役に任命後1倍の保有義務に応じ変動報酬に基づく総合的な株式が取締役に付与された当日に履行されなければならない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検査までに不足分を修正しなければならない。すべての取締役は、2017年度に株式保有義務を満たしている、または保有期間中となっている。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役退任後の期間も存続する。

年金給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役への就任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、年金受給のための事象（一定年齢、障害または死亡）が発生した場合に将来の年金給付の支払に利用可能な年金額となる。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2017年度および2016年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2017年度在任中の各取締役の2017年12月31日および2016年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役としての勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2017年度	2016年度	2017年 度	2016年 度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
John Cryan	728,000	754,000	0	0	1,875,250	1,147,250	748,829	821,114	1,916,940	1,221,303
Kimberly Hammonds ¹	936,000	250,001	0	0	1,186,001	250,001	842,110	270,466	1,091,041	275,563
Stuart Lewis Sylvie	871,000	556,000	0	0	3,213,938	2,342,938	807,465	546,402	3,377,866	2,555,844
Matherat James von Moltke ²	786,500	500,000	0	0	1,373,168	586,668	774,917	517,352	1,354,995	613,025
Nicolas Moreau ³	503,750	-	0	-	503,750	-	451,453	-	463,619	-
Garth Ritchie	1,340,000	347,500	0	0	1,687,500	347,500	1,232,878	442,672	1,591,229	450,380
Karl von Rohr	1,500,000	1,550,000	0	0	3,050,000	1,550,000	1,306,915	1,443,171	2,704,127	1,475,820
Dr. Marcus Schenck	871,000	556,000	0	0	1,523,001	652,001	807,465	546,402	1,434,564	647,482
Christian Sewing	1,105,500	556,000	0	0	2,189,501	1,084,001	1,018,267	546,402	2,051,090	1,041,150
Werner Steinmüller ⁴	1,046,500	1,085,500	0	0	2,824,000	1,777,500	899,307	984,198	2,450,830	1,592,460
Frank Strauß ⁵	650,000	166,667	6,667	0	823,334	166,667	701,617	164,232	907,793	169,445
Jeffrey Urwin ⁶	348,834	-	0	-	348,834	-	313,391	-	321,839	-
	500,000	2,000,000	20,000	0	0 ⁷	2,000,000	557,370	2,036,367	0	2,090,722

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

6 2017年3月31日退任。

7 取締役退任時点では年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,520,000ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行グループにない場合、当行グループの都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況および勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVVの条項に従って決定される。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、原則として、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

Jeffrey Urwin氏は2017年3月31日付で取締役会を退任した。その後、取締役会の役務契約は双方の合意により終了した。契約終了に起因する追加での権利発生はなかった。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬		現金を基礎とする報酬	
単位：ユーロ	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
James von Moltke ¹	0	0	671,148	0
Stuart Lewis	955,633	(136,084) ²	230,974	466,922

1 2017年7月1日就任。

2 取締役の株式を基礎とする報酬は、通常各報告日において株価に基づき評価され、この時点ではマイナスの結果となっている。

2017事業年度における取締役の報酬

基本給

2017事業年度において、取締役会会長の年間基本給は3,400,000ユーロであり、一般の取締役はそれぞれ2,400,000ユーロ、3,000,000ユーロであった。2017年、取締役メンバーであるStuart Lewis氏は特別手当として総額300,000ユーロを受領した。監査役会が同氏の米国当局との関係改善に向けての追加的責務を加味した結果であった。Garth Ritchie氏は特別手当250,000ユーロを受領した。同氏はプレグジットに関する追加的な責務を与えられた為であった。

変動報酬

2017年事業年度の当行グループの損失を考慮すると2016年事業年度に既に取締役会が行ったように取締役会は、2017事業年度において取締役の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを全会一致で可決した。取締役会は、監査役会に当該放棄を宣言した。このため取締役会は、2017事業年度の取締役の変動報酬を決定及び付与することを辞退した。

目標達成度

監査役会は報酬決定の透明性に関し、昨年の株主総会の株主からの批判を考慮し目標達成度の見直しを決定した。前述の取締役会による辞退の決定を踏まえ、監査役会は目標達成に起因する変動報酬の決定および付与を行わなかった。

2017年事業年度におけるグループ項目STAの4つのパフォーマンス規準は次に掲げるものであった。普通株式等Tier1 (CET1) 資本比率については、戦力計画に沿った目標水準の達成において大きな進展が見受けられた。2017年の目標水準もまた上回った。レバレッジ比率に関しては、中間目標のレベルには達成しなかったものの戦略計画に沿った目標レベルが達成された。(詳細については、リスク報告書中の「レバレッジ比率」を参照) 調整後無利子費用の2017年中間目標レベルは達成された。2017年度税引後収益目標は達成されなかった。

以上をまとめると、監査役会はグループ項目での達成度を45%と評価した。

45% がSTAのグループ項目の目標達成度であった。

STAの個人別項目は2017年度に各取締役に対して設定された短期、中期の個人および部門の目標と整合している。

John Cryan

2017年度、Cryan氏の個人別目標はグループの業績（計画IBIT）達成であった。また、戦略実施に伴うプロセスの管理及び規制当局との協力の強化、並びに規制上の検出事項および要件への対応についても目標として設定された。また、ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Kimberly Hammonds

Hammonds氏の目標は、ビジネス活動を支援するための重要な規制プログラムに対する準拠への対応、および銀行の主要なITアプリケーションの利用可能性を確保することであった。さらに、2017年に設定された費用予算内に収めること、また、規制監督上の検出事項に対する改善活動とその遵守、およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標の達成であった。

Stuart Lewis

2017年度、Lewis氏の目標は、あらかじめ定義されたコスト削減を実践することであった。また、リスクに焦点を当てた重要な規制プログラムの導入も目標であった。また、Lewis氏には規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標も設定された。

Sylvie Matherat

コンプライアンスおよび対金融犯罪対策部門の設置完了については、Matherat氏によって合意された目標の一つであった。さらに、規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施、内部連携の強化、およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を達成しつつ、MiFID II要件を実践する部門を支援することも目標であった。

James von Moltke

Von Moltke氏の目標は、説明責任に関する改善された文化を築き、透明性と整合性をより高めることを目的とした、銀行全体での業績管理を主導することであった。

Nicolas Moreau

Moreau氏の目標は、アセット・マネジメント部門で純資金の流入を発生させることであった。もう一つの目標は、IPOへ向けてアセット・マネジメント部門を運用上独立したユニットとして確立させることであった。さらに、規制監督上の発見事項に対処することと、ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Garth Ritchie

Ritchie氏の目標には、特にCIB関連収益およびIBIT目標が含まれていた。さらに、規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Karl von Rohr

Von Rohr氏の目標の一つは、係争中の法的訴訟数を減らすことであった。もう一つの目標は、従業員の計画改善に関するものであった。ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を設定し、規制監督上の発見事項に対して即座に対応することも目標であった。

Dr Marcus Schenck

CF0（2017年6月までを含む）としての役割において、Dr. Schenck氏の個人別目標は増資の成功とファイナンス関連費用予算の達成完了が目標であった。2017年7月現在、CIBの共同責任者であるDr. Schenck氏の目標の一つは、CIB関連の収益とIBITの目標を達成することであった。両方の責任分野においても、規制監督上の検出事項に対する改善策への対応およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を設定していた。

Christian Sewing

Sewing氏の目標には、2017事業年度の部門関連IBIT目標が含まれていた。もう一つの目的としてポストバンクの統合推進活動があった。ダイバーシティ・ターゲットと従業員エンゲージメントに関する明確なスコア達成と同様に、管理上の発見事項に対して即座に対応することも目標であった。

Werner Steinmüller

2017事業年度は、アジア太平洋地域での収益目標と経営目標がSteinmüller氏の個人別目標として合意された。さらに、規制監督上の検出事項に対する改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標についても設定された。

Frank Strauß

2017年9月1日現在、Strauß氏と合意された個人別の目標は、CEOとしての役職を兼務しているドイツ・ポストバンクAGの経営に関するものであった。また、ポストバンクをドイツ銀行グループに統合することも目標として設定された。

報酬辞退により、取締役会メンバーの個人別業績の達成度合いは、監査役会によって評価されなかった。

LTAの基礎となるRTSRは2017年に前年を上回ったものの、3年間（2015年から2017年）の平均パフォーマンスは82.1%であり、同業他社のパフォーマンスを下回っていた。本業から生み出される資本は2017年にマイナスとなった。統制環境の強化は、内部監査または監督当局からのフィードバックをもとに評価が行われた。

監査役会は、LTAの全体的な達成率を38%と評価した。

38% がLTAの目標達成度であった。

報酬総額

取締役は、2017事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、合算で総額29,200,000ユーロ（2016年度：25,883,333ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は固定報酬のみである。0ユーロ（2016年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、前述の2017年度および2016年度の報酬を個人別に次のように決定した。

単位：ユーロ	基本給				2017年度	2016年度		
		グループ項目	個人別項目	STA ₁	LTA ₂	報酬総額	特別手当	報酬総額
John Cryan	3,400,000	0	0	0	0	3,400,000	0	3,800,000
Kimberly Hammonds ³	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	0	1,000,000
Stuart Lewis	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	300,000	2,400,000
Sylvie Matherat	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
James von Moltke ⁴	1,200,000	0	0	0	0	1,200,000	0	-
Nicolas Moreau ⁵	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	0	600,000
Garth Ritchie	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	250,000	2,400,000
Karl von Rohr	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
Dr. Marcus Schenck	2,900,000	0	0	0	0	2,900,000	0	2,400,000
Christian Sewing	2,900,000	0	0	0	0	2,900,000	0	2,400,000
Werner Steinmüller ⁶	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000	0	1,000,000
Frank Strauß ⁷	800,000	0	0	0	0	800,000	0	-
Jeffrey Urwin ⁸	600,000	0	0	0	0	600,000	0	2,400,000
Jürgen Fitschen ⁹	-	-	-	-	-	-	-	1,583,333
Quintin Price ¹⁰	-	-	-	-	-	-	-	1,100,000
合計	29,200,000	0	0	0	0	29,200,000	550,000	25,883,333

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

3 2016年8月1日就任。

4 2017年7月1日就任。

5 2016年10月1日就任。

6 2016年8月1日就任。

7 2017年9月1日就任。

8 2017年3月31日退任。

9 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

10 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

上記の表には、失効した元雇用者からの報酬を代替して取締役が付与された金額は含まれていない。これらは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス法およびDRS17に準拠した株式報奨に関する章および図表に明記されている。

株式報奨

取締役は、2017事業年度の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを監査役会に宣誓した。その結果、変動報酬の決定について株式報奨は一切付与されなかった。2016年事業年度も同様となった。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

James von Moltke氏は、取締役に就任したため、元雇用主が付与した繰延報酬は放棄することとなった。さらに、2017年にドイツ銀行に入行した為、元雇用者より比例按分された変動報酬は受領しなかった。放棄することとなった報酬および付与されなかった分の同等価値の現金支払、2017年DBエクイティプラン（株式アップフロント報奨および制限付株式報奨）に基づいたドイツ銀行の株式報奨194,142株および繰延現金報酬（制限付奨励報奨）により代替支給されることとなった。株式アップフロント報奨は、2019年2月28日までの保有期間が課せられる。制限付株式報奨は2017年9月1日と2023年3月1日に付与されその後それぞれ6ヶ月および12ヶ月の保有期間が課せられる。権利割当までの間は、当該報酬は特定の失効条項に従わなければならない。

取締役の株式所有状況

2018年2月16日および2017年2月17日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役		株式数
John Cryan	2018年度	13,740
	2017年度	9,160
Kimberly Hammonds ¹	2018年度	34,200
	2017年度	22,800
Stuart Lewis	2018年度	88,292
	2017年度	51,347
Sylvie Matherat	2018年度	0
	2017年度	0
James von Moltke ²	2018年度	0
Nicolas Moreau ³	2018年度	0
	2017年度	0
Garth Ritchie	2018年度	43,227
	2017年度	28,778
Karl von Rohr	2018年度	5,601
	2017年度	3,737
Dr. Marcus Schenck	2018年度	78,168
	2017年度	26,445
Christian Sewing	2018年度	54,356
	2017年度	36,249
Werner Steinmüller ⁴	2018年度	119,688
	2017年度	79,792
Frank Strauß ⁵	2018年度	7,172
合計	2018年度	444,444
	2017年度	258,308

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

現取締役は2018年2月16日現在、合計444,444株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.02%に相当していた。

以下の表は、2017年2月17日および2018年2月16日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

取締役	2017年2月17日 現在の残高	付与数	交付数	失効数	2018年2月16日 現在の残高
John Cryan	0	0	0	0	0
Kimberly Hammonds ¹	88,072	14,760	0	0	102,832
Stuart Lewis	166,539	21,889	19,748	8,182	160,498
Sylvie Matherat	10,758	1,423	0	0	12,181
James von Moltke ²	-	194,142	0	0	194,142
Nicolas Moreau ³	0	0	0	0	0
Garth Ritchie	549,651	69,085	0	0	618,736
Karl von Rohr	43,456	5,749	0	0	49,206
Dr. Marcus Schenck	216,979	22,241	48,868	0	190,353
Christian Sewing	85,508	11,313	0	0	96,821
Werner Steinmüller ⁴	191,879	28,941	0	0	220,821
Frank Strauß ⁵	30,732	23,523	7,272	0	46,983

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する変動報酬（制限付奨励報奨および制限付株式報奨別に報告されている）が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、GCGCに従って2017事業年度および2016事業年度に付与された報酬を示している。

	John Cryan					
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬（基本給）	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,800,000	3,800,000
付加給付	220,982	220,982	220,982	220,982	41,795	41,795
合計	3,620,982	3,620,982	3,620,982	3,620,982	3,841,795	3,841,795
変動報酬	0	5,300,000	0	8,900,000	0	5,300,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,900,000	0	3,800,000	0	1,500,000
制限付株式報奨	0	3,400,000	0	5,100,000	0	3,800,000
合計	0	5,300,000	0	8,900,000	0	5,300,000
年金勤務費用	748,829	748,829	748,829	748,829	821,114	821,114
報酬総額（GCGC）	4,369,811	9,669,811	4,369,811	13,269,811	4,662,909	9,962,909
報酬総額 ¹	3,400,000	8,700,000	3,400,000	12,300,000	3,800,000	9,100,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Kimberly Hammonds ¹					
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000
付加給付	260,489	260,489	260,489	260,489	6,035	6,035
合計	2,660,489	2,660,489	2,660,489	2,660,489	1,006,035	1,006,035
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	416,667
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,000,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
年金勤務費用	842,110	842,110	842,110	842,110	270,466	270,466
報酬総額（GCGC）	3,502,599	7,602,599	3,502,599	10,302,599	1,276,501	2,693,168
報酬総額 ²	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	1,000,000	2,416,667

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

	Stuart Lewis					
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	300,000	300,000	300,000	300,000	0	0
付加給付	206,628	206,628	206,628	206,628	77,938	77,938
合計	2,906,628	2,906,628	2,906,628	2,906,628	2,477,938	2,477,938
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	807,465	807,465	807,465	807,465	546,402	546,402
報酬総額（GCGC）	3,714,093	7,814,093	3,714,093	10,514,093	3,024,340	6,424,340
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 特別手当、付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	16,338	16,338	16,338	16,338	12,905	12,905
合計	2,416,338	2,416,338	2,416,338	2,416,338	2,412,905	2,412,905
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	774,917	774,917	774,917	774,917	517,352	517,352
報酬総額(GCGC)	3,191,255	7,291,255	3,191,255	9,991,255	2,930,257	6,330,257
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

James von Moltke ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定) ²	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	-	-
付加給付	473,299	473,299	473,299	473,299	-	-
合計	1,673,299	1,673,299	1,673,299	1,673,299	-	-
年度変動報酬	4,858,442	2,050,000	0	3,400,000	-	-
このうち						
現金	355,404	0	0	0	-	-
制限付奨励報奨	1,600,227	650,000	0	1,300,000	-	-
株式アップフロント報奨	355,404	0	0	0	-	-
制限付株式報奨	2,547,407	1,400,000	0	2,100,000	-	-
合計	4,858,442	2,050,000	0	3,400,000	-	-
年金勤務費用	451,453	451,453	451,453	451,453	-	-
報酬総額(GCGC)	6,983,194	4,174,752	2,124,752	5,524,752	-	-
報酬総 ³	6,058,442	3,250,000	1,200,000	4,600,000	-	-

1 2017年7月1日就任。

2 失効した報酬および前任雇用者から付与された変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示される。

3 付加給付および年金勤務費用を除く。

Nicolas Moreau ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	600,000	600,000
付加給付	59,383	59,383	59,383	59,383	5,239	5,239
合計	2,459,383	2,459,383	2,459,383	2,459,383	605,239	605,239
年度変動報酬	0	4,600,000	0	7,800,000	0	1,150,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,800,000	0	3,600,000	0	600,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	550,000
合計	0	4,600,000	0	7,800,000	0	1,150,000
年金勤務費用	1,232,878	1,232,878	1,232,878	1,232,878	442,672	442,672
報酬総額(GCGC)	3,692,261	8,292,261	3,692,261	11,492,261	1,047,911	2,197,911
報酬総額 ²	2,400,000	7,000,000	2,400,000	10,200,000	600,000	1,750,000

1 2016年10月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	250,000	250,000	250,000	250,000	0	0
付加給付	269,457	269,457	269,457	269,457	110,241	110,241
合計	3,519,457	3,519,457	3,519,457	3,519,457	2,510,241	2,510,241
年度変動報酬	0	4,700,000	0	8,000,000	0	4,600,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,900,000	0	3,800,000	0	2,400,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,200,000
合計	0	4,700,000	0	8,000,000	0	4,600,000
年金勤務費用	1,306,915	1,306,915	1,306,915	1,306,915	1,443,171	1,443,171
報酬総額(GCGC)	4,826,372	9,526,372	4,826,372	12,826,372	3,953,412	8,553,412
報酬総額 ¹	3,000,000	7,700,000	3,000,000	11,000,000	2,400,000	7,000,000

1 特別手当、付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	23,642	23,642	23,642	23,642	47,730	47,730
合計	2,423,642	2,423,642	2,423,642	2,423,642	2,447,730	2,447,730
年度変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	807,465	807,465	807,465	807,465	546,402	546,402
報酬総額(GCGC)	3,231,107	7,331,107	3,231,107	10,031,107	2,994,132	6,394,132
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Marcus Schenck

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	16,148	16,148	16,148	16,148	23,720	23,720
合計	2,916,148	2,916,148	2,916,148	2,916,148	2,423,720	2,423,720
年度変動報酬	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
年金勤務費用	1,018,267	1,018,267	1,018,267	1,018,267	546,402	546,402
報酬総額(GCGC)	3,934,415	8,334,415	3,934,415	11,334,415	2,970,122	6,370,122
報酬総額 ¹	2,900,000	7,300,000	2,900,000	10,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Christian Sewing

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	80,307	80,307	80,307	80,307	204,758	204,758
合計	2,980,307	2,980,307	2,980,307	2,980,307	2,604,758	2,604,758
年度変動報酬	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,600,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,800,000
合計	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
年金勤務費用	899,307	899,307	899,307	899,307	984,198	984,198
報酬総額(GCGC)	3,879,614	8,279,614	3,879,614	11,279,614	3,588,956	6,988,956
報酬総額 ¹	2,900,000	7,300,000	2,900,000	10,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000
付加給付	399,424	399,424	399,424	399,424	165,001	165,001
合計	2,799,424	2,799,424	2,799,424	2,799,424	1,165,001	1,165,001
年度変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	416,667
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,000,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
年金勤務費用	701,617	701,617	701,617	701,617	164,232	164,232
報酬総額(GCGC)	3,501,041	7,601,041	3,501,041	10,301,041	1,329,233	2,745,900
報酬総額 ²	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	1,000,000	2,416,667

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Frank Strauß ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	800,000	800,000	800,000	800,000	-	-
付加給付	26,893	26,893	26,893	26,893	-	-
合計	826,893	826,893	826,893	826,893	-	-
年度変動報酬	0	1,466,667	0	2,466,667	-	-
このうち						
制限付奨励報奨	0	533,333	0	1,066,667	-	-
制限付株式報奨	0	933,333	0	1,400,000	-	-
合計	0	1,466,667	0	2,466,667	-	-
年金勤務費用	313,391	313,391	313,391	313,391	-	-
報酬総額(GCGC)	1,140,284	2,606,951	1,140,284	3,606,951	-	-
報酬総額 ²	800,000	2,266,667	800,000	3,266,667	-	-

1 2017年9月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	530	530	530	530	59,763	59,763
合計	600,530	600,530	600,530	600,530	2,459,763	2,459,763
年度変動報酬	0	0	0	0	0	6,100,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	3,300,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,800,000
合計	0	0	0	0	0	6,100,000
年金勤務費用	557,370	557,370	557,370	557,370	2,036,367	2,036,367
報酬総額(GCGC)	1,157,900	1,157,900	1,157,900	1,157,900	4,496,130	10,596,130
報酬総額 ²	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	8,500,000

1 2017年3月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jürgen Fitschen¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	-	-	-	-	1,583,333	1,583,333
付加給付	-	-	-	-	38,937	38,937
合計	-	-	-	-	1,622,270	1,622,270
年度変動報酬	-	-	-	-	0	2,208,333
このうち						
制限付奨励報奨	-	-	-	-	0	625,000
制限付株式報奨	-	-	-	-	0	1,583,333
合計	-	-	-	-	0	2,208,333
年金勤務費用	-	-	-	-	232,666	232,666
報酬総額(GCGC)	-	-	-	-	1,854,936	4,063,269
報酬総額 ²	-	-	-	-	1,583,333	3,791,667

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Quintin Price¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	-	-	-	-	1,100,000	1,100,000
付加給付	-	-	-	-	13,783	13,783
合計	-	-	-	-	1,113,783	1,113,783
年度変動報酬	-	-	-	-	0	2,108,333
このうち						
制限付奨励報奨	-	-	-	-	0	1,100,000
制限付株式報奨	-	-	-	-	0	1,008,333
合計	-	-	-	-	0	2,108,333
年金勤務費用	-	-	-	-	525,143	525,143
報酬総額(GCGC)	-	-	-	-	1,638,926	3,747,259
報酬総額 ²	-	-	-	-	1,100,000	3,208,333

1 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2017事業年度および2016事業年度のGCGCに従った報酬支払金額を示している。

単位：ユーロ	John Cryan		Kimberly Hammonds ¹		Stuart Lewis		Sylvie Matherat	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	3,400,000	3,800,000	2,400,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	300,000	0	0	0
付加給付	220,982	41,795	260,489	6,035	206,628	77,938	16,338	12,905
合計	3,620,982	3,841,795	2,660,489	1,006,035	2,906,628	2,477,938	2,416,338	2,412,905
年度変動報酬	0	0	0	0	999,285	0	0	0
このうち現金:	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨:								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	27,560	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	35,498	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨:								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	377,871	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	357,391	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	200,965	0	0	0
合計	0	0	0	0	999,285	0	0	0
年金勤務費用	748,829	821,114	842,110	270,466	807,465	546,402	774,917	517,352
報酬総額 (GCGC)	4,369,811	4,662,909	3,502,599	1,276,501	4,713,378	3,024,340	3,191,255	2,930,257

¹ 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Garth Ritchie		Karl von Rohr	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	1,200,000	-	2,400,000	600,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	-	0	0	250,000	0	0	0
付加給付	473,299	-	59,383	5,239	269,457	110,241	23,642	47,730
合計	1,673,299	-	2,459,383	605,239	3,519,457	2,510,241	2,423,642	2,447,730
年度変動報酬	355,404	-	0	0	0	0	0	0
このうち現金:	355,404	-	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨:								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨:								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
合計	355,404	-	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	451,453	-	1,232,878	442,672	1,306,915	1,443,171	807,465	546,402
報酬総額 (GCGC)	2,480,156	-	3,692,261	1,047,911	4,826,372	3,953,412	3,231,107	2,994,132

¹ 2017年7月1日就任。失効報酬および前任雇用者から付与された変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示される。

² 2016年10月1日就任。

単位：ユーロ	Dr. Marcus Schenck		Christian Sewing		Werner Steinmüller ¹		Frank Strauß ²	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	2,900,000	2,400,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	800,000	-
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	-
付加給付	16,148	23,720	80,307	204,758	399,424	165,001	26,893	-
合計	2,916,148	2,423,720	2,980,307	2,604,758	2,799,424	1,165,001	826,893	-
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち現金：	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち株式報奨：								
2012年度に対する 2013年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
2013年度に対する 2014年度の株式アッ プフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する 2013年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
2013年度に対する 2014年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
2014年度に対する 2015年度の制限付奨 励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
合計	0	0	0	0	0	0	0	-
年金勤務費用	1,018,267	546,402	899,307	984,198	701,617	164,232	313,391	-
報酬総額（GCGC）	3,934,415	2,970,122	3,879,614	3,588,956	3,501,041	1,329,233	1,140,284	-

1 2016年8月1日就任。

2 2017年9月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Jürgen Fitschen ²		Quintin Prices ³	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	600,000	2,400,000	-	1,583,333	-	1,100,000
特別手当	0	0	-	0	-	0
付加給付	530	59,763	-	38,937	-	13,783
合計	600,530	2,459,763	-	1,622,270	-	1,113,783
年度変動報酬	0	0	2,079,429	0	-	0
このうち現金：	0	0	-	0	-	0
このうち株式報奨：						
2011年度に対する2012年度の株式アップフロント報奨	0	0	24,334	0	-	0
2012年度に対する2013年度の株式アップフロント報奨	0	0	33,348	0	-	0
2013年度に対する2014年度の株式アップフロント報奨	0	0	35,491	0	-	0
2010年度に対する2011年度の制限付株式報奨	0	0	71,018	0	-	0
2011年度に対する2012年度の制限付株式報奨	0	0	247,666	0	-	0
このうち制限付奨励報奨：						
2010年度に対する2011年度の制限付奨励報奨	0	0	196,008	0	-	0
2011年度に対する2012年度の制限付奨励報奨	0	0	523,818	0	-	0
2012年度に対する2013年度の制限付奨励報奨	0	0	511,933	0	-	0
2013年度に対する2014年度の制限付奨励報奨	0	0	330,352	0	-	0
2014年度に対する2015年度の制限付奨励報奨	0	0	105,461	0	-	0
合計	0	0	2,079,429	0	-	0
年金勤務費用	557,370	2,036,367	-	232,666	-	525,143
報酬総額（GCGC）	1,157,900	4,496,130	2,079,429	1,854,936	-	1,638,926

1 2017年3月31日退任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2015年度および2016年度において、監査役会は、Stuart Lewis氏（報告期間中の取締役であった）、Jürgen Fitschen氏および9人の前取締役に対して、繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。2017年、これら取締役会メンバーは、未払報酬の大部分を自発的に放棄し監査役会との合意により未払変動報酬69.8百万ユーロの内31.4百万ユーロのみ支払われることに合意した。2017年に本契約に基づき支払われた（または持分に基づく場合は交付された部分）報酬は、上表に含まれている。

2018年度第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、監査役会は2017事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2017事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額37,665,535ユーロ（2016年度：26,691,178ユーロ）を受け取った。このうち、29,200,000ユーロ（2016年度：25,883,333ユーロ）が基本給、2,053,520ユーロ（2016年度：807,845ユーロ）が付加給付、5,862,015ユーロ（2016年度：0ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる株式以外の繰延報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2017年度および2016年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	John Cryan		Kimberly Hammonds ¹		Stuart Lewis		Sylvie Matherat	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	0	0	936,228	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	3,400,000	3,800,000	2,400,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	300,000	0	0	0
付加給付	220,982	41,795	260,489	6,035	206,628	77,938	16,338	12,905
総額	3,620,982	3,841,795	2,660,489	1,006,035	3,842,856	2,477,938	2,416,338	2,412,905

1 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Garth Ritchie		Karl von Rohr	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	355,404	-	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	-	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロ ント報奨	355,404	-	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,547,407	-	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	1,200,000	-	2,400,000	600,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	-	0	0	250,000	0	0	0
付加給付	473,299	-	59,383	5,239	269,457	110,241	23,642	47,730
総額	4,931,514	-	2,459,383	605,239	3,519,457	2,510,241	2,423,642	2,447,730

1 2017年7月1日就任。

2 2016年10月1日就任。

単位：ユーロ	Dr. Marcus Schenck		Christian Sewing		Werner Steinmüller ¹		Frank Strauß ²	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	-
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	0	0	0	0	0	-
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
業績非連動項目								
基本給	2,900,000	2,400,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	800,000	-
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	-
付加給付	16,148	23,720	80,307	204,758	399,424	165,001	26,893	-
総額	2,916,148	2,423,720	2,980,307	2,604,758	2,799,424	1,165,001	826,893	-

1 2016年8月1日就任。

2 2017年9月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Jürgen Fitschen ²		Quintin Price ³		合計	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	-	0	-	0	355,404	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	1,667,572	0	-	0	2,603,800	0
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	-	0	-	0	355,404	0
制限付株式報奨	0	0	-	0	-	0	2,547,407	0
業績非連動項目								
基本給	600,000	2,400,000	-	1,583,333	-	1,100,000	29,200,000	25,883,333
特別手当	0	0	-	0	-	0	550,000	0
付加給付	530	59,763	-	38,937	-	13,783	2,053,520	807,845
総額	600,530	2,459,763	1,667,572	1,622,270	-	1,113,783	37,665,535	26,691,178

1 2017年3月31日退任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2015年度および2016年度において、監査役会は、Stuart Lewis氏（報告期間中の取締役であった）、Jürgen Fitschen氏および9人の前取締役に対して、繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。2017年、これら取締役会メンバーは、未払報酬の大部分を自発的に放棄し監査役会との合意により未払変動報酬69.8百万ユーロの内31.4百万ユーロのみ支払われることに合意した。2017年に本契約に基づき支払われた（または持分に基づく場合は交付された分）報酬は、上表に含まれている。

2018年度第1四半期に交付される予定の繰延報酬に関して、監査役会は2017事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2017年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（以下「CRR」という。）第450条第1項(a)から(i)、および金融機関に対する報酬条例第16条（以下「Institutsvergütungsverordnung」または「InstVV」という。）に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行グループのグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行グループは、報酬に関する規制の変更にも率先して対応するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行グループの健全性監督機関である欧州中央銀行（以下「ECB」という。）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRRおよび自己資本要求指令4（以下「CRD4」という。）の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstitutsvergütungsverordnung（InstVV）に翻訳されている。2017年8月4日に改訂後のInstVVが発効した。改訂の主な目的は、2015年12月21日に欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）が公表した健全な報酬政策に関するガイダンスを反映させることにある。InstVVに従って、すべての報酬を固定報酬または変動報酬に区分しなければならない。報酬が明確に区分できない場合には、変動報酬とみなされる。当行グループは、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。

CRD4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行グループは変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっているが、2014年5月22日、当行グループの年次株主総会において、この比率を1:2に引き上げることが95.27%の支持率で株主に承認された。一方で、管理機能の従業員の報酬に対する固定項目を重視するため、当行グループは企業の管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、InstVVにおける規定および委員会委任規則(EU)第604/2014号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（以下、「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」という。）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。MRTの報酬フレームワークは、特定の要件を遵守しなければならない。とりわけ、変動報酬のかなりの部分（少なくとも40%）を少なくとも3年間にわたって（上級管理職の場合は、少なくとも60%を5年間にわたって）繰り延べなければならない。新たな事後リスク調整の方法が2018業績年度以降に導入されるため、重要な金融機関は、保有する変動報酬項目を削減する能力を有しなければならない、不正行為が行われた場合には、すでに支払われた変動報酬の返還を要求しなければならない（以下「クローバック」という。）。退職金または支払の算定に関する特別な基準にはより厳格な規則を適用する。さらに、InstVVは、報酬に関連する文書化および開示要件をより厳格に規定している。慎重な分析の結果、当行グループの報酬制度の大半が改訂後の規定に整合していることを確かめた。当行グループは、要件に応じて関連する方針、プロセスおよび実務を調整している。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、当行グループの一部の子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）もしくは「譲渡可能証券の集団投資事業指令V」（以下「UCITS V」という。）が適用され、それぞれの報酬規定の対象となる。当行グループは、適用される規制に従い、AIFMD/UCITS Vの規制対象子会社のMRTを識別し、報酬規定をInstVV MRTに従って識別されたグループのMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。これらの者がInstVVに従ってMRTとして識別された従業員である限り、この比率は同時に適用されない。

また、当行グループは、当行グループの顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした「金融商品市場指令II」（MiFID II）におけるガイドラインについても考慮している。「コンプライアンス部門に対する最低要件」に関する通達（以下「MaComp」という。）とともに、これらの規定は、これらの従業員が顧客の利益を最大化すべく行動していることを確保するために、特定の報酬方針の実施、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定を要求している。

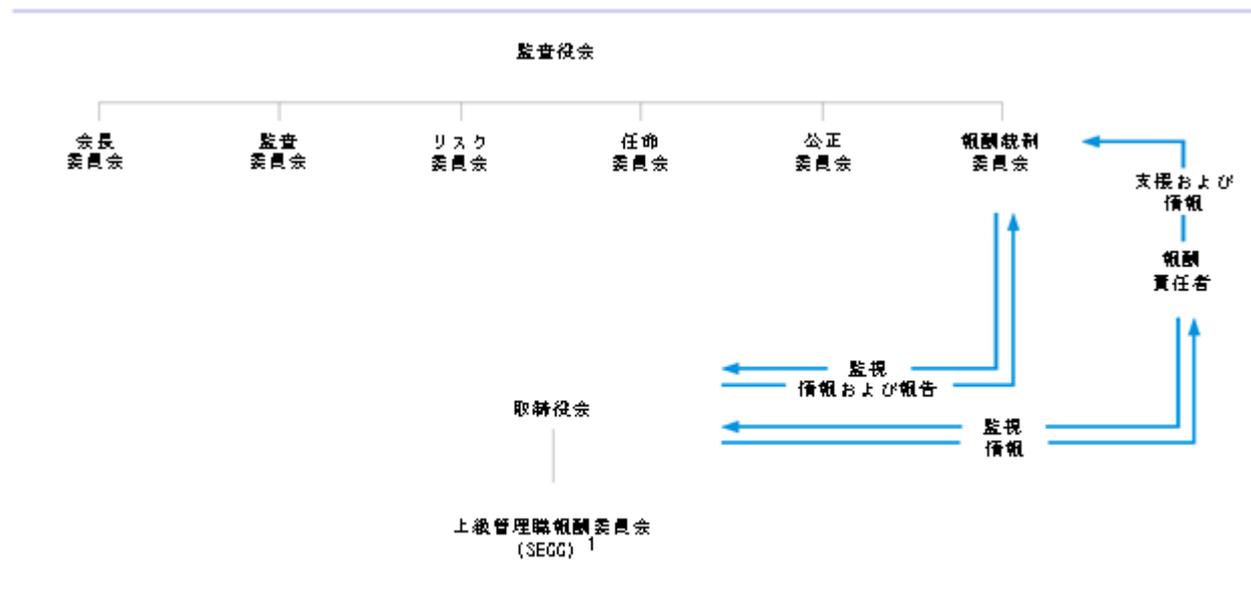
また、当行グループは、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ボルカー・ルール」という。）第619条における施行に係る最終規則に含まれる報酬の取決めに関する要件も遵守している。

必要に応じて、ドイツ銀行は、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行グループの全体的なグローバルな報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行グループは世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

報酬ガバナンス

ドイツ銀行が強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（以下「CCC」という。）や上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という。）等の特定委員会や機能によって支えられている。

報酬ガバナンス構造



¹ The relevant tasks are performed by the SECC on behalf of the Management Board.

1 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

報酬統制委員会（以下「CCC」という。）

監査役会は、CCCの責任には、とりわけInstVWに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の適切性な構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、InstVWに則って設定されているかを定期的に確認する。また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会がMRTの識別プロセスおよび内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

CCCは、監査役会委員長および3名の監査役、従業員の代表者から2名で構成されている。2017暦年において10回の会合が開かれた。そのうち1回はリスク委員会との共同開催であった。

報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、監査役会とCCCが報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも毎年1回提供する。

上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という。）

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門に属しており、当行グループの事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2017年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員が取締役会メンバーでもある）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および人材評価および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2017業績年度においては16回会合が開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行グループ自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行グループは、当行グループの目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。グループの報酬戦略は、ドイツ銀行グループの戦略目標および企業の価値観や信念と整合している。

当行の報酬慣行の5つの主な目的

- 全てのビジネスモデルおよび国を跨って、人材を惹きつけ、定着させる当行の顧客重視のグローバルな銀行戦略の実現を支援する
- 当行の長期的および持続可能な業績および発展、ならびにこれに応じたリスク戦略を支援する
- 費用抑制と効率性にもとづく長期業績を促進および支援する
- 当行の報酬慣行が、不適切なリスク負担の回避、資本および流動性の計画との持続的な整合性の確保、規制の遵守によって、安全であることを確保する
- 当行の企業の価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制、パートナーシップを適用し促進する

中核的な報酬原則

- リスクを考慮に入れ、報酬を株主持分および持続的な当行全体の収益性と整合させる
- 従業員と当行全体の持続的な業績を最大化する
- 才能ある人材を惹きつけ定着させる
- 報酬をさまざまな部門および責任のレベルを反映するように調整する
- 簡潔で透明性のある報酬の設計を適用する
- 規制要件の遵守を確保する

グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供する。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に示している。双方の文書は、当行グループのイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

総報酬フレームワーク

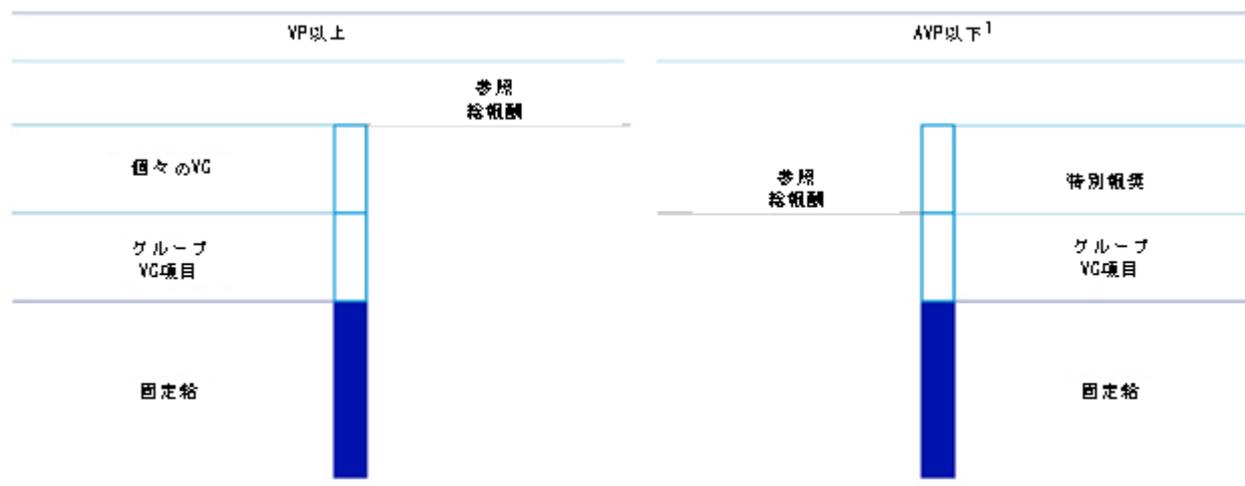
当行グループの総報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。この報酬フレームワークは、変動報酬（VC）よりも固定報酬に重点を置いており、これらの項目の適切なバランスを確保することを目指している。なお、これら2つの報酬を合わせて、以下「総報酬」という。

当行グループは、2016年度に、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬」という概念を全従業員に対して導入した。この参照は、当行グループの従業員に固定報酬とVCとの方向付けを示すものである。各個人の実際の報酬は、グループの負担能力および部門または個人のレベルで達成されることが見込まれる業績に応じて、当行の単独の裁量で決定されるため、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。固定報酬の適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。固定報酬は、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行グループが戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

変動報酬には、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるという利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらす。VCは、一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループVC項目」と「個人別VC項目」である。「個人別VC項目」は、「個々のVC」（一般的にはヴァイス・プレジデント（VP）以上の上級経営者が対象）または「特別報奨」（一般的にはアシスタント・ヴァイス・プレジデント（AVP）以上の上級経営者が対象）の形で付与される。当行グループの報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。

報酬フレームワークの主な項目



¹ 対象企業および対象部門の副社長格以下は、特別報奨の代わりに個々のVCを受け取る権利が与えられる。

グループVC項目は、報酬フレームワークの包括的目標の一つであり、VCとグループの業績の間の結び付きを強化するものである。取締役会は「グループVC項目」を当行グループの戦略目標の達成の成果と直接的および従業員に理解しやすい方法で連動させることを決定した。戦略的目標への進展を評価するため、4つの重要業績評価指標（KPI）を活用することを決定した。すなわち、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、レバレッジ比率、調整後費用および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、当行グループの自己資本、リスクおよび収益のプロファイルにとって重要な指標を表すものであり、当行グループの持続的業績に関する指標を示すものでもある。

個人別VC項目は複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、従業員の競争相手との比較およびリテンションの考慮を含む。

特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を透明性が高い方法によって適時に認識し、報奨を付与する機会を与える。一般的に、特別報奨プログラムの規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定された固定報酬の割合と直接結びついており、部門レベルでの推薦および貢献へのレビューに基づいて、年に2回支給される。

「総報酬」は、勤続年数または年功と結びつくものの業績とは直接的に関係しない従業員給付によって補完される。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。特別報奨および給付（企業年金制度を含む）は、従業員の「参照総報酬」とは別個のものである。

変動報酬の決定

ドイツ銀行は、変動報酬の決定にリスク調整後の業績が反映されるよう、強固な手法を適用しており、主に、(i)グループの負担能力(すなわち、規制要件に沿ってドイツ銀行が何を付与「できる」か)および(ii)業績(適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行グループが何を付与「すべき」か)によって決定される。これらの要素は、「グループVC項目」および「個人別VC項目」(個人別VCまたは特別報奨のいずれかで付与される)の両方に適用される。

グループの負担能力は、重要なパラメータが予想される将来の規制上および戦略的目標の達成予想と一致しているかを判断するために評価される。負担能力のパラメータは、当行グループのリスク選好フレームワークと完全に結び付いており、CET 1比率、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性ポジションおよび流動性カバレッジ比率が含まれる。

当行グループは、業績評価の際に、部門の業績等の一定の範囲のある考慮事項を参照している。業績は、部門別の財務および非財務目標に照らして評価される。財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理機能については、業績評価はコスト目標と統制目標の達成に基づいている。管理部門のVC配分は、当行グループ全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によっては決定されない。

当行グループは、「変動報酬指針原則」を個々の従業員レベルで策定しており、個人別のVCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、リスク調整後の部門の財務業績および非財務業績、文化および行動の検討、懲戒処分および個人の業績等が含まれるが、これらに限定されるものではない。重要なリスク・テイカーの管理職は、個々のVCを決定する際に検討した要素およびリスク指標を文書化し、これらの要素が個々のVCの決定にどのように影響するかを立証しなければならない。

変動報酬構造

当行グループの報酬構造は、当行グループの従業員および当行グループの長期業績を促進及び支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの部分は「アップフロント」報奨によって支払われるが、当該構造は、VCの一部を適切に繰り延べることによって、グループの持続的な業績に連動させるよう確保することを目的としている。

当行グループは、当行グループの繰延VCにおいて株式もしくは株式に基づく金融商品を使用することは、報酬を当行の持続的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個人別VCの価値は繰延期間および保有期間にわたる当行グループの株価と結び付けられる。

以下に示すとおり、当行グループは引き続き、VCの繰延額に係る規制要件および当行グループの最低繰延期間を超えている。報酬が低い従業員については繰延の対象とする必要がないが、高所得者についてはVC額が適切に繰り延べられていることを確保する。なお、高所得者は、通常、VCが150,000ユーロ以上に設定される従業員を意味し、重要なリスク・テイカーである従業員の報酬が50,000ユーロ以上の場合には、繰延VCの割合は、これらの従業員のVCに対するものよりも増加する。InstVVに規定されるとおり、重要なリスク・テイカーについては、平均して少なくともVCの40%(上級管理職については60%)を超える部分が繰延率の適用対象となる。

2017年度の報奨の種類別概要

報奨の種類	概要	対象者	繰延期間	保有期間	割合
現金VC	アップフロント報奨の現金部分	適格な従業員	N/A	N/A	MRT: アップフロントVCの50% Non-MRT: アップフロントVCの100%
株式アップフロント報奨 (以下「EUA」という。)	アップフロント報奨の株式部分: EUAの価額は、ドイツ銀行の株価に連動する。	VCが50,000ユーロ以上の全MRT	N/A	12ヶ月	アップフロントVCの50%
制限付奨励報奨 ¹ (以下「RIA」という。)	株式に基づかない部分(繰延現金報奨)	繰延VCを有する全従業員	4年間にわたり均等繰延	N/A	繰延VCの50%
制限付株式報奨 ¹ (以下「REA」という。)	繰延株式報奨: REAの価額は、権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動する。	繰延VCを有する全従業員 ²	4年間にわたり均等繰延 上級管理職: 4.5年後の一括型権利確定	MRTの場合は6ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

1 特定のAIFMD/UCITS V 従業員: 従業員投資計画(以下「EIP」という。)。事業が運営するファンドの価額に基づいて、現金で決済される報奨がある。

2 2017業績年度の年度報酬の目的上、「上級管理職」は、ドイツ銀行の「上級幹部グループ」と定義され、これには、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーへの直接報告(戦略上の役割を除く)、当行グループの重要機関の取締役会メンバー(他の報酬制度が適用されるドイツ銀行AGおよびポストバンクAGを除く)および当行グループの長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つより上層のその他従業員が含まれる。上級管理職である従業員は全員、MRTでもあるとみなされる。

上記の標準的なグループ手法に加えて、当行グループは、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのディレクターおよびマネジング・ディレクターに付与されたVC報奨に対して、より厳格な手法を適用することを決定した。すなわち、VCをこれまで以上にグループの持続的な業績と連動させるために、これらの従業員に対する実効的な繰延の閾値を130,000ユーロ(MRTに関しては50,000ユーロ)に設定しており、付与される全体的な報酬水準の増加に伴い、通常、当行グループの他の部門の従業員よりもVCが繰り延べられる割合が早く増加する。さらに、固定報酬またはVCのいずれかが500,000ユーロを超えるディレクターおよびマネジング・ディレクターに関しては、VCの100%が繰延の対象となる。

当行グループの従業員には、繰延報酬又は報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡又は付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。当行グループの人事およびコンプライアンス部門は、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、当行グループの全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

当行グループは、当行グループの従業員の将来の行動および業績が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
グループのCET 1資本比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループの普通株式等Tier 1資本比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（すべての未交付の株式アップフロント報酬の100%） ¹
マイナスのグループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の株式を基礎とする繰延報奨のトランシェ（MRTの現金を基礎とする繰延報奨にも適用される） ²
マイナスの部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（ポストバンクのMRTを除いた事業部門のMRTにのみ適用される） ²
失効規定 ³	<ul style="list-style-type: none"> - 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは統制の欠陥があった場合 - 報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合 - 著しい悪影響が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 失効が現行の規制要件を遵守することが要求されている場合 	交付予定の報奨の100%まで

- 1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET1比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。株式アップフロント報酬に関するグループのCET1資本比率は、交付前の四半期末にのみ評価される。
- 2 一括型権利確定の対象となる上級管理職（当行グループの「上級幹部グループ」と定義される）に付与された年間の株式に基づく報奨の種類について、報奨の一定の割合（20%）は、税引前利益がある年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。
- 3 この失効規定は網羅的なリストではない。各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される。

2017年度の報酬の決定

リテンション報奨プログラム（2017年1月に付与）

前年度の従業員の報酬報告書に記載したとおり、2016年度の期末プロセスにおける戦略的な検討の一環として、限定された数の従業員に対して、2017年度初頭に特別な長期インセンティブ（以下、「リテンション報奨」という。）が付与された。リテンション・リスクの軽減およびフランチャイズの保護のため、取締役会は、前年度における個人の業績に関係なく、当行グループの将来の成功のために重要であると識別された従業員、市場の需要が高い従業員、置き換えが困難な従業員を対象にこれらのリテンション報奨を付与することを決定している。

全体的に、リテンション報奨は、ドイツ銀行の全世界の従業員の約5%である5,522名の従業員に付与された。554百万ユーロが繰延現金で付与され、554百万ユーロが繰延株式で付与された。リテンション報奨はすべて、3年から5年の間で繰り延べられ、「変動報酬の事後リスク調整」の章で説明された事後リスク調整と同様の措置が取られる。したがって、これらの報奨の最も早い支給日は、それぞれnon-MRTが2018年初頭で、3年間にわたり付与されるMRTが2021年である。MRTの株式報奨には、12ヶ月という追加的な保有期間の条件があり、これはそれぞれの報酬が完全に支給されるのが6年後であることを意味する。

当該報奨を当行グループの長期的な健全性および株主の利益とより密接に連動させるため、当行グループの株価が一定の目標株価に到達しなかった場合には、当該株式部分は権利確定されない。目標株価が達成された場合、株式部分がnon-MRTについては3年半後に支給され、MRTについては追加の保有期間に応じて5年から6年後に支給される。他の株式報奨と整合するよう、リテンション報奨の目標株価および株式残高によって、2017年4月に発行する当行グループの権利が調整される。

リテンション報奨は、業績に基づくものではないが、InstVW第5条に従って変動報酬とみなされる。報酬の構成要素において、変動報酬に対する固定報酬の比率1:1又は1:2に関して、当行グループは、繰延期間にわたって均等なリテンション報奨はInstVWと整合すると考えている。これらの報奨の恩恵を受けるために、リテンション報奨の受給者は、ドイツ銀行に在籍している必要がある。競合他社に転職した場合、未交付の報奨額は失効する。2017年度末におけるリテンション報奨が付与されている従業員の減少率は、他の繰延報奨を受け取った従業員の減少率よりも低い。

リテンション報奨の構造の概要

母集団	加重	割合	繰延期間
重要なリスク・テイカー (MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	2021年3月1日に50%権利確定 2022年3月1日に50%権利確定
		50%が株式 (REA)	2021年3月1日に50%権利確定 (12ヶ月の保有期間が追加される) 2022年3月1日に50%権利確定 (12ヶ月の保有期間が追加される)
重要ではないリスク・テイカー (non-MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	3年間で均等に権利確定 (2018年3月1日、2019年3月1日、 2020年3月1日)
		50%が株式 (REA)	3年半後に一括型権利確定 (2020年8月1日に権利確定するため)

2017年度の期末における検討および決定

2017業績年度におけるVCの総額の決定に関して、取締役会は、グループおよび個人のレベルでの業績といった、さまざまな要素を検討する必要があった。一方で、業績評価は、当行グループの「報酬戦略」が要求しているとおり、当行グループの戦略目標の達成への継続的な取組み、競争上の位置づけによる従業員の定着および動機づけへの影響ならびに株主と従業員との利益に関する持続可能なバランスといった、その他の重要な要素によって補完されなければならない。

当行グループのさまざまな部門における着実な収益によって、2017事業年度の当行グループの税引前利益は約12億ユーロであった。しかし、税引後では7億ユーロの損失が発生している。当該損失の主な理由は、米国の税制改革の影響によるものであり、2017年度第4四半期に14億ユーロの一時的な税金費用が発生した。この税制改革による影響は、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1 (CET 1) に限定的な影響を与えるのみである。

2017事業年度は、予想どおり当行グループの戦略目標の遂行による影響を強く受けた。リストラ費用および解雇手当だけでなく、訴訟費用も年間の業績に影響を与えている。全体としてめざましい進展を遂げている。当行グループは、重要な訴訟案

件の交渉を決着させ、またデジタル化への投資、ポストバンクとの統合およびDeutsche AMの部分的な株式公開（IPO）の推進など効率的な基盤を構築するための取組みに継続して取り組んでいる。

このような状況に対して、SECCは、2017年を通じて変動報酬の負担能力を監視している。SECCは、当行グループの全体的な業績がマイナスにもかかわらず、当行グループの資本および流動性ポジションは、依然として規制上の最低要件を上回っており、したがって負担能力のパラメータを満たしていると結論づけている。加えて、当行グループの2017事業年度の財務諸表および2018事業年度および2019事業年度の目標は、当行グループのリスク選好指標と予測される規制上の最低要件の両方を上回っている。

業績年度におけるVCの総額の決定は、当年度への影響を検討するだけでなく、将来の年度への影響も考慮する。したがって、全体的な株主利益の観点からは、短期的な利益と長期的な利益とのバランスを慎重に図っており、当行グループは成長および将来の成功に向けた基礎を築く途上にあるという事実を認識している。これには、過年度から培ってきた勢いを持続するために必要な当行グループの従業員への投資が含まれる。

2016年度におけるVCの総額に対する厳格な制限の決定の後に続く年度では、劇的に変動報酬が削減され、または個人の業績に対して特段の特別報奨がなされず、当行グループの将来の成功に必須とされる重要な従業員、およびその他多数の従業員、そしてこれらの全従業員は継続的に変化する当行グループを成功へ導くために懸命に働いているが、これら両方の従業員の離職リスクがもたらされた。当行グループは、2017年度において、変動報酬の「グループVC項目」と「個人別VC項目」の両方が含まれる通常の変動報酬制度を取り戻したいということを、年間を通じて何度も明確に述べてきた。

上記の検討の中で、規制要件との整合性、リスク調整後の経営成績を考慮して、取締役会は、2017年度において年間の業績に基づくVCの総額を22億ユーロとすることを決定した（個人別VC項目、グループVC項目および特別報奨を含む）。ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの変動報酬については、別個のプロセスにおいて監査役会が決定するため、この金額には含まれていない。2017年度の実績の報酬については、「経営者の報酬報告書」の中で詳細に説明されている。また、以下の表および図にも示されている。

2018年3月に付与された2017年度全体のVC報奨の一環として、「グループVC項目」は、「総報酬フレームワーク」の章に記載されるとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、全ての適格な従業員に付与された。2017年度において、取締役会は、従業員の多大なる貢献を認めており、その裁量によって55%の目標達成率であると評価した。

2016年度と比較して、2017年度の固定報酬は、主に従業員数の減少によって約4%減少し、83億ユーロから80億ユーロとなった。当行グループの報酬フレームワークに規定されるとおり、従業員の大半、特に下層の従業員にとって、固定報酬は依然として主要な報酬項目である。

2017年度の実績に関する開示

2017年に、ドイツ銀行は、管理部門の従業員を全体的な効率性およびグループ内の協業を向上する役割を果たす部門に異動することを決定した。これは、組織上の意思決定およびプロセスに関する当行グループの事業部門の責任と権限の増加に有益であり、2016年度と比較して、事業部門に関連する従業員数が、特に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびDeutsche AMにおいて著しく増加する結果となった。独立した統制機能は依然として中央におかれている。

前述のとおり、2017年1月に付与されたりテンション報奨は、2017年度の業績に関して従業員に付与される変動報酬とは別のものである。

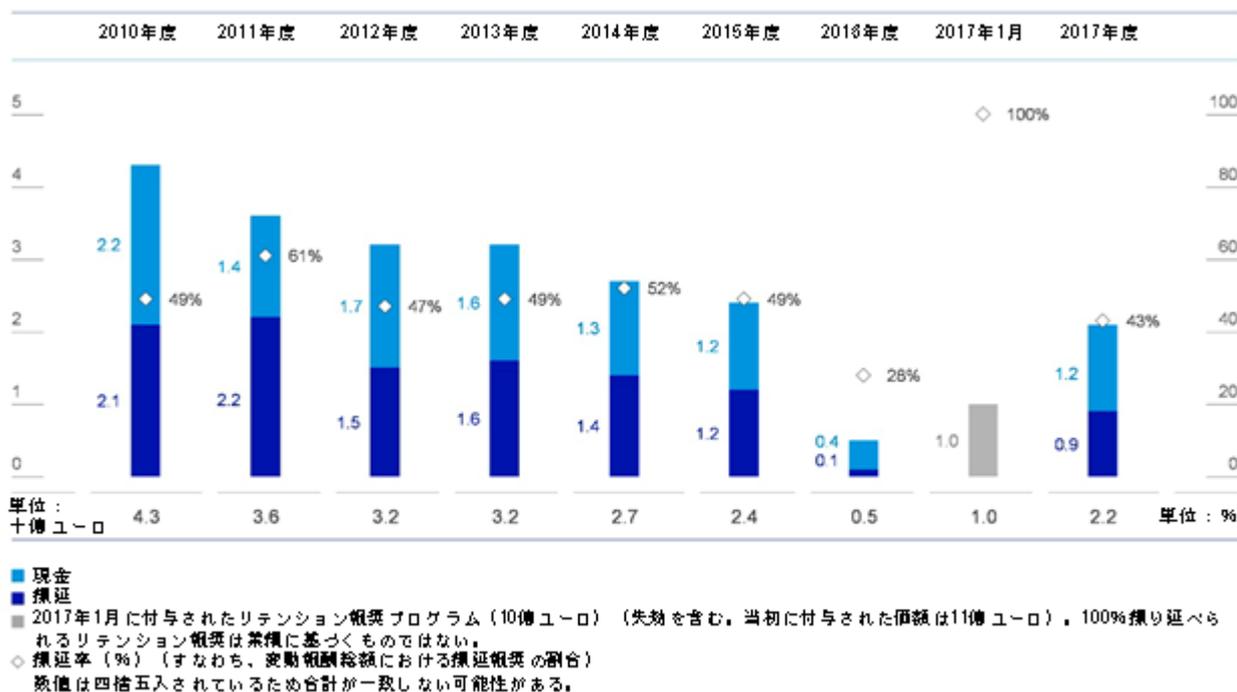
2017年度の報酬費用 - 全従業員

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹						2017年度	2016年度
	CIB	PCB2	Deutsche AM	独立した統制機能 ³	会社の機能 ⁴	グループ合計	グループ合計
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	17,251	43,460	3,803	13,478	19,542	97,535	99,744
報酬総額	3,881	3,121	635	1,320	1,313	10,270	8,887
固定報酬	2,463	2,834	417	1,131	1,150	7,995	8,341
年度末業績に準じたVC	1,341	279	195	186	160	2,161	
その他のVC ⁵	77	8	23	3	2	113	
変動報酬 ⁶	1,418	287	218	189	163	2,275	546
リテンション報奨プログラム（2017年1月） ⁷						961	N/A

N/A - 該当なし

- 1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。
- 2 本表においてのみ、PCBの金額にはポストバンク・グループの従業員（17,441人）およびポストバンクの固定報酬総額の数値（971百万ユーロ）分が含まれる。ポストバンク・グループによって付与された変動報酬は上記の変動報酬額に含まれない。変動報酬総額95百万ユーロがポストバンク・グループに対して予想されている。
- 3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者、グループ監査、金融犯罪防止、人的資源（セントラルまたはリージョナル）の領域を含む。追加的に、当行グループは次の管理部門を「独立した統制機能」として捉えている。すなわち法務、グローバル・ガバナンス、グループのインシデントおよび調査管理、情報セキュリティ統括室、グループ財務、グループ税務および規制関連業務である。これら全ての機能は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される。
- 4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。例えば、最高執行責任者および企業の社会的責任に関する領域も含まれる。また「会社の機能」はドイツ銀行AGの取締役会に関する報酬も含まれる。
- 5 「その他のVC」には、報奨サイン時のような契約上のVC誓約も含まれる。
- 6 「変動報酬」にはドイツ銀行のある期の年末度の業績に準じたVC報奨額および関連する期のVC報酬以外の金額が含まれる。新規雇用者への早期退職割増報奨金60百万ユーロ（前任雇用者からの権利失効に代わる報酬）は含まれていない。
- 7 リテンション報奨プログラム（2017年1月）は、失効額および2017年度のFX調整額（2016年度のFXレートに基づく2017年1月付与分:1.108百万ユーロ）を含む。

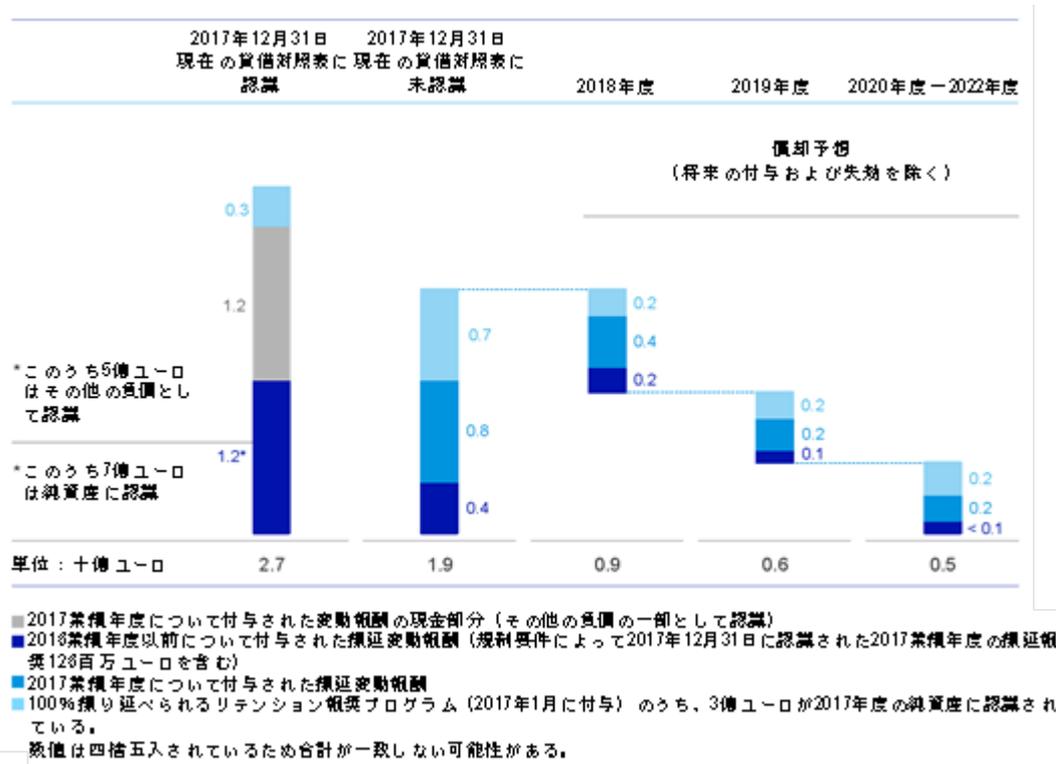
期末の業績に基づく変動報酬および毎年の各年の繰延率



変動報酬の認識および償却

2017年12月31日現在、2017事業年度について2018年3月初旬に付与された報奨および2017年1月に付与されたリテンション報奨プログラムを含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約19億ユーロである。以下の図は、2017年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

期末の業績に基づく変動報酬およびリテンション報奨プログラム
2017年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定



2017年1月に付与されたリテンション報奨プログラムを考慮すると、2017年度の期末業績に基づくVCのうち、16億ユーロは2017年度の損益に計上され、15億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2017年度の損益に過年度の繰延から生じた7億ユーロのVCが計上された。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

2016事業年度の3,056人に対して、2017事業年度においては1,795人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカーとして特定された。この減少は、主に2016年度に付与されたVCの総額が少額であったことにより生じており、委員会委任規則 (EU) No. 604/2014に規定される定量基準からの影響を受けている。

InstVVに従って識別されたすべてのMRTに対する報酬項目の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。ポストバンクの重要なリスク・テイカーおよび高所得者 (100万ユーロ以上の報酬総額を受け取る従業員) は、本開示ではなくポストバンクの報酬報告書に含まれる。重要なリスク・テイカーの定量的開示には、「2017年度の報酬の決定」の章に記載される管理部門から事業部門への従業員の移動も反映しており、MRTに付与されるリテンション報奨プログラムの全額が含まれる。

InstVWによる重要なリスク・テイカーの報酬総額

単位：百万ユーロ（別途記載 のものを除く） ¹	上級管 理職 ²	事業部門					2017年度	2016年度
		CIB	PCB	Deutsche AM	独立し た統制 機能 ³	会社の機 能 ⁴	グループ	グループ
							合計	合計
MRTの数（人数）	231	990	188	82	239	65	1,795	3,056
MRTの数（FTE）	226	984	183	82	232	65	1,772	3,047
報酬総額	477	1,468	136	101	130	47	2,359	1,648
固定報酬総額	208	583	58	35	75	23	981	1,438
当期変動報酬総額	269	886	78	67	56	23	1,379	210
このうち								
リテンション報奨プログラ ム(2017年1月) ⁵							540	0
このうち								
現金	133	444	40	27	29	12	683	134
株式	136	442	39	33	27	11	689	71
その他の種類の商品	0	0	0	6	0	0	6	5
当期の変動報酬総額	217	733	47	45	31	14	1,087	106
このうち								
現金	106	367	24	16	15	7	535	51
株式	110	367	24	23	15	7	545	51
その他の種類の商品	0	0	0	6	0	0	6	5
前年度からの繰延変動報酬および明示的なリスク調整に関するCRR第450条第(1)h項(iii)およびCRR第450条第(1)h項(iv)								
期首において未払いの前年度 からの繰延変動報酬総額	476	997	108	130	45	26	1,783	2,318
このうち								
権利確定	171	424	39	34	23	13	704	1,009
権利未確定	306	573	69	96	22	13	1,079	1,309
期中に付与、支払もしくは減 額された繰延変動報酬								
このうち								
期中付与	158	497	33	38	24	12	762	1,160
期中支払	118	415	39	33	22	12	639	725
明示的なリスク調整による 削減 ⁶	0	3	0	0	0	0	3	13
着任賞与に関するCRR第450条第(1)h項(v)								
保証付変動報酬（着任賞与） の受益者数	3	18	0	1	4	1	27	42
保証付変動報酬総額（着任賞 与）	1	18	0	1	1	1	21	61
解雇手当に関するCRR第450条第(1)h項(v)および(vi)								
付与済解雇手当総額 ⁷	2	12	3	0	0	2	21	42
付与済解雇手当総額の受益者 数（人数およびフルタイム換 算）	2	35	6	2	4	4	53	114
個人に付与された解雇手当の 最高金額	2	5	2	0	0	1	5	4

1 数値は四捨五入による差異を含む場合がある。早期退職割増報奨金、ポストバンクの従業員及び報酬は含まれていない。

2 InstVW第17条に基づく取締役（ドイツ銀行AGを含む）および重要機関の執行役、および上級幹部グループのメンバーをいう。監査役メンバー・非執行の取締役も「上級管理職」の人数（うち60名）およびフルタイム換算（うち58名）に含まれるが、これらの活動に対して変動報酬項目を受け取っていないため、および固定報酬項目が重要ではないため、その他の列には含まれない。しかしながら、ドイツ銀行AGの監査役メンバーは「上級管理職」の固定報酬総額に含まれる。

3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者、グループ監査、金融犯罪防止、人的資源（セントラルまたはリージョナル）の領域を含む。追加的に、当行グループは次の管理部門を「独立した統制機能」として捉えている。すなわち法務、グローバル・ガバナンス、グループのインシデントおよび調査管理、情報セキュリティ統括室、グループ財務、グループ税務および規制関連業務である。これら全ての機能は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が適用される。

4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能としても部門の一部としても見なされない管理機能を含む。例えば、最高執行責任者オフィスおよび企業の社会的責任に関する活動を行う部門も含まれる。

5 本表の中で、リテンション報奨プログラムは変動支払額に含まれている。

6 リスク調整および退職により、未払変動MRT総額122百万ユーロが2017年度に失効した。

7 一般的に解雇手当は付与された年に支払いが行われる。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2017年度
	従業員数 (リテンション報奨プログラムを除く) ¹
報酬総額	
1,000,000以上1,499,999以下	330
1,500,000以上1,999,999以下	155
2,000,000以上2,499,999以下	85
2,500,000以上2,999,999以下	56
3,000,000以上3,499,999以下	29
3,500,000以上3,999,999以下	21
4,000,000以上4,499,999以下	10
4,500,000以上4,999,999以下	8
5,000,000以上5,999,999以下	4
6,000,000以上6,999,999以下	4
7,000,000以上7,999,999以下	3
8,000,000以上8,999,999以下	0
9,000,000以上9,999,999以下	0
10,000,000以上10,999,999以下	0
合計	705

¹ ポストバンクの従業員、早期退職割増報奨金は含まれていない。リテンション報奨プログラムに対し2017年1月に付与された総額は、2017年度の高所得者の合計1,098人である。

2017年度には合計705名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2016年度は316名、2015年度は756名）。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。2013年に考案された直近の報酬規定の改定は2017年5月18日の年次株主総会で決議され、2017年10月5日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会委員長は、当該金額の2倍を受け取り、副委員長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

単位：ユーロ 委員会	2017年12月31日現在	
	委員長	委員
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各監査役に支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるもしくは切下げによる案分で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会委員長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2017事業年度の監査役報酬

各監査役は2017事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2017事業年度報酬		2016事業年度報酬	
	固定	うち、2018年度第1四半期に支払	固定	うち、2017年2月に支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner ¹	800,000	683,333	800,000	600,000
Stefan Rudschäfski ²	300,000	225,000	0	0
Alfred Herlings ³	0	0	300,000	300,000
Wolfgang Böhr	200,000	150,000	141,667	106,250
Frank Bsirske	250,000	187,500	250,000	187,500
Dina Dublon	300,000	225,000	300,000	225,000
Jan Duscheck ⁴	100,000	75,000	41,667	31,250
Gerhard Eschelbecks ⁵	58,333	43,750	0	0
Katherine Garrett-Cox ⁶	200,000	150,000	125,000	104,167
Timo Heider	200,000	150,000	200,000	150,000
Sabine Irrgang	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann	250,000	187,500	250,000	187,500
Martina Klee	200,000	150,000	200,000	150,000
Peter Löscher ⁷	83,333	83,333	200,000	150,000
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Richard Meddings	400,000	300,000	400,000	300,000
Louise Parent	400,000	300,000	333,333	250,000
Gabriele Platscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Bernd Rose	200,000	150,000	200,000	150,000
Gerd Alexander Schütz ⁸	58,333	43,750	0	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁹	216,667	162,500	33,333	25,000
Rudolf Stockem ¹⁰	0	0	116,667	116,667
Dr. Johannes Teyssen	250,000	187,500	216,667	162,500
Georg Thoma ¹¹	0	0	108,333	108,333
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ¹²	83,333	83,333	200,000	150,000
合計	5,150,000	3,987,500	5,016,667	3,904,167

1 2017年5月18日再選。

2 2017年1月1日就任。

3 2016年12月31日退任。

4 2016年8月2日就任。

5 2017年5月18日就任。

6 2016年5月19日再選。

7 2017年5月18日退任。

8 2017年5月18日就任。

9 2016年8月23日就任。

10 2016年7月31日退任。

11 2016年5月28日退任。

12 2017年5月18日退任。

2018年2月に明細を提出した後、2017事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、15.458ユーロ（2018年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2017年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。2017年度中に任期が満了する監査役は、その時点までの報酬総額が現金で支払われた。

以下の表は、2017年度の報酬の一部として2018年の年初3ヶ月間に転換された仮想株式数（小数第3位まで）、2013年度から2016年度に見越し計上された株式数および監査役就任中に累積した仮想株式数、並びに退任したまたは再選された監査役に対して2018年2月に支払われた金額を示している。

監査役	仮想株式数			2018年2月に 支払 単位：ユーロ ¹
	2017年度の報酬の一部として2018年2月に 転換	2013年度および2016年度の 前年度合計額	合計（累積）	
Dr. Paul Achleitner ²	7,547.235	34,842.354	42,389.589	538,593
Stefan Rudschäfski ³	4,851.794	0	4,851.794	0
Wolfgang Böhr	3,234.529	2,039.332	5,273.861	0
Frank Bsirske	4,043.162	9,812.535	13,855.697	0
Dina Dublon	4,851.794	10,445.634	15,297.428	0
Jan Duscheck ⁴	1,617.265	564.436	2,181.701	0
Gerhard Eschelbecks ⁵	943.404	0	943.404	0
Katherine Garrett-Cox ⁶	3,234.529	1,128.872	4,363.401	0
Timo Heider	3,234.529	7,870.476	11,105.005	0
Sabine Irrgang	3,234.529	7,870.476	11,105.005	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	4,043.162	10,517.526	14,560.688	0
Martina Klee	3,234.529	8,152.472	11,387.001	0
Peter Löscher ⁷	0	8,152.472	8,152.472	126,021
Henriette Mark	3,234.529	8,896.223	12,130.752	0
Richard Meddings	6,469.058	6,861.587	13,330.645	0
Louise Parent	6,469.058	8,294.024	14,763.082	0
Gabriele Platscher	3,234.529	8,614.226	11,848.755	0
Bernd Rose	3,234.529	8,332.230	11,566.759	0
Gerd Alexander Schütz ⁸	943.404	0	943.404	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁹	3,504.073	451.549	3,955.622	0
Dr. Johannes Teysen	4,043.162	6,972.511	11,015.673	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ¹⁰	0	8,896.223	8,896.223	137,518
合計	75,202.803	158,715.158	233,917.961	802,132

¹ 2018年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価15.458ユーロに基づく。

² 2017年5月18日再選。

³ 2017年1月1日就任。

⁴ 2016年8月2日就任。

⁵ 2017年5月18日就任。

⁶ 2016年5月19日再選。

⁷ 2017年5月18日退任。

⁸ 2017年5月18日就任。

⁹ 2016年8月23日就任。

¹⁰ 2017年5月18日退任。

従業員より選出された全監査役（Frank Bsirske氏およびJan Duscheck氏を除く。）は、当行により雇用されている。2017事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.13百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2017年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.12百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitner氏は無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会委員長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitner氏に対し、当行の利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitner氏は、これらの活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitner氏は、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitner氏の監査役会委員長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitner氏との間のこの契約に基づき、2017事業年度において248,000ユーロ（2016事業年度：225,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、197,679ユーロ（2016事業年度：234,488ユーロ）の費用が払戻された。

[次へ](#)

企業責任

当行グループの持続性へのアプローチは、人、地球、利益の側面を含む「トリプルボトムライン」に基づいている。当行グループにとって、これは経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた持続可能な成果を意味する。当行グループの顧客、従業員、投資家、コミュニティにプラスの影響を与えることによって、持続可能な経済成長および社会の発展を実現するビジネスを促進することを目的としている。

当行グループは、世界の動向を注視しており、当行グループのビジネスへの影響を評価している。当行グループの利害関係者との開かれた対話を重視しており、多様な期待を尊重している。これらは全体として、当行グループが持続性へのアプローチを継続的に具現化しながら、十分な情報に基づく意思決定を行うことに役立つ。

ドイツ銀行の「ビジネス行動規範と倫理」の価値や信念は当行グループの持続性の理解が反映されており、それぞれの政策およびプロセスにも根付いている。さらに、国際的に認められた基準および原則、ならびに持続性の分野への正式なコミットメントから得られる情報に基づいている。それらの例として以下が挙げられる。

国連グローバル・コンパクトの10原則

国連責任投資原則

国連ビジネスと人権に関する指導原則

G20/OECDコーポレートガバナンス原則

OECD多国籍企業行動指針

終了したミレニアム開発目標の後継として、国連は新たに持続可能な開発のための2030アジェンダを定めた。当該アジェンダも、我々がどのように考え、行動するかについて指針を提供している。

ドイツ銀行の取締役会は、当行グループ全体に持続性を浸透させる責任を有する。当行グループのコミュニケーションズ&CSR部門内に集権的に組織されたサステナビリティチームは、内部と外部の利害関係者の間の橋渡しの役割を果たしている。

2017年11月に、当行グループの取締役会は、グループ全体のサステナビリティ委員会を設置することによってガバナンスを強化することを決定した。当該委員会は、様々な事業部門および管理部門から集まった上級管理者から成る。当該委員会は、取締役会に対する諮問機関としての役割を果たしており、当行グループの持続性へのアプローチをさらに策定し実行する。

持続性に関するより詳細な情報については、ドイツ銀行グループの連結非財務報告2017（NFRep 2017）を参照のこと。NFRep 2017には、ドイツ銀行の非財務情報（法律上は、個別非財務グループ報告書とされている）が含まれる。非財務情報の内容は個別に表示される。非財務情報を含むNFRep 2017のPDFは、当行グループのインベスター・リレーションズのウェブサイト（db.com/annual-reports）で公表されている。当行グループのオンラインNFRep 2017（db.com/non-financial-report）を確認のこと。

従業員

当行グループの従業員数

2017年12月31日現在、雇用従業員数は合計97,535名であった（2016年12月31日現在は99,744名）。当行グループは従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2017年、2016年および2015年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

従業員数 ¹	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
ドイツ	42,526	44,600	45,757
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東および アフリカ	23,543	24,062	23,767
アジア/太平洋	20,861	20,099	20,144
北アメリカ ²	10,358	10,611	10,842
ラテン・アメリカ	247	373	595
従業員合計	97,535	99,744	101,104

1 フルタイム換算の従業員数。

2 主に米国。

当行グループの従業員数は、当行グループが2015年10月に当初公表した目標の実施に起因して、2017年度において2,209名（2.2%）減少した。

- ドイツでは、主としてプライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよび管理部門における再構築手段の実施により、従業員が2,073人（4.6%）減少した。
- 北アメリカでは、主としてC00/GT0およびファイナンスの減少により、従業員が254人（2.4%）減少した。
- ラテン・アメリカでは、当行グループの拠点戦略の実施の結果として、従業員が126人（33.7%）減少した。
- ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカでは、主としてイタリア、ポーランド、ルクセンブルク、オランダ、スペインでの減少により、従業員が518人（2.2%）減少した。
- アジア/太平洋では、主にC00部門における主要な業務の外部委託からのインソーシングにより、またCIB関連の管理部門の強化のため、従業員が762人（3.8%）増加した。

従業員数	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
コーポレート・アンド・インベストメン ト・バンク	17.7%	17.2%	17.0%
プライベート・アンド・コマーシャル・ バンク	44.5%	45.2%	46.1%
ドイチェ・アセット・マネジメント	3.9%	3.9%	3.9%
非中核事業部門	0.0%	0.1%	0.1%
管理/地域管理	33.9%	33.6%	32.9%

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの従業員が、特に主要な業務の外部委託からのインソーシングに一部関連してCIB関連の管理部門が増加したことにより、122人（0.7%）増加した。
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの従業員が、主にドイツおよび西ヨーロッパ諸国での減少により、1,584人（3.5%）減少した。
- ドイチェ・アセット・マネジメントの従業員が、特にルクセンブルクのSal. Oppenheimの売却の結果として、86人（2.2%）減少した。
- 非中核事業は閉鎖したため、116人（100%）減少した。
- 管理部門の従業員は、（主にC00部門における）主要な業務の外部委託からのインソーシングまた主に金融犯罪対応および監査といった規制機能の強化により一部相殺されたものの、大半の部門で減少した結果、545人（1.6%）減少した。

労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行グループの重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

当行グループの雇用者組合（Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.）は通常、当行グループの多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を毎年行う。2016年7月に達した現行の協約には、2016年5月以降の期間が含まれる。一切の賃上げなしの5ヶ月間の後、2016年10月から1.5%の第1回目の賃上げが行われ、2018年1月から1.1%の第2回目の賃上げ、2018年11月から1.1%の第3回目の賃上げが行われる。既存の団体協約は2019年1月31日まで続く。

当行グループの雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di (Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft) (2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合)
- Deutscher Bankangestellten Verband (DBV – Gewerkschaft der Finanzdienstleister)
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband (DHV – Die Berufsgewerkschaft)
- Komba Gewerkschaft (ポストバンクのみに関連する公共事業組合)
- DPVKom – Die Kommunikationsgewerkschaft (ポストバンクのみに関連)

ドイツの法律では、当行グループの従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行グループは従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行グループは、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入していると見積っている（労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持しているポストバンクを除く。）。全世界規模では、当行グループの従業員のうち約15%が労働組合員であると見積っている（25%未満のポストバンクを含む。）。

2017年12月31日現在、ポストバンクの従業員のうち約32%は公務員（フルタイム換算）である（2016年12月31日現在は32%）。

退職後給付制度

当行グループは、従業員のために多数の退職後給付制度（確定拠出制度および確定給付制度の両方）のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が2百万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行グループの世界的に調整された会計処理において、当行グループのグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行グループのグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行グループはそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細は、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

再構築

当行グループは地域によって、様々な方策の影響を受けた。ドイツでは、従業員数が最も減少した（フルタイム換算で2,073名）。これは主に、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント事業部門の再構築によるものである。アジア/太平洋では、特にIT関連の主要業務の外部委託からのインソーシングにより、従業員数が増加した。

人材の配置

2017年度の自己都合退職率は、7.8%（2016年度：7.2%）となった。わずか0.6%の増加は、米国およびルーマニアにおける営業拠点での高い離職率によるものである。しかしながら離職率は正常の範囲内の水準である。

結果的に、フロント・オフィスの役割および営業拠点の空白のポジションを埋めること、ならびに規制の役割（金融犯罪対応、監査、コンプライアンス等）の要求の高まりに応じた雇用が2017年の最優先事項となった。さらに、人材の配置において、特に外部委託からのインソーシング（従業員数1,446人）および1,235人の若年採用に重点が置かれた（うち、新卒採用が619人（2016年度：813人）、ドイツの研修生が616人（2016年度：741人））。

内部キャリア・モビリティの促進

内部キャリア・モビリティは、ドイツ銀行グループが適格かつ優秀な従業員を確保し、従業員の専門知識や経験を組織にとどめるために重要な役割を果たしている。したがって、当行グループは引き続き内部キャリア・モビリティの戦略を策定し、組み込んでいる。ドイツ銀行はすべての年齢において、適切な内部の候補者をもって可能な限り、空白のポジションを埋めることを約束している。雇用方針に基づき、すべての空白のポジションは最低でも2週間の間、内部の人材のみにまず公表される。このプロセスの完了後に、外部候補者を募集する。

空白のポジションに内部候補者を優先して募集することは、再構築手段によって影響を受ける従業員が組織内で新たな役割を見つける支援を行うことを意図したものである。また、当行は、従業員が多彩なキャリアを築くためにスキルや経験を高められるように、部門間異動の促進を図っている。さらに、内部キャリア・モビリティは、解雇および採用に係る費用の削減に貢献している。

2017年度、10,479人の従業員（労働力中13.1%）（ポストバンクを除く）がグループ内で役割を変更した。この一部として、4,731人の幹部（マネジング・ディレクター、ディレクター、副総裁、副総裁補佐、共同責任者）および3,042人の非幹部（役職がない従業員）が、それぞれの部門内で役割を変更した。また、1,762人の幹部および944人の非幹部が別の部門に異動した。部門間異動の件数は、前年度対比で21%増加した。

人事評価制度

ドイツ銀行グループの人事評価制度は、3つの主なステップから成る。すなわち、(1)期首に期待および目標を設定し、(2)年間を通じて定期的フィードバックを行い、(3)期末に評価を見直す。

「トータルパフォーマンス」は、当行グループの人材育成と人事評価制度に関する総体的なアプローチを示している。2017年3月に、新たなアプローチが全事業部門および管理部門に導入された。これは、従業員と管理職の間の継続的かつ建設的な対話に着目している。外部の研究や内部の従業員調査の結果が反映されている。従業員は、管理職とパフォーマンスや育成について話し合うためにより頻繁に、より気軽な対話を行うことを求めている。さらに、従業員は、従業員への期待および銀行グループの戦略や業績に対する個々の貢献についてより良く理解できる時に意欲が向上すると考えられている。

2017年に、個々の変動報酬項目（IVC）の対象である従業員の71.3%は各自の目標を設定し、全従業員の93%は、各自の役割の期待について認識していることを確認した。対象となる従業員の99%は、評価期間の期末にIVCに関連した検討項目を完了した。

ダイバーシティおよびインクルージョン

2017年を通して、ドイツ銀行グループは、職場で女性を昇進させる取組みを継続した。ドイツ銀行の監査役会における女性の割合は、2017年度末には35%となり、2015年に導入された女性クォータ制に関する法律に基づき上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を上回っている。

監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を設定した。この目標は、2人の女性管理職が指名されたことによって達成された。2017年度末現在、ドイツ銀行の取締役会の下にある第1管理職レベルの18.0%は女性管理職が担っている（2016年度：15.7%）。取締役会の下にある第2の管理職レベルでは、その割合は19.6%となる（2016年度：19.5%）。ドイツ銀行はドイツの法的要件に従い2017年の意欲的な目標として、それぞれ17%と21%を設定していた。

2011年、ドイツ銀行は実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名をした。2017年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターの割合は21.9%となった（2016年度：21.3%）。2011年以降、同レベルの女性の人数は15%増加した。2017年度末時点で、一般管理職に占める女性の割合は33.3%（2016年度：32.8%）であった。

ドイツ銀行グループは、ブルームバーグの金融サービス企業男女平等指数（BFGEI）が2016年5月に開始して以来、当該指数に含まれている。当該指数は、男女平等に強いコミットメントを行っている企業が含まれており、企業のジェンダー統計、人事方針、ジェンダーを意識した製品提供、ならびに外部コミュニティの支援および取組みの全体の標準化された集計データを、投資家や団体に提供している。ドイツ銀行グループは当該世界的指標に含まれるDAX-30社の2社のうちの1社である。

ドイツ銀行グループはLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、トランスセクシュアル、インターセックス）のトピックを積極的に支援する。世界初の企業の1社として、当行グループは国連の企業向けLGBTI行動規範の適用に尽力している。ドイツでは、当行グループは同性婚に対して異性同士のカップルと同様の権利を与える法律を支援することも明確に表明した。

ドイツ銀行グループは、関与について称賛を得ており、年間のヒューマン・ライツ・キャンペーンの企業平等指数で15年連続満点のスコア100点を獲得した。

デジタル化

ドイツ銀行グループの戦略の重要な要素として、デジタル化に投資している。これは、当行の顧客対応業務だけではなく、銀行の運営、より具体的には従業員の働き方へ、重要な影響を与えている。したがって、デジタル化はドイツ銀行の戦略的人事アジェンダにおいて重要な要素であり、人材プロセスの自動化が進み、従業員は必要なデジタル技術の取得を奨励あるいは要求されることとなる。

デジタル変革の様々な側面や機会を反映して、ドイツ銀行グループの人事部門は、2017年8月に「当行のデジタル化の実現」と題した新たなシリーズを導入した。幾つかのWebExセッションが実施され、人事および銀行グループ全体にとってデジタル化が何を意味するかについて共通の理解を構築することに役立った。時間をかけて徐々に蓄積される映像ライブラリーによって、新たなシリーズは人事方針の傾向、技術、デジタルの課題の概要を提供する。

主要従業員指数

以下は、従業員指数およびKPIの抜粋である。ドイツ銀行グループの人口統計、戦略的なHRの優先順位と業績に関する詳細は、銀行の人事報告2017を参照のこと。

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
女性従業員数（フルタイム従業員のうちグループの役職に基づく） ¹			
女性マネジング・ディレクターおよびディレクター	21.9%	21.3%	20.5%
女性一般管理職	33.3%	32.8%	32.5%
女性非管理職	55.8%	55.6%	55.5%
女性従業員数	41.6%	41.5%	41.7%
年齢（%、人数）			
29歳以下	16.2%	17.1%	18.4%
30 - 39歳	30.1%	29.9%	29.7%
40 - 49歳	27.7%	28.2%	28.6%
49歳超	26.0%	24.8%	23.3%
パートタイム従業員（全従業員における割合）			
ドイツ	24.4%	23.7%	23.9%
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	6.5%	6.2%	6.1%
米州	0.4%	0.4%	0.3%
アジア/太平洋	0.2%	0.2%	0.2%
パートタイム従業員合計	13.0%	12.9%	13.1%
ドイツでの研修生割合	3.6%	3.9%	4.0%

	2017年	2016年	2015年
コミットメント指標 ²			
ドイツ	51%	52%	53%
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	55%	59%	63%
米州	54%	61%	67%
アジア/太平洋	67%	68%	75%
コミットメント指標合計	57%	58%	63%
自己都合退職率			
ドイツ	2.0%	1.8%	1.6%
ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカ	8.5%	7.0%	7.5%
米州	13.0%	11.3%	11.2%
アジア/太平洋	16.8%	17.1%	18.3%
自己都合退職率合計	7.8%	7.2%	7.3%
健康割合（%） ³	94.2%	94.3%	94.8%

1 DBグループの企業役職制度の対象外の法的企業、主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に統合された。

2 ポストバンクを除く。

3 健康割合：100（病欠日総数x100）/ 勤務日総数。ドイツでは主にポストバンクを除く。DBインベストメントサービスは2016年に統合された。

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IKSRL）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに關与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに關与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が關与している：財務部、最高執行責任室およびリスク部。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢獻する統制責任を、様々な部署が負っている。

- グループ財務 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成およびリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に關して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
 - 取引、方針および助言 - 国際財務報告基準および規制基準の当行グループによる解釈の展開、ならびにその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。これは、会計上および規制上の助言ならびに相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。
 - グローバル評価グループおよび事業連携の評価専門家 - 評価に關する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に關連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に關する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価關連事項に關する一本化された対応窓口となる。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、管理部門および法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。
- グループ企画およびパフォーマンス管理 - グループ全体の予算および計画策定の責任を負う。

IKSRLの運用はまた、最高執行責任室およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- 最高執行責任室 (COO) - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。COOはまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- 最高リスク管理責任室 (CRO) - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。CROは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施 承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ 総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認 記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制 (対外的および対内的の両方) システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価 (独立価格検証プロセス (IPV) を含む。) 財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス 事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務 税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性 裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制 期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示 開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、ドイツ商法第315条に基づき、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書、および
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2017年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

ドイツ商法第315条第4項に基づく情報および説明報告書

授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表注記34「普通株式」項を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2017年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任

に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行（SSMフレームワーク規制）の規制（EU）第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、取締役会は、2022年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、取締役会は、2022年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授権に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授権に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、株式の新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授権は、当該授権に基づいて売却される株式の数が、当該授権が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授権の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授権の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授権に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2017年5月18日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授権に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2022年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行のウェブサイト (<https://www.db.com/ir/de/berichte.htm>) およびコーポレート・ガバナンス・レポートの「第3章 - ドイツ商法第289f条および第315d条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント」から入手可能である。

[次へ](#)

連結損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	注記	2017年度	2016年度	2015年度
利息および類似収益	5	24,092	25,636	25,967
利息費用	5	11,714	10,929	10,086
純利息収益	5	12,378	14,707	15,881
		(/15,687)	(/18,638)	(/20,126)
信用リスク引当金繰入額	20	525	1,383	956
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益		11,853	13,324	14,925
		(/15,021)	(/16,886)	(/18,914)
手数料およびフィー収益	6	11,002	11,744	12,765
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	5	2,926	1,401	3,842
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	7	479	653	203
持分法適用投資による純利益（損失）	17	137	455	164
その他の収益（損失）	8	-475	1,053	669
利息以外の収益合計		14,070	15,307	17,644
		(/17,831)	(/19,399)	(/22,360)
給与手当	35	12,253	11,874	13,293
一般管理費	9	11,973	15,454	18,632
保険業務に係る費用		0	374	256
のれんおよびその他の無形資産の減損	25	21	1,256	5,776
再構築費用	10	447	484	710
利息以外の費用合計		24,695	29,442	38,667
		(/31,296)	(/37,312)	(/49,003)
税引前利益（損失）		1,228	-810	-6,097
		(/1,556)	(/ 1,027)	(/ 7,727)
法人所得税費用	36	1,963	546	675
当期純利益（損失）		-735	-1,356	-6,772
		(/ 931)	(/ 1,718)	(/ 8,582)
非支配持分に帰属する純利益		15	45	21
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）およびその他の資本構成要素		-751	-1,402	-6,794

株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	注記	2017年度	2016年度	2015年度
1株当たり利益： ^{1,2}	11			
基本的		-0.53 (/ 67)	-1.08 (/ 137)	-4.52 (/ 573)
希薄化後		-0.53 (/ 67)	-1.08 (/ 137)	-4.52 (/ 573)
株式数 単位：百万株 ¹				
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数		1,967.7	1,555.3	1,555.1
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 ³		1,967.7	1,555.3	1,555.1

- 1 基本的小よび希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2017年4月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2017年4月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後でそれぞれ298百万ユーロ、276百万ユーロおよび228百万ユーロの修正が加えられている。
- 3 2017年度、2016年度および2015年度において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常、1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり純損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、転換想定後の修正加重平均株式数は、2017年度には62百万株、2016年度には27百万株、2015年度には27百万株の増加であった。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2017年度	2016年度	2015年度
損益計算書に認識された純利益（損失）	-735 (/ 931)	-1,356 (/ 1,718)	-6,772 (/ 8,582)
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目			
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-69	-861	203
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	-23	344	-213
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目			
売却可能金融資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	197	-2	-242
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-523	-571	-163
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-34	62	1
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-137	-2	20
売却目的保有として分類された資産			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-162	529	662
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	162	-1,191	0
外貨換算調整勘定			
期中未実現純利得（損失）、税引前	-2,699	203	2,156
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	20	-2	4
持分法適用投資			
期中純利得（損失）	-36	11	48
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	146	117	19
その他の包括利益（損失）、税引後	-3,157 (/ 4,001)	-1,364 (/ 1,729)	2,493 (/ 3,159)
包括利益（損失）合計、税引後	-3,892 (/ 4,932)	-2,721 (/ 3,448)	-4,278 (/ 5,422)
以下に帰属：			
非支配持分	-20	52	45
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	-3,872	-2,773	-4,323

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結貸借対照表

単位：百万ユーロ（億円）		2017年 注記 12月31日現在	2016年 12月31日現在
資産：			
現金および中央銀行預け金		225,655	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）		9,265	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	21, 22	9,971	16,287
借入有価証券	21, 22	16,732	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
トレーディング資産		184,661	171,044
デリバティブ金融商品のプラスの時価		361,032	485,150
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		91,276	87,587
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	12, 13, 21, 22, 37	636,970	743,781
売却可能金融資産	15, 21, 22	49,397	56,228
持分法適用投資	17	866	1,027
貸出金	19, 20, 21, 22	401,699	408,909
満期保有証券	16	3,170	3,206
土地建物および設備	23	2,663	2,804
のれんおよびその他の無形資産	25	8,839	8,982
その他の資産	26, 27	101,491	126,045
当期税金資産	36	1,215	1,559
繰延税金資産	36	6,799	8,666
資産合計		1,474,732	1,590,546
		(/1,868,928)	(/2,015,699)

単位：百万ユーロ（億円）	2017年		2016年	
	注記	12月31日現在	12月31日現在	
負債および資本：				
預金		28	580,812	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）		21, 22	18,105	25,740
貸付有価証券		21, 22	6,688	3,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		12, 37		
トレーディング負債			71,462	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価			342,726	463,858
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債			63,874	60,492
投資契約負債			574	592
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計			478,636	581,971
その他の短期借入金		31	18,411	17,295
その他の負債		26, 27	132,208	155,440
引当金		20, 29	5,219	10,973
当期税金負債		36	1,001	1,329
繰延税金負債		36	346	486
長期債務		32	159,715	172,316
信託優先証券		32	5,491	6,373
自己普通株式購入義務			0	0
負債合計			1,406,633	1,525,727
			(/1,782,626)	(/1,933,554)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ		34	5,291	3,531
資本剰余金			39,918	33,765
利益剰余金			17,454	18,987
自己普通株式、取得原価		34	-9	0
自己普通株式購入義務振替額			0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後			520	3,550
株主持分合計			63,174	59,833
			(/80,060)	(/75,826)
その他の資本構成要素			4,675	4,669
非支配持分			250	316
資本合計			68,099	64,819
			(/86,302)	(/82,145)
負債および資本合計			1,474,732	1,590,546
			(/1,868,928)	(/2,015,699)

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結持分変動計算書

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原 価	自己普通株 式購入義務 振替額
2014年12月31日現在残高	3,531 (/4,475)	33,626 (/42,614)	29,279 (/37,105)	-8 (/ 10)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-6,794	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-1,034	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-228	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-10	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-80	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	880	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-9,177	0
自己株式の売却	0	0	0	8,295	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-3	0	0	0
その他	0	63	-31	0	0
2015年12月31日現在残高	3,531 (/4,475)	33,572 (/42,546)	21,182 (/26,844)	-10 (/ 13)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-1,402	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-276	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-517	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	64	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	239	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,264	0
自己株式の売却	0	0	0	5,035	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-7	0	0	0
その他	0	263	0	0	0
2016年12月31日現在残高	3,531 (/4,475)	33,765 (/42,790)	18,987 (/24,062)	0 (/0)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	0	0	-751	0	0
普通株式の発行	1,760	6,277	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-392	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-298	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-91	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-51	0	0	0

株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	424	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	3	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-7,912	0
自己株式の売却	0	0	0	7,479	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	6	0	0	0
その他	0	22	0	0	0
2017年12月31日現在残高	5,291	39,918	17,454	-9	0
	(/6,705)	(/50,588)	(/22,119)	(/ 11)	(/0)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）、該当する税金およびその他控除後 ²	キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る未実現純利得（損失）、税引後 ²	売却目的保有として分類された資産に係る未実現純利得（損失）、税引後 ²	外貨換算調整勘定、税引後 ²	持分法適用投資による未実現純利得（損失）
2014年12月31日現在残高	1,675 (/2,123)	79 (/100)	0 (/0)	151 (/191)	18 (/23)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-291	18	662	2,044	48
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2015年12月31日現在残高	1,384 (/1,754)	97 (/123)	662 (/839)	2,196 (/2,783)	66 (/84)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-472	46	-662	223	11
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

2016年12月31日現在残高	912	143	0	2,418	77
	(/1,156)	(/181)	(/0)	(/3,064)	(/98)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-223	-125	0	-2,646	-36
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2017年12月31日現在残高	689	18	0	-227	40
	(/873)	(/23)	(/0)	(/ 288)	(/51)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包 括利益（損 失）累計 額、税引後 ¹	株主持分 合計	その他の資 本構成要素 ³	非支配持分	資本合計
2014年12月31日現在残高	1,923 (/2,437)	68,351 (/86,621)	4,619 (/5,854)	253 (/321)	73,223 (/92,796)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	2,481	-4,313	0	45	-4,269
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-1,034	0	-10	-1,044
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-228	0	0	-228
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-10	0	0	-10
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-80	0	0	-80
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	880	0	0	880
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	-34
自己株式の購入	0	-9,177	0	0	-9,177
自己株式の売却	0	8,295	0	0	8,295
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-3	0	0	-3
その他	0	33	56 ⁴	-17	72
2015年12月31日現在残高	4,404 (/5,581)	62,678 (/79,432)	4,675 (/5,925)	270 (/342)	67,624 (/85,700)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-854	-2,256	0	52	-2,204
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	-11	-11
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-276	0	0	-276
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-517	0	0	-517
報告期間中の株式報奨の純変動	0	64	0	0	64
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	239	0	0	239
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	2	0	0	2
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	-129
自己株式の購入	0	-5,264	0	0	-5,264
自己株式の売却	0	5,035	0	0	5,035
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	-7	0	0	-7
その他	0	263	-6 ⁴	4	262
2016年12月31日現在残高	3,550 (/4,499)	59,833 (/75,826)	4,669 (/5,917)	316 (/400)	64,819 (/82,145)
包括利益（損失）合計、税引後 ¹	-3,030	-3,781	0	-20	-3,800
普通株式の発行	0	8,037	0	0	8,037
現金配当の支払	0	-392	0	-11	-403
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-298	0	0	-298
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-91	0	0	-91
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-51	0	0	-51
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	424	0	0	424

株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	3	0	0	3
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0	-104
自己株式の購入	0	-7,912	0	0	-7,912
自己株式の売却	0	7,479	0	0	7,479
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	6	0	0	6
その他	0	22	6 ⁴	-36	-9
2017年12月31日現在残高	520	63,174	4,675	250	68,099
	(/659)	(/80,060)	(/5,925)	(/317)	(/86,302)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 4 その他の資本構成要素の購入および売却による収入（純額）を含む。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2017年度	2016年度	2015年度
当期純利益（損失）	-735 (/ 931)	-1,356 (/ 1,718)	-6,772 (/ 8,582)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
当期純利益（損失）を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：			
信用リスク引当金繰入額	525	1,383	956
再構築費用	447	484	710
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-575	-899	-430
繰延法人所得税、純額	1,234	-312	-987
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	2,159	3,745	8,908
持分法適用投資の純利益に対する持分	-141	-183	-708
非資金損益項目等調整後利益（損失）	2,914 (/ 3,693)	2,862 (/ 3,627)	1,677 (/ 2,125)
営業資産および負債の純変動に関する調整：			
中央銀行および銀行への利付定期預金	966	-2,814	30,096
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券、借入有価証券	8,560	19,440	-10,108
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-6,721	20,337	12,935
貸出金	2,759	18,190	-14,015
その他の資産	21,970	-7,847	26,756
預金	34,601	-15,237	26,537
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債	5,461	8,686	6,101
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券	-3,355	16,362	-1,120
その他の短期借入金	1,148	-10,632	-16,149
その他の負債	-23,107	-12,888	-14,177
優先長期債務	-12,728	12,328	13,536
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	1,596	30,341	13,788
その他、純額	5,512	-8,518	-8,605
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,576 (/ 50,155)	70,610 (/ 89,484)	67,252 (/ 85,228)
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
収入：			
売却可能金融資産の売却	10,657	26,855	18,027
売却可能金融資産の満期償還	6,798	6,029	3,986
満期保有証券の満期償還	0	0	0
持分法適用投資の売却	80	50	165
土地建物および設備の売却	113	206	272
購入：			
売却可能金融資産	-13,472	-21,639	-29,665
満期保有証券	0	0	0
持分法適用投資	-12	-81	-95
土地建物および設備	-485	-725	-432
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	82	2,023	555
その他、純額	-1,328	-1,479	-1,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,433	11,239	-8,242

	(/3,083)	(/14,243)	(/ 10,445)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
劣後長期債務の発行	881 ²	815	2,942
劣後長期債務の返済および償還	-176 ²	-1,102	-2,043
信託優先証券の発行	266 ³	121	788
信託優先証券の返済および償還	-666 ³	-840	-5,114
普通株式の発行	8,037	0	0
自己株式の購入	-7,912	-5,264	-9,177
自己株式の売却	7,471	4,983	8,316
その他の資本構成要素（AT 1）の発行	0	0	0
その他の資本構成要素（AT 1）の購入	-205	-207	-407
その他の資本構成要素（AT 1）の売却	217	202	442
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-335	-333	-269
非支配持分への配当の支払	-11	-11	-10
非支配持分の純変動	-37	-13	-17
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-392	0	-1,034
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,138	-1,649	-5,583
	(/9,046)	(/ 2,090)	(/ 7,075)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-5,772	-28	94
	(/ 7,315)	(/ 35)	(/119)
現金および現金同等物の純増加（減少）	43,376	80,172	53,521
現金および現金同等物、期首残高	185,649	105,478	51,960
現金および現金同等物、期末残高	229,025	185,649	105,478
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む			
法人所得税支払（受取）額、純額	689	1,572	902
利息支払額	11,784	10,808	10,608
利息受取額	21,095	22,579	21,749
配当受取額	3,006	3,256	4,428
現金および現金同等物の構成要素			
現金および中央銀行預け金（中央銀行への利付定期預金を含んでいない）	222,451	178,105 ¹	94,923
インターバンク預け金（中央銀行以外）（2017年12月31日現在5,896百万ユーロ、2016年12月31日現在7,079百万ユーロおよび2015年12月31日現在4,304百万ユーロの銀行への定期預金を含んでいない）	6,574	7,544 ¹	10,555
合計	229,025	185,649 ¹	105,478
	(/290,243)	(/235,273)	(/133,672)

- 1 過年度の数値は修正再表示されている。
- 2 劣後長期債務における現金以外の変動は合計でマイナス367百万ユーロであり、為替レートの変動マイナス372百万ユーロによるものである。
- 3 信託優先証券における現金以外の変動は合計でマイナス481百万ユーロであり、為替レートの変動マイナス444百万ユーロおよび公正価値の変動マイナス51百万ユーロによるものである。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

連結財務諸表に対する注記

01 -

重要な会計方針および重要な会計上の見積り

会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。）はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体（以下「当行グループ」という。）は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示には、取締役会報告書の経営および財務の概況に記載されたIFRS第8号「事業セグメント」に基づく、セグメント別の経営成績および純収益の内訳の全社的開示が含まれている。また、リスク・レポートには、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示ならびにIAS第1号「財務諸表の表示」に基づき要求される資本の開示が含まれている。これらの監査済の開示は、取締役会報告書の余白における角括弧（本書では『 』で表示されている。）により識別される。さらに、リスク・レポートにおける「リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率：規制自己資本の変動」に記載された「規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート」の表に関して、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在それぞれの「CRR/CRD 4」の列（「CRR/CRD 4の完全適用」の列ではない。）は、余白において角括弧（本書では『 』で表示されている。）で識別されていないものの、連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示も監査済である。

確定給付年金制度に対する割引率

2017年度に、当行グループはユーロ圏における確定給付制度の評価に用いられる割引率の設定をより標準化された簡潔なアプローチへと切り替えた。一般に認められた同様のアプローチが既に英国および米国における当行グループの他の主要年金制度に適用されている。この改善による割引率の変更はなかったため、当行グループの2017年度の連結包括利益計算書への影響はなかった。

船舶ローンの減損手法に対する調整

2017年度第3四半期に、当行グループは、事業継続または破綻時を前提としたシナリオ（gone concern scenario）に基づき減損評価される船舶ローンのパラメータを調整した。このパラメータの変更により、見積減損費用が70百万ユーロ増加した。また当行グループは、破綻時のエクスポージャーを有する船舶ローンに適用される一般的なヘアカット率を変更した結果、見積減損費用がさらに36百万ユーロ増加することとなった。これらの見積りの変更は信用リスク引当金に反映されている。

重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確定で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような重要な会計上の見積りは、毎期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損（以下の「関連会社」を参照。）
- 売却可能金融資産の減損（以下の「金融資産および負債 - 売却可能として分類された金融資産」を参照。）
- 公正価値の決定（以下の「金融資産および負債 - 公正価値の決定」を参照。）
- 取引日利益の認識（以下の「金融資産および負債 - 取引日利益の認識」を参照。）
- 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額（以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」を参照。）
- のれんおよびその他の無形資産の減損（以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。）

- 繰延税金資産の認識および測定（以下の「法人所得税」を参照。）
- 法律上/規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理（以下の「引当金」を参照。）

重要な会計方針

当行グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述の場合を除き、これらの方針は、2015年度、2016年度および2017年度に一貫して適用されている。

連結の原則

当連結財務諸表の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当行グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当行グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、一つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象に伴う変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当行グループは子会社の支配の喪失日に、a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に振り替えられるか、または他のIFRSの基準で要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会（ドイツの株式会社の場合は監査役会）への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当行グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

当行グループが以前にある企業に対する資本持分を（例えば、売却可能として）保有しており、後に重要な影響力を獲得した場合、以前に保有していた資本持分は公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には連結損益計算書に認識される。当該資本持分に関連して以前にその他の包括利益に認識された金額はすべて、当行グループが重要な影響力を獲得した日に、あたかも当行グループが以前に保有していた資本持分を処分したかのように連結損益計算書に振り替えられる。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上され、その後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額（減損損失累計額を控除後）に含まれる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては各貸借対照表日に減損テストが行われる。

減損の客観的証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。減損損失の戻入れにより増額する関連会社に対する投資の帳簿価額は、過年度に当該投資に対し減損損失が認識されていなかったと仮定した場合の帳簿価額を超過しないものとする。

当行グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同じ基準で会計処理される。

重要な会計上の見積り：減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損の見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループではこれを、重要な会計上の見積りと考えている。

外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目（持分証券）に係る換算差額は、その他の包括利益に含まれ、当該非貨幣性項目の売却時に、全体の売却損益の一部として連結損益計算書に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産および負債は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートで、または実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含まれる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に振り替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に振り替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に振り替えられる。

利息、手数料およびフィー

収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を信頼性をもって測定できる時に認識される。この概念は、当行グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用される。

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

貸出金や売却可能負債証券といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した金利に基づいて認識される。貸出金および満期保有投資の場合、この金利は当初の実効金利である。売却可能負債証券の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づく。

当行グループが利付資産および負債に関連した政府助成金を受け、当該助成金に付随する条件を満たすことが可能であるという合理的な保証がある場合、当行グループは当該助成金による収益を純利息収益に認識している。

手数料およびフィー収益 - フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定される。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれている。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不可能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識される。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識される。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識される。

オフバランス・シートで会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識される。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得される：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれる。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。

複合的なサービスまたは商品に関する契約 - 当行グループが一相手先に対して複合的な商品、サービスまたは権利を提供する契約をしている場合、収益認識目的上、フィー全体を契約の別々の構成要素に割り当てるべきか否かに関して評価が行われる。当該評価は、契約のその他の観点において当行グループの継続的関与が引渡済の項目に必要なことを確認するため、引渡済の項目またはサービスの価値を考慮する。当該評価は、未引渡の項目の価値も評価し、引渡済の項目について返品権がある場合には、残りの項目またはサービスの将来の引渡可能性を評価する。契約を別々の構成要素として考えることが適切と判断された場合には、受取金額は各構成要素の相対的価値に基づいて割り当てられる。

引渡済の項目の価値について客観的で信頼できる証拠がない場合、または個別の項目について公正価値による認識が要求されている場合には残差法が使用される。残差法は、引渡済の構成要素の認識金額を、適切な収益金額をその他の全構成要素に対して割り当てた後の残額として計算する。

金融資産および負債

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、満期保有投資、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産ならびにその他の金融負債である。金融資産および負債の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産および負債ならびにAFSとして分類された金融資産は、その商品の決済までの通常の履行期間がある場合、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入もしくは売却または金融負債の発行もしくは買戻しを確約した日である。償却原価で測定される金融商品は、決済日ベースで認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有、または純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測

定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。トレーディング貸出金や負債証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示される。

トレーディング資産および負債 - 金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションから成る。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品 - トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融資産もしくは負債、またはその両方から成るグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債には、レポおよび逆レポ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債証券および持分証券ならびに仕組み債の負債が含まれている。

非参加型投資契約（以下「投資契約」という。） - 当行グループの投資契約はすべてユニット・リンク型であり、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

貸出コミットメント

一定の貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。その他のすべての貸出コミットメントはオフバランス項目のままである。したがって、当行グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利または信用スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」で明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に（必要に応じて集的に）減損の評価を行っている。

貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、満期保有投資またはAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。取得日後に、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。貸出金に減損が生じていると判断された場合に

は、貸倒引当金が認識され、それに対応する額が連結損益計算書の信用リスク引当金繰入額科目に借方計上される。当初認識後に設定されたこのような貸倒引当金の戻入は、当行の信用リスク引当金繰入額の科目に含まれている。貸倒引当金が計上されていなかったこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、それに対応する利得が利息収益に認識される。

満期保有金融商品

満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産である。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金またはAFS金融資産にも分類されない。

満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。取得日後に、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。満期保有投資が減損しているとみなされる場合、連結損益計算書において減損損失が認識される。

売却可能として分類された金融資産

AFSとして分類された金融資産は当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、その他の包括利益に計上される。ただし、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。AFSとして分類された貨幣性金融資産（負債性金融商品）については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識される。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産（資本性金融商品）については、関連する外国為替部分も含めて、公正価値損益がその他の包括利益に認識される。

AFSとして分類された資本性金融商品は、客観的証拠によって投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が示される場合、減損について評価される。AFSとして分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。

AFS負債証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損とみなされるため、連結損益計算書に認識される。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないとみなされるまでは、連結損益計算書に認識される。AFS負債証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとはみなされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識される。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用される。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告される。

重要な会計上の見積り - 減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、重要な会計上の見積りと考えている。追加情報については、注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」を参照のこと。

金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更

当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」または「満期保有投資」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金または「満期保有投資」の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保

有する意思および能力を有していなければならない。満期保有投資については、満期まで当該資産を保有する明確な意思と能力を有していなければならない。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金または満期保有投資に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書において、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に、損失が認識される。

金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならない。他のすべての場合には総額で表示される。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレボおよび逆レボに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。また、当行グループは相殺する権利を有しており、純額で決済するか、資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有しているレボと逆レボを相殺している。詳細な情報については注記18「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）または特定のカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。

公正価値が経営幹部に対して提供されている。

金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級管理職に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

IFRSにおいては、公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不可能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不可能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定された金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記13「公正価値で計上される金融商品」および注記14「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当行グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不可能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に含まれる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分とデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に認識される。主契約については引続き、適切

な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

ヘッジ会計

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ(公正価値ヘッジ)、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ(在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)である。

ヘッジ会計が適用される場合、当行グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当行グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。AFS有価証券の外国為替リスクをヘッジする場合も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。

デリバティブが終了したか、またはヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正(ベース・アジャストメント)の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識が中止される場合にはいつでも、あらゆるベース・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に振り替えられる。したがって、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積の変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積の変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ただし、ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に振り替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額の関連する金額は、予定取引からの利益もしくは損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に振り替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に振り替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ(在外営業活動体に対する純投資のヘッジ)について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、外貨換算調整勘定としてその他の包括利益に計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額

当行グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされる。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮する。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割り引かれた現在価値との差額として決定される。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識される。

減損の集成的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われる。損失金額には3つの構成要素がある。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額である。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算される。この格付は、当行グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされる。第二の構成要素は、個人顧客向けおよびリテール業務の個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額である。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定される。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示している。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれる。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識される。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更される。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

現実的な回収の見込みがないとみなされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当行グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却される（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去される）。特定の貸倒引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価される。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではない。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価額を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われる。

集成的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無および回収可能額に関する当行グループの見積り、ならびに貸出金が組成された法域の法的要件に左右される。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

オフバランス信用リスク引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似している。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上される。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損認識後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられる。当該戻入は純損益に認識される。

重要な会計上の見積り - 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は重要な会計上の見積りである。というのは、個別および集成的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、每期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これは、近年の金融危機のように経済および金融面で不確実な状況において予想キャッシュ・フローの進展および変更が、より急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る場合に、特に必要となる。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

個別に重要であるとみなされた貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

小口均質貸出金のポートフォリオ、および個別に重要ではあるが減損が存在する客観的証拠がない貸出金に係る引当金の決定は、統計モデルを使用して算定される。このような統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能

性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記19「貸出金」および注記20「信用リスク引当金」に記載されている。

金融資産および負債の認識の中止

金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当行グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当行グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当行グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

証券化

当行グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当行グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当行グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールド・カーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当行グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があり、これを償却原価で計上している。

当行グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産の認識が中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部の認識が中止される場合、証券化に係る損益は、譲渡金融資産の帳簿価額に部分的に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効した時に認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識を中止されない。貸借対照表から認識を中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定のレポおよび逆レポのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択している。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当行グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

現金貸出額または現金受取額は連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上される。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識を中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスク・フリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

特定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産については個別に減損テストが行われる。

コーポレートの資産は、合理的かつ一貫して配分可能な場合、CGUに配分される。それが不可能な場合、コーポレート資産を含めずに個別のCGUの評価が行われる。その後、合理的かつ一貫して配分可能な最小限のCGUのグループごとに評価が行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合は随時、減損テストが行われる。

重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値もしくはその他の評価技法またはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを非常に重要と考えている。

定量的開示は、注記25「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要なとされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要なと予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要なとされる一部または全部の経済的便益が第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には、資産が認識される。

重要な会計上の見積り - 訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上で、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記29「引当金」を参照のこと。

法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含まれた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、純損益に認識される。ただし、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、AFS投資の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当行グループの繰延税金に関する更なる情報（認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。）については、注記36「法人所得税」を参照のこと。

企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価（移転された現金および現金以外の対価（資本性金融商品）を含む。）、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には（負ののれん）、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合（以下「段階的取得」という。）の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産（および処分グループ）は、当該資産（および処分グループ）の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り

込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならぬ。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア（オペレーティング・システムのみ）を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間か当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から18年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含められる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含められる。

土地建物および設備は、各四半期報告日に、減損の兆候について評価される。かかる兆候が存在する場合、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）を見積らなければならず、回収可能価額が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用リスク引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利率（決定可能な場合）または追加借入利率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

従業員給付

年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法においては、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記35「従業員給付」を参照のこと。

解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金（以下「APIC」という。）に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないために財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動であ

る。) 、ならびに財務部が発行する債務(他の資金源と交換可能であるとみなされている。)である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

02 -

最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

新しい会計基準書

2017年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりである。

IFRS第2号 株式に基づく報酬

2016年6月、IASBIはIFRS第2号「株式に基づく報酬」について狭い範囲の修正を公表した。これは特定の種類の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えない見込みである。当該修正は、EUの承認を受けている。

IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。IFRS第9号は、企業による金融資産の分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。当該基準はまた、企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように求めている。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該基準は、以下に詳述されるIFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」を除き、EUの承認を受けている。

当行グループは、IFRS第9号の適用により、全体として当行グループの株主持分合計が税引前で約9億ユーロ減少することになると見積っている。この影響額のうち7億ユーロは、主にIFRS第9号の減損に係る新たな要件によるものである。これらの貸倒引当金の増加ならびに分類および測定の影響は、2億ユーロの税効果により一部相殺され、その結果、当行グループの株主持分合計に係る税引後の影響額は7億ユーロとなる。これは、当行グループのCET1資本比率が8ベース・ポイント低下することを意味している。

この見積りは、以下の導入プログラムの項に記載された活動の完了の結果および当行グループの2018年度監査済財務諸表の提出時に、変更される可能性がある。

導入プログラム

当行グループは、一元管理されたIFRS第9号プログラムを実施している。これは当行グループの最高財務責任者が後援するプログラムで、手法、データ・ソーシングおよびモデリング、IT処理ならびに報告に関するビジネス機能および専門家を含んでいる。当行グループのIFRS第9号の導入には、IFRS第9号の分類および測定要件により影響を受ける金融商品の母集団の評価の実施、ならびに予想信用損失引当金の計算をサポートするための減損手法の策定が含まれる。当行グループは、2015年度に、IFRS第9号の元本および利息のみの支払基準のテストに関するビジネス・モデルおよびテスト方法を見直すための手法の策定を開始した。また同時に当行グループは、信用リスクの著しい増加を評価し、マクロ経済要因を含む将来的な情報を組み込み(2017年度に実施)、必要となるITシステムおよびプロセス・アーキテクチャを備えるための手法、ならびに関連するIFRS第9号のガバナンスおよび統制の枠組みを策定した。当行グループは、2017年12月31日現在のデータに基づき、最終的な並行運用を実施している。

当該プログラムの導入に係る全体的なガバナンスは、当行グループのIFRS第9号運営委員会を通じて実施されており、財務部、リスク部およびIT部からの代表を含んでいる。当行グループの統制プロセスおよび導入プログラムの一環として、IFRS第9号に関する当行グループ全体のガイダンスおよび研修が全事業および職務を対象に実施されている。当行グループは、重要な新規プロセスおよび判断を要する重要な分野に適切な検証と統制を実施することにより、分類および測定ならびに減損に関する最新の枠組みが確実に整備されるよう、ガバナンス環境を拡充した。個別のプロセスおよび事業統制は、この最新の枠組みの下に組み込まれ、最終決定されている。予想信用損失の計算プロセスに関するガバナンスは、リスク部門と財務部門で共有されている。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、企業のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。IFRS第9号における要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、特定の資産に関して公正価値オプションを選択するかを含め、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。

2015年度に、当行グループは、IFRS第9号適用の結果起こり得る分類および測定の変更について判断するために、当初のビジネス・モデルを決定し、こうしたビジネス・モデルにおける金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴の評価を行った。実施した当初の分析の結果、当行グループは、2016年度に、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値のいずれかで測定される金融資産の母集団を識別した。これらにはIFRS第9号の減損規則が適用されることとなる。2017年度に、当行グループは、ビジネス・モデルの評価を更新し、未処理の分類決定を完了した。トレーディング目的保有でない持分投資の当初認識に際して、当行グループは、投資ごとに、公正価値のその後の変動をOCIに表示することを、取消不能な形で選択することができる。当行グループはこのような選択を行っていない。

発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。当該基準はまた、当行グループがIFRS第9号の全面適用前に、企業の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に表示する要件を早期適用する選択を認めている。当行グループはこの要件を早期適用しなかった。

金融資産の減損

IFRS第9号の減損の要件は、償却原価またはFVOCIで測定される負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（本注記では総称して「金融資産」という。）に適用される。

減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、IFRS第9号に準拠しその時点の潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時（または当行グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行する。IAS第39号において、当行グループはまず、個別に重要な貸出金について減損の客観的証拠が存在するか否かを個別に評価している。その後、個別には重要性のない貸出金および重要ではあるが個別の評価では減損の客観的証拠が得られなかった貸出金を集散的に評価している。

IFRS第9号においては、組成または購入された金融資産に関して、当行グループは、報告日現在の信用リスクが当初認識時以降に著しい増加はしていない場合（第1段階）、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。この金額は今後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行事象による予想信用損失を表す。

IFRS第9号は、信用リスクが著しく増加したとみなされる金融資産（第2段階）および報告日現在で信用が減損している金融資産（第3段階）について、当該金融資産の残存期間にわたり予想される信用損失（以下「残存期間予想損失」という。）の認識を求めている。第3段階に移行した、信用が減損した金融資産の主な定義として、当行グループはCRR第178条に規定された債務不履行の定義を適用する。IFRS第9号に準拠した予想信用損失の測定においては、マクロ経済要因を含む将来的な情報を考慮しなければならない。

残存期間予想信用損失は、金融商品の予想される残存期間にわたる債務不履行事象を表す。当行グループは、リスク管理目的上はより長期間について考慮する場合でも、信用リスクにさらされる契約上の最長期間（借手の延長オプションを含む）にわたる債務不履行リスクを考慮して、予想信用損失を測定する。契約上の最長期間の決定には、当行グループが貸出金の返済または貸出コミットメントもしくは保証の終了を要求する権利を取得した日が考慮される。

個人向け当座貸越、クレジット・カード利用枠および特定の法人向けリボルビング貸出枠は通常、貸出金と未利用のコミットメントの要素の両方を含んでおり、これらの場合、返済の要求および未利用のコミットメントの取消を行うことができる当行グループの契約上の能力によって、当行グループの信用損失のエクスポージャーがその貸出枠の契約期間に限定されることはない。これらの貸出枠には定められた期間または返済の仕組みはなく、集散的に管理される。当行グループはこれらの貸出枠を直ちに取消することができるが、この契約書の権利は通常の日常的な信用リスク管理プロセスで行使されることはなく、当

行グループがその貸出枠の信用リスクの増加に気付いた場合にのみ行使される。したがって、当行グループは、そのような貸出枠に関して、契約上の最長期間より長期間にわたり予想信用損失を測定する。このより長期の期間は、当行グループが信用損失を軽減するために実施すると予想される信用リスク管理対策を考慮して見積もられる。これらの信用リスク管理対策には限度額の引下げおよび貸出枠の取消が含まれる。

当行グループは、予想信用損失の測定に、デフォルト確率（以下「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）という3つの主要構成要素を使用している。そのため当行グループは、取引レベルで、バーゼルIRBAに基づく資本需要の算定および内部リスク管理の実務に使用される既存のパラメータを可能な限り活用している。IFRS第9号において、信用損失引当金は様々な重要な特性の影響を受ける。この中には債務不履行時の予想残高や関連する償却の内訳、金融資産の予想残存期間が含まれるが、これらに限定されない。その結果、第2段階の金融資産の信用損失引当金は、予想残存期間または予想EADに基づき増加する。将来の経済状況の予測を予想信用損失の測定に組み込むことにより、各段階の信用損失引当金への追加的影響が生じる。残存期間予想信用損失を計算するために、当行グループの計算には、経済予測を反映した移行マトリックスから、対応する残存期間のPDを算出することが含まれる。金融資産の信用が減損しているか否か、また、それにより第3段階に分類すべきか否かを判断するには、見積将来キャッシュ・フローに不利な影響をもたらす一つ以上の事象が識別されなければならない。

IFRS第9号において、金融商品の信用リスク（すなわち債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、以下に詳述される、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来的な情報（マクロ経済要因を含む）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。

当行グループは、特定の金融商品に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増加しているかを判断するために、定量的プロセスと定性的プロセスの双方を組み込む枠組みを確立している。当行グループの枠組みは内部信用リスク管理プロセスと合致している。当行グループの定量的プロセスは、報告日現在の実際の残存期間のPDと当初認識日現在の当初の予想を比較するものである。ある取引の現在の予想に基づくPDが、残存期間にわたり、当初の予想に基づく基準値である格付けのPDを超える場合、当該取引は著しく悪化したとみなされる。基準値である格付けは、ポートフォリオごとに決定され、年1回検証されるが、取引の当初の格付けおよび取引開始時に入手可能な将来的な情報から導き出された将来的な格付分布の分位点に一致する。当行グループの定性的プロセスは、当行グループが金融資産の信用リスクが著しく増加しているか否かを識別できる既存のリスク管理指標（監視リスト、整理部門による管理および支払猶予のトリガーなど）を活用する。さらに、金融資産は支払期限から30日経過すると第2段階に移行される。

IFRS第9号において、金融資産の条件が変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（以下「EIR」という。）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増加しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のPD
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積もられた残存期間のPD

一般的に、支払猶予は債務不履行および信用減損の定性的指標であり、支払猶予の予想は信用リスクが著しく増加しているか否かの評価に関連している。支払猶予を受けた場合、顧客は、エクスポージャーが第3段階にあるとみなされなくなるまで、またはPDが減少したとみなされたためにエクスポージャーが第1段階まで回復したと測定されるまでの期間にわたり、一貫して良好な財務状況にあることを示す必要がある。

IFRS第9号は、個別に重要な金融商品と個別には重要性のない金融商品とを区別していない。そのため、当行グループは個別の取引ごとに信用リスク引当金を評価することとした。同様に、第1段階、第2段階、第3段階の間の金融資産の振替についての評価も、個別の取引ごとに行われる。IAS第39号における現行の減損アプローチの詳細については、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」を参照のこと。IFRS第9号の結果、信用損失引当金はドイツ銀行リサーチが提供する将来のマクロ経済のシナリオを考慮に入れた、合理的かつ裏付け可能な将来的な情報に基づくため、主観性が高まる。これらのマクロ経済のシナリオは継続的に監視される。また、当行グループの予想信用損失の計算に使用される他に、この情報は当行グループの資本計画およびストレステスト実施の基礎となる。ドイツ銀行リサーチが提供するこの情報は、当行グループのストレステストの基盤にIFRS第9号の要件に沿った適切な修正を加えたものを活用して、起こり得る将来のシナリオを作成するために利用される。当行グループは、資本予測とストレステストのプロセスによる特定の相乗効果を識別し、起こり得る状況の検討を続けている。IFRS第9号の継続適用による移行の影響と効果は、当行グループの2018年度以降の資本計画に反映されている。マクロ経済要因と例外的な要因を考慮した調整を含む将来的な情報の通常の利用は、当行グループのリスクおよび経済的信用損失引当金フォーラムにより監視される。

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある（すなわち信用リスク管理者によって債務不履行と格付けされた）場合、購入または組成時に信用が減損しているとみなされる。このような債務不履行となった金融資産は購入されたまたは信用

が減損した（POCI）金融資産と呼ばれ、公正価値（通常は残存期間予想信用損失を組み込んだ購入価格）で当初認識されるため、当初認識時に個別の信用損失引当金は認識されない。その結果、POCI金融資産は残存期間予想信用損失を反映して測定され、残存期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産は第3段階にのみ分類可能である。

第1段階および第2段階にある金融資産に関して、当行グループは、総帳簿価額（すなわち、予想信用損失について控除することなく）にEIRを適用して利息収益を算定している。第3段階にある金融資産に係る利息収益は、償却原価（すなわち、損失引当金控除後の総帳簿価額）にEIRを適用することで算定される。POCIとして分類された金融資産のみの場合、利息収益は、これらのPOCI資産の償却原価に信用リスク調整後EIR（追加的信用損失の当初予想に基づく）を適用して算定される。IFRS第9号に伴うIAS第1号の修正の結果、当行グループは、実効金利法を用いて算定した利息収益を損益計算書に個別に表示することとなる。

上述のとおり、IFRS第9号は、全体的な信用損失引当金の水準の上昇をもたらす。この見積もられた上昇は、当初認識時以降に信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上するという要件と、残存期間予想損失を適用しなければならない金融資産の母集団の方が大きいことによるものである。

ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいく。一般的に、現在の規則に基づく一部の制限が廃止され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定したため、IFRS第9号の発効日である2018年1月1日にはIFRS第9号のヘッジ会計を適用しない予定である。しかし、当行グループは、IFRS第9号に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」の修正により要求される、ヘッジ会計の変更後の開示を導入する予定である。

IFRS第9号の修正「負の補償を伴う期限前償還要素」

2017年10月、IASBはIFRS第9号「金融商品」の修正を公表した。これは、期限前償還額が実質的に未払いの元本および利息ならびに合理的な補償を表す場合、いわゆる負の補償（相互中断条項としても知られる）を伴う特定の期限前償還が可能な金融資産を、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するいずれかで測定することを企業に認めるものである。合理的な補償はプラスの場合もマイナスの場合もある。当該修正より前には、負の補償の性質を持つ金融商品は元本および利息の支払いのみのテストの要件を満たさず、強制的に損益を通じて公正価値で測定されていた。当該修正は2019年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、当該修正がEUにより承認された後、2018年度に早期適用する予定である。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはない。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益認識の方法および時期について規定しているが、IAS第39号 / IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IASBはその後、2015年9月にIFRS第15号の修正を公表し、2016年4月にそれをさらに明確化した。新たな要件は、IFRSにおいて収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。また当該基準および修正は企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。当行グループは財務およびビジネス機能からの専門家を含めて、一元管理されたIFRS第15号プログラムを実施している。当グループのIFRS第15号の実施は、新たな5つのステップの収益認識モデルに合わせた手数料およびフィー収益の各タイプの詳細な分析から成る。当グループの連結財務諸表への重大な影響は識別されていない。当該要件は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当該基準および修正はEUの承認を受けている。

IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準はEUの承認を受けている。

IFRS第17号 保険契約

2017年5月、IASBはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容し

ていたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えている。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、より有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる。IFRS第17号は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループの現在の事業活動に基づき、当初の見積りではIFRS第17号が当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない。当該基準はEUの承認をまだ受けていない。

03 -

取得および処分

企業結合

2017年度、2016年度および2015年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

支配を維持する非支配持分の取得および処分

2017年度および2016年度において、当行グループは、関連する子会社に対して支配を維持する非支配持分の取得および処分は行わなかった。

処分

2017年度、2016年度および2015年度において、当行グループはいくつかの子会社 / 事業の処分を完了した。これらの処分は主に、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業である。その結果、2017年度における処分には当社グループのアルゼンチンの子会社Deutsche Bank S.A.およびSal. Oppenheimのルクセンブルクに拠点を置くファンドの事務管理および受託事業が含まれていた。2016年度における売却は、Abbey LifeおよびMaher Terminals Port Elizabethの売却から成っていた。2015年度における処分は主にMaher Terminalsのカナダにおける港湾事業の売却から成っていた。これらの取引の詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。2017年度、2016年度および2015年度においてこれらの処分に対して受け取った現金対価総額は、それぞれ129百万ユーロ、20億ユーロおよび555百万ユーロであった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
現金および現金同等物	47	0	0
残りの全資産	848	14,858	443
処分資産合計	895	14,858	443
処分負債合計	814	12,250	52

事業セグメントおよび関連情報

当行グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

2017年3月5日に発表された当社グループの戦略に従い、2017年度第2四半期より、当社グループの事業運営は以下の部門から成る新たな部門構成において再編されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）
- プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（以下「PCB」という。）
- ドイチェ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。）

ドイツ銀行が過年度に報告していたセグメント情報からの主な変更は以下のとおりである。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB） - 新たなコーポレート部門である「コーポレート・アンド・インベストメント・バンク」は、以前の「グローバル・マーケット」および「コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング」セグメントを合わせたものである。当該部門は当行のコーポレート・ファイナンス、グローバル・マーケットおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業から成る。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB） - 「プライベート・アンド・コマーシャル・バンク」コーポレート部門は、以前は個別に報告されていたドイツ銀行およびポストバンクの個人顧客および法人顧客向け事業、ならびに富裕層、財団およびファミリー・オフィス向けのウェルス・マネジメント業務を合わせたものである。

ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM） - 「ドイチェ・アセット・マネジメント」コーポレート部門には大きな変更がなく、ドイツ銀行の資産管理業務が含まれる。当該部門は個人投資家および彼らにサービスを提供する機関への投資ソリューション提供に重点を置いている。

過年度において「連結および調整」において報告されていた一部の管理部門は、配賦されることにより当行グループの事業セグメントに反映されており、当行グループの事業部門により合致するように統合されている。

2017年度より、非中核事業部門（NCOU）は独立した部門ではなくなった。2016年12月31日現在残っていたレガシー資産は現在、対応する事業セグメント（主にコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびプライベート・アンド・コマーシャル・バンク）に管理されている。

セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「取締役会報告書：経営および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：連結および調整」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。

当行グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にCIB）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用リスク引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（連結および調整（C&A）で戻入）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは、各事業セグメントの活動により使用または提供される資金の価値に従い、当行グループ外部からの純利息収益を配分し、当行グループがホールセール市場において利用可能な資金調達価格を参照して移転価格を設定している。さらに、自己株式による資金調達を行う法的に独立した事業単位を保有する競合他社との比較可能性を保つため、当行グ

グループは、各事業セグメントの平均株主資本の割合に応じて、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均株主資本の配分 - 2017年度より、当行グループは資本配分手法を改善した。株主資本は現在、各セグメントの所要規制自己資本に基づき当行グループのセグメントに全額配分されており、外部に公表された当行グループの普通株式等Tier 1資本比率および当行グループのレバレッジ比率の目標を達成するのに必要な株主資本の金額に上限が設けられなくなった。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの総合的な貢献を反映している。3つの要素それぞれへの貢献は、その相対的な重要性と当グループに対する制約を反映して加重計算される。普通株式等Tier 1資本比率およびレバレッジ比率に対する貢献は、CRR/CRD 4規則が完全実施されると仮定して、リスク加重資産（RWA）およびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）を通じて測定される。当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスは、定義されたストレス・シナリオにおける当行グループの全体的な経済リスク・エクスポージャーの尺度である。のれんおよびその他の無形資産は、配分された有形株主資本および各リターンの算定を可能にするために、引き続き当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本及び有形株主資本は月次で配分され、四半期および通年にわたる平均値が算出される。比較期間である2015年度および2016年度のすべての期間は修正再表示されている。

2015年12月のセグメントの平均株主資本は、同期間末の現在価格を表している。各セグメントの現在価格と当行グループの平均金額の差額は、C&Aに計上されている。

2017年度よりNCOUは個別のコーポレート部門ではなくなったため、2017年度の平均株主資本の配分において、2016年度末からのNCOUの残高はC&Aに配分されている。

純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの米国非課税有価証券について、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示の変更により、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの純利息収益は、2017年度通年において113.6百万ユーロ（2016年度通年は126.4百万ユーロ、2015年度通年は122.8百万ユーロ）増加した。この増加は、C&Aにおける戻入を通じて、当行グループの連結数値において相殺されている。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、35%である。

セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。

全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2017年、2016年および2015年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前）を示している。CIB、PCB、Deutsche AMおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Aに関する情報は、C&Aの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
ドイツ：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	1,503	1,924	1,942
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	7,225	7,571	7,289
ドイチェ・アセット・マネジメント	1,009	888	963
非中核事業部門	0	221	105
ドイツ合計 ¹	9,737	10,604	10,299

英国：

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	3,817	4,298	5,309
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	34	83	77
ドイチェ・アセット・マネジメント	434	836	748
非中核事業部門	0	-322	-73
英国合計	4,284	4,895	6,061
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	1,268	1,544	1,647
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	2,037	2,360	2,111
ドイチェ・アセット・マネジメント	465	497	402
非中核事業部門	0	23	9
その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計	3,770	4,425	4,169
アメリカ（主に米国）：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	4,999	5,928	6,209
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	390	625	691
ドイチェ・アセット・マネジメント	492	578	727
非中核事業部門	0	-305	754
アメリカ合計	5,881	6,826	8,381
アジア／太平洋：			
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,639	3,068	3,792
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	491	451	469
ドイチェ・アセット・マネジメント	133	216	176
非中核事業部門	0	1	-0
アジア／太平洋合計	3,263	3,735	4,436
連結および調整	-488	-471	179
連結純収益 ²	26,447	30,014	33,525

1 ポストバンクの全事業は、ドイツの事業として開示されており、さらなるシステム統合の対象となっている。

2 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）から成っている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結または促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。

連結損益計算書に対する注記

05 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）

純利息収益

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
利息および類似収益：			
現金および中央銀行預け金に係る利息収益	1,070	433	88
インターバンク預け金（中央銀行以外）に係る利息収益	245	252	411
中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券	292	359	377
売却可能金融資産に係る利息収益	1,083	1,313	1,292
売却可能金融資産に係る配当収益	88	205	301
貸出金	11,941	12,311	12,219
満期保有証券に係る利息収益	68	67	0
その他	1,406	1,417	782
純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に係る利息および類似収益合計	16,193	16,357	15,470
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利息および類似収益	7,899	9,279	10,496
利息および類似収益合計	24,092	25,636	25,967
利息費用：			
利付預金	2,833	2,583	2,764
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	431	255	153
その他の短期借入金	135	179	229
長期債務	1,795	1,759	1,480
信託優先証券	413	437	568
その他	1,437	1,083	357
純損益を通じて公正価値で測定しない金融負債に係る利息費用合計	7,044	6,295	5,552
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に係る利息費用	4,671	4,634	4,534
利息費用合計	11,714	10,929	10,086
純利息収益	12,378	14,707	15,881

2017年、2016年および2015年12月31日終了年度において、減損した金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ61百万ユーロ、63百万ユーロおよび67百万ユーロであった。

2017年12月31日終了年度におけるその他の利息収益には、貸出条件付の長期資金供給オペレーション（以下「TLTRO」という。）プログラムに基づく政府助成金に関連する116百万ユーロが含まれていた。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
トレーディング収益：			
セールス・アンド・トレーディング (エクイティ)	1,152	616	544
セールス・アンド・トレーディング (FIC)	3,969	3,448	3,750
セールス・アンド・トレーディング合計	5,122	4,064	4,294
その他のトレーディング収益	-1,748	-3,517	-420
トレーディング収益合計	3,374	547	3,874
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)：			
金融資産 / 負債の種類別内訳：			
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券	3	-3	3
借入有価証券および貸付有価証券	-1	1	0
貸出金および貸出コミットメント	-32	-109	-453
預金	-30	-28	0
長期債務 ¹	-398	303	761
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 / 負債	10	691	-344
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	-448	854	-32
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	2,926	1,401	3,842

合算ベースの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失)

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
純利息収益	12,378	14,707	15,881
トレーディング収益 ¹	3,374	547	3,874
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得 (損失)	-448	854	-32
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) 合計	2,926	1,401	3,842
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	15,304	16,108	19,723
セールス・アンド・トレーディング (エクイティ)	1,592	1,934	2,838
セールス・アンド・トレーディング (FIC)	4,707	5,210	5,987
セールス・アンド・トレーディング合計	6,299	7,144	8,826
ファイナンス	1,641	1,839	1,523
グローバル・トランザクション・バンキング	1,937	2,098	2,218
その他の商品	-800	-309	-219
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	9,078	10,773	12,348
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	6,158	6,420	6,573
ドイチェ・アセット・マネジメント	30	365	255
非中核事業部門	0	-1,307	-362
連結および調整	37	-143	910
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得 (損失) 合計	15,304	16,108	19,723

¹ トレーディング収益にはヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブによる利得および損失が含まれる。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSにおいては、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益 (すなわち、クーポンおよび配当収益) ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じ

て、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益または純利得（損失）のいずれかの区分に期ごとに計上することができる。上記の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）を業務部門別に、またコーポレート・アンド・インベストメント・バンクについては商品別にまとめたものである。

06 -

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
手数料およびフィーの収益および費用：			
手数料およびフィー収益	14,102	14,999	16,412
手数料およびフィー費用	3,100	3,255	3,647
純手数料およびフィー収益	11,002	11,744	12,765

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
純手数料およびフィー収益：			
信託業務による純手数料およびフィー	4,320	4,287	4,480
有価証券業務による純手数料およびフィー	2,985	3,305	4,134
その他の顧客サービスによる純フィー	3,698	4,152	4,151
純手数料およびフィー収益	11,002	11,744	12,765

07 -

売却可能金融資産に係る純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
売却可能金融資産に係る純利得（損失）：			
負債証券に係る純利得（損失）：	114	229	48
処分による純利得（損失）	115	230	58
減損	-1	-1	-10
持分証券に係る純利得（損失）：	219	79	104
処分／再測定による純利得（損失）	219	96	156
減損	-1	-17	-52
貸出金に係る純利得（損失）：	37	6	52
処分による純利得（損失）	45	21	83
減損	-8	-15	-31
減損の戻入	0	0	0
その他の資本持分に係る純利得（損失）：	110	339	1
処分による純利得（損失）	137	348	14
減損	-27	-9	-13
売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計	479	653	203

本報告書の注記15「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

08 -

その他の収益

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
その他の収益：			
貸出金の処分に係る純利得（損失）	19	-128	237
保険料 ¹	4	89	108
ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失）	-609	-370	-910
連結対象の投資	0	362	470
その他 ²	112	1,100	763
その他の収益（損失）合計	-475	1,053	669

1 支払再保険料控除後である。増減は主に、2016年度に売却されたAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

2 2017年、2016年および2015年12月31日終了年度において、売却目的保有の非流動資産および処分グループに関連する純利得（損失）をそれぞれ(81)百万ユーロ、744百万ユーロおよび237百万ユーロ含んでいる。

09 -

一般管理費

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
一般管理費：			
IT関連費用	3,798	3,872	3,664
不動産関連費および設備費	1,849	1,972	1,944
専門的サービス報酬	1,769	2,305	2,283
通信およびデータ・サービス	686	761	807
旅費および交際費	405	450	505
バンキングおよびトランザクション費用	744	664	598
マーケティング費用	309	285	294
連結対象の投資	0	334	406
その他の費用 ¹	2,414	4,812	8,129
一般管理費合計	11,973	15,454	18,632

1 2017年度に213百万ユーロ、2016年度に24億ユーロおよび2015年度に52億ユーロの訴訟関連費用を含む。訴訟に関する詳細は、注記29「引当金」を参照のこと。

10 -

再構築

再構築は、2015年10月に当初発表され、2017年3月にさらに改善、修正された複数年戦略の一部を成している。この戦略を実施するために、当行グループは当行をさらに強化し、成長に向けて位置付け、組織構造を簡略化することを目指した措置を定義している。またこの措置は、プロセスの最適化および合理化ならびにシナジーの活用により効率化を進めることで、調整後費用を削減することを目指している。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	-82	-292	-128
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	-360	-141	-585
ドイチェ・アセット・マネジメント	-6	-47	2
非中核事業部門	0	-4	1
再構築費用純額合計	-447	-484	-710

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
再構築 - 従業員関連	-430	-491	-663
このうち：			
解雇給付	-402	-432	-602
繰延報酬の前倒し償却	-26	-54	-61
社会保障	-2	-5	-0
再構築 - 従業員関連以外	-17	7	-46
再構築費用純額合計	-447	-484	-710

2017年12月31日、2016年12月31日および2015年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ696百万ユーロ、741百万ユーロおよび651百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用される予定である。

2017年度において、再構築プログラムを通じて2,045名（2016年度：1,451名および2015年度：662名）の正規職員が削減された。

正規職員換算	2017年度	2016年度	2015年度
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	502	356	237
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	1,054	453	141
ドイチェ・アセット・マネジメント	38	101	22
非中核事業部門	0	0	1
管理部門/リージョナル・マネジメント	451	541	261
正規職員数合計	2,045	1,451	662

11 -

1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約に基づき取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子 ¹	-1,049	-1,678	-7,022
希薄化証券の影響：			
先渡契約およびオプション	0	0	0
転換社債	0	0	0
転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子 ¹	-1,049	-1,678	-7,022
株式数（単位：百万株）			
加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母	1,967.7	1,555.3	1,555.1
希薄化証券の影響：			
先渡契約	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	0.0	0.0	0.0
その他（トレーディング・オプションを含む）	0.0	0.0	0.0
希薄化性潜在的普通株式	0.0	0.0	0.0
転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母	1,967.7	1,555.3	1,555.1

1 2017年4月、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1ノートに対して支払われたクーポンについて、利益に対する298百万ユーロ、276百万ユーロおよび228百万ユーロ（税引後）の調整が行われた。

1株当たり利益

単位：ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
基本的1株当たり利益	-0.53	-1.08	-4.52
希薄化後1株当たり利益	-0.53	-1.08	-4.52

2017年4月7日、ドイツ銀行AGは、新株予約権による増資を完了した。新株の発行価格が既存株式の市場価格を下回っていたため、この増資には無償部分が含まれた。IAS第33号によると、無償部分は、資産の完全な比例的変動を伴わない、増資前のすべての期間における社外流通株式数の計算上の変動による結果である。その結果、加重平均社外流通株式数は遡及的に調整されている。

2017年度、2016年度および2015年度は純損失の状態であるため、希薄化性潜在的株式は、通常は1株当たり利益の計算に考慮されない。これは、考慮することにより逆希薄化となり、1株当たり純損失の額を引き下げることになるためである。

社外流通しているが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品¹

株式数（単位：百万株）	2017年度	2016年度	2015年度
売建コール・オプション	0.0	0.0	0.0
従業員株式報酬オプション	0.0	0.0	0.0
繰延株式	104.4	69.6	52.5

1 逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。

[次へ](#)

連結貸借対照表に対する注記

12 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	173,196	156,926
その他のトレーディング資産 ¹	11,466	14,117
トレーディング資産合計	184,661	171,044
デリバティブ金融商品のプラスの時価	361,032	485,150
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	545,693	656,194
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	57,843	47,404
借入有価証券	20,254	21,136
貸出金	4,802	7,505
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	8,377	11,541
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	91,276	87,587
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	636,970	743,781

1 2017年および2016年12月31日現在、それぞれ109億ユーロおよび132億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	71,148	56,592
その他のトレーディング負債	314	437
トレーディング負債合計	71,462	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	342,726	463,858
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	414,189	520,887
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	53,840	50,397
貸出コミットメント	8	40
長期債務	6,439	6,473
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	3,587	3,582
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	63,874	60,492
投資契約負債	574	592
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	478,636	581,971

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券を含む。）に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2017年および2016年12月31日現在それぞれ830億ユーロおよび760億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主にカウンターパーティ信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係るカウンターパーティ信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

カウンターパーティ信用リスクの変動に起因する貸出金¹および貸出コミットメントの公正価値の変動²

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	貸出金	貸出コミットメント	貸出金	貸出コミットメント
信用リスクにさらされる貸出金および貸出コミットメントの名目金額	2,865	1,973	3,604	3,357
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	7	14	9	45
公正価値の累積的変動 ³	10	30	9	37
信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額	536	4,728	358	4,997
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	-0	-42	-1	-3
公正価値の累積的変動 ³	1	-46	-2	-6

- 貸出金が過剰に担保されている場合、カウンターパーティ信用リスクの変動による貸出金の当期または累積的評価に重要な変動は生じない。
- マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。
- 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当行グループの信用リスクの変動に起因する金融負債の公正価値の変動¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
損益計算書に反映された公正価値の年次の変動	60	-73
公正価値の累積的変動	72	11

- 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

金融負債¹の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
未利用の貸出コミットメントを含む ²	6,088	8,396
未利用の貸出コミットメントを除く	2,073	2,779

- 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。
- 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

公正価値で計上される金融商品

評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、複数のパラメータ入力値を要求することが多い。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を裏付けるために使用される。パラメータ入力値を裏付けるための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場またはカウンターパーティ・リスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値 / 売呼値およびその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整（CVA）は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVAの金額は、関連するすべての店頭（OTC）デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報（クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）スプレッドを含む。）に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

当行グループの純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および仕組み債の負債）の公正価値には、当該金融負債に係る当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため債務評価調整（DVA）が織り込まれる。デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先

の当行グループに対する潜在的な将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループの市場でのCDS水準に基づいて、当行グループが差し入れた担保、関連するネットिंगの取決めの影響、当行グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。仕組み債の負債に係る当行グループの自己の信用リスクの変動は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローを、測定日現在で類似の金融商品が発行されるとした場合の利率を用いて割り引くことにより計算される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整（FVA）は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値／売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値／売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

評価統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル（既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。）を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDS、多くの債務担保証券(CDO)、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券(ABS)、流動性の低いICDO(現金およびシンセティック)、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産(CRE)貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる 評価技法 (レベル3)	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる 評価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	106,075	69,543	9,043	89,943	70,415	10,686
トレーディング証券	105,792	62,770	4,634	89,694	62,220	5,012
その他のトレーディング資産	283	6,773	4,409	248	8,195	5,674
デリバティブ金融商品のプラスの時価	12,280	341,413	7,340	8,802 ⁵	466,551 ⁵	9,798
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	6,547	83,242	1,488	10,118	75,867	1,601
売却可能金融資産	29,579	15,713	4,104	35,626 ⁴	16,449 ⁴	4,153
公正価値で測定するその他の金融資産	0	3,258 ²	47	28	3,618 ²	33
公正価値で保有する金融資産合計	154,480	513,169	22,022	144,517	632,900	26,271
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	53,644	17,817	2	41,664	15,311	52
トレーディング証券	53,644	17,503	2	41,664	14,874	52
その他のトレーディング負債	0	314	0	0	437	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	9,163	327,572	5,992	9,913 ⁶	445,089 ⁶	8,857
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	4	62,426	1,444	4	58,259	2,229
投資契約負債	0	574	0	0	592	0
公正価値で測定するその他の金融負債	0	1,294 ²	-298 ³	0	4,647 ²	-848 ³
公正価値で保有する金融負債合計	62,810	409,683	7,139	51,581	523,898	10,290

1 注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

4 売却可能金融資産は、「活発な市場における相場価格（レベル1）」が69億ユーロおよび「観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）」がマイナス69億ユーロ修正再表示されている。

5 取引を再評価した結果、デリバティブ金融商品のプラスの時価は「観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）」が50億ユーロおよび「活発な市場における相場価格（レベル1）」がマイナス50億ユーロ修正再表示されている。

6 取引を再評価した結果、デリバティブ金融商品のマイナスの時価は「観察可能なパラメータによる評価技法（レベル2）」が37億ユーロおよび「活発な市場における相場価格（レベル1）」がマイナス37億ユーロ修正再表示されている。

2017年度において、流動性の変動により売却可能金融資産（10億ユーロの資産）が、レベル1からレベル2へ振替えられた。

評価技法

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値をできる限り利用した業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準のモデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはその他の信用市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります、それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融資産および金融負債の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期における減少は主に、売却、決済および損失の組合せに起因しており、購入およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間の振替によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不可能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

資産の減少は、決済および損失によるものであり、これらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によってわずかに相殺された。負債の減少は、決済、利得およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであった。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期における残高の減少は、売却、決済および損失によるものであり、購入、発行およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変動によるレベル2とレベル3の間での振替によって相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期における資産のわずかな減少は、売却、決済、損失およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、購入および発行によって相殺された。当期における負債の減少は、決済、利得およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、発行によって相殺された。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当期における資産のわずかな減少は、売却および決済によるものであり、購入、レベル2とレベル3の間での振替および利得によって相殺された。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2017年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3へ の振替 ⁴	レベル3か らの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保 有する金融資 産：										
トレーディング証券	5,012	-1	-153	2,144	-1,660	0	-818	772	-662	4,634
デリバティブ 金融商品のプ ラスの時価	9,798	-0	-610	0	0	0	-1,889	2,298	-2,257	7,340
その他のト レーディング 資産	5,674	-7	-283	2,095	-2,328	636	-1,803	950	-524	4,409
純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融資産	1,601	0	-78	807	-118	63	-710	58	-134	1,488
売却可能金融 資産	4,153	-40	205 ⁵	722	-249	0	-1,206	539	-21	4,104
公正価値で測 定するその他 の金融資産	33	0	33	0	0	0	-26	7	0	47
公正価値で保 有する金融資 産合計	26,271	-47	-886 ^{6,7}	5,768	-4,356	699	-6,453	4,624	-3,598	22,022
公正価値で保 有する金融負 債：										
トレーディング証券	52	0	-6	0	0	0	-46	1	0	2
デリバティブ 金融商品のマ イナスの時価	8,857	-5	-64	0	0	0	-1,827	924	-1,892	5,992
その他のト レーディング 負債	0	0	-0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融負債	2,229	-7	-128	0	0	146	-564	154	-387	1,444
公正価値で測 定するその他 の金融負債	-848	0	268	0	0	0	286	-18	15	-298
公正価値で保 有する金融負 債合計	10,290	-12	69 ^{6,7}	0	0	146	-2,151	1,061	-2,265	7,139

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品の振替えが行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品の振替えが行われたかのように表示しているためである。

- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得94百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示されている損失8百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は565百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は123百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2016年12月31日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得/ 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3へ の振替 ⁴	レベル3か らの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保 有する金融資 産：										
トレーディング 証券	6,669	-0	143	1,736	-3,605	0	-990	1,589	-528	5,012
デリバティブ 金融商品のプ ラスの時価	9,445	-60	-88	0	0	0	-1,290	4,158	-2,367	9,798
その他のト レーディング 資産	6,082	66	56	2,196	-3,606	735	-1,527	2,616	-944	5,674
純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融資産	4,478	-509	40	2	-273	131	-1,073	86	-1,282	1,601
売却可能金融 資産	4,874	-1	255 ⁵	920	-630	0	-1,377	187	-74	4,153
公正価値で測 定するその他 の金融資産 ⁶	0	0	0	0	0	0	0	33	0	33
公正価値で保 有する金融資 産合計	31,549	-504	405 ^{6,7}	4,853	-8,114	866	-6,257	8,669	-5,195	26,271
公正価値で保 有する金融負 債：										
トレーディング 証券	18	0	0	0	0	0	34	0	-0	52
デリバティブ 金融商品のマ イナスの時価	7,879	-317	620	0	0	0	-508	3,316	-2,134	8,857
その他のト レーディング 負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融負債	3,053	0	-75	0	0	587	-729	245	-851	2,229
公正価値で測 定するその他 の金融負債	-1,146	0	135	0	0	0	3	-26	187	-848
公正価値で保 有する金融負 債合計	9,805	-317	680 ^{6,7}	0	0	587	-1,200	3,534	-2,799	10,290

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失94百万ユーロ、および損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得(損失)に表示されている利得187百万ユーロが含まれている。

- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は4百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は50百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2017年12月31日現在では、公正価値は最大で16億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。2016年12月31日現在では、公正価値は最大で18億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。

2016年12月31日から2017年12月31日までの感応度を示す金額の変動に伴い、合理的に可能性のある代替値の使用によりプラスの公正価値変動が大幅に減少し、マイナスの公正価値変動が比較的小幅に減少した。

これらの変動は、主に同時期のレベル3の母集団が全体的に減少したことによるものである（例えば、当行グループのレベル3資産は2016年度末現在の263億ユーロから2017年度末現在の220億ユーロへと減少した。）。これは主に、リスク圧縮/資産売却が行われたためであった。プラスの公正価値変動の減少は、レベル3の母集団の減少に沿って変動し、マイナスの公正価値変動の減少は、様々な取引にわたる特異的要因により、比較的小さかった。

当行グループによるレベル3の観測不可能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第575/2013号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）条に準拠し算定された公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額について、CET 1資本からの減額として適用するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	126	90	213	137
商業用モーゲージ担保証券	6	6	13	12
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	26	28	46	40
社債、ソブリン債およびその他の債務証券	94	56	154	85
持分証券	95	67	116	68
デリバティブ：				
信用	155	125	238	158
エクイティ	164	138	209	150
金利関連	340	173	429	187
外国為替	65	12	32	21
その他	106	73	143	92
貸出金：				
貸出金	504	320	377	227
その他	0	0	0	0
合計	1,556	999	1,758	1,040

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の詳細な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって債券保有者または貸手に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージ

に見られる。)における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ(デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合)において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値(金利、信用スプレッド等)は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ(ペイオフの大きさを示す。)、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係(例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係)の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する(すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。)

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA(利息、税金、減価償却費および償却費前利益)マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値(以下「EV」という。)は、観察可能な類似企業のEV/EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV/EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値(レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：					
商業用モーゲージ担保証券	79	0	価格に基づく技法	価格	0% 102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	136 2,217
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	714	0	価格に基づく技法	価格	0% 102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	12 2,000
				回収率	0% 90%
				年率換算デフォルト率	0% 25%
				年率換算期限前償還率	0% 29%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	793	0			
負債証券およびその他の債務 証券	3,870	1,307	価格に基づく技法	価格	0% 176%
トレーディング目的保有	3,559	2	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	34 500
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,559				
売却可能	267				
公正価値で測定するものと して指定	44	1,305			
持分証券	913	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	60% 100%
トレーディング目的保有	282	0		企業価値/EBITDA(倍 率)	1 14
売却可能	480		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8% 20%
公正価値で測定するものと して指定	151				
貸出金	7,397	0	価格に基づく技法	価格	0% 161%
トレーディング目的保有	4,376	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	190 1,578
公正価値で測定するものと して指定	338			年率換算デフォルト率	- -
売却可能	2,684			回収率	40% 40%
貸出コミットメント	0	8	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	5 261
				回収率	37% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,710 ²	131 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	1% 24%
				レボ・レート(bps)	224 254
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	14,683	1,446			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産34百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産956百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産674百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券131百万ユーロが含まれている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
金利デリバティブ	4,466	2,250	割引キャッシュ・ フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワッ プ・レート 年率換算デフォルト 率 年率換算期限前償還 率	-72 1,036 -3% 11% 0% 16% 2% 38%
			オプション価格決定 モデル	インフレ・ボラティ リティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関 係	0% 5% 0% 103% -25% 100% -85% 90%
クレジット・デリバティブ	630	909	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 17,957 0% 94%
			相関関係価格決定モ デル	信用相関関係	37% 90%
エクイティ・デリバティブ	728	1,347	オプション価格決定 モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラ ティリティ インデックス間の相 関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	6% 90% 7% 53% - - 2% 93% 0% 7% 0% 95%
FXデリバティブ	1,113	1,058	オプション価格決定 モデル	ボラティリティ	-6% 31%
その他のデリバティブ	402	129 ¹	割引キャッシュ・フ ロー オプション価格決定 モデル	信用スプレッド (bps) インデックス・ボラ ティリティ コモディティ相関関 係	- - 0% 79% 10% 75%
デリバティブ金融商品の時価 合計	7,340	5,693			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	294	0	価格に基づく技法	価格	0%	103%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	119	2,000
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,071	0	価格に基づく技法	価格	0%	110%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	105	2,000
				回収率	0%	100%
				年率換算デフォルト率	0%	18%
				年率換算期限前償還率	0%	29%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	1,365	0				
負債証券およびその他の債務 証券	3,626	1,757	価格に基づく技法	価格	0%	169%
トレーディング目的保有	3,373	52	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	26	882
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,373					
売却可能	253					
公正価値で測定するものと して指定	0	1,705				
持分証券	937	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	60%	100%
トレーディング目的保有	274	0		企業価値 / EBITDA (倍 率)	1	12
売却可能	633		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8%	22%
公正価値で測定するものと して指定	30					
貸出金	7,571	0	価格に基づく技法	価格	0%	180%
トレーディング目的保有	4,105	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	180	4,612
公正価値で測定するものと して指定	980			年率換算デフォルト率	0%	24%
売却可能	2,486			回収率	25%	80%
貸出コミットメント	0	40	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	0	481
				回収率	30%	99%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,974 ²	485 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	3%	24%
				レボ・レート(bps)	178	214
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	16,474	2,282				

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産16億ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産592百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産780百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券444百万ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債41百万ユーロが含まれている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	5,587	3,446	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワッ プ・レート 年率換算デフォル ト率 年率換算期限前償 還率	-0 -1% 0% 0%	2,309 16% 15% 19%
			オプション価格決定モデ ル	インフレ・ボラ ティリティ 金利ボラティリ ティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関 関係	0% 0% -12% -50%	5% 123% 99% 93%
クレジット・デリバティブ	829	1,126	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 0%	8,427 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	85%
エクイティ・デリバティブ	1,142	2,098	オプション価格決定モデ ル	株式ボラティリ ティ インデックス・ボ ラティリティ インデックス間の 相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	10% 10% 73% 8% 0%	67% 44% 88% 88% 20%
FXデリバティブ	1,654	1,780	オプション価格決定モデ ル	ボラティリティ	-8%	39%
その他のデリバティブ	586	-441	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	0	0
			オプション価格決定モデ ル	インデックス・ボ ラティリティ コモディティ相関 関係	5% -21%	110% 85%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,798	8,008				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	-15	28
デリバティブ金融商品のプラスの時価	171	1,597
その他のトレーディング資産	55	-80
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	2	-1
売却可能金融資産	123	90
公正価値で測定するその他の金融資産	33	-6
公正価値で保有する金融資産合計	368	1,628
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	3	-2
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-740	-1,001
その他のトレーディング負債	0	-0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	4	59
公正価値で測定するその他の金融負債	-249	-139
公正価値で保有する金融負債合計	-981	-1,082
合計	-613	547

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期中の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
期首残高	916	955
期中の新規取引	277	454
償却	-282	-297
満期取引	-140	-158
その後の観察可能性の変動	-71	-39
為替レートの変動	-11	0
期末残高	690	916

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値およびIFRSに基づくそれぞれの公正価値ヒエラルキー分類を設定するために使用される評価技法は、注記13「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

短期金融商品 - 主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

資産	負債
現金および中央銀行預け金	預金
インターバンク預け金（中央銀行以外）	中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	貸付有価証券
借入有価証券	その他の短期借入金
その他の資産	その他の負債

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金 - 公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、この種の貸出金に係る独自の新しい金利を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。ドイツ国外における類似の小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利率を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当行グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券 - 公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	2017年12月31日現在		
			活発な市場における相場価格(レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法(レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法(レベル3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	225,655	225,655	225,655	0	0
インターバンク預け金(中央銀行以外)	9,265	9,265	76	9,189	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,971	9,973	0	9,973	0
借入有価証券	16,732	16,732	0	16,732	0
貸出金	401,699	403,842	0	24,643 ²	379,199 ²
満期保有証券	3,170	3,238	3,238	0	0
その他の金融資産	88,936	88,939	0	88,939	0
金融負債：					
預金	580,812	580,945	2,108	578,837	-0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	18,105	18,103	0	18,103	0
貸付有価証券	6,688	6,688	0	6,688	0
その他の短期借入金	18,411	18,412	0	18,412	0
その他の金融負債	117,366	117,366	1,875	115,491	0
長期債務	159,715	161,829	0	152,838	8,991
信託優先証券	5,491	5,920	0	5,920	0

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	帳簿価額	公正価値	2016年12月31日現在		
			活発な市場における相場価格(レベル1)	観察可能なパラメータによる評価技法(レベル2)	観察不可能なパラメータによる評価技法(レベル3)
金融資産：					
現金および中央銀行預け金	181,364	181,364	181,364	0	0
インターバンク預け金(中央銀行以外)	11,606	11,606	58	11,548	0
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	16,287	16,287	0	16,287	0
借入有価証券	20,081	20,081	0	20,081	0
貸出金	408,909	407,834	0	28,703	379,132
満期保有証券	3,206	3,305	3,305	0	0
その他の金融資産	112,479	112,468	0	112,468	0
金融負債：					
預金	550,204	550,402	2,232	548,170	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	25,740	25,739	0	25,739	0
貸付有価証券	3,598	3,598	0	3,598	0
その他の短期借入金	17,295	17,289	0	17,268	21
その他の金融負債	135,273	135,273	1,282	133,991	0
長期債務	172,316	171,178	0	161,976	9,201
信託優先証券	6,373	6,519	0	6,263	257

1 注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

2 92億ユーロのファイナンス・サプライ・チェーン貸出金ポートフォリオは、2017年度第4四半期における評価レビューを受けて、「観察不可能なパラメータによる評価技法(レベル3)」から「観察可能なパラメータによる評価技法(レベル2)」に修正再表示された。

貸出金 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

15 -

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
負債証券：		
ドイツ政府	8,131	9,405
米国財務省および米国政府機関	8,092	7,652
米国地方自治体	2,436	3,261
その他の外国政府	19,275	23,779
企業	6,775	6,849
その他の資産担保証券	1	84
モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む）	11	17
その他の債務証券	359	470
負債証券合計	45,081	51,516
持分証券：		
株式	897	1,027
投資証券および投資信託	97	122
持分証券合計	994	1,149
その他の資本持分	636	804
貸出金	2,685	2,759
売却可能金融資産合計	49,397	56,228

本報告書の注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

16 -

満期保有金融商品

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行グループのバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行グループの既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
分類変更された負債証券：				
G7国債	423	434	428	446
その他の国債、国際機関債および政府関係機関債	2,747	2,804	2,778	2,859
満期保有に分類変更された金融資産合計	3,170	3,238	3,206	3,305

17 -

持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当行グループは関連会社77社（2016年度：92社）および共同支配企業13社（2016年度：14社）に対する持分を保有している。関連会社および共同支配企業にとって個別に重要性のある投資はない。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額	866	1,027
継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	141	183
非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額	0	0
その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額	-36	11
包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額	105	194

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			純額
			マス ター・ ネット ティ ング契 約の 影響	現金担保	金融商品 担保 ¹		
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	8,136	-455	7,681	0	0	-7,675	7
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	2,290	0	2,290	0	0	-2,239	51
借入有価証券（強制力あり）	14,987	0	14,987	0	0	-14,093	894
借入有価証券（強制力なし）	1,744	0	1,744	0	0	-1,661	83
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	185,127	-465	184,661	0	-81	-86	184,495
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	363,859	-18,237	345,622	-285,421	-41,842	-7,868	10,490
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	15,410	0	15,410	0	-1,811	-1,276	12,323
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	125,869	-64,003	61,865	-728	-773	-56,410	3,954
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	29,411	0	29,411	0	0	-20,534	8,876
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	719,676	-82,706	636,970	-286,149	-44,508	-86,174	220,138
貸出金	401,699	0	401,699	0	-12,642	-40,775	348,282
その他の資産	112,023	-10,531	101,491	-29,854	-569	-94	70,975
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,859	-706	3,153	-2,461	-565	-94	33
ネットティングの対象とならない残 りの資産	307,869	0	307,869	0	-390	-70	307,409
資産合計	1,568,425	-93,692	1,474,732	-316,003	-58,109	-152,782	947,839

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	580,812	0	580,812	0	0	0	580,812
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	13,318	-455	12,863	0	0	-12,863	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	5,242	0	5,242	0	0	-4,985	257
貸付有価証券（強制力あり）	6,688	0	6,688	0	0	-6,688	0
貸付有価証券（強制力なし）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	72,106	-643	71,462	0	0	0	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	347,496	-17,928	329,568	-286,720	-25,480	-6,124	11,244
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	13,158	0	13,158	0	-1,913	-615	10,630
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	104,594	-63,360	41,234	-728	0	-40,506	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	23,214	0	23,214	0	1,111	-13,646	10,679
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	560,568	-81,932	478,636	-287,448	-26,282	-60,891	104,015
その他の負債	143,514	-11,306	132,208	-44,815	-31	-87	87,275
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	1,841	-547	1,294	-1,162	-31	-87	15
ネットィングの対象とならない残りの負債	190,183	0	190,183	0	0	0	190,183
負債合計	1,500,326	-93,692	1,406,633	-332,263	-26,314	-85,514	962,543

2017年11月30日より、当行グループはロンドン決済機関と取引している金利スワップ（IRS）について、従来の担保モデルから決済モデルに変更することを選択した。IRSは現在、法律に基づいて日次ベースで決済され、関連する資産および負債の認識が中止されている。以前には、当行グループはIAS第32号の相殺の原則を適用して、IRSのプラス（マイナス）の帳簿価額と関連する変動証拠金差入（返戻）額を純額表示していた。結果として、「金融資産および金融負債の総額」ならびに対応する「貸借対照表上、相殺される総額」は、2017年12月31日現在で873億ユーロ減少したが、「貸借対照表上で表示される金融資産および金融負債の純額」に増減はなかった。

資産

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マス ター・ ネット ィング 契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	17,755	-4,020	13,735	0	0	-13,719	16
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	2,552	0	2,552	0	0	-2,225	327
借入有価証券（強制力あり）	18,470	0	18,470	0	0	-17,637	832
借入有価証券（強制力なし）	1,611	0	1,611	0	0	-1,555	56
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	171,520	-477	171,044	0	-101	-884	170,059
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	592,048	-126,523	465,525	-386,727	-51,790	-9,349	17,658
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	19,625	0	19,625	0	-2,055	-1,244	16,327
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	95,802	-40,998	54,804	-2,748	-928	-46,670	4,457
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	32,783	0	32,783	0	0	-21,074	11,709
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	911,778	-167,998	743,781	-389,475	-54,874	-79,221	220,211
貸出金	408,909	0	408,909	0	-13,039	-47,703	348,167
その他の資産	153,732	-27,686	126,045	-39,567	-589	-104	85,786
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,830	-5,314	3,516	-2,719	-589	-104	104
ネットィングの対象とならない残 りの資産	275,442	0	275,442	0	-423	-307	274,712
資産合計	1,790,249	-199,704	1,590,546	-429,042	-68,925	-162,473	930,106

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	550,204	0	550,204	0	0	0	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	21,209	-4,020	17,189	0	0	-17,189	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	8,551	0	8,551	0	0	-8,403	149
貸付有価証券（強制力あり）	3,524	0	3,524	0	0	-3,524	0
貸付有価証券（強制力なし）	75	0	75	0	0	-50	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	57,902	-873	57,029	0	0	0	57,029
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	569,064	-124,325	444,739	-386,612	-35,124	-9,325	13,678
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	19,119	0	19,119	0	-1,721	-897	16,501
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	82,421	-39,031	43,390	-2,748	0	-40,642	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	17,694	0	17,694	0	-7,910	-7,664	2,120
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	746,200	-164,228	581,971	-389,360	-44,755	-58,528	89,328
その他の負債	186,896	-31,456	155,440	-56,679	-1,298	0	97,463
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	5,793	-1,200	4,593	-2,834	-1,297	0	463
ネットィングの対象とならない残りの負債	208,773	0	208,773	0	0	0	208,773
負債合計	1,725,431	-199,704	1,525,727	-446,039	-46,053	-87,693	945,942

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットィング契約の影響」の欄は、マスター・ネットィング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているために相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットィング契約または類似契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

19 -

貸出金

産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 ¹
金融仲介	52,204	49,618
製造	27,478	29,290
このうち：		
基金属および金属製品	4,211	4,027
電気および光学機器	3,386	4,680
輸送設備	3,374	3,655
化学薬品および化学製品	3,623	3,906
機械設備	3,191	2,461
食品	2,907	3,214
個人（モーゲージを除く）	36,524	37,093
個人 - モーゲージ	150,205	150,776
公共部門	13,711	15,740
卸売および小売	19,252	16,744
商業用不動産	29,247	27,369
リース金融	384	561
ファンド運用業務	18,708	26,129
その他	58,167	60,223
このうち：		
機械レンタルおよびその他の事業活動	26,559	22,298
輸送、倉庫および通信	9,243	12,005
鉱業およびエネルギー生産材料の採石	2,553	3,365
電気、ガスおよび水供給	3,552	4,369
貸出金総額	405,879	413,544
（繰延費用） / 前受収益	259	88
（繰延費用） / 前受収益控除後貸出金	405,621	413,455
控除：貸倒引当金	3,921	4,546
貸出金合計	401,699	408,909

¹ 2010年度より前に、当行グループは、当初トレーディング資産および売却可能金融資産として分類していた一部の金融資産を再分類した。以前に貸出金に再分類されたトレーディング資産の帳簿価額および公正価値は、それぞれ441百万ユーロ（2016年度：514百万ユーロ）および342百万ユーロ（2016年度：414百万ユーロ）であり、以前に貸出金に再分類された売却可能資産の帳簿価額および公正価値は、それぞれ22百万ユーロ（2016年度：105百万ユーロ）および22百万ユーロ（2016年度：105百万ユーロ）であった。

信用リスク引当金

信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金から成っている。

当行グループの貸倒引当金の変動の内訳

単位：百万ユーロ	2017年度			2016年度			2015年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	2,071	2,475	4,546	2,252	2,776	5,028	2,364	2,849	5,212
貸倒引当金繰入額	299	253	552	743	604	1,347	334	548	882
純貸倒償却額：	-487	-532	-1,019	-894	-870	-1,764	-482	-612	-1,094
貸倒償却額	-541	-605	-1,146	-979	-972	-1,951	-538	-717	-1,255
取戻額	54	73	127	85	101	187	56	105	161
その他の変動	-117	-41	-158	-30	-35	-65	36	-8	28
期末引当金残高	1,766	2,155	3,921	2,071	2,475	4,546	2,252	2,776	5,028

当行グループのオフバランス信用リスク引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）

単位：百万ユーロ	2017年度			2016年度			2015年度		
	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計	個別評価	集会的 評価	合計
期首引当金残高	162	183	346	144	168	312	85	141	226
オフバランス信用 リスク引当金繰入 額	-23	-4	-27	24	12	36	58	16	74
取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の変動	-18	-16	-34	-5	3	-2	1	10	11
期末引当金残高	122	163	285	162	183	346	144	168	312

金融資産の譲渡

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結しており、その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体の認識を中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。

認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 ¹
譲渡資産の帳簿価額		
以下の取引により認識を中止されなかったトレーディング証券：		
買戻契約	39,973	34,045
有価証券貸付契約	58,076	64,661
トータル・リターン・スワップ	2,390	2,079
その他	12,661	10,830
トレーディング証券合計	113,101	111,615
その他のトレーディング資産	71	85
売却可能金融資産	711	241
貸出金	131 ²	191 ²
合計	114,014	112,132
関連負債の帳簿価額	48,885	41,536

- 1 過年度の数値は、一部の買戻、有価証券貸付、貸出金およびその他の取引の再評価を受けて、修正再表示されている。
- 2 関連負債が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある貸出金の帳簿価額および公正価値は、2017年12月31日現在において108百万ユーロ、2016年12月31日現在において123百万ユーロであった。関連負債の帳簿価額および公正価値は同額で、正味ポジションが0となった。

当行グループがその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を引き続き行う譲渡資産の帳簿価額

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
当初譲渡資産の帳簿価額：		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	291	0
売却可能金融資産	386	332
貸出金	0	40
認識継続資産の帳簿価額：		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	15	0
売却可能金融資産	96	263
貸出金	0	16
関連負債の帳簿価額	54	58

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないといみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

完全に認識を中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー ¹	帳簿価額	公正価値	損失に対する最大エクスポージャー ¹
単位：百万ユーロ						
貸出金：						
証券化債券	270	270	270	3	3	57
その他	13	13	13	12	12	12
貸出金合計	284	284	284	15	15	69
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	36	36	36	47 ²	47 ²	47 ²
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産合計	36	36	36	47	47	47
継続中の関与を示す金融資産合計	320	320	320	61	61	116
純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：						
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	67	67	0	64	64	0
継続中の関与を示す金融負債合計	67	67	0	64	64	0

- 1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。
- 2 過年度数値は、2017年度に行われた取引1件の再評価を反映するように修正再表示されている。

完全に認識を中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

	2017年12月31日現在			2016年12月31日現在		
	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)	損益(年度累計)	損益(累積)	処分による利得(損失)
単位：百万ユーロ						
証券化債券	3	3	79	0	6	0 ¹
基準外金利、クロスカレンシーまたはインフレ連動スワップ	46	510	0	122 ²	458 ²	0
認識中止資産への継続中の関与により認識された純利得(損失)	49	513	79	123	465	0

- 1 証券化ピークルへの資産の売却は、通常、純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得(損失)はすべて重要ではない。
- 2 過年度数値は、2017年度に行われた取引1件の再評価を反映するように修正再表示されている。

22 -

担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは主に、担保付融資の担保として、また、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、あるいはOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 ²
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	51,082	40,684
売却可能金融資産	6,469	16,081
貸出金	71,404	73,649
その他	417	376
合計	129,372	130,790

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

2 過年度数値は、担保として差入れられた資産についての算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 ²
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	55,882	51,397
売却可能金融資産	0	13,814
合計	55,882	65,211

1 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

2 過年度数値は、担保として差入れられた資産についての算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

当行グループは主に、逆レポ契約、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れている。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

受入担保の公正価値

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在 ¹
担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産	365,492	310,272
このうち：		
売却または再担保差入れした担保	307,224	252,758

1 過年度数値は、受入担保および再担保差入れした担保についての算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

23 -

土地建物および設備

単位：百万ユーロ	所有者占有 不動産	設備	リース資産 改良費	建設仮勘定	合計
取得原価：					
2016年1月1日現在残高	1,432	3,060	2,662	130	7,284
連結会社グループの変動	-0	24	-1	0	23
増加	134	199	111	281	725
振替	35	-4	144	-171	4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-17	0	0	-0	-17
処分	67	908	117	-0	1,092
為替レートの変動	-1	34	21	1	55
2016年12月31日現在残高	1,516	2,406	2,820	240	6,982
連結会社グループの変動	0	-8	-1	0	-9
増加	12	165	117	191	485
振替	18	75	191	-288	-4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-61	0	0	0	-61
処分	96	97	291	0	484
為替レートの変動	-3	-67	-92	-4	-166
2017年12月31日現在残高	1,387	2,473	2,743	139	6,743
減価償却および減損累計額：					
2016年1月1日現在残高	464	2,257	1,716	0	4,438
連結会社グループの変動	-0	19	-6	0	12
減価償却費	28	226	191	0	445
減損損失	87	6	0	0	93
減損損失の戻入	0	-0	0	0	0
振替	39	-14	6	-0	30
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-0	-1	-1	0	-2
処分	46	803	42	0	891
為替レートの変動	-2	31	23	0	52
2016年12月31日現在残高	572	1,720	1,886	0	4,178
連結会社グループの変動	0	-8	-1	0	-9
減価償却費	37	211	193	0	441
減損損失	15	3	2	0	19
減損損失の戻入	0	-1	0	0	-1
振替	1	17	-22	0	-4
「売却目的保有」(への)/からの分類変更	-0	0	0	0	-0
処分	44	90	284	0	418
為替レートの変動	-1	-54	-72	0	-128
2017年12月31日現在残高	579	1,800	1,702	0	4,080
帳簿価額：					
2016年12月31日現在残高	944	685	934	240	2,804
2017年12月31日現在残高	809	673	1,041	139	2,663

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。
売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2017年12月31日現在において40百万ユーロであった。
土地建物および設備の取得のコミットメントは、2017年度末現在において41百万ユーロであった。

24 - リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

ファイナンス・リース契約

当行グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。

ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
土地建物	14	12
設備	4	2
その他	0	0
純帳簿価額	18	14

当行グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	8	6
1年超5年以内	20	18
5年超	70	67
将来の最低リース料支払額合計	98	91
控除：将来の利息相当額	70	63
ファイナンス・リース契約の現在価値	28	28
受け取ると予想される将来の最低リース料支払額	0	3
損益計算書に認識された変動リース料 ¹	0	0

1 変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当行グループはリベートを受け取る。

オペレーティング・リース契約

当行グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。当行グループは、5回のリース延長選択権（期間は各5年）が付された1件の重要なリース契約を有しており、当該リースには購入選択権は付されていない。

当行グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

単位：百万ユーロ	2017年	2016年
	12月31日現在	12月31日現在
将来の最低リース料支払額：		
1年以内	684	707
1年超5年以内	1,979	2,092
5年超	1,901	1,093
将来の最低リース料支払額合計	4,564	3,893
控除：受け取ると予想される将来の最低リース料	58	89
将来の最低リース料支払額純額	4,506	3,804

2017年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する305百万ユーロが含まれていた。当行グループは当取引に関連したすべての施設に関し、181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2017年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計790百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る800百万ユーロの費用および変動リース料に係る6百万ユーロの費用、ならびにサブリース料受取額に関連した15百万ユーロが含まれていた。

25 -

のれんおよびその他の無形資産

のれん

のれんの変動

2017年および2016年12月31日終了年度におけるのれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位（以下「CGU」という。）別に以下に示している。2016年1月1日現在、変更後のセグメント構造の下で事業活動が再編されたことに伴い、主要CGUの構成が変更されていた。2017年度第2四半期において、2017年3月5日に発表した戦略に従い、当行グループの事業活動は、新たな部門構造の下で再編された。また、これにより、既存のグローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびグローバル・トランザクション・バンキング事業はコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）という1つの部門に再構築された。CIBの見直しにより、2つの個別のCGUの以前の評価を確認した。その結果、以前の主なCGUであった「グローバル・マーケット」と「コーポレート・アンド・インベスト・バンキング」は、「セールス・アンド・トレーディング」（S&T）および「グローバル・トランザクション・バンキング、グローバル・キャピタル・マーケット・アンド・コーポレート・ファイナンス」（GTB, GCM & CF）にまとめられている。セグメント開示の表示の変更に関する詳細については、注記4「事業セグメントおよび関連情報」も参照のこと。

資金生成単位に配分されたのれん

単位：百万ユーロ	グローバル・ トランザク ション・バン キング、グ ローバル・ セール ス・アン ド・ト レーディ ング	グローバル・ キャピタル・ マーケット アンド・コー ポレート・ ファイナンス	プライ ベート・ アンド・ コマー シャル・ クライア ンツ	ウェル ス・マネ ジメント	ポストバ ンク	ドイ チェ・ア セット・ マネジメ ント	非中核事 業部門 ¹	その他	合計
2016年1月1日現在残高	0	519	0	530	0	3,839	0	1	4,890
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理 の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	285	0	0	0	0	-285	0	0	0
「売却目的保有」からの/ (への)分類変更	0	0	0	0	0	-12	0	0	-12
「売却目的保有」に分類され ない処分に関連するのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減損損失 ²	-285	0	0	0	0	-500	0	0	-785
為替レートの変動/その他	0	13	0	33	0	-37	0	0	10
2016年12月31日現在残高	0	532	0	564	0	3,006	0	1	4,103
のれんの総額	2,953	1,553	998	564	1,763	3,506	669	1	12,007
減損損失累計額	-2,953	-1,021	-998	0	-1,763	-500	-669	0	-7,904
2017年1月1日現在残高	0	532	0	564	0	3,006	0	1	4,103
期中に取得したのれん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
パーチェス法による会計処理 の調整額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	6	-6	0	0	0	0	0	0	0
「売却目的保有」からの/ (への)分類変更	0	-3	0	0	0	0	0	0	-3
「売却目的保有」に分類され ない処分に関連するのれん	0	0	0	0	0	-6	0	0	-6
減損損失 ²	-6	0	0	0	0	0	0	0	-6
為替レートの変動/その他	0	-52	0	-22	0	-231	0	0	-306
2017年12月31日現在残高	0	471	0	541	0	2,768	0	1	3,782
のれんの総額	2,780	1,485	1,077	541	2,086	3,232	0	1	11,203
減損損失累計額	-2,780	-1,014	-1,077	0	-2,086	-464	0	0	-7,422

1 主要なCGUであるNCOUホールセール・アセットおよびNCOUオペレーティング・アセットを含む。2017年度より、NCOUは単独部門として存在しなくなった。したがって、2017年度において、旧NCOUのCGUに帰属していたのれんの総額および減損損失累計額は他の主要なCGUに配分されている。

2 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、CIBセグメントには、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんが含まれている。そのようなのれんは、上表の「その他」にまとめられている。

2017年度におけるのれんの変動は、主に為替レートの変動（大半は米ドル建てののれんの換算に関連している）を反映している。

2016年度におけるのれんの変動には、主にセールス・アンド・トレーディング（S&T）における285百万ユーロおよびDeutsche AMにおける500百万ユーロからなる785百万ユーロの減損が含まれていた。S&Tの減損は、2016年度第2四半期における一部の事業のDeutsche AMからS&Tへの移転によるものであった。当該移転に関して、IFRSに準拠した移転価格に基づき、Deutsche AMからS&Tへの285百万ユーロののれんの再配分が生じた。その後のS&Tにおける減損見直しにより、再配分されたのれんに対し285百万ユーロの減損損失を認識した。Deutsche AMののれんの減損は、2016年度第4四半期において、Abbey Lifeの事業の売却および売却目的保有の処分グループの構成に関連して計上された。処分グループとして当初分類される直前に、Abbey Life処分グループに含まれるすべての資産および負債の帳簿価額は、適用されるIFRSに基づいて測定され、認識された。Abbey Lifeの売却完了時の価格がその帳簿価額を下回っていたため、Deutsche AMのCGUののれんのうちAbbey Life事業に帰属する部分は、当該処分グループの売却時に回収されないと予想された。したがって、配分されたのれんの金額500百万ユーロと処分グループに含まれるその他の無形資産（取得事業の価値、すなわちVOBA）515百万ユーロは減損しているとみなされ、のれんおよびその他の無形資産の減損を通じて一括償却された。

2015年度におけるのれんの変動（為替レートの変動に関連するもの以外）には、主に2015年度第3四半期に計上された4,933百万ユーロの減損が含まれていた。これらは過年度にはCB&S（2,168百万ユーロ）およびPBC（2,765百万ユーロ）のCGUに計上されていた。2016年度第1四半期における当行グループのセグメント再区分に伴い、減損額は2015年度第3四半期より前のこれらの事業単位の減損に関連するのれんの残高に基づき、変更後のセグメントおよびCGUであるGM/CIBおよびPW&CC/ポストバンクに修正再表示された。したがって、4,933百万ユーロの減損額のうち、1,568百万ユーロが旧GMのCGUに、600百万ユーロが旧CIBのCGUに、1,002百万ユーロがPCCに、1,763百万ユーロがポストバンクに配分された。これらは、2015年度第3四半期に実施されたのれんの減損テストに基づき費用計上された。このテストは、旧CB&Sセグメントと旧PBCセグメントの両方における当時の所要規制自己資本の引き上げ予想と、PBCにおける売却予想による影響を主因として、2015年度第3四半期に当行グループの戦略がさらに具体化されたことに伴い実施された。2015年度第1四半期において、カナダの港湾業者Maher Terminalsの売却に関連して138百万ユーロののれんが売却目的保有に分類される処分グループに配分された。

のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額である。

2017年度および2016年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当行グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク（ヨーロッパにおけるソブリン債危機の再来、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性、ならびにGDPの伸びの鈍化など）に関するレビューが、当行グループの特定のCGUの業績見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、これにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

帳簿価額

主要な各CGUの帳簿価額は、当行グループの株主資本配分フレームワークに基づく資本配分モデルを使用して算出される（詳細については注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照。）。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

回収可能価額

当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いて、売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、帳簿価額の処理と一貫して主要なCGUに配分されている。

DCFモデルは、財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定、ならびに規制の展開による影響に関するより長期間な予想を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正され、資本に対するキャッシュ・フローは、3.2%（2016年度：2.8%）を上限とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収斂すると仮定される。これは、CGUの収益見通し、ならびに国内総生産およびインフレ率の推移予想に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

主要な仮定および感応度

主要な仮定：CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

のれんが計上された主要な資金生成単位

	割引率（税引後）	
	2017年度	2016年度
グローバル・トランザクション・バンキング、グローバル・キャピタル・マーケット・アンド・コーポレート・ファイナンス	8.8%	8.8%
ウェルス・マネジメント	9.1%	8.4%
ドイチェ・アセット・マネジメント	10.0%	9.9%

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

のれんを含む主な 資金生成単位	主要な仮定の説明	主要な仮定に関連した不確実性およびマイナスの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況
ウェルス・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> - グローバルでの富の創造と集中、デジタル化、人口の高齢化、次世代への移行、商品動向ならびに競合他社の活動およびベンチマークを含む市場の動向および推移により継続的に情報を取り入れている戦略。 - 保持よりも成長に注力し、成長に向けた変革的目標を掲げる（例えば、フルタイム換算で100名超の営業職の雇用を目指す）。 - 富裕層および超富裕層顧客に対する事業の拡大への重点的な取り組みの継続、ならびに選定された先進国および新興市場に対する高い市場占有率。 - グローバルでの投資一任業務のポートフォリオ管理および投資顧問ソリューションの構築ならびに部門間（特にCIB）の協力による収益拡大。 - WMの貸出提案における貸借対照表の利用の継続。 - ドイツ国内市場でのリーダーシップの拡大、ならびにアジア / 太平洋、欧州・中東・アフリカの一部の市場（例えば、英国、中東・アフリカ）およびアメリカにおける有機的成長戦略。 - 断片的な競争環境における市場シェアの拡大推進。 - 事業基盤の最適化および改革策を踏まえたコスト削減により享受する恩恵。 - 一層の基盤強化、投資ソリューションおよびデジタル機能構築に的を絞った投資。 	<ul style="list-style-type: none"> - 主要な業界の脅威（すなわち、市場および為替のボラティリティ、国家債務負担、将来の規制遵守に伴うコストの増加、技術開発）。 - 低金利環境の継続。 - 投資家が引き続き資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避し、取引量が減少すること。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、フランチャイズの不安定性、DBの評判、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。 - 特定の制限（例えばリレーションシップ・マネージャーの採用が不可能となることおよび商品開発サイクルの長期化）により有機的成長戦略の実施が困難となること。 - 効率性の向上および想定されたIT / プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されないこと。
ドイチェ・アセット・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> - 投資商品の好調な業績の達成。 - 非中核事業戦略を合理化しつつ、成長分野（オルタナティブ、マルチ・アセット、パッシブ投資、ESG投資スキームなど）において商品構成を拡大する。 - ドイツおよびヨーロッパ諸国における市場シェアのリーダーシップ、ならびにアジア / 太平洋およびアメリカにおける継続的な成長を利用した資金フロー（純額）の着実な増加。 - 仲介業務の資産を高成長チャネルへ分散化し、新チャネルに利用するためデジタル・ソリューションを取り入れる。 - 中核となる業務プロセスの改善、プラットフォーム最適化および商品の合理化を通じた更なる効率化。 - 規制により予想されるマージン圧縮（MIFID II）。 	<ul style="list-style-type: none"> - 当行グループの投資戦略にとって不利な厳しい市場環境とボラティリティ。 - 主要な市場および商品における不利なマージンの変動と、予想を超える不利な競争水準。 - ビジネス・リスク / 実行リスク（例えば、市場の不確実性による資金フロー（純額）目標の未達成、優秀な顧客対応スタッフの喪失、効率化が予想を下回ること）。 - 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。

グローバル・トランザクション・バンキング、グローバル・キャピタル・マーケット・アンド・コーポレート・ファイナンス

- 債券および株式オリジネーションならびにアドバイザリーは、トランザクション・バンキングのトレード、キャッシュおよびトラスト、エージェンシー・アンド・セキュリティ・サービスと共に、投資銀行商品を提供する顧客向けフランチャイズを最大限に活用する。
- マクロ経済の見通しはポジティブであり、ヨーロッパにおける主要経済は貿易の成長および金利の上昇を支え、キャッシュ事業およびトレード事業の成長を支えている。
- アドバイザリーは、カバレッジ・チームのチーム間格差を改善し、セルサイドの組み合わせを改善し、国際的M&A取引の取り扱いを増加する。
- 債券および株式オリジネーションの手数料プールは、引き続き高水準を維持すると予想される。株式市場の評価、ポジティブなマクロ経済の見通し、また、特に債券において、リファイナンス期日が中期的に到来すると予想される。
- 一部の顧客層および顧客との関係によるポートフォリオ管理および利益拡大のための再投資を通じて、規制上の資本増加を抑制する。
- 商品の集約化を通じてより多くの利益を生み出す顧客と共に、収益増大を促進するインセンティブモデルの構造を再検討する。
- 技術改良およびプラットフォームの強化に向けた継続的な投資（内部のコスト効率の向上を通じた自己資金調達による）。
- 特にヨーロッパにおけるマクロ環境は依然として厳しい。
- 英国の欧州連合脱退プロセスによるリスク。
- 資源の再配分を通じたポートフォリオの最適化に向けたイニシアチブは期待ほどの収益の伸びを生まない可能性があり、顧客、国および商品の減少は予想以上の影響を収益に及ぼす可能性がある。
- 将来の潜在的なマージン圧縮。
- 戦略的イニシアチブにより見込まれるコスト削減が、計画の期限内に実現されない。
- 取引量、金利および為替相場の動向に影響を及ぼすマクロ経済および地政学上の潜在的な悪化。
- 期待する水準の収益を生み出す可能性に影響を及ぼす資本、人員および技術投資の形式での資源の制約。

感応度：回収可能価額の回復力を測るため、DCFモデルに使用される主要な仮定（割引率および収益予想など）の感応度が測定される。経営陣は合理的かつ可能性のある主要な仮定の変更が、GTB, GCM & CFおよびWMにおいて減損損失を発生させる可能性があると考えている。これらの回収可能価額はそれぞれの帳簿価額を18%すなわち25億ユーロ（GTB, GCM & CF）、および18%すなわち5億ユーロ（WM）超過していた。

回収可能価額を帳簿価額と等しくするための特定の主要な仮定の変更

主要な仮定の変更	GTB, GCM & CF	WM
割引率（税引後）の増加	8.8%から 10.4%へ	9.1%から9.9% へ
各期間における予測将来収益	-14%	-9%
長期成長率	N/M	0.6%

N/M - 割合が0%でも回収可能価額は帳簿価額を超過することになるため、表記するに値しない。

その他の無形資産

2017年12月31日および2016年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動

単位： 百万ユーロ	購入した無形資産							内部生成 無形資産	その他の 無形資産 合計	
	償却対象とならない			償却対象となる				償却対象 となる	ソフト ウェア	
	小口投資 運用契約	その他	償却対象 とならな い購入し た無形 資産合計	顧客関連 無形資産	取得事業 の価値	契約に 基づく 無形資産	ソフト ウェア および その他	償却対象 となる 購入した 無形資産 合計		
取得原価 / 製造原価：										
2016年1月1日 現在残高	1,061	440	1,501	1,559	941	795	1,112	4,407	4,846	10,755
増加	0	0	0	27	0	0	49	76	1,499	1,575
連結会社グループの変動	0	0	0	-155	-806	0	-13	-974	0	-975
処分	0	0	0	1	0	0	148	149	123	272
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	0	0	-747	-203	-950	0	-950
振替	0	0	0	0	0	0	65	65	-29	36
為替レートの変動	33	0	33	1	-135	22	9	-103	42	-28
2016年12月31日 現在残高	1,094	440	1,534	1,431	0	70	871	2,372	6,235	10,140
増加	0	0	0	15	0	0	48	63	1,360	1,423
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	-35	-35	-171	-206
処分	0	0	0	0	0	0	21	21	121	142
「売却目的保有」からの（への）分類変更	0	0	0	-6	0	0	0	-6	0	-6
振替	0	-0	-0	1	0	0	50	51	-42	9
為替レートの変動	-131	-1	-132	-77	0	0	-12	-89	-237	-457
2017年12月31日 現在残高	963	439	1,402	1,364	0	70	901	2,335	7,024	10,761

償却および減損累計額：										
2016年1月1日現在残高	268	418	686	1,476	300	429	893	3,098	1,782	5,567
当期の償却	0	0	0	39	37	24	36	136	679	815 ¹
連結会社グループの変動	0	0	0	-155	-808	0	-15	-978	-10	-988
処分	0	0	0	1	0	0	146	147	99	246
「売却目的保有」からの(への)分類変更	0	0	0	0	0	-359	-94	-453	0	-453
減損損失	0	6	6	0	515	0	0	515	60	580 ²
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	39	10	49	0	49 ³
振替	0	0	0	3	0	0	45	48	-20	28
為替レートの変動	8	0	8	1	-43	10	6	-26	26	7
2016年12月31日現在残高	276	424	700	1,363	0	65	715	2,143	2,418	5,261
当期の償却	0	0	0	34	0	4	27	65	870	935 ⁴
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	-35	-35	-171	-206
処分	0	0	0	0	0	0	18	18	81	99
「売却目的保有」からの(への)分類変更	0	0	0	-4	0	0	0	-4	0	-4
減損損失	0	15	15	0	0	0	0	0	42	57 ⁵
減損損失の戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
振替	0	0	0	0	0	0	41	41	-35	6
為替レートの変動	-33	0	-33	-72	0	0	-12	-84	-129	-246
2017年12月31日現在残高	243	439	682	1,321	0	69	718	2,108	2,914	5,704
帳簿価額：										
2016年12月31日現在残高	818	15	833	68	0	5	156	229	3,817	4,879
2017年12月31日現在残高	719	1	720	43	0	1	183	227	4,110	5,057

- 1 815百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 2 このうち521百万ユーロはのれんおよびその他の無形資産の減損に含まれており、償却対象とならない商標権に係る無形資産の減損（6百万ユーロ）ならびに取得事業の価値（VOBA）の一括償却（515百万ユーロ）で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損60百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 3 49百万ユーロは、Maher Terminals LLCの売却（NCOU）に関連する前年度の減損の戻入として計上され、のれんおよびその他の無形資産の減損に含まれている。
- 4 935百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- 5 このうち42百万ユーロは、内部開発したソフトウェアに関連し、一般管理費に計上されていた。また15百万ユーロは、償却対象とならない商標権に係る無形資産の減損に関連しており、のれんおよびその他の無形資産の減損に含まれている。

償却対象となる無形資産

2017年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で291百万ユーロ増加した。この変動は、主に内部生成無形資産の増加14億ユーロに起因しており、当行グループが独自に利用するソフトウェアの開発に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。これは償却費用935百万ユーロと相殺されたが、特に資産計上されたソフトウェアに関する予定された使用（897百万ユーロ）に関するものであった。現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価により、内部開発したソフトウェアの減損（42百万ユーロ）が計上された。さらに、ユーロが強くなったことに伴い、為替レートのマイナスの変動113百万ユーロにより、償却対象となる無形資産の純帳簿価額が減少することとなった。

2016年度において、償却対象となるその他の無形資産は純額で327百万ユーロ減少した。この変動の主な要因には、内部生成無形資産の増加15億ユーロが含まれている。これは当行グループが独自に利用するソフトウェアの開発に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。これらは償却費用815百万ユーロと相殺されたが、大部分が内部開発したソフトウェアに関する予定された資産の使用（679百万ユーロ）およびAbbey Lifeの売却（Deutsche AM）による取得事業の価値（VOBA）の一括償却（515百万ユーロ）を主に反映した580百万ユーロの減損費用に関するものであった。さらに、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価により、内部開発したソフトウェアの一括償却（60百万ユーロ）が計上された。NCOUにおけるMaher TerminalsのPort Elizabeth事業に対するレガシー投資が2016年度第4四半期に売却される前に、2016年度第3四半期に売却目的保有カテゴリーへ組替えられていたことにより、契約に基づくおよび商標権に係るその他の無形資産が純額で497百万ユーロ減少することとなった。

2015年度において、償却対象となるその他の無形資産の主な変動には、内部生成無形資産の増加12億ユーロが含まれていた。これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当行グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。一方、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価の結果、当行グループは内部開発したソフトウェアの減損191百万ユーロを計上した。2015年4月27日、ドイツ銀行は、ポストバンクの売却を根幹とする新たな戦略ロードマップを発表した。当行グループの新戦略のさらなるアップデートがトリガー事象となり、過年度のCGUであるPBCに含まれるのれんおよびその他の非金融資産の減損テストが実施された。2015年度第3四半期において新戦略計画に対して実施された評価により、過年度のCGUであるPBCに減損が生じることとなった。過年度のPBCののれん（28億ユーロ）の全額を一括償却する減損が配分された後、戦略上の意図の変更およびその時点で予想されたポストバンクの連結除外を反映して、過年度のCGUであるPBCにおけるその他の無形資産に関連する減損損失837百万ユーロ（うち834百万ユーロがポストバンクのCGUに関連していた。）が認識された。当該減損のうち、427百万ユーロが償却対象となる無形資産に関連するもので、主に顧客関連無形資産（397百万ユーロ）、BHW商標権に係る無形資産（16百万ユーロ）および契約に基づく無形資産（14百万ユーロ）の一括償却から構成されていた。残りは償却対象とならないポストバンクの商標権に係る無形資産の評価減に配分された（410百万ユーロ。詳細については下記を参照。）。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される。

資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

	耐用年数
内部生成無形資産：	
ソフトウェア	10年以内
購入した無形資産：	
顧客関連無形資産	20年以内
契約に基づく無形資産	8年以内
その他	80年以内

償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、特定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および特定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計719百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、Deutsche AMのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWS Investmentsに与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年における当行グループのZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額719百万ユーロは、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測および実効手数料率が含まれる。算出に適用された割引率（資本コスト）は、2017年度において10.5%、2016年度は10.7%であった。2017年度、2016年度および2015年度において、評価の見直しの結果、減損も過年度の減損の戻りも生じなかった。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、いずれも2010年度に取得されたポストバンクの商標権（ポストバンクのCGUに配分される。）およびSal. Oppenheimの商標権（WMのCGUに配分される。）が含まれた。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は410百万ユーロに増加した。Sal. Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の処分コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、2015年度第3四半期にポストバンクの商標権（410百万ユーロ）について全額が一括償却された。Sal. Oppenheimの商標権に係る評価モデルの見直しの結果、2015年度第4四半期に6百万ユーロの評価減が認識された。ドイツ市場以外での商標権の使用中止により、2016年度第4四半期においてさらに6百万ユーロの評価減が計上されることとなった。2017年10月26日、当行グループが2018年度中にSal. Oppenheimのフランチャイズをドイツ銀行に統合し、Sal. Oppenheimブランドを今後維持しない意向を発表したことにより、商標権の帳簿価額（15百万ユーロ）は減損したとみなされ、2017年度第4四半期に全額が一括償却された。

26 -

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	0	243
トレーディング資産、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	0	30
売却可能金融資産	4	29
貸出金	0	46
土地建物および設備	15	174
その他の資産	26	42
売却目的保有に分類された資産合計	45	563
預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	0	570
トレーディング負債、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融負債	0	29
長期債務	0	0
その他の負債	16	102
売却目的保有に分類された負債合計	16	701

2017年12月31日および2016年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された未実現利得（損失）はなかった。

アルゼンチンにある子会社であるドイツ銀行S.A.の売却

2017年6月5日、当行グループはアルゼンチンにある子会社であるドイツ銀行S.A.のBanco Comafi S.A.への売却が完了したと発表した。2017年5月に規制当局から実質的な承認を受けたことに伴い、当該事業体は2017年6月の売却に先立って売却目的保有の処分グループとして分類されていた。この売却により、為替換算調整額の実現を含め、190百万ユーロの税引前売却損が生じ、2017年度第2四半期に計上され、主にC&Aに含まれている。

2017年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
ドイチェ・アセット・マネジメント	2016年度第4四半期に、当行グループはSal. Oppenheimのルクセンブルグにおける資金管理および保管事業を売却目的保有の処分グループとして分類した。当該取引は慣習的な完了条件を満たすことと規制当局の承認を得ることを前提として、2017年12月1日に完了した。	当該ユニットの再評価の結果、処分されるまで、5百万ユーロの減損損失が2017年度のその他の収益に追加計上された。	2017年度第4四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2016年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

部門	非流動資産および売却目的保有の処分グループ	財務上の影響 ¹	追加情報
ドイチェ・アセット・マネジメント	2016年12月22日、ドイツ銀行は、Sal. Oppenheimのルクセンブルグにおける資産管理および保管事業を民間銀行であるHauck & Aufhäuserへ売却することについて合意に至ったと発表した。この結果、関連事業の貸借対照表は、売却目的保有の処分グループとして分類された。当該取引（従業員を含むルクセンブルグの事業体2社の売却からなる）は慣習的な完了条件を満たすことと規制当局の承認を得ることを前提として、12ヶ月以内に完了するものと予想されている。	処分グループの再評価の結果、34百万ユーロの減損損失が2016年度第4四半期のその他の収益に計上された。	2017年度第4四半期に処分された

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2016年度における処分

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
非中核事業部門	<p>2016年4月15日に、当行グループは、Macquarie Infrastructure and Real Assets（以下「MIRA」という。）が運用するファンドであるMacquarie Infrastructure Partners（以下「MIP」という。）との間で、ニュージャージー州ポート・エリザベスにあるマルチ・ユーマー・コンテナ・ターミナルであるMaher Terminals USA, LLC（以下「Maher Terminals」という。）の売却について合意に至ったと発表した。当該取引に基づき、MIPは、規制当局の承認を条件にMaher Terminalsを100%取得することに合意している。2016年度第3四半期における更なる進展に伴い、2016年9月30日現在、Maher Terminalsは売却目的保有の処分グループに分類されていた。この分類変更により生じた減損損失はなかった。この分類変更以前には、Maher TerminalsはNCOU内で保有されている連結レガシー投資として会計処理されていた。この売却は2016年11月16日に無事に完了した。</p>	なし	2016年度 第4四半 期

ドイチェ・アセット・ マネジメント	<p>2016年9月28日に、ドイツ銀行は、Phoenix Group Holdings（以下「Phoenix Group」という。）の子会社であるPhoenix Life Holdings Limited（以下「Phoenix Life」という。）との間で、ドイツ銀行がDeutsche AM内で保有していたAbbey Life事業（Abbey Life Assurance Company Limited、Abbey Life Trustee Services LimitedおよびAbbey Life Trust Securities Limited）の売却について合意に至ったことを発表した。当該取引の条件に基づき、Phoenix Lifeは、Abbey Life事業を100%取得することに合意している。一定の調整後の購入価格は933百万英ポンド（期末の為替レートによる換算額は1,087百万ユーロ）であり、近い将来に予定されている英国金融行為監督機構（FCA）の調査により起こり得る結果に関して、最長8年間にわたり最大175百万英ポンドの保証が付されている。</p> <p>当該取引は、健全性規制機構（PRA）を含む規制当局の承認だけでなく、Phoenix Groupの株主投票および当該取引の資金調達のためのPhoenix Groupによる株主割当発行の完了が条件となっていた。当該取引を承認するPhoenix Groupの株主投票が2016年10月24日に実施され、2016年11月8日に株主割当発行が完了したため、Phoenix Groupは2016年12月13日に、PRAがAbbey Lifeの取得を承認したことを発表した。当該取引は2016年12月30日に完了した。これにより、Abbey Lifeの事業体は2016年度末現在の当行グループの貸借対照表から連結除外された。</p>	<p>すべての要件が満たされたため、当該取引の完了前に、Abbey Lifeの事業体には売却目的保有の会計規則が適用されることとなった。そのため、売却目的保有として当初分類される直前に、当該処分グループは、適用される会計規則に従い、当初測定および認識されていた。この処分グループには、処分元のCGUであるDeutsche AMから割り当てられたのれん500百万ユーロおよび取得事業の価値（VOBA）515百万ユーロからなる1,015百万ユーロの無形資産も含まれている。処分グループにおける売却費用控除後の公正価値と純資産の比較により、当初の減損1,015百万ユーロが生じ、のれんおよびその他の無形資産の減損として2016年度第4四半期のDeutsche AMのセグメント別損益に計上された。</p> <p>Abbey Life事業におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ・プログラム終了によって発生した累計損失500百万ユーロは、以前はその他の包括利益の構成要素であったが、売却完了時に純損益に振り替えられた。これはその他の収益項目と相殺され、当該売却の結果としてプラスの純利益515百万ユーロが生じた。すでに認識されていた1,015百万ユーロの無形資産の減損と合わせて、2016年度第4四半期に、当行グループは当該取引全体に係る税引前損失1,015百万ユーロを計上した。</p>	2016年度 第4四半期
----------------------	--	---	-----------------

部門	処分	財務上の影響 ¹	処分日
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	2015年12月28日、ドイツ銀行は、当行の華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、PICC Property and Casualty Company Limited（以下「PICC Property and Casualty」という。）に売却することに合意した。したがって、華夏銀行に対する33億ユーロの持分法適用投資は2015年度末に売却目的保有のカテゴリーに分類変更された。当該取引は慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要があった。同委員会は2016年度第4四半期にPICC Property and Casualtyに対して、ドイツ銀行の華夏銀行に対する持分の取得を承認した。	売却目的保有投資の再評価により、2016年度第4四半期に売却されるまで、当行グループは非流動資産に係る減損損失122百万ユーロを計上し、2016年度の当該投資は31億ユーロまで減少した。その他の収益に計上された再評価に係る損失の大部分は、華夏銀行の株価の下落および為替レートの不利な動きの結果によるものであった。華夏銀行に対する持分に関する対価の合意により、その他の取引関連の影響が株価の下落を部分的に相殺した。さらに、投資に関連するその他の包括利益累計額662百万ユーロが、損益計算書に組替えられた。2016年度の純利益に関連する取引額は、全体で624百万ユーロとなった。	2016年度 第4四半期
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	ドイツ銀行は、過年度に発表した米国の個人顧客向けサービス部門（PCS）をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終契約を、2016年9月6日付で完了した。	なし	2016年度 第3四半期
ドイチェ・アセット・マネジメント	2015年8月、ドイツ銀行はインドの資産運用事業をPramerica Asset Managers Pvt. Ltd.に売却する契約を締結したと発表した。2016年3月、規制当局によるすべての承認を得て、当該売却は完了した。	なし	2016年度 第1四半期

¹ 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

27 -

その他の資産およびその他の負債

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
その他の資産：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	46,519	57,924
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	12,638	9,859
決済日経過の未決済有価証券取引	3,929	6,409
未決済の通常取引に係る受取債権	19,930	30,908
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	83,015	105,100
未収利息	2,374	2,433
売却目的保有資産	45	563
その他	16,057	17,950
その他の資産合計	101,491	126,045

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
その他の負債：		
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	58,865	70,706
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	25,042	20,155
決済日経過の未決済有価証券取引	2,562	2,668
未決済の通常取引に係る支払債務	20,274	28,490
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	106,742	122,019
未払利息	2,623	2,712
売却目的保有負債	16	701
その他	22,827	30,008
その他の負債合計	132,208	155,440

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

28 -

預金

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
無利息要求払預金	226,339	200,122
利付預金		
要求払預金	133,280	129,654
定期預金	133,952	130,299
貯蓄預金	87,241	90,129
利付預金合計	354,473	350,082
預金合計	580,812	550,204

[次へ](#)

29 -
引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄 事業	オペレ- ショナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	モーゲージ 買戻し請求	その他	合計 ¹
2016年1月1日現在残高	1,132	315	1,418	4,048	656	409	922	8,900
連結会社グループの変動	0	-0	0	0	-8	0	-66	-74
新規繰入額	213	123	1,192	1,616	535	25	582	4,286
取崩額	213	23	403	82	333	273	545	1,872
戻入額	37	93	278	34	110	10	131	693
為替レート変動の影響 / 割引の解消	-36	0	12	84	4	13	5	82
振替	0	-13	72	-24	-1	0	-31	3
2016年12月31日現在残高	1,059	309	2,014	5,607	741	164	735	10,629
連結会社グループの変動	0	0	-5	-0	-1	0	5	-1
新規繰入額	194	84	745	306	601	0	847	2,778
取崩額	169	53	1,611	3,576	458	71	688	6,626
戻入額	16	49	134	711	182	0	118	1,210
為替レート変動の影響 / 割引の解消	28	-15	-86	-575	-4	-20	-18	-690
振替	14	-2	193	-153	-0	0	3	56
2017年12月31日現在残高	1,110	275	1,115	897	696	73	766	4,934

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記20「信用リスク引当金」を参照のこと。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーション・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。

オペレーション・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーション・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法務リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、表明・保証の重大な違反があったとの主張に基づき、購入者、投資家および金融保証会社から貸出金を買戻すよう、またはそれによって発生したと主張されている損失について、これらの者に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2017年12月31日現在、ドイツ銀行は約485百万米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービサーによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2017年12月31日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金88百万米ドル（73百万ユーロ）を計上した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2017年12月31日現在、64百万米ドル（53百万ユーロ）の債権を認識した。2017年12月31日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は24百万米ドル（20百万ユーロ）であった。

2017年12月31日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約92億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約984億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行が売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があるが、ドイツ銀行はこれらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。裁判所は、問題となった貸出金に関する契約上の表明・保証の違反を主張する買戻し請求は、証券化のクロージング日現在で発生しており、したがってニューヨークの6年の時効を過ぎているとした。本判決および関連する判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。

ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービサーではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料および銀行税に対する引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い、「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁決機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類

似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2017年12月31日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約24億ユーロ（2016年12月31日：15億ユーロ）、規制執行案件については3億ユーロ（2016年12月31日：8億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知／未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなるが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前に、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Projekt GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が棄却あるいは和解がなされた後において、当初約140百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約190百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家による投資の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、その金額を開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力した。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2016年10月19日、米国商品先物取引委員会（CFTC）の執行部は、「ドイツ銀行の外国為替に関する調査は終了しており、CFTCが現時点でさらなる行動を起こす予定はない」と通知する内容のドイツ銀行に対する書簡（以下「CFTCレター」という。）を発行した。慣例により、CFTCレターは、CFTCが「将来いつでも調査の再開を決定する裁量を維持している。」と声明している。CFTCレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2016年12月7日、ドイツ銀行がCADE（ブラジルの反トラスト法執行機関）と、ブラジルを拠点としたドイツ銀行の元トレーダーによる行為に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。この合意の一環として、ドイツ銀行は罰金51百万ブラジルリアルを支払い、最終的解決に至るまでCADEの行政手続に引き続き従うことに合意した。これにより、ドイツ銀行が継続的に解決のための条件を満たすことを条件として、ドイツ銀行に関連するCADEの行政手続は完了する。

2017年2月13日、米国司法省（DOJ）の犯罪部門不正セクションは、「外国為替市場に関連する連邦犯罪法違反の可能性に関する」犯罪調査をDOJが終了していることをドイツ銀行に対して通知する書簡（以下「DOJレター」という。）を発行した。慣例により、DOJレターは、DOJが調査に関して追加の情報または証拠を得た場合には、調査を再開する可能性があることを声明している。DOJレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2017年4月20日、ドイツ銀行AG、DB USA Corporationおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店が連邦準備制度理事会と、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は差し止め命令に従い、137百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、連邦準備制度理事会はドイツ銀行に対し、外国為替事業およびその他同様の商品に関する「監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施」し、その進捗について連邦準備制度理事会へ定期的に報告するよう命じた。

一部のその他の規制当局による調査は進行中であり、ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

さらに、ドイツ銀行に対して4件の米国における推定上の集団訴訟が現在係属中である。第1の係属中の訴訟は併合された訴訟であり、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定上の集団および中央取引所のトレーダーの推定上の集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それら进行操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。2017年9月29日、原告はドイツ銀行と190百万米ドルでの和解について予備承認を求める申立を行い、裁判所は同日に予備承認を与えた。ドイツ銀行の審理を含む、この訴訟におけるすべての和解に係る最終審理が

2018年5月23日に予定されている。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法における被告の信認義務違反を引き起こす結果となったと主張している。2016年8月24日、裁判所は被告の棄却申立を認めた。当該訴訟の原告は米国第二巡回控訴裁判所に控訴しており、当該控訴は係属中である。第3の推定上の集団訴訟は、2015年12月21日に、Axiom Investment Advisors, LLCによって同裁判所に提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定上のグループのメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している。原告は、契約違反に係る請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。2017年2月13日、ドイツ銀行の棄却申立の一部は認められ、一部は否認された。原告は2018年1月15日に集団認定を求める申立を行ったが、ドイツ銀行はこれに反対する予定である。本件は引き続き係属中である。第4の推定上の集団訴訟（以下「間接購入者」訴訟という。）は、2016年9月26日に提起され、2017年3月24日に修正され、その後2017年4月28日に提起された同様の訴訟と併合されたが、当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が為替商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張している。これらの請求はシャーマン法および様々な州の消費者保護法に基づいて申立てられている。当該訴訟の棄却を求めるドイツ銀行の申立は係属中である。間接購入者訴訟における証拠開示はまだ開始していない。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関から、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前に報告したとおり、2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この罰金は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

また、以前に報告したとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、DOJ、CFTC、英国金融行為監督機構（FCA）およびニューヨーク州金融サービス局（DFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万英ポンドを支払うことで合意した。DOJとの問題解決の一環として、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）はコネチカット州地区米国連邦地方裁判所において、1件の有線通信不正行為の有罪を主張し、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1件は有線通信不正行為、もう1件は価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット州地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。DB Group Services (UK) Ltd.への2017年3月28日付の判決を受けて2017年4月に支払われた150百万米ドルを含む上記の罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

2016年11月29日、米国証券取引所の職員はドイツ銀行に対して、同取引所は銀行間取引金利（IBOR）の調査を完了し、取引所による強制措置を勧告する予定はないことを通知した。

2016年12月21日、スイスの競争委員会WEKOは、ドイツ銀行AGを含む様々な銀行に向けて、EURIBORおよび円LIBORに係るIBOR関連の和解決定について公式に発表した。2017年3月20日、ドイツ銀行は、円LIBORについて罰金5.0百万スイスフランおよびWEKOへの手数料約0.4百万スイスフランを支払った。ドイツ銀行は、EURIBORに係る罰金について、WEKOに対してかかる行為を初めて通知した当事者であることから、全額免除を獲得した。当該和解金額は、既に全額が既存の訴訟引当金に計上されている。

2017年10月25日、ドイツ銀行は、銀行間取引金利に係る調査の解決に向けて、米国の州の検事総長による作業部会との和解に至った。他にも条件はあるが、ドイツ銀行は和解金220百万米ドルを支払うことに合意した。当該和解金額は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる訴訟にさらされている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における43件の民事訴訟および英国における1件の継続中の訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定上の集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）にお

いて係属中である。4件を除く米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない14件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、1件がEURIBORに、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに、1件が2つのシンガポールドル（SGD）ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関連している。

上述の米国における43件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。5件を除くすべてにおいて、原告は賠償額を正式に明示していない。特定の賠償額を主張する5件の訴訟は、米ドルLIBORの広域係属訴訟に併合された個別訴訟で、ドイツ銀行を含む全被告に対して、総額で少なくとも12.5億米ドル超の損害賠償を請求している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 1件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2016年12月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めた。複数の原告が2016年12月20日付の地方裁判所の判決について米国第二巡回控訴裁判所に控訴しており、これらの控訴は地方裁判所で進行中の訴訟と並行して係属中である。2017年11月13日、原告は弁論趣意書を提出した。

複数の訴訟において開示手続きが進められている。集団認定をを求める申立は2017年11月10日に概要説明が十分に行われ、裁判所は2018年1月18日に口頭弁論を行った。2018年2月18日、裁判所は集団認定をを求める原告の申立について判決を下した。裁判所は、(i)シカゴ・マーカント取引所で取引されるユーロドルの先物およびオプションの購入者の集団（*Metzler Investment GmbH 対 Credit Suisse Group AG*）および()米ドルLIBORに連動する貸出金の組成、保有、購入または売却を行った貸付機関の集団（*Berkshire Bank 対 Bank of America Corp.*）の認定をを求める申立を退けた。裁判所は、国内銀行である被告2行に対する残りの反トラスト法に基づく訴訟（*Mayor & City Council of Baltimore 対 Credit Suisse AG*）に関して、LIBORのパネル銀行から直接に店頭で購入した米ドルLIBORに連動する金融商品を取引した原告の集団認定をを求める申立を認めた。同じ原告の州法による契約および不当利得に係る請求に関して集団認定をを求める申立を退けた。

2017年7月13日、ドイツ銀行は、シカゴ・マーカント取引所で取引されたとされるユーロドルの先物およびオプションの取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の推定上の集団訴訟（*Metzler Investment GmbH 対 Credit Suisse Group AG*）を解決するため、原告と80百万米ドルの和解契約を締結した。当該和解契約は、2017年10月11日に予備承認を求めて裁判所に提出された。和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加審査と裁判所の承認を条件とする。

2018年2月6日、ドイツ銀行は、LIBORパネル銀行から直接に店頭で購入されたとされる米ドルLIBORに連動する金融商品の取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として、係属中の推定上の集団訴訟（*Mayor & City Council of Baltimore 対 Credit Suisse AG*）を解決するため、原告と240百万米ドルの和解契約を締結した。当該和解契約は、2018年2月27日に予備承認を求めて裁判所に提出された。和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加審査と裁判所の承認を条件とする。

最終的に、米ドルLIBOR MDLのうちの1件の訴訟は、（ドイツ銀行およびその他の外国の被告に対する）対人管轄権および実態に関する根拠を含め、全体が却下されたが、原告は米国第二巡回控訴裁判所に控訴している。この控訴に関する概要説明は完了し、2017年9月25日に口頭弁論が行われた。2018年2月23日、第二巡回控訴裁判所は、地方裁判所の判決の一部を支持し、一部を無効とした。とりわけ、裁判所は、原告との直接取引に関する特定の州法に基づく請求について、原告がドイツ銀行および他の外国の被告に関する対人管轄権に対する原告の優位性を示したと考えており、また、複数のその他の被告およびその代理人ならびに法域についての共謀に関する主張について修正する許可を原告に与えた。それ以外に、第二巡回控訴裁判所は、対人管轄権に関する地方裁判所の判決を支持した。第二巡回控訴裁判所は、固定金利の金融商品に関する原告の請求の実態についての地方裁判所による棄却も支持したが、原告の1934年米国証券取引法に基づく請求および不当利得に係る請求の一部についての地方裁判所による棄却については破棄した。

SDNYにおいて係属中のMDLの範囲外の訴訟において、原告は請求の却下を受けて訴状を修正する申立を行い、修正を求める当該申立についての決定が待たれている。

さらに、米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、欧州連合の機能に関する条約第101条、1998年英国競争法第1章第2項および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。ドイツ銀行はこの訴訟について抗弁している。

円LIBORおよびユーロ円TIBOR 2017年7月21日、ドイツ銀行は、円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である2件の推定上の集団訴訟（*Laydon* 対 *Mizuho Bank, Ltd.*および*Sonterra Capital Master Fund Ltd.*対 *UBS AG*）を解決するために、原告と77百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2017年12月7日に和解を最終的に承認した。したがって、これらの2件の訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が2017年8月1日に支払ったため、ドイツ銀行の訴訟引当金には反映されなくなった。

EURIBOR 2017年5月10日、ドイツ銀行は、EURIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である推定上の集団訴訟（*Sullivan* 対 *Barclays PLC*）を解決するために、原告と170百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は、2017年6月12日に予備承認を求めて裁判所に提出された。2017年7月7日、裁判所は予備承認を与えた。当該和解契約は、裁判所による更なる検討と最終承認を条件とする。和解の条件に従い、ドイツ銀行が170百万米ドルを支払ったため、当該金額を訴訟引当金に反映しなくなった。

GBP LIBOR 英ポンド（GBP）LIBORを操作したとして、推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。この訴訟は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。裁判所は2017年8月4日に審理を行った。

CHF LIBOR 2017年9月25日、SDNY裁判所は、スイスフラン（CHF）LIBORを操作したとする原告の推定上の集団訴訟を全面的に棄却したが、原告に修正訴状を提出する機会を与えた。原告は2017年11月6日に修正訴状を提出した。被告は2018年2月7日に当該修正訴状の却下を求める申立を行った。

SIBORおよびSOR 2017年8月18日、SDNY裁判所は、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）を操作したとする原告の推定上の集団訴訟を一部棄却したが、原告に修正訴状を提出する機会を与えた。原告は2017年9月18日に修正訴状を提出し、当該訴状は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

紹介雇用慣行および一定のビジネス関係についての調査 多様な法域の一定の規制当局および法執行機関（米国証券取引委員会およびDOJを含む。）は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、米国海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令遵守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。その他の法域における一定の規制当局も、これらの調査について概要を把握している。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。現在判明している事実に基づき、現時点で当行が判決の時期を予測することはできない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁（Staatsanwaltschaft München I）は、特にドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元取締役会メンバーに関係する主要な捜査についてミュンヘン地方裁判所で行われた審理を受けて、すべての被告および当該手続の二次的参加人であった当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定されている。2016年10月18日、判決書が送達されてから数週間後、検察庁は元取締役会メンバーのユンゲル・フィッチェン氏、ロルフ・プロイヤー博士およびジョゼフ・アッカーマン博士についてのみ上訴を維持し、元取締役会メンバーのクレメンス・ボーサイ博士およびテッセン・ヴァン・ハイドブレック博士についての上訴は取り下げることを通じたため、両者の無罪が確定した。2018年1月24日、検事総長事務局は、ミュンヘンの検察庁の上訴について判決を下すために、連邦最高裁判所において口頭弁論を行うように要請した。

検察庁による他の捜査（これはキルヒ民事訴訟手続における訴訟不正の企てにも対応している）は進行中である。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に全面的に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクロージング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、()ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.（DSK）に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、()DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日に終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ運動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン（2.0百万ユーロ未満）の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グループは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の評決は、検察および被告の両方によって上訴されている。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は最大で50百万ユーロ（現在の為替レート）に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）、商業モーゲージ担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDO）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売、評価および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請にこたえて、全面的に協力している。

2016年12月23日、ドイツ銀行は、2005年度から2007年度に行われたRMBS事業に関する潜在的な請求を解決するためにDOJと基本合意に達したと発表した。2017年1月17日、当該和解が確定し、DOJにより発表された。和解に基づき、ドイツ銀行は、31億米ドルの民事制裁金を支払い、消費者救済に41億米ドルを提供することに合意した。

2016年9月、ドイツ銀行は、メリーランド州の検事総長から、2002年度から2009年度のドイツ銀行のRMBSおよびCDO事業に関する情報要請の行政召喚状を受け取った。2017年6月1日、ドイツ銀行とメリーランド州の検事総長は、本件を解決するために15百万米ドルの現金および80百万米ドルの消費者救済で合意に達した（ドイツ銀行がDOJとの和解の一部として合意した総額41億米ドルの消費者救済から配分される）。

当行グループは一部の規制当局による進行中の調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。その一部は、DOJとの和解に基づき引当てられている消費者救済に関連している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人の1社としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、総額165百万米ドルで解決する合意に達し、かかる金額の一部は当行によって支払われた。当該和解は裁判所の最終承認が条件となっている。2017年8月30日、FHFA / Freddie Macは、和解に対して異議を申立てた。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連し(a)Colonial Bank（すべての被告に対して189百万米ドル以上の損害賠償を主張）、(b) Guaranty Bank（すべての被告に対して901百万米ドル以上の損害賠償を主張）および(c)Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して66百万米ドル以上の損害賠償を主張）の管財人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された3件の訴訟において被告となっている。これらの訴訟のそれぞれにおいて、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させている。Colonial Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、2017年6月21日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月7日に棄却申立を行った。Guaranty Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、事実の開示手続がほぼ完了し、専門家の作業が進行中である。また、2017年9月14日、裁判所は、判決前の利息の算定の適切な方法に関する略式判決を求めるドイツ銀行の申立の一部を認めた。Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankに関する訴訟では、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、2017年7月31日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月14日に棄却申立を行った。

2016年11月3日、ドイツ銀行は、2件のRMBS証券の再証券化に関してFederal Home Loan Bank of San Franciscoによって提起された請求を解決するための和解に達しており、和解の金額は当行にとって重要ではなかった。この和解および過去の別の2件の請求の一部和解により、ドイツ銀行は、1件のRMBSの売出しに関する訴訟において引き続き被告となっている。この売出しにおける引受人として、ドイツ銀行には契約上の補償が定められている。2017年1月23日、RMBS売出しに関連する請求を解決するために和解契約が履行され、本件は終了した。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローに関する請求を主張しているRoyal Park Investments（Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ビークルによる請求を意図した代理人として）によって提起された訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2017年4月17日、裁判所は当該訴状を却下し、2018年2月13日、原告は控訴した。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBS売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟

を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は再訴を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を行った。同様の法的問題が関わるニューヨーク州控訴裁判所において係属中の訴訟を考慮して、原告の上訴は留保されている。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc. (Lehman) は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc. (MIT) およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association (Fannie Mae) およびFederal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac) に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約における表明・保証の違反があったとして対審手続を起こした。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。2018年1月31日、当事者は訴訟を解決するための和解に至った。2018年2月6日、裁判所は自主的な取下げを命じた。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された8件の個別の民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証書法の違反に関する請求を主張するものである。これら8件の訴訟には、BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P. およびその他（以下「BlackRock集団訴訟」という。）が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の集団訴訟、Royal Park Investments SA/NVによって提起された2件の推定上の集団訴訟および4件の個別訴訟が含まれる。BlackRock集団訴訟のうち1件は、62件の信託に関してニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、当該信託では総額98億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2017年1月23日、裁判所は受託者の却下申立を一部認め、一部否認した。2017年2月3日、裁判所は、オリジネーターまたはスポンサーが破産した21件の信託に係る表明・保証に関する原告の請求を却下する命令を下した。唯一残っているのは、米国の1939年信託証書法の違反および契約違反に係る請求である。2017年3月27日、受託者は訴状に対する答弁書を提出した。2018年1月26日、BlackRockは集団認定を求める申立を行った。開示手続は進行中である。2つ目のBlackRock集団訴訟は、465件の信託に関してカリフォルニア州上級司法裁判所において係属中であり、当該信託では総額757億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。受託者は、原告が主張した不法行為に係る請求の却下を求める異議申立および契約違反に係る請求の特定の要素の削除を求める申立を行った。そして2016年10月18日、裁判所は受託者の異議申立を支持して不法行為に係る請求を却下し、削除申立を却下した。2016年12月19日、受託者は訴状に対する答弁書を提出した。2018年1月17日、BlackRockは集団認定を求める申立を行った。開示手続は進行中である。Royal Park Investments SA/NVによって提起された推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、10件の信託に関係するもので、当該信託では総額31億米ドル超の実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。Royal Parkは2017年5月1日に集団認定を求める新たな申立を行い、この申立は係属中である。開示手続は進行中である。2017年8月4日、Royal Parkは同一の裁判所において信託に対する集団訴訟を別途もう1件提起した。当該訴状では、他の係属中のRoyal Park訴訟における受託者の弁護士報酬および費用を信託基金から支払うことによって発生している契約違反、不当利得、横領、信託義務違反、衡平法上の弁明、宣言的救済および差止による救済に係る請求を主張している。2017年10月10日、受託者は当該訴状の棄却申立を行った。

その他4件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a) National Credit Union Administration Board (以下「NCUA」という。) は、97件の信託に対する投資家として、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(b) 43件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO (総称して「Phoenix Light」という。) および「数億米ドルの損害賠償」の請求。(c) 50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(d) IKB International, S.A. (清算中) およびIKB Deutsche Industriebank AG (総称して「IKB」という。) は、30件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は係属中であり、開示手続は停止されている。Phoenix Light訴訟では、原告が2017年9月27日に修正訴状を提出し、受託者が2017年11月13日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。開示手続は進行中である。Commerzbank訴訟では、原告が2017年11月30日に修正訴状を提出し、受託者が2018年1月29日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。開示手続は進行中である。IKB訴訟では、裁判所は2017年5月3日に受託者の却下申立に係る口頭審理を行ったが、裁定には至っていない。2017年6月20日、IKBの原告は、4件の信託に関してドイツ銀行に対して主張されたすべての請求について、再訴不能の形で棄却を求めた。開示手続は進行中である。ドイツ銀行はWestern and Southern Life

Insurance Companyおよび関連事業体5社が提起した訴訟の被告でもあったが、2017年9月28日、原告は、再訴可能な形で自主的に請求を取り下げた。

当行グループはこれらの8件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積ることはできないと考えている。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（ポストバンク）の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行した。公開買付において、ドイツ銀行はポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該公開買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、ドイツ連邦共和国の準拠法を遵守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。原告は、遅くとも2009年にドイツ買収法第30条に従って、ドイツポストAGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行AGに帰属させるべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行AGが提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を棄却し、当該案件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、ドイツ銀行AGとドイツポストAGが2009年に「協調した」という原告の主張について控訴裁判所が十分に検討しなかったと表明した。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所でそれぞれ係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続にまとめられた合計14件の訴訟の請求を認める判決を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年に既に強制的公開買付を行うべきであり、その場合には公開買付において提示すべき適切な対価は1株当たり57.25ユーロとなるはずであったとの見解を示した。支払われた対価を考慮すると、公開買付を受け入れた株主に対しては追加で1株当たり32.25ユーロの対価を支払うことになる。ドイツ銀行はこの判決に対して控訴し、Effecten-Spiegel AGの控訴に係る審理も行っているケルン高等裁判所第13委員会が担当となった。

2017年11月8日、Effecten-Spiegel訴訟において、ケルン高等裁判所で審理が行われた。当該審理において、高等裁判所はケルン地方裁判所の結論に同意しないことを示し、ドイツ銀行が2008年または2009年に強制的公開買付を行う義務はなかったという予備的な見解を示した。当初、高等裁判所は、2017年12月13日に判決を公表することを決定していた。しかしこれは、原告がケルン高等裁判所第13委員会の3名の委員に対して偏見があるとして異議を申立てたため、2018年2月に延期された。この異議申立は、2018年1月末にケルン高等裁判所によって退けられた。2018年2月に、裁判所は審理再開を求めるEffecten-Spiegel AGの申立を認め、追加の審理を2018年6月29日に予定した。

ドイツ銀行は、2017年度末直前にさらに多くの訴訟を提起され、これらの請求はケルン地方裁判所で現在係属中である。新たな原告の一部は、2010年のポストバンク株式の任意的公開買付においてドイツ銀行AGが提示した対価は1株当たり64.25ユーロまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められている支払請求は、合計で約700百万ユーロ（利息を除く）である。2018年2月、上記の民事訴訟における一部の原告を代理する法律事務所は、公開買付に関連して詐欺的行為を行ったと主張し、ドイツ銀行の一部の従業員に対して、フランクフルト・アム・マインの検察庁に刑事告訴を行った。

当行グループは、これらの訴訟に関して偶発負債を設定しているが、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

ポストバンク買付に関連する今後の手続 2015年9月、ポストバンクの元株主は、2015年8月のポストバンクの株主総会で採択されたスクイズアウトの決議を取り消すために、ケルン地方裁判所でポストバンクに対して株主訴訟を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行が2009年により高い株価での強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行により保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張している。スクイズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。当該手続の原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。2017年10月20日に下された判決において、ケルン地方裁判所は、スクイズアウトの決議は無効であると宣言した。しかし、裁判所はドイツ銀行が強制的公開買付を行わなかったという主張に基づいて議決権の停止に依拠しなかったが、2015年8月のポストバンクの株主総会において、ポストバンクがポストバンク株主の情報に係る権利を侵害していたと主張した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題も、係属中の2件の審査手続（Spruchverfahren）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイズアウトに関連して提示した補償額ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB

Beteiligungs-Holding GmbH)とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意(Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag)に関連して提示した補償額および年間保証配当支払額の増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。ケルン地方裁判所は、評価手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロでポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務を検討するのが妥当だと示す判決を下した。支配および損益移転契約に関連して支払われた補償額は1株当たり25.18ユーロであり、約0.5百万株について受け入れられた。2015年に支払われたスクイズアウトの補償額は1株当たり35.05ユーロであり、約7百万株がスクイズアウトされた。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査対象取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価している。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域(ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。)の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。

2017年1月30日および31日、DFSおよびFCAは、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のマネーロンダリング防止(AML)管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。DFSとの和解契約の条件に基づいて、ドイツ銀行は同意審決を受け、425百万米ドルの民事制裁金を支払うこと、および最長2年間にわたり独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は約163百万英ポンドの民事制裁金を支払うことに合意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当案件および連邦準備制度理事会が識別した他のAMLに係る問題を解決して当行と和解したと発表した。ドイツ銀行は罰金41百万米ドルを支払った。ドイツ銀行はまた、独立の第三者を雇い、銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Trust Company Americasの特定の外国コルレス銀行業を見直すことに合意した。当行は書面による改善計画およびプログラムの提出も求められている。DFS、FCAおよび連邦準備制度理事会の和解金額は、既に大部分が既存の訴訟引当金に反映されていた。

ドイツ銀行は、DOJを含む規制当局および法執行機関に引き続き協力している。これらは、当該証券売買について独自の調査を継続している。当行グループは、残りの調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債(SSA債)に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。ドイツ銀行は、48.5百万米ドルで本訴訟について和解する合意に達した。当該和解は依然として裁判所の承認を条件としている。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州上級裁判所において2017年11月7日に提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、当該訴訟はカナダおよびカナダ以外の反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。訴状は、米国での集団訴訟における同様の主張に依拠しており、懲罰的損害賠償を求めている。当該訴訟は初期段階にある。

当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記以外の案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信託優先証券訴訟 ドイツ銀行とその一部の関係会社および元役員は、ドイツ銀行およびその関係会社が2006年10月から2008年5月までの間に売出した一部の信託優先証券を購入した者を代表し、連邦証券法に基づく請求を主張して、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起され併合された推定上の集団訴訟の被告となっている。一連の判決において、裁判所は問題となっている6件の売出しのうち4件に関するすべての請求を却下した。しかし、2007年11月および2008年2月の売出しに関連して脱漏があったとの主張に係る特定の請求については、手続を進めることを認めた。2016年11月17日、原告は2007年11月の売出しについて集団認定を求める申立を行った。2017年1月20日、原告は集団認定を求める申立を修正して、2008年2月の売出しを含め、推定上の集団の代表者としてメンバーを追加することを求めた。裁判所はCalifornia Public Employees' Retirement System 対 ANZ Securities訴訟における米国最高裁判所の判決が下されるまで、すべての手続を停止した。当該訴訟においては、最高裁判所が推定上の集団メンバーの請求に関して、推定上の集団訴訟の申立が証券法第13条の3年の時効を経過していないかどうかを検討することが予定されていた。これは2008年2月の売出しに関する請求に関連するものであった。2017年6月26日、最高裁判所は、第13条における3年の規定は出訴期限であって衡平法上の中断の対象にはならないとする意見を表明し

た。2017年10月16日、裁判所は原告の集団訴訟認定を求める申立を認め、集団の代表者としてメンバーの追加を求める請求は出訴期限の超過により保留している。裁判所はまた、当初の原告は2007年11月の売出しと2008年2月の売出しの両方に関して請求を訴追できる立場にあるとの判断を下した。集団訴訟認定および実態の開示手続は進行中である。2018年2月21日、被告は両売出しに係る集団認定の棄却命令を求める申立を行った。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについての調査に関連して、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。2006年に、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、また、法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年に、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、ならびに法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の元従業員を再雇用しないことに合意した。さらに、ニューヨーク金融監督局は、ドイツ銀行が一部の従業員を解雇するように命じ、ドイツ銀行は、1年間、独立した監視人を維持することに合意した。また、ニューヨーク連邦準備銀行は効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立を含む特定の改善措置を命じ、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Securities Inc. (DBSI) は複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年11月16日、原告は併合修正訴状を提出したが、DBSIを被告としなかった。2017年12月11日、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	158,253	166,063
偶発負債	48,212	52,341
合計	206,464	218,404

政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものがある。ECA保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルール の範囲内で活動を行っていることから、大体似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループは、輸出される商品およびサービスに係る融資において顧客支援にこうしたプログラムを利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs-AG、韓国の代理として行動する韓国輸出信用機関（Korea Trade Insurance CorporationおよびThe Export-Import Bank of Korea）、または中国の代理として行動する中国輸出信用機関（China Export & Insurance Corporation（Sinasure））により発行されたものであった。

税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ法定預金保護制度に基づく銀行税に関連する取消不能支払いコミットメントは、2017年12月31日現在において412.3百万ユーロ、2016年12月31日現在において280.4百万ユーロであった。

31 -
その他の短期借入金

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
その他の短期借入金：		
コマーシャル・ペーパー	5,274	3,219
その他	13,137	14,076
その他の短期借入金合計	18,411	17,295

32 -
長期債務および信託優先証券

最も早い契約期限別の長期債務

単位：百万ユーロ	2018年 度期限	2019年 度期限	2020年 度期限	2021年 度期限	2022年 度期限	2022年度 より後の 期限	2017年 12月31日 現在合計	2016年 12月31日 現在合計
優先債務：								
債券およびノート：								
固定利付	12,259	10,843	9,691	12,939	10,045	20,509	76,285	84,924
変動利付	5,321	8,549	4,156	4,282	4,433	6,469	33,210	37,082
劣後債務：								
債券およびノート：								
固定利付	257	28	1,096	0	0	4,112	5,493	4,882
変動利付	277	20	0	0	0	1,441	1,738	1,906
その他	28,289	1,778	1,836	738	706	9,641	42,988	43,523
長期債務合計	46,403	21,218	16,779	17,958	15,185	42,172	159,715	172,316

当行グループには、2017年度および2016年度の債務に関して、元本および利息の債務不履行またはその他の違反はなかった。

信託優先証券¹

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
固定利付	4,462	5,302
変動利付	1,030	1,071
信託優先証券合計	5,491	6,373

¹ 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	226,339	0	0	0	0
利付預金	133,378	146,145	45,633	18,699	12,166
トレーディング負債 ¹	71,457	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	342,726	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	29,207	29,360	4,847	2,599	5,951
投資契約負債 ²	0	0	574	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	69	336	672	218
中央銀行ファンド借入金	174	83	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	14,152	2,525	1,348	491	23
貸付有価証券	6,684	3	0	0	1
その他の短期借入金	11,859	2,326	3,600	0	0
長期債務	4	7,409	41,820	78,063	41,926
信託優先証券	0	1,710	3,328	688	0
その他の金融負債	112,961	3,483	554	373	4
オフバランスの貸出コミットメント	153,700	0	0	0	0
金融保証	19,883	0	0	0	0
合計 ⁴	1,122,525	193,113	102,040	101,585	60,287

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	要求払	期限 3ヶ月以内	期限 3ヶ月超 12ヶ月以内	期限 1年超5年以内	期限 5年超
無利息預金	200,122	0	0	0	0
利付預金	129,704	147,531	46,176	17,027	11,247
トレーディング負債 ¹	57,029	0	0	0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価 ¹	463,858	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	18,949	38,641	4,343	2,676	6,460
投資契約負債 ²	0	0	592	0	0
ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 ³	0	573	737	2,427	856
中央銀行ファンド借入金	353	0	0	0	0
買戻条件付売却有価証券	19,980	2,401	2,386	715	0
貸付有価証券	4,168	11	0	0	0
その他の短期借入金	13,322	1,995	1,802	0	0
長期債務	6	7,462	24,440	118,607	46,812
信託優先証券	0	78	2,539	4,361	0
その他の金融負債	128,400	2,642	583	407	3,246
オフバランスの貸出コミットメント	160,099	0	0	0	0
金融保証	20,966	0	0	0	0
合計 ⁴	1,216,955	201,333	83,599	146,219	68,621

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

追加的注記

34 -
普通株式

普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、株式1株の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

株式数	発行済かつ 全額払込済	自己株式	社外流通
2016年1月1日現在の普通株式	1,379,273,131	-374,864	1,378,898,267
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	0	0	0
自己株式の購入	0	-355,069,462	-355,069,462
自己株式の売却または割当	0	355,240,884	355,240,884
2016年12月31日現在の普通株式	1,379,273,131	-203,442	1,379,069,689
株式報酬制度に基づく株式の発行	0	0	0
増資	687,500,000	0	687,500,000
自己株式の購入	0	-490,690,358	-490,690,358
自己株式の売却または割当	0	490,522,710	490,522,710
2017年12月31日現在の普通株式	2,066,773,131	-371,090	2,066,402,041

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、主に短期で再売却する意図で購入した株式および一時的に当行グループが保有する株式から成る。さらに、当行グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

2017年4月7日、ドイツ銀行AGは、新株引受権を利用した公募を通じた現金払込による授權資本からの増資を完了した。全体で、687.5百万株の普通株式の新株を発行し、調達総額は80億ユーロであった。当該新株は、既存株式と同額の配当請求権を付されて発行された。新株予約権の98.92%が行使されたため、680.1百万株の新株が1株当たり11.65ユーロの発行価格で発行された。残りの7.4百万株の新株は市場にて1株当たり平均株価15.50ユーロで売却された。

資本に直接計上された増資関連の取引費用は、1億ユーロ（税引後）であった。

授權資本

取締役会は、現金払込に対する新株発行による増資を行う権限を付与されている。2017年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2022年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授權資本枠2,560,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

授權資本	対価	新株予約権	失効日
512,000,000ユーロ	現金	株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがあり、また、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2022年4月30日
2,048,000,000ユーロ	現金	オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への新株予約権の付与に必要な場合、除外されることがある。	2022年4月30日

条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および/または転換社債および/または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関係会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および/または交換権の行使時または強制転換時という条件付で増加された。

条件付資本	条件付資本の目的	失効日
512,000,000ユーロ	参加証券、転換社債もしくは新株予約権付社債に連動する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権またはオプション権を行使する場合、または転換権付参加証券もしくは転換社債に係る転換義務の保有者がその転換義務を履行する場合に使用することができる。	2022年4月30日
51,200,000ユーロ	失効日以前に付与されたオプション権を行使するために使用することができる。また、発行済オプション権の保有者が株式を受領する権利を行使し、株式の引渡しに自己株式が用いられない場合にのみ使用される。	2022年4月30日

配当

以下の表は、2017年、2016年および2015年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

	2017年度(提案) ¹	2016年度 ²	2015年度 ²
宣言現金配当(単位:百万ユーロ)	227	227	165
普通株式1株当たり宣言現金配当(単位:ユーロ)	0.11	0.11	0.08

1 2017年度の現金配当は2017年12月31日現在の発行済株式数に基づいている。

2 2016年度および2015年度の配当は2017年度の年次株主総会で承認され、2017年度に同時に支払われた。

貸借対照表日以降に宣言された配当はない。

従業員給付

株式報酬制度

当行グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。解雇または退職等の場合には、権利確定は通常、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

付与された年度	ドイツ銀行 エクイティ・プラン	権利確定 スケジュール	早期退職規定	適格者
2017年	年次報奨 ¹	1/4：12ヶ月 ²	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/4：24ヶ月 ²		
	リテンション / 新規雇用	1/4：36ヶ月 ²	あり ³	取締役会または上級管理職グループのメンバー
		1/4：48ヶ月 ²		
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ²		
年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁴	なし	規制従業員	
キーリテンション制度 (KRP) ⁵	1/2：50ヶ月 ⁶	あり	重要ナリスク・テーカー (MRT)	
	1/2：62ヶ月 ⁶	あり	重要ではないリスク・テーカー (non-MRT)	
2016年	年次報奨	1/4：12ヶ月 ²	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/4：24ヶ月 ²		
	リテンション / 新規雇用	1/4：36ヶ月 ²	あり ³	取締役会または上級管理職グループのメンバー
		1/4：48ヶ月 ²		
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ²		
年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁴	なし	規制従業員	
キーポジション報奨 (KPA) ⁷	4年後に一括で権利確定 ⁴	あり	年次リテンション報奨に選ばれた従業員	
2015年/2014年/2013年	年次報奨	1/3：12ヶ月 ²	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/3：24ヶ月 ²		
	リテンション / 新規雇用	1/3：36ヶ月 ²	あり ³	取締役会または上級管理職グループのメンバー
		または、54ヶ月後に一括で権利確定 ²		
年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁸	なし	規制従業員	
2012年	年次報奨	1/3：12ヶ月 ⁹	あり	年次業績連動報奨に選ばれた従業員
		1/3：24ヶ月 ⁹		
	リテンション / 新規雇用	1/3：36ヶ月 ⁹	あり	最も優秀な人材を引き付けるまたは引き留めるために選ばれた従業員
年次報奨 - アップフロント	付与時に直ちに権利確定 ⁸	なし	規制従業員	

- 1 一部の法人の従業員については、現地の規制要件により、繰延株式の代わりに制限付株式が用いられる。
- 2 取締役会または上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。
- 3 早期退職規定は取締役会メンバーには適用されない。
- 4 全規制従業員について、株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 5 キーリテンション制度（KRP）は、当行の報酬レポートにおいて「リテンション報奨プログラム」と呼ばれる。当該制度に基づき2017年1月に付与された株式報奨は、株価についての追加条件があり、報奨のこの部分は当行の株価が権利確定前に一定の目標株価に達した場合のみ権利が確定する。
- 6 重要なリスクテカー（MRT）について、株式受渡しはさらに12ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 7 個人のKPAの所定の割合については、株価についての追加条件があり、報奨のこの部分は当行の株価が確定前に一定の目標株価に達した場合のみ権利が確定する。
- 8 取締役について、株式受渡しは3年のリテンション期間後に行われる。その他の全規制従業員については、株式受渡しは6ヶ月のリテンション期間後に行われる。
- 9 取締役会メンバーについては、別のスケジュールが適用される。その他の全規制従業員について、株式受渡しはさらに6ヶ月のリテンション期間後に行われる。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2017年11月から始まった第9期には、20ヶ国の従業員計約14,500名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、それぞれの日付における株式報奨ユニットの残高を示している。これは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受領する条件付権利を表したものである。また、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

	株式ユニット数 (単位： 千ユニット)	1ユニット当たり 加重平均付与日 公正価値 (単位：ユー ロ)
2015年12月31日現在残高	53,651	28.18
2016年12月31日現在残高	90,292	20.22
2017年12月31日現在残高	137,541	14.78

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2017年、2016年および2015年12月31日終了年度において、それぞれ合計約23百万ユーロ、15百万ユーロおよび19百万ユーロであった。

2017年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約18億ユーロであった。このうち、11億ユーロが報酬費用として当該報告年度、またはそれ以前に認識された。このため、2017年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計7億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報奨の権利確定により、2018年2月および3月に約5.7百万株および3.7百万株が制度加入者に発行された（このうち、2018年2月の権利確定サイクルの0.16百万ユニット、および2018年3月の権利確定サイクルの0.04百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

退職後給付制度

制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

2017年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,823	688	363	640	6,514
受給待機中の加入者	2,196	2,583	536	93	5,408
受給中の加入者	5,071	905	502	246	6,724
確定給付制度債務合計	12,090	4,176	1,401	979	18,646
制度資産の公正価値	11,003	5,202	1,091	915	18,211
積立率(%)	91	125	78	93	98

2016年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
以下に関連する確定給付制度債務					
在職中の制度加入者	4,884	791	443	741	6,859
受給待機中の加入者	2,139	2,559	560	99	5,357
受給中の加入者	4,955	1,146	545	251	6,897
確定給付制度債務合計	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
制度資産の公正価値	10,975	5,352	1,219	973	18,519
積立率(%)	92	119	79	89	97

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイス、チャンネル諸島およびベルギーにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとってより長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。英国では、当行グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、主要な確定給付年金制度が依然として当該制度に適格な在職中の従業員のために2011年に再設計された。オランダでは、当行グループは2016年度において確定給付年金制度を共同型確定拠出年金制度に移行した。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2017年12月31日および2016年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計196百万ユーロおよび201百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、当該退職後医療制度負債196百万ユーロの性質および規模を2017年度末の当行グループの貸借対照表の規模と比較して考慮すると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度について当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他	合計
2017年度の実際の給付支払額	413	245	99	83	840
2018年度の給付支払予定額	423	71	71	61	626
2019年度の給付支払予定額	436	77	77	64	654
2020年度の給付支払予定額	453	86	73	58	670
2021年度の給付支払予定額	469	93	77	57	696
2022年度の給付支払予定額	489	100	78	60	727
2023年度から2027年度の給付支払予定額	2,736	638	423	306	4,103
確定給付制度債務の加重平均期間（年）	14	22	12	12	16

2017年度には、英国の年金制度の加入者の多くが、最近の法律改正を利用するために外部の年金制度にその権利を移行している。これにより、加入者の年金給付の権利に対する柔軟性が拡大する。将来の期間の給付支払の予測には、こうした任意の移行は認められていない。

複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBWV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G. (BWV) のメンバーである。BWVは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBWVへの拠出を行う。BWVは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額が増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BWVは複数事業主確定給付制度であるが、業界の慣例に従い、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BWVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BWVの開示によると、当該制度には当行グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過はすべて制度加入者に分配されるため、当行グループの将来の拠出額は減少しない。2016年6月、BWVの年次株主総会は、特定の従業員グループについて将来の拠出から給付額を減額することを承認した。他の加入企業と同様に、当行グループは、2017年1月1日からBWVに対する拠出額を増額させることにより、低くなった給付水準を埋め合わせることを約束した。これに関する労働契約がドイツ労使協議会で締結されている。

確定拠出制度に対する当行グループの費用には、ドイツ・ポストバンクAGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金リスク委員会を維持している。当該委員会は、四半期毎に開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）、資産投資、規制または法的要件に関連する当行グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化（寿命等）の監視を指す。中でも、取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、金利、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。当行グループは、この目的のために当行グループが開発した特定の測定基準を使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、現地の最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほぼ完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと予想している。当行グループは当行グループの積立方針に基づいて、当行グループの資産から支払われた給付の返還を求めないことは、当期において外部の年金信託に対して現金の拠出を行うことと同じであると考えている。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時に当行グループの資産から給付を行っている。

数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイダンスを現地保険数理士に提供している。これは当行グループの年金運営委員会により最終決定されるものである。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

	2017年12月31日現在				2016年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国 ¹	その他	ドイツ	英国	米国 ¹	その他
割引率(%)	1.7	2.5	3.5	2.5	1.7	2.6	4.0	2.3
物価インフレ率(%)	1.8	3.5	2.2	2.0	1.7	3.6	2.2	2.0
将来給与水準の名目上昇率(%)	2.3	4.5	2.3	3.1	2.1	4.6	2.3	2.8
年金支給額の名目上昇率(%)	1.7	3.3	2.2	1.1	1.6	3.5	2.2	1.1
65歳時の余命の仮定								
測定日現在65歳の男性	19.3	23.6	22.2	21.7	19.1	23.4	22.4	22.0
測定日現在65歳の女性	23.3	25.4	23.7	24.1	23.2	25.5	23.9	24.5
測定日現在45歳の男性	21.9	24.9	23.8	23.1	21.8	25.1	23.9	23.7
測定日現在45歳の女性	25.8	26.9	25.2	25.6	25.7	27.4	25.4	26.1
適用した死亡率表	ホイ ベック の2005 年Gガイ ドライ ン表	SAPS (S2) Light 表と CMIの 2016年 予測	RP2014 年 White- collar 表とMP の2017 年予測	各国特 有の表	ホイ ベック の2005 年Gガイ ドライ ン表	SAPS (S1) Light表 とCMIの 2015年 予測	RP2014年 Aggregate 表とMPの 2016年予 測	各国特 有の表

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールド・カーブ（信頼性の高い第三者のインデックスおよびデータの提供業者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。社債に関する情報が限定的でデフレーションがより長期の場合は、関連する実際のスワップ・レートや信用スプレッドの仮定値を用いた合理的なイールド・カーブ外挿法が適用される。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当行グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と概ね整合したデフレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

2017年度において、当行グループはユーロ圏における確定給付制度の評価に用いる割引率の決定において、より標準化された単純なアプローチへと変更した。同様のアプローチは、一般的に認められており、英国および米国における当行グループの他の主要な年金制度に既に使用されている。この精緻化による割引率の変更はなく、当行グループの2017年度の連結包括利益計算書に影響はなかった。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含まれる。

負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

単位：百万ユーロ	2017年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	213	34	21	50	318
利息費用	202	114	56	25	397
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失	34	4	0	-11	27
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた					
数理計算上の差異	76	-43	65	3	101
人口統計上の仮定の変更により生じた					
数理計算上の差異	0	-16	-6	-11	-33
実績により生じた数理計算上の差異	-3	-17	5	-9	-24
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	15	18
給付の支払	-413	-245	-99	-83	-840
決済に係る支払	0	0	0	-26	-26
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	-151	-189	-63	-403
その他	0	0	0	-2	-2
期末残高	12,090	4,176	1,401	979	18,646
このうち：					
非積立式	2	12	195	116	325
積立式	12,088	4,164	1,206	863	18,321
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,975	5,352	1,219	973	18,519
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	187	135	44	22	388
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	-187	144	32	32	21
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	15	18
事業主による拠出額	438	0	31	22	491
給付の支払 ¹	-413	-244	-86	-63	-806
決済に係る支払	0	0	0	-26	-26
取得 / 売却	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	-183	-147	-58	-388
その他	0	0	0	-1	-1
制度管理費用	0	-2	-2	-1	-5
期末残高	11,003	5,202	1,091	915	18,211
期末現在の積立状況	-1,087	1,026	-310	-64	-435
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
利息費用	0	0	0	0	0

回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	-46	-46
為替レートの変動	0	0	0	2	2
期末残高	0	0	0	-44	-44

認識された純資産（負債）	-1,087	1,026	-310	-108	-479 ²
--------------	--------	-------	------	------	-------------------

1 積立式制度のみ。

2 このうち1,113百万ユーロはその他の資産に、1,592百万ユーロはその他の負債に認識された。

単位：百万ユーロ	2016年度				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計
確定給付制度債務の現在価値の増減：					
期首残高	10,783	4,323	1,507	1,341	17,954
純損益で認識された確定給付費用					
当期勤務費用	190	23	21	62	296
利息費用	256	151	61	35	503
過去勤務費用および決済により生じた利得または損失 ¹	2	5	0	-39	-32
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	1,142	1,251	42	141	2,576
人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異	0	4	-6	-3	-5
実績により生じた数理計算上の差異	2	-66	0	-3	-67
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	19	22
給付の支払	-403	-132	-123	-76	-734
決済に係る支払 ¹	0	0	0	-393	-393
取得 / 売却 ²	0	-402	0	0	-402
為替レートの変動	0	-661	46	-8	-623
その他 ³	3	0	0	15	18
期末残高	11,978	4,496	1,548	1,091	19,113
このうち：					
非積立式	4	13	206	123	346
積立式	11,974	4,483	1,342	968	18,767
制度資産の公正価値の増減：					
期首残高	10,371	5,322	1,182	1,210	18,085
純損益で認識された確定給付費用					
利息収益	249	185	48	32	514
その他の包括利益で認識された確定給付費用					
制度資産からの運用収益（利息収益控除後）	484	1,042	10	97	1,633
キャッシュ・フローおよびその他の変動					
制度加入者による拠出額	3	0	0	19	22
事業主による拠出額	271	22	56	73	422
給付の支払 ⁴	-402	-132	-110	-56	-700
決済に係る支払 ¹	0	0	0	-393	-393
取得 / 売却 ²	0	-282	0	0	-282
為替レートの変動	0	-804	36	-19	-787
その他 ³	-1	0	0	12	11
制度管理費用	0	-1	-3	-2	-6
期末残高	10,975	5,352	1,219	973	18,519

期末現在の積立状況	-1,003	856	-329	-118	-594
回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）					
期首残高	0	0	0	0	0
利息費用	0	0	0	0	0
回収不能な積立超過額の増減	0	0	0	0	0
為替レートの変動	0	0	0	0	0
期末残高	0	0	0	0	0
認識された純資産（負債）	-1,003	856	-329	-118	-594 ⁵

- 1 オランダにおいて確定給付制度が共同型確定拠出制度に移行された。
- 2 Abbey Life。
- 3 過去に確定拠出制度会計が適用されたベルギーの制度およびその他のより小規模な制度の期首残高が含まれる。
- 4 積立式制度のみ。
- 5 このうち934百万ユーロはその他の資産に、1,528百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループに係る補填の権利はない。

投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することである。従来、市況が不利な状況において当該制度のIFRSに基づく積立状況を保持することを主眼としていた。最近では、競合する主要な財務指標のバランスを図るために、特定の市場における投資戦略が変化している。投資マネージャーは、年金制度の受託者および投資委員会と合意したとおり、投資権限またはガイドラインに従って年金資産を運用している。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況を保持するために、当行グループは年金負債対応投資（LDI）アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。LDIアプローチがその他の主要財務指標に悪影響を与える可能性がある年金制度に関しては、当行グループはこの主要投資戦略から逸脱する。例えば、2015年度において、当行グループは、金利ヘッジおよび信用スプレッド・ヘッジを減らすことで、ドイツの主な年金制度資産に係る投資戦略を調整することを開始した。当行グループは、主要な投資戦略からの逸脱を注意深く監視しており、LDIアプローチからの逸脱を定期的に確実に監視するためのガバナンスの仕組みをしいている。

マーケット・リスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（すなわち社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利、インフレ・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップが含まれる。また、金利先物およびオプション等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している（すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。）。

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額）および「その他」の資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産）の双方を含んでいる。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在					2016年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,260	419	26	74	1,779	1,085	115	45	73	1,318
資本性金融商品 ¹	1,265	582	118	68	2,033	1,129	634	116	87	1,966
投資適格債 ²										
国債	2,212	1,167	367	161	3,907	2,264	1,898	405	166	4,733
民間債	5,189	2,447	472	175	8,283	5,627	2,272	521	154	8,574
投資不適格債										
国債	177	0	0	14	191	166	0	0	45	211
民間債	610	70	20	37	737	305	70	15	25	415
仕組み商品	41	402	51	26	520	38	237	65	22	362
保険	0	0	0	27	27	1	0	0	27	28
オルタナティブ										
不動産	232	117	0	56	405	222	117	0	37	376
コモディティ	48	24	0	0	72	6	13	0	0	19
プライベート・エクイティ	58	0	0	0	58	58	0	0	0	58
その他	788	36	0	274	1,098	667	34	0	330	1,031
デリバティブ（時価）										
金利	-735	148	37	-4	-554	-614	133	51	-2	-432
クレジット	-155	-1	0	-1	-157	80	-1	1	1	81
インフレ	0	-210	0	6	-204	0	-197	0	7	-190
為替	10	1	0	2	13	-59	2	0	0	-57
その他	3	0	0	0	3	0	25	0	1	26
制度資産の公正価値合計	11,003	5,202	1,091	915	18,211	10,975	5,352	1,219	973	18,519

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在					2016年12月31日現在				
	ドイツ	英国	米国	その他	合計	ドイツ	英国	米国	その他	合計
現金および現金同等物	1,251	22	24	28	1,325	1,145	115	42	39	1,341
資本性金融商品 ¹	1,154	582	118	58	1,912	1,066	635	115	78	1,894
投資適格債 ²										
国債	1,190	1,163	362	73	2,788	723	1,893	404	78	3,098
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
投資不適格債										
国債	1	0	0	0	1	0	0	0	32	32
民間債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仕組み商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オルタナティブ										
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コモディティ	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
プライベート・エクイティ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8
デリバティブ（時価）										
金利	1	0	6	0	7	-1	0	11	0	10
クレジット	0	-1	0	0	-1	0	-1	0	1	0
インフレ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
為替	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2
その他	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1
相場価格のある制度資産の 公正価値合計	3,600	1,767	510	159	6,036	2,946	2,644	572	231	6,393

1 株式エクスポージャーの配分は、各市場における代表的な指数に概ね沿っている（例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス）。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

上記以外の資産はすべて「その他」の資産に投資されており、その大半はIFRS第13号に基づくレベル2の資産（主に投資適格社債）に投資されている。全体的に比較的小規模な要素がIFRS第13号に基づくレベル3の資産に分類されており、これらは主に不動産、保険契約およびデリバティブ契約である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産と「その他」の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

2017年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	294	126	96	1,204	16	43	1,779
資本性金融商品	349	83	802	317	336	146	2,033
国債 (投資適格以上)	1,057	1,087	397	627	253	486	3,907
国債 (投資不適格)	0	0	0	9	23	159	191
民間債 (投資適格以上)	575	1,890	2,196	2,607 ¹	906	109	8,283
民間債 (投資不適格)	4	44	20	640	19	10	737
仕組み商品	41	422	51	1	5	0	520
小計	2,320	3,652	3,562	5,405	1,558	953	17,450
割合(%)	13	21	20	31	9	5	100
その他の資産区分							761
制度資産の公正価値							18,211

1 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2016年12月31日現在							
単位：百万ユーロ	ドイツ	英国	米国	その他 ユーロ圏	その他 先進国	新興市場	合計
現金および現金同等物	-54	112	144	1,062	20	34	1,318
資本性金融商品	279	103	847	279	321	137	1,966
国債 (投資適格以上)	738	1,840	447	975	210	523	4,733
国債 (投資不適格)	1	18	5	13	7	167	211
民間債 (投資適格以上)	472	1,819	2,458	2,939 ¹	763	123	8,574
民間債 (投資不適格)	9	50	186	130	28	12	415
仕組み商品	36	210	66	7	6	37	362
小計	1,481	4,152	4,153	5,405	1,355	1,033	17,579
割合(%)	8	24	24	31	8	6	100
その他の資産区分							940
制度資産の公正価値							18,519

1 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2017年12月31日現在の制度資産には、時価が約マイナス737百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

さらに当行グループは、当行グループの制度資産に影響を与える可能性がある不確実な税務ポジションに関する見積りおよび考慮を行っている。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な純負債が大きく異なる可能性がある。

主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各市場リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付制度債務の感応度は、各仮定に関する制度のデフレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デフレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に關する合理的な近似値を表すリスク測定尺度の一つである。

例えば、割引率デフレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデフレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

確定給付年金制度では、資本市場の状況の変動が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）を通して制度債務および制度資産に影響を及ぼす。当行グループがLDIアプローチを適用する場合には、変動に対する当行の全体的なエクスポージャーは軽減される。そのため、主要な資本市場の変動に関連した当行グループのリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、関連する市場リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成するさまざまな制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在				2016年12月31日現在			
	ドイツ	英国	米国	その他	ドイツ	英国	米国	その他
割引率 (-50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-875	-465	-40	-55	-900	-500	-50	-65
制度資産の予想増加額 (+) ¹	215	505	35	25	600	555	35	25
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-660	40	-5	-30	-300	55	-15	-40
割引率 (+50bp) :								
DB0の減少額 (+)	810	420	30	50	835	450	40	60
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-215	-505	-35	-25	-600	-555	-35	-25
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	595	-85	-5	25	235	-105	5	35
信用スプレッド (-50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-875	-465	-85	-60	-900	-500	-100	-70
制度資産の予想増加額 (+) ¹	150	125	20	10	500	115	25	10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-725	-340	-65	-50	-400	-385	-75	-60
信用スプレッド (+50bp) :								
DB0の減少額 (+)	810	420	80	55	835	450	95	65
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-150	-125	-20	-10	-500	-115	-25	-10
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	660	295	60	45	335	335	70	55
物価インフレ率 (-50bp) : ²								
DB0の減少額 (+)	345	345	0	20	340	395	0	25
制度資産の予想減少額 (-) ¹	-180	-310	0	-10	-220	-350	0	-15
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	165	35	0	10	120	45	0	10
物価インフレ率 (+50bp) : ²								
DB0の増加額 (-)	-360	-375	0	-25	-350	-435	0	-30
制度資産の予想増加額 (+) ¹	180	310	0	10	220	350	0	15
積立状況への予想純影響額 (増加(+)/減少(-))	-180	-65	0	-15	-130	-85	0	-15
将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) :								
DB0の減少額 (+)	70	15	0	15	75	25	0	15
積立状況への純影響額								
将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) :								
DB0の増加額 (-)	-70	-15	0	-15	-75	-25	0	-15
積立状況への純影響額								
寿命の10%の改善: ³								
DB0の増加額 (-)	-305	-130	-25	-15	-305	-130	-30	-15
積立状況への純影響額								

1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイスおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の制度資産の公正価値には変動がないと仮定している。

2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金給付額の変動への感応度を組み込んでいる。

3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。

予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2018年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

単位：百万ユーロ	2018年度
	合計
以下に対する予想拠出額	
確定給付制度資産	300
BVV	65
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	90
その他の確定拠出制度	290
非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額	30
退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計	775

従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定に基づく特定の費用の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
確定給付制度費用：			
勤務費用	345	272	326
純利息費用（収益）	9	-11	-4
確定給付制度費用合計	354	261	322
確定拠出制度費用：			
BVV	66	50	53
ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金	93	95	95
その他の確定拠出制度	281	284	264
確定拠出制度費用合計	440	429	412
退職後給付制度費用合計	794	690	734
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	243	237	231
株式に基づく報酬費用（株式決済型） ¹	535	620	816
株式に基づく報酬費用（現金決済型） ¹	22	3	15
現金定着制度に関する費用 ¹	363	487	738
退職金の支払いに関する費用 ²	94	149	184

1 新規雇用報奨に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の加速償却を含む。

2 未償却の繰延報酬報奨に関する費用の加速償却を除く。

法人所得税

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
当期税金費用（ベネフィット）：			
当年度税金費用（ベネフィット）	874	881	1,385
過年度修正	-145	-23	277
当期税金費用（ベネフィット）合計	729	858	1,662
繰延税金費用（ベネフィット）：			
一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生 および解消	-113	-276	-378
税法および/または税率改正の影響	1,437	-3	140
過年度修正	-90	-33	-749
繰延税金費用（ベネフィット）合計	1,234	-312	-987
法人所得税費用（ベネフィット）合計	1,963	546	675

法人所得税費用には、保険契約者利益に帰属する保険契約者税（2016年度では法人所得税費用が23百万ユーロおよび2015年度では法人所得税ベネフィットが0.4百万ユーロ）が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは当期税金費用を2017年度に5百万ユーロ、2016年度に7百万ユーロおよび2015年度に3百万ユーロ減少させた。

繰延税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除/将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは2017年度の繰延税金費用を163百万ユーロ増加させた。これらの影響により、2016年度の繰延税金ベネフィットが38百万ユーロ増加し、2015年度の繰延税金ベネフィットが187百万ユーロ減少した。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。したがって、「税制改革法」（または「TCJA」）として知られる米国の新税法が2017年12月22日に施行されたことに伴い、当行は米国の連邦法定税率が35%から21%に引き下げられたことを反映するために、その米国の繰延税金資産および負債を再測定して一度限りの税金費用を計上した。費用合計は1,446百万ユーロであり、そのうち1,437百万ユーロは法人所得税費用として純利益に計上され、8百万ユーロはその他の包括利益に直接計上されている。

ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用／（ベネフィット）との差異

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
内国法人所得税率31.3%（2016年度：31.3%および2015年度：31%）による予想税金費用（ベネフィット）	384	-254	-1,890
外国税率差異	-37	-38	-157
有価証券およびその他の収益に係る非課税所得	-431	-599	-345
持分法適用投資による損失（利益）	-21	-19	-21
減算不能費用	540	1,074	1,288
のれんの減損	0	250	1,407
繰延税金資産の認識および測定の変更 ¹	159	-45	184
税法および／または税率改正の影響	1,437	-3	140
株式に基づく報酬に関連する影響	14	66	-5
保険契約者税の影響	0	23	0
その他 ¹	-82	91	74
実際の法人所得税費用（ベネフィット）	1,963	546	675

¹ 過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の2015年度の「その他」は主に、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は、2017年度においては31.3%、2016年度においては31.3%および2015年度においては31.0%であった。

資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
確定給付制度に関連する数理計算上の差異	-23	344	-213
売却可能金融資産：			
期中未実現純利得／損失	4	20	104
純損益に振り替えられた純利得／損失	99	81	10
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：			
期中未実現純利得／損失	4	-14	3
純損益に振り替えられた純利得／損失	42	1	-6
その他の資本の変動：			
期中未実現純利得／損失	2	-71	-90
純損益に振り替えられた純利得／損失	-5	100	-2
その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税	123	461	-194
資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税	73	93	72

当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
繰延税金資産：		
繰越欠損金	2,985	3,931
繰越税額控除	387	358
将来減算一時差異：		
トレーディング業務	6,725	7,248
土地建物および設備	239	458
その他の資産	1,391	1,606
有価証券評価	44	80
貸倒引当金	816	1,039
その他の引当金	899	1,079
その他の負債	1,246	1,353
繰延税金資産合計（相殺前）	14,732	17,152
繰延税金負債：		
将来加算一時差異：		
トレーディング業務	6,618	7,128
土地建物および設備	45	57
その他の資産	574	560
有価証券評価	297	381
貸倒引当金	24	29
その他の引当金	377	355
その他の負債	344	462
繰延税金負債合計（相殺前）	8,279	8,972
繰延税金資産および負債（相殺後）		
単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
繰延税金資産として表示	6,799	8,666
繰延税金負債として表示	346	486
繰延税金資産純額	6,453	8,180

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用ノ（ベネフィット）と一致していない。これは、（1）資本に直接計上された繰延税金、（2）ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、（3）通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および（4）その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更に起因している。

繰延税金資産が認識されなかった項目

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在 ¹	2016年12月31日現在 ¹
将来減算一時差異	-34	1
無期限	-4,875	-4,368
翌期に期限到来	-19	-189
翌期後に期限到来	-450	-746
繰越欠損金	-5,344	-5,303
翌期後に期限到来	-11	-13
繰越税額控除	-12	-14

¹ 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ59億ユーロおよび58億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ72百万ユーロおよび67百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

デリバティブ

デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、セールス、マーケット・メーカーおよびリスク管理目的で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

セールスおよびマーケット・メーカー目的で保有するデリバティブ

セールスおよびマーケット・メーカー

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールスおよびマーケット・メーカー活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。

リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

ヘッジ会計に適切なデリバティブ

デリバティブが注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

公正価値ヘッジ会計

当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いて公正価値ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ	5,936	562	6,893	1,749

2017年、2016年および2015年12月31日終了年度において、それぞれ16億ユーロの損失、6億ユーロの損失および11億ユーロの損失が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ13億ユーロの利得、10億ユーロの利得および10億ユーロの利得であった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

当行グループは、金利の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップを用いてキャッシュ・フロー・ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ	37	3	242	0

ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間

単位：百万ユーロ	1年以内	1年 - 3年	3 - 5年	5年超
2017年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	28	18	0	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	0	0	13	0
2017年度の正味キャッシュ・フロー	28	18	-13	0
2016年12月31日現在				
資産からのキャッシュ・インフロー	33	34	5	0
負債からのキャッシュ・アウトフロー	0	0	0	0
2016年度の正味キャッシュ・フロー	33	34	5	0

キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資本への計上額 ¹	28	198	138
このうち、終了したプログラム関連	0	0	-14
当該終了年度に資本に計上された利得（損失）	-34	62	1
当該終了年度に資本から除かれた利得（損失）	136	2	-20
純損益に計上された非有効部分	0	-17	-1

1 「資本への計上額」は、連結貸借対照表に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2017年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2022年である。

純投資ヘッジ会計

当行グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	資産	負債	資産	負債
純投資ヘッジとして保有するデリバティブ	612	904	286	4,076

2017年、2016年および2015年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ348百万ユーロ、437百万ユーロおよび425百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

経営幹部の報酬費用

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	2015年度
短期従業員給付	39	40	31
退職後給付	10	9	6
その他の長期給付	7	7	11
解雇給付	3	0	20
株式に基づく報酬	22	12	15
合計	81	68	83

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらの監査役に支払われた報酬総額は、2017年12月31日現在では1.1百万ユーロ、2016年12月31日現在では1.1百万ユーロおよび2015年12月31日現在では1.1百万ユーロであった。

2017年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント48百万ユーロ、ならびに預金123百万ユーロが含まれていた。2016年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント49百万ユーロ、ならびに預金7百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

貸出金

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
貸出金残高、期首現在	297	396
期中の貸出金の変動 ¹	-26	-86
連結会社グループの変動	-1	0
為替レートの変動/その他	-15	-13
貸出金残高、期末現在 ²	256	297
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	0	0
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	9	62

1 期中に貸出した貸出金および返済された貸出金による純影響額は、「期中の貸出金の変動」として示されている。

2 延滞貸出金は、2017年12月31日現在では0百万ユーロ、2016年12月31日現在では7百万ユーロであった。2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ14百万ユーロおよび22百万ユーロの担保を保有していた。

預金

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
預金残高、期首現在	87	162
期中の預金の変動 ¹	-15	-74
連結会社グループの変動	-0	0
為替レートの変動/その他	-4	-1
預金残高、期末現在	67	87

1 期中に受入れた預金および払戻した預金による純影響額は、「期中の預金の変動」として示されている。

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2017年12月31日現在では6百万ユーロ、2016年12月31日現在では8百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2017年12月31日現在では0百万ユーロ、2016年12月31日現在では0百万ユーロであった。

年金制度との取引

IFRSに基づき、一部の退職後給付制度は関係当事者とみなされている。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理を含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

関連当事者である年金制度との取引

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式	0	0
その他の資産	0	0
制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー	25	22
当行グループが相手先であるデリバティブの時価	-737	-547
当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額	10,150	8,755

子会社に関する情報

当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは845（2016年度：938）の連結された事業体から構成されており、このうち305（2016年度：349）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する612（2016年度：678）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。233（2016年度：260）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2016年および2017年12月31日現在、非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。

当行グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下のとおりである：

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保を差入れている。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、当行グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当行グループの能力が制限される場合がある。

制約を受ける資産

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	資産合計	制約を受ける資産	資産合計	制約を受ける資産
利付銀行預け金	210,481	772	163,292	1,314
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	636,970	58,210	743,781	51,454 ¹
売却可能金融資産	49,397	9,915	56,228	19,870
貸出金	401,699	71,971	408,909	74,172
その他	176,186	13,594	218,336	7,693
合計	1,474,732	154,462	1,590,546	154,503 ¹

1 過年度の金額は、担保として差入れられた資産について算定アプローチを精緻化したため、修正再表示されている。

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当行グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けるとみなされる総額は、2017年12月31日現在において235億ユーロ（2016年12月31日現在：374億ユーロ）である。

40 -

ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債証券および持分証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債証券および持分証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2017年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はなく、2016年12月31日現在は3百万ユーロであった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2017年12月31日および2016年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ72億ユーロおよび113億ユーロであった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるピークルは、借手が融資に係る追加証拠金または担保を抛出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ピークルを連結する。

証券化ピークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ピークルを設立している。これらのピークルは、負債証券および持分証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はピークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループでは多くの場合、これらの証券化ピークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ピークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ピークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一時的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ピークルは当行グループに連結されない。

ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、マネジメント・フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (損失)」に認識される。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関

与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行グループが信用プロテクションを購入した場合、当行グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当行グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額またはそれらの変動は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2017年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,270億ユーロ、11,460億ユーロおよび290億ユーロであった。2016年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ1,450億ユーロ、6,440億ユーロおよび270億ユーロであった。

ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当行グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当行グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは当行グループが受け取ったノ差し入れた担保または当行グループの当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャード・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンの真の変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	63	0	0	270	333
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	105	229	18	1,827	2,178
借入有価証券	0	13	0	11,065	11,078
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	569	4,057	5,445	60,057	70,128
トレーディング資産	349	3,490	5,130	12,380	21,349
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	175	553	105	8,670	9,504
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	44	13	210	39,007	39,275
売却可能金融資産	0	1,039	384	730	2,153
貸出金	146	37,352	18,533	18,050	74,081
その他の資産	50	192	173	21,087	21,502
資産合計	934	42,882	24,552	113,085	181,453
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	120	73	41	13,486	13,720
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	120	73	41	13,486	13,720
その他の短期借入金	0	0	0	9,533	9,533
負債合計	120	73	41	23,019	23,253
オフバランスのエクスポージャー	0	10,079	9,256	10,048	29,383
合計	814	52,888	33,767	100,114	187,583
ストラクチャード・エンティティの規模	6,833	90,664	281,826	2,181,810	

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ	リパッケージ および 投資企業	第三者 資金提供 企業	証券化	ファンド	合計
資産					
現金および中央銀行預け金	0	0	0	0	0
インターバンク預け金（中央銀行以外）	-15	0	0	345	331
中央銀行ファンド貸出金および 売戻条件付買入有価証券	68	87	18	3,113	3,286
借入有価証券	0	0	0	11,643	11,643
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産合計	1,231	3,068	6,332	54,943	65,576
トレーディング資産	659	2,309	6,211	15,031	24,210
プラスの時価 （デリバティブ金融商品）	538	262	111	7,587	8,499
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融資産	34	497	10	32,326	32,867
売却可能金融資産	62	599	271	1,008	1,940
貸出金	157	36,710	20,219	19,604	76,690
その他の資産	50	40	181	20,454	20,726
資産合計	1,554	40,504	27,022	111,111	180,192
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する 金融負債合計	354	36	27	11,036	11,453
マイナスの時価 （デリバティブ金融商品）	354	36	27	11,036	11,453
その他の短期借入金	0	0	0	12,666 ¹	12,666 ¹
負債合計	354	36	27	23,702 ¹	24,119 ¹
オフバランスのエクスポージャー	0	5,150	10,591	11,448	27,189
合計	1,200	45,619	37,586	98,857 ¹	183,262 ¹
ストラクチャード・エンティティの規模	9,487	65,234	454,950	1,888,491	

1 比較数値は、「その他の短期借入金」を含むように調整されている。

トレーディング資産 - 2017年12月31日および2016年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ213億ユーロおよび242億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資51億ユーロおよび62億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資124億ユーロおよび150億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メイキングに関するものであるか、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レボ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2017年12月31日および2016年12月31日現在の貸出金は、それぞれ741億ユーロおよび767億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2017年12月31日および2016年12月31日現在のその他の資産それぞれ215億ユーロおよび207億ユーロは、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権および委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務などによる典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2017年12月31日および2016年12月31日現在当行グループが関与を有していない企業

当行グループはスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当行グループと合理的に関連付ける場合にも、当行グループは当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行グループがスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2017年12月31日および2016年12月31日現在当行グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ56.0百万ユーロおよびマイナス86百万ユーロであった。当行グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利得（損失）に認識されている。2017年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して21億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して26百万ユーロであった。2016年度においては、証券化に対して52億ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して20百万ユーロであった。

比較数値は、2017年度の証券化取引1件の再評価を反映するように調整されている。

41 -

流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2017年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2017年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	225,537	118	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）	8,681	585	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	9,216	755	9,971
借入有価証券	16,710	22	16,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	623,075	13,895	636,970
売却可能金融資産	9,882	39,514	49,397
持分法適用投資	0	866	866
貸出金	113,190	288,510	401,699
満期保有証券	0	3,170	3,170
土地建物および設備	0	2,663	2,663
のれんおよびその他の無形資産	0	8,839	8,839
その他の資産	95,383	6,108	101,491
当期税金資産	840	375	1,215
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,102,514	365,419	1,467,933
繰延税金資産			6,799
資産合計			1,474,732

2017年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2017年 12月31日現在
預金	550,747	30,065	580,812
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	17,591	515	18,105
貸付有価証券	6,688	1	6,688
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	473,165	5,471	478,636
その他の短期借入金	18,411	0	18,411
その他の負債	127,388	4,820	132,208
引当金	5,219	0	5,219
当期税金負債	366	635	1,001
長期債務	46,403	113,313	159,715
信託優先証券	4,825	666	5,491
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,250,802	155,486	1,406,287
繰延税金負債			346
負債合計			1,406,633

2016年12月31日現在の資産科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2016年 12月31日現在
現金および中央銀行預け金	181,364	0	181,364
インターバンク預け金（中央銀行以外）	10,996	610	11,606
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	15,756	531	16,287
借入有価証券	20,081	0	20,081
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	725,099	18,682	743,781
売却可能金融資産	9,211	47,016	56,228
持分法適用投資	0	1,027	1,027
貸出金	115,673	293,236	408,909
満期保有証券	0	3,206	3,206
土地建物および設備	0	2,804	2,804
のれんおよびその他の無形資産	0	8,982	8,982
その他の資産	118,246	7,799	126,045
当期税金資産	1,329	230	1,559
繰延税金資産考慮前の資産合計	1,197,755	384,124	1,581,880
繰延税金資産			8,666
資産合計			1,590,546

2016年12月31日現在の負債科目

単位：百万ユーロ	回収または決済される金額		合計
	1年以内	1年超	2016年 12月31日現在
預金	522,885	27,319	550,204
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	25,035	705	25,740
貸付有価証券	3,598	0	3,598
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	576,336	5,635	581,971
その他の短期借入金	17,295	0	17,295
その他の負債	150,253	5,187	155,440
引当金	10,973	0	10,973
当期税金負債	723	606	1,329
長期債務	28,758	143,558	172,316
信託優先証券	2,197	4,176	6,373
繰延税金負債考慮前の負債合計	1,338,054	187,186	1,525,240
繰延税金負債			486
負債合計			1,525,727

42 -

後発事象

2018年3月11日、当行グループはDWS Group GmbH & Co. KGaAの株式の売出しに係るIPOの公募価格の範囲を公表し、市況がこれを下支えするならば、DWS Group GmbH & Co. KGaAに対するドイツ銀行の持分の一部売却およびDWS Group GmbH & Co. KGaA株式のフランクフルト証券取引所への上場は、2018年度第1四半期中に実現すると予想している。30ユーロから36ユーロという公募価格の範囲に基づき、浮動株比率を20%から25%と仮定した場合、この取引がドイツ銀行のIFRS基準の株主持分（非支配持分を含む）に及ぼす影響は11億ユーロから17億ユーロの間となる見込みである（2017年12月31日現在のプロフォーマ・ベース）。

43 -

ドイツ商法第297-1a条 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

人件費

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
人件費：		
賃金および給料	10,108	9,819
社会保障費	2,145	2,055
このうち：年金に関するもの	749	671
合計	12,253	11,874

従業員

2017年度の平均実働従業員数は97,733名（2016年度：101,182名）で、このうち女性は42,910名（2016年度：44,660名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均54,214名（2016年度：55,557名）であった。

取締役会および監査役会の報酬

取締役会に対する報酬総額（ドイツ会計基準第17号に準拠したもの）は2017年および2016年12月31日終了年度においてそれぞれ37,665,535ユーロおよび26,691,178ユーロであり、このうち2017年度は5,862,015ユーロが、2016年度は0ユーロが変動報酬項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2017年および2016年12月31日終了年度において、それぞれ27,694,325ユーロおよび35,305,889ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2013年度に新たに策定され、2017年5月18日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2017年10月5日に発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2017事業年度に関して、監査役は総額5,150,000ユーロ（2016事業年度：5,016,667ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,987,500ユーロは定款の規定に従って2018年の春に支払われる（2017年2月：3,904,167ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2017年および2016年12月31日現在それぞれ214,154,039ユーロおよび222,953,147ユーロであった。

取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2017年および2016年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して12,337,886ユーロおよび8,433,662ユーロ、監査役に対して35,210,035ユーロおよび40,005,403ユーロであった。監査役は2017年度に貸出金4,497,534ユーロを返済した。

総資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2017年および2016年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれマイナス0.05%およびマイナス0.08%であった。

親会社についての情報

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトは、ドイツ銀行グループの親会社である。フランクフルト・アム・マインで設立され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において登録番号HRB30000で商業登記されている。

コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法 (AktG) 第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ (www.db.com/ir/de/dokumente.htm) で公表されている。

主要な会計報酬およびサービス

当行グループの監査人に対する報酬の内訳

報酬区分 (単位: 百万ユーロ)	2017年度	2016年度
監査報酬	51	49
このうちKPMG AG	23	18
監査関連報酬	18	26
このうちKPMG AG	13	16
税務関連報酬	4	6
このうちKPMG AG	2	3
その他の全報酬	0	1
このうちKPMG AG	0	1
報酬合計	73	82

監査報酬には、ドイツ銀行AGの年次財務諸表および連結財務諸表の監査に対する職業的専門家によるサービスの報酬が含まれるが、KPMGが監査を実施していないポストバンクおよびその子会社に対する監査報酬は含まれない。監査関連報酬には、法令によって要求されるその他の保証業務に対する報酬、特に財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、事業分割時および合併時の監査、ならびに内部管理目的およびコンフォートレター発行のための任意監査などの任意の保証業務に対する報酬が含まれる。税務関連報酬には、納税申告書の作成およびレビューと関連する法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言、ならびに税法遵守の評価支援に対する報酬が含まれる。

国別の報告

ドイツ銀行法第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一であり、そのほとんどが配当支払によるものである。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記45「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

単位：百万ユーロ (別段の記載がない限り)	2017年12月31日			
	純収益 (売上高)	従業員 (フルタイム 換算)	税引前利益 (損失)	法人所得税 (費用)/ ベネフィット
アルゼンチン	16	0	11	-4
オーストラリア	345	501	71	11
オーストリア	25	105	-11	-4
バルバトス	0	0	-0	0
ベルギー	177	651	0	-3
ブラジル	102	193	49	-11
カナダ	16	16	7	-9
ケイマン諸島	18	31	4	0
チリ	2	0	1	11
中国	167	497	59	-14
コロンビア	0	0	-1	0
チェコ共和国	10	44	2	-0
フランス	71	229	0	-1
ドイツ ¹	11,192	42,628	1,897	-206
英国	4,736	8,505	-354	-203
ギリシャ	0	9	0	-0
ガーンジー島	7	30	-3	0
香港	726	1,294	83	-2
ハンガリー	15	59	3	-0
インド	525	12,443	305	-138
インドネシア	117	298	61	-21
アイルランド	40	686	-4	0
イスラエル	1	10	2	2
イタリア	878	3,750	-34	15
日本	455	650	95	-32
ジャージー島	15	88	-7	0
ラトビア	1	0	0	0
ルクセンブルク ¹	1,595	430	1,285	-138
マレーシア	88	240	53	-13
マルタ	116	0	116	0
モーリシャス	92	207	83	-5
メキシコ	-13	54	-43	10
オランダ	329	670	118	30

ニュージーランド	-1	0	-1	0
パキスタン	18	77	10	-3
ペルー	0	0	-1	0
フィリピン	24	1,928	7	-20
ポーランド	249	2,051	11	-10
ポルトガル	59	369	7	-2
カタール	0	3	4	-0
ルーマニア	3	704	7	-1
ロシア連邦	70	1,298	45	-10
サウジアラビア	20	74	-10	2
シンガポール	947	2,072	392	-49
スロバキア	0	0	-13	0
南アフリカ	73	104	42	-11
韓国	95	278	10	-5
スペイン	516	2,475	34	-11
スリランカ	19	70	8	-4
スウェーデン	1	27	2	-0
スイス	302	667	22	-3
台湾	58	182	20	-4
タイ	32	132	3	-0
トルコ	43	128	18	-4
UAE	16	174	5	-1
ウクライナ	5	29	2	-0
ウルグアイ	-0	0	-0	0
米国	5,386	10,311	114	-1,096
ベネズエラ	0	0	-0	0
ベトナム	16	69	7	-1

1 すべてのポストバンクの事業は、追加的なシステム統合の対象であり、ドイツの事業として開示されている。

[次へ](#)

45 - 保有株式

- 323 子会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2017のページ；以下同）
- 332 連結ストラクチャード・エンティティ
- 337 持分法により会計処理されている会社
- 339 20%超を保有するその他の会社
- 343 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項ならびに規則(EU)第575/2013号第8部に基づく開示要件に係るガイドライン（EU LI3テンプレート）に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 規制上の範囲に含まれる完全連結事業体
- 2 規制上の範囲に含まれる非連結または控除対象外の事業体
- 3 ドイツ商法第313条第2項第6号に従って、無限責任の株主としての立場
- 4 規制上の範囲に含まれる事業体のうち、CRR第36条および第48条に従い自己資本から控除される事業体
- 5 支配されている。
- 6 ゼネラル・パートナーシップ
- 7 リミテッド・パートナーシップ
- 8 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 9 支配されていない。
- 10 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 11 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 12 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 13 暫定自己資本7,082.3百万ユーロ / 暫定損益118.8百万ユーロ（2017事業年度）
- 14 売却可能有価証券として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 15 暫定自己資本8,570.5百万ユーロ / 暫定損益129.4百万ユーロ（2017事業年度）
- 16 自己資本0.2百万ユーロ / 損益マイナス7.9百万ユーロ（2016事業年度）
- 17 規制上の範囲に含まれる部分連結事業体
- 18 自己資本80.6百万ユーロ / 損益58.8百万ユーロ（2016事業年度）
- 19 自己資本25.4百万ユーロ / 損益9.0百万ユーロ（2017事業年度）

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
子会社					
1	ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト	フランクフルト・アム・マイン	1	信用機関	
2	ABFS I Incorporated	ボルチモア	1	金融機関	100.0
3	ABS MB Ltd.	ボルチモア	1	金融機関	100.0
4	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
5	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
6	Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア	1	金融機関	100.0
7	Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア	1	金融機関	100.0
8	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン	2	その他の企業	100.0
9	Argent Incorporated	ボルチモア	1	金融機関	100.0
10	B.T.I. Investments (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
11	Baincor Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
12	Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
13	Baldur Mortgages Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
14	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
15	Barkly Investments Ltd.	セントヘリア	1	金融機関	100.0
16	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ	1	金融機関	100.0
17	Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
18	BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	1	金融機関	100.0
19	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン	1	信用機関	100.0
20	BHW Holding AG	ハーメルン	1	金融持株会社	100.0
21	BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン	1	付随サービス事業	100.0
22	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
23	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
24	Blue Cork, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
25	BNA Nominees Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
26	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ	2	その他の企業	100.0
27	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
28	BT Milford (Cayman) Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
29	BTAS Cayman GP	ジョージタウン	1, 3	金融機関	100.0
30	BTD Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
31	Buxtal Pty. Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
32	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン	3, 4	金融機関	100.0
33	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン	3, 4	金融機関	100.0
34	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン	3, 4	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
35	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
36	Caneel Bay Holding Corp.	シカゴ	4, 5	金融機関	0.0
37	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
38	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン	4	付随サービス事業	100.0
39	CapeSuccess LLC	ウィルミントン	4	金融機関	82.6
40	Cardales Management Limited (in members' voluntary liquidation)	セントピーター ポート	1	証券取引会社	100.0
41	Cardales UK Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
42	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
43	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
44	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス	2	その他の企業	100.0
45	Career Blazers LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
46	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
47	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
48	Career Blazers of Ontario Inc.	ロンドン, オンタ リオ	2	その他の企業	100.0
49	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントンD.C..	2	その他の企業	100.0
50	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー	4	金融機関	100.0
51	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
52	Caribbean Resort Holdings, Inc.	ニューヨーク	1, 5	金融機関	0.0
53	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京	2	その他の企業	100.0
54	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス	1	金融機関	100.0
55	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス	1	金融機関	67.6
56	CBI NY Training, Inc.	オールバニー	2	その他の企業	100.0
57	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
58	Centennial River 1 Inc.	デンバー	2	その他の企業	100.0
59	Centennial River 2 Inc.	オースティン	2	その他の企業	100.0
60	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
61	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
62	Centennial River Corporation	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
63	Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
64	China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	85.0
65	Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1	ウィルミントン	1, 5	金融機関	10.0
66	Consumo S.p.A.	ミラノ	1	金融機関	100.0
67	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン	4	付随サービス事業	100.0
68	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH i.L.	ミュンヘン	4	金融機関	100.0
69	Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
70	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0
71	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
72	D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
73	DAHOC (UK) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
74	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
75	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
76	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
77	DB (Pacific) Limited	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
78	DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
79	DB Abalone LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
80	DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
81	DB Alps Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
82	DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
83	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
84	DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
85	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	1	金融持株会社	100.0
86	DB Boracay LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
87	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	1	金融持株会社	100.0
88	DB Capital Partners General Partner Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
89	DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
90	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポズエロ デ アラ ルコン	1	付随サービス事業	100.0
91	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
92	DB Commodity Services LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
93	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
94	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール	1	金融機関	100.0
95	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
96	DB Delaware Holdings (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
97	DB Direkt GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
98	DB Elara LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
99	DB Energy Commodities Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
100	DB Energy Trading LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
101	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア	1	金融機関	100.0
102	DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
103	DB Equity Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
104	DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
105	DB Fund Services LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
106	DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン	1, 3	金融機関	100.0
107	DB Global Technology SRL	ブカレスト	1	付随サービス事業	100.0
108	DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
109	DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
110	DB Green, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
111	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
112	DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
113	DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
114	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン	1	付随サービス事業	100.0
115	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ	1, 3	金融機関	100.0
116	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン	1, 3	金融機関	100.0
117	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン	1	金融機関	100.0
118	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
119	DB Intermezzo LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
120	DB International (Asia) Limited	シンガポール	1	信用機関	100.0
121	DB International Investments Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
122	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール	2	その他の企業	100.0
123	DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
124	DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
125	DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
126	DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
127	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	1	信用機関	100.0
128	DB Io LP	ウィルミントン	1, 3	金融機関	100.0
129	DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
130	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
131	DB Management Support GmbH	フランクフルト	4	付随サービス事業	100.0
132	DB Managers, LLC	ウエストトレントン	1	投資会社	100.0
133	DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア	1	金融機関	100.0
134	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
135	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
136	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
137	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港	4	付随サービス事業	100.0
138	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール	2	その他の企業	100.0
139	DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ	1, 3	金融機関	100.0
140	DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
141	DB Omega Ltd.	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
142	DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ	1, 3	金融機関	100.0
143	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	バルセロナ	1	付随サービス事業	99.9
144	DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
145	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
146	DB Portfolio Southwest, Inc.	オースティン	1	付随サービス事業	100.0
147	DB Print GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
148	DB Private Clients Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
149	DB Private Equity GmbH	ケルン	1	資産運用会社	100.0
150	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	金融機関	100.0
151	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
152	DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
153	DB Re S.A.	ルクセンブルグ	4	再保険事業	100.0
154	DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン	1, 3	金融機関	100.0
155	DB Securities S.A.	ワルシャワ	1	投資会社	100.0
156	DB Service Centre Limited	ダブリン	1	付随サービス事業	100.0
157	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ	1	金融機関	100.0
158	DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
159	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
160	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ	1	付随サービス事業	100.0
161	DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
162	DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
163	DB Trips Investments Limited	ジョージタウン	1, 5	金融機関	0.0
164	DB Trustee Services Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
165	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港	2	その他の企業	100.0
166	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
167	DB UK Australia Finance Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
168	DB UK Australia Holdings Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
169	DB UK Bank Limited	ロンドン	1	信用機関	100.0
170	DB UK Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
171	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
172	DB USA Core Corporation	ウエストトレントン	1	付随サービス事業	100.0
173	DB USA Corporation	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
174	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
175	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
176	DB Vanquish (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
177	DB Vantage (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
178	DB Vantage No.2 (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
179	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ	4	保険事業	75.0
180	DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
181	DBAH Capital, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
182	DBCIBZ1	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
183	DBCIBZ2	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
184	DBFIC, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
185	DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
186	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
187	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ	1	付随サービス事業	100.0
188	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
189	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
190	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
191	DBRMSGP1	ジョージタウン	1, 3, 6	金融機関	100.0
192	DBRMSGP2	ジョージタウン	1, 3, 6	金融機関	100.0
193	DBUK PCAM Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0
194	DBUKH No. 2 Limited	ロンドン	1, 5	金融機関	0.0
195	DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
196	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
197	DBX Advisors LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
198	DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
199	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京	1	付随サービス事業	100.0
200	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン	4	金融機関	100.0
201	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	1, 3	付随サービス事業	100.0
202	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
203	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ	1	金融機関	100.0
204	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
205	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
206	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド	1	金融機関	100.0
207	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド	1	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
208	Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
209	Deutsche Access Investments Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
210	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	バイアニア	2	その他の企業	80.0
211	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
212	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ	2	その他の企業	100.0
213	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
214	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
215	Deutsche AM Distributors, Inc.	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
216	Deutsche AM Management GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
217	Deutsche AM Service Company	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
218	Deutsche AM Trust Company	セイラム	1	投資会社	100.0
219	Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
220	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール	1	金融持株会社	100.0
221	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	1	投資会社	100.0
222	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	1	投資会社	100.0
223	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ	1	資産運用会社	100.0
224	Deutsche Asset Management (Japan) Limited	東京	1	投資会社	100.0
225	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル	1	資産運用会社	100.0
226	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン	1	資産運用会社	100.0
227	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン	1	付随サービス事業	100.0
228	Deutsche Asset Management Holding SE	フランクフルト	1	金融持株会社	100.0
229	Deutsche Asset Management International GmbH	フランクフルト	1	投資会社	100.0
230	Deutsche Asset Management Investment GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	100.0
231	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルグ	1	資産運用会社	100.0
232	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド	1	資産運用会社	100.0
233	Deutsche Asset Management Schweiz AG	チューリッヒ	1	投資会社	100.0
234	Deutsche Asset Management Shanghai Investment Company Limited	上海	1	投資会社	100.0
235	Deutsche Asset Management US Holding Corporation	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
236	Deutsche Asset Management USA Corporation	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
237	Deutsche Australia Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
238	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン	1	信用機関	100.0
239	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ	2	その他の企業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
240	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京	1	信用機関	100.0
241	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール	1	信用機関	100.0
242	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポートルイス	1	信用機関	100.0
243	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ	1	信用機関	100.0
244	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ	1	信用機関	100.0
245	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール	1	信用機関	100.0
246	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン	1	金融持株会社	100.0
247	Deutsche Bank Bauspar- Aktiengesellschaft	フランクフルト	1	信用機関	100.0
248	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	1	信用機関	100.0
249	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
250	Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
251	Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア	2	その他の企業	100.0
252	Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
253	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア	1	信用機関	100.0
254	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
255	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セントピーターポー ト	2	その他の企業	100.0
256	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セントピーターポー ト	1	金融機関	100.0
257	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ	1	信用機関	100.0
258	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ	1	金融機関	100.0
259	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ	1	信用機関	100.0
260	Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス	1	金融機関	100.0
261	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
262	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ	1	信用機関	100.0
263	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト	1	信用機関	100.0
264	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス	4	付随サービス事業	100.0
265	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ	1	信用機関	100.0
266	Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
267	Deutsche Bank Securities Limited	トロント	1	投資会社	100.0
268	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア	1	付随サービス事業	100.0
269	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ	1	信用機関	99.9
270	Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク	1	信用機関	100.0
271	Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン	1	信用機関	100.0
272	Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
273	Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク	1	金融持株会社	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
274	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セントピーターポート	1	付随サービス事業	100.0
275	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン	1	信用機関	100.0
276	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド	1	信用機関	99.8
277	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
278	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港	1	金融機関	100.0
279	Deutsche Capital Management Limited	ダブリン	1	資産運用会社	100.0
280	Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
281	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
282	Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
283	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ	1	付随サービス事業	100.0
284	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム	4	金融機関	100.0
285	Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
286	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム	1	付随サービス事業	99.9
287	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ	1	証券取引会社	100.0
288	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北	1	証券取引会社	60.0
289	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ	2	その他の企業	100.0
290	Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
291	Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
292	Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
293	Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
294	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
295	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
296	Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
297	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール	1	投資会社	100.0
298	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ	4	金融機関	100.0
299	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ	1	付随サービス事業	100.0
300	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルグ	1	金融機関	100.0
301	Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
302	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン	4	金融機関	100.0
303	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	その他の企業	99.8
304	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
305	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
306	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	バレッタ	1	金融持株会社	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
307	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ	1	金融機関	100.0
308	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	1	金融持株会社	100.0
309	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
310	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
311	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
312	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
313	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ	1	金融持株会社	100.0
314	Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
315	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン	1	金融機関	100.0
316	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
317	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア	2	その他の企業	100.0
318	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン	1	投資会社	100.0
319	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム	2	その他の企業	100.0
320	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポートルイス	2	その他の企業	100.0
321	Deutsche Inversiones Dos S.A. (en Liquidación)	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
322	Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
323	Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
324	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム	1	金融機関	100.0
325	Deutsche Investments Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
326	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ	1	金融機関	100.0
327	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
328	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール	1	付随サービス事業	100.0
329	Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
330	Deutsche Malta Company Ltd	バレッタ	1	付随サービス事業	100.0
331	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス	1	金融機関	100.0
332	Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
333	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融持株会社	100.0
334	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	1	金融機関	100.0
335	Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
336	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
337	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム	1	付随サービス事業	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
338	Deutsche New Zealand Limited	オークランド	1	金融機関	100.0
339	Deutsche Nominees Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
340	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	1	投資会社	100.0
341	Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド	1	付随サービス事業	100.0
342	Deutsche Postbank AG	ボン	1	信用機関	100.0
343	Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン	1	付随サービス事業	100.0
344	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
345	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー	1	証券取引会社	100.0
346	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ	1	投資会社	100.0
347	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルグ	1	金融機関	100.0
348	Deutsche Securities Asia Limited	香港	1	投資会社	100.0
349	Deutsche Securities Australia Limited	シドニー	1	投資会社	100.0
350	Deutsche Securities Inc.	東京	1	投資会社	100.0
351	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ	1	金融機関	100.0
352	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル	1	投資会社	100.0
353	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポートルイス	1	証券取引会社	100.0
354	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール	1	証券取引会社	100.0
355	Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド	1	証券取引会社	100.0
356	Deutsche Securities S.A.	ブエノスアイレス	1	証券取引会社	100.0
357	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド	1	投資会社	100.0
358	Deutsche Securities SpA	サンティアゴ	1	金融機関	100.0
359	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス	1	金融機関	100.0
360	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ	1	投資会社	100.0
361	Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
362	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
363	Deutsche Strategic	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
364	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
365	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン	2	その他の企業	100.0
366	Deutsche Trust Company Limited Japan	東京	2	その他の企業	100.0
367	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
368	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
369	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール	2	その他の企業	100.0
370	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	78.0
371	DFC Residual Corp.	カーソンシティ	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
372	DG China Clean Tech Partners	天津	3, 4, 5, 7	金融機関	49.9
373	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
374	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	2	その他の企業	100.0
375	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ	2	その他の企業	100.0
376	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
377	DNU Nominees Pty Limited	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
378	DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン	1, 3	付随サービス事業	100.0
379	DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
380	DTS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
381	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
382	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト	1	金融機関	99.2
383	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク	2	その他の企業	65.2
384	ECT Holdings Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
385	Elba Finance GmbH	エシュボレン	1	金融機関	100.0
386	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン	4	金融機関	100.0
387	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン	2	その他の企業	100.0
388	Estate Holdings, Inc.	セント・トーマス島	2, 5	その他の企業	0.0
389	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン	1	金融機関	100.0
390	Exinor SA (dissolution volontaire)	バスターニュ	2	その他の企業	100.0
391	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH i.L.	ケルン	4	金融機関	100.0
392	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
393	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ	4	金融機関	100.0
394	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.	ミラノ	1	投資会社	100.0
395	Finanza & Futuro Banca Società per Azioni	ミラノ	1	信用機関	100.0
396	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	4	付随サービス事業	100.0
397	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG	バート ホンブルク	2	その他の企業	74.9
398	G Finance Holding Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
399	Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
400	German American Capital Corporation	ボルチモア	1	金融機関	100.0
401	Greenwood Properties Corp.	ニューヨーク	1, 5	金融機関	0.0
402	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3	その他の企業	94.9

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
403	Grundstücksgesellschaft Kerpen-Sindorf Vogelrutherfeld GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
404	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン	1	金融機関	100.0
405	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	36.1
406	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ	2, 3	その他の企業	64.7
407	Hac Investments Ltd.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
408	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム	2	その他の企業	100.0
409	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン	3, 4	金融機関	100.0
410	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben I GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
411	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	50.0
412	Immobilienfonds Mietwohnhäuser Quadrath-Ichendorf GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
413	Immobilienfonds Wohn- und Geschäftshaus Köln-Blumenberg V GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
414	IOS Finance E F C S.A.	バルセロナ	1	金融機関	100.0
415	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs- GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
416	IVAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
417	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルグ	2	その他の企業	100.0
418	Jyogashima Godo Kaisha	東京	1	金融機関	100.0
419	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	1	付随サービス事業	100.0
420	Kidson Pte Ltd	シンガポール	1	金融機関	100.0
421	Kingfisher Nominees Limited	オークランド	2	その他の企業	100.0
422	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
423	Kradavimd UK Lease Holdings Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
424	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン	1	金融機関	75.0
425	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール	1	金融機関	100.0
426	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト	1	金融機関	100.0
427	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン	4	金融機関	100.0
428	LWC Nominees Limited	オークランド	2	その他の企業	100.0
429	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー	1	金融機関	100.0
430	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
431	MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン	4	再保険事業	100.0
432	MIT Holdings, Inc.	ボルチモア	1	金融機関	100.0
433	MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
434	MortgageIT, Inc.	ニューヨーク	1	金融機関	100.0
435	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン	1	付随サービス事業	100.0
436	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand- Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
437	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	金融機関	100.0
438	norisbank GmbH	ボン	1	信用機関	100.0
439	North American Income Fund Public Limited Company	ダブリン	1	金融機関	66.8
440	North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
441	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ	1	付随サービス事業	100.0
442	000 "Deutsche Bank"	モスクワ	1	信用機関	100.0
443	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン	4	付随サービス事業	100.0
444	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
445	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
446	OPB-Holding GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
447	OPB-Nona GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
448	OPB-Oktava GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
449	OPB-Quarta GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
450	OPB-Quinta GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
451	OPB-Septima GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
452	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
453	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン	1, 3	金融機関	100.0
454	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン	1	付随サービス事業	100.0
455	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
456	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン	4	金融機関	100.0
457	OPS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
458	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	2	その他の企業	100.0
459	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン	4	金融機関	100.0
460	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
461	Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
462	PB Factoring GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
463	PB Firmenkunden AG	ボン	1	付随サービス事業	100.0
464	PB International S.A.	シュットリンゲン	1	金融機関	100.0
465	PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン	1	付随サービス事業	98.2
466	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
467	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
468	Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク	1	付随サービス事業	100.0
469	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島	2	その他の企業	100.0
470	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン	2	その他の企業	100.0
471	Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
472	Postbank Direkt GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
473	Postbank Filialvertrieb AG	ボン	1	金融機関	100.0
474	Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン	2	その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
475	Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	2	その他の企業	100.0
476	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
477	Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン	1, 3	付随サービス事業	90.0
478	Postbank Leasing GmbH	ボン	1	金融機関	100.0
479	Postbank Service GmbH	エッセン	1	付随サービス事業	100.0
480	Postbank Systems AG	ボン	1	付随サービス事業	100.0
481	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
482	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
483	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
484	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
485	Private Financing Initiatives, S.L.	バルセロナ	1	金融機関	55.3
486	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ	1	投資会社	99.0
487	PT. Deutsche Verdhana Sekuritas Indonesia	ジャカルタ	4, 5	投資会社	40.0
488	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ	1	信用機関	100.0
489	R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー	1	付随サービス事業	100.0
490	Regula Limited	ロードタウン	2	その他の企業	100.0
491	RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
492	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
493	RREEF America L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
494	RREEF China REIT Management Limited	香港	2	その他の企業	100.0
495	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
496	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
497	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ	2	その他の企業	100.0
498	RREEF Investment GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	99.9
499	RREEF Management GmbH	フランクフルト	1	金融機関	99.9
500	RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
501	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト	1	資産運用会社	100.0
502	RTS Nominees Pty Limited	シドニー	2	その他の企業	100.0
503	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン	4	金融機関	100.0
504	Sagamore Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
505	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
506	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
507	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	1, 3	信用機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
508	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
509	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	1	金融機関	100.0
510	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
511	Sechste Salomon Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン	1, 5	金融機関	0.0
512	Service Company Four Limited	香港	2	その他の企業	100.0
513	Sharps SP I LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
514	Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン	1	投資会社	100.0
515	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	1	金融機関	100.0
516	Tasfiye Halinde Bebek Danismanlik Anonim Sirketi	イスタンブール	1	金融機関	100.0
517	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	1	金融機関	100.0
518	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
519	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク	1	金融機関	100.0
520	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津	4	付随サービス事業	100.0
521	Treuinvest Service GmbH	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
522	Triplereason Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
523	UKE Beteiligungs-GmbH	トロイスドルフ	2, 5	金融機関	0.0
524	UKE Grundstücksgesellschaft mbH	トロイスドルフ	1, 5	金融機関	0.0
525	UKE, s.r.o.	ベラ	2	その他の企業	100.0
526	Ullmann - Esch Grundstücksgesellschaft Kirchnerstraße GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
527	Ullmann - Esch Grundstücksverwaltungsgesellschaft Disternich GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
528	Ullmann Ullmann Krockow Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	2, 3, 5	その他の企業	0.0
529	VCM MIP 2002 GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	3, 4	金融機関	90.0
530	VCM MIP II GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	3, 4	金融機関	90.0
531	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン	1	金融機関	100.0
532	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン	4	金融機関	100.0
533	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン	4	金融機関	100.0
534	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン	4	付随サービス事業	100.0
535	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ	1	付随サービス事業	100.0
536	VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト	1	支払機関	100.0
537	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン	4	金融機関	100.0
538	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
539	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
540	World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
連結ストラクチャード・エンティティ					
541	Alguer Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
542	Alixville Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
543	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
544	Argentina Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	2, 8	その他の企業	
545	Asset Repackaging Trust Five B.V.	アムステルダム	2, 8	金融機関	
546	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ	1	金融機関	60.0
547	Atlas Investment Company 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
548	Atlas Investment Company 2 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
549	Atlas Investment Company 3 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
550	Atlas Investment Company 4 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
551	Atlas Portfolio Select SPC	ジョージタウン	4	金融機関	0.1
552	Atlas SICAV - FIS	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	
553	Axia Insurance, Ltd.	ハミルトン	2, 8	その他の企業	
554	Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
555	Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
556	Azurix Corp.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
557	Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
558	Baltics Credit Solutions Latvia SIA	リガ	2	金融機関	
559	Belzen Pty. Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
560	Bürohaus Hauptstraße Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト	2	その他の企業	
561	Büropark Heimstetten Vermögensverwaltungs Limited & Co. KG	フランクフルト	2	その他の企業	
562	Cathay Capital (Labuan) Company Limited	ラブアン	2	その他の企業	
563	Cathay Capital Company Limited	ポートルイス	4	金融機関	9.5
564	Cathay Strategic Investment Company Limited	香港	2	金融機関	
565	Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
566	Cayman Reference Fund Holdings Limited	ジョージタウン	2	付随サービス事業	
567	Charitable Luxembourg Four S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
568	Charitable Luxembourg Three S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
569	Charitable Luxembourg Two S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
570	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
571	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
572	City Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
573	CLASS Limited	セントヘリア	2, 8	その他の企業	
574	Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd.	ロードタウン	2	金融機関	
575	Concept Fund Solutions Public Limited Company	ダブリン	2, 8	その他の企業	0.5
576	Crofton Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
577	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
578	Dariconic Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
579	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ	1	付随サービス事業	100.0
580	DB Aircraft Leasing Master Trust	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
581	DB Alternative Strategies Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	1	証券取引会社	100.0
582	DB Apex Management Limited	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
583	DB Aster II, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
584	DB Aster III, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
585	DB Aster, Inc.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
586	DB Aster, LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
587	DB Capital Investments Sarl	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
588	DB Chambers Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	1	付随サービス事業	100.0
589	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ	1	金融機関	90.0
590	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	金融機関	100.0
591	DB Finance International GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
592	DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd.	ジョージタウン	4	金融機関	100.0
593	DB Global Masters Multi-Strategy Trust	ジョージタウン	4	金融機関	100.0
594	DB Global Masters Trust	ジョージタウン	2, 8	証券取引会社	
595	DB Immobilienfonds 1 Wieland KG	フランクフルト	2	その他の企業	
596	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト	1	金融機関	74.0
597	DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト	2	その他の企業	0.2
598	DB Immobilienfonds 5 Wieland KG	フランクフルト	2	その他の企業	
599	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
600	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	金融機関	100.0
601	DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
602	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
603	DB PWM	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	
604	DB PWM - Active Asset Allocation Growth II	ルクセンブルグ	4	付随サービス事業	100.0
605	DB PWM II - LiquidAlts UCITS (Euro)	ルクセンブルグ	2	その他の企業	69.5
606	DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
607	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント	4	金融機関	100.0
608	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
609	DB SPEARs/LIFERs Trust	ウィルミントン	4, 8	付随サービス事業	0.0
610	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
611	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
612	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
613	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	その他の企業	100.0
614	DB Structured Finance 1 Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0
615	DB Structured Finance 2 Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0
616	db x-trackers II	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	1.7
617	dbInvestor Solutions Public Limited Company	ダブリン	2, 8	金融機関	
618	DBRE Global Real Estate Management US IA, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
619	DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
620	DBRMS4	ジョージタウン	1, 3, 6	金融機関	100.0
621	DBX ETF Trust	ウィルミントン	2, 8	その他の企業	
622	De Heng Asset Management Company Limited	北京	2	金融機関	
623	DeAM Capital Protect 2014	フランクフルト	2	その他の企業	
624	DeAM Capital Protect 2019	フランクフルト	2	その他の企業	
625	DeAM Capital Protect 2024	フランクフルト	2	その他の企業	
626	DeAM Capital Protect 2029	フランクフルト	2	その他の企業	
627	DeAM Capital Protect 2034	フランクフルト	2	その他の企業	
628	DeAM Capital Protect 2039	フランクフルト	2	その他の企業	
629	DeAM Capital Protect 2044	フランクフルト	2	その他の企業	
630	DeAM Capital Protect 2049	フランクフルト	2	その他の企業	
631	Deloraine Spain SL	マドリッド	2	金融機関	
632	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 80	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
633	Deutsche Bank Best Allocation - Protect 90	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
634	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
635	Deutsche Bank Capital Finance Trust I	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
636	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
637	Deutsche Bank Capital Trust I	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
638	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
639	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
640	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
641	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
642	Deutsche Bank Contingent Capital Trust II	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
643	Deutsche Bank Contingent Capital Trust III	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
644	Deutsche Bank Contingent Capital Trust IV	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
645	Deutsche Bank Contingent Capital Trust V	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
646	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	
647	Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	
648	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE-7001 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	26.7

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
649	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7002 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	14.2
650	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7003 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
651	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7004 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
652	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7005 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
653	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7006 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	14.3
654	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7007 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	100.0
655	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7008 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
656	Deutsche Bank SPEARs/LIFERs, Series DBE- 7009 Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	5.0
657	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ	1	証券取引会社	100.0
658	Deutsche Income Trust - Deutsche Ultra-Short Investment Grade Fund	ボストン	2	その他の企業	100.0
659	Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
660	Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
661	Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
662	Deutsche Postbank Funding Trust I	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
663	Deutsche Postbank Funding Trust II	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
664	Deutsche Postbank Funding Trust III	ウィルミントン	1, 5	金融機関	0.0
665	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ	1	付随サービス事業	100.0
666	Dusk LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
667	DWS Garant 80 FPI	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
668	DWS Garant Top Dividende 2018	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
669	DWS World Protect 90	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
670	DWS Zeitwert Protect	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
671	Dynamic Infrastructure Securities Fund LP	ウィルミントン	2	金融機関	
672	Earls Eight Limited	ジョージタウン	2, 8	その他の企業	
673	Earls Four Limited	ジョージタウン	2, 8	その他の企業	
674	EARLS Trading Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
675	Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co. KG	ケルン	2	その他の企業	
676	Eirles Three Designated Activity Company	ダブリン	2, 8	金融機関	
677	Eirles Two Designated Activity Company	ダブリン	2, 8	金融機関	
678	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
679	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	1	付随サービス事業	100.0
680	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン	1	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
681	Emerging Markets Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	2, 8	その他の企業	
682	Emeris	ジョージタウン	2	証券取引会社	
683	Epicuro SPV S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
684	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
685	Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
686	European Strategic Real Estate Fund ICAV	ダブリン	2	その他の企業	
687	Feale Sp. z o.o.	ウオリカ	2	その他の企業	
688	Fondo Privado de Titulizacion Activos Reales 1 B.V.	アムステルダム	2	その他の企業	
689	Fondo Privado de Titulización PYMES I Limited	ダブリン	2	金融機関	
690	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
691	Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados - Precatórios Federais DB I	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
692	Fundo de Investimento em Quotas de Fundos de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados Global Markets	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
693	G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
694	GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
695	Gladyr Spain, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
696	Glamour Bulk 1 Maritime Limited	モンロビア	2	その他の企業	
697	Global Markets Fundo de Investimento Multimercado	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
698	Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado - Crédito Privado e Investimento No Exterior	リオデジャネイロ	4	金融機関	100.0
699	Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC	ウィルミントン	2	金融機関	
700	Global Opportunities Co-Investment, LLC	ジョージタウン	2	金融機関	
701	Groton Invest, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
702	Grundstücksverwaltung Martin-Behaim-Strasse Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG	フランクフルト	2, 3	その他の企業	
703	GWC-GAC Corp.	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
704	HamiIdak Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
705	Harbour Finance Limited (in liquidation)	ダブリン	1, 5	金融機関	0.0
706	Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund II	香港	2	その他の企業	
707	Iberia Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
708	Iberia Inversiones II Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
709	India Debt Opportunities Fund	ムンバイ	2	付随サービス事業	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
710	Infrastructure Holdings (Cayman) SPC	ジョージタウン	2	金融機関	
711	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
712	Investor Solutions Limited	セントヘリア	2, 8	その他の企業	
713	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
714	iShares Edge MSCI Australia Minimum Volatility ETF	メルボルン	2	その他の企業	91.7
715	IVAF (Jersey) Limited	セントヘリア	2	付随サービス事業	
716	Kelona Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
717	Kelsey Street LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
718	Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
719	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
720	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	96.1
721	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	97.0
722	Kratus Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
723	La Fayette Dedicated Basket Ltd.	ロードタウン	2	証券取引会社	
724	Ledyard, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
725	Leo Consumo 1 S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
726	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ	1	金融機関	70.0
727	87 Leonard Development LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
728	Leonardo Charitable 1 Limited	ジョージタウン	2	付随サービス事業	
729	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Alternate GP of GP), LP	ウィルミントン	2, 3	金融機関	
730	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Alternate GP), LP	ウィルミントン	2, 3	金融機関	
731	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (GP) Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
732	Leonardo Secondary Opportunities Fund III (Limited Partner) Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
733	Leonardo Secondary Opportunities III (SLP GP) Limited	エディンバラ	2	金融機関	
734	Leonardo Secondary Opportunities III SLP, LP	エディンバラ	3, 4	金融機関	0.3
735	Life Mortgage S.r.l.	コネリアーノ	2	金融機関	
736	Lindsell Finance Limited	セント ジュリアンズ	1	付随サービス事業	100.0
737	Lockwood Invest, S.L.	マドリッド	2	金融機関	
738	London Industrial Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
739	Lupus alpha Low Beta Risk-Premium	フランクフルト	2	その他の企業	100.0
740	Macondo Spain SL	マドリッド	2	その他の企業	100.0
741	Malabo Holdings Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
742	Manta Acquisition LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
743	Manta Group LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
744	Maxima Alpha Bomaral Limited (in liquidation)	セントヘリア	2	証券取引会社	
745	Memax Pty. Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
746	Merlin I	ジョージタウン	2	証券取引会社	
747	Merlin XI	ジョージタウン	2	証券取引会社	
748	Meseta Inversiones Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
749	Mexico Capital Protected Investments Limited	ジョージタウン	2, 8	その他の企業	
750	Micro-E Finance S.r.l.	ローマ	2	金融機関	
751	Midsel Limited	ロンドン	2	その他の企業	100.0
752	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト	1, 3	付随サービス事業	100.0
753	Moon Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
754	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト	1, 3	金融機関	100.0
755	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	1	金融機関	100.0
756	Naturaleza Maritima S.A.	パナマシティ	2	その他の企業	
757	NCW Holding Inc.	バンクーバー	1	金融機関	100.0
758	New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
759	Nineco Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
760	Nortfol Pty. Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
761	Oasis Securitisation S.r.l.	コネリアーノ	1, 5	金融機関	0.0
762	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
763	OPAL, en liquidation volontaire	ルクセンブルグ	2, 8	その他の企業	
764	Opus Niestandardyzowany Sekurytyzacyjny Fundusz Inwestycyjny Zamkniety	ワルシャワ	2	金融機関	
765	Oran Limited	ジョージタウン	2	金融機関	
766	OTTAM Mexican Capital Trust Designated Activity Company	ダブリン	2, 8	金融機関	
767	Palladium Securities 1 S.A.	ルクセンブルグ	2, 8	金融機関	
768	PanAsia Funds Investments Ltd.	ジョージタウン	2, 8	金融機関	
769	PARTS Funding, LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
770	PARTS Student Loan Trust 2007 - CT1	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
771	PD Germany Funding Company II, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
772	PD Germany Funding Company IV, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
773	PD Germany Funding Company V, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
774	PEIF II SLP Feeder, L.P.	エディンバラ	4	金融機関	0.7
775	Peruda Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
776	PERUS 1 S.à r.l.	ルクセンブルグ	2	金融機関	
777	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ	1	金融機関	95.0
778	Pinehurst Securities SA	ルクセンブルグ	2, 8	金融機関	

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
779	Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン	1	金融機関	100.0
780	Primus Solutions ICAV	ダブリン	2	その他の企業	
781	Quantum 13 LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
782	Quartz No. 1 S.A.	ルクセンブルグ	1, 5	金融機関	0.0
783	Reference Capital Investments Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
784	REO Properties Corporation	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
785	REO Properties Corporation II	ウィルミントン	1, 5	付随サービス事業	0.0
786	Residential Mortgage Funding Trust	トロント	2	金融機関	
787	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
788	Riviera Real Estate	パリ	2	その他の企業	100.0
789	RM Ayr Limited (in liquidation)	ダブリン	2	金融機関	
790	RM Chestnut Limited (in liquidation)	ダブリン	2	金融機関	
791	RM Fife Limited (in liquidation)	ダブリン	2	金融機関	
792	RM Multi-Asset Limited (in liquidation)	ダブリン	2	金融機関	
793	RM Sussex Limited (in liquidation)	ダブリン	2	金融機関	
794	Romareda Holdings Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
795	RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン	1	金融機関	99.9
796	SABRE Securitisation Limited	シドニー	2	その他の企業	
797	SCB Alpspitze UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト	2	金融機関	
798	Select Access Investments Limited	シドニー	2, 8	その他の企業	
799	Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
800	Sixco Leasing Limited	ロンドン	1	金融機関	100.0
801	SMART SME CLO 2006-1, Ltd.	ジョージタウン	2	金融機関	
802	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	1	金融機関	100.0
803	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアーノ	2	その他の企業	100.0
804	SP Mortgage Trust	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
805	Strategic Global Opportunities Limited - Class A Main USD	ナッソー	2	金融機関	
806	Swabia 1 Designated Activity Company	ダブリン	2	金融機関	
807	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン	1	金融機関	100.0
808	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン	1	金融機関	100.0
809	The Canary Star Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	100.0
810	The Emperor Star Trust	ジョージタウン	4	付随サービス事業	100.0
811	The India Debt Opportunities Fund Limited	エベヌ	2	付随サービス事業	
812	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	2	その他の企業	25.0
813	TRS Aria LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
814	TRS Birch II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
815	TRS Birch LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
816	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
817	TRS Elm II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
818	TRS Leda LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
819	TRS Maple II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
820	TRS Oak II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
821	TRS Oak LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
822	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
823	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
824	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
825	TRS SVCO LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
826	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
827	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
828	TRS Venor LLC	ウィルミントン	4	金融機関	100.0
829	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン	1	金融機関	100.0
830	TRS Walnut LLC	ウィルミントン	2	その他の企業	100.0
831	Vanguard Diversified Conservative Index ETF	メルボルン	2	その他の企業	55.3
832	VCM Golding Mezzanine GmbH & Co. KG	ミュンヘン	2, 3, 5	金融機関	0.0
833	Vermögensfondmandat Flexible (80% teilgeschützt)	ルクセンブルグ	2	その他の企業	
834	Wedverville Spain, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
835	Wendelstein 2015-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト	2	金融機関	
836	Wendelstein 2017-1 UG (haftungsbeschränkt)	フランクフルト	2	金融機関	
837	Wibaux Invest, S.L.	マドリッド	2	その他の企業	
838	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
839	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
840	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	98.1
841	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0
842	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 3	付随サービス事業	98.2
843	Zenwix Pty. Limited	シドニー	1	金融機関	100.0
844	Zumirez Drive LLC	ウィルミントン	1	付随サービス事業	100.0
845	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	4	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分 (%)
持分法により会計処理されている会社					
846	AcadiaSoft, Inc.	ウィルミントン		その他の企業	4.5
847	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		信用機関	26.9
848	Argantis GmbH i.L.	ケルン		金融機関	50.0
849	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バード ゾーデン アム タウヌス		金融機関	49.8
850	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		その他の企業	30.0
851	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	49.0
852	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク	9	金融機関	99.9
853	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリーンワルト		金融機関	50.0
854	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリーンワルト		金融機関	50.0
855	Comfund Consulting Limited	バンガロール		その他の企業	30.0
856	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		証券取引会社	49.9
857	Cyber Defence Alliance Limited	ロンドン	10	その他の企業	0.0
858	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ ベイ		金融機関	34.3
859	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		金融機関	25.9
860	Deutsche Börse Commodities GmbH	エシュボルン		その他の企業	16.2
861	Deutsche Gulf Finance	リヤド		金融機関	29.1
862	Deutsche Regis Partners, Inc.	マカティ・シティ		証券取引会社	49.0
863	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		証券取引会社	49.0
864	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	バルセロナ		その他の企業	50.0
865	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		その他の企業	25.1
866	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
867	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		金融持株会社	21.1
868	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
869	eolec	イシー レ ムリ ノー		その他の企業	33.3
870	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		その他の企業	50.0
871	EVROENERGIAKI S.A.	アテネ		その他の企業	40.0
872	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	パート ホンブルク		その他の企業	41.2
873	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	パート ホンブルク		その他の企業	30.6

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
874	G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.	ウィルミントン		金融機関	15.7
875	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		金融機関	50.0
876	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		金融機関	36.7
877	giropay GmbH	フランクフルト		その他の企業	33.3
878	Gordian Knot Limited	ロンドン		その他の企業	24.7
879	Great Future International Limited	ロードタウン		金融機関	43.0
880	Grundstücksgesellschaft Bürohäuser Köln Rheinhallen GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	15.6
881	Grundstücksgesellschaft Karlsruhe Kaiserstraße GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	3.4
882	Grundstücksgesellschaft Köln Messe 15-18 GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	10.5
883	Grundstücksgesellschaft Köln Oppenheimstraße GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
884	Grundstücksgesellschaft Köln-Merheim Winterberger Straße GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
885	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	44.9
886	Grundstücksgesellschaft München Synagogenplatz GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
887	Grundstücksgesellschaft Schillingsrotter Weg GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
888	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海		投資会社	30.0
889	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		金融機関	40.7
890	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
891	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Grafenberg GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	10.0
892	Immobilienfonds Bürohaus Düsseldorf Parsevalstraße GbR	ケルン	3	その他の企業	7.0
893	Immobilienfonds Köln-Deutz Arena und Mantelbebauung GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	7.7
894	Immobilienfonds Köln-Ossendorf II GbR	トロイスドルフ	3	その他の企業	9.7
895	iSwap Limited	ロンドン		金融機関	14.0
896	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		金融機関	21.1
897	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		その他の企業	25.0
898	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		金融機関	30.1
899	Lion Residential Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		金融機関	17.4
900	MidOcean Partners, L.P.	ウィルミントン		金融機関	20.0
901	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー	9	その他の企業	96.7

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
902	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		その他の企業	22.2
903	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン	3	その他の企業	37.7
904	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
905	Private Equity Gesellschaft bürgerlichen Rechts	ケルン	3, 10	金融機関	0.0
906	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		金融機関	33.0
907	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		金融機関	33.3
908	Raymond James New York Housing Opportunities Fund II L.L.C.	ニューヨーク		金融機関	17.1
909	Raymond James New York Upstate Housing Opportunities Fund I L.L.C.	ニューヨーク		金融機関	24.9
910	Relax Holding S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	20.0
911	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
912	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
913	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		その他の企業	50.0
914	Robuterra AG	チューリッヒ	10	金融機関	0.0
915	Sakaras Holding Limited	ビルキルカラ	10	金融機関	0.0
916	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		その他の企業	22.5
917	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		その他の企業	49.9
918	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		その他の企業	45.0
919	TradeWeb Markets LLC	ウィルミントン		投資会社	4.9
920	Triton Beteiligungs GmbH	フランクフルト		金融機関	33.1
921	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund C L.P.	ドーバー		金融機関	18.9
922	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund CVI L.P.	ドーバー		金融機関	13.8
923	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ドーバー		金融機関	23.5
924	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク	9	金融機関	99.9
925	UKEM Motoryacht Medici Mangusta GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
926	Ullmann Krockow Esch GbR	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
927	Ullmann, Krockow, Esch Luftverkehrsgesellschaft bürgerlichen Rechts	トロイスドルフ	3, 10	その他の企業	0.0
928	Verimi GmbH	フランクフルト		その他の企業	11.1
929	Volbroker.com Limited	ロンドン		金融機関	22.5
930	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		その他の企業	25.0
931	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		その他の企業	25.0
932	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		投資会社	33.3

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
933	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		金融機関	50.0
934	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト		金融機関	25.0
935	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーナフェルト		その他の企業	20.4
20%超を保有するその他の会社					
936	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
937	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
938	AC VI Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン	11	金融機関	25.0
939	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
940	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
941	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
942	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
943	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
944	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
945	Adara S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
946	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
947	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
948	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
949	Agena S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
950	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
951	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
952	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
953	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
954	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
955	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
956	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
957	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
958	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
959	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
960	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
961	Banks Island General Partner Inc.	トロント	11	金融機関	50.0
962	Benefit Trust GmbH	リュッツェン	1, 12, 13	金融機関	100.0
963	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
964	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	33.2
965	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	32.0
966	BrisConnections Holding Trust	ケドロン	14	その他の企業	35.6

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
967	BrisConnections Investment Trust	ケドロン	14	その他の企業	35.6
968	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ	12, 15	その他の企業	96.1
969	DB Petri LLC	ウィルミントン	12	金融機関	100.0
970	DB Placement, LLC	ウィルミントン	9, 11	その他の企業	100.0
971	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン	9, 11	金融機関	99.9
972	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ	11	金融機関	49.0
973	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
974	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
975	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
976	DREIZEHNTHE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
977	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
978	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
979	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
980	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト	11	金融機関	50.0
981	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
982	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
983	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
984	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
985	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
986	Glor Music Production GmbH & Co. KG	パリー - オーバー ラニンデン	14	その他の企業	21.2
987	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリーンワルト	12	金融機関	100.0
988	HR "Simone" GmbH & Co. KG	ヨルク	14	その他の企業	21.8
989	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン	11	金融機関	20.5
990	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン	11	その他の企業	49.0
991	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー	14	その他の企業	23.0
992	IOG NOD I, LLC	ドーバー	14	その他の企業	22.5
993	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルグ	9, 11, 16	その他の企業	95.0
994	Kinneil Leasing Company	ロンドン	3, 11	金融機関	35.0
995	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト	9, 14, 17, 18	金融機関	77.1
996	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルグ	11	金融機関	49.7
997	Magalhaes S.A.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
998	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	35.3
999	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	40.0
1000	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリーンワルト	14	その他の企業	29.6
1001	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	23.9
1002	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	23.4
1003	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	23.5
1004	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	27.1
1005	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク	14	その他の企業	26.4
1006	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1007	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1008	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1009	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1010	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1011	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1012	NV Profit Share Limited	ジョージタウン	11	その他の企業	42.9
1013	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン	3, 5, 12	金融機関	27.7
1014	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1015	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1016	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1017	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1018	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1019	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1020	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1021	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1022	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1023	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1024	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1025	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1026	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1027	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1028	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1029	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1030	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1031	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1032	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1033	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1034	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1035	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1036	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1037	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1038	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1039	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1040	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1041	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1042	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1043	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1044	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1045	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1046	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1047	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ	12	金融機関	58.5
1048	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1049	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1050	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1051	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1052	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1053	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1054	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1055	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン	11	金融機関	33.2
1056	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1057	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ	12	金融機関	71.1
1058	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1059	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG i.L.	デュッセルドルフ	12	その他の企業	95.0
1060	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1061	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1062	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1063	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1064	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1065	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1066	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1067	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1068	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ	12	その他の企業	94.7
1069	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ	9, 11	金融機関	100.0
1070	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1071	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1072	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1073	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1074	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1075	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1076	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1077	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG i.L.	デュッセルドルフ	1, 12	金融機関	83.8
1078	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1079	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1080	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1081	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1082	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1083	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ	11	その他の企業	30.5
1084	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1085	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1086	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1087	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1088	SPhinX, Ltd. (in voluntary liquidation)	ジョージタウン	11	その他の企業	43.6
1089	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	その他の企業	100.0
1090	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1091	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1092	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1093	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	12	金融機関	100.0
1094	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1095	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1096	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1097	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1098	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1099	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1100	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1101	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1102	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1103	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1104	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1105	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1106	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1107	TEMATIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1108	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1109	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1110	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ	1, 12	金融機関	100.0
1111	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ	1, 12	金融機関	100.0
1112	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1113	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ	11	金融機関	25.0
1114	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0
1115	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1116	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン	11	金融機関	50.0
1117	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1118	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーナフェルト	11	金融機関	50.0
1119	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	12	金融機関	100.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
1120	Triton Fund III G L.P.	セントヘリア	9, 11, 19	金融機関	62.5
1121	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1122	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1123	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1124	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1125	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
1126	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ	9, 11	その他の企業	95.0
1127	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン	11	金融機関	24.9
1128	VCM Partners GmbH & Co. KG	ミュンヘン	11	金融機関	25.0
1129	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1130	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1131	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1132	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1133	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1134	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット	11	金融機関	50.0
1135	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1136	XELLUM Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1137	XENTIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1138	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1139	ZABATUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1140	ZAKATUR Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1141	ZARGUS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1142	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	25.0
1143	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1144	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1145	ZEPTOS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1146	ZEREVIS Grundstücks- Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持分(%)
1147	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1148	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1149	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1150	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1151	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1152	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1153	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	50.0
1154	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1155	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1156	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1157	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	金融機関	50.0
1158	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1159	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1160	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	11	その他の企業	50.0
1161	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト	11	金融機関	25.0

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	業務内容	資本持 分(%)
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分					
1162	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		金融機関	8.8
1163	Accunia A/S	コペンハーゲン		投資会社	6.1
1164	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		金融機関	5.6
1165	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		金融機関	8.5
1166	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュベリーン		金融機関	8.4
1167	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		金融機関	6.3
1168	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルク		金融機関	8.2
1169	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		金融機関	5.6
1170	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		金融機関	8.7
1171	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		金融機関	8.7
1172	Cecon ASA	アーレンダール		その他の企業	9.6
1173	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		その他の企業	5.7
1174	DGHL Limited (in voluntary liquidation)	カマナ ベイ		金融機関	16.3
1175	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	リーゼン		その他の企業	11.0
1176	MTS S.p.A.	ローマ		その他の企業	5.0
1177	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.L.	フランクフルト		その他の企業	19.5
1178	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		信用機関	9.0
1179	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		金融機関	6.0
1180	PT TrikomseI OKE Tbk	ジャカルタ		その他の企業	12.0
1181	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッ ケン		信用機関	11.8
1182	Silver Creek Low Vol Strategies, Ltd.	ジョージタウン		証券取引会社	10.5
1183	The Ottoman Fund Limited	セントヘリア		その他の企業	13.6
1184	TRIUVA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		資産運用会社	6.0
1185	Yensai.com Co., Ltd.	東京		投資会社	7.1

[次へ](#)

(2) 個別財務諸表
取締役会報告書

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2017年12月31日現在の総資産14,750億ユーロであるヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2017年度末現在、従業員数はフルタイム換算で97,535名であり、世界60か国において2,425支店（このうち65%がドイツ国内）を運営している。当行グループは、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2017年12月31日現在、当行グループは以下の3つのコーポレート部門で組織されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・コマーシャル・バンク（PCB）
- ドイツェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）

3つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行グループは、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。当報告書に表示される過年度数値は、2017年3月5日に公表した当行グループの新しい組織構造を反映させるために、修正再表示されている。当初公表された戦略に沿って、非中核事業部門（NCOU）は2017年度以降、当行グループの個別のコーポレート部門としては存在しなくなった。

当行グループは、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には、以下を通じた事業が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店
- 上記以外の多くの国々における駐在員事務所
- 上記以外の多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者

ドイツ銀行AGについて、ドイツ以外で運営されている最も重要な支店は、ロンドン、ニューヨーク、ケイマン諸島およびシンガポールに所在する。これらの支店は主に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびウェルス・マネジメント部門においてサービスを提供している。

当行グループのコーポレート部門の概要については、以下を参照のこと。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

コーポレート部門の概要

当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）は、債券および為替のセールス/トレーディング、株式セールス/トレーディング、ファイナンス、オリジネーション/アドバイザー、およびグローバル・トランザクション・バンキング事業から成る。この統合部門により、ホールセール・バンキングに関する専門知識、カバレッジ、リスク管理、およびドイツ銀行全体のインフラを1つの部門で提供している。これによりCIBは、当行グループの顧客および関連商品に係る経営資源および資本を、当行の優先顧客へのより良いサービスに使うことができる。

商品およびサービス

債券および為替のセールス/トレーディングおよび株式セールス/トレーディング事業は、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネー・マーケット商品ならびにストラクチャード商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび組成などの組み合わせで業務を行っている。機関投資家顧客はインスティテュショナル・クライアント・グループおよび株式セールスがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。

当行グループのすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行グループのリスク管理手続および統制の対象となっている。

コーポレート・ファイナンスは、合併および買収（M&A）の提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。地域別・業種別カバレッジチームが当行グループの法人および機関顧客に対する全金融商品およびサービスの提供を行っている。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) は、キャッシュ・マネジメント、トレード・ファイナンスおよびセキュリティーズ・サービスにおいて、世界的なプロバイダーであり、広範な商業銀行業務の商品およびサービスを世界中の法人企業ならびに金融機関に提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

当行グループの目標の一環として、当行グループの中核となる顧客の利益になるよう、当行グループの顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを最適化している。当行グループは、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎると考えられる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC (顧客確認) 手を強化している。

法人顧客向けの業務の拡大はまた、機関投資家顧客の分野におけるビジネスの機会を生むものと考えられる。全体として、ドイツ銀行は、主に優先顧客に対してより選択的に資本を分配することから既存の経営資源に対するリターンを増やし、そこから大部分の成長が達成されると考えている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

コーポレート部門の概要

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB) は4つの事業ユニットで構成されている。ポストバンク、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・ドイツ、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル、およびウェルス・マネジメントである。PCBは、個人顧客、中小企業、および富裕層の個人顧客を対象としており、標準的なリテール商品から非常に複雑な金融ソリューションに至る幅広い範囲の金融サービスおよびアドバイザリー・サービスを提供している。当部門は、オムニ・チャネル・アプローチを採用し、当行グループの顧客は当部門のサービスや商品へのアクセス方法を様々な窓口 (支店、アドバイザリー・センター、独立したコンサルタントのモバイル・ネットワーク、オンラインおよびモバイル・バンキング) からフレキシブルに選択することができる。

当部門の対コーポレート事業は、ドイツ銀行AGにて業務を行っている以下の業務ユニットで組織されている。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・ジャーマニー (PCCドイツ) 業務ユニットは、ドイツにおける個人顧客および商業顧客に重点を置いており、当行グループの個人顧客に対する複雑なアドバイザリー・ソリューションを含む幅広い金融サービスを提供している。中小企業顧客向けには、当ユニットはコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門の専門家と協力し、統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供している。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル (PCCインターナショナル) 業務ユニットは、ヨーロッパおよびインドで、バンキングおよびその他の金融サービスを、個人、商業および法人顧客に対して提供している。ヨーロッパでは、当ユニットは、5つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ベルギー、ポルトガルおよびポーランドにおいて業務を行っている。2017年12月、複雑性を排除しPCBの業務上の焦点を絞るため、当行グループはポーランドにおけるリテール事業の一部を売却することに合意した。当行グループは引き続き、ポーランドにおける外国通貨によるモーゲージの個人借り主に対しサービスを提供し、またグローバル・トランザクション・バンキング業務を含む当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの業務も提供する。

ウェルス・マネジメント (WM) 業務ユニットは、富裕層、高額個人資産家 (HNW)、超高額個人資産家 (UHNW) の個人およびファミリーに対し、業務を行っている。当ユニットは顧客に対し、顧客の資産形成プランニング、管理および投資を支援し、顧客の個人的または商業的関心事項に対して融資を行い、機関投資家顧客および法人顧客のニーズに対するサービスを提供している。当ユニットはまた、機関投資家向けと同様のサービスを高度な要求の顧客に対しても提供しており、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門およびドイチェ・アセット・マネジメント部門の専門家との緊密な連携のもと、当行グループのサービスを補完している。

商品およびサービス

PCBの活動市場であるドイツおよび世界において、PCBは顧客に対し、リテール顧客向けの標準的かつ総合的サービスから、プライベート・バンキング・アンド・ウェルス・マネジメントの要求の高い顧客向けのソリューション、法人顧客および商業顧客向けサービスに至る、幅広い金融サービスを提供している。

PCBのポストバンク、PCCドイツおよびPCCインターナショナル業務ユニットは、ドイツ、ヨーロッパおよびアジアの個人顧客および商業顧客に対し、バンキングおよびその他の金融サービスを提供しているが、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。PCBのリテールおよび個人顧客に対する商品は、すべての基本的金融ニーズを満たし、アドバイザリー・サービスを提供するように設計されている。PCBは、決済および当座預金サービス、信用、金融商品および預金、投資ならびに保険商品を提供している。商品には、ポストバンクを通じて提供される郵便サービス、およびバンキング以外のサービスも含まれる。中小規模の顧客に対する商品にはまた、特定の金融ソリューション (新規事業融資からストラクチャード・ファイナンスまで) およびドイツにおけるPCBのミッドキャップのジョイントベンチャーの一部としてコーポレート・アンド・インベストメント・バンクにより提供されるミッドキャップ関連商品が含まれている。

WM業務ユニットにおいては、資産の組成、移管および社会貢献活動を提供することにより、PCBの顧客が資産保護サービスを提供している。当ユニットは、カスタマイズされた資産運用および投資ソリューションを提供している。これには、ポートフォリオ任運用、投資アドバイス、通貨および預金サービスが含まれる。さらに、当ユニットは、金融ソリューション、例えば不動産、株式取引および航空機ファイナンスも提供している。機関投資家顧客および法人顧客のニーズに対しては、M&A、IPO準備、私募サービス、また、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの専門家との緊密な連携により機関顧客と同様の、ストラクチャード・レンディングへのアクセス、私的および公的な投資機会、およびヘッジ取引などのサービスを提供している。

販売チャネルおよびマーケティング

当部門は、オムニ チャンネル・アプローチに従って、顧客へのサービスの入手および利用可能性を最適化するよう努めている。PCBのすべての事業において、デジタル機能の拡大に引き続き重点的に取り組んでいる。

PCCドイツ、PCCインターナショナルおよびポストバンクは同様の販売チャネルを持っている。：

- 支店：支店内において、PCCおよびポストバンク業務ユニットは、通常、全範囲の商品および助言を提供している。支店ネットワークは顧客コンタクト・センター、コールセンターおよびセルフサービス・ターミナルにサポートされている。ドイツにおいて、PCCおよびポストバンクは、10,000以上のキャッシュ・ポイントでキャッシュ・サービスを提供している。
- アドバイザリー・センター：PCCドイツのアドバイザリー・センターは支店と顧客を結ぶデジタルサービスにより、支店の営業時間とは関係なく、プライベート顧客および商業顧客に総合的なサービスとアドバイスの提供を保証する。
- オンラインおよびモバイル・バンキング：PCCおよびポストバンク業務ユニットのウェブサイト上では、顧客に対し、対話ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含む幅広い関連商品の情報およびサービスを提供している。また、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせて、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。さらに、当行グループは、シームレスで顧客フレンドリーなエンドツーエンドのプロセス自動化の実現に向けてさらなる投資を行っている。
- 金融代理業者 / 第三者の販売業者：PCCおよびポストバンク業務ユニットはさらに、個人事業者である金融代理業者ならびに第三者の販売業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを提供している。

ウェルス・マネジメント (WM) は異なる顧客層をカバーしている。

- グローバル・カバレッジ/アドバイザリー・チーム：当行グループのリレーションシップ・マネージャーおよびシニア・アドバイザーのチームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がWMのサービスおよびオープン・アーキテクチャー商品にアクセスするのを支援している。総合的なサービスおよび助言を確実に行うため、すべてのウェルス・マネジメントの顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームとアクセスする一括窓口を有している。
- 主要顧客パートナーズ(KCP)およびコーポレート・ファイナンス・パートナーシップ(CFP)：資格要件を満たした超高額個人資産家のために、KCPは、市場動向レポートおよびオーダーメイドの取引に関する助言を機関顧客と同様にアクセスできるサービス、グローバル・マーケット・プラットフォームからリスク管理およびヘッジ・ソリューション、革新的なノンリコース融資のソリューションを提供する。コーポレート・ファイナンス・パートナーシップ(CFP)は、高度な要求の投資家およびファミリー・オフィスの選ばれたグループに対する信頼できるパートナーおよび戦略的アドバイザーとしての役割を果たし、当行グループの海外における金融フランチャイズ企業へのスムーズなアクセスを提供する。
- Deutsche Oppenheim Family Offices AG (DOAG)：複数のファミリー・オフィス・サービスを提供しているが、これにはポートフォリオ任運用、戦略的な資産配分、「ファミリー・オフィス・ストラテジー」ファンド、ファミリー・オフィス・コンサルティング、第三者の資産運用者の選定、報告および統制、不動産ならびにプライベート・エクイティ投資が含まれている。

ドイチェ・アセット・マネジメント・コーポレート部門 (Deutsche AM)

コーポレート部門の概要

2017年12月31日現在の運用資産7,000億ユーロ超のDeutsche AMは、世界の主要な投資管理機関の1つであり、世界の金融市場にアクセスし、世界中の顧客へソリューションを提供している。Deutsche AM は持続可能な金融のソリューションをすべての顧客、つまり個人投資家および彼らにサービスを提供する機関に提供することを目的としている。

Deutsche AMは、引き続きドイツ銀行の中核事業である。2017年3月にDeutsche AMの一部株式を公開する計画を発表してから、この目標に向かって大きく前進している。一部株式を公開する理由は、より大きな自立性を与えることで潜在的なビジネスの可能性を広げることである。個別の資産運用者として当行グループは、当行グループのグローバルなビジネスに対してDWSブランドを紹介し、Deutsche AMの外部向けのプロファイルを高める。Deutsche AMのインフラに関するパートナーを統合する

ことにより、Deutsche AMがプラットフォーム全体の業務の効率性をさらに高めることができるが、この効率性には、コスト削減および顧客の経験を促進するプロセスの改善が含まれる。

商品およびサービス

Deutsche AMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、流動資産、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびサステナブル投資を含む多種多様な資産クラスおよび流動資産の範囲にわたっている。Deutsche AMは、ETF、信託投資、およびSeparately Managed Accountsを含む幅広い商品を通じて、これらの投資機能を提供している。Deutsche AMは、知的財産および技術を活用しながら、顧客投資家の長期性、負債および流動性のニーズに対応するためのアルファ（アクティブ）およびベータ（パッシブ）のソリューションを提供する。

非中核事業部門・コーポレート部門（NCOU）

2015年10月に当初公表された当行グループの目標に沿って、NCOUは、2016年度末にRWAを100億ユーロ未満とする目標を達成するために、リスク圧縮目標を実行し、ポートフォリオのサイズを削減できた。この目標達成のために、NCOUは積極的に活動し、効果的な資本拠出およびレバレッジ解消につながり、結果として当行の完全適用普通株式等Tier 1比率を強化することができた。目的達成を受けて、NCOUは2017年度以降、独立の部門としての役割を終了している。

残存する資産はグループの貸借対照表上2016年12月31日現在、約60億ユーロであり、2017年度以降、主にCIBおよびPCBの担当中核業務部門に管理されている。

インフラストラクチャー

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスクに関連する業務、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

管理部門は、以下の当行グループの上級経営層の責任領域で組織されている。

- 会長：取締役会、コミュニケーション、CSR、グループ監査、コーポレート戦略、リサーチ、ならびにグループのインシデントおよび調査管理
- 最高財務責任者：経費支払を含むグループおよび地域別ファイナンス、グループ税務、グループ財務、インベスター・リレーションズ、コーポレートM&Aおよび投資、グループ・マネジメント・コンサルティング、予算および実績管理、財務変更および管理
- 最高リスク責任者：信用リスク、市場リスク、流動性リスク、全社的リスク、事業別のリスク管理、地域別リスク管理、財務以外のリスク、コーポレート・インシュアランス
- 最高規制責任者：グループの規制関連業務、政府及び広報、コンプライアンス、金融犯罪対策
- 最高総務責任者：データ保護を含む法務、グローバル・コーポレート・ガバナンスおよび役職者を含む人事
- 最高執行責任者：最高情報責任者、技術および運用、企業向けサービス、デジタル変換、コーポレート・サービス、最高セキュリティ責任者、最高データ責任者

管理部門の分野で発生したすべての費用および収益は、当行グループの3つのコーポレート部門に全額配分される。

2018年度以降、コーポレート・センター・オーバーヘッド・コスト（以下「株主活動の費用」という。）については、コーポレート部門には配分されなくなるが、「コーポレート」と名称が変更されることになる連結および調整（C&A）においてまとめて報告される。

当行は2017年度に、特定の管理部門の従業員を全社的な効率化および連携強化を目的としたサービス部門へ移管することを決定した。これは、組織的なプロセスの決定に関連する事業部門の責任および自主性を強化することに寄与し、その結果、特にCIBおよびDeutsche AMにおいて、2016年度に比べて事業部門に属する従業員数が大幅に増加した。独立した統制機能は、その大部分が中央の管理部門にて維持された。

経済環境

概要

世界経済

経済成長 (%) ¹	2017年 ²	2016年	主な要因
世界経済	3.8	3.2	世界経済および世界貿易は堅調に推移。世界経済は、金融政策の段階的な引き締めにもかかわらず、意外にも成長を示した。
このうち：先進国	2.2	1.6	世界景気および市場に好意的なヨーロッパ各国の選挙の結果が先進国の成長を後押しした。
このうち：新興市場	4.9	4.3	新興市場は原油高および好調なアジア経済の恩恵を享受した。
ユーロ圏経済	2.5	1.8	ヨーロッパ各国の選挙結果が市場に良好な影響を与えた。特に下半期において、消費および投資活動が経済成長を後押しした。
このうち：ドイツ経済	2.2	1.9	ドイツ経済は、ほとんど国内経済のみによって意外にも堅調に推移した。非常に逼迫した労働市場、緩和的通貨政策および追加的財政刺激策は、上方への成長をもたらした。
米国経済	2.3	1.5	米国経済はほぼ予想通りに推移した。引き続き米国経済の重要な牽引役はよく機能している労働市場に支えられた個人消費である。
日本経済	1.8	0.9	日本経済は、国内部門および対外部門の両方がGDP成長に寄与するバランスのとれた成長であった。
アジア経済 ³	6.1	6.2	アジア域内の貿易の増大が成長の重要な要因であった。アジアの新興市場が引き続き世界のGDP成長の原動力である。
このうち：中国経済	6.9	6.7	中国経済は予想より若干堅調に拡大した。過大評価された不動産セクターのリスクは顕在化しなかった。

1 年間実質GDP成長率（対前年比％）出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含むが、日本を除く。

銀行業界

ユーロ圏における民間部門に対する貸出は、2017年に大きな変化が見られた。一方では、企業向け貸出は、ディストレス負債ポートフォリオの買増しが行われたことや、より好調な社債の発行業務が一定の役割を果たしたこともあり、2014年の夏以来の停滞が続いた。他方、家計向け貸出は、3年連続で増加し対前年比で3.4%増となり、2011年以降の最高水準に達し、貸出金残高は5.6兆ユーロの新たな記録を達成した。特に、消費者向け貸出は年度が進むにつれて大きく勢いを増した。預金における増加率は対前年比4.1%に達し、ゼロ金利にもかかわらず概ね堅調を維持した。民間部門の事業における預貸比率は、1年を通して107%から105%に減少した。2017年に企業からの預金は6.6%増加したが、これは家計からの預金増加率3.3%の2倍の増加率であった。

ユーロ圏の全体的な傾向とは対照的に、ドイツにおける企業向け貸出では、2017年に大幅な増加がみられた。わずか2年前までは停滞していたが、2017年度の増加率は対前年比2倍の4.7%に達した。一方で、社債の発行は大幅に減少した。家計向け貸出は、3.4%という速いペースで再び拡大したが、住宅ローン部門が主要な増加要因である（4.3%増）。資金調達面では、企業にはマイナス金利、家計には実質ゼロ金利となる過去最低水準の金利引下げにもかかわらず、再び銀行預金の大幅な増加がみられた（4.4%増）。長年続いている傾向と同様に、企業からの預金における増加率はリテール預金における増加率を上回った。民間部門の預金全体に対する企業からの預金の比率は、過去15年間で14.5%から20%超に増加した。

米国における貸出業務は、2016年度の期末から2017年度の期首にかけて急激に減速した後、低い水準で推移した。2017年の企業向け貸出残高の増加率は、2016年度の8.4%に対して3.6%、家計向け貸出残高の増加率は、2016年度の4.7%に対して3.1%であった。企業向け貸出においては、対前年比5.8%増となった商業用不動産が重要な増加要因であり、狭義の伝統的な企業向け貸出はわずか1.5%の増加にとどまった。家計向け貸出については、消費者ローンの増加率5.1%が住宅ローンの増加率3.8%を上回り、一方でホーム・エクイティ・ローンは6.8%減少した。預金においては、成長がなだらかに減速し2017年度は4.2%の増加率であったが、これは貸出業務における全体的な成長率とほぼ同水準であった。結果として、米国においては、銀行の多額の負債超過の状況に実質的な変化はなかった。

日本では、2017年度の預金事業の増加率は対前年比3.6%となり、対前年比2.5%であった貸出事業の増加率を数字ではわずかに上回っているものの、伸び率は大幅に鈍化した。

中国では、家計向けの貸出が、過去1年半における急速な成長の後にやや減速し始めた。年間増加率は、2016年の23%に対し、2017年は21%であった。これに対し、2017年の企業向け貸出の増加率は、2016年の対前年比8%から12%へと上昇した。預金の増加率が8%を下回り大幅に減速したため、貸出業務の増加ペースに追いつくことができず、預貸比率が100%に近づいた（年間で86%から92.5%に上昇した）。全体として、中国における銀行の民間部門に対する貸出は、GDPに対して約150%という非常に高い水準となった。比較のため、ドイツにおけるこの数字は約半分の水準である。

ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行グループはグループの財務データに基づき全体の業績を議論している。

2017年度のドイツ銀行グループの税引前利益は12億ユーロであった。これは、2016年度に比べて利息以外の費用が減少したことを反映しているが、著しく困難な収益環境であった影響を受けている。米国の税制改革に伴う一過性の税金費用14億ユーロを計上したことにより、7億ユーロの当期純損失となった。当行グループは、この1年間でいくつかの長年にわたる訴訟案件を成功裏に解決し、内部統制環境の改善に引き続き投資してきた。当行グループは、テクノロジーおよび事業の戦略的施策の実施を確実に進めてきた。さらに、2017年4月に資本の増強を行ったことおよび堅実なバランスシート管理により、高水準の流動性および資本を維持した。

当行グループの重要業績評価指標

当行グループの重要業績評価指標	2017年度末の状況	2016年度末の状況
純収益	264億ユーロ	300億ユーロ
税引前利益（損失）	12億ユーロ	-8億ユーロ
純利益（損失）	-7億ユーロ	-14億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	-1.4%	-2.7%
税引後平均株主資本利益率 ¹	-1.2%	-2.3%
調整後費用 ²	239億ユーロ	247億ユーロ
費用収益比率 ³	93.4%	98.1%
リスク・ウェイトド・アセット（RWA） ⁴	3,442億ユーロ	3,575億ユーロ
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 ⁵	14.0%	11.8%
CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 ⁶	3.8%	3.5%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。詳細は、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2 のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

3 信用リスク引当金繰入額除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。

4 リスク・ウェイトド・アセットおよび資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づく。

5 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

6 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

2017年度の純収益は、2016年度から36億ユーロ、率にして12%減少し、264億ユーロであった。この減少は主に、厳しい市場環境および戦略的な事業売却の影響を反映している。これには、債務評価調整（DVA）に伴う348百万ユーロ、売却に関連する為替換算調整額（CTA）の損益振替に伴う213百万ユーロ、当行グループの信用スプレッドが悪化したことに関連する164百万ユーロ、および2017年のポーランドにおけるリテール事業の部分的売却損失157百万ユーロのマイナスの影響が含まれている。さらに、2017年度の純収益が減少したのは、2016年度には華夏銀行からの収益618百万ユーロ、プライベート・クライアント・サービス（PCS）事業からの収益161百万ユーロ、およびAbbey Lifeからの収益537百万ユーロが含まれていたが、これらを2016年中に売却したことも要因である。これらの影響を除くと、当行グループの純収益は2016年度に比べ5%の減少となった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の収益は、資金調達費用の増加、一貫して低い水準のボラティリティ、顧客の消極的な取引活動、およびグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）事業における顧客および業務範囲の調整の影響を受けている。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）の収益の減少は、主に事業売却および低金利環境が預金収益に与えたマイナスの影響によるものである。この減少は、貸出金および投資商品からの収益増加およびSal. Oppenheimフランチャイズのワークアウト業務からのプラスの影響により一部相殺された。ドイチェ・アセツ

ト・マネジメント (Deutsche AM) の収益は、2016年度に比べ大幅に減少したが、これは2016年期末に売却したAbbey Lifeからの収益がなかったこと、いずれも2016年度には計上されていたDeutsche AM Indiaの売却益およびHeta Asset Resolution AG (HETA) に関連する評価切り上げによる利益がなかったことが主な要因である。

2017年度の利息以外の費用は、2016年度と比較して48億ユーロ、率にして16%減少し、247億ユーロとなった。この減少は主に、訴訟費用の低下、のれんおよびその他の無形資産の減損費用の減少、およびAbbey Lifeに関連する保険業務に係る費用がなかったことによる。これらの減少は、2017年に平常時の変動報酬フレームワークに戻ったことによる変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2017年度の調整後費用は239億ユーロであり、2016年度の247億ユーロと比べて、843百万ユーロ、率にして3%減少した。この費用改善は、主に訴訟費用の減少、外部専門家費用の減少および非中核事業部門の閉鎖によるものであるが、前述の変動報酬の計上額増加により一部相殺された。

2016年度は税引前損失810百万ユーロであったのに対し、2017年度は税引前利益12億ユーロであった。20億ユーロの改善は、主にのれんおよびその他の無形資産の減損、ならびに訴訟費用の大幅な低下による。

2017年度の法人所得税費用は20億ユーロであったが、これには、前述の米国の税制改革に伴う米国繰延税金資産の再評価に伴う一過性の税金費用14億ユーロが含まれている。

2017年度の純損失は、前述の一過性の税金費用の影響により735百万ユーロであったが、これに対し2016年度の当期純損失は14億ユーロであった。

2017年度末における当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率は14.0%であり、2016年度末の11.8%から増加した。これは2017年4月の資本増強によるものである。2017年度末における段階的導入CET 1比率は14.8%であった。

ドイツ銀行AGの概要

2017年度において、ドイツ銀行AGは、2016年度の純利益282百万ユーロに続き、純利益644百万ユーロを計上した。この増加は、幾つかの大部分であるが一部相殺の影響によるものであった。営業利益の減少21億ユーロは、事業再構築費用21億ユーロを含むその他の収益/費用の増加によって相殺された。一般的銀行業リスクのための資金の追加繰入が200百万ユーロ減少し、税金費用が222百万ユーロ減少したことにより、純利益が362百万ユーロ増加した。

2017年度における2016年度からの営業利益の減少21億ユーロは、収益の減少15億ユーロ、純営業諸経費の減少867百万ユーロ、およびリスク引当金の増加351百万ユーロに起因する。これは、減価償却を含む管理費用の減少608百万ユーロにより一部相殺された。

その他の経常収益/費用の純差額は、2016年から18億ユーロ増加してマイナス312百万ユーロであった。このマイナスの差額の減少は主に、子会社の評価調整と売却のマイナスの純差額が18億ユーロ増加したことによるものであった。

再構築に関連した特別損益の純額は、マイナス64百万ユーロ (2016年度: マイナス306百万ユーロ) であった。

2017年度のドイツ商法第340条に基づく一般的銀行業リスクのための資金の繰入は300百万ユーロ (2016年度: 500百万ユーロの繰入) であった。

2017年度の税金費用合計は254百万ユーロ (2016年度: 476百万ユーロ) であった。

2017年12月31日現在の資産合計は、1,400億ユーロ減少し12,320億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少によるものであった。

当行は、増資によって、安定した資金調達基盤および流動性基盤を維持し、強固な規制自己資本ポジションを強化した。詳細については、リスク・レポートの流動性リスクと適正自己資本の項を参照のこと。

2017年度の株主持分 (配当可能利益を除く。) は83億ユーロ増加し539億ユーロであった。これは主に、2017年4月に普通株式687.5百万株を新規発行したことにより80億ユーロ増資したことによるものであった。

取締役会および監査役会は、1株当たり11ユーロセントの配当金を支払う旨および残余配当可能利益を繰越す旨を年次株主総会に提案する予定である。

損益計算書

以下の表は、ドイツ銀行AGの損益計算書の概要を示しており、詳細な情報については個別の項目において述べている。

ドイツ銀行AGの要約損益計算書

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度	増 減	
			百万ユーロ	%
利息収益 ¹	11,210	10,927	283	3
配当等収益 ²	5,659	6,397	-737	-12
総利息収益	16,869	17,323	-454	-3
利息費用	8,959	7,336	1,623	22
純利息収益	7,910	9,987	-2,077	-21
手数料収益	7,678	8,256	-578	-7
手数料費用	1,560	1,225	334	27
純手数料収益	6,118	7,030	-912	-13
トレーディング純損益	2,164	694	1,470	N/M
このうち、ドイツ商法第340e条に基づくトレー ディング関連特別準備金戻入益	0	0	0	N/M
収益合計	16,192	17,711	-1,519	-9
賃金および給料	4,284	4,162	123	3
強制社会保険拠出金 ³	819	1,098	-279	-25
人件費	5,103	5,260	-157	-3
その他の管理費用 ⁴	8,644	9,095	-451	-5
管理費用	13,747	14,355	-608	-4
その他の営業収益 / 費用の差額	-395	471	-867	N/M
リスク引当金	475	124	351	N/M
営業利益	1,574	3,703	-2,129	-57
その他の収益 / 費用の差額	-312	-2,140	1,828	-85
特別損益	-64	-306	242	-79
一般的銀行業リスクのための資金への取崩（繰 入）	-300	-500	200	-40
税引前純利益	898	758	140	19
税金	254	476	-222	-47
純利益	644	282	362	128
前期繰越利益	55	165	-111	-67
	699	447	252	56
利益剰余金への繰入	300	0	300	N/M
- その他の利益剰余金	300	0	300	N/M
配当可能利益	399	447	-48	-11

N/M - 表記するに値しない

1 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券、政府登録債ならびにリース業務による収益。

2 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。

3 年金およびその他の従業員給付費用を含む。

4 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

純利息収益の減少

純利息収益は、21億ユーロ減少して79億ユーロとなった。これは主に、資金調達コスト控除後の貸出および有価証券からの純利息収益が13億ユーロ減少したことによる。プロフィット・プールからの収益が951百万ユーロ減少した一方で、その他の当期の収益は214百万ユーロ増加した。

資金調達コストを控除後の貸出および有価証券からの純利息収益の13億ユーロ減少は、一部相殺された結果である。貸出および短期金融市場取引からの収益の増加781百万ユーロは、債券およびノートからの収益の減少（498百万ユーロ）と利息費用の増加16億ユーロを上回った。

その他の収益の増加214百万ユーロは、株式からの収益の増加（245百万ユーロ）であり、関係会社に対する持分および参加持分からの配当収益はわずかに31百万ユーロ減少した。

純手数料収益の減少

純手数料収益は前年度から912百万ユーロ減少して61億ユーロとなった。この傾向は、手数料収益の構成要素のほとんどでみられた。グループ会社に対するサービス手数料の減少314百万ユーロおよび有価証券委託手数料の減少148百万ユーロがもっとも重要な減少要因であった。

トレーディング純損益の大幅な増加

ドイツ銀行AGIは、2017年度のトレーディング純損益22億ユーロを報告し、前年度から15億ユーロの増加となった。この増加は主に有価証券関連の収益によるものであり、現地機能通貨以外の外貨換算損失によりごく僅か相殺されている。

人件費のおよび営業コストの減少

人件費は、157百万ユーロ減少し51億ユーロとなった。これは、主に年金費用およびその他の従業員給付が314百万ユーロ減少したことによるものである。変動報酬を含む賃金および給与が123百万ユーロ増加したことによって一部相殺された。

下表は、当行グループの従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

従業員数（フルタイム換算） ¹	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	増減
ドイツ	11,444	11,840	-396
ヨーロッパ（ドイツを除く）	9,461	9,973	-512
アメリカ	2,001	2,238	-237
アフリカ / アジア / オーストラリア	6,146	6,186	-40
合計	29,052	30,237	-1,185

¹ 従業員数（フルタイム換算）= パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツにおける従業員数の減少の大部分は、管理部門、主に最高執行部門およびリスク部門の再構築によるものであった。ドイツ以外のヨーロッパにおける従業員数の減少は主に、英国における機能移管によるものであり、アセット・マネジメント部門およびCIB関連サービス部門をドイツ銀行AGから子会社へ移管したためである。南北アメリカにおける従業員数の減少は、主に管理部門の従業員（例えば人事部門）をサービス会社に移管したことによるものである。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は696百万ユーロ減少し76億ユーロとなった。これは、主に会社間取引費用が403百万ユーロ減少したことによるものである。

2017年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は11億ユーロ（2016年度：831百万ユーロ）となった。この増加は、主に購入および自社開発したソフトウェアに起因する。

その他の営業収益 / 費用の純差額の減少

その他の営業収益 / 費用は、471百万ユーロの収益から395百万ユーロの費用に減少した。これは、主に従業員関連引当金の純利息費用の増加（584百万ユーロ）および前年度に生じた関係会社の合併からの収益557百万ユーロが発生しなかったことによるものであった。さらに、銀行勘定の金融商品および外貨換算からの収益が256百万ユーロ減少した。これは、訴訟関連費用の純差額の減少（872百万ユーロ）によって一部相殺された。

リスク引当金の増加

2017年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の合計は351百万ユーロ増加し475百万ユーロであった。この推移は、主に流動性準備金において保有する有価証券のプラスの純損益の減少622百万ユーロに起因するものであり、貸出業務におけるリスク引当金の減少271百万ユーロと一部相殺された。前年度の流動性準備金からの収益には、華夏銀行の持分売却益691百万ユーロが含まれていた。信用リスク引当金においては、グループ内部の債権の減損424百万ユーロが含まれており、対応する繰延税金資産が認識されていた。「Tax Cuts and Jobs Act」または「TCJA」と呼ばれる米国の新しい税法が2017年12月22日付に制定されたことにより、米国の連邦税率が35%から21%に引き下げられたため、これらの繰延税金資産が減額された。

その他の経常収益 / 費用のマイナスの純差額の減少

その他の経常収益 / 費用の差額は合計312百万ユーロの費用（2016年度：21億ユーロの費用）であった。この費用の減少は主に、関係会社に対する投資の評価調整に関する費用が30億ユーロも大幅に減少したことによるものである。これは、関係会社の持分売却益が12億ユーロ減少したことにより一部相殺された。

2017年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は34百万ユーロ（2016年度：64百万ユーロ）であった。

特別利益および特別損失

特別利益および特別損失の純額は、特別損失64百万ユーロとなった（2016年度：特別損失306百万ユーロ）。この変動は、再構築費用の減少によるものである。

一般的銀行業リスクのための資金への繰入

ドイツ商法第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金への繰入は300百万ユーロ（2016年度：500百万ユーロの繰入）であった。この繰入は、取締役会報告書のリスクおよび機会の項で概要が示されているリスク（とりわけドイツ銀行AGに関する特記事項に記載されているリスク）を反映している。

税金

前年度においては税金費用476百万ユーロであったのに対し、2017年度においては税金費用254百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に税務目的上減算可能でない費用および非課税収益による影響を受けた。

純利益

2017年度に、ドイツ銀行AGは、前年度の純利益282百万ユーロに続き、純利益644百万ユーロを計上した。

この結果は、リスク引当金控除後の営業利益の減少21億ユーロの影響を強く受けており、これは再構築費用を含むその他の収益 / 費用の純差額の増加21億ユーロにより相殺された。これらの変動の影響および一般的銀行業リスクのための資金への繰入が200百万ユーロ減少したことにより、税引前利益は140百万ユーロ増加した。税金費用は222百万ユーロ減少し254百万ユーロとなった。これにより、純利益全体で362百万ユーロの増加となった。

利益処分案

300百万ユーロの利益準備金繰入後、2017年12月31日現在の配当可能利益は399百万ユーロであった。当行は、この配当可能利益から1株当たり11ユーロセントの配当を支払う旨を年次株主総会に提案する予定である。さらに、残余配当可能利益を繰り延べることも提案する予定である。基準日現在の発行済株式数によって、繰延金額は171百万ユーロあるいはそれ以上となる。

貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2017年12月31日現在12,322億ユーロとなった。この1,404億ユーロ（10.2%）の減少は、金利および外国為替商品を主としたトレーディング・デリバティブのプラスおよびマイナスの時価の増加に、主に関連したものであった。この減少はまた、顧客および銀行からの債権の減少によるものであり、中央銀行預け金の増加により一部相殺された。

貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、335億ユーロ（11.2%）減少し2,662億ユーロとなった。総額1,927億ユーロ（225億ユーロ減）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業に対する貸出金は102億ユーロ（754百万ユーロ減）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は63億ユーロ減少して552億ユーロとなった。

下表は、貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

単位：十億ユーロ	2017年	2016年	増減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
顧客に対する債権	211.1	238.2	-27.2	-11.4
残存期間：				
5年以内 ¹	184.8	211.6	-26.8	-12.7
5年超	26.3	26.6	-0.2	-0.9
銀行に対する貸出金	55.2	61.5	-6.3	-10.3
残存期間：				
5年以内 ¹	34.0	38.6	-4.6	-11.9
5年超	21.2	22.9	-1.7	-7.5
合計	266.2	299.7	-33.5	-11.2

¹ 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から289億ユーロ減少して764億ユーロとなった。

有価証券

当行グループの有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は全体として減少した。債券およびその他の固定利付有価証券は59億ユーロ減少し385億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は108百万ユーロ減少し472百万ユーロとなった。債券およびその他の固定利付有価証券の減少は、主に戦略的な流動性準備金において保有する債券の満期償還および売却によるものである。

トレーディング資産

トレーディング資産は6,018億ユーロであった。この大部分はデリバティブのプラスの公正価値により構成されており、1,312億ユーロ減少して3,306億ユーロとなった。この減少は主に、金利上昇に関連する金利デリバティブおよびボラティリティおよび顧客フローの低下による為替デリバティブから発生した減少であった。

関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、488百万ユーロ減少して436億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は29億ユーロであり、減少は34億ユーロであった。この減少は、主に13億ユーロの減資、外貨換算差損の11億ユーロの影響および677百万ユーロの正味評価減によるものであった。これは、主に26億ユーロの増資により相殺された。

預金および証券化負債

銀行に対する負債は、362億ユーロ減少して2,165億ユーロとなった。この推移は主に、要求払預金の減少313億ユーロおよび定期預金の減少49億ユーロに起因している。

銀行子会社からの預金は、前年度から20億ユーロ減少して950億ユーロとなった。

顧客からの預金は、369億ユーロ増加して3,068億ユーロとなった。この増加の主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の増加290億ユーロであり、公共部門からの預金の増加は44億ユーロおよびリテール顧客からの預金の増加は28億ユーロであった。

証券形態の負債は、58億ユーロ減少して1,006億ユーロとなった。発行債券およびノートが91億ユーロ減少したが、短期金融市場証券の増加35億ユーロにより一部相殺された。

負債の内訳

単位：十億ユーロ	2017年	2016年	増 減	
	12月31日現在	12月31日現在	十億ユーロ	%
銀行に対する負債	216.5	252.8	-36.2	-14.3
要求払	96.2	127.5	-31.3	-24.6
契約期限または通知期限付	120.4	125.3	-4.9	-3.9
顧客に対する負債	306.8	269.9	36.9	13.7
貯蓄預金	3.5	3.6	-0.1	-2.5
その他の負債				
要求払	201.0	178.8	22.1	12.4
契約期限または通知期限付	102.3	87.5	14.8	16.9
証券形態の負債	100.6	106.4	-5.8	-5.4
発行債券	90.5	99.6	-9.1	-9.2
証券形態のその他の負債	10.1	6.8	3.3	49.3
このうち：短期金融市場証券	9.3	5.8	3.5	60.5

劣後負債は、393百万ユーロ減少して121億ユーロとなった。

トレーディング負債

トレーディング負債は1,267億ユーロ減少し5,199億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの公正価値により構成されており、前年度から1,288億ユーロ減少して3,219億ユーロとなった。この推移はプラスの時価の増加と同様の理由によるものであった。

その他Tier 1規制自己資本に関する商品

前年度の51億ユーロに対し、2017年12月31日現在、その他Tier 1規制自己資本に関する商品は48億ユーロとなった。この減少は、外国為替の影響に関連している。

株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益399百万ユーロを含む。）は、83億ユーロ増加し543億ユーロとなった。この増加は、主に2017年4月の普通株式687.5百万株の新規発行による80億ユーロの増資および2017年度の純利益によるものである。392百万ユーロの配当金支払により一部相殺された。

前年度と同様、当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、ドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（47ページを参照。）。

見通し

世界経済

2018年、世界経済成長は引き続き堅調であると考えている。世界のGDPは、2017年の成長率を若干上回り、3.9%上昇する見込みである。これは、幾つかの先進国がほぼ完全雇用を達成および維持したことによるものである。経済環境が改善したことによって、特にコモディティ等の資産価格が上昇するであろう。世界インフレ率は、2017年よりも0.4%上昇し、2018年には3.3%になることを予想している。先進国では、2018年度、GDP成長率は2.2%に加速し、消費者物価は1.7%上昇する見込みである。新興市場での経済成長は若干上昇し4.9%に、新興市場でのインフレ率は2017年の3.8%から、4.3%に上昇することを予想している。

ユーロ圏では、GDP成長率は横ばいの2.3%となる見込みである。2018年、インフレ率は、GDPギャップの縮小が緩やかであるため、引き続き2%を下回る見込みである。ドイツの賃金協定によって物価にプレッシャーがかかる可能性がある。いずれにしても、インフレ率は、今後数年間低水準にとどまるだろう。ECBの純資産購入プログラムは2018年に終了すると考えており、第1回目のECB政策金利引き上げは2019年半ばまでに行われる見込みである。欧州懐疑を唱える政党の支持が引き続き高いことから、この3月のイタリアの議会選挙により政治リスクが高まる可能性がある。2017年の2.2%というGDP成長の後、当行グループは、ドイツ経済はほぼ国内経済需要のみにより2018年には2.3%拡大すると予想する。

米国では、経済成長は2018年度、2.9%に成長すると予想する。これは、米国の税制改革による法人および家計への穏当なプラスの傾向、ならびに2018事業年度および2019事業年度のほぼ3,000億米ドルの追加的な裁量的歳出に備えた予算の合意が最近採択されたことによるものである。これが、還流資金への原則課税廃止のインセンティブと組み合わせることによって需要が増加し、逼迫した労働市場の賃金上昇および投資活動の増加がもたらされる可能性がある。これによってインフレ率が上昇する可能性があるが、予想される2018年の連邦準備制度理事会による金利引き上げによって一部相殺される。従って、2017年と同様に、引き続きインフレ率は2%を少し上回る程度と見込んでいる。

日本経済の成長率は1.2%に減速することを予想する。国内部門および対外部門がGDP成長に貢献することが見込まれる。インフレ率はほぼ横ばいの0.4%と予想する。日本銀行はイールドカーブの管理を重視しており、2018年中に金利の調整は行われない見通しである。2018年に新興市場諸国での経済成長率はわずかに上昇して4.9%、アジア（日本を除く）の経済成長率は6.0%となると予想する。新興市場諸国でのインフレ率は、2017年の3.8%から4.3%に上昇することが見込まれる。2018年、中国経済はやや鈍化し成長率は6.3%と予想する。これは、1990年以降最も低い成長率である。成長の鈍化は、レバレッジ解消プロセスを推奨する政府の政策によってもたらされると考える。中国の金融、財政、不動産市場の政策の引き締めは、2018年度も継続することが見込まれる。インフレ率は2.7%に上昇すると予想している。

世界経済の予想における不確実性は、世界のリスク・ヒートマップがほぼ変化してないことから、2017年に引き続き相対的に高いままである。米国におけるイールドカーブの構造の変化による初期の景気後退、ヨーロッパにおけるポピュリストの活動、特に中東における地政学的リスクは、当行グループの予想に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、短期的な経過措置が効果的であったとしても、英国が欧州連合から離脱する（ブレグジット）リスクは容易ないし早期には解消されないであろう。一方で、これらのリスクの1つが顕在化した場合、経済が勢いを増すことによる抑制効果が見込まれるため、過年度よりも経済および金融市場への影響が小さいと予想される。インフレリスクは数年間弱まっていたが、再び出現し、重大な経済リスクとなっている。予想よりも速い経済回復は市場を驚かせ、中央銀行の政策金利引き上げの予想を大幅に修正しなければならなくなり、リスクアセットに混乱をもたらす可能性がある。これは、2013年当時、連邦準備制度理事会による発言によって引き起こされたテーパー・タントラムに類似している。中国では、レバレッジ解消による住宅市場の冷え込みが経済成長に影響を及ぼす可能性がある。経済成長を支えるために、2018年半ばに幾つかの緩和政策が導入されることが見込まれる。しかし、インフレ率が大幅に上昇した場合、中国経済は減速し、世界経済を圧迫するであろう。

銀行業界

2018年の銀行業界について、世界中で同時に経済成長が継続することが見込まれる。これによって、すべての事業セグメントに有利な環境が与えられるだろう。より重要なことに、資本市場における活動レベルは最近になって向上し、ボラティリティ等の主要な測定基準は歴史的な低水準から上昇しており、2018年に引き続き正常化することが予想されている。さらに、金融危機後の厳格な規制強化のサイクルは、バーゼルIIIフレームワークの合意の締結および金融商品市場指令（MiFID II）および改訂されたEU決済サービス指令（PSD II）の実施によって大部分が終了しつつあり、その結果、2018年に規制がより明確になることによって銀行が恩恵を受けることが予想される。規制枠組みが安定することで、様々な事業部門において所要自己資本および経済的許容範囲の双方に関してより正確な計画策定が可能となる。銀行業界の最大の不確実性は、資本市場および信用市場に重大な影響を与え得る、主要な中央銀行による資産購入プログラム終了の政策的措置、ならびに米国での金利のさらなる正常化によってもたらされる可能性が高い。また、銀行業界におけるテクノロジーの継続的な影響は2018年も引き続きテーマとなり、さらなる課題や機会も提供するであろう。

ユーロ圏では、資本市場の収益率の上昇および貸出金の成長は堅調に推移することが見込まれており、これは良好な経済状況および資本市場におけるボラティリティ水準の上昇が継続していることが大きく反映されていると考える。家計については、労働市場の見通しが良好なおかげで、最近の貸出取引の回復が継続することが予想される。法人の場合、低金利および経済の成長と信頼の向上は、貸出および資本市場の活動の双方を通じた資金調達を増加を支えると考え。ユーロ圏の最大の直近のリスクは、「ハード」ブレグジットである。これは、英国のEU単一市場へのアクセスが確保される移行措置や最終合意がまとまらないまま英国がEUから離脱することを指す。こうした状況にも関わらず、堅調なマクロ経済を背景に、2018年の銀行の収益および純利益は増加することが見込まれる。

ドイツの銀行は、リテール顧客および法人顧客向けの貸出および預金業務が増加し、引き続き信用リスクが極めて低いことを見込めるだろう。一方で、低金利による純金利差益へのプレッシャーは2018年も継続することが予想される。この影響は、取引高の増加によって一部相殺される。

米国では、銀行にとって堅調な事業環境が継続することが見込まれる。米国経済が好調であり、米国の銀行に対してさらなる規制緩和策が講じられた場合、引き続き銀行の資本市場および資産運用業務の収益および利益成長率が増加するだろう。米国の銀行の純金利差益は、信用リスク引当金繰入額が極めて低い状況からやや増加することが予想されるものの、今後の連邦準備制度理事会による政策金利の引き上げの決定から恩恵を受けることが見込まれる。

日本では、経済成長の減速の見込みおよび非伝統的金融政策手段の終了により、貸出および預金の成長が抑制される可能性がある。中国では、民間部門の債務バブルがさらに増加することが予想されるが、中国政府の大きな混乱を和らげる意志や能力については揺るぎない。

バーゼル銀行監督委員会のRWAのモデリング手法の改訂（以下、「バーゼルIIIの枠組み合意」という。）が2017年末に最終化された。これによって、金融危機後の規制要件の最も重要な改訂の一つが完了した。2018年に、当該枠組みをEUの法律に組み入れる複数年のプロセスの開始へと焦点が移行するだろう。バーゼルIIIの枠組みの実施プロセスが世界中で開始されるため、国・地域によって実施に差異が生じ、地域間で様々な影響が生じるリスクが残る。

ヨーロッパでは、ブレグジットの影響は2018年を通じてより明らかになるだろう。英国と他のEU加盟国の政治家は、2018年度第1四半期末までに移行期間に関する合意をまとめ、10月を期限として離脱条約草案の批准の準備を行うことを目標としている。英国と他のEU加盟国の間の将来の関係がより明確になることによって不確実性が取り除かれ、当該地域で営業活動を行っている銀行にプラスの影響が与えられるだろう。同時に、CRRの改正、ESAによるレビュー、EMIRを含む未解決の主要な規制項目に関する政治的合意に向けて進展するだろう。これによって、中期的にヨーロッパの銀行に対する規制要件がさらに明確になるだろう。

ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に関与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている。

ドイツ銀行グループ

2017年3月に、当行グループは、当行の事業戦略の変更、すなわち資本増強および財務指標の更新を含む更新された戦略を公表した。調整後費用については、それぞれ2018年と2021年の目標を設定した。以下の段落で、調整後費用に関する最新情報を提供する。当行グループの残る長期主要業績指標はさらに長期的な期間で達成する予定であり、より簡素化、より安全な銀行に整合させる。2018年、当行グループは、引き続き戦略を実行し、収益率の上昇と利鞘の改善を目指す。コスト管理は継続的に当行グループの戦略の重要な要素であり、2018年にこの取組みを強化する予定である。

最も重要な主要業績指標について、以下の表に示す。

主要な業績指標

当行グループの主要な業績指標	2017年度末の状況	目標とするKPI
CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 ¹	14.0%	13.0%以上が望ましい
移行ルールに基づいたCRR/CRD 4レバレッジ比率（フェーズインベース） ²	4.1%	4.5%
税引後平均有形株主資本利益率 ³	-1.4%	約10.0%
調整後費用 ⁴	239億ユーロ	2018年：約220億ユーロ 2021年：約210億ユーロ

- CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行グループの計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- CRR/CRD 4レバレッジ比率の移行ルールに基づいた当行グループのレバレッジ比率による計算（フェーズインベース）に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。2017年末の計算は、2017年12月31日終了年度における実効税率160%に基づいている。詳細については、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。
- 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇に係る費用を除く利息以外の費用合計をいう。詳細については、英文Annual Report 2017のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。

2018年、当行グループは、特にオペレーションリスクの点からRWAの若干の増加、手法の変更、規制インフレおよび特定の事業成長を見込んでいる。2018年度末までには、当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率が13%を上回り、CRR/CRD 4レバレッジ比率（フェーズインベース）が引き続き4%を上回ると予想している。

2018年、当行グループの収益は2017年から増加すると予想している。世界経済が好調であると予想しているため、見通しに、当行グループによる堅調なマクロ経済環境の予想を反映している。当行グループは米国とユーロ圏において上記の成長トレンドを予想する。金利の正常化が見込まれることによって、収益の改善がもたらされる。当行グループは、米国におけるさらなる利上げ、およびECBの純資産購入プログラムが2018年に終了することを予想している。市場ボラティリティは上昇することが見込まれるため、金融市場の取引活動はより正常な水準に回復するだろう。

当行グループは、環境が正常化し費用目標を達成するうえで、税引後平均有形株主資本を10%とする目標に向かって努力することを約束する。当行グループの戦略（当行グループの複数の事業の大幅な再編成および費用削減プログラムの実施を含む）を継続的に成功裏に実施することは、当該目標を達成するために重要である。2018年の税引後平均有形株主資本については、信用コストおよび訴訟費用が2018年に増加する見込みであり、再構築費用が2017年と同水準であると予想するにも関わらず、主に収益の見通しの改善および調整後費用の減少を反映して、穏やかに改善することを予想している。

当行グループは2017年3月に、調整費用の目標を約220億ユーロにすることを公表した。これには約900百万ユーロの事業の売却を通じた費用削減の予定を含む。予定されている事業の売却が進展した一方で、一部は延期され、また場合によっては一時中止された。この結果、現時点で、当行グループは、予定されている900百万ユーロの費用削減が2018年に実現できないと見込んでいる。さらに、2018年のプレグジットおよびMiFID IIの実施により費用の増加を見込んでいる。また、2018年に当行グループのドイツの銀行へのポストバンクの吸収合併によって実現が予想されていた一部のコストシナジーが延期になった。当該吸収合併は2018年度第2四半期に完了することが予想されるためである。これらの費用削減は2019年に実現する見込みとなった。それにもかかわらず、当行グループは、これらの影響を相殺するため、および以前の想定に関連して報告された費用の現在の為替相場から恩恵を得るために、追加的な対策を取っている。したがって、現在、当行グループは2018年の調整後費用を約230億ユーロと予想している。これは、当初の220億ユーロの目標に加え、事業売却の遅延および一時中止による費用の影響を反映している。2021年までの数年間で調整後費用をさらに削減することを目標とする。とはいえ、当該目標は、前述の事業売却を成功裏に予定された期間内に実行できるかどうかにより一部よっている。

当行グループは、2018事業年度およびそれ以降、競争力のある配当支払比率を目標とする。これらの配当支払について、当行グループは2018事業年度に当行の単体財務諸表でドイツ会計規則（HGB）に基づく十分な水準の配当可能利益を維持しなければならない。

当行グループの事業の性質上、当行グループは、ドイツ、および特に米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。当該事項は、多くの不確実性に左右される。当行グループは、多数の重要な法的問題を解決し、幾つかの法的問題については進展しているが、短期的には訴訟および執行環境は困難であると予想する。2017年の訴訟費用は、過年度に見積った引当金を下回って解決することができた結果、相対的に減少した。2018年、訴訟費用の予想には多数の不確実性があることを念頭に置いた上で、当行グループは、2017年よりも訴訟がそれなりに増加するが、過去数年間にわたって観察された上昇の水準をはるかに下回るものであると予想している。

当行グループの事業セグメント

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）

CIBの目的は、法人顧客および機関顧客にインベストメント・バンキングおよびトランザクション・バンキングの商品およびサービスの提供において効率的かつシームレスな顧客カバレッジを提供し、それによって当行グループの株主に魅力的なリターンを生み出すことである。2018年、当行グループはコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの収益が2017年対比で増加すると予想している。2017年の事業環境は、ボラティリティが低水準にとどまり、顧客活動が減速し、極めて厳しいものであったためである。2018年、当行グループはボラティリティの水準が上昇することを予想する。これによって、顧客活動が活発になり、セールス・アンド・トレーディングの収益確保の支えとなるだろう。また、CIBは、より効果的なカバレッジを通じた顧客主導のフランチャイズの活性化に重点を置いており、重要な機会を捉えるための選択的な雇用が進展している。当行グループは、目標とする商品および地域市場セグメントにおける市場シェアの拡大に引き続き注力する。

セールス/トレーディングのうち債券および為替(FIC)の2018年の収益は、2017年対比で増加すると見込んでいる。これは、主に、外国為替、新興市場、金利の収益の増加によるものである。2018年初めに、市場のボラティリティはインフレおよび米国の金利上昇に対する懸念を背景に急上昇した。過去にボラティリティが高まった時期は、金融市場における顧客活動の水準が高まった。今後の世界の金利環境の変動(米国ではさらなる上昇が予想される)によって、金利の収益の増加が支えられるだろう。当行グループは、2018年のセールス/トレーディング(株式)の収益は、エクイティ・デリバティブおよびプライム・ファイナンスにより2017年対比で増加すると見込んでいる。プライム・ファイナンスの顧客残高は、2016年9月以前の水準まで回復し、2018年に収益が増加することを予想している。一方で、当行グループが2017年度下半期に開始したエクイティ事業によって収益の改善が見込まれる。しかしながら、資金調達費用の増加、規制圧力、リソースへの継続的なプレッシャー、地政学的事象の潜在的な影響等の逆風が課題として残ると予想する。

2018年以降、CIBが資産担保金融および商業不動産に関連した収益を計上する予定である。これらは以前それぞれ、ファイナンスとセールス/トレーディング(債券および為替)で報告されていた。その他の融資業務に関連した収益(特に、投資適格の貸出)はその他の商品に報告する。当行グループは、ファイナンスの収益は、対前年比で若干減少すると予想する。これは、投資適格の貸出からの収益が減少することによるものである。一方で、商業不動産および資産担保金融は横ばいであると予想する。当行グループの2018年のファイナンスのポートフォリオは、引き続き収益の安定した水準を提供するだろう。ただし、資金調達費用は、短期的には上昇することが見込まれる。

オリジネーションおよびアドバイザーの2018年の収益は、対前年比で若干増加することが予想される。これは、2017年のピークの水準よりは低いものの、市場手数料が引き続き支えている。当行グループの顧客カバレッジに再び重点的に取り組むことによる株式オリジネーションの回復、並びに2017年度第4四半期に公表された多数の指令および特にクロスボーダーのM&A取引のカバレッジの向上を背景に拡大することが予想されるアドバイザー収益の増加により、当行グループの市場シェアが拡大すると見込んでいる。

2018年のGTB収益は、2017年対比でわずかに増加することを予想する。トレード・ファイナンスおよびセキュリティーズ・サービスの収益は増加し、キャッシュ・マネジメントの収益は若干減少すると見込んでいる。これは、マクロ経済の状況を背景としており、また、金利の増加によるものである。一方で、当行グループは、引き続き高い利鞘への圧力があると予想する。

当行グループは、規制コンプライアンスの強化、統制および実施の高まりの中で、引き続きCIB全体の費用を削減し、プラットフォームの効率性を進めることを約束する。2018年の利息以外の費用は、ほぼ横ばいであることが予想され、調整費用の減少は、営業外費用の増加によって相殺される。訴訟は、費用と時期に関して引き続き不確実である。2018年、当行グループは、現在CIBのRWAがほぼ横ばいであると見込んでいる。これは、事業資産(レガシーポートフォリオを含む)の減少によって、手法の変更によるプレッシャーとオペレーショナル・リスクRWAの増加が一部相殺されることによる。当行グループの規制遵守、know-your-client(KYC)、顧客オンボードの向上、システム安定性、統制と実行への意識を維持する。

当行グループの見通しに対するリスクには、2018年のMiFID IIの実施による影響、プレグジットが当行グループのビジネス・モデルに及ぼす潜在的な影響、バーゼルIIIの枠組み合意の今後の影響、米国の税制改革が含まれる。中央銀行政策および進行中の規制改革に関する不確実性もリスクをもたらす。一方で、イベントリスクや顧客の金融活動の水準等といった厳しい環境も金融市場に影響を与える可能性がある。こうした見通しにもかかわらず、当行グループは、発表した戦略の優先事項に従うことで、将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

プライベート・コマーシャル・バンク(PCB)

PCBの目標は、個人、法人、ウェルス・マネジメントの顧客に対して、標準的な銀行業務から個々の投資および金融に関する助言に至るまで包括的範囲の商品を提供し、当行グループの株主に魅力的なリターンをもたらすことである。商品提供は、世界的ネットワーク、堅固な資本市場、ファイナンスの知見、革新的なデジタルサービスによって支えられている。当行グループのドイツの事業では、2018年に、PCC事業とポストバンクの統合に重点を置く予定である。これにより、当行グループは、当行グループの本国市場であるドイツにおいて、20百万以上の顧客を有する最大のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクを築くことになる。PCCインターナショナルは、2017年12月にポーランドの当行グループのリテール銀行業務の大半について売買契約を締結しており、当該取引の決済が2018年の焦点となるだろう。さらに、他の世界中の拠点の事業を引き続き変革する予定である。ウェルス・マネジメントではさらに変革を進め、当行グループのフランチャイズを拡大することに重点を置

く。これには、公表されたSal. Oppenheimの個人顧客事業の当行グループのドイツ事業への統合の実施、ならびにアジア、米州、EMEA等の重要な成長市場のさらなる拡大が含まれる。加えて、全ての事業分野において引き続きデジタル機能に投資する予定である。

当行グループの2017年の収益は重要な特定の項目から獲得したが、2018年に同水準の収益が獲得できることを予想していない。この効果は、手数料およびフィー収益の増加によって大部分が相殺されるため、2017年対比で、2018年に報告される収益はほぼ横ばいとなる見込みである。預金業務のマージンは、引き続き低金利環境によってマイナスの影響を受けるだろう。一方で、貸出の収益の増加によって補うことができると考えるため、純利息収益も2017年対比でほぼ横ばいとなるだろう。

当行グループは、資産運用は2018年にわずかに増加すると予想する。これは、主に、主要なウェルス・マネジメント地域における当行グループの成長戦略によるものである。また、当行グループのリスク・ウェイトド・アセットは、当行グループの貸出事業の成長戦略により、2017年末と比較してわずかに増加すると考える。

2018年、信用リスク引当金繰入額は2017年と比較して大幅に増加することが予想される。これは、ポストバンクにおける多額の戻入を含む特定の要素によるものである。また、当行グループの貸出事業の成長戦略およびIFRS第9号の導入に伴う増加によって、過年度に比べ信用リスク引当金繰入額のボラティリティが増加することも見込んでいる。

当行グループは、2018年の利息以外の費用は、2017年と比較して若干減少すると考える。これには、ポストバンクの統合に係る多額の再構築費用が含まれる。調整後費用は、2018年はほぼ横ばいとなるだろう。着手した再構築策によるさらなる削減は、投資費用の増加によって相殺されることが予想される。投資費用は、特にポストバンクの統合に関係するものであるが、デジタル化、PCCインターナショナルとウェルス・マネジメントの進行中の変革、インフレによる影響へのさらなる投資も含まれる。

2018年の当行グループの収益状況に影響を与えると考えられる不確実性は、当行グループの主要営業各国での経済成長の鈍化、世界的な金利のさらなる下落、予想以上に高いエクイティおよびクレジット市場でのボラティリティを含んでいる。これは、顧客の金融活動にマイナスの影響を与える可能性がある。延長されたMiFID IIおよびPSD II等の規制要求の実施、ならびに当行グループの戦略目標の実行の遅れが、当行グループの収益および費用基盤にマイナスの影響を与える可能性がある。

ドイチェ・アセット・マネジメント

Deutsche AMIは、ドイツ銀行の中核事業であり続ける。2017年3月に、Deutsche AMの部分的新規株式公開を進める予定であることを公表して以来、この目標に向けて相当程度前進した。部分的IPOの論理的根拠は、より強い自律性を培うことによって事業の可能性を開くことである。独立した資産運用会社として、当行グループは世界的な事業にDWSブランドを導入し、外部プロファイルを向上させることに努める。当行グループのインフラパートナーの統合によって、当行グループはプラットフォーム全体で営業効率を高めることができる。これには、コスト削減のためのプロセス改善および顧客経験の充実が含まれる。

当行グループはDeutsche AMの幅広い投資可能性と長年にわたる業務上の独立性によって業界の課題に対処し、ビジネスチャンスを獲得することができる良い位置につけると確信している。2018年、当行グループは、世界同時の経済的成長および安定的な信用市場に基づき幅広く堅調な資本市場を予想している。一方で、評価が強化され、金融政策による刺激策の穏やかな減少、継続的な政治の不確実性によってリスクは増加している。当行グループは、先進国での成長は堅実であり、新興市場はより速い速度で成長し続けると予想する。これらの傾向は投資家のリスク選好に影響し、潜在的にマネジメント収益および資産の流れにも影響を与える。投資家のニーズを予想し、それに応えることによって、Deutsche AMIは当行グループの世界的な顧客基盤で選択される投資パートナーとなることを目指す。

中期的には、業界における世界の資産運用は大幅に増加することが予想される。これは、パッシブの戦略、オルタナティブ、マルチアセットソリューションの正味流入が堅調なことによって、金額に見合った価値、透明性、リターン志向のソリューションへの顧客の需要が高まったことによる。当行グループは、これらの業界の成長傾向は、パッシブ商品、オルタナティブ投資、次世代のアクティブ商品、マルチアセットソリューションといった当行グループが市場シェアを拡大できると考える商品分野であることから、それらが有利に働くという楽観的見解である。さらに当行グループのデジタル機能によって、商品やサービスを販売する新たなチャネルが切り拓かれている。一方で、当行グループは、手数料圧縮により純利益へのさらなる圧力、規制費用の上昇、および競争力学に晒されると予想している。この厳しい環境の中で、当行グループは規律ある費用基盤を維持しながら同時に差別化することができる商品およびサービスの成長のイニシアティブに重点を置くつもりである。

2018年、当行グループは、顧客カバレッジ、ならびに商品およびデジタル機能への選択的投資を実施する予定である。これは、顧客サービス、ビジネス統制および効率性を高めるために、主として経営支援組織全体の事業活動を簡素化する目的で事業基盤を見直すことにより予想される効率性の向上と結び付いている。

2018年、収益は、2017年と比較してわずかに減少することが予想される。この大部分は、2017年にはファンド業績フィーが認識されるタイミングのずれにより業績および取引フィーが大幅に減少したこと、ならびに一過性の保険金回収の計上によるその他収益が大幅に減少したこと、および2017年に実施された処分活動による影響によるものである。2018年、当行グループは正味流入および堅調な市場の見通しによって資産運用がわずかに増加すると予想している。2018年の間、特に現金および保

険関連商品の正味流入は引き続き不安定であると予測する。さらに、最近実施された米国の税制改革による純流出がもたらされると予想する。運用フィーは、ほぼ横ばいであると見込んでいる。これは、利鞘の圧縮によって一部相殺されるが、正味流入と堅調な業績によるものである。Deutsche AMは、コスト効率性向上に向けた施策を講じて、費用基盤を慎重に管理する予定である。2017年に非中核戦略業務を売却したこと、および分割費用の大幅な減少による影響によって、調整費用がわずかに減少することを予想する。

当行グループの見通しのリスクには、世界的な正味流入の増加の速度、資本市場の変動、為替の変動、金利、世界のマクロ経済の成長に晒されること、ブレグジットを含む政治動向、継続する世界中の政府の不確実性が含まれる。さらに、予期しない規制コスト、および法域における制約による当行グループの効率的な施策の実施が遅延する可能性によって、当行グループの費用基盤にマイナスの影響が及ぼされる可能性がある。

リスクおよび機会

当行グループが発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項での予想から起こり得る損失を被るリスクあるいは利益をもたらす可能性につながる将来の傾向または事象に着目している。

当行グループの目標は、様々な外部要因および内部要因の影響を受ける。具体的には、当行グループの戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成は、現在の困難なマクロ経済および市場環境において当行グループの幾つかの中核事業の収益創出能力が低下したこと、規制改革によって継続的に逆風下に置かれていること、および（または）当行グループの法的手続や規制上の手続による当行グループへの影響によって不利な影響を受ける可能性がある。

リスク

マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行グループの業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

継続する政治的な不確実性の水準の上昇は、金融システムおよび経済全体に予期しない結果をもたらし、欧州の統合を緩め、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行グループの業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行グループの能力には限界がある。

英国の欧州連合離脱という決定に伴うマクロ経済全体の影響は、ヨーロッパのブレグジットに対する政治的反応によるが予測しがたい。一般的に、当行グループは英国のEUに対する将来の立場に関する不確実性は長期にわたると予測する。したがって、投資の弱体化、経済成長の鈍化は、英国の離脱交渉中継続すると考えられる。結果として、この展開および当行グループのビジネスおよび事業モデルへの影響を注意深く監視していく。これは資産の減損につながる可能性もある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行グループは減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行グループが締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行グループの収益および利益、ならびに当行グループの戦略的目標のタイムリーかつ完全な達成は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行グループが調整後費用の目標を達成できるかどうかは、一部、当行グループが予定している事業売却を成功裏に、かつ期間内に実行できるかにかかっている。しかし、このように予定している売却は、遅延したり、資産売却の範囲が変更されたり、市況、関連当事者との交渉および現地当局との協議によって実行不可能となる可能性がある。

本項および「見通し」の項に記載した直接費用および関連するビジネスへの影響は、当行グループが現時点で予測するよりも金額的に重要となる可能性があり、ドイツ銀行AGの「分配可能項目」（ADI）の算定に影響をもたらす可能性がある。ADIの算定は、当行グループのその他Tier 1（AT 1）証券の支払可能性の基礎を構成している。もしドイツ銀行AGのドイツ商法（Handelsgesetzbuch、HGB）に基づきドイツの会計規則に従って算定された単体のADIが充分ではなかった場合は、当行グループのAT 1商品の償還能力に影響を与える。この場合、資金調達費用がさらに増加させることとなり、市場での当行グループの信用を悪化させ、当行グループのオペレーションおよび財務状況の結果に潜在的に不利な影響を与える。そのような影響は、当行グループの資本、流動性およびその他の規制比率への圧力も増加させることとなる。また、HGBに従って当行の単体財務諸表において報告される配当可能利益の水準が十分ではなかった場合、当行グループの配当支払能力に影響を及ぼす。

当行グループの信用格付の引き下げは、このような場合、もしくはその影響範囲を当行グループは予想できないものの、資金調達コストや事業活動に影響を与えることとなる。

規制改革および監督上の評価

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行グループは重大な費用負担が必要となり、重要な不確実性を生み出し、当行グループの業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、全般的に厳しい環境と同様に、当行グループの事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行グループの営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行グループの株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

規制当局は、例えば、年次の監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を踏まえ、当行グループの統制環境における不備によってもたらされる追加的なリスクを反映するために、資本上乘せを課す場合がある。極端な場合、規制当局は法域内で営業活動を行う認可を一時停止することもある。さらに、統制を強化することによって、規制遵守に係る費用が増加し、効率性

向上と相殺される、もしくは効率性向上を上回る可能性がある。当行グループの継続的な当局とのコミュニケーション時に、もしくは一連の監督当局検査において解釈の問題が議論された際に、規制当局は、当行グループによる特定の規制要件の解釈に同意しない可能性がある。規制の解釈の変更は、第1の柱の規制におけるポジションの取扱いに重大な影響を与え得る。同様に、欧州銀行監督局（EBA）による所要自己資本規制の解釈が変化し続けていることも、当行グループの規制資本、レバレッジ比率または流動性比率にマイナスの影響を与える可能性がある。例えば、2017年10月6日に、EBAは保証積立金の取扱いに係る新たな解釈指針を公表した。当該指針は、ドイツにおける主に政府出資による個人年金制度を含む、すべての保証積立金および保証積立金制度に適用されることが決定された場合、当行グループの規制資本およびレバレッジ比率に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法律上、税務上および規制上の手続

当行グループは、複数の法律上の手続、税務調査および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行グループの計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。これらの事象が当行グループの予想よりも不利な結果で終結した場合、その費用および当行グループの業務上必要な変更に関して、または当行グループの業務および業績予測に対する否定的な認識、関連ビジネスへの影響が増加する場合、当行グループは戦略的目標を達成することができず、それらの変更を余儀なくされる場合がある。

リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行グループは、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、すべての経済市場環境において、あるいは当行グループが識別あるいは予測することができないリスクを含むすべてのリスクの種類に対して、当行グループのリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

戦略

戦略の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行グループが戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

デジタル化

デジタル化によって、フィンテックの市場参入機会等で新たな競合他社が現れたことより、当行グループは、市場シェアの潜在的損失のリスクを軽減するために、デジタル商品やプロセスのリソースへの投資の必要性が高まると予想している。さらに、デジタル化の水準が向上することで、サイバー攻撃によるデータ損失や技術の障害、セキュリティ侵害、不正アクセス、データの喪失や破壊またはサービスの停止が発生する可能性がある。これらの事象によって、当行グループは訴訟対象となり、または財務上の損失を被り、ビジネス活動が阻害され、顧客への賠償責任を負い、政府による介入が行われ、当行グループの評判を損なう可能性がある。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、グループ財務諸表よりも大きな損失や低い収益となる。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の経済環境、地域の規制要件の増加、再編または上場株式の株価の変動によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整
- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにもかかわらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、根元債務の減少による相殺効果がない可能性があることによる。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT 1商品に係るクーポンの費用によって、当該リスクが増加する。
- ある年度でAT 1クーポンをHGBに基づく分配可能項目が不十分なために提供できない場合、ドイツ銀行AGの資金調達コストが増加する可能性がある。

さらに、過去のものを除き、関係会社からの収益または利益剰余金が、ドイツ銀行AGで認識された損失を完全にカバーするために十分な配当金支払ができないというリスクがある。

機会

マクロ経済および市況

GDP成長率、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行グループの収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

戦略

当行グループの戦略の目的は、当行グループの複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、運営を改善することである。戦略の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行グループの仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行グループの経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

ブレグジット

英国の欧州連合離脱によって、ドイツ銀行はコーポレート・インベストメントバンキング商品一式を提供するEUに拠点を置く数少ない世界規模の銀行の1行となるため、競走上の優位性が生じる可能性がある。

こうした唯一無二の位置づけは、ドイツ銀行に利益をもたらす、当行グループの顧客に対する明確な競争上の差別化要因となる。さらに、ドイツ銀行の既存のEUを基盤とするインフラによって、競合他社よりも顧客のブレグジットの移行が容易となる可能性がある。

規制変更

規制変更も、追加的な収入源をもたらす、今後競争環境をドイツ銀行にとって有利なものに変化させる機会となり得る。

例えば、MiFID IIは、高品質で、徹底的な調査カパレッジを有するドイツ銀行に恩恵をもたらす。比較すると、当行グループの幾つかの競合他社は、MiFID IIの結果として規模を縮小しなければならない可能性がある。また、一部の競合他社は、拠点を減らし、さらに市場から撤退することになるかもしれない。こうした状況において、ドイツ銀行は広範囲の顧客に対し幅広い商品およびサービスを提供することができるならば、市場シェアを獲得する機会が得られる。

デジタル化

デジタル化は、当行グループの様々な部門に著しい効率性向上の機会をもたらす。顧客自身によるデジタル口座開設等のデジタルアプリケーションに投資することによって、フロントからバックまでのプロセスの自動化が可能になり、顧客に直接対応する従業員の生産性を向上させることができる。さらに、デジタル化によって、顧客が望む場所や時間にサービスおよび商品を利用可能にするより柔軟な方法を顧客に提供することができる。これらの要素を当行グループのデータセキュリティにおける高度な専門技術と組み合わせることによって、当行グループの現在の市場の地位を強化し、市場シェアをさらに拡大させることに役立つこととなる。

ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBIに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的な機会、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループよりも利益が得られるような方法で報告される。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配パターンに基づき、ある年度でグループの純利益への貢献と比較してより高い収益を示す可能性がある。

[次へ](#)

リスク・レポート

リスク管理原則

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に割り当てることが不可欠である。当行グループの目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総合的アプローチをとること、ならびに当行グループのリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行グループの復元力の強化に資することである。当行グループは、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループのリスク管理フレームワークを支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行グループは、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行グループの方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに考慮することを要求している。当行グループは様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行グループのリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

当行グループは、すべてのレベルの従業員がリスクの管理および上申に責任を有する、強靱なリスク文化を促進している。当行グループは、従業員が、当行グループの業務行動・倫理規範に沿った、強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行グループの方針は、リスク関連の行動を当行グループの業績評価および報酬プロセスにおいて考慮することを要求している。さらに、当行グループの取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するために頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。

また、当行グループは2017年度に、特にリスク意識、リスク所有およびリスク選好の枠内でのリスク管理に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価も導入した。評価結果は既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日々の効果的なリスク管理に不可欠な要素であるという強いメッセージを発信している。

リスク管理フレームワーク

リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造、測定プロセスおよび監視プロセスを通じて管理されている。

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク・マネジャーおよび上級リスク管理委員会に対し委任される。
- 当行グループは、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用しており、この中でリスク、統制および報告責任が定義されている。
 - 第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、その業務からリスクが生じるような、当行における役割を指す。
 - 第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、健全なリスク管理フレームワークが組織全体を通じて適用されるよう促進するリスク種類管理責任者の当行における役割を指す。第2のLoDは、リスク選好、ならびにリスク種類ごとのリスク管理基準および統制基準を定義し、第1のLoDのリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、確認している。
 - 第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、内部統制システムおよびリスク管理システムの設計の妥当性と有効性に関して独立した立場で客観的な保証を行うことについて、説明責任を有している。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、ならびに戦略的および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総合的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスクおよび風評リスクなどの重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリ

ングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。

- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行グループのリスク管理能力の重要な構成要素である。
- 再建計画および緊急時対応プランは、危機管理に関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした一連の措置を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は、当行グループの破綻処理当局である単一破綻処理委員会が責任を負っている。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは、重要なサービスを継続することで金融システムまたは経済全般における大きな混乱を防ぐことを目的として設計されている。
- 当行グループは、現地または法人企業に特有の要件に適合させつつリスク管理基準を当行グループ全体で統一することを目指す、統合的リスク管理アプローチを適用している。

グループ・ネットワークの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

リスク管理組織

当行グループの世界中の日々の業務は当行グループが業務を行うそれぞれの法域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行グループが準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、当行グループの主要な監督機関として協力して対応している。

欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行グループのリスク引受能力を評価している。これは、本レポートの「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク・ガバナンスを行っている。

- 監査役会は、当行グループのリスク状況、リスク管理およびリスク統制ならびに当行グループの風評および重要な訴訟事件に関して、定期的に報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している（これらの委員会に関する詳しい内容については、コーポレート・ガバナンス・レポートの「取締役会および監査役会」の「常設委員会」の項を参照のこと）。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、主要なリスク・ポートフォリオ、リスク戦略およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。また、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金についても報告する。リ

スク委員会は、全体的なリスク選好、集積されたリスク・ポジションおよびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略の実施を監視するための支援をする。

- 公正委員会は、数ある責任の中でも特に、法律上の要件、当局の規制および社内方針の遵守を向上させる取締役会の取り組みを監視している。これはまた、当行の業務行動・倫理規範をレビューし、要請があれば、リスク委員会が当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析するための支援をする。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行グループの利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。取締役会は、重要なリスクおよび自己資本関連の問題のレビューおよび決定を行う中心的なフォーラムとしてグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）を設置した。GRCは通常、週に一度開催される。GRCは、一部の役割を個人や小委員会に委任している。GRCおよびその小委員会については以下に詳述されている。

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- グループ・リスク委員会（GRC）には様々な役割と特別な権限があり、これには、新規のまたは重要な変更が行われたリスクおよび資本モデルの承認、リスク・エクスポージャーの変動と内部および規制上のグループ全体のストレス・テストの結果のレビュー、ならびに当行グループ全体のリスク文化の監視が含まれる。GRCはまた、各業務部門が利用可能なリスク資源およびハイレベルな（例えば国または業界レベルの）リスク・ポートフォリオをレビューし、限度枠や限界値などの形で関連するリスク選好目標を設定する。さらに、GRCは、主要なリスク管理方針、グループ再建計画および緊急時資金調達プラン、包括的なリスク選好パラメータ、ならびに再建や上申に係る指標など、取締役会の承認が必要な事項のレビューと提言も行う。GRCは、グループ全体のリスクおよび資本計画プロセスにおける取締役会の補佐も行う。
- 非財務リスク委員会（NFRC）はドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好許容度のフレームワークを定義づけ、非財務リスクのオペレーティング・モデル、ならびに業務部門と統制機能の間および異なるリスク種類の統制機能間の相互依存を監視およびコントロールすることを課されている。
- グループ風評リスク委員会（GRRC）は風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各業務部門、管理部門または地域の管理職が不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整に係る責任を有している。
- エンタープライズ・リスク委員会（ERC）は、様々なリスク項目からリスクの専門家を集め、企業全体のリスクの傾向、事象およびリスク横断的なポートフォリオに重点的に取り組む義務を負い設置されたものである。その義務の一環として、ERCは、カントリー・リスク・ポートフォリオの年次の概略および特定の国・リスクの限界値の承認、商品の限界値の設定、当行グループ全体のリスク・ポートフォリオの集中に関するレビュー、当行グループのリスク選好の管理に利用されるグループ全体のストレス・テストの監視、およびリスク文化のように企業全体のリスクに影響を及ぼすトピックのレビューを行う。
- 財務資源管理評議会（FRMC）は、資本または流動性ストレスについて、発生が予想される、または実際に発生した期間における意思決定を支援する特別ガバナンス機関である。FRMCは、軽減措置を議論し推奨するためのフォーラムであり、以前の流動性管理委員会の業務と従来はGRCに割り当てられていた危機管理関連業務を一つにまとめたフォーラムである。具体的には、FRMCは、当行の資本および流動性の状況の分析、資本および流動性の戦略に関する助言、ならびに戦略を成功裡に遂行するために必要な特定の事業レベルの資本および流動性の目標および/または対策に関する提言を行う任務を負う。これには、緊急時資金調達プランを発動させるかどうかに関する勧告、および関連する決定事項の実行を監視する権利が含まれる。

取締役会のメンバーである当行グループの最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスク測定手法の継続的開発および強化に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、CROは、包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROはリスク機能の直接的な管理責任を有している。リスク機能におけるリスク管理および統制業務は通常、以下の管理に重点を置いた、特化したリスク管理ユニットに割り当てられている。

- 特定のリスク種類
- 特定の事業におけるリスク
- 特定の地域におけるリスク

これらの特化したリスク管理ユニットは通常、以下の中核的業務を担っている。

- 取締役会が設定した、業務部門で適用されているフレームワーク内で、GRCの設定したリスク選好と整合させる。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- リスク限度枠を設定し、承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

さらに、事業別リスク管理（BRM）は、特定の業務分野に対するリスク機能を表している。各業務部門のCROは、各部門の戦略とリスク所有を検証して影響を及ぼし、リスク選好を実施するために、各部門の総体的観点から各リスク・ポートフォリオを管理する。

特化したリスク管理機能は、当行グループのエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）機能により補完されている。ERMは、当行グループ全体および部門レベルのすべてのリスクが、合意されたリスク選好およびリスク管理の原則の枠内で機能別リスク・チームにより確実に識別、所有およびコントロールされることを目指し、銀行全体のリスク管理フレームワークを設定している。ERMは、十分な情報を得た上で当行の資源に関する戦略的意思決定を行えるよう、企業全体のリスク情報を集約および分析し、ポートフォリオのリスク/リターンのプロファイルをレビューする責任を有する。ERMは以下のことを行う権限を有する。

- 企業全体のリスク選好ならびに事業および法人全体における配分を管理する。
- 意思決定の支援として企業全体のリスクの透明性を高めるため、リスクを統合し集約する。
- 将来を見据えたストレス・テストを実施し、当行グループの再建および破綻処理計画を管理する。
- リスク管理フレームワークの有効性を管理し向上させる。

特化したリスク管理機能とERMは、CROに報告する系統を有している。

当行グループの財務部とリスク部は、互いに、また当行グループの業務部門からも独立して活動しながら、当行グループが引き受けたリスクを数値化および検証する共同責任を負っている。

当行グループの子会社であるドイツ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主な特徴は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- 主要なグループのリスク方針との整合。

ポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

ポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーは、上記の委員会の投票メンバーである。

ポストバンクとドイツにおける個人顧客および中堅企業の業務との併合が2017年3月に公表されたことを受けて、また、包括的な統合プロジェクトの一環として、リスク部門は、上述のとおり当行グループに引き続き含まれる併合予定の法人企業に関して、適切なリスク機能を確立するための分析と作業も開始した。

リスク戦略およびリスク選好

リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行グループがその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、全体的なリスク水準を示しており、最低限の定量的指標および定性的記述の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行グループのステークホルダーに対する義務に違反する直前の、当行グループが引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行グループのリスク計画および戦略を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行グループはまた、当計画が当行グループのリスク選好およびリスク能力を遵守しているかどうかにつ

いて、ストレス下の市場状況においてテストする。トップダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトムアップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行グループのリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行グループは、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行グループは、当行グループがさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行グループはリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行グループはストレス下における一連の測定基準（CRR/CRD 4の段階的導入および完全適用による普通株式等Tier 1（以下「CET1」という。）比率、レバレッジ比率（以下「LR」という。）、内部適正自己資本（以下「ICA」という。）比率ならびにストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「SNLP」という。）を、定期的実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価している。

当行グループのリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行グループのリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。当行グループに求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、グループ・リスク委員会または取締役会全体で承認されなければならない。

戦略的および資本計画

当行グループは、グループとしてのおよび当行グループの業務分野のための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総体的な見直しを作成することを目的としている。このプロセスは当行グループの長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行グループは、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップダウンの目標設定およびボトムアップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップダウンの目標設定では、当行グループの主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給、資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌5年間の目標は、当行グループの世界のマクロ経済見直しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトムアップからトップダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は四半期ごとに計画され、4年目および5年目は年間計画となっている。提案されたボトムアップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行グループの戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトムアップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画は監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、本拠地ドイツでの強い基盤を支えに世界的にも展開する欧州における有数の銀行になるという当行グループのビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行グループは以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行グループのリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行グループの目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行グループが、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセス（以下「SREP」という。）の要求を遵守していることも確実にする。2017年12月19日に、ドイツ銀行はECBより、2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定では、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低10.65%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することを要求する。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.88%の段階的導入の資本保全バッファー、カウンターシクリカル資本バッファー（現在0.02%）およびドイツ銀行がグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）として指名されたことによって課せられる1.50%の段階的導入のG-SIIバッファーで構成される。2018年度の10.65%の新たなCET 1所要自己資本は、2017年度にドイツ銀行に適用されていた9.51%のCET 1所要自己資本よりも高い。したがって、2018年度におけるドイツ銀行のTier 1資本比率は、12.15%となり、自己資本合計比率は14.15%となる。また、2017年度のSREPの結果を踏まえ、ECBは、追加的な「第2の柱」のCET 1の資本アドオン（一般に「第2の柱」のガイダンスと呼ばれる。）を保有するという個別の期待を当行グループに伝えた。「第2の柱」のガイダンスに基づく資本アドオンは、第2の柱の要件とは別の、追加的な要件である。ECBは、「第2の柱」のガイダンスに法的拘束力はなく、「第2の柱」のガイダンスを満たさなかった場合には自動的に法的措置が講じられるわけではないが、それを満たすことを銀行に期待すると述べた。

リスク測定手法

当行グループは、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行グループは、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行グループのリスクの測定、管理および報告に現在用いられている主な先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWAは、当行グループの業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行グループの経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは、（必要に応じて）ドイツの法律に導入された現在有効なCRR/CRD 4フレームワークに従って計算され、当行グループの将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される。
- レバレッジ比率エクスポージャー。当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。
- バリューストック・リスク。当行グループでは、正常な市場状況における当行グループのトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリューストック・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリューストック・リスクを用いている。それぞれのバリューストック・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリューストック・リスクは、あるポートフォリオについて、正常な/ストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリューストック・リスクは、正常な/ストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。
- 経済的資本。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.9%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。内部経済的資本需要の算出に使用される分位値は、2016年の99.98%から2017年には99.9%に変更され、それに伴い規制自己資本需要の比較可能性が向上し、内部資本供給の定義が修正された。当行グループでは、信用リスク、マーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。
- 流動性。グループ内で、流動性および資金調達リスクは一貫した流動性リスク管理とガバナンス・フレームワークの下で管理される。当行グループは、流動性リスクの測定と当行グループの運営上、戦術的および戦略的な流動性ポジションの

評価において幾つかの手法を適用する。運営上の流動性は、当行グループの年中および終業時の流動性ポジションを保護することを目的とし、戦術的ポジションは、当行グループがホールセール資金調達（無担保および担保付）を利用できることを確保することを目的としている。当行グループの戦略的流動性は、期間のバランスの取れた流動性プロフィールと資金調達の多様性、および資本市場のアクセスを確保することを目的とする。当行グループは、当行グループのリスク選好のフレームワークの重要な構成要素であるストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）を決定するために、流動性ストレス・テストを実施している。これは、当行の様々なシナリオ下での資金調達の推移の定量的なシミュレーションから算出している。さらに、当行グループは、パーゼル銀行監督委員会が定め、EBAが採用した当行グループの流動性カバレッジ比率を測定する。

当行グループは、当行グループのリスク・プロフィールおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行グループの戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行グループのストレス・テストのフレームワークは、内部で定められた「ダウンサイド・プランニング」に基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行グループはすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行グループの手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため、ドイツ銀行の内部検証チーム（グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンス、GMVG）から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。2017年度に実施された規制上のストレス・テストの例として、米国法人に対するCCARストレス・テストが挙げられる。2018年度に、ドイツ銀行は2年ごとのEBAストレス・テストに参加する予定である。さらに、逆境下での当行グループの資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続により、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

リスクの種類

ドイツ銀行AGは、様々なリスク、特に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびビジネス（戦略）・リスクにさらされている。

信用リスク

信用リスクは、当行グループが売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、トレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、ならびに顧客との直接的トレーディング業務（OTCデリバティブ等）の一部である。これらにはトレーディング可能債券および負債証券も含まれる。また、持分投資の帳簿価額が当行グループの信用リスクの項に開示されている。当行グループはマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行／格付遷移リスク、カントリー・リスク、取引／決済リスク（エクスポージャー・リスク）、軽減策（障害）リスクおよび集中リスクの5つのカテゴリーに分けられている。

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオ・レベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制自己資本の決定のための基礎を形成する。相手先はそれぞれ格付けられ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、様々な格付アプローチが確立されている。当行グループの非均質なポートフォリオにおける相手先は、当行グループの独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。カントリー・リスク関連の格付は、ERMリスク・リサーチから入手される。

当行グループの格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行グループは行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行グループの21等級に分かれた格付等級を適用している。

当行グループの信用ポートフォリオを管理するために当行グループが適用する主要な信用リスクの測定基準である信用格付（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）のほかに、当行グループは内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポー

ジャーを設定する。与信限度枠は、特定期間に当行グループが積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行グループは内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行グループは現在の時価および当行グループと相手先との法的契約に基づく関連するタイム・ホライズンにわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行グループは通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行グループは、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。

マーケット・リスク

当行グループの業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行グループのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行グループは、トレーディング業務およびトレーディング以外の業務の双方においてマーケット・リスクを引き受けている。経済的および規制上の要件に従って、当行グループは、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

当行グループの独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行グループの各業務ユニットのリスク・エクスポージャーが、定義された戦略に見合う承認された選好の範囲内にあることを確実にすることである。マーケット・リスク管理部は、トレーディング・マーケット・リスクに関する全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、使用されているリスク管理手法に応じて、日次、週次および月次で監視される。

トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行グループのリスク選好フレームワークを適用することである。当行グループの取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門および当該部門の個々の業務ユニットに配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオ、各地域または各種マーケット・リスクに配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的および重要な補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、業務計画およびリスクとリターンの評価を考慮して、感応度および集中/流動性、エクスポージャー、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

バリュー・アット・リスクは、日次で計算され、正常な市場状況における潜在的な大損失の予測値を提供するが、ポートフォリオのテール・リスク、すなわち極端な損失イベントが発生する可能性を測定するには十分ではない。このため、当行グループは定期的なストレス・テストも実施し、バリュー・アット・リスク・モデルの信頼区間でカバーされない厳しい市場のシナリオに基づいて当行グループのトレーディング・ポートフォリオを評価する。

当行グループは、それらのリスク要因において過去に観察された厳しいショックからシナリオを導き出しているが、入手できる過去のデータに限られている場合や、市場動向が過去のデータが将来起こり得る市場シナリオのためのふさわしい指標とはならないと見なされる場合には、主観的評価によって補強される。テール・リスク、すなわち報告されたバリュー・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

これらのストレス・テストは、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するのに必要と当行グループが見積る経済的資本を当行グループが評価するための基礎を形成している。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.9%の確率でカバーすることができるレベルに基礎となる経済的資本が設定されることを意味する。

2011年12月に当行グループは、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行グループがマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク：ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- 追加的リスクに係る自己資本賦課：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュエーション・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- 包括的リスク計測：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- マーケット・リスク標準的アプローチ：長寿リスクおよび特定の種類の投資信託について、規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの範囲外であるトレーディング勘定の証券化に関する規制自己資本を計算する。

トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行グループのバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行グループがリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類の行動パターンの変化からのリスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）。
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク。

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の変動、各資産クラスの流動性、および行動に選択可能性がある商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクを意味し、法務リスクを含む。オペレーショナル・リスクにはビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。このリスクは、風評リスクと同様に、当行の非財務リスクのサブセットを構成している。

当行グループのオペレーショナル・リスクのガバナンスは、当行、当行の顧客および株主をリスク損失およびその結果生じる風評被害から守るために、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）アプローチに従っている。このアプローチは、当行グループのすべてのオペレーショナル・リスクが識別され、カバーされること、オペレーショナル・リスクの管理に関する説明責任が明確に割り当てられること、ならびにリスクが当行の最善かつ長期的な利益に立って負担され、管理されることを確保することを目指している。3LoDアプローチとその基本原則、すなわち、自己のリスクを管理する第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）に対する全面的な説明責任と、リスク負担およびリスク管理を監視し検証する独立した第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）の存在は、グループ、地域、国および法人企業を含む組織のすべてのレベルに適用される。

ドイツ銀行のオペレーショナル・リスクの選好は、事業を行う結果として当行グループが受け入れる意思のあるオペレーショナル・リスクの程度を規定している。当行グループは、日次の業務のみならず戦略的にも意識的にオペレーショナル・リスクを負担している。当行は特定の種類のオペレーショナル・リスクの障害（法規制の深刻な違反等）について選好を設定しない場合があるが、事業目標を達成するために一定程度のオペレーショナル・リスクを受け入れなければならない場合もある。残存リスクが当行グループのリスク選好の範囲外にあると評価された場合は、さらなる是正のリスク、保険のリスクまたは事業の中止を含め、追加のリスク削減措置を講じなければならない。

非財務リスク管理部（以下「NFRM」という。）は、当行の財務以外のリスク種類（オペレーショナル・リスクを含む。）に対するリスク機能であり、包括的なオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）を所有している。

ORMFは、オペレーショナル・リスクの識別、評価、測定、監視および是正に使用される、相互に関連する一連の手法およびプロセスである。その構成要素は、当行の最も重要なオペレーショナル・リスクを管理する包括的なアプローチを提供するために一緒に機能するように設計されている。ORMFの構成要素には、第1および第2のLoDならびにオペレーショナル・リスク管理プロセスおよび適切かつ独立した検証に関する役割と責任の設定、オペレーショナル・リスクの選好の設定および遵守に対す

る当行グループのアプローチ、オペレーショナル・リスクの種類および統制の分類法、オペレーショナル・リスク管理プロセス（手法を含む。）の最低基準、独立したガバナンス、ならびに当行のオペレーショナル・リスク資本モデルが含まれる。

以下の4つの原則は、ドイツ銀行におけるオペレーショナル・リスク管理およびグループORMFの基礎を成すものである。

オペレーショナル・リスク原則1：NFRMは、グループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークを構築および維持する。第2のLoDの統制機能として、NFRMは第1のLoDによるリスクおよび統制の評価ならびにリスク管理活動を独立した立場でレビューし、検証する。オペレーショナル・リスクに関する特定分野の専門家として、NFRMはオペレーショナル・リスクの将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供し、リスク保有者と積極的に協働し、当行全体におけるリスク管理基準の実施を促進している。NFRMは、リスクの監視および必要に応じてリスク選好の範囲内にリスクを戻すための補完統制を提案する。

オペレーショナル・リスク原則2：第1のLoDとして、リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関して全面的な説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に照らしてこれらを管理しなければならない。

リスク保有者とは、財務リスクか非財務リスクかにかかわらず、リスクを生じさせるような、当行における役割である。業務部門および管理部門のリーダーは、それぞれの組織のオペレーショナル・リスクのプロファイルの識別、組織内におけるリスク管理および統制基準の実施、リスク選好の範囲内でのオペレーショナル・リスクの軽減または受け入れに関する経営判断、ならびにリスク保有者（すなわち、レベル1）の統制の構築および維持のために、適切な組織構造を決定しなければならない。

オペレーショナル・リスク原則3：第2のLoD統制機能として、リスク種類管理責任者（以下「RTC」という。）はフレームワークを構築し、彼ら自身が統制する特定のリスク種類に関するリスク選好文書を定義する。彼らはリスク選好に照らしてリスク種類のプロファイルを監視し、リスク選好に違反する事項については拒否権を有する。

RTCは、リスク管理および統制の基準を定義し、リスク保有者によるこれらの基準の実施ならびにリスク負担およびリスク管理業務を独立した立場で監視し、検証する。RTCは、独立したオペレーショナル・リスク・ガバナンスを構築し、集約されたリスク種類プロファイルに関する報告書を作成する。リスク種類の専門家として、RTCはリスク種類とその分類法を定義し、第1のLoDにおけるリスク管理基準およびプロセスの実施を支援し、促進する。独立性を維持するため、RTCの役割は管理部門のみ配置されている。

オペレーショナル・リスク原則4：NFRMの目的は、オペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本が保有されていることを確保することである。NFRMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに関する十分なレベルの資本需要を決定するためのアプローチを設計、実施および維持する責任がある。

この要件を満たすため、NFRMは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要の計算および配分ならびに予想損失の算出について責任を負っている。また、NFRMは、年次のオペレーショナル・リスク資本計画および月次のレビュー・プロセスの促進についても責任を負っている。

流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別、これらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかについての記載、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、グループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行グループの長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク管理部は、独立した統制機能として行動し、流動性リスク・フレームワークをレビューし、リスク選好に関してGRCに提言を行い、また、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク管理部（以下「LRM」という）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行グループのポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議してい

る。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好の範囲内で業務を行うことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性ダッシュボードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行グループのリスク選好に従っていることを確実にするため、当行グループは基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行の短期流動性ポジションを評価するための主要なツールの一つである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

ビジネス（戦略）リスク

戦略リスクは、コスト削減によって補うことができない収益のパフォーマンスが予想を下回ることにより営業利益が不足するリスクである。戦略リスクは、競争環境や規制の枠組みの変更、またはマクロ経済環境における効果的でないポジショニングから生じる可能性がある。また、戦略リスクは、戦略実行の失敗および/または期待より低いパフォーマンスに対する効果的な対策実施の失敗からも生じる可能性がある。

戦略的および資本計画は毎年策定され、協議および承認のために取締役会に提示される。最終的な計画はその後、監査役会に提示される。当年度において、事業戦略の実行は、戦略目標に対するパフォーマンスを評価するため、および目標達成の軌道から外れていないことを確実にするために、定期的に監視されている。

風評リスク

当行グループのリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、当行グループのブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

主な風評リスクを管理するために、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）が整備されている。本フレームワークには、風評リスクをもたらし可能性のある事項について、当該リスクが顕在化する前に積極的な意思決定を行うことによって可能な限りドイツ銀行の風評被害を防ぐプロセスが含まれる。別のリスク種類、統制またはプロセスにおける障害から生じる可能性がある風評リスク（二次的な風評リスク）は、関連するリスク種類のフレームワークを介して別途対処される。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定されている。当行グループの評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、当行グループの各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。風評リスク管理部は、風評リスクの識別と上申に関連するものを含め、本フレームワークの有効性を評価し統制する目的で、包括的な振り返りと教訓プロセスを策定し、実施した。

少なくとも中程度の風評リスクをもたらしと考えられる問題が識別された場合、各部門の風評リスク評価手続（部門RRAP）を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらしと見なされた場合、これをさらなる検討のために4つのリージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの一つの委員会を通じて上申しなければならない。重要性評価に加えて、必須上申基準として知られる特定の基準もある。必須上申基準は、評判の観点から本質的にリスクが高くなっていると考えられる場合、定義された特定分野の専門家（SME）（業界の風評リスクやグループの持続可能性等）、および/または部門RRAPやRRRCへの上申を義務づけるものである。

当該RRRCは、グループ・リスク委員会（GRC）の小委員会であるグループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行グループの経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

モデル・リスク

モデル・リスクは、不正確または誤使用されたモデル・アウトプットおよびこうしたアウトプットを使用した報告書から悪影響が生じる可能性をいう。モデル・リスクは、財務上の損失や不十分なビジネスまたは戦略上の意思決定につながる、または当行グループの評判を損なう可能性がある。「モデル」という用語は、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチを指す。

モデル・リスクは、価格決定モデル、リスクおよび資本モデル、ならびにその他のモデルで管理される。

- 価格決定モデルは、正式な帳簿や記録に計上される資産および負債の公正価値測定値、ならびに / またはマーケット・リスク管理部 (MRM) のプロセスに入力されるリスク感応度を算出するために利用される。
- リスクおよび資本モデルは、規制自己資本または内部自己資本の要件 (VaR、IMM、ストレス・テスト等) に関して使用されるリスクに関連している。
- その他のモデルは、当行の価格設定モデルならびにリスクおよび資本モデル以外のモデルである。

モデル・リスクの選好は、モデル・リスク管理が強力なリスク文化に組み込まれ、可能な限りリスクが最小限に抑えられるように、当行グループの定性的表明に沿って調整される。

モデル・リスクの管理には、以下の事項が含まれる。

- 効果的な課題をモデル開発プロセスに提供し、使用条件の識別、調整やオーバーレイが必要となる可能性がある方法論上の制限、および修正が必要となる可能性がある検証結果を含むような、強固で独立したモデル評価を実施すること。
- モデル・リスクに関連するトピックの監視と上申を行う上級管理職によるフォーラムを含む、強力なモデル・リスク管理とガバナンスのフレームワークを確立すること。
- 規制要件に整合しており、モデル・ライフサイクル全体における主要なステークホルダーに対して明確な役割と責任を定めた、当行グループ全体にわたるモデル・リスク関連の方針を作成すること。
- モデル・リスクの統制環境を評価し、定期的に取り締役に報告すること。

リスク・プロファイル

当行グループが様々な事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計 (EC) の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

経済的資本合計によって測定された当行グループのコーポレート部門のリスク・プロファイル

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・インベストメント・バンク			非中核事業部門	連結および調整	合計	合計 (%)
	プライベート・バンク	ドイチェ・アセット・マネジメント	インベストメント・バンク				
信用リスク	6,519	3,596	62	-	591	10,769	40
マーケット・リスク	4,679	1,386	310	-	4,054	10,428	38
オペレーショナル・リスク	5,995	932	402	-	0	7,329	27
ビジネス・リスク	4,435	10	99	-	1,133	5,677	21
分散効果 ¹	-5,450	-950	-264	-	-410	-7,074	-26
EC合計 (単位：百万ユーロ)	16,178	4,974	609	-	5,368	27,129	100
(%)	60	18	2	-	20	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク (ビジネス・リスクのうちの大半を占める) 間の分散効果。

2016年12月31日現在¹

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	CIB	PW&CC	Deutsche AM	NCOU	連結および調整等	合計	合計 (%)
信用リスク	8,185	4,308	62	108	442	13,105	37
マーケット・リスク	5,341	1,712	2,197	332	5,010	14,592	41
オペレーショナル・リスク	8,330	1,437	561	160	0	10,488	30
ビジネス・リスク	4,753	32	100	245	-32	5,098	14
分散効果 ²	-6,008	-1,039	-441	-110	-248	-7,846	-22
EC合計(単位：百万ユーロ)	20,602	6,449	2,480	735	5,172	35,438	100
(%)	58	18	7	2	15	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

- 1 事業セグメントに配分される金額は、2016年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。
- 2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(ビジネス・リスクのうちの大半を占める)間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メイキング活動を支援するトレーディング業務から生じるマーケット・リスクおよび信用リスクで占められる。その信用リスクの大部分は、グローバル・トランザクション・バンキング事業における貿易金融業務、ならびにファイナンスおよびオリジネーション・アンド・アドバイザリー事業におけるコーポレート・ファイナンス業務に関連している。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2016年度末から増加した。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。ビジネス・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から増加したが、これは主に戦略リスクの要素の経済的使用額が増加したことによるものである。分位値の変更により、CIBの経済的資本は63億ユーロ減少した。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業向けビジネス貸出およびウェルス・マネジメント業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。マーケット・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から減少したが、これは主にトレーディング以外のマーケット・リスクの要素が減少したことによるものである。分位値の変更により、PCBの経済的資本は18億ユーロ減少した。

ドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)の業務の主要なリスク・ドライバーは、投資ファンドに係る保証であり、当行グループはこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外には、Deutsche AMのアドバイザリーおよび手数料に重点を置いた業務から主にオペレーショナル・リスクが発生する。マーケット・リスクの経済的資本使用額は2016年度末から減少したが、これは主に、保証型ファンド・リスクを測定する新たな手法の適用により、トレーディング以外のマーケット・リスクの要素が減少したことによるものである。分位値の変更により、Deutsche AMの経済的資本は469百万ユーロ減少した。

非中核事業部門(NCOU)のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、当行グループの全事業範囲にわたるリスクを対象としている。主に非戦略的資産の全面的縮小により、すべてのリスク種類の経済的資本使用額は、2016年度を通じて減少した。NCOUは、2017年初頭に廃止され、その資産は他のセグメントに再配分された。

連結および調整は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。マーケット・リスク、およびビジネス・リスクの一部である税務リスクの経済的資本使用額は、2016年度末から増加した。分位値の変更により、連結および調整の経済的資本は18億ユーロ減少した。

信用リスク

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットिंगおよび受入現金担保考慮後の、当行グループが締結した店頭デリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含まれるが、いずれの場合もネットिंगおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行グループが売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットिंगおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションならびに持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2017年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディ ング 可能 債権	トレー ディ ング 可能 債券	負債証券 ⁴	レポおよ びレポ形 式の取引 ⁵	合計
コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	137,954	141,892	45,342	30,993	10,875	83,067	2,667	99,335	552,125
プライベー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	267,554	16,201	2,802	422	1	0	14,421	835	302,235
ドイチェ・ア セット・マネ ジメント	87	53	16	0	0	67	39	0	262
非中核事業部 門									
連結および調 整	26	107	52	15	0	4,130	31,124	4,630	40,084
合計	405,621	158,253	48,212	31,430	10,876	87,264	48,251	104,800	894,707

1 2017年12月31日現在62億ユーロの減損債権を含む。

2 2017年12月31日現在101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットिंग・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。

5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2016年12月31日現在

単位：百万 ユーロ	貸出金 ¹	取消不能 貸出コ ミットメ ント ²	偶発負債	OTCデリバ ティブ ³	トレー ディング 可能 債権	トレーディ ング可能 債券	負債証券	レボおよ びレボ形 式の取引 ⁴	合計
コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	145,187	148,599	48,778	43,230	12,996	72,342	3,568	98,135	572,835
プライベ ート・アンド・ コマーシャ ル・バンク	264,385	16,976	2,985	737	0	1	17,360	4,290	306,734
ドイチェ・ア セット・マネ ジメント	343	55	21	27	6	2,569	26	0	3,047
非中核事業部 門	3,133	131	434	175	191	257	0	34	4,355
連結および調 整	407	302	123	24	0	6,124	33,768	2,450	43,197
合計	413,455	166,063	52,341	44,193	13,193	81,293	54,722	104,909	930,169

- 1 2016年12月31日現在74億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2016年12月31日現在103億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 売却可能金融資産および満期保有に係るものを含む。
- 5 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2017年度のセグメント再編の一環として、グローバル・マーケットとコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングが統合され、新たな事業セグメントであるコーポレート・アンド・インベストメント・バンクとなった。同様に、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアントとポストバンクが統合され、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクとなった。2017年度の各部門の残高および2016年度の比較表示目的の残高は、新たなセグメント区分に従って配賦されている。非中核事業部門の活動は、2016年12月31日現在の信用エクスポージャー合計44億ユーロを含め、2017年度の初めにプライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびコーポレート・アンド・インベストメント・バンクに移された。

当行グループの主要な信用エクスポージャーは355億ユーロ減少した。

- 部門別の内訳は、すべての部門でエクスポージャーの減少が見られた。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、207億ユーロ減少し、減少額全体の大部分を占めた。
- 商品別の内訳は、OTCデリバティブ、貸出金、取消不能貸出コミットメントおよび負債証券についてエクスポージャーの大幅な減少が見られたが、トレーディング可能債券については増加が見られた。

2017年12月31日現在、当行グループの相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行グループの信用エクスポージャー総額のうち8%（2016年12月31日現在7%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行グループの貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行グループの本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行グループのモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレボおよびレボ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、ヨーロッパおよび北アメリカにあった。産業分類の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレボおよびレボ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。

マーケット・リスク

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行グループのトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行グループ独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行グループの内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行グループは、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行グループの見積りでは、当行グループのトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。リスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行グループは、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行グループは、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行グループは、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み込んでいる。

VaRの測定尺度により、すべての公正価値業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによる将来の潜在的損失の過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定またはバンキング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定のポジションは除かれている。

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

	合計		分散効果		金利リスク		信用スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
単位：百万ユーロ														
平均	29.8	32.0	-28.1	-35.0	20.2	19.7	19.7	26.6	8.7	9.3	8.4	10.7	0.8	0.7
最大	38.4	59.4	-37.6	-57.6	26.0	29.5	25.1	32.5	12.5	52.4	16.5	16.7	3.0	3.3
最小	20.1	20.4	-21.4	-25.6	13.5	14.8	13.5	22.3	4.4	4.4	4.2	3.6	0.1	0.2
期末	29.1	30.1	-22.5	-36.9	21.4	19.9	14.4	24.3	10.1	10.0	4.9	12.6	0.7	0.2

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2017年度の平均バリュー・アット・リスクは、2016年通期から2.2百万ユーロ減少し、29.8百万ユーロとなった。信用スプレッドのバリュー・アット・リスクの平均値の減少は、固有リスクが減少したことによるものであった。期末のバリュー・アット・リスクの減少は、信用スプレッドおよび外国為替資産クラス全体で減少したことによるものであった。

オペレーショナル・リスク

当行グループは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行グループのAMAによる資本計算は、損失分布アプローチに基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンジ・アソシエーション協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部シナリオを使用して、リスク・プロファイル（すなわち、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行グループの損失分布アプローチ・モデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

損失分布アプローチ・モデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%パーセンタイル値から算出される。2017年度第4四半期以降は、経済的資本も99.9%パーセンタイル値に設定されている（「内部適正自己資本」の項を参照のこと。）。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。NFRMは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、当行グループのモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度 ¹
顧客、商品および商慣行	309	2,512
内部不正行為	38	397
外部不正行為	15	18
決済、販売およびプロセス管理	223	119
その他	30	25
合計	615	3,072

1 2016年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

2017年12月現在の損益ベースのオペレーショナル損失は、2016年度末と比較して25億ユーロ、率にして80%減少した。この減少は、「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプによるものであり、2016年度における和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の増加に起因していた。

レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率（完全適用）

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、関連する金融機関が遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、2016年11月23日に欧州委員会が公表した法案では、3%の最低レバレッジ比率の導入が提案されている。当該法案では、レバレッジ比率が法案の発効から2年後に適用されることになっているが、引き続きEUの金融機関の間で政策的な討議が継続される。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャーの額の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャーの額から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランス・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く。）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く。）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

	2017年12月31日	2016年12月31日
単位：百万ユーロ	現在	現在
公表された財務諸表における資産合計	1,475	1,591
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	5	0
デリバティブ金融商品に関する調整	-172	-276
証券金融取引に関する調整(SFT)	41	20
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換)	95	102
その他の調整	-50	-90
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(完全適用)	1,395	1,348
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(段階的導入)	1,396	1,350

レバレッジ比率の共通開示

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年12月31日	2016年12月31日
	現在	現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	166	177
証券金融取引エクスポージャー合計	158	135
オフバランス・エクスポージャー合計	95	102
その他の資産	990	948
Tier 1資本の算定上控除された資産額 ¹	-14	-15
Tier 1資本(完全適用)	52.9	46.8
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(完全適用)	1,395	1,348
レバレッジ比率(完全適用、%)	3.8	3.5
Tier 1資本(段階的導入)	57.6	55.5
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(段階的導入)	1,396	1,350
レバレッジ比率(段階的導入、%)	4.1	4.1

¹ 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2017年12月31日現在および2016年12月31日現在、それぞれ-130億ユーロおよび-130億ユーロである。

2017年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2017年12月31日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は3.8%であった(2016年12月31日現在では3.5%)。これは、2017年12月31日現在のTier 1資本529億ユーロ(CRR/CRD 4完全適用ベースによる。)の、適用される額を用いたエクスポージャー13,950億ユーロに対する比率である(2016年12月31日現在では、それぞれ468億ユーロおよび13,480億ユーロ)。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2017年12月31日現在、4.1%であり(2016年12月31日現在では4.1%)、経過規定により適用されるエクスポージャーの額は13,960億ユーロとすると(2016年12月31日現在では、それぞれ555億ユーロおよび13,500億ユーロ)、Tier 1資本は576億ユーロとして算定された。経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーよりも10億ユーロ高かった(2016年12月31日現在では20億ユーロ)。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低いからである。

最新のECBガイダンスに基づき、当行グループは、財務会計において計上される資産価値に基づき(すなわち、ドイツ銀行グループでは、IFRSベースの取引日基準を採用)、2017年度第2四半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの算定に未決済残高を含めている。取引日基準の適用によって、通常の方法による資産購入において、取引日と決済日の間のレバレッジ比率エクスポージャーが一時的に増加している。2017年12月31日時点で報告された増加の規模は、170億ユーロであった。なお、現在起草されている所要自己資本規制(以下「CRR」という。)の改訂案において、改訂が発効された場合、受渡同時決済により決済される通常の方法による売買の未決済支払残高と未決済受取残高を相殺することが可能になるため、当該増加はほぼゼロとなる。

2018年1月19日に公表されたEBAによる明確化を受けて、当行グループは、2017年度第4四半期以降、規制上のネットティング・セットの一部に影響を与える売却オプションの取扱いを変更した。当行グループが当該オプションによって発生する可能性があるネットティング・セットのエクスポージャーの増加限度に上限を適用しなくなった結果、潜在的な将来の調達原価に係るアドオンが150億ユーロ増加した。

2017年度において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、470億ユーロ増加し、13,950億ユーロとなった。これは、主にその他の資産が410億ユーロ増加したことによるものであるが、上記の未決済残高に加えて、当行グループの残高の

変動も反映している。特に、貸出金の減少によって一部相殺されたものの、貸借対照表上の現金および中央銀行預け金、ならびにデリバティブ以外のトレーディング資産が増加している。さらに、SFTエクスポージャーは230億ユーロ増加したが、これはカウンターパーティ信用リスクのアドオンの増加、並びに貸借対照表上のSFT関連項目（償却原価および公正価値の両方に基づき、売却条件付買入有価証券、借入有価証券およびプライム・ブローカレッジ債権）の増加を反映している。デリバティブ・エクスポージャーは110億ユーロ減少した。これは、主に再構築コスト部分が減少したことによる。上記の売却オプションの潜在的な将来の調達原価の増加の大半は、ロンドン清算機関と取引を行った金利スワップについて過去の担保モデルから清算モデルへの変更およびその他の減少によって相殺された。加えて、取消不能貸出コミットメントに係る想定元本および偶発負債の減少に伴い、オフバランス・エクスポージャーが70億ユーロ減少した。

2017年度におけるレバレッジ比率エクスポージャーの増加は、米ドルに対するユーロの上昇に主に起因する820億ユーロの外国為替の変動によるマイナスの影響を含んでいる。

2017年12月31日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は22で、これに対し、2016年12月31日現在では25であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

流動性リスク

資金調達リスク管理

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（<1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトムアップの評価をトップダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

業務ユニット全体の資金調達の需要と供給の変動を盛り込む戦略的流動性計画プロセスは、当行が目標とする主要な流動性および資金調達の測定基準とともに、当行グループの資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行グループはまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行グループのグローバルな資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。

流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行グループが有する範囲で、当行グループは、ストレス軽減措置として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行グループの全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行グループの流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、もしくは現地の流動性ニーズを考慮したうえで利用可能な資産（当行グループ内での自由な移転に関する現地の制限を含む。）、または事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。その結果、当行グループの流動性準備金には、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）に保有されている余剰流動性は米国連邦準備法第23A条の要件により確保すべきものであり当グループには含まれておらず、また、ポストバンクに保有されている余剰流動性もポストバンクの資産の完全統合による権利放棄がされていないため当グループには含まれていない。当行グループは、主要な通貨にわたって流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で保有し、追加的な準備金を当行グループが活動を行う重要な拠点で保有している。

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2017年12月31日現在		2016年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	222	222	178	178
親会社（在外支店を含む）	189	189	136	136
子会社	33	33	42	42
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	39	37	27	25
親会社（在外支店を含む）	24	23	25	24
子会社	15	15	2	1
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	19	13	14	9
親会社（在外支店を含む）	11	8	9	6
子会社	8	5	5	3
流動性準備金合計	280	272	219	212
親会社（在外支店を含む）	223	219	171	166
子会社	56	53	48	46

2017年12月31日現在の流動性準備金は、2016年12月31日現在2,190億ユーロであったのに対し、2,800億ユーロであった。増額610億ユーロの内訳は、現金および現金同等物の増加440億ユーロ、流動性の高い有価証券の増加120億ユーロ、ならびにその他の制約を受けない有価証券の増加50億ユーロであった。この増加は主に、安定した資金調達源が着実に増加したこと、ならびに内部および規制上の流動性モデルが適合したことにより流動性バッファ要件が増加したことによることに起因する。当期中の当行グループの平均流動性準備金は、2016年度が2,124億ユーロであったのに対し、2,693億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行グループの流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行グループの仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

所要自己資本および適正自己資本

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、バーゼル2またはバーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定（グランド・ファーザー規定）を含んでいる。これに関して、当行グループは、当行グループのCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させた。2017年度第4四半期以降、当行グループは当該グランド・ファーザー規定を適用しておらず、代わりにCRR/CRD 4の完全適用規則において適用されるCRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトを当行グループのすべての持分ポジションに適用した。従って、2017年12月31日時点の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるRWAの算出において、移行措置は考慮されていない。比較期間中の2016年度末のみ、引き続きこれらの移行措置がリスク・ウェイトに適用される。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））に従って、銀行規制目的上の連結ベースでの適正自己資本について言及している。したがってグループ内の保険会社および金融部門以外の会社はここに含まれていない。

リスク・ウェイト・アセット

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当で

きる追加のリソースが要求される。これらの最低所要自己資本に加えて、様々な資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され、2019年以降、全面的に施行される予定である。

リスク・ウェイト・アセットは、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの合計から成っている。リスク・ウェイト・アセットを計算する際に、ドイツ銀行は、3種類のリスクすべてについて、ドイツ連邦金融監督公社（以下「BaFin」という。）が承認した内部モデルを使用する。当行グループは、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング・アグリーメントの影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。2017年12月31日現在、当行グループの先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、Solv第11条に従って適用される額を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では96.8%、RWAでは90.7%であり、2016年12月31日現在の水準（EADは97.3%、RWAは93.4%）から減少した。これに関連して、当行グループのRWAに基づくカバレッジ比率は、カバレッジ比率の限界値に関する規制上の最低要件である92%をわずかに下回っている。当行グループの管轄当局であるECBは、カバレッジ比率の推移について継続的に報告を受け、措置が必要な場合には、共同で、規制の変更の可能性も考慮して協議することになっている。2017年6月30日より前は、各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（CRR第150条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。

ドイツ銀行のマーケット・リスクの構成要素は、BaFinが承認した当行グループの内部モデルに基づき規制目的で計算されたバリュー・アット・リスク数値の倍数から成っている。マーケット・リスクの構成要素には、ストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびバリュー・アット・リスクの倍数、ならびに追加的リスクに係る自己資本賦課および、当行グループのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオに係る包括的リスク計測が含まれている。これらはすべて、BaFinの承認した当行グループの内部モデルに基づいて計算される。また、マーケット・リスクの構成要素には、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに該当しないトレーディング勘定の証券化も含まれ、これは、CRRに準拠した標準的アプローチにより測定されている。さらに、標準的な計算アプローチが、残りのマーケット・リスク・ポジションに用いられている。

オペレーショナル・リスクの計算に関しては、当行グループは、CRR第321条から第324条に従って、いわゆる先進的計測手法（以下「AMA」という。）を使用している。

CVAに関するRWAは、OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連する予想されるカウンターパーティ・リスクに係る時価評価による損失リスクをカバーする。当行グループは、CVAの大部分を、BaFinに承認された当行グループ自身の内部モデルに基づいて計算している。

ドイツ銀行グループのリスク・ウェイト・アセット

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
信用リスク	214,142	220,345
決済リスク	147	36
信用評価調整 (CVA)	6,451	9,416
マーケット・リスク	30,966	33,762
オペレーショナル・リスク	91,610	92,675
リスク・ウェイト・アセット合計	343,316	356,235

規制自己資本

2017年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2 (T2) 資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本およびその他Tier 1 (AT1) 資本に細分化される。

普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本は、主に (保有株式を控除した) 普通株式資本 (関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金 (事業年度における損失がある場合、それらを含む。) およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整 (すなわち、プルデンシャル・フィルターおよび控除) の対象となる。CRR第32条から第35条に基づくCET 1資本のプルデンシャル・フィルターは、() 証券化売却益、() キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに() 追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、() 無形資産、() 将来の収益性に依存する繰延税金資産、() 予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、() 確定給付年金基金資産正味額、(v) 金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi) 一定の基準を上回る金融部門事業体の資本 (CET 1、AT1、T2) に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目 (すなわち、基準を下回る金額) は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1 (AT1) 資本は、AT1資本金商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1資本への算入に適切な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適切なグランド・ファーザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1資本として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件 (早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等) の充足も必要とされる。

Tier 2 (T2) 資本は、適格な資本金商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2資本への算入に適切な非支配持分から構成されている。T2資本として適格であるためには、資本金商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本金商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本金商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される (その認識の上限は2017年度に50%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)。

CRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本	63,114	59,104
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-12,306	-11,321
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	50,808	47,782
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	8,579	11,191
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-1,756	-3,488
その他Tier 1 (AT1) 資本	6,823	7,703
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	57,631	55,486
Tier 2 (T2) 資本	6,384	6,672
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	64,016	62,158
リスク・ウェイトド・アセット合計	343,316	356,235
自己資本比率		
普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	14.8	13.4
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	16.8	15.6
規制自己資本合計比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)	18.6	17.4

2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は576億ユーロであり、508億ユーロのCET 1資本と68億ユーロのAT1資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2016年度末から21億ユーロ増加した。これは、主に、CET 1資本が2016年度末から30億ユーロ増加した一方で、同期間にAT1資本が9億ユーロ減少したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が30億ユーロ増加したことは、主に、2017年4月上旬に完了した資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加によって10%の限度額関連の控除が4億ユーロ戻し入れられたことによるものであった。その後、これらのプラスの効果は、段階的導入の割合が2016年の60%から2017年の80%に上昇したこと、および自己資本の控除項目における外国為替によるプラスの反対効果によって一部相殺された26億ユーロの通貨換算調整によるマイナスの効果によって減少した。さらなる減少は、2017年度の8億ユーロのドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純損失によるものである。2017年度の当期純損失の結果として当行グループのCET 1資本は中間利益を含まないため、CRR第26条(2)に従い、CET 1資本からはAT1クーポンおよび株主配当金のいずれも支払われない。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の9億ユーロの減少は、移行期間中にAT1資本として認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品が2016年度末から26億ユーロ減少したことによるものである。これは、主に金融商品の償還(24億ユーロ)と外国為替変動の影響によるものである。プラスの影響は、AT1資本から段階的に除外された移行時の調整額が減少(2016年度末から17億ユーロ減少)したことによって発生した。完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2017年度に80%に増加し(2016年度は60%であった)、それに対応して、AT1資本の水準は2017年度に20%に減少した(2016年度は40%であった)。

2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2016年度末の468億ユーロに対して、529億ユーロであった。2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2016年12月31日現在の423億ユーロに対して、483億ユーロであった。2017年12月31日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるAT1資本は、2016年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2016年度末から60億ユーロ増加したのは、主に、当行グループの資本増強による79億ユーロの純調達額および資本基盤の増加による6億ユーロの10%の限度額関連の控除の戻り入れによるものであった。さらに、4億ユーロのプラスの効果は、ブルデンシャル・フィルターによる規制上の調整(債務評価調整および公正価値オプション)から生じた。これらのプラスの効果は、8億ユーロのマイナスの当期純利益と自己資本の控除項目のうち外国為替のプラスの影響を受けた項目に対し認識した26億ユーロの為替換算調整によるマイナスの効果によって一部相殺された。

ECBのガイダンスに基づき、またEBAの支払コミットメントに関するガイドラインに従い、ドイツ銀行は、2018年1月以降、預金保険制度および単一破綻処理基金に関連した取消不能の支払コミットメントをリスク・ウェイトド・アセットではなく、その他のCET 1資本控除として取り扱う。これらが2017年度において資本控除項目として取り扱われた場合、プロフォーマ・ベースのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は4億ユーロ減少し、それと共に10億ユーロのRWAが減少することによって、プロフォーマ・ベースのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1自己資本比率が8ペーシス・ポイント減少することになる。

内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行グループは、バーゼル3の第2の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求するICAAPに、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで準拠している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスクの識別および評価：リスク識別プロセスは、ICAAPの基礎を形成し、これにより当行グループのリスク一覧が作成される。識別されたすべてのリスクについて、その重要性が評価される。詳細は「リスクの識別および評価」の項に記載されている。
- 資本需要/リスク測定：リスク測定手法およびモデルは、資本により十分に制限することができないリスク（流動性リスク等）を除く、すべての重要なリスクをカバーするのに必要な資本需要を定量化するために適用されている。詳細は「リスク・プロファイル」および「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- 資本供給：資本供給の定量化とは、資本需要の一部として定量化された予想外の損失を吸収するために利用可能な資本資源の定義を指す。詳細は「資本およびレバレッジ比率」の項に記載されている。
- リスク選好：ドイツ銀行は、その戦略目標を達成するために引き受ける準備のあるリスク水準を表す、グループのリスク選好の限界値を設定している。限界値の違反は、適正自己資本を守る目的で管理活動を発動する、専用のガバナンス・フレームワークの対象となる。詳細は「リスク選好およびリスク能力」ならびに「主要なリスク指標」の項に記載されている。
- 資本計画：適正自己資本の指標に対する当行グループのリスク選好の限界値は、将来的に適正自己資本を守るために満たさなければならない限界を構成している。詳細は「戦略的および資本計画」の項に記載されている。
- ストレス・テスト：当行の強靱性と全体的な実行可能性を証明するために、資本計画の数値も様々なストレス・テスト・シナリオの下で考慮される。また、適正自己資本の指標も、仮想ストレス・シナリオでのドイツ銀行の資本ポジションを常に評価し、ストレス下の脆弱性を検出するために、年間を通じて定期的なストレス・テストの対象となっている。詳細は「ストレス・テスト」の項に記載されている。
- 適正自己資本の評価：適正自己資本は年間を通じて継続的に監視されているものの、ICAAPは専用の年間自己資本比率評価（CAS）を用いて結論を出している。この評価は、特定の結論および将来的に適正自己資本を守るために取るべき管理活動に関連付けられている、ドイツ銀行の適正自己資本に関する取締役会の声明で構成されている。

内部適正自己資本

当行グループの内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的としている。当行グループは、内部適正自己資本を、以下の表に示すとおり、内部資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価している。ドイツ銀行のICAAPは、従来、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づいていたが、2017年11月に当該アプローチは、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的とした考え方に変更された。その結果、内部経済的資本需要の算出に使用される分位値は、99.98%から99.9%に変更され、それに伴い規制自己資本需要の比較可能性が向上し、内部資本供給の定義が修正された。修正された内部資本供給の定義から、グランド・ファーザー規定の対象となるTier 1資本金金融商品およびTier 2資本金金融商品が除外された。未払AT1クーポンおよび一時差異以外の将来の収益予測から発生するIFRSに基づく繰延税金資産は全額控除される。一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産は、リスク・ウェイトが適用され、内部資本需要におけるビジネス・リスクの経済的資本でカバーされる。過去に、繰延税金資産は内部資本供給から全額控除されていた。対応する資金調達が可能でない貸出金に分類変更された資産に関する公正価値修正は、内部資本供給から控除されなくなる。

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
資本供給		
株主持分	63,174	59,833
非支配持分 ¹	0	0
未払AT1クーポン	-213	N/M
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-29	N/M
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 ²	-73	-440
追加評価調整 ³	-1,204	-1,398
無形資産	-8,839	-8,982

一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産 ⁴	-3,341	N/M
IFRSに基づく繰延税金資産 ⁴	N/M	-8,666
期待ショートフォール	-502	-297
確定給付年金基金資産 ⁵	-1,125	-945
自己の普通株式等Tier 1資本性金融商品の保有	-131	-45
住宅ローンおよび預金保護	-19	-231
その他の調整	-322	N/M
貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 ⁶	N/M	-557
その他Tier 1資本性金融商品 ⁷	4,675	N/M
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	N/M	11,259
Tier 2資本性金融商品	N/M	8,003
資本供給	52,051	57,534
経済的資本需要合計		
信用リスク	10,769	13,105
マーケット・リスク	10,428	14,593
オペレーショナル・リスク	7,329	10,488
ビジネス・リスク	5,677	5,098
分散効果	-7,074	-7,846
資本需要	27,129	35,438
内部適正自己資本比率	192%	162%

1 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

2 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

3 「資本管理」の項で適用されているとおりである。

4 一時差異から発生する繰延税金資産の控除の取扱いは、ビジネス・リスクに関する経済的資本需要に含まれるように変更された。

5 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

6 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達を利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。

7 2016年12月31日現在、「ハイブリッドTier 1資本性金融商品」に含まれる。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2016年12月31日現在の162%と比較して、2017年12月31日現在192%であった。この比率の変動は、資本供給が、資本需要の減少よりも比例的に少なく減少したことに起因していた。資本需要の減少は、「リスク・プロファイル」の項で説明した、分位値の変更などによるものであった。資本需要は54億ユーロ減少した。これは、主に、2017年11月に導入された新たな内部適正自己資本の考え方に基づく新たな資本供給の定義によるものであった。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGの取締役および監査役の報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Instituts-Vergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

はじめに

2017年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体の詳細な定性的および定量的情報を提供している。報酬報告書は、以下の3項目から成っている。

取締役の報酬報告書

本報酬報告書の最初の項目は、ドイツ銀行AGの取締役報酬制度の構造および設計について記載している。ここでは、2017事業年度の報酬制度について記載しており、当該報酬制度の中で、変動報酬構造は2016事業年度の報酬制度と比較し修正が行われ、2017年5月の株主総会において、当該報酬制度が承認された。また、本報酬報告書には、監査役会によって付与されたドイツ銀行AGの取締役メンバーの個別の報酬体系およびその他給付に関する情報が含まれる。

従業員の報酬報告書

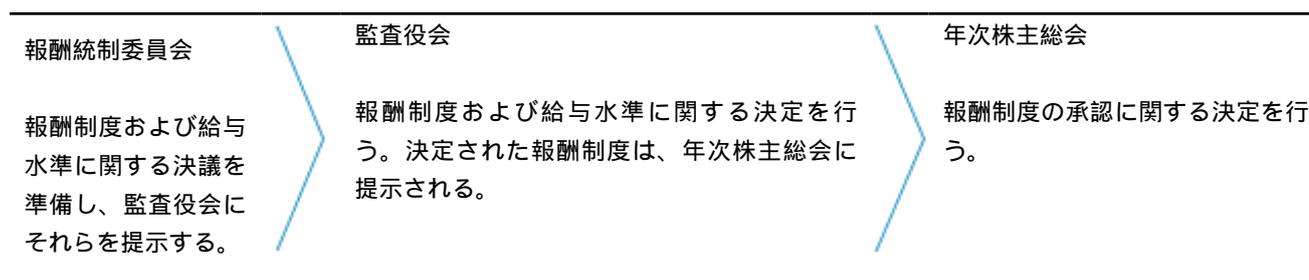
本報酬報告書の2番目の項目は、ドイツ銀行グループ（別途報酬報告書の開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の従業員に適用される報酬制度および報酬構造に関する情報を開示している。本報酬報告書は、2016年に導入した新報酬フレームワークの詳細な情報を提供しており、2016年度の変動報酬の決定について記載している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstW」という。））に基づき特に重要なリスク・テイク（MRT）として識別された取締役および従業員の報酬に関する定量的情報開示も含まれる。

監査役会の報告書および開示

本報酬報告書の3番目の項目は、ドイツ銀行AGの監査役会のメンバーの報酬構造および報酬の水準に関する情報を提供している。

経営者の報酬報告書

経営者の報酬ガバナンス



本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。報酬統制委員会は、報酬制度の適切な構築について監査役会を監督および支援し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成する。また、報酬統制委員会および（または）監査役会は、必要に応じて、独立した外部の顧問と協議している。

現在、報酬統制委員会は4人で構成されている。規制要件により、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。

監査役会は、取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会もまた、ドイツ株式会社法120条第4項（Aktiengesetz - AktG）の可能性を考慮し株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。

取締役会は2017年度に新報酬制度を制定し2017年5月開催の株主総会でその承認を求めた。結果、97%という大多数で可決された。

取締役の報酬および報酬制度の原則

取締役の報酬制度を構築し、各取締役の報酬額を決定する際には、多数の要素を検討しなければならない。これらの要素は、具体的な報酬原則に要約することができる。中核的な報酬原則の概要は、以下のとおりである。中核的な報酬原則は報酬制度および各取締役の報酬額の双方に影響するため、監査役会は報酬案件の決議を行う際にこれを考慮しなければならない。

報酬制度および報酬額の決定の決議を行う際に、監査役会が具体的に検討する事項は、以下のとおりである。

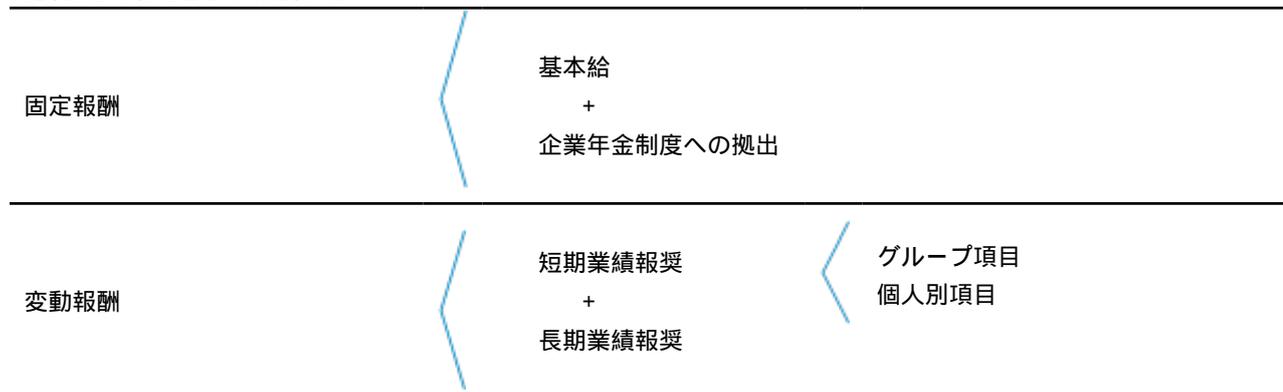
ガバナンス	報酬制度の構築および個々の報酬の決定は、規制および法令要件のフレームワークの範囲内で行われる。監査役会が規制要件の範囲内で、報酬パッケージを提示する目的は、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つためである。
グループ戦略	報酬制度の構造を通して、取締役が当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進し、不当に高いリスクを回避するための動機づけとなる。
取締役の全体および個々の業績	変動報酬である業績連動報酬は、事前に合意した目標の達成度に基づき決定される。このため、全ての取締役に等しく適用される全体的なドイツ銀行グループに関連した目標が設定される。さらに、監査役会は別途、各取締役に対する個々の目標を設定する。この目標は、とりわけ事業展開、管理部門または担当地域個人が負うであろう責務を考慮に入れる。その目標は財務的もしくは非財務的なものでありうる。
規制上またはその他の報酬の上限	CRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会は、前述の比率1:2を設定することを91%の賛成多数により可決した。監査役会が決議した報酬制度は、個々の変動報酬項目にも上限を設定する。さらに、監査役会は個々の取締役の報酬総額に対して追加的な上限を設定することができる。2017事業年度において、追加的な上限は9.85百万ユーロに設定された。
持続性の側面	取締役の変動報酬は現在繰延報酬としてのみ付与されている。2017事業年度から繰延報酬のうち少なくとも75%は、株式を基礎とした報酬として付与されることになる。株式を基礎とした報酬は付与から5年間を1トランシェとした期間経過後に権利付与され（一括付与）その後1年間は追加的に保有しなければならない条件である。株式を基礎とした報酬以外の部分は株式以外の報酬として4年間にわたり一定に権利が確定していく。これらの繰延および保有期間においては特定の条件を満たすと失効の対象となる。
株主の利益	報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性を保証することに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の号席に直接的に結び付く明記された主要な財務上の数値を利用し達成される。

報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の職務契約書に反映される。

2017年1月以降の報酬構造

- 報酬構造の透明性
- 長期業績報奨報酬と過去の合意目標との明白な結び付き
- 株主利益をさらに重要視

報酬制度の構造および報酬項目



2017年1月以降適用される報酬構造は引き続き、業績非連動項目（固定報酬）および業績連動項目（変動報酬）から構成される。

業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。

取締役会の共同会長への年間基本給は3.4百万ユーロである。副会長は3百万ユーロを年間基本給として受け取る。CIB担当取締役の年間基本給は3百万ユーロであり、その他の取締役は2.4百万ユーロである。

更に監査役会は2017年に任意の特別手当を導入した。この手当は取締役に對して追加的なタスクまたは通常責任範囲を超える特定の責務が与えられた場合に支払われる手当をいう。最大、固定給の100%にまで達し追加的なタスクおよび特定の責務が取締役に課されている間に支払が行われる。

基本給の水準を決定するには多数の要因を検討する。まず、基本給は取締役のオフィスおよび関連する取締役の責務全般に関する一般的な仮定に対する報酬である。また、基本給の金額を決定する際には、比較対象市場で支払われる報酬も考慮する。しかし、市場の比較には変動報酬の上限を固定報酬の200%と設定するドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)第25a条第5項に関連した銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制(Insti tutsvergütungsverordnung - InstVV)の規制要件も考慮しなければならない。従って、固定報酬は前述の要件を考慮しつつ、市場慣行に沿った競争力のある報酬を確保する方法で決定しなければならない。2014年に規制上の上限が導入された。

InstVVは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。年間の企業年金制度への拠出は、取締役会の共同会長で650,000ユーロとなっており、AMもしくはCIB担当取締役は1,000,000ユーロ、その他の取締役は650,000ユーロとなっている。

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

業績連動項目（変動報酬）

2016年度において、報酬システムは3つの項目（年間業績報奨（APA）、長期業績報奨（LTPA）、部門業績報奨（DPA））からなりこれらが連動して変動報酬を構成していた。APAは当行の短期および中期経営方針並びに企業目標の達成に対して付与されるものであった。APAの過程において財務的な達成のみを考慮するのではなく、事業活動の一環としてスタッフやクライアントへの行動についても考慮された。LTPAの水準は、3年間の評価に基づく当行株式と特定の同業他社との比較における相対パフォーマンスに基づき決定され、非財務的パラメータ（いわゆるカルチャー&クライアントファクター）も考慮の上決定された。DPAはフロント・オフィスの特徴のみを反映させようとしたものであった。

2017年度においては、報酬システムは変動報酬の構成および透明性を持ち合わせたパフォーマンス規準の連動報酬を大幅に簡素化する為に調整が行われた。しかし、報酬構造は依然として、集団の目標と並行して個人の合意および個人の目標を認めており、各取締役の責務に基づく市場慣行に沿った競争力のある支払水準を達成できるようにしている。また同時に規制要件も満たすものになっている。

変動報酬はすべて業績連動である。2017事業年度の変動報酬は以下の短期的な項目および長期的な項目から構成される。

- 短期報奨
- 長期報奨

短期報奨（STA）

STAは短期的な目標および中期的な目標の達成に結び付いている。目標には取締役が達成すべき集団の目標が含まれ、各取締役の全体目標および個別目標の達成度合いが個別に評価される。

全体目標と個別目標とを明確に区別するために、STAは以下の2つの項目に分けられる。

- グループ項目
- 個人別項目

グループ項目

達成すべき目標は、STAの一部としてグループ項目の計算の基礎を構成する。グループ項目の主な目的は、取締役の変動報酬を当行全体の業績に結び付けることにある。

2016年、取締役会は、当行の非課税の従業員の変動報酬の一部をグループの業績により密接に連動させることを決定した。これは、全従業員の当行の財務結果および戦略の実行の達成への貢献に対して報奨を付与することを目指している。取締役の報酬も選定された財務上の数値を用いて当行の業績に密接に結び付いている。監査役会は取締役の報酬制度を従業員の報酬制度とより密接に連動させることを決定した。これは、2017年以降STAのグループ項目の参照価額であり、従業員の報酬制度におけるグループ項目の基礎となる業績測定基準を用いて達成する。

当初の目標に従って、当行の資本、リスク、コストとリターンのプロファイルの重要な指標の構成要素である4つの業績測定基準は、STAのグループ項目の参照価額を形成する。

CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率	当行のリスク・ウェイトド・アセットに対する当行の普通株式等 Tier 1 資本比率
レバレッジ比率	CRR/CRD 4に従ったレバレッジ・エクスポージャー総額に対する当行の Tier 1 資本の比率
調整後費用	再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損
税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	平均有形株主資本に対するドイツ銀行株主に帰属する純利益の比率。前者は、のれんおよびその他の無形資産を除く当行の貸借対照表上の株主資本

監査役会は定期的に選定された業績測定基準の見直しを行っている。上記の4つの目標は、STAのグループ項目の評価において、その達成度合いに応じて25%を上限として均等にウェイト付けされる。監査評価対象期間中に業績測定基準に基づく目標が全体的に達成されない場合、監査役会はグループ項目を付与しない旨を決定することができる。

個人別項目

STAの個人別項目は、短期および中期的な目標の達成に対して付与される。監査役会は各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部としてこれらの目標を策定する。主な目標は、当行の事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、取締役としての責務とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。個人別項目の目標には、例えば当該年度の業務収益の向上、プロジェクトに関連する目標、ダイバーシティに関する目標または、その他従業員や顧客の満足度の向上が含まれる可能性がある。

年間目標設定プロセスの一環として、目標の達成度評価に使用される、すべての目標に対応する財務上の数値および（または）要因が設定される。事業年度毎に各取締役には最大で3つの目標が設定される。前述の目標の達成度合いに応じて、個人の合意した目標と部門目標の合計は合わせて、STAの個人別項目の最大90%である。監査役会は残りの部分10%について、広範な裁量権の行使として優れた貢献へ報奨を付与することができる。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会は個人別項目を付与しない旨を決定することができる。

最低額、目標額および最高額

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、前述の目標の達成度合いに応じて、変動報酬総額の40%である。これは、個別目標が変動報酬額を決定の主要因とならないことを確保するために設計されている。評価対象期間中に目標が全体的に達成されない場合、監査役会はSTAを付与しない旨を決定することができる。

単位：ユーロ	2017年度		
	最小	目標	最大
共同会長			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目	0	1,400,000	2,800,000
STA 合計 ¹	0	1,900,000	3,800,000
一般の取締役			
グループ項目	0	500,000	1,000,000
個人別項目（最低額から最高額まで）	0	800,000から	1,600,000から
	0	1,400,000まで	2,800,000まで
STA 合計（最低額から最高額まで）	0	1,300,000から	2,600,000から
	0	1,900,000まで	3,800,000まで

¹ STAとは、短期報奨である。

長期報奨（LTA）

監査役会は各報酬額を決定する場合に、長期目標の達成を明確に重視することを決定した。したがって、LTAの目標値は変動報酬総額の60%以上を構成する。短期項目と同様に監査役会は、各取締役の集団および（または）個人の長期目標を決定する。目標の達成度合いは、事業年度の年初に合意される明確な業績測定基準および（または）要因の定義に基づいて評価される。

60% 最低限、変動報酬の60%は長期項目に関連している

監査役会は合計で3つの目標を各取締役にに対して決定する。LTA評価における各目標の比重は均等に3分の1である。2017年度に監査役会は全ての取締役に次の3つの共通目標を定めた。

選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスは、LTAのフレームワークに含まれる目標である。この目標は、ドイツ銀行株式の持続的業績推移を促進することを意図している。この目標の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率（RTSR）の継続的な決定により裏付けられる。ドイツ銀行のRTSRは、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該LTA部分は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。監査役会は同業他社グループ構成の見直しを定期的に行う。

2017年度、RTSRの同業他社グループは、以下の銀行で構成されている。

ドイツ銀行の同業他社グループ

BNP Paribas	Société Générale	Barclays	Credit Suisse	UBS
Bank of America	Citigroup	JP Morgan Chase	HSBC	

2つ目の目標は当行の成長および発展に結び付いている。本業の純額での資本の成長という考え方により、監査役会はこの成長を促進するよう設計される目的を設定する。資本成長の水準を定める為に、ファクターとなる「本業から生み出される資本

成長額」が計算される。本業から生み出される資本成長額は次に列挙している会計年度中に発生した残額変動額（連結持分変動計算書にも記載）を前年会計年度12月31日時点においてのドイツ銀行株主資本で割ることにより計算される。

- 税引後包括利益合計
- 税引後追加資本項目のクーポン
- 税引後確定給付制度の再測定利益（損失）
- オプションプレミアムおよび普通株式に対するオプションのその他影響
- 自己株式売却純利益（損失）

従って、本業とは関係のない株主資本変動額、特に配当金の支払いまたは増資は目標達成には含まれない。

3つ目の目標は、従来どおり「文化および顧客」カテゴリーから選定される。監査役会は、企業文化、顧客満足度および顧客対応力に結び付いた目標を設定する。この目標は、銀行内の環境の持続的な発展と結び付けられ、または持続的な顧客との関係を促進するために設計される。監査役会は、ドイツ銀行グループの内部統制環境の評価を2017事業年度の取締役の目標の1つに再度設定した。

長期報奨は最大で各目標値の150%とすることが可能である。

目標

監査役会は、各事業年度の年初の業績評価を目的とした合意目標設定の一環として、目標を設定する。すべての目標に関して財務上の数値および（または）要因が設定され、これにより目標の達成度合いが透明性をもって評価される。裁量による決定の余地は変動報酬総額の3%から6%に制限されている。

個別報酬項目に対する目標の配分は以下のとおりである。

グループ項目⁽¹⁾

	関連する目標	項目のウェイト
短期報奨 (STA)	CET 1比率	25%
	レバレッジ比率	25%
	調整後の利息以外の費用	25%
	税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)	25%
	個人別項目 (一例) ⁽²⁾	
長期報奨 (LTA) ⁽³⁾	収益の増加 / 対前年比と計画との比較	30%
	プロジェクトに関連する目標 (実現、管理)	30%
	従業員コミットメント指数 (対前年比%) / ダイバーシティの目標	30%
	十分な情報を得た上での判断に基づく調整	10%
	相対的株主利益率	33.34%
	本業から生み出される資本増加 (純額)	33.33%
	統制環境	33.33%

(1) 共通の戦略的な主要目標であり、DBグループの従業員の報酬制度の一部として、グループ項目の評価の基盤も形成する。

(2) 短期的な個人別および部門別の定量的および定性的な目標

(3) 長期的なグループ全体の目標

最高報酬額

報酬総額 / 目標額と最大額

	基本給	グループ 項目	STA ¹ 個人別項目	LTA ²	2017年度 報酬総額	2016年度 報酬総額
単位：ユーロ						
会長						
目標	3,400,000	500,000	1,400,000	3,400,000	8,700,000	9,100,000
最大	3,400,000	1,000,000	2,800,000	5,100,000	12,300,000	12,500,000
一般の取締役 (CIB)						
目標	3,000,000	500,000	1,400,000	2,800,000	7,700,000	8,500,000
最大	3,000,000	1,000,000	2,800,000	4,200,000	11,000,000	13,200,000
一般の取締役(PCB)						
目標	2,400,000	500,000	1,100,000	2,800,000	6,800,000	5,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,200,000	4,200,000	9,800,000	8,300,000
一般の取締役(Deutsche AM)						
目標	2,400,000	500,000	1,300,000	2,800,000	7,000,000	7,000,000
最大	2,400,000	1,000,000	2,600,000	4,200,000	10,200,000	10,500,000
一般の取締役 (管理部門 / 地域)						
目標	2,400,000	500,000	800,000	2,800,000	6,500,000	5,800,000
最大	2,400,000	1,000,000	1,600,000	4,200,000	9,200,000	8,000,000

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

取締役の報酬総額は上限の対象となっている。規制要件によって、変動報酬は固定報酬の200%までに制限される。また、監査役会は、2017事業年度の全体的な報酬総額について9.85百万ユーロの上限を再び設定した。したがって、目標の達成度によってより多額の報酬となる場合であっても、報酬は最大で9.85百万ユーロに制限される。一定期間に一時的に付与される特別手当はこの制限計算に参入されない。

長期奨励および持続性

InstVWの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目については権利確定後に継続して保有期間が設定されている。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する可能性がある。非繰延報酬として付与された変動報酬総額の最大40%の少なくとも半分は、株式を基礎とした報酬で構成されなければならない。残りの部分のみが現金により直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時支給することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付される。

2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されている。2016年に至るまでに(2016年を含む)採用されている報酬制度では、(APAおよびDPA)は原則として株式ではない現金報酬として付与される(以下「制限付奨励報奨」という。)。ただし、長期業績報酬(LTPA)は株式を基礎とした報酬として付与される(以下「制限付株式報奨」という。)

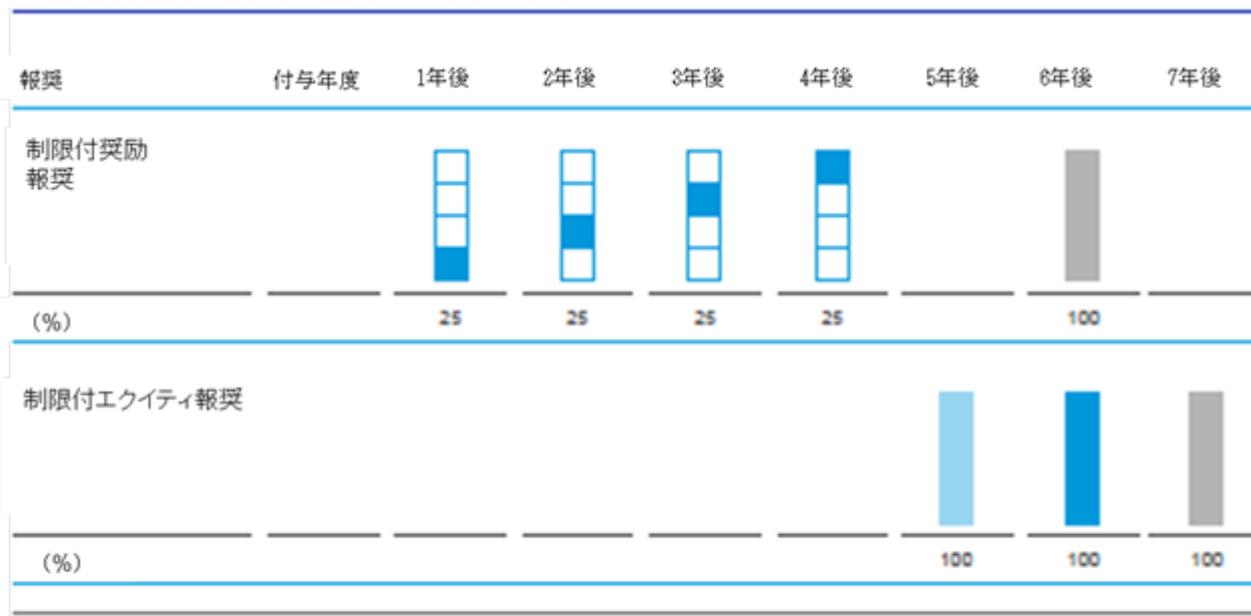
最低限 75% 変動報酬の75%は、株式を基礎とした報酬として付与される。

監査役会は、取締役を当行の業績およびドイツ銀行の株価の変動との結び付きをより高めるために、2017事業年度の長期項目（LTA）および変動報酬総額の75%以上を引き続き制限付株式の形式でのみ付与することを決定した。短期項目（STA）に関してのみ変動報酬総額の最大25%が制限付株式の形式で付与される。

制限付奨励報奨は、4年の期間にわたり権利確定する。制限付株式報奨は、5年後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加で1年の保有期間の要件がある。したがって、取締役は、6年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付株式報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付株式報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間およびクローバック可能な期間における支払または交付の時期を示している。

取締役報酬の支払または交付および非失効のタイムフレーム



- 支払または交付に伴う権利確定および／または非失効
- 交付までの保有期間後に権利確定。ただし、保有期間中は個々の失効条件の対象となる。
- 既に支払われたまたは交付された報酬項目の回収(以下、「クローバック」という。)を要求する可能性の終了

失効条件／クローバック

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付奨励報奨および制限付株式報奨）であるため、長期的なインセンティブを確保するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、マイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、制限付株式報奨は完全に失効する。

2017年8月に採用されたInstWの改定案は、特に、いわゆる「クローバック条項」を重要機関の経営体（Geschäftsleiter）のメンバーと合意すべきであることを示す。失効条件とは対照的に、この条項は、特定の取締役個人が業績にマイナスの貢献をすることにより、監査役会が既に支払または交付された報酬の返還を要求することを認める。監査役会はこの条項についてInstWの最終版への修正がない限りはInstWのドラフト版に基づき取締役と既に合意している。これに関し、監査役会はInstWの新しい規定に基づき各取締役と合意した委任契約を締結することによってInstWの規定に準拠したことになる。クローバック条項は2018業績年度から適用となる。

例外的な成果を達成した場合の制限

例外的な成果を達成した場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役は、取締役の委任契約書に含まれる変動報酬に制限を付することができる規定についても合意した。これによれば、変動報酬は、決められた最高金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬の支払はまた、変動報酬の支払が現行の法令上の要件に従ってしかるべき当局により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

- 当行に対する取締役の長期コミットメント
- ドイツ銀行とその株主の一体化
- 繰延報酬による当行の業績への結び付け

すべての取締役は一定数のドイツ銀行株式を保有しなければならない。この要件は取締役本人とドイツ銀行および株主との一体化を促進し、当行の業績との持続可能な結びつきを確保することを目的とする。

会長については、保有株数は会長の年間基本給の2倍すなわち6,800,000ユーロ相当であり、その他の取締役についてはその他の取締役の年間基本給の1倍、すなわちそれぞれ2,400,000ユーロもしくは3,000,000ユーロ相当である。

2017事業年度より、これらの要件が満たされるまでの保有期間を持分変動報酬の付与額に連動する規定に変更した。株式保有義務は取締役に任命後1倍の保有義務に応じ変動報酬に基づく総合的な株式が取締役に付与された当日に履行されなければならない。繰延株式報酬には、当該要件に対して75%の金額が考慮される可能性がある。

当該要件を遵守しているかどうかについて、6月30日と12月31日の半年ごとに検査が行われる。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検査までに不足分を修正しなければならない。すべての取締役は、2017年度に株式保有義務を満たしている、または保有期間中となっている。

報酬項目は繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役退任後の期間も存続する。

2017事業年度における取締役の報酬

基本給

2017事業年度において、取締役会会長の年間基本給は3,400,000ユーロであり、一般の取締役はそれぞれ2,400,000ユーロ、3,000,000ユーロであった。2017年、取締役メンバーであるStuart Lewis氏は特別手当として総額300,000ユーロを受領した。監査役会が同氏の米国当局との関係改善に向けての追加的責務を加味した結果であった。Garth Ritchie氏は特別手当250,000ユーロを受領した。同氏はブレグジットに関する追加的な責務を与えられた為であった。

変動報酬

2017年事業年度の当行の損失を考慮すると2016年事業年度に既に取締役会が行ったように取締役会は、2017事業年度において取締役の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを全会一致で可決した。取締役会は、監査役会に当該放棄を宣言した。このため取締役会は、2017事業年度の取締役の変動報酬を決定及び付与することを辞退した。

目標達成度

監査役会は報酬決定の透明性に関し、昨年の株主総会の株主からの批判を考慮し目標達成度の見直しを決定した。前述の取締役会による辞退の決定を踏まえ、監査役会は目標達成に起因する変動報酬の決定および付与を行わなかった。

2017年事業年度におけるグループ項目STAの4つのパフォーマンス規準は次に掲げるものであった。普通株式等Tier1 (CET1) 資本比率については、戦力計画に沿った目標水準の達成において大きな進展が見受けられた。2017年の目標水準もまた上回った。レバレッジ比率に関しては、中間目標のレベルには達成しなかったものの戦略計画に沿った目標レベルが達成された。(詳細については、リスク報告書中の「レバレッジ比率」を参照) 調整後無利子費用の2017年中間目標レベルは達成された。2017年度税引後収益目標は達成されなかった。

以上をまとめると、監査役会はグループ項目での達成度を45%と評価した。

45% がSTAのグループ項目の目標達成度であった。

STAの個人別項目は2017年度に各取締役に対して設定された短期、中期の個人および部門の目標と整合している。

John Cryan

2017年度、Cryan氏の個人別目標はグループの業績（計画IBIT）達成であった。また、戦略実施に伴うプロセスの管理及び規制当局との協力の強化、並びに規制上の検出事項および要件への対応についても目標として設定された。また、ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Kimberly Hammonds

Hammonds氏の目標は、ビジネス活動を支援するための重要な規制プログラムに対する準拠への対応、および当行の主要なITアプリケーションの利用可能性を確保することであった。さらに、2017年に設定された費用予算内に収めること、また、規制監督上の検出事項に対する改善活動とその遵守、およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標の達成であった。

Stuart Lewis

2017年度、Lewis氏の目標は、あらかじめ定義されたコスト削減を実践することであった。また、リスクに焦点を当てた重要な規制プログラムの導入も目標であった。また、Lewis氏には規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標も設定された。

Sylvie Matherat

コンプライアンスおよび対金融犯罪対策部門の設置完了については、Matherat氏によって合意された目標の一つであった。さらに、規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施、内部連携の強化、およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を達成しつつ、MiFID 2要件を実践する部門を支援することも目標であった。

James von Moltke

Von Moltke氏の目標は、説明責任に関する改善された文化を築き、透明性と整合性をより高めることを目的とした、銀行全体での業績管理の主導することであった。

Nicolas Moreau

Moreau氏の目標は、アセット・マネジメント部門で純資金の流入を発生させることであった。もう一つの目標は、IPOへ向けてアセット・マネジメント部門を運用上独立したユニットとして確立させることであった。さらに、規制監督上の発見事項に対処すること、ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Garth Ritchie

Ritchie氏の目標は、特にCIB関連収益およびIBIT目標が含まれていた。さらに、規制監督上の検出事項に対する早急な改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標が設定された。

Karl von Rohr

Von Rohr氏の目標の一つは、係争中の法的訴訟数を減らすことであった。もう一つの目標は、従業員の計画改善に関するものであった。ダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を設定し、規制監督上の発見事項に対して即座に対応することも目標であった。

Dr Marcus Schenck

CF0（2017年6月までを含む）としての役割において、Dr. Schenck氏の個人別目標は増資の成功とファイナンス関連費用予算の達成完了が目標であった。2017年7月現在、CIBの共同責任者であるDr. Schenck氏の目標の一つは、CIB関連の収益とIBITの

目標を達成することであった。両方の責任分野においても、規制監督上の検出事項に対する改善策への対応およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標を設定していた。

Christian Sewing

Sewing氏の目標は、2017事業年度の部門関連IBIT目標が含まれていた。もう一つの目的としてポストバンクの統合推進活動があった。ダイバーシティ・ターゲットと従業員エンゲージメントに関する明確なスコア達成と同様に、管理上の発見事項に対して即座に対応することも目標であった。

Werner Steinmüller

2017事業年度は、アジア太平洋地域での収益目標と経営目標がSteinmüller氏の個人別目標として合意された。さらに、規制監督上の検出事項に対する改善策の実施およびダイバーシティ・ターゲットと従業員雇用に関する明確な数値目標についても設定された。

Frank Strauß

2017年9月1日現在、Strauß氏と合意された個人別の目標は、CEOとしての役職を兼務しているドイツ・ポストバンクAGの経営に関するものであった。また、ポストバンクをドイツ銀行グループに統合することも目標として設定された。

報酬辞退により、取締役会メンバーの個人別業績の達成度合いは、監査役会によって評価されなかった。

LTAの基礎となるRTSRは2017年に前年を上回ったものの、3年間（2015年から2017年）の平均パフォーマンスは82.1%であり、同業他社のパフォーマンスを下回っていた。本業から生み出される資本は2017年にマイナスとなった。統制環境の強化は、内部監査または監督当局からのフィードバックをもとに評価が行われた。

監査役会は、LTAの全体的な達成率を38%と評価した。

38% がLTAの目標達成度であった。

報酬総額

取締役は、2017事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、合算で総額29,200,000ユーロ（2016年度：25,883,333ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は固定報酬のみである。0ユーロ（2016年度：0ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、前述の2017年度および2016年度の報酬を個人別に次のように決定した。

	基本給	グループ		LTA ₂	報酬総額	2017年度	2016年度
		項目	個人別項目			特別手当	報酬総額
単位：ユーロ							
John Cryan	3,400,000	0	0	0	3,400,000	0	3,800,000
Kimberly Hammonds ₃	2,400,000	0	0	0	2,400,000	0	1,000,000
Stuart Lewis	2,400,000	0	0	0	2,400,000	300,000	2,400,000
Sylvie Matherat	2,400,000	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
James von Moltke ₄	1,200,000	0	0	0	1,200,000	0	-
Nicolas Moreaus ₅	2,400,000	0	0	0	2,400,000	0	600,000
Garth Ritchie	3,000,000	0	0	0	3,000,000	250,000	2,400,000
Karl von Rohr	2,400,000	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
Dr. Marcus Schenck	2,900,000	0	0	0	2,900,000	0	2,400,000
Christian Sewing	2,900,000	0	0	0	2,900,000	0	2,400,000
Werner Steinmüller ₆	2,400,000	0	0	0	2,400,000	0	1,000,000
Frank Strauß ₇	800,000	0	0	0	800,000	0	-
Jeffrey Urwin ₈	600,000	0	0	0	600,000	0	2,400,000
Jürgen Fitschen ₉	-	-	-	-	-	-	1,583,333
Quintin Price ₁₀	-	-	-	-	-	-	1,100,000
合計	29,200,000	0	0	0	29,200,000	550,000	25,883,333

1 STAとは、短期報奨である。

2 LTAとは、長期報奨である。

3 2016年8月1日就任。

4 2017年7月1日就任。

5 2016年10月1日就任。

6 2016年8月1日就任。

7 2017年9月1日就任。

8 2017年3月31日退任。

9 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

10 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

上記の表には、失効した元雇用者からの報酬を代替して取締役役に付与された金額は含まれていない。これらは、ドイツ・コーポレート・ガバナンス法およびDRS17に準拠した株式報奨に関する章および図表に明記されている。

株式報奨

取締役は、2017事業年度の変動報酬を決定および付与する権利を取消不能に放棄することを監査役会に宣誓した。その結果、変動報酬の決定について株式報奨は一切付与されなかった。2016年事業年度も同様となった。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

James von Moltke氏は、取締役に就任したため、元雇用主が付与した繰延報酬は放棄することとなった。さらに、2017年にドイツ銀行に入行した為、元雇用者より比例按分された変動報酬は受領しなかった。放棄することとなった報酬および付与されなかった分の同等価値の現金支払、2017年DBエクイティプラン（株式アップフロント報奨および制限付株式報奨）に基づいたドイツ銀行の株式報奨194,142株および繰延現金報酬（制限付奨励報奨）により代替支給されることとなった。株式アップフロント報奨は、2019年2月28日まで保有期間が課せられる。制限付株式報奨は2017年9月1日と2023年3月1日に付与されその後それぞれ6ヶ月および12ヶ月の保有期間が課せられる。権利割当までの間は、当該報酬は特定の失効条項に従わなければならない。

年金給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役への就任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受け取る。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、年金受給のための事象（一定年齢、障害または死亡）が発生した場合に将来の年金給付の支払に利用可能な年金額となる。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2017年度および2016年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2017年度在任中の各取締役の2017年12月31日および2016年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の差異は、取締役としての勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

取締役 単位：ユーロ	年間拠出額 (各年度)		利息 (各年度)		勘定残高 (年度末)		勤務費用(IFRS) (各年度)		確定給付制度債務 の現在価値(IFRS) (年度末)	
	2017年度	2016年度	2017年 度	2016年 度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
John Cryan Kimberly Hammonds ¹	728,000	754,000	0	0	1,875,250	1,147,250	748,829	821,114	1,916,940	1,221,303
Stuart Lewis Sylvie	936,000	250,001	0	0	1,186,001	250,001	842,110	270,466	1,091,041	275,563
Matherat James von Moltke ²	871,000	556,000	0	0	3,213,938	2,342,938	807,465	546,402	3,377,866	2,555,844
Nicolas Moreau ³	786,500	500,000	0	0	1,373,168	586,668	774,917	517,352	1,354,995	613,025
Garth Ritchie Karl von Rohr	503,750	-	0	-	503,750	-	451,453	-	463,619	-
Dr. Marcus Schenck Christian Sewing	1,340,000	347,500	0	0	1,687,500	347,500	1,232,878	442,672	1,591,229	450,380
Werner Steinmüller ⁴	1,500,000	1,550,000	0	0	3,050,000	1,550,000	1,306,915	1,443,171	2,704,127	1,475,820
Frank Strauß ⁵	871,000	556,000	0	0	1,523,001	652,001	807,465	546,402	1,434,564	647,482
Jeffrey Urwin ⁶	1,105,500	556,000	0	0	2,189,501	1,084,001	1,018,267	546,402	2,051,090	1,041,150
	1,046,500	1,085,500	0	0	2,824,000	1,777,500	899,307	984,198	2,450,830	1,592,460
	650,000	166,667	6,667	0	823,334	166,667	701,617	164,232	907,793	169,445
	348,834	-	0	-	348,834	-	313,391	-	321,839	-
	500,000	2,000,000	20,000	0	0 ⁷	2,000,000	557,370	2,036,367	0	2,090,722

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

6 2017年3月31日退任。

7 取締役退任時点では、年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬として2,520,000ユーロが支払われた。

期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金の額を決定する際に、任用契約の期限前解約の状況および勤務期間を考慮する。当該退職金は、原則として、2年分の報酬額であるが、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。退職金の計算は前事業年度の年間報酬および、必要に応じて当事業年度の予測年間報酬に基づく。退職金は、法令および規制要件、特にInstVVの条項に従って決定される。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金の額は、原則として、監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従って、退職金は、原則として、3年分の報酬額を超えず、契約残存期間に対する報酬額の範囲内に制限される。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

Jeffrey Urwin氏は2017年3月31日付で取締役会を退任した。その後、取締役会の役務契約は双方の合意により終了した。契約終了に起因する追加での権利発生はなかった。

長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

取締役	費用計上額			
	株式を基礎とする報酬		現金を基礎とする報酬	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
単位：ユーロ				
James von Moltke ¹	0	0	671,148	0
Stuart Lewis	955,633	(136,084) ²	230,974	466,922

1 2017年7月1日就任。

2 取締役の株式を基礎とする報酬は、通常各報告日において株価に基づき評価され、この時点では、マイナスの結果となっている。

取締役の株式所有状況

2018年2月16日および2017年2月17日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

取締役	2018年度	2017年度	株式数
John Cryan			
	2018年度		13,740
	2017年度		9,160
Kimberly Hammonds ¹			
	2018年度		34,200
	2017年度		22,800
Stuart Lewis			
	2018年度		88,292
	2017年度		51,347
Sylvie Matherat			
	2018年度		0
	2017年度		0
James von Moltke ²			
	2018年度		0
Nicolas Moreau ³			
	2018年度		0
	2017年度		0
Garth Ritchie			
	2018年度		43,227
	2017年度		28,778
Karl von Rohr			
	2018年度		5,601
	2017年度		3,737
Dr. Marcus Schenck			
	2018年度		78,168
	2017年度		26,445
Christian Sewing			
	2018年度		54,356
	2017年度		36,249
Werner Steinmüller ⁴			
	2018年度		119,688
	2017年度		79,792
Frank Strauß ⁵			
	2018年度		7,172
合計			
	2018年度		444,444
	2017年度		258,308

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

現取締役は2018年2月16日現在、合計444,444株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.02%に相当していた。

以下の表は、2017年2月17日および2018年2月16日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

取締役	2017年2月17日				2018年2月16日	
	現在の残高	付与数	交付数	失効数	現在の残高	
John Cryan	0	0	0	0	0	
Kimberly Hammonds ¹	88,072	14,760	0	0	102,832	
Stuart Lewis	166,539	21,889	19,748	8,182	160,498	
Sylvie Matherat	10,758	1,423	0	0	12,181	
James von Moltke ²	-	194,142	0	0	194,142	
Nicolas Moreaus ³	0	0	0	0	0	
Garth Ritchie	549,651	69,085	0	0	618,736	
Karl von Rohr	43,456	5,749	0	0	49,206	
Dr. Marcus Schenck	216,979	22,241	48,868	0	190,353	
Christian Sewing	85,508	11,313	0	0	96,821	
Werner Steinmüller ⁴	191,879	28,941	0	0	220,821	
Frank Strauß ⁵	30,732	23,523	7,272	0	46,983	

1 2016年8月1日就任。

2 2017年7月1日就任。

3 2016年10月1日就任。

4 2016年8月1日就任。

5 2017年9月1日就任。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（GCGC）に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する変動報酬（制限付奨励報酬および制限付株式報酬別に報告されている）が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、GCGCに従って2017事業年度および2016事業年度に付与された報酬を示している。

単位：ユーロ	2017年度				John Cryan 2016年度	
	(決定)	(目標)	(最小)	(最大)	(決定)	(目標)
固定報酬（基本給）	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,800,000	3,800,000
付加給付	220,982	220,982	220,982	220,982	41,795	41,795
合計	3,620,982	3,620,982	3,620,982	3,620,982	3,841,795	3,841,795
変動報酬	0	5,300,000	0	8,900,000	0	5,300,000
このうち						
制限付奨励報酬	0	1,900,000	0	3,800,000	0	1,500,000
制限付株式報酬	0	3,400,000	0	5,100,000	0	3,800,000
合計	0	5,300,000	0	8,900,000	0	5,300,000
年金勤務費用	748,829	748,829	748,829	748,829	821,114	821,114
報酬総額（GCGC）	4,369,811	9,669,811	4,369,811	13,269,811	4,662,909	9,962,909
報酬総額 ¹	3,400,000	8,700,000	3,400,000	12,300,000	3,800,000	9,100,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Kimberly Hammonds ¹						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000
付加給付	260,489	260,489	260,489	260,489	6,035	6,035
合計	2,660,489	2,660,489	2,660,489	2,660,489	1,006,035	1,006,035
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	416,667
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,000,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
年金勤務費用	842,110	842,110	842,110	842,110	270,466	270,466
報酬総額(GCGC)	3,502,599	7,602,599	3,502,599	10,302,599	1,276,501	2,693,168
報酬総額 ²	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	1,000,000	2,416,667

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stuart Lewis						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	300,000	300,000	300,000	300,000	0	0
付加給付	206,628	206,628	206,628	206,628	77,938	77,938
合計	2,906,628	2,906,628	2,906,628	2,906,628	2,477,938	2,477,938
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	807,465	807,465	807,465	807,465	546,402	546,402
報酬総額(GCGC)	3,714,093	7,814,093	3,714,093	10,514,093	3,024,340	6,424,340
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 特別手当、付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat						
単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	16,338	16,338	16,338	16,338	12,905	12,905
合計	2,416,338	2,416,338	2,416,338	2,416,338	2,412,905	2,412,905
変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	774,917	774,917	774,917	774,917	517,352	517,352
報酬総額(GCGC)	3,191,255	7,291,255	3,191,255	9,991,255	2,930,257	6,330,257
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

James von Moltke¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	-	-
付加給付	473,299	473,299	473,299	473,299	-	-
合計	1,673,299	1,673,299	1,673,299	1,673,299	-	-
年度変動報酬	4,858,442	2,050,000	0	3,400,000	-	-
このうち						
現金	355,404	0	0	0	-	-
制限付奨励報奨	1,600,227	650,000	0	1,300,000	-	-
株式アップフロント報奨	355,404	0	0	0	-	-
制限付株式報奨	2,547,407	1,400,000	0	2,100,000	-	-
合計	4,858,442	2,050,000	0	3,400,000	-	-
年金勤務費用	451,453	451,453	451,453	451,453	-	-
報酬総額(GCGC)	6,983,194	4,174,752	2,124,752	5,524,752	-	-
報酬総 ³	6,058,442	3,250,000	1,200,000	4,600,000	-	-

1 2017年7月1日就任。

2 失効した報酬および前任雇用者から付与された変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示される。

3 付加給付および年金勤務費用を除く。

Nicolas Moreau¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	600,000	600,000
付加給付	59,383	59,383	59,383	59,383	5,239	5,239
合計	2,459,383	2,459,383	2,459,383	2,459,383	605,239	605,239
年度変動報酬	0	4,600,000	0	7,800,000	0	1,150,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,800,000	0	3,600,000	0	600,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	550,000
合計	0	4,600,000	0	7,800,000	0	1,150,000
年金勤務費用	1,232,878	1,232,878	1,232,878	1,232,878	442,672	442,672
報酬総額(GCGC)	3,692,261	8,292,261	3,692,261	11,492,261	1,047,911	2,197,911
報酬総額 ²	2,400,000	7,000,000	2,400,000	10,200,000	600,000	1,750,000

1 2016年10月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Garth Ritchie

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	250,000	250,000	250,000	250,000	0	0
付加給付	269,457	269,457	269,457	269,457	110,241	110,241
合計	3,519,457	3,519,457	3,519,457	3,519,457	2,510,241	2,510,241
年度変動報酬	0	4,700,000	0	8,000,000	0	4,600,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,900,000	0	3,800,000	0	2,400,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,200,000
合計	0	4,700,000	0	8,000,000	0	4,600,000
年金勤務費用	1,306,915	1,306,915	1,306,915	1,306,915	1,443,171	1,443,171
報酬総額(GCGC)	4,826,372	9,526,372	4,826,372	12,826,372	3,953,412	8,553,412
報酬総額 ¹	3,000,000	7,700,000	3,000,000	11,000,000	2,400,000	7,000,000

1 特別手当、付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr

	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	23,642	23,642	23,642	23,642	47,730	47,730
合計	2,423,642	2,423,642	2,423,642	2,423,642	2,447,730	2,447,730
年度変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	3,400,000
年金勤務費用	807,465	807,465	807,465	807,465	546,402	546,402
報酬総額（CGCG）	3,231,107	7,331,107	3,231,107	10,031,107	2,994,132	6,394,132
報酬総額 ¹	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Marcus Schenck

	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	16,148	16,148	16,148	16,148	23,720	23,720
合計	2,916,148	2,916,148	2,916,148	2,916,148	2,423,720	2,423,720
年度変動報酬	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,000,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	2,400,000
合計	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
年金勤務費用	1,018,267	1,018,267	1,018,267	1,018,267	546,402	546,402
報酬総額（CGCG）	3,934,415	8,334,415	3,934,415	11,334,415	2,970,122	6,370,122
報酬総額 ¹	2,900,000	7,300,000	2,900,000	10,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Christian Sewing

	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
単位：ユーロ						
固定報酬（基本給）	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	80,307	80,307	80,307	80,307	204,758	204,758
合計	2,980,307	2,980,307	2,980,307	2,980,307	2,604,758	2,604,758
年度変動報酬	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,600,000	0	3,200,000	0	1,600,000
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,800,000
合計	0	4,400,000	0	7,400,000	0	3,400,000
年金勤務費用	899,307	899,307	899,307	899,307	984,198	984,198
報酬総額（CGCG）	3,879,614	8,279,614	3,879,614	11,279,614	3,588,956	6,988,956
報酬総額 ¹	2,900,000	7,300,000	2,900,000	10,300,000	2,400,000	5,800,000

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Werner Steinmüller¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	1,000,000
付加給付	399,424	399,424	399,424	399,424	165,001	165,001
合計	2,799,424	2,799,424	2,799,424	2,799,424	1,165,001	1,165,001
年度変動報酬	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
このうち						
制限付奨励報奨	0	1,300,000	0	2,600,000	0	416,667
制限付株式報奨	0	2,800,000	0	4,200,000	0	1,000,000
合計	0	4,100,000	0	6,800,000	0	1,416,667
年金勤務費用	701,617	701,617	701,617	701,617	164,232	164,232
報酬総額(GCGC)	3,501,041	7,601,041	3,501,041	10,301,041	1,329,233	2,745,900
報酬総額 ²	2,400,000	6,500,000	2,400,000	9,200,000	1,000,000	2,416,667

1 2016年8月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Frank Strauß¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	800,000	800,000	800,000	800,000	-	-
付加給付	26,893	26,893	26,893	26,893	-	-
合計	826,893	826,893	826,893	826,893	-	-
年度変動報酬	0	1,466,667	0	2,466,667	-	-
このうち						
制限付奨励報奨	0	533,333	0	1,066,667	-	-
制限付株式報奨	0	933,333	0	1,400,000	-	-
合計	0	1,466,667	0	2,466,667	-	-
年金勤務費用	313,391	313,391	313,391	313,391	-	-
報酬総額(GCGC)	1,140,284	2,606,951	1,140,284	3,606,951	-	-
報酬総額 ²	800,000	2,266,667	800,000	3,266,667	-	-

1 2017年9月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jeffrey Urwin¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	2,400,000
付加給付	530	530	530	530	59,763	59,763
合計	600,530	600,530	600,530	600,530	2,459,763	2,459,763
年度変動報酬	0	0	0	0	0	6,100,000
このうち						
制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	3,300,000
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	2,800,000
合計	0	0	0	0	0	6,100,000
年金勤務費用	557,370	557,370	557,370	557,370	2,036,367	2,036,367
報酬総額(GCGC)	1,157,900	1,157,900	1,157,900	1,157,900	4,496,130	10,596,130
報酬総額 ²	600,000	600,000	600,000	600,000	2,400,000	8,500,000

1 2017年3月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Jürgen Fitschen¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	-	-	-	-	1,583,333	1,583,333
付加給付	-	-	-	-	38,937	38,937
合計	-	-	-	-	1,622,270	1,622,270
年度変動報酬	-	-	-	-	0	2,208,333
このうち						
制限付奨励報奨	-	-	-	-	0	625,000
制限付株式報奨	-	-	-	-	0	1,583,333
合計	-	-	-	-	0	2,208,333
年金勤務費用	-	-	-	-	232,666	232,666
報酬総額(GCGC)	-	-	-	-	1,854,936	4,063,269
報酬総額 ²	-	-	-	-	1,583,333	3,791,667

1 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Quintin Price¹

単位：ユーロ	2017年度 (決定)	2017年度 (目標)	2017年度 (最小)	2017年度 (最大)	2016年度 (決定)	2016年度 (目標)
固定報酬(基本給)	-	-	-	-	1,100,000	1,100,000
付加給付	-	-	-	-	13,783	13,783
合計	-	-	-	-	1,113,783	1,113,783
年度変動報酬	-	-	-	-	0	2,108,333
このうち						
制限付奨励報奨	-	-	-	-	0	1,100,000
制限付株式報奨	-	-	-	-	0	1,008,333
合計	-	-	-	-	0	2,108,333
年金勤務費用	-	-	-	-	525,143	525,143
報酬総額(GCGC)	-	-	-	-	1,638,926	3,747,259
報酬総額 ²	-	-	-	-	1,100,000	3,208,333

1 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2017事業年度および2016事業年度のGCGCに従った報酬支払金額を示している。

単位：ユーロ	John Cryan		Kimberly Hammonds ¹		Stuart Lewis		Sylvie Matherat	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	3,400,000	3,800,000	2,400,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	300,000	0	0	0
付加給付	220,982	41,795	260,489	6,035	206,628	77,938	16,338	12,905
合計	3,620,982	3,841,795	2,660,489	1,006,035	2,906,628	2,477,938	2,416,338	2,412,905
年度変動報酬	0	0	0	0	999,285	0	0	0
このうち現金:	0	0	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨:								
2012年度に対する2013 年度の株式アップフロ ント報奨	0	0	0	0	27,560	0	0	0
2013年度に対する2014 年度の株式アップフロ ント報奨	0	0	0	0	35,498	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨:								
2012年度に対する2013 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	377,871	0	0	0
2013年度に対する2014 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	357,391	0	0	0
2014年度に対する2015 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	200,965	0	0	0
合計	0	0	0	0	999,285	0	0	0
年金勤務費用	748,829	821,114	842,110	270,466	807,465	546,402	774,917	517,352
報酬総額 (GCGC)	4,369,811	4,662,909	3,502,599	1,276,501	4,713,378	3,024,340	3,191,255	2,930,257

¹ 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Garth Ritchie		Karl von Rohr	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	1,200,000	-	2,400,000	600,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	-	0	0	250,000	0	0	0
付加給付	473,299	-	59,383	5,239	269,457	110,241	23,642	47,730
合計	1,673,299	-	2,459,383	605,239	3,519,457	2,510,241	2,423,642	2,447,730
年度変動報酬	355,404	-	0	0	0	0	0	0
このうち現金：	355,404	-	0	0	0	0	0	0
このうち株式報奨：								
2012年度に対する2013 年度の株式アップフロ ント報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する2014 年度の株式アップフロ ント報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する2013 年度の制限付奨励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2013年度に対する2014 年度の制限付奨励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
2014年度に対する2015 年度の制限付奨励報奨	0	-	0	0	0	0	0	0
合計	355,404	-	0	0	0	0	0	0
年金勤務費用	451,453	-	1,232,878	442,672	1,306,915	1,443,171	807,465	546,402
報酬総額（CGC）	2,480,156	-	3,692,261	1,047,911	4,826,372	3,953,412	3,231,107	2,994,132

1 2017年7月1日就任。失効報酬および前任雇用者から付与された変動報酬の代替としてvon Moltke氏へ付与された手当は、「変動報酬」として表示される。

2 2016年10月1日就任。

単位：ユーロ	Dr. Marcus Schenck		Christian Sewing		Werner Steinmüller ¹		Frank Strauß ²	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	2,900,000	2,400,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	800,000	-
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	-
付加給付	16,148	23,720	80,307	204,758	399,424	165,001	26,893	-
合計	2,916,148	2,423,720	2,980,307	2,604,758	2,799,424	1,165,001	826,893	-
年度変動報酬	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち現金：	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち株式報酬：								
2012年度に対する2013 年度の株式アップフロ ント報酬	0	0	0	0	0	0	0	-
2013年度に対する2014 年度の株式アップフロ ント報酬	0	0	0	0	0	0	0	-
このうち制限付奨励報 奨：								
2012年度に対する2013 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
2013年度に対する2014 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
2014年度に対する2015 年度の制限付奨励報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
合計	0	0	0	0	0	0	0	-
年金勤務費用	1,018,267	546,402	899,307	984,198	701,617	164,232	313,391	-
報酬総額（CGCG）	3,934,415	2,970,122	3,879,614	3,588,956	3,501,041	1,329,233	1,140,284	-

1 2016年8月1日就任。

2 2017年9月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Jürgen Fitschen ²		Quintin Price ³	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
固定報酬	600,000	2,400,000	-	1,583,333	-	1,100,000
特別手当	0	0	-	0	-	0
付加給付	530	59,763	-	38,937	-	13,783
合計	600,530	2,459,763	-	1,622,270	-	1,113,783
年度変動報酬	0	0	2,079,429	0	-	0
このうち現金:	0	0	-	0	-	0
このうち株式報奨:						
2011年度に対する2012年度の株式 アップフロント報奨	0	0	24,334	0	-	0
2012年度に対する2013年度の株式 アップフロント報奨	0	0	33,348	0	-	0
2013年度に対する2014年度の株式 アップフロント報奨	0	0	35,491	0	-	0
2010年度に対する2011年度の制限付 株式報奨	0	0	71,018	0	-	0
2011年度に対する2012年度の制限付 株式報奨	0	0	247,666	0	-	0
このうち制限付奨励報奨:						
2010年度に対する2011年度の制限付 奨励報奨	0	0	196,008	0	-	0
2011年度に対する2012年度の制限付 奨励報奨	0	0	523,818	0	-	0
2012年度に対する2013年度の制限付 奨励報奨	0	0	511,933	0	-	0
2013年度に対する2014年度の制限付 奨励報奨	0	0	330,352	0	-	0
2014年度に対する2015年度の制限付 奨励報奨	0	0	105,461	0	-	0
合計	0	0	2,079,429	0	-	0
年金勤務費用	557,370	2,036,367	-	232,666	-	525,143
報酬総額 (GCGC)	1,157,900	4,496,130	2,079,429	1,854,936	-	1,638,926

1 2017年3月31日退任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2015年度および2016年度において、監査役会は、Stuart Lewis氏（報告期間中の取締役であった）、Jürgen Fitschen氏および9人の前取締役に対して、繰延報酬項目のランシェを停止することを決定した。2017年、これら取締役会メンバーは、未払報酬の大部分を自発的に放棄し監査役会との合意により未払変動報酬69.8百万ユーロの内31.4百万ユーロのみ支払われることに対し合意した。2017年に本契約に基づき支払われた（または持分に基づく場合は交付された部分）報酬は、上表に含まれている。

2018年度第1四半期に交付される予定の繰延報酬に関して、監査役会は2017事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2017事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額37,665,535ユーロ（2016年度：26,691,178ユーロ）を受け取った。このうち、29,200,000ユーロ（2016年度：25,883,333ユーロ）が基本給、2,053,520ユーロ（2016年度：807,845ユーロ）が付加給付、5,862,015ユーロ（2016年度：0ユーロ）が業績連動項目であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる株式以外の繰延報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければな

らない。これに基づき、各取締役は、2017年度および2016年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

単位：ユーロ	John Cryan		Kimberly Hammonds ¹		Stuart Lewis		Sylvie Matherat	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付与	0	0	0	0	936,228	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロント報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	3,400,000	3,800,000	2,400,000	1,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	0	0	0	300,000	0	0	0
付加給付	220,982	41,795	260,489	6,035	206,628	77,938	16,338	12,905
総額	3,620,982	3,841,795	2,660,489	1,006,035	3,842,856	2,477,938	2,416,338	2,412,905

¹ 2016年8月1日就任。

単位：ユーロ	James von Moltke ¹		Nicolas Moreau ²		Garth Ritchie		Karl von Rohr	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	355,404	-	0	0	0	0	0	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付与	0	-	0	0	0	0	0	0
株式を基礎とする 株式アップフロント報奨	355,404	-	0	0	0	0	0	0
制限付株式報奨	2,547,407	-	0	0	0	0	0	0
業績非連動項目								
基本給	1,200,000	-	2,400,000	600,000	3,000,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
特別手当	0	-	0	0	250,000	0	0	0
付加給付	473,299	-	59,383	5,239	269,457	110,241	23,642	47,730
総額	4,931,514	-	2,459,383	605,239	3,519,457	2,510,241	2,423,642	2,447,730

¹ 2017年7月1日就任。

² 2016年10月1日就任。

単位：ユーロ	Dr. Marcus Schenck		Christian Sewing		Werner Steinmüller ¹		Frank Strauß ²	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	0	0	0	0	0	-
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	0	0	0	0	0	-
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
制限付株式報奨	0	0	0	0	0	0	0	-
業績非連動項目								
基本給	2,900,000	2,400,000	2,900,000	2,400,000	2,400,000	1,000,000	800,000	-
特別手当	0	0	0	0	0	0	0	-
付加給付	16,148	23,720	80,307	204,758	399,424	165,001	26,893	-
総額	2,916,148	2,423,720	2,980,307	2,604,758	2,799,424	1,165,001	826,893	-

1 2016年8月1日就任。

2 2017年9月1日就任。

単位：ユーロ	Jeffrey Urwin ¹		Jürgen Fitschen ²		Quintin Price ³		合計	
	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度	2017年度	2016年度
報酬								
業績連動項目								
短期奨励あり								
現金	0	0	-	0	-	0	355,404	0
長期奨励あり								
現金を基礎とする 制限付奨励報奨付 与	0	0	1,667,572	0	-	0	2,603,800	0
株式を基礎とする 株式アップフロン ト報奨	0	0	-	0	-	0	355,404	0
制限付株式報奨	0	0	-	0	-	0	2,547,407	0
業績非連動項目								
基本給	600,000	2,400,000	-	1,583,333	-	1,100,000	29,200,000	25,883,333
特別手当	0	0	-	0	-	0	550,000	0
付加給付	530	59,763	-	38,937	-	13,783	2,053,520	807,845
総額	600,530	2,459,763	1,667,572	1,622,270	-	1,113,783	37,665,535	26,691,178

1 2017年3月31日退任。

2 2016年5月19日退任。2016年5月31日契約終了。

3 2016年1月1日就任。2016年6月15日退任。

2015年度および2016年度において、監査役会は、Stuart Lewis氏（報告期間中の取締役であった）、Jürgen Fitschen氏および9人の前取締役に対して、繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。2017年、これら取締役会メンバーは、未払報酬の大部分を自発的に放棄し監査役会との合意により未払変動報酬69.8百万ユーロの内31.4百万ユーロのみ支払われることに合意した。2017年に本契約に基づき支払われた（または持分に基づく場合は交付された分）報酬は、上表に含まれている。

2018年度第1四半期に交付される予定の繰延報酬に関して、監査役会は2017事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。

従業員の報酬報告書

2017年度の従業員の報酬報告書の内容は、自己資本要求規則（以下「CRR」という。）第450条第1項(a)から(i)、および金融機関に対する報酬条例第16条（以下「Institutsvergütungsverordnung」または「InstVV」という。）に規定される報酬に係る定性的および定量的開示要件に基づく。

規制環境

規制要件の遵守を確保することは、当行グループのグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行グループは、報酬に関する規制の変更にも率先して対応するよう努めている。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行グループの健全性監督機関である欧州中央銀行（以下「ECB」という。）と緊密に連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRRおよび自己資本要求指令4（以下「CRD4」という。）の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstitutsvergütungsverordnung（InstVV）に翻訳されている。2017年8月4日に改訂後のInstVVが発効した。改訂の主な目的は、2015年12月21日に欧州銀行監督局（以下「EBA」という。）が公表した健全な報酬政策に関するガイダンスを反映させることにある。InstVVに従って、すべての報酬を固定報酬または変動報酬に区分しなければならない。報酬が明確に区分できない場合には、変動報酬とみなされる。当行グループは、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。

CRD4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行グループは変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっているが、2014年5月22日、当行グループの年次株主総会において、この比率を1:2に引き上げることが95.27%の支持率で株主に承認された。一方で、管理機能の従業員の報酬に対する固定項目を重視するため、当行グループは企業の管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

InstVVの意味において「重要な金融機関」であるため、当行グループは、InstVVにおける規定および委員会委任規則(EU)第2014/604号において定められた基準に従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすとみなされる業務を行うすべての従業員（以下「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」という。）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。MRTの報酬フレームワークは、特定の要件を遵守しなければならない。とりわけ、変動報酬のかなりの部分（少なくとも40%）を少なくとも3年間にわたって（上級管理職の場合は、少なくとも60%を5年間にわたって）繰り延べなければならない。新たな事後リスク調整の方法が2018業績年度以降に導入されるため、重要な金融機関は、保有する変動報酬項目を削減する能力を有しなければならない、不正行為が行われた場合には、すでに支払われた変動報酬の返還を要求しなければならない（以下「クローバック」という。）。退職金または支払の算定に関する特別な基準にはより厳格な規則を適用する。さらに、InstVVは、報酬に関連する文書化および開示要件をより厳格に規定している。慎重な分析の結果、当行グループの報酬制度の大半が改訂後の規定に整合していることを確かめた。当行グループは、要件に応じて関連する方針、プロセスおよび実務を調整している。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、当行グループの一部の子会社には、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という）もしくは「譲渡可能証券の集団投資事業指令V」（以下「UCITS V」という。）が適用され、それぞれの報酬規定の対象となる。当行グループは、適用される規制に従い、AIFMD/UCITS Vの規制対象子会社のMRTを識別し、報酬規定をInstVV MRTに従って識別されたグループのMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。これらの者がInstVVに従ってMRTとして識別された従業員である限り、この比率は同時に適用されない。

また、ドイツ銀行は、当行の顧客と直接または間接的に関わっている従業員を対象とした「金融商品市場指令II」（MiFID II）におけるガイドラインについても考慮している。「コンプライアンス部門に対する最低要件」に関する通達（以下「MaComp」という。）とともに、これらの規定は、これらの従業員が顧客の利益を最大化すべく行動していることを確保するために、特定の報酬方針の実施、報酬計画の見直しおよび「関係者」と見なされる従業員数の特定を要求している。

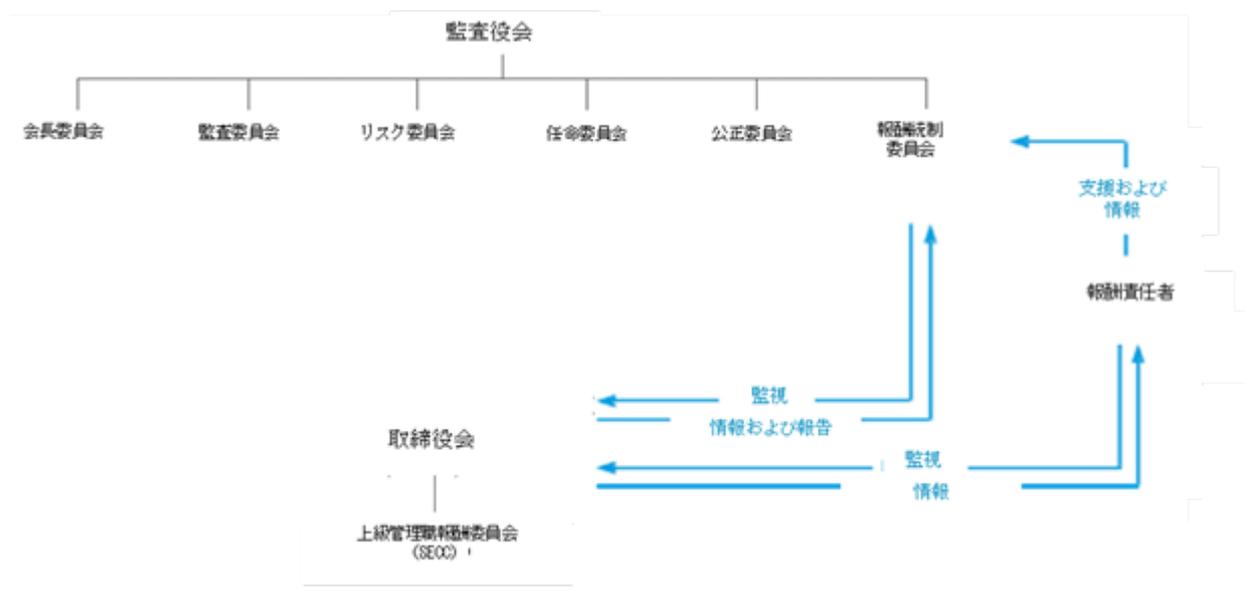
また、当行グループは、ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「ボルカー・ルール」という。）第619条における施行に係る最終規則に含まれる報酬の取決めに関する要件も遵守している。

必要に応じて、当行グループは、現地の規制当局によって施行されている特定の規則および規制も適用される。これらの要件の多くはInstVVと一致しているが、差異が明らかになった場合、当行グループは規制当局との積極的かつオープンな議論によって、影響を受ける従業員や拠点を当行の全体的なグローバルな報酬制度に留めながら、現地の規制に遵守している。この例として、連邦準備制度理事会の要件に基づき米国の「対象となる従業員」を特定することが挙げられる。いかなる場合にも、当行グループは世界中でInstVVの要件を最低基準として適用する。

報酬ガバナンス

当行グループが強固なガバナンス構造を有することによって、当行グループの報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、報酬統制委員会（以下「CCC」という。）や上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という。）等の特定委員会や機能によって支えられている。

報酬ガバナンス構造



1 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

報酬統制委員会（以下「CCC」という。）

監査役会は、CCCの責任には、とりわけInstVWに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行AGの取締役の報酬制度の適切性な構造を構築および監視することを支援するCCCを設立した。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の適切性を監視する。CCCは、変動報酬の総額が妥当であり、InstVWに則って設定されているかを定期的に確認する。また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会がMRTの識別プロセスおよび内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

CCCは、監査役会委員長および3名の監査役会、従業員の代表者から2名で構成されている。2017暦年において10回の会合が開かれた。そのうち1回はリスク委員会との共同開催であった。

報酬責任者

取締役会はCCCと共同で、監査役会とCCCが報酬制度に関連する任務を遂行することを支援する報酬責任者を任命した。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。

上級管理職報酬委員会（以下「SECC」という。）

SECCは、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。SECCは、グループの報酬戦略および報酬方針を構築する。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素も使用し、年間の変動報酬の総額およびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。

独立性を維持するために、管理部門に属しており、当行グループの事業部門に割り当てられていない代表者のみがSECCのメンバーとなる。2017年度は、SECCメンバーは最高総務責任者および最高財務責任者、ならびに最高リスク責任者（全員が取締役会メンバーでもある）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者およびリスク担当で構成されている。報酬責任者、報酬副責任者および人材評価および報酬のグローバル・共同リーダーのうち1名は、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2017業績年度において16の会合が開かれた。

報酬戦略

ドイツ銀行は、当行グループ自身の報酬制度が、ドイツ銀行の戦略目標を支える重要な役割を果たすことを認識している。報酬制度によって、当行グループは、当行グループの目標の達成に必要な人物を惹きつけるまたは定着させることができる。グループの報酬戦略は、当行グループの戦略目標および企業の価値観や信念と整合している。

当行の報酬慣行の5つの主な目的

- 全てのビジネスモデルおよび国を跨って、人材を惹きつけ、定着させる当行の顧客重視のグローバルな銀行戦略の実現を支援する
- 当行の長期的および持続可能な業績および発展、並びにこれに応じたリスク戦略を支援する
- 費用抑制と効率性にもとづく長期業績を促進および支援する
- 当行の報酬慣行が、不適切なリスク負担の回避、資本および流動性の計画との持続的な整合性の確保、規制の遵守によって、安全であることを確保する
- 当行の企業の価値観となる公正、持続的業績、顧客重視、革新、統制、パートナーシップを適用し促進する

中核的な報酬原則

- リスクを考慮に入れ、報酬を株主持分および持続的な当行全体の収益性と整合させる
- 従業員と当行全体の持続的な業績を最大化する
- 才能ある人材を惹きつけ定着させる
- 報酬をさまざまな部門および責任のレベルを反映するように調整する
- 簡素で透明性のある報酬の設計を適用する
- 規制要件の遵守を確保する

グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供する。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に示している。双方の文書は、当行グループのイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

総報酬フレームワーク

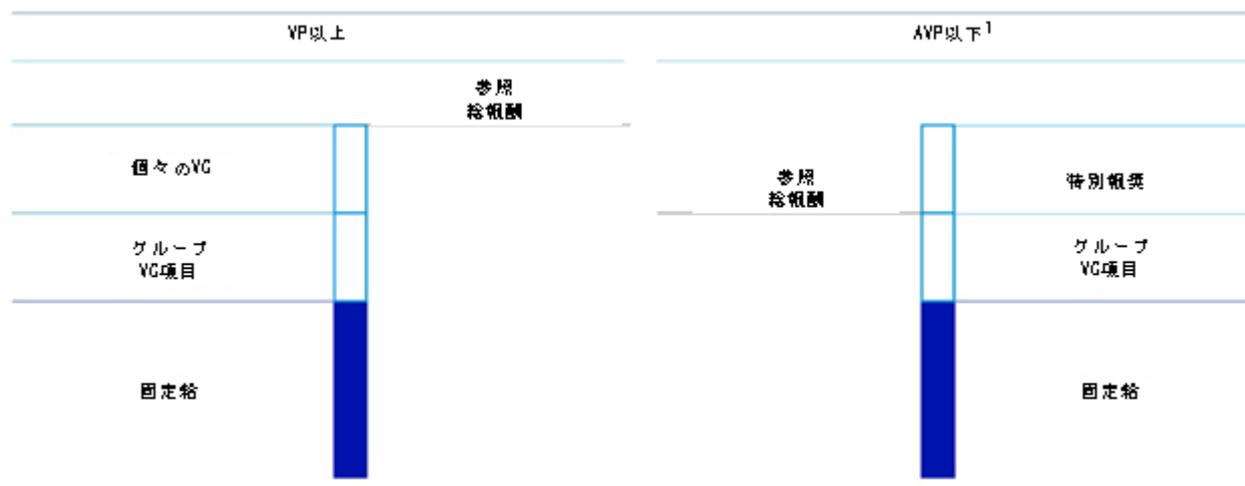
当行グループの報酬フレームワークは、当行グループのすべてのレベルの持続的業績に対する報奨と整合するものであると同時に、報酬決定の透明性および株主および従業員への影響を高めるものである。この報酬フレームワークは、変動報酬（VC）よりも固定報酬に重点を置いており、これらの項目の適切なバランスを確保することを目指している。なお、これら2つの報酬を合わせて、以下「総報酬」という。

当行グループは、2016年度に、各従業員の役割に対する参照価額を定めた「参照総報酬」という概念を全従業員に対して導入した。この参照は、当行グループの従業員に固定報酬とVCとの方向付けを示すものである。各個人の実際の報酬は、グループの負担能力および部門または個人のレベルで達成されることが見込まれる業績に応じて、当行グループの単独の裁量で決定されるため、「参照総報酬」と同額、もしくはそれ以上またはそれ以下になる可能性がある。

固定報酬は、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。固定報酬の適切な水準は、それぞれの役割、内部での比較および適用される規制上の要件において一般的な相場を参照して決定される。固定報酬は、適切な人材を惹きつけ定着させることによって、当行グループが戦略目標を達成する上で重要な役割を果たす。従業員の大半にとって、固定報酬は主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。

変動報酬には、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して個人の業績を区別し、行動の原動力となることができるという利点がある。また、コスト・ベースに柔軟性をもたらす。VCは、一般的に2つの要素から成る。すなわち、「グループVC項目」と「個別VC項目」である。「個別VC項目」は、「個々のVC」（一般的にはバイス・プレジデントVP）以上の上級経営者が対象）または「特別報奨」（一般的にはアシスタント・バイス・プレジデント（AVP）以上の上級経営者が対象）の形で付与される。当行グループの報酬フレームワークでは、既存の雇用関係において、引き続きVCは保証されない。

報酬フレームワークの主な項目



¹ 対象企業および対象部門の個別業績補正以下は、特別報奨の代わりに個々のVCを受け取る権利が与えられる。

グループVC項目は、報酬フレームワークの包括的目標の1つであり、VCとグループの業績の間の結び付きを強化するものである。取締役会は「グループVC項目」を当行グループの戦略目標の達成の成果と直接的および従業員に理解しやすい方法で連動させることを決定した。戦略的目標への進展を評価するため、4つの重要業績評価指標（KPI）を活用することを決定した。すなわち、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（CET 1）資本比率、レバレッジ比率、調整後費用および税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）である。これらの4つのKPIは、当行グループの自己資本、リスクおよび収益のプロファイルにとって重要な指標を表すものであり、当行グループの持続的業績に関する指標を示すものでもある。

個人別のVC項目は複数の財務および非財務要素を考慮に入れる。これらには、該当する部門別の業績、従業員の個々の業績および行動、従業員の競争相手との比較およびリテンションの考慮を含む。

特別報奨は、下層の従業員による優れた貢献を透明性が高い方法によって適時に認識し、報奨を付与する機会を与える。一般的に、特別報奨プログラムの規模は、対象範囲に含まれる従業員数に対して設定された固定報酬の割合と直接結びついており、部門レベルでの推薦および貢献へのレビューに基づいて、年に2回支給される。

「総報酬」は、勤続年数または年功と結びつくものの業績とは直接的に関係しない従業員給付によって補完される。これらの給付は、それぞれの市場慣行および要件に従い付与される。特別報奨および給付（企業年金制度を含む）は、従業員の「参照総報酬」とは別個のものである。

変動報酬の決定

当行グループは、変動報酬（VC）の決定にリスク調整後の業績が反映されるよう、強固な手法を適用しており、主に、(i)グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿って当行グループが何を付与「できる」か）および(ii)業績（適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行グループが何を付与「すべき」か）によって決定される。これらの要素は、「グループVC項目」および「個人別のVC項目」（個人別のVCまたは特別報奨のいずれかで付与される）の両方に適用される。

グループの負担能力は、重要なパラメータが予想される将来の規制上および戦略的目標の達成予想と一致しているかを判断するために評価される。負担能力のパラメータは、当行グループのリスク選好フレームワークと完全に結び付いており、CET 1比率、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性ポジションおよび流動性カバレッジ比率が含まれる。

当行グループは、業績評価の際に、部門の業績等の一定の範囲のある考慮事項を参照している。業績は、部門別の財務および非財務目標に照らして評価される。財務目標は、特に当行グループが将来晒される可能性のあるリスクの度合いを参照すること、およびこれらのリスクから生じる重要な予想外の損失を吸収するために必要な資本額によって、適切にリスク調整される。管理機能については、業績評価はコスト目標と統制目標の達成に基づいている。管理部門のVC配分は、当行グループ全体の業績に応じて決定されるが、規制上の要件に従って監督する部門の業績によっては決定されない。

当行グループは、「変動報酬指針原則」を個々の従業員レベルで策定しており、個人別のVCを決定する際に検討すべき要素および指標を詳細に定めている。管理職は、VC配分のバランスが図られ、リスク・テイクが不当に奨励されていないことを確保するために、個人のリスク・テイク活動を絶対的および相対的な面から十分に評価しなければならない。検討すべき要素および指標には、リスク調整後の部門の財務業績および非財務業績、文化および行動の検討、懲戒処分および個人の業績等が含まれるが、これらに限定されるものではない。重要なリスク・テイカーの管理職は、個々のVCを決定する際に検討した要素およびリスク指標を文書化し、これらの要素が個々のVCの決定にどのように影響するかを立証しなければならない。

変動報酬構造

当行グループの報酬構造は、当行グループの従業員および当行グループの長期業績を促進及び支援するメカニズムが働くように設計されている。VCの部分は「アップフロント」報奨によって支払われるが、当該構造は、VCの一部を適切に繰り延べることによって、グループの持続的な業績に連動させるよう確保することを目的としている。

当行グループは、当行グループの繰延VCにおいて株式もしくは株式に基づく金融商品を使用することは、報酬を当行グループの持続的な業績および株主の利益と連動させる効果的な方法であると考えている。ドイツ銀行の株式を使用することによって、該当する場合、個人別のVCの価値は繰延期間および保有期間にわたる当行グループの株価と結び付けられる。

以下に示すとおり、当行グループは引き続き、VCの繰延額に係る規制要件および当行グループの最低繰延期間を超えている。報酬が低い従業員については繰延の対象とする必要がないが、高所得者についてはVC額が適切に繰り延べられていることを確保する。なお、高所得者は、通常、VCが150,000ユーロ以上に設定される従業員を意味し、重要なリスク・テイカーである従業員の報酬が50,000ユーロ以上の場合には、繰延VCの割合は、これらの従業員のVCに対するものよりも増加する。InstVVに規定されるとおり、重要なリスク・テイカーについては、平均して少なくともVCの40%（上級管理職については60%）を超える部分が、繰延率の適用対象となる。

2017年度の報奨の種類別概要

報奨の種類	概要	対象者	繰延期間	保有期間	割合
現金VC	アップフロント報奨の現金部分	適格な従業員	N/A	N/A	MRT: アップフロントVCの50% non-MRT: アップフロントVCの100%
株式アップフロント報奨 (以下「EUA」という。)	アップフロント報奨の株式部分: EUAの価額は、ドイツ銀行の株価に連動する。	VCが50,000ユーロ以上の全MRT	N/A	12ヶ月	アップフロントVCの50%
制限付奨励報奨 ¹ (以下「RIA」という。)	株式に基づかない部分 (繰延現金報奨)	繰延VCを有する全従業員	4年間にわたり均等繰延	N/A	繰延VCの50%
制限付株式報奨 ¹ (以下「REA」という。)	繰延株式報奨: REAの価額は、権利確定期間および保有期間にわたるドイツ銀行の株価に連動する。	繰延VCを有する全従業員 ²	4年間にわたり均等繰延 上級管理職: 4.5年後の一括型権利確定	MRTの場合は6ヶ月	繰延VCの50%

N/A - 該当なし

1 特定のAIFMD/UCITS V 従業員: 従業員投資計画(以下「EIP」という。)。事業が運営するファンドの価額に基づいて、現金で決済される報奨がある。

2 2017業績年度の年度報酬の目的上、「上級管理職」は、ドイツ銀行の「上級幹部グループ」と定義され、これには、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーへの直接報告(戦略上の役割を除く)、当行の重要機関の取締役会メンバー(他の報酬制度が適用されるドイツ銀行AGおよびポストバンクAGを除く)およびドイツ銀行の長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つより上層のその他従業員が含まれる。上級管理職である従業員は全員、MRTでもありとみなされる。

上記の標準的なグループ手法に加えて、当行グループは、コーポレート・アンド・インベストメントバンクのディレクターおよびマネジング・ディレクターに付与されたVC報奨に対して、より厳格な手法を適用することを決定した。すなわち、VCをこれまで以上にグループの持続的な業績と連動させるために、これらの従業員に対する実効的な繰延の閾値を130,000ユーロ(MRTに関しては50,000ユーロ)に設定しており、付与される全体的な報酬水準の増加に伴い、通常、当行の他の部門の従業員よりもVCが繰り延べられる割合が早く増加する。さらに、固定報酬またはVCのいずれかが500,000ユーロを超えるディレクターおよびマネジング・ディレクターに関しては、VCの100%が繰延の対象となる。

当行グループの従業員には、繰延報酬又は報奨に関する権利を売却、担保供与すること、譲渡又は付与することが認められない。変動報酬をヘッジする経済効果を有する取引、例えば、株式を基礎とする報奨に係る価格変動リスクを相殺することができない。当行グループの人事およびコンプライアンス部門は、一丸となって従業員のトレーディング活動を監視し、当行グループの全従業員がこの要件を遵守していることを確保する。

変動報酬の事後リスク調整

当行グループは、当行グループの従業員の将来の行動および業績が繰延VCの重要な要素であると考えている。その結果、以下のとおり繰延報奨が業績条件および失効規定の対象となる。

変動報酬の業績条件および失効規定の概要

規定	説明	失効
グループのCET 1資本比率	権利確定前および交付前の四半期末に当行グループグループの普通株式等Tier 1資本比率が一定の基準値を下回った場合	今後交付予定の株式を基礎とする報奨のトランシェ（すべての未交付の株式アップフロント報酬の100%） ¹
マイナスのグループ税引前利益	グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の株式を基礎とする繰延報奨のトランシェ（MRTの現金を基礎とする繰延報奨にも適用される） ²
マイナスの部門税引前利益	部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合	今後交付予定の繰延報奨のトランシェ（ポストバンクのMRTを除いた事業部門のMRTにのみ適用される） ²
失効規定 ³	<ul style="list-style-type: none"> - 内部方針および手続の違反または該当する法令の違反あるいは統制の欠陥があった場合 - 報奨が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合 - 著しい悪影響が発生し、参加者が十分に影響を受けると考えられる場合 - 失効が現行の規制要件を遵守することが要求されている場合 	交付予定の報奨の100%まで

1 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、権利確定または決済前のいずれかの四半期末に当行グループのCET 1比率が基準値を下回った場合、当該年度に関して報奨の全額が失効する。株式アップフロント報酬に関するグループのCET1資本比率は、交付前の四半期末にのみ評価される。

2 一括型権利確定の対象となる上級経営者（当行グループの「上級幹部グループ」と定義される）に付与された年間の株式に基づく報奨の種類について、報奨の一定の割合（20%）は、税引前利益がある年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。

3 この失効規定は網羅的なリストではない。各制度規則に定められているとおり、他の規定が適用される。

2017年度の報酬の決定

リテンション報奨プログラム（2017年1月に付与）

前年度の従業員の報酬報告書に記載したとおり、2016年度の期末プロセスにおける戦略的な検討の一環として、限定された数の従業員に対して、2017年度初頭に特別な長期インセンティブ（以下、「リテンション報奨」という。）が付与された。リテンション・リスクの軽減およびフランチャイズの保護のため、取締役会は、前年度における個人の業績に関係なく、当行の将来の成功のために重要であると識別された従業員、市場の需要が高い従業員、置き換えが困難な従業員を対象にこれらのリテンション報奨を付与することを決定している。

全体的に、リテンション報奨は、ドイツ銀行の全世界の従業員の約5%である5,522名の従業員に付与された。554百万ユーロが繰延現金で付与され、554百万ユーロが繰延株式で付与された。リテンション報奨はすべて、3年から5年の間で繰り延べられ、「変動報酬の事後リスク調整」の章で説明された事後リスク調整と同様の措置が取られる。したがって、これらの報奨の最も早い支給日は、それぞれnon-MRTが2018年初頭で、3年間にわたり付与されるMRTが2021年である。MRTの株式報奨には、12ヶ月という追加的な保有期間の条件があり、これはそれぞれの報酬が完全に支給されるのが6年後であることを意味する。

当該報奨を当行グループの長期的な健全性および株主の利益とより密接に連動させるため、当行グループの株価が一定の目標株価に到達しなかった場合には、当該株式部分は権利確定されない。目標株価が達成された場合、株式部分がnon-MRTについては3年半後に支給され、MRTについては追加の保有期間に応じて5年から6年後に支給される。他の株式報奨と整合するよう、リテンション報奨の目標株価および株式残高によって、2017年4月に発行する当行グループの権利が調整される。

リテンション報奨は、業績に基づくものではないが、InstV第5条に従って変動報酬とみなされる。報酬の構成要素において、変動報酬に対する固定報酬の比率1:1又は1:2に関して、当行グループは、繰延期間にわたって均等なリテンション報奨はInstVと整合すると考えている。これらの報奨の恩恵を受けるために、リテンション報奨の受給者は、ドイツ銀行に在籍している必要がある。競合他社に転職した場合、未交付の報奨額は失効する。2017年度末におけるリテンション報奨が付与されている従業員の減少率は、他の繰延報奨を受け取った従業員の減少率よりも低い。

リテンション報奨の構造の概要

母集団	加重	割合	繰延期間
重要なリスク・ テイカー (MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	2021年3月1日に50%権利確定 2022年3月1日に50%権利確定
		50%が株式 (REA)	2021年3月1日に50%権利確定 (12ヶ月の保有期間が追加される) 2022年3月1日に50%権利確定 (12ヶ月の保有期間が追加される)
重要ではないリ スク・テイカー (non-MRT)	100%繰延	50%が現金 (RIA)	3年間で均等に権利確定 (2018年3月1日、2019年3月1日、 2020年3月1日)
		50%が株式 (REA)	3年半後に一括型権利確定 (2020年8月1日に権利確定するた め)

2017年度の期末における検討および決定

2017業績年度におけるVCの総額の決定に関して、取締役会は、グループおよび個人のレベルでの業績といった、さまざまな要素を検討する必要があった。一方で、業績評価は、当行の「報酬戦略」が要求しているとおり、当行の戦略目標の達成への継続的な取組み、競争上の位置づけによる従業員の定着および動機づけへの影響ならびに株主と従業員との利益に関する持続可能なバランスといった、その他の重要な要素によって補完されなければならない。

当行のさまざまな部門における着実な収益によって、2017事業年度のドイツ銀行の税引前利益は約12億ユーロであった。しかし、税引後では7億ユーロの損失が発生している。当該損失の主な理由は、米国の税制改革の影響によるものであり、2017年度第4四半期に14億ユーロの一時的な税金費用が発生した。この税制改革による影響は、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1 (CET 1) に限定的な影響を与えるのみである。

2017事業年度は、予想どおり当行グループの戦略目標の遂行による影響を強く受けた。リストラ費用および解雇手当だけでなく、訴訟費用も年間の業績に影響を与えている。全体としてめざましい進展を遂げている。当行グループは、重要な訴訟案件の交渉を決着させ、またデジタル化への投資、ポストバンクとの統合およびDeutsche AMの部分的な株式公開 (IPO) の推進など効率的な基盤を構築するための取組みに継続して取り組んでいる。

このような状況に対して、SECCは、2017年を通じて変動報酬の負担能力を監視している。SECCは、ドイツ銀行の全体的な業績がマイナスにもかかわらず、当行の資本および流動性ポジションは、依然として規制上の最低要件を上回っており、したがって負担能力のパラメータを満たしていると結論づけている。加えて、当行の2017事業年度の財務諸表および2018事業年度および2019事業年度の目標は、当行のリスク選好指標と予測される規制上の最低要件の両方を上回っている。

業績年度におけるVCの総額の決定は、当年度への影響を検討するだけでなく、将来の年度への影響も考慮する。したがって、全体的な株主利益の観点からは、短期的な利益と長期的な利益とのバランスを慎重に図っており、当行グループは成長および将来の成功に向けた基礎を築く途上にあるという事実を認識している。これには、過年度から培ってきた勢いを持続するために必要な当行グループの従業員への投資が含まれる。

2016年度におけるVCの総額に対する厳格な制限の決定の後に続く年度では、劇的に変動報酬が削減され、または個人の業績に対して特段の特別報奨がなされず、当行グループの将来の成功に必須とされる重要な従業員、およびその他多数の従業員、そしてこれらの全従業員は継続的に変化する当行グループを成功へ導くために懸命に働いているが、これら両方の従業員の離職リスクがもたらされた。当行グループは、2017年度において、変動報酬の「グループVC項目」と「個人別VC項目」の両方が含まれる通常の変動報酬制度を取り戻したいということを、年間を通じて何度も明確に述べてきた。

上記の検討の中で、規制要件との整合性、リスク調整後の経営成績を考慮して、取締役会は、2017年度において年間の業績に基づくVCの総額を22億ユーロとすることを決定した (個別VC項目、グループVC項目および特別報奨を含む)。ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの変動報酬については、別個のプロセスにおいて監査役会が決定するため、この金額には含まれていない。2017年度取締役の報酬については、「経営者の報酬報告書」の中で詳細に説明されている。また、以下の表および図にも示されている。

2018年3月に付与された2017年度全体のVC報奨の一環として、「グループVC項目」は、「総報酬フレームワーク」の章に記載されるとおり、設定された4つのKPIの評価に従って、全ての適格な従業員に付与された。2017年度において、取締役会は、従業員の多大なる貢献を認めており、その裁量によって55%の目標達成率であると評価した。

2016年度と比較して、2017年度の固定報酬は、主に従業員数の減少によって約4%減少し、83億ユーロから80億ユーロとなった。この増加の主な理由は、新たな報酬フレームワークの導入における固定報酬項目と変動報酬項目のリバランスであった。

当行グループの報酬フレームワークに規定されるとおり、従業員の大半、特に下層の従業員にとって、固定報酬は依然として主要な報酬項目である。

2017年度の総報酬に関する開示

2017年に、当行は、管理部門の従業員を全体的な効率性およびグループ内の協業を向上する役割を果たす部門に異動することを決定した。これは、組織上の意思決定およびプロセスに関する当行グループの事業部門の責任と権限の増加に有益であり、2016年度と比較して、事業部門に関連する従業員数が、特に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびDeutsche AMにおいて著しく増加する結果となった。独立した統制機能は依然として中央におかれている。

前述のとおり、2017年1月に付与されたリテンション報奨は、2017年度の業績に関して従業員に付与される変動報酬とは別のものである。

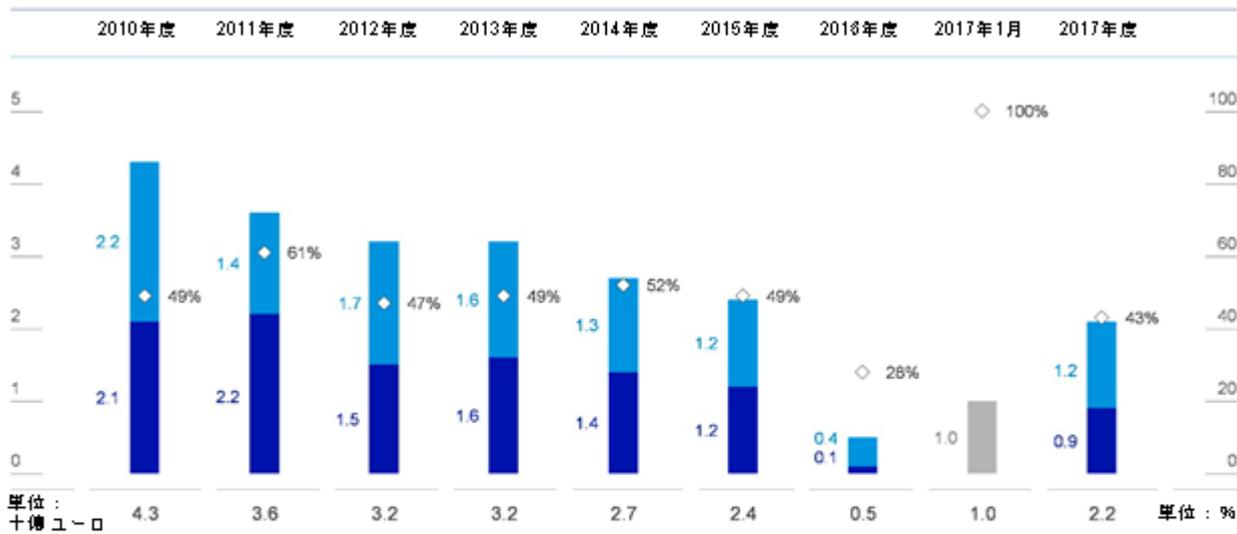
2017年度の報酬費用 - 全従業員

	2017年度					2016年度	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	CIB	PCB ²	Deutsche AM	独立した統制機能 ³	会社の機能 ⁴	グループ合計	グループ合計
年度末の従業員数（フルタイム換算）：	17,251	43,460	3,803	13,478	19,542	97,535	99,744
報酬総額	3,881	3,121	635	1,320	1,313	10,270	8,887
固定報酬	2,463	2,834	417	1,131	1,150	7,995	8,341
年度末業績に準じたVC	1,341	279	195	186	160	2,161	
その他のVC ⁵	77	8	23	3	2	113	
変動報酬 ⁶	1,418	287	218	189	163	2,275	546
リテンション報奨プログラム(2017年1月) ⁷					0	961	N/A

N/A - 該当なし

- 1 表は四捨五入による差異を含む場合がある。
- 2 本表においてのみ、PCBの金額にはポストバンク・グループの従業員（17,441人）およびポストバンクの固定報酬総額の数値（971百万ユーロ）分が含まれる。ポストバンク・グループによって付与された変動報酬は上記の変動報酬額に含まれない。変動報酬総額95百万ユーロがポストバンク・グループに対して予想されている。
- 3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者、グループ監査、金融犯罪防止、人的資源（セントラルまたはリージョナル）の領域を含む。追加的に、当行は次の管理部門を「独立した統制機能」として捉えている。すなわち法務、グローバル・ガバナンス、グループのインシデントおよび調査管理、情報セキュリティ統括室、グループ財務、グループ税務および規制関連業務である。これら全ての機能は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が同様に適用される。
- 4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能と見なされない管理機能を含む。例えば、最高執行責任者および企業の社会的責任に関する領域も含まれる。また「会社の機能」はドイツ銀行AGの取締役会に関する報酬も含まれる。
- 5 「その他のVC」には、報奨サイン時のような契約上のVC誓約も含まれる。
- 6 「変動報酬」にはドイツ銀行のある期の年末度の業績に準じたVC報奨額および関連する期のVC報酬以外の金額が含まれる。新規雇用者への早期退職職増報奨金60百万ユーロ（前任雇用者からの権利失効に代わる報酬）は含まれていない。
- 7 リテンション報奨プログラム（2017年1月）は、失効額および2017年度のFX調整額（2016年度のFXレートに基づく2017年1月付与分:1.108百万ユーロ）を含む。

期末の業績に基づく変動報酬および毎年の各年の繰延率

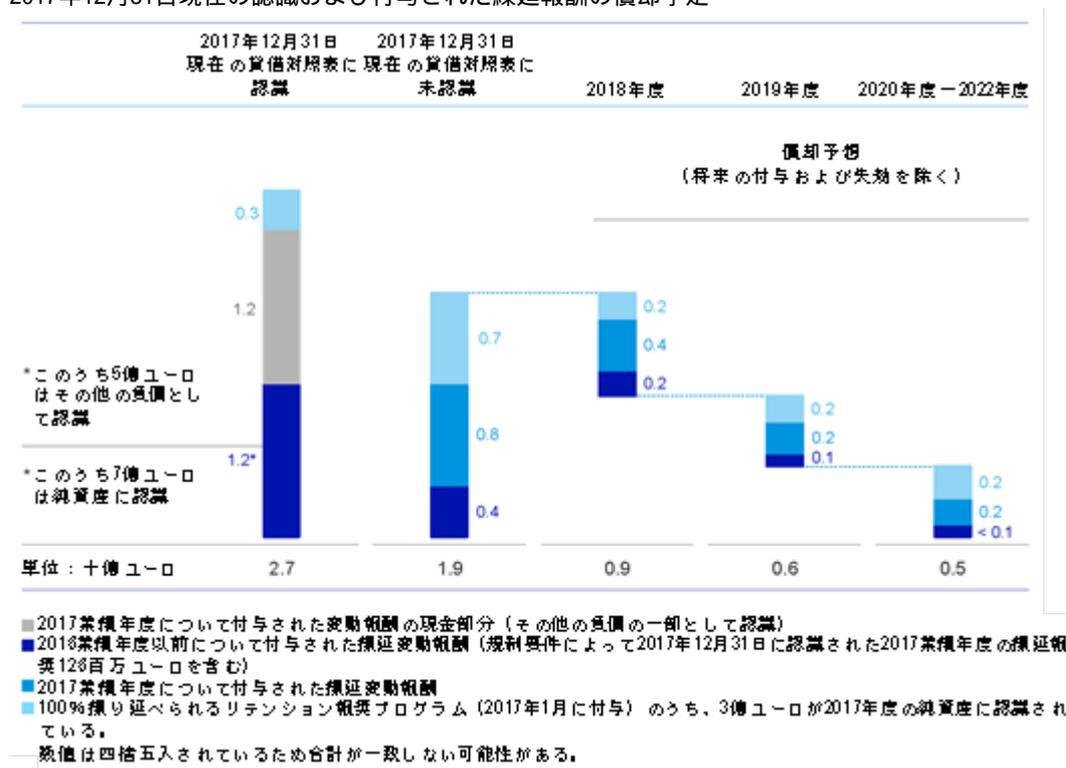


- 現金
- 繰延
- 2017年1月に付与されたリテンション報奨プログラム（10億ユーロ）（失効を含む。当初に付与された価額は11億ユーロ）。100%繰り延べられるリテンション報奨は業績に基づくものではない。
- ◇ 繰延率（%）（すなわち、変動報酬総額における繰延報酬の割合）
数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

変動報酬の認識および償却

2017年12月31日現在、2017事業年度について2018年3月初旬に付与された報奨および2017年1月に付与されたリテンション報奨プログラムを含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約19億ユーロである。以下の図は、2017年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

期末の業績に基づく変動報酬およびリテンション報奨プログラム
2017年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定



2017年1月に付与されたリテンション報奨プログラムを考慮すると、2017年度の期末業績に基づくVCのうち、16億ユーロは2017年度の損益に計上され、15億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2017年度の損益に過年度の繰延から生じた7億ユーロのVCが計上された。

重要なリスク・テイカーの報酬の開示

2016事業年度の3,056人に対して、2017事業年度においては1,795人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカーとして特定された。この減少は、主に2016年度に付与されたVCの総額が少額であったことにより生じており、委員会委任規則（EU）No.604/2014に規定される定量基準からの影響を受けている。

InsVVに従って識別されたすべてのMRTに対する報酬項目の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。ポストバンクの重要なリスク・テイカーおよび高所得者（100万ユーロ以上の報酬総額を受け取る従業員）は、本開示ではなくポストバンクの報酬報告書に含まれる。重要なリスク・テイカーの定量的開示には、「2017年度の報酬の決定」の章に記載される管理部門から事業部門への従業員の移動も反映しており、MRTに付与されるリテンション報奨プログラムの全額が含まれる。

InstVVによる重要なリスク・テイカーの報酬総額

	2017年度						2016年度	
単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） ¹	上級管理職 ²	CIB	PCB	Deutsche AM	独立した統制機能 ³	会社の機能 ⁴	グループ合計	グループ合計
MRTの数（人数）	231	990	188	82	239	65	1,795	3,056
MRTの数（FTE）	226	984	183	82	232	65	1,772	3,047
報酬総額	477	1,468	136	101	130	47	2,359	1,648
固定報酬総額	208	583	58	35	75	23	981	1,438
当期変動報酬総額	269	886	78	67	56	23	1,379	210
このうち リテンション報奨プログラム (2017年1月) ⁵							540	0
このうち:								
現金	133	444	40	27	29	12	683	134
株式	136	442	39	33	27	11	689	71
その他の種類の商品	0	0	0	6	0	0	6	5
当期の変動報酬総額	217	733	47	45	31	14	1,087	106
このうち								
現金	106	367	24	16	15	7	535	51
株式	110	367	24	23	15	7	545	51
その他の種類の商品	0	0	0	6	0	0	6	5
前年度からの繰延変動報酬および明示的なリスク調整に関するCRR第450条第(1)h項(iii)およびCRR第450条第(1)h項(iv) 期首において未払いの前年度からの繰延変動報酬総額	476	997	108	130	45	26	1,783	2,318
このうち								
権利確定	171	424	39	34	23	13	704	1,009
権利未確定	306	573	69	96	22	13	1,079	1,309
期中に付与、支払もしくは減額された繰延変動報酬								
このうち								
期中付与	158	497	33	38	24	12	762	1,160
期中支払	118	415	39	33	22	12	639	725
明示的なリスク調整による削減 ⁶	0	3	0	0	0	0	3	13
着任賞与に関するCRR第450条第(1)h項(v)								
保証付変動報酬（着任賞与）の受益者数	3	18	0	1	4	1	27	42
保証付変動報酬総額（着任賞与）	1	18	0	1	1	1	21	61
解雇手当に関するCRR第450条第(1)h項(v)および(vi)								
付与済解雇手当総額 ⁷	2	12	3	0	0	2	21	42
付与済解雇手当総額の受益者数 (人数およびフルタイム換算)	2	35	6	2	4	4	53	114
個人に付与された解雇手当の最高金額	2	5	2	0	0	1	5	4

- 1 数値は四捨五入による差異を含む場合がある。早期退職割増報奨金、ポストバンクの従業員及び報酬は含まれていない。
- 2 InstVV第17条に基づく取締役（ドイツ銀行AGを含む）および重要機関の執行役、および上級幹部グループのメンバーをいう。監査役メンバー・非執行の取締役も「上級管理職」の人数（うち60名）およびフルタイム換算（うち58名）に含まれるが、これらの活動に対して変動報酬項目を受け取っていないため、および固定報酬項目が重要ではないため、その他の列には含まれない。しかしながら、ドイツ銀行AGの監査役メンバーは「上級管理職」の固定報酬総額に含まれる。
- 3 規制上のガイダンスに基づき、「独立した統制機能」は、本表の目的において、最高リスク責任者、最高規制責任者、グループ監査、金融犯罪防止、人的資源（セントラルまたはリージョナル）の領域を含む。追加的に、当行グループは次の管理部門を「独立した統制機能」として捉えている。すなわち法務、グローバル・ガバナンス、グループのインシデントおよび調査管理、情報セキュリティ統括室、グループ財務、グループ税務および規制関連業務である。これら全ての機能は変動報酬に対する固定報酬の比率1:1が適用される。
- 4 「会社の機能」は、本表の目的上独立した統制機能としても部門の一部としても見なされない管理機能を含む。例えば、最高執行責任者オフィスおよび企業の社会的責任に関する活動を行う部門も含まれる。
- 5 本表の中で、リテンション報奨プログラムは変動支払額に含まれている。
- 6 リスク調整および退職により、未払変動MRT総額122百万ユーロが2017年度に失効した。
- 7 一般的に解雇手当は付与された年に支払いが行われる。

高所得者の報酬

単位：ユーロ	2017年度	
	従業員数 (リテンション報奨プログラムを除く) ¹	
報酬総額		
1,000,000以上1,499,999以下		330
1,500,000以上1,999,999以下		155
2,000,000以上2,499,999以下		85
2,500,000以上2,999,999以下		56
3,000,000以上3,499,999以下		29
3,500,000以上3,999,999以下		21
4,000,000以上4,499,999以下		10
4,500,000以上4,999,999以下		8
5,000,000以上5,999,999以下		4
6,000,000以上6,999,999以下		4
7,000,000以上7,999,999以下		3
8,000,000以上8,999,999以下		0
9,000,000以上9,999,999以下		0
10,000,000以上10,999,999以下		0
合計		705

¹ ポストバンクの従業員、早期退職割増報奨金は含まれていない。リテンション報奨プログラムに対し2017年1月に付与された総額は、2017年度の高所得者の合計1,098人である。

2017年度には合計705名の従業員が100万ユーロ以上の報酬総額を受け取った（2016年度は316名、2015年度は756名）。

監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。2013年に考案された直近の報酬規定の改定は2017年5月18日の年次株主総会で決議され、2017年10月5日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会委員長は、当該金額の2倍を受け取り、副委員長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

単位：ユーロ	2017年12月31日現在	
	委員長	委員
委員会		
監査委員会	200,000	100,000
リスク委員会	200,000	100,000
任命委員会	100,000	50,000
調停委員会	0	0
公正委員会	200,000	100,000
会長委員会	100,000	50,000
報酬統制委員会	100,000	50,000

決定された報酬の75%は、翌年の年初3ヶ月間に明細を提出した後で各監査役に支給される。同時に残りの25%は、当行により直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に轉換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げるもしくは切下げによる案分で支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に

支払われる。最後に、監査役会委員長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

2017事業年度の監査役報酬

各監査役は2017事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

監査役	2017事業年度報酬		2016事業年度報酬	
	固定	うち、2018年度第1四半期に支払	固定	うち、2017年2月に支払
単位：ユーロ				
Dr. Paul Achleitner ¹	800,000	683,333	800,000	600,000
Stefan Rudschäfski ²	300,000	225,000	0	0
Alfred Herlings ³	0	0	300,000	300,000
Wolfgang Böhr	200,000	150,000	141,667	106,250
Frank Bsirske	250,000	187,500	250,000	187,500
Dina Dublon	300,000	225,000	300,000	225,000
Jan Duscheck ⁴	100,000	75,000	41,667	31,250
Gerhard Eschelbecks ⁵	58,333	43,750	0	0
Katherine Garrett-Cox ⁶	200,000	150,000	125,000	104,167
Timo Heider	200,000	150,000	200,000	150,000
Sabine Irrgang	200,000	150,000	200,000	150,000
Prof. Dr. Henning Kagermann	250,000	187,500	250,000	187,500
Martina Klee	200,000	150,000	200,000	150,000
Peter Löscher ⁷	83,333	83,333	200,000	150,000
Henriette Mark	200,000	150,000	200,000	150,000
Richard Meddings	400,000	300,000	400,000	300,000
Louise Parent	400,000	300,000	333,333	250,000
Gabriele Platscher	200,000	150,000	200,000	150,000
Bernd Rose	200,000	150,000	200,000	150,000
Gerd Alexander Schütze ⁸	58,333	43,750	0	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁹	216,667	162,500	33,333	25,000
Rudolf Stockem ¹⁰	0	0	116,667	116,667
Dr. Johannes Teyssen	250,000	187,500	216,667	162,500
Georg Thoma ¹¹	0	0	108,333	108,333
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ¹²	83,333	83,333	200,000	150,000
合計	5,150,000	3,987,500	5,016,667	3,904,167

1 2017年5月18日再選。

2 2017年1月1日就任。

3 2016年12月31日退任。

4 2016年8月2日就任。

5 2017年5月18日就任。

6 2016年5月19日再選。

7 2017年5月18日退任。

8 2017年5月18日就任。

9 2016年8月23日就任。

10 2016年7月31日退任。

11 2016年5月28日退任。

12 2017年5月18日退任。

2018年2月に明細を提出した後、2017事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、15.458ユーロ（2018年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2017年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。2017年度中に任期が満了する監査役は、その時点までの報酬総額を現金で支払われた。

以下の表は、2017年度の報酬の一部として2018年の年初3ヶ月間に転換された仮想株式数（小数第3位まで）、2013年度から2016年度に見越し計上された株式数および監査役就任中に累積した仮想株式数、並びに退任したまたは再選された監査役に対して2018年2月に支払われた金額を示している。

監査役	仮想株式数			
	2017年度の報酬の一部として2018年2月に転換	2013年度および2016年度の前年度合計額	合計（累積）	2018年2月に支払 単位：ユーロ ¹
Dr. Paul Achleitner ²	7,547.235	34,842.354	42,389.589	538,593
Stefan Rudschäfski ³	4,851.794	0	4,851.794	0
Wolfgang Böhr	3,234.529	2,039.332	5,273.861	0
Frank Bsirske	4,043.162	9,812.535	13,855.697	0
Dina Dublon	4,851.794	10,445.634	15,297.428	0
Jan Duscheck ⁴	1,617.265	564.436	2,181.701	0
Gerhard Eschelbecks ⁵	943.404	0	943.404	0
Katherine Garrett-Cox ⁶	3,234.529	1,128.872	4,363.401	0
Timo Heider	3,234.529	7,870.476	11,105.005	0
Sabine Irrgang	3,234.529	7,870.476	11,105.005	0
Prof. Dr. Henning Kagermann	4,043.162	10,517.526	14,560.688	0
Martina Klee	3,234.529	8,152.472	11,387.001	0
Peter Löscher ⁷	0	8,152.472	8,152.472	126,021
Henriette Mark	3,234.529	8,896.223	12,130.752	0
Richard Meddings	6,469.058	6,861.587	13,330.645	0
Louise Parent	6,469.058	8,294.024	14,763.082	0
Gabriele Platscher	3,234.529	8,614.226	11,848.755	0
Bernd Rose	3,234.529	8,332.230	11,566.759	0
Gerd Alexander Schütz ⁸	943.404	0	943.404	0
Prof. Dr. Stefan Simon ⁹	3,504.073	451.549	3,955.622	0
Dr. Johannes Teyssen	4,043.162	6,972.511	11,015.673	0
Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler ¹⁰	0	8,896.223	8,896.223	137,518
合計	75,202.803	158,715.158	233,917.961	802,132

1 2018年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価15.458ユーロに基づく。

2 2017年5月18日再選。

3 2017年1月1日就任。

4 2016年8月2日就任。

5 2017年5月18日就任。

6 2016年5月19日再選。

7 2017年5月18日退任。

8 2017年5月18日就任。

9 2016年8月23日就任。

10 2017年5月18日退任。

従業員より選出された全監査役（Frank Bsirske氏およびJan Duscheck氏を除く。）は、当行により雇用されている。2017事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.13百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2017年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.12百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitner氏は無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会委員長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitner氏に対し、当行の利益において当該業務に関して無料で管理および支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitner氏は、これらの活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitner氏は、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitner氏の監査役会委員長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitner氏との間のこの契約に基づき、2017事業年度において

248,000ユーロ（2016事業年度：225,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、197,679ユーロ（2016事業年度：234,488ユーロ）の費用が払戻された。

HGB第289f条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行グループの以下のウェブサイト上で経営者報告書とは別個の文書として掲載されている。

www.db.com/ir/de/berichte.htm

財務報告に係る内部統制

全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（IKSRL）」を確立し、維持する責任を負っている。当行グループの財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行グループの会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

内部統制システムの組織

財務報告に係る内部統制のシステムに關与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに關与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が關与している：財務部、最高執行責任室およびリスク部。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢獻する統制責任を、様々な部署が負っている。

- グループ財務 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成およびリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に關して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。
 - 取引、方針および助言 - 国際財務報告基準および規制基準の当行グループによる解釈の展開、ならびにその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。これは、会計上および規制上の助言ならびに相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。
 - グローバル評価グループおよび事業連携の評価専門家 - 評価に關する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に關連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に關する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価關連事項に關する一本化された対応窓口となる。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、管理部門および法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。
- グループ企画およびパフォーマンス管理 - グループ全体の予算および計画策定の責任を負う。

IKSRLの運用はまた、最高執行責任室およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- 最高執行責任室 (COO) - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。COOはまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- 最高リスク管理責任室 (CRO) - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。CROは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施 承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ 総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認 記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制 (対外的および対内的の両方) システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価 (独立価格検証プロセス (IPV) を含む。) 財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス 事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務 税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性 裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制 期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示 開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

上記の統制は主にGAAP IFRSに関して実行され、HGBにも同様に適用される。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- 会社相互間の消去。 HGB特有の残高について会社相互間の調整および消去。
- 分析的レビュー。 支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、ドイツ商法第315条に基づき、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書、および
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2017年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

[次へ](#)

非財務書類

ドイツ銀行AGの持続性に対するアプローチは、当行グループ全体の原則に沿ったものである。親会社として、当行の持続性に対するアプローチには、当行の関係会社も含まれている。したがって、当行の財務書類には、当行グループ全体に関する記載が一部含まれている。

持続性に対するアプローチ

当行は、当行の持続性に対するアプローチおよび非財務報告について説明するにあたり、当行内外のステークホルダーが重要であると考えられるトピックを特定している。その際、当行は、グローバル・レポート・イニシアティブ（GRI）の国際的な持続性基準を参考にしている。当行は、ステークホルダーの意見を参考にし、当行の年次株主総会で議論されたトピック、持続性評価のテーマ、内外のメディアレポート、競合他社の分析から得た洞察などの関連する情報源を分析している。この非財務報告書のトピックは、ここ数年に実施されたGRIの重要性分析の結果を反映している。2017年に、重要なトピックのリストを見直すとともに、見やすさと理解しやすさを向上させるため、また非財務情報の開示に関するドイツ商法（Handelsgesetzbuch、以下「HGB」という。）の新たな要件で求められる内容について十分に配慮するために、特定のトピックを再分類した。さらに当行は、ESG関連の商品、すなわち「社会的投資」と「インパクト投資」を「商品およびサービス」にまとめ、タイトルを明確にした。

HGB第289c条第1項に基づき、非財務書類は取締役会報告書の一部である。持続性に対する当行のアプローチの包括的な概要については、別途公表されている当行グループの非財務報告書を参照のこと。

HGB第289c条第3項第3号および第4号に基づき、ドイツ銀行は、重要な非財務トピックに深刻な悪影響を及ぼす可能性が非常に高いか及ぼしている、または及ぼすことになる自らの事業活動および取引関係、ならびに商品およびサービスに関連するすべての既知の重要なリスクに関して報告することが求められている。かかるリスクは識別されていない。

HGB第289c条第1項に基づくドイツ銀行グループのビジネス・モデルの説明は、本書中の取締役会報告書に記載されている。ビジネス・モデルの説明は、ドイツ銀行の個別の非財務書類の一部である。

ドイツ銀行の環境および人権関連事項はHGB第289c条の重要性基準を満たしていないため、当行は、当行の経営姿勢、環境および人権関連事項の結果などの関連情報を、非財務書類中ではなく当行グループの非財務報告書において開示している。

当行は、重要性の変化を特定し、それらを将来の報告書で開示できるよう、すべての非財務トピックとこれらトピックがドイツ銀行の状況および進展に及ぼす影響を綿密にモニタリングしている。

商品の妥当性および適切性

ドイツ銀行は、通常の事業活動において、顧客との取引もしくは顧客に対する商品またはサービスの提供を行っている。これらの活動は、適切性および妥当性に関する要件を課す現地の法規制の対象となる。当行の方針は、特定の商品またはサービスが特定の顧客に対して適切かつ妥当であることを当行が確信している場合にのみ、実施することである。当行は、いずれの活動についてもその実施前に、適切性および妥当性を判断するための合理的な措置を講じている。

2018年1月3日、金融商品市場指令（MiFID II）（国内で関連する移行措置がとられている）および金融商品市場規則（MiFIR）が発効した。これらの新たな規則は、当行全体と当行の顧客グループすべてに影響を及ぼす。ドイツ銀行は従業員を教育し、顧客にタイムリーな情報を提供し、テクノロジーに必要な変更を加えている。

MiFID II規則に従って、当行は顧客の個別ニーズに最も適した商品を特定するため、商品に関する幅広い市場調査を実施している。当行の商品は、リスク、複雑性、透明性、販売後のサポート等に関する一連の定められた要件を遵守しなければならない。当行は個々の商品品質を評価し、顧客の要望および顧客の投資プロファイルに適した商品を選定している。基本原則として、当行の規則は、顧客が以下の状況であることが判明した場合、販売を行わないことを明示している。

- 商品を必要としていない
- 中長期的に商品を購入する金銭的余裕がない
- 商品を理解していない
- 基礎となる商品のリスク・プロファイルが顧客にマッチしていない

新規の外部商品プロバイダーとの取引開始にあたっては、当行独自の基準および顧客ニーズに沿った高い品質基準を確保するため、当該会社について事前のデュー・デリジェンスを徹底している。

当行が提供する投資商品の品質は、継続的にレビューされている。

当行は、商品またはサービスが顧客にとって適切ではない旨の警告が当該顧客に対してなされたかどうか、適切性評価を実施するための十分な情報が提供されていなかったかどうか、またそうした場合に取引が実行されたかどうかの結果を含め、特定の顧客グループに対して実施した適切性評価の記録を保管している。

新商品の承認（NPA）およびシステム上の商品レビュー（SPR）プロセス（総称して「商品ライフサイクル」のフレームワーク）は、当行が確信を持って顧客に当行の商品およびサービスを提供できることを確保するための基盤を提供している。このフレームワークは、新しい商品およびサービスの導入、商品およびサービスのライフサイクルにおける変化、ならびにそれら

が引き続き目的に適合し、意図する市場のニーズ、特性、目的に沿ったものであることをライフサイクル全体にわたって確保するための体系的なレビュー・プロセスに伴うリスクを管理する目的で策定されたものである。各プロセスは、全部門にわたってグローバルに適用され、商品ライフサイクル・レビューの様々な段階を網羅しており、NPAは導入前、SPRIは導入後の定期レビューに焦点を当てている。

上記に加え、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）事業部門に適用される新規取引承認（NTA）プロセスは、既存取引の再構成を含め、事前に定められたリスクベースの一定のエスカレーション基準を満たしている取引のサブセットの締結に伴う調整、文書化およびリスク管理のフレームワークを提供している。このような適格な取引は、「構造化取引」と呼ばれ、当該フレームワークを通じた高レベルのデュー・デリジェンスの対象となる。

役割および責任を明確に定義することと、遵守状況の評価基準、研修ならびに是正措置を講じるためのレッド・フラッグ（警告）プロセスを合わせて、一貫した品質管理をサポートしている。当行の商品および構造化取引のフレームワークでは、正確な会計および規制の基準、ならびに法律、コンプライアンスおよび統制構造を特定するために、様々な部門からの適切な主題の専門家を活用している。商品開発はすべて、コンプライアンスおよび金融犯罪防止など、主要な統制部門の承認を得る必要がある。地域・部門レベルのNPA審議会は、新たなリスク要因や事業を含む「重要」とみなされる商品開発についてレビューする必要がある。さらに、当行に対する潜在的な評判の影響など、懸念を生じさせる特徴があれば、地域または当行グループの風評リスク委員会など、関連する経営者承認委員会に付託される。

この規定は、当行のすべての事業部門に適用される。また、当行は、特にプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの顧客を保護するための商品の原則も策定している。

当行は、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）について、当行商品ラインの最低基準を定める原則を策定した。これにより、当行は倫理的に正当で透明性の高い商品およびサービスのみを提供することにコミットしている。また、当行は当行顧客に対し、そのニーズを満たし、それぞれの経済価値とリスクを明確に示す、責任ある先見のアドバイスを提供したいと考えている。

- 当行の商品は実体経済に関係する。
- 当行の商品は透明性が高く分かりやすい。
- 当行の商品は経済価値を生み出す。
- 当行の商品は、世界全体に悪影響を及ぼすことなく個人に奉仕する。すなわち、積極的に助言を行った商品が、以下に関わるものであってはならない。
 - 食糧不足や食料の入手可能性に影響を及ぼす可能性のある障壁に関する推測
 - 死、病気、障害または破産に係る賭博
 - 核兵器、クラスター弾および地雷の製造・販売
 - 児童労働の促進または利用
 - 麻薬取引、マネー・ロンダリング、汚職などの犯罪行為
 - 人権侵害

プロセスおよび原則は、法令上および規制上の要件（商品の禁止を含む。）の遵守を確保するよう策定されている。

投資アドバイザリー事業において、当行は、当行商品（ドイツ銀行が生成する商品）および第三者商品（オープン・アーキテクチャー）の双方について提供および助言を行っており、当行顧客の個別ニーズに最も適した商品を選定することから、商品の幅広い市場調査の実施が可能となっている。当行は、個々の商品品質を評価し、顧客の要望や顧客の投資プロファイルに適した商品を選定している。また、当行の「投資・保険商品ガイドライン」では、顧客への助言が認められない商品を明確に定義している。例えば、当行は、ソフト・コモディティ（農産物）に投資する商品について助言または構築したり、もしくは裁量ポートフォリオ・マネジメント（DPM）に当該商品を組み入れたり、顧客に対して差金決済取引¹（CFD）の助言を行ったりしない。

¹ 差金決済取引（CFD）は、一般に「買い手」と「売り手」と称される二者間の契約であり、売り手は、資産の現在価値と契約の時点における価値との差額を買い手に支払う（差額がマイナスの場合は、反対に買い手が売り手に支払う）と規定される。事実上、CFDは、トレーダーに原金融商品の価格の上昇（ロング・ポジション）や下落（ショート・ポジション）の利用を可能にする金融デリバティブであり、これらの市場における投機に使用されることが多い。

顧客満足度

顧客満足度は、当行が顧客と行っている日々の対話や顧客との長期的な関係に最善の形で反映される。当行は、顧客満足度を測るために、顧客の種類および好みに応じて、以下に記載の様々なフレームワークを適用している。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

個々の機関投資家顧客による当行のサービスに対する認識を体系的に捉えるため、当行は、サービス向上についての総合的な理解を得る目的で、顧客の任意によりブローカー・レビューと呼ばれる調査を実施している。この調査では、リレーションシップ・マネージャーおよびアカウント・オーナーが、通常は年に1度または2度、顧客の経営者と向き合い、顧客の詳細な満

足度を個別に評価する。ブローカー・レビューの一環として、顧客が、当行の相対的なパフォーマンスについて、対象となるチームおよび商品カテゴリー別の詳細な評価に協力することで、十分な情報に基づいた対話が可能となり、ドイツ銀行は変更の提案に関して経験に基づく判断を行うことができるようになる。

GTBおよびコーポレート・ファイナンスは、法人顧客の顧客満足度を評価するために、法人顧客活動の80%以上をカバーする「顧客の声」に共同で取り組んでいる。2015年以降、毎年約2,100人の主要な意思決定者およびサービス受益者が詳細なフィードバックを提供しており、ドイツ銀行は、顧客固有の活動計画を策定し、サービスおよび商品開発の取り組みについて指導するためにこれを利用している。このフィードバックに基づき、2017年は合計約4,600件の活動項目が策定された。顧客およびドイツ銀行は、これらの活動項目に関するフォローアップの状況と品質の見直しを行う。参加した顧客の75%が、ドイツ銀行のフォローアップ・アクションに十分に、またはほぼ満足している（5段階評価で1または2の評価）。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク

PCCドイツおよびPCCインターナショナル

ドイツ銀行を取り巻く公の議論と批判的なメディア報道が2017年も続いており、PCCドイツでは支店の合理化を受けてネガティブな報道が増加している。顧客は、2016年に開始した支店の縮小などの戦略的再編の実施により、様々な変更への対応が迫られた。

2017年には、PCCドイツの約259,400の顧客（約3%）が、当行の顧客満足度調査に参加した。過去数年間続いてきた顧客満足度の向上は、2017年には見られなかった。当行は、新たなビジネス・モデルに投資し、明確に体系化されたアドバイザリー・プロセスを導入したものの、これまでのところ、年次の顧客満足度調査の全カテゴリーのスコア向上は実現できていない。取締役は、各支店の直近の顧客満足度指標の詳細な月次情報を受け取っており、これらの施策を注視している。

顧客調査の結果により、当行は顧客ニーズをより良く把握することができる。顧客の満足度を向上させるために、当行はこの調査を利用して顧客にコンタクトを取り、顧客の期待を理解することに役立っている。このプロセスには、法人顧客のみでなく個人顧客も含まれている。

当行の2017年の調査には、PCCドイツのほかに、PCCインターナショナルのすべての国から約24,000の顧客が参加した。PCCインターナショナルでは、2016年に若干低下し、2017年には課題に直面したものの、販売管理コミュニケーションの強化や顧客主導のキャンペーン開始により、顧客満足度の向上が図られ、富裕層および中小企業の顧客層では好調な結果が得られた。一方で、ドイツ銀行を他者に薦めたいかについては、一部の国における支店合理化の直接的な結果として低下している。

PCCドイツ / PCCインターナショナルの顧客満足度指標

単位：％ (別途記載のものを除く)	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日
PCCドイツの顧客満足度			
PCCドイツの指標	71.6	75.4	73.3
当行のサービスについて	73.0	77.3	74.7
当行の助言について	72.8	76.7	74.2
積極的にオファーされた商品・サービスについて	67.2	71.0	69.0
ドイツ銀行を他者に薦めたいか	73.5	76.5	75.4
調査に参加した顧客数	259,405	260,960	371,582
PCCインターナショナルの顧客満足度			
PCCインターナショナルの指標	77.4	77.2	77.2
ドイツ銀行を他者に薦めたいか	75.5	77.3	77.1
調査に参加した顧客数	24,272	24,169	24,084

2017年に、PCCドイツは覆面調査（ミステリー・ショッピング）プログラムを引き続き実施し、支店での約2,000件のテスト購入と約8,300の既存顧客に対する電話調査を組み合わせ、当行が提供するサービスおよびアドバイスの水準について調査した。電話調査についてはその後のコンサルテーションによって補足した。

PCCインターナショナルでは、支店で約1,200件のテスト購入を行った。覆面調査指標の結果は低下したが、競合他社と比べると依然として良好な水準にある。スペインのEQUOS RCB調査では、ドイツ銀行が3年連続で「ベスト・クオリティ・サービス・バンク」を受賞した。EQUOS RCBには、スペイン国内のほぼすべての銀行および貯蓄銀行が含まれている。これはスペインの市場（事業体およびテリトリー）の95%超にあたる。覆面調査は、ポーランドではQUALITY WATCH、スペインとポルトガルではSTIGAによって実施された。

2017年の覆面調査指標は、第1四半期を中心に期初に実施されたテストに影響を与えた支店の合理化（支店の減少）を主要要因として、両部門とも過年度を下回った（第3四半期のテスト結果では明らかに回復したが、年平均では若干低下している。）。PCCインターナショナルでは、2016年に若干低下し、2017年には課題に直面したものの、顧客満足度の結果を改善することができた。

PCCドイツとPCCインターナショナルでは、当行支店の目標設定時に顧客満足度調査および覆面調査指標の結果を考慮に入れている。また、いずれも、当行の営業スタッフ報酬の業績関連構成要素に連動している。

PCCドイツ / PCCインターナショナルの覆面調査指標

単位：％ (別途記載のものを除く)	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日
PCCドイツ			
覆面調査指標	78.5	81.0	80.8
PCCインターナショナル			
覆面調査指標	74.5	77.3	77.4

ウェルス・マネジメント

ドイツ銀行ウェルス・マネジメント（WM）は、2017年度第4四半期に、グローバル・ウェルス業界の大手リサーチ・戦略コンサルタントであるScorpio Partnershipに対し、関連する調査データ（複数地域にわたる過去11件のプロジェクト）のレビュー実施を委託し、ブランドおよびクライアント・エクスペリエンスの双方におけるWMのパフォーマンスと競争的ポジショニングについて外部の見解を得た。このレビューでは、Scorpio Partnershipの既存の個人富裕層（HNWI）/超個人富裕層（UHNWI）に関する2014年から2017年にわたる知見のデータベースから得られたデータを利用した。

概して、このレビューでは、WMの顧客満足度スコアが優れていた一方で、ブランド認知度における地域的な課題（主要な競合他社と同列のグローバルのブランド認知度）が指摘された。しかし、当該報告書は、ドイツ銀行に対する信頼と信用に関する評判リスクについても注目している。

このレビューでは、WM顧客が、競合他社の顧客よりも市場知識、財務調査およびスタッフの経験を重視していること、また、WMがこれらの分野ならびに安定性/セキュリティおよび取引実行の品質において優れていることが明確に示された。WM全体の顧客満足度は同業他社を上回っており、WM顧客は新規事業の立ち上げにWMを選ぶ可能性が著しく高い（2016年のデータ：グローバルWMの平均28.1%に対して43.6%）。

デジタル化およびイノベーション

デジタル革命は、金融サービスを含む業界を変革しつつある。当行は、デジタル・エコシステムのリーダーとなることにコミットしており、自らをテクノロジー主導型企業であると捉えている。当行は、ビジネス、IT、オペレーション、統制の各部門において、テクノロジーを用いて当行のデジタル機能を変革する。デジタル化は当行のすべての事業に重要な影響を及ぼすため、すべての事業がデジタル化をリスク評価に含める必要がある。当行はデジタル化を重要な機会であると捉えている。

ガバナンスおよび管理

当行におけるデジタル化はビジネス需要に合致しており、所有権は個々の事業または管理部門に属する。当行の3つの事業部門（コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク、ドイチェ・アセット・マネジメント）は、それぞれがデジタル専門の部門を有しており、各業務部門内で必要に応じてデジタル・イニシアティブと変革を推進している。

各部門は、デジタルおよびイノベーションの共有機能によってサポートされている。当行のイノベーション・ラボは、ベルリン、ロンドン、ニューヨーク、シリコンバレーにある。これらは、当行の顧客へのサービス提供方法を強化、改善および再考するための外部エコシステムにおけるソリューションを特定するために、当行事業と連携している。データ・サイエンス・アンド・アナリティクスは、ダブリン、ロンドンおよびブネの3つのハブにわたり活動している。これらの拠点では、複数の当行事業向けに、当行の安全かつ分散型で高パフォーマンスのデータ・リポジトリおよび一連の人工知能技術などのテクノロジーを用いて、50を超える実現可能性調査を提供している。Digital Factoryは、機動的かつ部門横断的なチームを結集して、デジタル・バンキング商品の開発を実施している。また、当行は、Axel Springer Plug & Play、The Floor、H-Farmなど多数の企業と提携関係を有しており、マサチューセッツ工科大学（MIT）のデジタル・エコノミー・イニシアチブとも提携している。

当行のグローバル・デジタル・フォーラムは、部門間のデジタル・イニシアティブに係る調整と情報交換を促進するグループ全体の組織である。同フォーラムの議長は、当行のデータ・デジタル戦略・イノベーションの部門長が務めている。その他のメンバーには、各部門のデジタル・リーダーが含まれる。2017年に当行は、一丸となり、首尾一貫した形で確実にデジタル化を進めるため、デジタル戦略チームを設立した。デジタル戦略チームは、グローバル・デジタル・フォーラムのメンバーと緊密に連携して活動する。

デジタル・エコシステムにおける銀行業務

当行は、顧客とのスムーズなやりとりを可能にする技術力を重視している。当行にとってデジタル化は、顧客によるセルフサービスを可能にするものである。デジタル化とは、顧客が選択した場所と時間において、拡張性のあるプラットフォームを介して当行の機能を提供することを意味する。このため、当行は、市場の相互作用を促進し、顧客の生活の利便性を高める方法で顧客に価値を提供するプラットフォーム構築を積極的に進めている。

当行のデジタル化へのアプローチには、以下の明確な論理的根拠がある。

- 当行は、混乱をチャンスに変えるための規模、リソース、業界知識および十分なデジタル能力を有している。
- 当行は、顧客と市場に利益をもたらすため、当行のプラットフォームにフィンテック企業を関与させている。
- 当行は、当行組織をこれまで以上に顧客重視の組織に進化させている。テクノロジーにより、当行はこれまでにない新たな商品およびサービスを提供することが可能である。
- 当行はプラットフォームにおける牽引力となる必要がある。プラットフォーム・モデルにより、全部門の能力を最大限に活用し、当行の顧客に新たな金融サービスを提供することが可能である。
- 当行は、顧客をよりよく理解し、より多くの情報に基づく意思決定を行い、当行の統制機能をさらに強化するために、当行のデータの活用をより一層進めている。

2017年の動き

2017年を通じて、当行すべての部門でデジタル化が大きく進展した。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクでは、当行が受賞したインベストメント・バンクの顧客向けAutobahnプラットフォームから15万行を超えるコードをオープンソース化し、前例のない一歩を踏み出した。これにより、様々なプロバイダーからのトレーディング・アプリケーションがAutobahnを共有基盤として使用し、各Autobahn機能とシームレスに動作できるようになる。

Autobahnに関連するオープンソース化に加え、当行は、Autobahnプラットフォーム自体の改善も行った。2017年8月には、Autobahn Click-to-Confirmを導入した。これは、Autobahnの顧客が、安全なWebベースのポータルを通じて、為替、金利、信用取引の確認をオンラインで管理することを可能にするものである。また、当行は、デリバティブ関連の現金支払いをオンラインで管理するためのCashflow Confirmationも提供している。

また、テクノロジー・プラットフォームであるSymphony Communication Servicesをグローバル・マーケットの大半のスタッフおよびサポート担当の管理部門に展開した。これは、モバイル・アプリやワークフローの自動化ボットなど、全面展開され暗号化されたクラウドベースのコラボレーション・プラットフォームであり、フロントオフィスやテクノロジーおよびオペレーションのチーム全体の生産性とコミュニケーションを向上させる。Symphonyは、20のバイサイドおよびセルサイドの金融機関からなるコンソーシアムによって所有され、運営されている。当行は、2014年の同社設立時の創業投資家であった。

また、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクでは、コスト削減、顧客サービスの強化、主要プロセスにおける統制の改善を図る目的で、様々な商品分野におけるロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）ソリューションに焦点を当てた複数のプログラムを立ち上げた。

当行は、他行と協同して、分散型台帳技術（ブロックチェーン）の市場インフラ構築に取り組んでいる。当行は、リスクが低く取引実行速度の速い金融取引を銀行間で清算・決済するブロックチェーン方式のユーティリティ・セトルメント・コインに初めて参加した銀行の1つであった。

2017年11月には、当行のグローバル・トランザクション・バンクがSWIFT gpiサービスを開始した。この新しいデジタル・プラットフォームは、法人顧客向けにリアルタイムで支払を追跡し、日々の資金利用を提供するものである。当行は、gpiを全世界で顧客の真のニーズに応えるものと考えている。開始時のフィードバックは、大陸間の多くの取引が、エンドツーエンドで迅速に処理され、完全な追跡機能を備えていることを示している。

また、当行のグローバル・トランザクション・バンクは、ドイツの貿易金融スタートアップ企業であるTrustBillsの株式を12.5%取得した。TrustBillsは、国内外の売掛債権を売買するためのオンライン・オークション・プラットフォームである。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク

当行のリテール部門とコーポレート・バンキング部門において、デジタル化への継続的な投資が成果をあげている。当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの7百万の顧客のうち、4百万を超える銀行がデジタル化されている。2017年1月に、当行は、ドイツでデジタル口座開設をスタートし、新規顧客は7分でオンライン口座を開設することが可能となった。このデジタル口座は、ドイツ国内に登録住所を有するドイツ国民が利用できる。2017年8月29日、当行は、半数以上の当行の顧客がモバイル機器を介してオンライン口座にログインした「モバイル・モーメント」を迎えた。

当行は、当行の開発者ポータルを通じて市場の効率化に貢献しており、プログラマーによる将来のデジタル・サービスに関するアイデアの検証を可能としている。この協同的アプローチは、当行顧客の利益のために新たな商品およびサービスの市場投入までの時間を短縮する上で、外部の当事者および当行の双方に役立つものである。

当行のリテール預金市場であるZinsMarktは、2017年5月より、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの顧客向け信託定期預金のための簡便なデジタル市場として機能している。他の提携銀行は既に定期預金を提供している。ZinsMarktは、ドイツのフィンテック企業であるDeposit Solutionsと共に、アジャイル・テクニクを用いて設計・開発された。

また、当行は、支店ネットワークのデジタル化への投資も行った。過去2年間に、当行は、約1万台のiPadを当行のアドバイザーに配布し、ダッシュボード・コレクションという複数のアプリを展開した。これにより、当行は最先端の方法でアドバイザー・セッションを提供することが可能となり、また、契約書および申請書のデジタル署名を記録することは紙の使用量削減につながる。

2017年末、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクは、Natural Language Processingを利用する、IBMのWatsonテクノロジーに基づいて構築された当行初の人工知能ソリューションを立ち上げた。これにより、当行の営業サポート・スタッフは、顧客からの問い合わせに対してより効果的かつ迅速な対応が可能となり、顧客のための価値の創造に注力することができる。

2017年8月、ウェルス・マネジメントはアジアにおいてドイツ銀行ウェルス・オンラインを展開した。このプラットフォームは広範なサービスを提供するものであり、顧客はポートフォリオの情報および投資関連の出版物の読み出し、さらにはアドバ

イザーと対話して取引を実行することが可能となる。ウェルス・マネジメントでは、2017年末にDB NextGen Appを立ち上げた既存の次世代プログラム（NextGen）を含む、デジタル・エコシステムのさらなる開発を進めている。

また、当行は、トレード・ファイナンスのための分散型台帳技術プラットフォームであるwe.tradeの主要銀行の1つでもある。ブロックチェーン技術を用いる当該プラットフォームにより、中小企業は国内外の売買取引を管理、追跡および保護することができる。we.tradeは、10ヶ国の9つの銀行による共同支配企業であり、当行は株主である。

当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおけるデジタル・ソリューションの成功は、2016年に設立したDigital Factoryの価値を実証するものである。このセンターでは、ビジネス、テクノロジーおよびコンプライアンスの各チームが集まり、機動的な手法を適用して開発サイクルを加速させている。これは、当行のリテール・バンキングのモバイル・アプリに、急速に進化する世界において必要不可欠な複数の改善をもたらした。

当行が設立メンバーとなっているベリミ・イニシアティブは、ドイツの有力企業による業種を超えたコラボレーションを提供している。この「マスター・キー」によって、顧客は提携企業等が提供する様々なサービスにシングル・サインオンでアクセス可能となる。これは、当行が、市場を発展させ、顧客の生活の利便性を高めるためにどのようにデジタル・プラットフォームを提供しているかの1つの例である。詳細についてはwww.verimi.comを参照のこと。

行動およびリスク

企業文化は当行の営業活動の核となるものである。これは、当行の振る舞い、行動および意思決定、ならびに当行が他者、顧客および社会全体とどのように関わっていくかの指針となっている。

定義および目標

ドイツ銀行では、インテグリティ、持続性のあるパフォーマンス、顧客中心主義、イノベーション、規律およびパートナーシップという当行の価値観を指針としている。これらの価値観は、ビジネス行動規範と倫理（以下「本規範」という。）に規定されている。本規範は、当行の全員が遵守すべき行動基準を定めている。

さらに、取締役会は、以下の4つの望ましい企業文化による成果を特定している。

- 積極的かつ明確なリーダーシップ：トップの姿勢とリーダーシップの行動の整合
- 意欲を引き出す効果的な管理者：チームの目標を達成しつつ、個々の成長を促す管理者
- 意欲的かつ生産的なスタッフ：コミットメントと多様な組織を実現するHRの実務およびプロセスの促進
- 責任ある持続可能な実務：有効な統制およびリスク制限を備えた、的を絞った当行事業の成長

当行グループ全体の企業文化に関わるすべての活動は、これらの成果に貢献する。

これらの成果を達成することは、よりシンプルかつ効率的に、より低いリスクで、より十分な資本を備え、より統制された取引実行を行う当行の戦略目的を実現するために不可欠である。望ましい企業文化を根付かせ、適切な行動を促すことに継続的に注力することは、上級管理職、従業員、顧客、株主および規制当局を含むすべてのステークホルダーのための重要な優先事項である。

当行は、企業文化を測定すること、勢いを維持することは困難であると認識しているが、主要な基準に対する達成状況を示すために、当行は、当行全体の様々な情報源から収集した測定指標のダッシュボードを開発中である。これらの指標は、ピープル・サーベイ結果といった定性的データのほか、人事（HR）、リスク、コミュニケーションおよびコンプライアンスのプロセスの一環として現時点でも追跡・管理されている、より定量的な指標を網羅する。

ガバナンス

全従業員が企業文化に係る成果達成の責任を負うのに対し、当行グループの最高経営責任者（CEO）は全体的責任を負う。

取締役会の各メンバーは、所属部門または機能についての説明責任を負い、執行委員会（ExCo）は、企業文化関連のイニシアティブを策定・実施する責任を負う。説明責任および適切な上級管理職の重点的な取り組みを確保するために、各部門または機能が策定する企業文化関連のイニシアティブの所管は、ExCoレベルとしている。

CEOが議長を務め、取締役会の指名を受けた各部門および機能の代表者から構成されるカルチャー・インテグリティ・アンド・コンダクト（CIC）ワーキング・グループは、中央の調整・統合機能を果たし、各分野において追求している企業文化活動が当行の企業文化に関するグローバル・ビジョンに確実に沿うようにする。CICは年に6回以上会合を開き、望ましい行動を促し、望ましくない行動を抑制する企業文化活動に注力している。また、同グループは、ベスト・プラクティスと難易度の高い企業文化関連の計画およびアイデアについて共有する権限を有しており、これらはフォーラムで発表される。

CICに加えて、コンダクト・アンド・インテグリティ（C&I）委員会は、CICへの定期的な報告を含め、行動およびインテグリティに関連するイニシアティブの監視、リーダーシップおよびグループ全体の調整を担っている。

施策

積極的かつ明確なリーダーシップ

当行の企業文化に関する価値観を根付かせるためには、上位のリーダーがロール・モデルとなり、企業文化および行動の重要性を主張する必要がある。

トップの姿勢

取締役会メンバーおよびその直属の部下は、重点分野と統合した一連の動画に登場しており、これは社内でイントラネットを通じて全スタッフに共有されている。これらの動画と従業員への電子メール・コミュニケーションは、当行の企業文化に係る成果の重要な側面を強化し、組織があるべきオープンかつ誠実なコミュニケーションの例となっている。動画シリーズの例として、以下のものがある。

- CEO、最高総務責任者（CAO）および最高財務責任者（CFO）による「トップ・トーク」
- 従業員が「金融犯罪と闘う最大の擁護者」であることの重要性を強調している、最高規制責任者とAFCのグローバル責任者のインタビュー

企業文化に関するトピックの上位管理者

トップの姿勢を維持し、リーダーシップの施策でこれを補完するために、各部門および管理部門における企業文化の取り組みを推進する説明責任はそれぞれのExCoにある。これにより、各分野で実施された施策が、対象となる部門または機能の事業目標と整合し、企業文化に関する現在の課題に対応することを確保している。

意欲を引き出す効果的な管理者

管理者の説明責任を引き上げて管理者とチームの間の信頼を築くことは、より確かでパフォーマンスの高い組織の構築と、オープンで誠実なコミュニケーションに基づく職場環境の促進につながる。

リーダーシップおよびマネジメント・プログラム

当行は、様々なレベルの責任者を対象とした、広範なリーダーシップ育成プログラムに継続的に投資している。このプログラムは、リーダーに対する当行の期待を共有することと、従業員に向き合い、そのモチベーションを高めるリーダーのスキル向上に重点を置いている。2017年に提供したプログラムには以下が含まれる。

- 多様性のあるチームを率いており、当行の戦略実行の上で重要な役割を果たしている管理者向けの「リーダーシップの基本」
- 新管理者向けの「管理職の基礎」および現職管理者向けの「経験豊富な管理者のコツ」。これらのプログラムは、管理者に対する当行の期待を明確にし、定期的なフィードバック、成長のための対話およびどのようにチームをリードするかの学びなど、管理者がチームと向き合うスキルを磨く手助けとなるものである。
- パフォーマンスの高いバイス・プレジデントおよび取締役を対象とした「アクセレレーション・プログラム」。当該プログラムは、管理者およびリーダーシップの能力を強化し、将来のフランチャイズ・リーダー予備軍を生み出すことを目的として、研修、コーチングおよび部門間の交流の機会を提供するものである。
- 変更管理能力の強化を目的とした、様々な勤続年数の階層向けの「チェンジ・マネジメント研修」。変化を理解する、機動的になる、および他者を手助けするといった分野に重点を置いている。

トータル・パフォーマンス

当行は、当行におけるパフォーマンスとキャリア開発を管理するために、トータル・パフォーマンス（TP）を立ち上げた。TPは、定期的かつ有意義な双方向の対話に基づく統合的なアプローチである。一方向の評価とは異なり、TP指標には、従業員の経験、ビジネス・デリバリーに対する従業員の貢献および行動（何を、どのように）、能力、ならびにキャリアおよび個人の成長が反映される。定期的かつ有意義な対話により、不十分なパフォーマンス（不正行為を含む）をめぐる議論が促され、課題に対処するための行動計画が放置されることなく実行されて定期的にレビューされることや、成長のサポートとモニタリングが確保される。

昨年度の「ピープル・サーベイ」の結果でこれらの取り組みの効果が明らかとなり、従業員の68%が、管理者が「強み」と「要改善点」について明確かつ定期的にフィードバックしていると回答している（6%増）。また、従業員は、当行の戦略実行に自らがどのように貢献しているか良く理解していると考えている（16%増の77%）。

意欲的かつ生産的なスタッフ

積極的な行動を促し、成功を共有し、従業員のパフォーマンスを向上させるための当行全体のプロセスを策定することが、当行が目指す企業文化の推進に重要な役割を果たす。

結果の管理

当行は、従業員に期待する行動と、その期待を満たさない場合の結果とを強く関連付けている。こうした結果には、方針の違反または期待される基準を下回る行動から生じた問題に関する懲戒処分が含まれる場合がある。懲戒処分が、報酬、昇進、業績管理、主要な職能保有者の選任など、他の人事関連プロセスにどのように影響を及ぼすかについて、ガイドラインが整備されている。考えられる結果の別の例として、「レッド・フラッグ（警告）」が挙げられる。このレッド・フラッグのプロセスでは、特定のリスク関連の方針とプロセスに対する従業員の遵守状況をモニタリングする。違反があれば、適切にリスク加重されたレッド・フラッグが発生し、報酬、昇進および業績管理に係る意思決定において考慮される。

従業員参加の拡大

当行の#PositiveImpactキャンペーンは、共通の目的に対するスタッフの士気を高め、信頼および信用を再構築することを目指している。まず、ステークホルダーとの新たな対話を創出し、「経済成長および社会の発展を可能にする」「顧客、従業員、投資家および社会への良い影響を生み出す銀行となる」ように当行のブランドを再配置する。

社内コミュニケーションおよびドイツ銀行ブランドに関するグローバルな調査である当行従業員の指標調査によると、4人中約3人がこの新しい目的に賛同しており、キャンペーン開始から6か月内に#PositiveImpactのイントラネット・ハブに参加した従業員は約74,000人であった。ドイツ銀行従業員の指標調査によると、当行ブランドを肯定的に認識している従業員は、2017年度第1四半期の37%に対し、2017年度第4四半期には47%に上昇した。

責任ある持続可能な実務

当行の事業を拡大する上で、「統制に係るマインドセット」を養い、リスクを積極的に管理することは、戦略目標、特にリスクの低減を達成する上で極めて重要である。

コンダクト・リスクのフレームワーク

当行は、当行のステークホルダーに適切な成果をもたらすよう策定された当行の全社的リスク管理フレームワークの一環として、当行のコンダクト・リスクを管理し、軽減する。これは、顧客を公平に扱うこと、当行が事業活動を行っている金融市場において誠実に行動することである。当行のグループ全体のコンダクト・リスク管理フレームワークは、当行の上級管理職にコンダクト・リスクの全体的な視点を提供する目的で策定されたものである。コンダクト・リスクとは、「当行の従業員または代表者もしくは当行の事業慣行が、当行の顧客、当行、または金融市場の信頼性に不適切かつマイナスの影響を及ぼすリスク」と定義される。当行のビジネス行動規範と倫理は、その他の方針および手続とともに、すべての従業員に期待する職業行動基準を定めている。当行に、不正行為もしくは不適切または非倫理的な行為を容認する意思はないが、当行の事業の性質および当行が事業活動を行っている市場を鑑みて、当行は、コンダクト・リスクは常に存在すると認識している。ビジネスでは、コンダクト・リスク選好に沿った活動を実施するために、適切かつ有効な統制を整備し、緩和策を講じなければならない。

リスク認識およびオーナーシップ

当行が目指す企業文化には、すべての従業員にリスク管理者として行動することを促し、奨励する環境の整備が含まれる。この環境整備については、今後もコミュニケーション・キャンペーンおよび全従業員への必修研修を通じて、さらなる充実を図っていく。当行のリスク管理原則の方針により、従業員に当行のリスク管理アプローチの概要を提供するとともに、2017年

には、当行内の様々な役割の従業員が効果的なリスク管理にどのように貢献しているかを具体的に示した「I'm a risk manager」という複数の動画を制作した。

また、2017年には、当行は、リスクの認識、リスクのオーナーシップおよびリスク選好の枠内でのリスク管理に特に焦点を当てた、原則に基づくリスク文化の評価も導入した。評価結果は、既存のリスク報告に組み込まれ、リスク文化は日常の効果的なリスク管理にとって不可欠な要素であるというメッセージを打ち出している。

金融犯罪への対応

当行は、金融犯罪を撲滅するための効果的な規制および手続ならびに社内基準の策定をサポートすることにコミットしている。これについては、「金融犯罪防止」の章で後述する。

当行のグループ全体の従業員調査では、従業員の83%（17%増）が、当行の原則、方針および手続に妥協することなく効果的にリスクを管理できると考えていることが示された。

公共政策および規制

2017年に、当行は、規制変更への対応力および当行内のシナジー効果の活用を高めるため、さらなる対策を講じた。これには、当行の規制関連業務、グループ・ストラクチャリング業務および政府・広報の部門統合が含まれ、これらの部門は現在では緊密に連携して、政府・広報およびグループ・ストラクチャリングのグローバル・リーダーに報告しており、最終的にはグループ最高規制責任者に報告している。これらの部門を通じて、当行は、関連する政治および規制の動向を早期に把握し、それに応じて当行グループの政治的な立場を調整している。当行のビジョンは、「重要な規制変更に対する備えを確実にし、当行グループを簡素化し、ドイツ銀行の戦略を支えること」である。当行の目的は、関連する政治および規制上の要件（インバウンド）の遵守と、業界の関連するトピックを公的な議論の場に持ち込むこと（アウトバウンド）の両方を確実に実行することである。ベルリン、ブリュッセル、ワシントンDCにある当行の政府・広報オフィスは、重要な政策立案者との関係を保ち、政策立案の過程において情報およびデータを提供する一方で、当行の事業戦略とその決定要因を伝えている。さらに、当行は、北京事務所にいる最高規制責任者（CReg0）の同僚と協力し、中国もカバーしている。

当行は、今後12ヶ月以内に当行が焦点を絞って情報を提供する一連の重要なトピックを定めている。2017年のトピックは、G20の議長国ドイツ、銀行業および社会のデジタル化、ユーロ圏刷新、プレグジット、およびグリーン/サステナブル・ファイナンスに関連するものであった。各論点について、当行は、セミナー、パブリック・パネル、政策立案者との個別の対話を開催し、参加した。

規則・規制変更のリスクは、当行の日々の業務に内在している。これに適切に対処するため、当行は、ドイツ銀行にとって重要性の高い規制リスクに高い優先順位を付し、規制変更の特定、影響評価および実施について明確な説明責任を割り当てる体系的アプローチを用いて、新規のまたは変更された規制を特定し、実施するための包括的なフレームワークを策定した。

このフレームワークは、規制変更のリスクを当行がどのように管理するかを規定するものであり、規制政策の議論において当行のプロフィール構築に役立っていることから、当行は規制当局の利害関係者と建設的に関与している。また、情報に基づいた戦略的意思決定を確保し、主要なイニシアティブの実施方法についての監視および統制、ならびに今後の公共政策の課題に関する上級管理職の見識を提供する。政策決定プロセスにさらに貢献するために、当行は政治および規制上の利害関係者に、当行の事業戦略および決定要因を示す情報およびデータを提供する。

当行は、当行の従業員と外部の政治および規制上の利害関係者との接触に関する明確なルールと手続を定めた。すべてのスタッフは、当行のグローバルな「贈答、エンターテインメントおよびビジネスイベントに関する方針」を遵守しなければならない。この方針は、ドイツ銀行の代表者が提供または受領する、贈答品およびイベント参加に係る行動および記録を規定するものである。EU機関との接触については、当行の方針である「EU機関と政策問題を議論するためのすべてのコミュニケーションの事前クリアランス」が義務付けられており、EUレベルでの整合したコミュニケーションを確保するとともに、EU職員とのすべての接触を一元的に審査している。米国では、「米国および米国のロビー活動における政治的貢献」に関する当行の社内方針に沿って行動する。

当行は、EUの透明性登録簿に署名しており、特定の財務情報の開示と行動規範の遵守が求められている。

金融犯罪防止（AFC）

当行は、責任ある銀行として、当行がどのように業務を行っているかは財務成績と同等以上に重要なものとして考えている。当行には、金融犯罪を撲滅するため、国際的なレベルで規制および手続を支えてきた長い歴史があり、これは銀行の安定性および国際金融システム全体の信頼性を確保する上で極めて重要であると考えている。このことは、当行が犯罪行為に悪用されることを防ぐ助けとなる。さらに、金融犯罪に係る規定を軽視することは、企業犯罪および/または規制上の責任、民事訴訟および評判の低下につながる可能性がある。

新しい規制が適切に方針に反映されるよう、AFCの方針は、少なくとも毎年見直される。

AFCの最終的な責任は当行の取締役会にあり、当行のAFC部門は、日々のマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止、制裁および禁輸措置の遵守、ならびに不正、贈収賄および汚職またはその他の犯罪行為の防止に取り組んでいる。2017年は、AFC部門強化が重要な目標の1つであることから、同部門の従業員数を当期中に60%増員した。

AFC機構は、地域、グローバル、統括部門に分かれている。それぞれの主な職務は以下のとおりである。

- 地域部門は、ドイツ銀行が営業活動を行っている地域（ドイツ、米州、英国およびアイルランド、アジア太平洋/APAC、ならびに欧州、中東およびアフリカ/EMEA）について責任を負う。
- グローバル部門は、反マネー・ロンダリング（AML）/テロ資金供与、制裁および禁輸ならびに不正防止、贈収賄および汚職を管理する、
- 統括部門は、リスク・コントロール、調査ならびに規制ガバナンスおよび執行などのトピックを管理する。

取締役会の監督義務およびAFC機構への上記職務の委任を毀損することなく、取引/事業活動およびそれらに対応するプロセスの適切な構築および実行に関する最終的な説明責任は、各事業部門のライン・マネージャーおよび従業員にある。

すべての従業員は、適用される方針および規則を遵守するために深く理解し、最新の情報を自身で確認する必要がある。

従業員の研修および関与

当行は、規制、コンプライアンスおよびAFCに対する従業員の理解を手助けするための研修を提供している。受講者のタイプに応じて様々なコースが利用可能である（AFC機構についてはこの節で説明する）。

新卒者

- AFCまたはコンプライアンス部門における新入社員向けの新卒者初任週間
- 全部門の新卒者に特化した、AFCおよびコンダクト・リスク管理の重要性に焦点を当てた研修会

AFC/コンプライアンスの従業員

- 「最初の100日間」の導入プロセス
- 「内部調査の実施方法」など様々な技術開発プログラム

当行従業員

AML、不正の認識、贈収賄防止、汚職および制裁について取り上げるコースのAFCカリキュラムが、当行グループ全体で開催されている。これらのコースの受講率は非常に高く、受講遅延または未修了の比率は非常に低い。

AFCリスク・コントロール

グローバルのAFCリスク・コントロール・チームは、他のAFC機構および事業部門または管理部門とともに、当行の商品、サービスおよび顧客活動に起因するマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与、制裁および禁輸、不正、贈収賄および汚職のリスクを評価し、特定する。これらの目標を達成するため、グローバルのAFCリスク・アセスメントによる顧客、商品および取引の評価を毎年実施しているほか、グループ全体のプロセスであり非財務リスク・フレームワークの一部であるトップ・リスク報告による評価も四半期ごとに実施している。評価は、新しい規制要件に合わせるため、継続的に改善され、レビューされる。

グローバルのAFCリスク・コントロール・チームは、国レベルまたは法人レベルで実施される評価のためのフレームワークを設定し、技術基盤を提供する。

リスク・アセスメントの主な目的は、当行の商品およびサービス、顧客活動ならびに当行が営業活動を行っている地理的所在地に固有のリスクについて、理解を深めることである。

顧客確認 (KYC)

当行の顧客確認 (KYC) の方針は、KYCに対する当行グループ全体のアプローチを統治する規則を定めている。KYCの実施にあたって、当行は、国内外の法規制遵守を考慮に入れなければならない。2017年に、当行は、リスクの高い顧客 (政治的影響力の高い人物 (PEP) など) に特別な注意を払い、事業に関する説明責任の向上、より明確なガイダンスと適用性の提供、ならびに当行のリスク選好の閾値の組み込みおよび意識向上など、当行が営業活動を行っているすべての国に適用される新たなKYCプログラムを導入した。

顧客はデュー・デリジェンスの一環として評価され、定期的に内部および外部の基準に照らして審査される。2017年に、当行は、審査の更なる有効性・効率性向上の基礎として、審査プログラムを引き続き拡大している。

デュー・デリジェンスの結果として、顧客との関係が否認されたり、口座、取引、または商品の利用にモニタリングまたは条件が課されたりする可能性がある。疑わしい動きについては、現行の法律および規制要件に従い、規制当局および政府機関に情報を提供している。

KYCは、顧客関係のライフサイクルを通して進行するプロセスである。したがって、当行は顧客だけでなく、予想される顧客との関係の性質についても知る必要がある。

新規顧客の受入プロセスは、潜在的な顧客の受入について扱っている。顧客の受入が完全に確定する前に、資金または資産を受け入れたり取引したりすることは認められず、いかなる法的コミットメント (口座の運用、商品の販売またはサービスの提供を含む。) も締結してはならない。

顧客との関係を定期的に評価するために、すべての既存顧客について定期的なレビューを確実に開始し、十分に実施する必要がある。レビューのサイクルは、顧客との関係のリスク・カテゴリーに応じて異なる。一般的に、リスクの高い顧客は毎年、リスクが中程度の顧客は2年ごとに、リスクの低い顧客は5年ごとにレビューする必要がある。

顧客関連のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与のリスクを評価し、理解することは、当行のAFCリスク管理フレームワークの重要な要素であり、当行の金融犯罪のリスク選好に沿ったリスクの軽減および管理に役立っている。

当行の顧客基盤をリスクに基づきセグメント化する主な目的は、適切なデュー・デリジェンスを実施することと、継続的なモニタリングの結果の比較を可能にして相違点を特定できるよう、包括的な顧客プロファイルを確実に整備することである。

当行のリスク評価手法では、顧客のリスク格付を決定するために、それぞれの顧客との関係のカントリー・リスク、インダストリー・リスク、プロダクト・リスク、エンティティ・タイプ・リスクについて考慮する。リスク種類に関係なく、顧客が政治的影響力の高い人物 (PEP) である場合、または顧客の最終的な受益所有者がPEPである場合、当該顧客は常に高リスクに分類される。

反マナー・ロンダリング (AML) およびテロ資金供与

当行のAFC機構におけるAML部門は、マナー・ロンダリングとテロ資金供与を防止するための対策を策定する責任を有している。かかる対策には以下が含まれる。

- 身元確認 (認証)、記録および保管に関する規則および規制の遵守
- 疑わしい取引を検出し、疑わしい動きについてアラートを手配する。
- 社内の方針、手続および統制を策定、更新および実行する。

価値または金額にかかわらず、資金が、違法な資金源から得たものであるか、またはテロ資金供与に関連して使用される可能性があるという合理的な疑いがある場合、その取引は否認されなければならない。

AML部門は、最低限のドイツの規則と、当行が営業活動を行っているすべての国における現地の法規制を遵守するようデザインされている。これには、方針、手続、指名されたマナー・ロンダリング・オフィサー、独立した統制ならびに定期的な従業員研修が含まれる。期日までに受講されなかったAML研修の割合は0.08%である。

当行は、ウォルフスバーグ・グループの一員であり、ウォルフスバーグ反マナー・ロンダリング原則を適用している。また、テロ資金供与の防止に関するウォルフスバーグ声明に署名している。

制裁および禁輸について

各国の当局および国際機関 (国連 (UN)、欧州連合 (EU) など) は、国際的に認められた行動や規範を侵害している国、組織、団体、事業体および個人に対し、特にこれらが兵器拡散、テロリズムまたはテロ組織の支援、人権侵害、もしくは、汚職および賄賂に関係している場合に制限措置を課している。このような措置は、一般的に禁輸または制裁として知られている。

ドイツ銀行は、EU、ドイツ連邦銀行、ドイツ連邦経済輸出管理局、ならびに米国外国資産管理局 (OFAC) および英国財務省などのその他の当局が定める金融・貿易制裁に関する法律および拘束力のある要求事項をモニタリングし、評価し、必要に応じて遵守する責任を負う。

当行グループ全体の禁輸政策、特別リスク国に関する方針、および特定の外国資産管理政策局は、当行の受入プロセスの一環として、またその後も定期的に、顧客のリスクを評価し、軽減する手助けとなっている。また、特定の取引、国および商品に関するリスク管理にも役立っている。

当行は、2016年初頭に主要国およびイランにより締結された包括的共同作業計画の実施に伴い、当行は、イランに対する厳格な政策を極めて慎重に緩和し、2017年に当行は、強化されたデュー・デリジェンスに従い、当行の長年の顧客のためのユーロでの法的支払いを引き続き実行した。

贈収賄および汚職の防止

贈収賄および汚職のリスクは、当行の日々の業務で発生する可能性がある。贈収賄とは、他者または他の事業体にノから、何らかの価値あるものを不正に提供、約束、贈与、許可、勧誘、受領または受諾することに同意することを意味する。汚職とは、公的部門または民間部門を問わず、不適切な個人的または事業上の利益のために地位または権力を乱用する行為をいう。

ドイツ銀行は、ビジネス行動規範と倫理、価値観・信念、および国際法（英国贈収賄防止法（2010年）、米国海外汚職行為防止法（1977年）、ドイツ刑法、OECDの国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約などが含まれる。）に従って、贈収賄および汚職に対し、一切これを容認しない措置をとっている。

適用法規制およびベスト・プラクティスの基準を遵守するという当行のコミットメントを反映して、当行の不正防止、贈収賄および汚職防止（ABC）部門は、以下の責任を負う。

- 贈収賄および汚職に関する法規制および国際基準に関連するコンプライアンスの監視および助言
- 贈収賄および汚職のリスクを軽減するための適切な施策の継続的な設計および開発
- 贈収賄および汚職のリスクを軽減するための統制とセーフガードの管理

ABC方針は、すべての従業員およびドイツ銀行に關係する第三者（パートナー、サプライヤー、サービス提供者および第三者を含む。）が契約上の合意に従って当行グループにサービスを提供する範囲において、期待される最低限の行動基準を定めている。

新規採用者全員に、スタッフ信頼性チェックを実施している。既存従業員向けには、最新の信頼性チェックの手続が2017年に展開されている。

従業員一人ひとりが、当行事業に関連する贈収賄およびその他の汚職を防止し、発見し、報告する責任を負っている。贈収賄および汚職は、従業員および当行に深刻な影響を及ぼす。賄賂を供与・受領した、または供与・受領に同意した従業員は、ABC方針およびビジネス行動規範と倫理に違反し、犯罪およびノまたは規制上の違反を犯すことで、当行が国内外で企業犯罪およびノまたは規制上の責任ならびに民事訴訟にさらされる可能性がある。従業員はまた、民事または刑事上の罰金、罰則およびノまたは禁固の対象となる場合がある。上級管理職は、贈収賄行為が行われたこと、または行われることに気付いたにも関わらずこれを防止するための適切な措置を講じなかった場合、起訴され、個人的責任を負う可能性がある。同様に、当行は、ABC方針または適用される贈収賄および汚職に関する法規制に定められた原則および規則に違反していることが判明した第三者との関係を終了する場合がある。

当該方針を実行するため、各地域のチームが、リスクの分析、統制の策定とモニタリング、研修および周知徹底に関する責任を負う。

情報セキュリティ

顧客は、いつでも、どこでも、様々なチャネルを通じて必要なサービスにアクセスすることを期待する。多くの場合、当行テクノロジーの進化と革新、サービス提供およびプロセスは、サービス提供者との連携およびフィンテック開発の統合の上に成り立っている。同時に、企業へのサイバー攻撃は、規模、スピードおよび巧妙さが増している。したがって、情報セキュリティは、ドイツ銀行の重要な非財務トピックの1つである。当行の顧客、株主、従業員およびその他のステークホルダーのドイツ銀行に対する信頼を持続させるためには、当行の顧客およびパートナーのデータならびに当行の情報資産の機密性、整合性および可用性を維持することが不可欠である。

ガバナンス

当行のガバナンス・フレームワークおよびサイバー・セキュリティ・プログラムは、進化するビジネス要件、規制ガイダンスおよび新たなサイバー攻撃がセキュリティの方針と基準に引き続き反映されるよう、継続的に強化されている。情報セキュリティ方針は、ドイツ銀行がこれらのパラメータを遵守することを支援し、情報セキュリティ関連の導入プロセスを積極的に管理するための基盤を構築する。ドイツ銀行の包括的な情報セキュリティ方針の構築には、国際的な基準およびベスト・プラクティスが用いられている。当行の情報セキュリティ管理システムは、2012年から国際規格であるISO 27001の認証を取得し、2015年に再度認証を取得している。当行の方針は、当行の情報セキュリティ確保に関する取締役会のコミットメントを公式に宣言するものである。さらに、取締役会のCOOから委任された意思決定組織である「ITセキュリティ委員会」が設置され、潜在的な上申を含むすべての活動を監視している。

情報セキュリティ統括室

2017年には、情報資産の保護と従業員、資産および建物の物理的セキュリティが包括的に設計され、提供されることを確保するため、物理的セキュリティ（コーポレート・セキュリティ）および情報セキュリティ（CISO）の両方の責任が統合され、セキュリティ統括室（CSO）が設立された。この機能は、最高執行責任室に置かれている。セキュリティ統括室において、CISOは引き続き、ドイツ銀行の情報セキュリティの中心かつ独立した所有者である。CISOは、ドイツ銀行内の関連する情報セキュリティ・リスクを管理する目的で、適切なガバナンスのフレームワーク、方針、プロセスおよび技術力が整備されていることを確保する責任を負う。このため、CISOは、グループ情報セキュリティ戦略をグローバルで設定し、実行する責任を負っている。当該戦略は2017年にレビューされ、実行された。

CISOは、ドイツ銀行の全事業部門および全従業員と協力して、当行のシステムが保護され、ドイツ銀行の事業目的を達成するために安全かつ確実に使用されるように努めている。当行は、グローバルおよび各地域の業界フォーラムでベンチマークされた情報セキュリティの品質を高めることによって競争上の優位性を確立し、当行のブランドと評判を保護して顧客と市場の信頼性を向上させることを目指している。

サイバー攻撃

当行の情報資産を保護するために、当行は、データ、デバイスおよびアプリケーションを含む、あらゆるテクノロジーの層に情報セキュリティ統制を構築する多層的アプローチ（「徹底的な防御」）を採用している。これにより、強固なエンドツーエンドの保護を実現すると同時に、サイバー攻撃を検知し、回避し、対処し、リカバリーするための複数の機会を提供している。このアプローチは、当行グループの情報セキュリティ戦略における重要な側面である。

「攻撃への対応」、「データ漏えい防止」、「脆弱性管理」および継続的なスタッフの意識向上プログラムなどの防止策や統制に加え、当行は、適切な対応プロセスを伴う検知にも高い優先順位を付している。ドイツ、シンガポールおよび米国にある当行専用のサイバー・インシデント対応センターは、異なるタイムゾーンにわたり24時間体制でサービスを提供するよう設定されており（「follow the sun」モデル）、グローバルに攻撃を検知し、インシデントに確実に対処する当行の能力を向上させている。

「ヒューマン・ファイアウォール」

「ヒューマン・ファイアウォール」の強化は、当行の情報セキュリティ戦略のもう1つの重要な要素である。2017年、ドイツ銀行グループの全従業員を対象に、情報およびコーポレート・セキュリティのあらゆるトピックを網羅したグローバル・マルチチャネルの意識向上キャンペーンが始動した。さらに当行は、サイバー攻撃や当行がどのように情報資産を保護しているかについて、資料およびイベントを通じた当行顧客への啓発活動を実施している。

当行は、極めてダイナミックなサイバー攻撃環境における継続的な研修および教育の重要性を認識している。2017年に、CISOは、CISOの全スタッフ向けの情報セキュリティ職業フレームワークの見直しを行い、フレームワークで定義されたすべての役割に対するそれぞれの教育要件を定義した。ドイツ銀行の従業員は全員、当行の意識向上対策に加え、必須研修を通じて教育されている。これは、専門職および対象グループに属する個人向けの個別研修によって補完される。

ステークホルダーの関与

規制当局は、情報セキュリティの脅威が金融機関に重大なリスクをもたらすことを認識している。このため、当行は、これらの当局と緊密に連携し、グローバルおよび各地域のローカルの要求事項を理解し、早期に対応できるようにしている。当行はまた、インターネットにおける妥協点（IoC）および異常の関連指標を積極的に共有することは関係するすべての当事者のリスクを軽減することであると認識から、国内外のセキュリティ機関、政府当局および同業の組織と緊密に連携している。

ステークホルダーが関与することで、最新の情報セキュリティのアプローチおよびテクノロジーを確実に適用することが可能となる。ドイツ銀行は、情報共有を調整し、これらの関係をさらに発展させるための専任チームを設置している。

データ保護

個人に直接的または間接的に関係するかを問わず、すべてのデータは、国内外の規制により保護される。個人データには、例えば、顧客、ドイツ銀行の従業員および当行のサービス提供者の従業員に関する情報が含まれる。デジタル化の進展に伴い、実質的にすべての業務プロセスにおいて個人データの処理が必要となることから、これらのデータ保護は、当行にとって特に注意が必要な事項である。

当行のグループ・データ・プライバシー（GDP）部門は、フランクフルト、ベルリン、ニューヨーク、シンガポール、ロンドンおよびパーミンガムに所在する専門的かつ独立した統制機能である。同部門は、当行に提供された個人データの収集、処理および使用に関する法的有効性の問題を中心に扱う。当行のGDPチームは、取締役会に直接報告し、当行が事業を行っている国における現地のデータ保護責任者のサポートを受けている。このように、当行の本部および本部以外のデータ保護組織の間には、直接および間接的な報告ラインが存在しており、データ保護関連トピックについての定期的な調整および情報交換がグローバル、欧州および現地レベルで実施される。さらに、ドイツ銀行は、「Bundesverband deutscher Banken」、IBM Guide Share Europe、Bitkomなどの関連委員会およびワーキング・グループに参加し、業界固有の基準および一般的な基準の解釈および策定に貢献している。ドイツ銀行のグループ・データ・プライバシー（GDP）の権限は、ポストバンク内のデータ保護部門によって補完される。

ドイツ銀行は、規制上のデータ保護を極めて重要なものとして扱っている。当行は、データ保護関連の進展を観察し、定期的に分析している。当行は、これに基づいて関連する変更を実施するか、または当行の統制手続を変更している。技術開発や新たなデジタル事業モデルについても同様であり、担当部署と合わせて、グループ・データ・プライバシーによるデータ保護関連の規制および基準の遵守状況のチェックが実施される。

4年を超える協議を経て、2016年5月24日にEU一般データ保護規則（GDPR）が制定された。移行期間は2年間であり、当該規則は2018年5月25日に施行される。当行では、2018年5月末までにコンプライアンスを徹底するため、当行の事業部門・管理部門と共同で広範囲にわたる要求事項の実施に注力している。コンプライアンス違反には多額の罰金が課されることになり、その結果、重大な財務リスク、規制上のリスクおよび風評リスクが生じる。GDPRの要求事項を実施するための大規模な取り組みの一環としてコンプライアンスを確保するため、現在、当行グループ全体のプロセス、契約、ガイドラインおよびフォームのチェックと適切な修正を進めている。さらに、当行は現在、データ保護関連の要求事項について遵守状況の包括的なレビューを確実に実施するために、グループ・データ・プライバシーの統制フレームワークの見直しを行っている。当該GDPRプログラムには、3名の取締役会メンバーが割り当てられている。

データ保護違反を防止し、これらの効果的な対応を確保するため、適切なプロセスを実施している。当該プロセスにより、いかなるインシデントも直ちに報告され、適切な措置が取られることを確保している。

人材戦略

当行は、当行従業員が協力して働き、持続可能な組織パフォーマンスを実現できる環境を創造することを目指している。

当行の戦略の成否は、当行従業員の能力および経験、例えば、どのようにチームをつなぎ留め、意欲を引き出し、育成するか、また、必要に応じて新たな人材をどのように獲得するかに依存している。これは、2017年度の当行の人事戦略の優先事項に、以下のとおり反映されている。

- 当行全体のリーダーシップ、マネジメント、アクセレレーション・プログラムの対象範囲を拡大することにより、当行の人材アジェンダを強化する。
- ダイバーシティおよびインクルージョンのすべての人事プロセスへの組み入れをさらに進める。
- ソーシャル・メディアの関与やデジタル・ラーニングなど、将来に投資する。
- 「Workday」導入により、人事の技術を近代化する。
- 再構築の施策をサポートし、内部の異動を可能にする。
- MiFID II、金融機関の報酬に係る規則（Institutsvergütungsverordnung）など、規制に関するプロジェクトを実施する。
- ポストバンクの統合、プレグジット、DWSの新規株式公開（IPO）など、戦略的なビジネス・イニシアティブをサポートする。

当年度において、当行はこれらの優先事項を順調に進展させた。例えば、当行は、当行の欠員の3分の1を内部の人員（ポストバンクを除く）で補い、女性管理職の比率を引き上げ、デジタル化に投資（新卒者向けの「I am DB」アプリなど）し、社会的責任に配慮した再構築（ドイツ国内の支店閉鎖など）を実施した。

当行のグローバルの優先事項および基準は、グローバルHRエグゼクティブ委員会によって定められ、モニタリングされている。当該委員会には、人事部門のグローバル・リーダー、人事管理の責任を共有している部門および事業体、ならびにプロセスおよび商品を担当する地域ごとの人事部門リーダーが含まれる。

当行は人事戦略を、監査役会が合意した、取締役会の個別の目標の中に組み込んでいる。そうすることで、個々の項目および重点分野（例えば、合意したダイバーシティ比率の達成度や従業員の満足度の算定）がメンバー個人のパフォーマンスおよび成長の測定時に考慮されるようにしている。

人材の採用および育成

人材獲得

2017年のドイツ銀行AGの自主退職率は7.7%（2016年：6.5%）であった。また、341名の新卒者と見習生が採用された。

新卒者

若手人材の採用は、当行の重要課題の1つである。2017年に当行は、ドイツ銀行AGにグローバルで279名の新卒者を採用し、7月にオリエンテーションを開催した。新入社員は、多様性および多文化主義を経験することが期待できる。新卒者は多岐にわたっている。新入社員の出身地は、英国127名、ドイツ68名、アジア太平洋44名、米国36名となっている。男女比では、女性が36%であり、配属先はテクノロジーおよび最高執行責任室（34%）、コーポレート・ファイナンス（19%）、グローバル・マーケティング（18%）、リスク管理、監査、コンプライアンスおよび財務などの管理部門（23%）である。

集合研修の後には、オンラインによる12ヶ月間の継続的な必須研修プログラムが実施される。当プログラムは、当行の価値観および信念に根ざしたもので、新卒者に必要な技術的および専門的スキルを提供している。

当行は、新卒者の採用にあたり、当行のバリューチェーン全体のデジタル化に焦点を当てた戦略に沿って、技術的役割に重点を置いている。

金融サービス業界において顧客と従業員の優れたコミュニケーションが評価されている、「I am DB」という当行の新卒新入社員向けアプリがある。すべての新卒新入社員は、当行での業務開始前の最長1年間アプリにアクセスすることができ、数あるコンテンツの中でも、当行のソーシャル・メディアのチャンネル、キャリア、ニュースポータル、動画、上級管理者のインタビューを見たり、セミナーや宿泊施設などの情報を入手したりできる。また、当該アプリでは、企業文化および当行が従業員に期待することについての様々な研修機会を提供している。

見習生（職業訓練）

2017年に、ドイツ銀行AGは68名の新たな見習生を採用し（2016年：71名）、そのうち47%が女性（2016年：51%）であった。当行は引き続き、必要以上の見習生を雇用し、若者への質の高い教育とキャリア機会の提供にコミットしている。

従業員の育成

当行は、当行の戦略的優先課題に沿って、2017年に内部キャリア・モビリティ促進とリーダーシップ能力向上に注力した。

内部キャリア・モビリティ

内部モビリティは、資格要件を満たす有能な従業員を引き留め、その専門知識と経験を組織内に保持する上で重要な役割を果たす。当行は、当行の内部モビリティ戦略の展開および組み入れを継続し、すべての年齢層において、可能な限り適切な内部の候補者で欠員を埋めることを約束している。当行の採用方針に基づき、すべての欠員募集は、最低2週間、内部の従業員に対してのみ行われる。2週間が過ぎた後に、当行は外部候補者の募集を開始する。

内部候補者に高い優先順位を付しているのは、再構築の影響を受けた従業員が社内で新たな役割を見つける手助けをするためである。また、従業員が包括的なキャリアのためにスキルや経験を上げられるよう、部門を超えたモビリティも推進している。さらに、内部モビリティは、余剰人員および採用コストの削減に貢献している。

内部モビリティをサポートするために、当行は、従業員がより簡単かつ総合的に内部の仕事を検索して応募できるアプリ「Connect2Job」を導入した。従業員は、このアプリを使って、欠員の出ている仕事を携帯電話または職場のPCで検索することができる。プロフィール・ベースの検索機能では、アルゴリズムを使用して、個人のスキルとコンピテンシーをジョブの要件と照合する。当行は、Connect2Jobを用いて、アプリに関する従業員の希望に応え、社内の求人における透明性を確保している。このアプリは使いやすく、当行がデジタル化の課題に対応していることを示す効果的なソリューションとなっている。

リーダーシップの育成

当行のリーダーシップ能力モデルは、当行のリーダーへの期待を定義し、当行のリーダーにとって不可欠な能力を共有し、企業戦略および企業文化に沿った事業の成功を確保するものである。

2015年に初めて導入した、当行の2つの「管理職の基礎」プログラムは、新管理職には必須とされている。コアプログラムは、管理職に初めて就任するバイス・プレジデントまでの新管理職向けに設計されており、エグゼクティブ・プログラムは、マネジング・ディレクターおよびディレクターのニーズに合うよう修正されている。双方のプログラム共に、3つの主要な分野、すなわち職員の管理、事業の促進、企業文化の形成を中心に構築されている。「管理職の基礎」研修は参加者が管理職として成長し発展することを支援することを目的とする。

また、上級リーダーのための部門を超えたプログラム、「リーダーシップの基礎」も用意されている。2017年に改良されたこのプログラムは、有能なリーダーになるために必要とされる基本的な考え方および行動、例えば真のリーダーになることに焦点を当てた影響力のあるリーダーシップ、ならびに競争優位性を実現するためのコラボレーションに重点を置いている。モジュール1の目標は、参加者のリーダーとしての自己理解（強みと成長）であり、当行がリーダーに何を期待しているかにも焦点を当てている。モジュール2では、参加者はドイツ銀行のフランチャイズ全体とその関係性の全体像を理解することができる。また、モジュール2は、企業文化の側面と、その価値観および信念をロール・モデルとして実証することが何を意味するのかについて取り上げる。

アクセレレーション研修

2017年5月に、初の当行全体のディレクター・アクセレレーション・プログラム（DAP）が実施され（ポストバンクを除く）、参加者の研修期間は12ヶ月間にわたる。このプログラムの構成は、ロンドンで開催される4日間にわたるグローバル・モジュールからスタートする。この研修では全参加者が、取締役会メンバーからリーダーに期待することを聴講し、ロンドン・ビジネス・スクールの主な教授陣から重要な戦略的洞察を得る。その後、参加者は各自の最寄りのハブ拠点（欧州：ロンドン（2）フランクフルト（2）、米州：ニューヨーク（2）、アジア：シンガポール（1）香港（1））で2つのモジュールに参加する。テーマは、リーダーシップの促進と組織変更から、人材育成、他者への影響力およびコミュニケーションまで多岐にわたる。この集合研修の内容は、360度フィードバックおよびコーチングによって補完される。

当行は、当年度に初めて女性グローバル・リーダー（WGL）のモジュールをDAPに組み込んだ。両プログラムの基準と成果が整合しており、同一の人材プールをターゲットとしているためである。WGLを組み込んだことにより、当行は、上級職の女性育成に引き続き注力することが可能になると同時に、さらなる成長機会を提供できるようになった。DAPの対象となった女性上級職は、WGLモジュールで12ヶ月間のプログラムをスタートし、その後、グローバル・モジュールから男性参加者とともに引き続き参加している。

当行のバイス・プレジデント・アクセレレーション・プログラムは2017年に再度実施され、2年目を迎えた。この6ヶ月間の研修は、欧州（ロンドン、フランクフルト、ミラノ）、米州（ニューヨーク）およびアジア（シンガポール）で開催される2つのモジュールからなる。このプログラムの初年度の統計では、バイス・プレジデント全体と比較して、昇進率および定着率が高いことが示された。

- 昇進率:2017年3月にドイツ銀行AGの取締役に昇進した参加者の割合は23.3%であった。これに対し、バイス・プレジデントが取締役に昇進したグローバルの割合は3.8%であった。

- 定着率:ドイツ銀行AGの参加者の93.6%が当行に現在も在籍しているのに対し、2017年のバイス・プレジデントのグローバルの定着率は92.6%である(2017年8月現在)。

トータル・パフォーマンス

当行のパフォーマンス管理のアプローチは、年初における期待事項の明確化および目標設定、年度中の定期的なフィードバックの実施、ならびに年末のパフォーマンス・レビュー、という主要な3つのステップで構成されている。

2017年3月に、当行は、すべての事業部門および管理部門に「トータル・パフォーマンス」を展開した。これは、当行の従業員と管理者の間で継続的かつ建設的な対話を重視し、従業員とそのパフォーマンスの育成・管理を行う全体的なプログラムである。この育成は、外部の研究および内部のピープル・サーベイの結果を反映している。例えば、従業員は、パフォーマンスと育成について管理者と話し合う際に、現状より頻度が高くフォーマルではない対話を求めていることが示されている。さらに、従業員は、自分に何が期待されているか、また、当行の戦略および業績に対して個人としてどのように貢献しているかをより良く理解できれば、モチベーションが上がると述べている。

2017年に、個別変動報酬(IVC)の受給資格を有するドイツ銀行AGの従業員の71%が各自の目標を設定している。

ダイバーシティおよびインクルージョン

多様性は、あらゆるグローバル組織の成功のために極めて重要であり、当行の人事アジェンダの主要な優先事項かつ不可欠な要素である。当行は、すべての文化、国、民族、性別、性的指向、能力、信仰、背景および経験から最良の人材を引きつけ、育成し、維持することを目指している。すべての階層の管理者は、これらの原則について研修を受け、人事部門のサポートを受けて、持続可能な成果を達成するために従業員が互いに尊重し合い、可能性を最大限に伸ばし、協力し合う多様なチームを構築する。

2017年においても当行は、引き続き従業員の多様性を促進して、ダイバーシティに対する認識を高め、インクルーシブな職場環境を整備している。当行は、ジェンダー平等の機会のみならず、文化および世代の多様性、LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、トランスセクシャル、インターセクシャル)の従業員に対する平等な機会についても順調な進展を遂げている。これらは、ダイバーシティおよびインクルージョンに関するアジェンダの重要な柱である。

性別の多様性

当行は、2017年を通して、職場で女性を昇進させる取組みを継続した。監査役会における女性の割合は、当年度末には35%となり、2015年にドイツで導入された性別クォータ制に関する法律に基づき、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定要件である30%を上回っている。

監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を2015年に設定した。この目標は、取締役会に2名の女性役員が指名されたことによって達成された。2017年度末現在、ドイツ銀行の取締役会の下にある第1管理職レベルの18.5%(2016年:18.4%)は女性管理職が担っている。取締役会の下にある第2の管理職レベルでは、その割合は23.0%(2016年:23.2%)となる。当行は、ドイツの法的要件に従い、2017年の目標をそれぞれ17%と21%に設定した。

2011年、当行は、グローバルで実質的に女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的宣言に署名をした。2017年度末現在、女性のマネジング・ディレクターおよびディレクターのグローバルでの割合は2011年以来15%増加しており、21.9%(2016年12月31日現在:21.3%)であった。2017年度末におけるドイツ銀行AGの女性役員の割合は32.2%(2016年:32.1%)であった。

当行は、2016年の開始以来、DAXの2社のうちの1社としてブルームバーグの金融サービス企業男女平等指数(BFGEI)に含まれている。これは、男女平等に強いコミットメントを行っている企業を認知するものであり、投資家および組織に、性別、人事方針、性別に配慮した商品提供、ならびにコミュニティの支援およびエンゲージメントに関する標準化された集計データを提供している。

ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、連結財務諸表注記34「普通株式」項を参照のこと。

議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2017年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準抛法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行(SSMフレームワーク規制)の規制(EU)第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる(銀行法第46条第1項)。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する(銀行法第46条第2項)。

定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、取締役会は、2022年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2017年5月18日の年次株主総会において、取締役会は、2022年4月30日まで、決議がなされた時点、もしくは価格がより低い場合、当該権限が行使された時点における株式資本合計の10%まで、ドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-20%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分または会社の営業活動を支えるその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、株式の新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、株式会社法第71条第1項第8号に従って購入した株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式の数が、当該授權が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授權の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2017年5月18日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の

最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2022年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

平等待遇および同一賃金に関するレポート

ドイツの報酬の透明性に関する法律（Entgelttransparenzgesetz）第21条および第22条により、2018年以降、ドイツ銀行AGは労働協約によって拘束される雇用主として、5年毎に、男女平等待遇を推進するための施策およびそれらの施策の効果、ならびに男女同一賃金を確立するための施策を当行の取締役会報告書のAppendixに示すことが求められる。年次財務諸表および取締役会報告書の他の部分とは異なり、法律で定められた当該レポートの対象年度は2016年度である。

男女平等待遇を推進するための施策

ドイツ銀行AGは、2016事業年度の当行のコーポレート戦略および人事戦略の不可欠な要素として、管理職に就いている女性の支援など、「ダイバーシティおよびインクルージョン」の分野における長期にわたる活動を継続した。

これらの活動および施策には特に以下が含まれる。

- 当行内部の「Women Global Leaders」（WGL）および「Accomplished Top Leaders Advancement Strategy」（ATLAS）プログラムは、パフォーマンスの高い女性のディレクターおよびマネジング・ディレクターがより幅広い責務を担い、特別な昇進の機会を実現する支援を行った。
- パフォーマンスの高い女性のアシスタント・バイス・プレジデントおよびバイス・プレジデントに対して、部門間およびグループ全体のコーチングプログラムを提供した。
- すべての従業員、特にマネージャーに対して無意識の思考パターンに関する研修を提供した。
- 当行はIT等の部門で女性の人材を雇用するために、新卒者に向けて的を絞ったキャンペーンを行った。
- 当行の「ダイバーシティおよびインクルージョン」の原則を人事プロセス（雇用、昇進、定期報告等）に体系的に組み込んだ。

より広い意味で、これらの活動や施策には、従業員が仕事およびそれぞれの私生活での要求を満たせるような幅広い支援も含まれている。こうした支援として、柔軟なワーキングモデル、長期有給休暇を取得する機会、当行の主要な拠点で職場に近い保育所、育児休暇の取得、職場復帰およびその他の特定の必要な分野に関する両親へのコーチングが含まれる。

平等待遇のコミットメントの例として、当行は英国財務省の「Women in Finance Charter」に署名した。これは英国の金融サービス業界における男女均等を促進するものである。

一連の活動と施策が望ましい方向に進んでいることが以下の主な指標によって示されている。

ドイツ銀行AGの管理職における女性の割合の上昇

	2016年度	2015年度	2014年度
女性従業員数 ¹			
女性マネジング・ディレクターおよびディレクター	22.0%	21.7%	20.6%
女性一般管理職	32.1%	31.9%	31.4%
女性非管理職	56.4%	56.2%	57.7%
女性従業員数	37.6%	37.5%	37.1%

¹ フルタイム従業員のうちグループの役職に基づく。

ドイツ銀行AGで導入された2016年度のドイツ株式会社法第96条第2項に基づく女性クォータ制

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
ドイツ銀行AGの監査役会の女性の割合	35.0%	35.0%
ドイツ銀行AGの取締役会の女性の人数	2	1
ドイツ銀行AGの取締役会の下にある第1管理職レベルの女性の割合	15.7%	17.9%
ドイツ銀行AGの取締役会の下にある第2管理職レベルの女性の割合	19.5%	15.3%

当行グループ全体の活動、施策、指標に関する詳細は、人事報告2016を参照のこと。

男女同一賃金の確立のための施策

ドイツ銀行AGの従業員の報酬は、主に基本報酬と業績連動項目から成る。基本報酬は、主として従業員の職務、責任、資格、経験に基づき測定される。多くの場合、基本報酬は、団体協約や労使協定、またはその他の雇用条件等の協定に基づいている。それらは役割の分類や基本給、およびそれらに基づく昇給を決定する。当該協約および雇用条件は、男女同一賃金の基準を提供する。

このアプローチを継続し、さらに支援するために、2016年、国際的に適用される新たな報酬フレームワークが導入された（当初は非課税の従業員が対象）。新たな概念の目的は、変動報酬に対する固定報酬の割合の決定に階層レベルと業務分野に

応じた参照レートを導入することによって、より透明性の高い報酬制度を実現することであった。さらに、グループ要素が統一されることによって、従業員は当行の財務結果に等しく関与することになる。一方で、個々の裁量による変動報酬は全体的に削減された。この施策は、不平等な待遇の可能性を大幅に低減する。

詳細は、人事報告2016を参照のこと。

統計

ドイツ銀行AGは、2016年度、平均して女性12,439人、男性19,336人（そのうち、ドイツでは女性5,311人、男性7,525人）を雇用した。うち、平均して女性9,731人および男性18,571人がフルタイム従業員であり、女性2,708人、男性765人がパートタイム従業員（ドイツでは、女性3,590人および男性7,176人がフルタイム従業員であり、女性1,825人および男性245人がパートタイム従業員）であった。

[次へ](#)

2017年12月31日現在の貸借対照表

資産 単位：百万ユーロ（億円）		2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
現金および預け金			
a) 現金		72	85
b) 中央銀行預け金		168,791	109,375
このうち：ドイツ連邦銀行	103,736		51,673
		168,862	109,459
		(/213,999)	(/138,717)
公共部門事業体負債証券および中央銀行借入適格為替手形			
a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債証券		279	184
このうち：ドイツ連邦銀行借入適格	0		0
b) 為替手形		14	13
		293	197
		(/371)	(/250)
銀行に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		604	39
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		217	117
c) その他の債権		130,742	166,621
		131,562	166,777
		(/166,729)	(/211,356)
このうち：			
要求払	46,604		71,799
有価証券担保付債権	2,757		2,935
顧客に対する債権			
a) モーゲージ貸出金		11,901	12,725
b) 公共部門事業体への貸出金または保証		5,599	7,033
c) その他の債権		214,100	254,331
		231,600	274,089
		(/293,507)	(/347,353)
このうち：有価証券担保付債権	7,249		8,221
公社債およびその他の固定利付有価証券			
a) 短期金融市場証券			
a a) 公共部門発行体		630	846
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	0		0
		630	846
b) 公社債			
b a) 公共部門発行体		33,378	40,380
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	12,471		16,218
b b) その他の発行体		4,437	3,145
このうち：ドイツ連邦銀行担保適格	2,564		2,239
		37,815	43,524
c) 自己負債証券		29	29
額面金額	30		30
		38,474	44,399
		(/48,758)	(/56,267)
株式およびその他の変動利付有価証券		472	580
		(/598)	(/735)
トレーディング資産		601,755	715,338
		(/762,604)	(/906,548)
参加持分		474	387
		(/601)	(/490)
このうち：対銀行	9		9
対金融サービス機関	178		90
関係会社に対する投資		43,561	44,049
		(/55,205)	(/55,823)
このうち：対銀行	11,088		11,376
対金融サービス機関	200		202
信託資産		29	58
		(/37)	(/74)
このうち：信託貸出金	14		39

無形資産			
a) 自己開発無形資産	3,279		3,109
b) 購入した無形資産	749		870
c) のれん	19		28
d) 無形資産に係る頭金	0		0
		4,046	4,007
		(/5,127)	(/5,078)
有形固定資産		1,025	939
		(/1,299)	(/1,190)
その他の資産		5,950	7,996
		(/7,540)	(/10,133)
前払費用			
a) 発行および貸出金業務関連	17		41
b) その他	811		890
		828	931
		(/1,049)	(/1,180)
繰延税金資産		2,369	2,290
		(/3,002)	(/2,902)
積立超過の制度資産		944	1,149
		(/1,196)	(/1,456)
資産合計		1,232,245	1,372,646
		(/1,561,624)	(/1,739,554)

負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
銀行に対する負債		
c) その他の負債	216,541	252,752
	216,541	252,752
	(/274,422)	(/320,313)
このうち：要求払	96,160	127,499
顧客に対する負債		
a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債	965	315
c) 貯蓄預金		
c a) 3ヶ月の契約通知期限付	2,419	2,446
c b) 3ヶ月超の契約通知期限付	1,106	1,171
	3,524	3,616
d) その他の負債	302,314	266,014
	306,803	269,945
	(/388,811)	(/342,101)
このうち：要求払	200,953	178,812
証券形態の負債		
a) 発行債券		
a a) 抵当ファンドブリーフ債	6,581	7,435
a c) その他の債券	83,879	92,146
	90,460	99,581
b) 証券形態のその他の負債	10,149	6,800
	100,610	106,381
	(/127,503)	(/134,817)
このうち：		
短期金融市場証券	9,289	5,788
未決済自行引受手形および約束手形	246	174
トレーディング負債	519,913	646,585
	(/658,886)	(/819,417)
信託負債	29	58
	(/37)	(/74)
このうち：信託貸出預り金	14	39
その他の負債	7,719	21,619
	(/9,782)	(/27,398)
繰延収益		
a) 発行および貸出金業務関連	72	188
b) その他	886	775
	958	963
	(/1,214)	(/1,220)
引当金		
a) 年金および類似の債務に対する引当金	46	48
b) 税金引当金	599	702
c) その他の引当金	5,116	7,525
	5,761	8,275
	(/7,301)	(/10,487)
劣後負債	12,072	12,465
	(/15,299)	(/15,797)
その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品	4,771	5,110
	(/6,046)	(/6,476)
一般的銀行業リスクのための資金	2,726	2,426
	(/3,455)	(/3,074)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連 特別準備金	1,476	1,476
株主資本		
a) 引受済資本金	5,291	3,531
控除：自己株式の名目額面価額	1	0
	5,290	3,531
条件付資本金563百万ユーロ (2016年12月31日現在：486百万ユーロ)		
b) 資本剰余金	42,081	35,796
c) 利益剰余金		
c a) 法定準備金	13	13
c d) その他の利益剰余金	6,560	6,280
	6,573	6,293
d) 配当可能利益	399	447
	54,343	46,067
	(/68,869)	(/58,381)
負債および株主持分合計	1,232,245	1,372,646
	(/1,561,624)	(/1,739,554)

偶発負債			
b) 保証および補償契約による負債	47,513		50,589
c) 第三者負債の担保提供により生じる負債	<u>5</u>		<u>3</u>
		47,518	50,592
		(/60,220)	(/64,115)
その他の契約債務			
b) 募集および引受に係る債務	0		0
c) 取消不能貸出コミットメント	<u>115,480</u>		<u>122,816</u>
		115,480	122,816
		(/146,348)	(/155,645)

2017年1月1日から2017年12月31日までの期間に係る損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2017年度	2016年度
利息収益		
a) 貸出および短期金融市場業務	9,816	9,035
このうち：貸出および短期金融市場業務からのマイナスの利息収益	605	416
b) 固定利付有価証券および政府登録債	1,394	1,892
	11,210	10,927
	(/14,206)	(/13,848)
利息費用	8,959	7,336
	(/11,354)	(/9,297)
このうち：マイナスの利息費用	359	290
	2,251	3,591
	(/2,853)	(/4,551)
配当等収益		
a) 株式およびその他の変動利付有価証券	2,641	2,396
b) 参加持分	13	83
c) 関係会社に対する投資	1,708	1,669
	4,362	4,148
	(/5,528)	(/5,257)
利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益	1,298	2,249
	(/1,645)	(/2,850)
手数料収益	7,678	8,256
	(/9,730)	(/10,463)
手数料費用	1,560	1,225
	(/1,977)	(/1,552)
	6,118	7,030
	(/7,753)	(/8,909)
トレーディング純損益	2,164	694
	(/2,742)	(/880)
このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入	0	0
その他の営業収益	2,380	3,288
	(/3,016)	(/4,167)
管理費用		
a) 人件費		
a a) 賃金および給料	4,284	4,162
a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用	819	1,098
	5,103	5,260
このうち：年金費用147百万ユーロ（2016年度：461百万ユーロ）		
b) その他の管理費用	7,568	8,264
	12,671	13,524
	(/16,058)	(/17,139)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正	1,110	895
	(/1,407)	(/1,134)
その他の営業費用	2,775	2,817
	(/3,517)	(/3,570)
債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに貸倒引当金繰入額	475	124
	(/602)	(/157)
参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正	276	2,061
	(/350)	(/2,612)
損失引受による費用	2	15
	(/3)	(/19)
一般的銀行業リスクのための資金からの戻入 / への繰入(-)	-300	-500
	(/ 380)	(/ 634)
経常利益	962	1,063
	(/1,219)	(/1,347)
特別利益	0	3
	(/0)	(/4)
特別損失	64	309
	(/81)	(/392)
特別損益	-64	-306
	(/ 81)	(/ 388)
法人所得税	166	389
	(/210)	(/493)
このうち：繰延税金38百万ユーロ（2016年度：168百万ユーロ）		
「その他の営業費用」として計上されないその他の税金	88	87
	(/112)	(/110)
	254	476
	(/322)	(/603)
純利益	644	282
	(/816)	(/357)

前期繰越利益	55	165
	(/70)	(/209)
	699	447
	(/886)	(/566)
利益剰余金への繰入		
- その他の利益剰余金への繰入	300	0
	300	0
	(/380)	(/0)
配当可能利益	399	447
	(/506)	(/566)

年次財務諸表に対する注記

一般的な情報

ドイツ銀行AGの登録名はドイチェ・バンク・アクティエンゲゼルシャフトであり、フランクフルト・アム・マインにおいて法人化され、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所において商業登記されている。登記番号はHRB30000である。

ドイツ銀行AGの2017年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

表示の基準

会計方針

債権

トレーディング目的で保有されている債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

リスク引当金

貸倒引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有されるまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積られるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確実で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。個別の相手先ベースで相殺するために、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づく適格なデリバティブが締結されている。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブの帳簿価額および差入担保額が含まれる。

評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジされるリスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する当初の測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

有価証券の貸付 / 借入取引は、HGB第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値に引き続きさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は、当初の実効金利を用いた現在価値で報告される。

その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息は、金融商品の投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価には、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定におけるオープン型利息関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たって未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益／費用に含まれている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

貸借対照表注記

債権の期限別内訳 単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く）	84,958	94,978
残存期間：		
3ヶ月以内	23,262	26,316
3ヶ月超1年以内	15,731	21,587
1年超5年以内	19,763	19,509
5年超	26,203	27,565
顧客に対する債権	231,600	274,089
残存期間：		
3ヶ月以内	126,124	154,441
3ヶ月超1年以内	23,717	23,938
1年超5年以内	53,548	68,588
5年超	26,305	26,428
期限なし	1,906	694

有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

単位：百万ユーロ	上場		非上場	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
公社債およびその他の固定利付有価証券	31,807	37,534	6,667	6,866
株式およびその他の変動利付有価証券	149	165	6	7
参加持分	0	4	40	42
関係会社に対する投資	0	0	1,125	1,094

公社債およびその他の固定利付有価証券385億ユーロには、2018年に期限を迎えるものが37億ユーロ含まれている。

固定資産として保有される公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれらの有価証券を予見可能な将来まで保有する意思であることから、償却原価で報告されている。報告日現在のこれらの帳簿価額合計は3,170百万ユーロであった。これらの公社債は2つの異なるポートフォリオにおいて保有されている。1つ目は戦略的流動性準備金に関連するもので公正価値は3,238百万ユーロ（帳簿価額は3,113百万ユーロ）であり、グループ財務によって管理されている。この中には、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更があったため、2016年1月初旬に流動性準備金から分類変更された質の高い国債、国際機関債および機関債が含まれる。これらの公社債は、市場価額を下回る分類変更日現在の帳簿価額で組み替えられている。

2つ目のポートフォリオには主に、金融市場における流動性が著しく低下したため実施された2008年度および2009年度の分類変更が含まれていた。分類変更された資産については、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更が生じた。これらの資産は分類変更日現在のより低い公正価値で分類変更された。分類変更日現在、これらの資産の本源的価値はその見積公正価値を上回っていた。これらの有価証券は、分離されたポートフォリオにおいて管理されていた。これらの有価証券の報告日現在のより低い公正価値は46百万ユーロ（帳簿価額は57百万ユーロ）であった。入手可能な場合、公正価値は、観察可能な価格またはパラメータから算出された。観察可能な市場価格または入力値が入手不可能な場合、特定の商品に適合する評価技法が適用された。

投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在			
	帳簿価額	公正価値	公正価値と帳簿価額との差額	2017年度における分配
株式ファンド	380	380	0	0
公社債ファンド	124	124	0	0
混合ファンド	3,101	3,101	0	0
通貨ファンド	0	0	0	0
コモディティ・ファンド	0	0	0	0
合計	3,605	3,605	0	0

ファンドに対する投資はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。

売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は337億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	トレーディング資産	単位：百万ユーロ	トレーディング負債
デリバティブ金融商品	330,556	デリバティブ金融商品	321,909
債権	100,056	負債	198,004
公社債およびその他の固定利付有価証券	63,614		
株式およびその他の変動利付有価証券	97,605		
その他の資産	10,091		
リスク調整	-166		
合計	601,755	合計	519,913

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「表示の基準」の項に詳述されている。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
	名目金額
OTC商品	42,414,338
金利関連取引	34,486,122
為替レート関連取引	5,731,586

クレジット・デリバティブ	508,355
株式および指数関連取引	1,677,198
その他の取引	11,077
<hr/>	
取引所売買商品	6,180,967
金利関連取引	5,394,762
株式および指数関連取引	46,958
為替レート関連取引	700,208
その他の取引	39,039
<hr/>	
合計	48,595,305

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「表示の基準」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は166百万ユーロである。

金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2017年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

劣後資産

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
銀行に対する債権	690	795
顧客に対する債権	126	138
公社債およびその他の固定利付有価証券	1,261	382
トレーディング資産	4,131	9,231

デリバティブ金融商品

先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)、トータル・リターン・スワップ (TRS)、クレジットリンク債 (CLN)。

上記の種類の取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

単位：百万ユーロ	名目金額	帳簿価額		公正価値	
		プラス	マイナス	プラス	マイナス
OTC商品					
金利関連取引	588,655	476	699	2,525	2,430
為替レート関連取引	135,149	257	182	2,889	3,835
株式 / 指数関連取引	0	0	0	0	0
クレジット・デリバティブ	3,741	16	21	9	21
その他の取引	38	0	0	0	8
合計	727,583	750	902	5,424	6,294

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	
	帳簿価額	ヘッジされたリスクの金額
ヘッジされた資産、合計	36,277	-202
ヘッジされた負債、合計	111,459	-4,547

	名目金額	ヘッジされたリスクの金額
未履行取引	80,306	285

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益（ヘッジを考慮後）に認識されなかったものに相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は298億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はマイナス740百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

関係会社および参加関係のある会社に関する情報

単位：百万ユーロ	関係会社		参加関係のある会社	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
銀行に対する債権	82,516	112,928	0	0
顧客に対する債権	57,427	74,963	20	255
公社債およびその他の固定利付有価証券	2,291	1,455	3	7
銀行に対する負債	95,030	97,012	1	1
顧客に対する負債	28,066	41,592	36	66
証券形態の負債	1,023	1,163	0	0
劣後負債	5,194	6,027	0	0

ドイツ銀行AGの保有株式（20%以上の持分を保有する会社および大企業に関しては議決権の5%超を保有する会社を含む。）の完全なリストは「保有株式」に関する注記に記載されている。

信託業務

単位：百万ユーロ	信託資産		信託負債		
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	単位：百万ユーロ	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
顧客に対する債権	14	39	銀行に対する負債	0	0
公社債およびその他の固定利付有価証券	7	9	顧客に対する負債	29	58
株式およびその他の変動利付有価証券	3	4			
参加持分	4	4			
その他の資産	1	2			
合計	29	58	合計	29	58

前払費用

前払費用は、20百万ユーロの負債に関する発行額と償還額の差額の割引を含む。

繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。ドイツ銀行AGのニューヨーク支店は税金割当契約を締結しており、これにより控除可能な一時差異、未使用の繰越欠損金および税額控除について払戻される。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31.3%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から38%の範囲内にある。

当報告期間において、合計24億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。これは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

負債の期限別内訳

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）	120,381	125,253
残存期間：		
3ヶ月以内	58,256	52,105
3ヶ月超1年以内	38,706	21,157
1年超5年以内	13,980	42,634
5年超	9,438	9,357
貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）	1,106	1,171
残存期間：		
3ヶ月以内	507	507
3ヶ月超1年以内	587	640
1年超5年以内	11	24
5年超	0	0
顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付）	102,319	87,514
残存期間：		
3ヶ月以内	52,233	43,704
3ヶ月超1年以内	29,772	24,266
1年超5年以内	11,199	11,035
5年超	9,114	8,510
証券形態のその他の負債	10,149	6,800
残存期間：		
3ヶ月以内	4,697	2,573
3ヶ月超1年以内	5,433	4,223
1年超5年以内	20	4
5年超	0	0

発行債券905億ユーロには、2018年に期限を迎えるものが147億ユーロ含まれている。

資産が担保に供されている負債

資産が担保に供されている負債

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
銀行に対する負債	11,522	5,971
顧客に対する負債	14,798	10,260
トレーディング負債	4,896	2,766
その他の負債	957	383

その他の負債

「その他の負債」77億ユーロには、主に、認識中止されなかった負債（39億ユーロ）、支払予定の営業費用（10億ユーロ）、抛出资本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（689百万ユーロ）ならびにHGB第340h条に基づき特にカバーされるFXポジションに関連する負債（507百万ユーロ）が含まれている。

年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

年金制度に関して使用された仮定	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
割引率	3.56 %	3.90 %
インフレ率	1.80 %	1.60 %
将来給与水準の名目上昇率	2.30 %	2.10 %
年金支給額の名目上昇率	1.70 %	1.50 %
死亡表 / 障害表	Richttafeln Heubeck 2005 G	Richttafeln Heubeck 2005 G

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBWVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
年金債務（財務諸表認識額）	4,848	4,604
7年平均割引率に基づく名目年金債務	5,371	5,041
割引率の差異により認識される利益	524	437
制度資産の公正価値	5,746	5,705
このうち：		
制度資産の取得原価	5,356	5,327
制度資産内の未実現利得合計	390	377
期末現在の積立超過額（純額）	898	1,101
制度資産（純額）	898	1,101
このうち：		
「積立超過の制度資産」認識額	944	1,149
「年金および類似の債務に対する引当金」認識額	46	48

前年と同様にHGB第253条第6項に従い修正された評価原則を適用したことで、財務諸表において認識される確定給付債務に関して、10年平均割引率を用いた場合と、7年平均割引率を用いた場合との差異が生じた。この差異は、2016年1月1日以降、524百万ユーロの利益として認識され、配当制限条項の対象となっている。

単位：百万ユーロ	年金制度	
	2017年度	2016年度
制度資産からの運用収益	29	372
年金債務の割引の解消に係る利息費用	353	102
純利息収益（費用）	-324	270
このうち：「その他の営業収益」認識額	0	274
このうち：「その他の営業費用」認識額	324	4

その他の引当金

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在
差し迫った損失に対する引当金	677
貸倒引当金	347
残りのその他の引当金	4,092
その他の引当金合計	5,116

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。引当金の総額は21億ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の評価が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2017年度末現在、このリスクに対する引当金は733百万ユーロであった。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2017年度末現在、このリスクに対する引当金は585百万ユーロであった。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2017年度末現在、このリスクに対する引当金は250百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法務リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。2017年度末現在、これらの活動に対する引当金は139百万ユーロであった。

2017年度末現在、その他の諸引当金330百万ユーロが設定されている。

劣後負債

劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に10年から30年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

10億ユーロ超の重要な劣後負債

通貨	金額 単位：百万	種類	発行年度	表面金利	償還期限/次回 繰上償還日
ユーロ	1,095	無記名社債	2010年	5.000%	2020年6月24日 ¹
米ドル	1,500	記名社債	2013年	4.296%	2023年5月24日 ²
ユーロ	1,000	記名社債	2008年	8.000%	2018年5月15日 ²
米ドル	1,385	記名社債	2008年	8.050%	2018年6月30日 ²
米ドル	1,975	記名社債	2008年	7.600%	2018年2月20日 ³
ユーロ	1,250	無記名社債	2015年	2.750%	2025年2月17日 ¹
米ドル	1,500	無記名社債	2015年	4.500%	2025年4月1日 ¹

1 社債の償還期限。社債には、規制当局による承認または税法の改正を条件とする一定の臨時繰上償還条項が付されている。

2 社債の次回繰上償還日。

3 社債の償還期限日。2018年1月17日に償還済である。

すべての劣後負債（121億ユーロ）に係る費用は総額370百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息216百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2014年度に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」または「ノート」という。）を合計47億ユーロ発行した。その後、さらに発行されたAT1ノートはなかった。

AT1ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還

することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2017年12月31日現在、当該ノートは総額48億ユーロであった（前年度は51億ユーロ）。この減少はFXの影響によるものである。2017年度における当該ノートに係る利息費用は合計318百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2017年度末現在の未払利息213百万ユーロが含まれている。

2017年12月31日現在のAT 1ノートの残高

通貨	金額（単位：百万）	種類	発行年度	表面金利	最初の繰上償還日
ユーロ	1,750	無期限非累積型固定 / 再設定AT 1 ノート	2014年	6.000%	2022年4月30日
米ドル	1,250	無期限非累積型固定 / 再設定AT 1 ノート	2014年	6.250%	2020年4月30日
英ポンド	650	無期限非累積型固定 / 再設定AT 1 ノート	2014年	7.125%	2026年4月30日
米ドル	1,500	無期限非累積型固定 / 再設定AT 1 ノート	2014年	7.500%	2025年4月30日

外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で7,503億ユーロ相当額、負債総額は4,937億ユーロ相当額であった。

株主資本

自己株式

当行または当行の関係会社は、2017年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式462,690,358株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式462,610,015株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2013年5月23日の株主総会の授権および2017年5月18日の株主総会において更新された授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。平均購入価格は1株当たり16.14ユーロ、平均売却価格は1株当たり16.14ユーロであった。その損益は資本剰余金において認識された。

2017年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約22%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.06%、1日当たり平均保有率は0.01%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2017年5月18日および2016年5月19日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2016年5月19日の株主総会で付与され、2021年4月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2017年5月18日の授権の発効とともに取消された。この新たな授権は2022年4月30日を期限として承認された。

加えて、2017年5月18日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2017年度末現在、ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式174,370株を保有していた。ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による保有高は108,089株であり、それは株式資本の0.01%に相当した。2017年12月31日現在で、ドイツ銀行株式7,598,801株（2016年度末：5,089,000株）、すなわち、株式資本の0.37%（2016年度末：0.37%）が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式2,066,773,131株に分割されており、1株当たりの名目価値は2.56ユーロである。2017年4月、授権資本から現金払込による新株引受権付の新株687,500,000株が発行された。2017年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は2,066,490,672株（2016年度末：1,379,174,241株）となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は1,895,158,284株であった。

単位：ユーロ	引受済資本金 ¹	授權資本金	条件付資本金 (未利用)
2016年12月31日現在残高	3,530,939,215.36	1,760,000,000.00	486,400,000.00
現金払込による増資	1,760,000,000.00	-1,760,000,000.00	0
2017年5月18日の株主総会決議に基づく消却	0	0	-486,400,000.00
2017年5月18日の株主総会決議に基づく増資	0	2,560,000,000.00	563,200,000.00
2017年12月31日現在残高	5,290,939,215.36	2,560,000,000.00	563,200,000.00

1 自己株式の名目価値を含む。

授權資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「ドイツ商法第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

2016年12月31日現在残高		46,067
2017年度中の配当		-392
前期繰越利益		-55
現金払込による増資		
- 引受済資本金の増加	1,760	
- 資本剰余金への配分	6,277	8,037
自己株式		
- 自己株式の名目価値の変動	-0	
- 取得原価の変動	-6	
- 実現純利得（トレーディング以外）	0	
- 実現損益（トレーディング）	7	
- 実現純損失（トレーディング以外）	-15	-14
利益のその他の利益剰余金への繰入		300
2017年度の配当可能利益		399
2017年12月31日現在残高		54,343

前年度からの繰越利益55百万ユーロおよび利益のその他の利益剰余金への繰入300百万ユーロを考慮した2017年12月31日現在の配当可能利益は399百万ユーロとなった。当行は年次株主総会に対して1株当たり0.11ユーロの支払いと、配当可能利益の残額の繰越しを提案する予定である。

オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、それぞれの顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の状況において、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
保証	37,418	38,750
信用状	4,044	4,263

信用負債	6,051	7,576
------	-------	-------

取消不能貸出コミットメント

2017年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,155億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,144億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取るにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2017年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2017年12月31日現在合計15億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび与信枠管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2017年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は30億ユーロ（うち145百万ユーロは子会社に関連していた。）であり、契約満了までの残存期間は最長29年となっていた。

2017年12月31日現在、2018年3月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約11億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2017年度末現在で114百万ユーロとなった。うち15百万ユーロは子会社に、97百万ユーロは関連会社に関連するものであった。

その他の出資に関する将来の払込義務は2017年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutsche Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

単一破綻処理基金（SFR）およびドイツ法定預金保護に関連した銀行税に伴う取消不能支払コミットメントは、319百万ユーロであった。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により16億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2017年12月31日現在で合計185億ユーロであった。

総額9百万ユーロの偶発負債があり、これは主に、商事会社Klöckner & Co.AG（ドゥイスブルグ）の転売に起因する。

損益計算書注記

市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

単位：百万ユーロ	2017年度	2016年度
ドイツ	9,475	5,857
ヨーロッパ（ドイツを除く）	10,122	12,963
アメリカ	4,904	4,274
アフリカ / アジア / オーストラリア	3,292	3,661
合計	27,793	26,755

ドイツにおける収益の増加は主に、トレーディング損益の増加（これは手数料および利息収益の減少によって一部相殺されている。）に起因している。ヨーロッパ（ドイツを除く）における収益の減少は主に、トレーディング損益の減少に起因している。

利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主として銀行に対する債権およびトレーディング資産に関連するマイナス金利（すなわち債権に係る利息費用）による605百万ユーロが含まれている。利息費用には、主として銀行に対する債務に関連するマイナス金利（すなわち債務に係る利息収益）による359百万ユーロが含まれている。

第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」24億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益926百万ユーロ、引当金の戻入による収益729百万ユーロならびに資産および負債に関する通貨換算から生じた収益118百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」28億ユーロには、トレーディング以外のデリバティブによる損益814百万ユーロ、引当金への配分に関連する費用768百万ユーロ、確定給付制度に関連する費用324百万ユーロならびに資産および負債に関連する為替換算から生じた費用220百万ユーロが含まれる。

特別損益

特別利益0.4百万ユーロは、再構築引当金の戻入に関連するものである（2016年度：再構築引当金の戻入に関連する利益3.4百万ユーロ）。特別損失の64.4百万ユーロは再構築費用を反映している（2016年度：309.0百万ユーロの損失）。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス64.0百万ユーロであった（2016年度：マイナス305.6百万ユーロ）。

HGB第253条第6項および同法第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第268条第8項に基づく金額およびHGB第253条第6項に基づき考慮すべき金額を示している。後者の規則に従って、10年または7年の期間の平均利率に基づいた年金債務の評価の相違を計算しなければならない。当行の貸借対照表注記の「年金および類似の債務」を参照のこと。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
自己開発無形資産	3,075	2,941
繰延税金資産	2,743	2,607
制度資産に係る未実現利得	384	365
年金債務引当金の割引に関連する評価の相違	360	300
配当不能な金額合計	6,562	6,213

[次へ](#)

保有株式

147 - 20%超を保有する会社（訳者注：行頭の数字は英文Annual Report 2017のページ；以下同）

161 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、下記はドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

脚注：

- 1 2016事業年度の自己資本および年次損益。2017事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 2 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 3 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 4 ドイツ商法第285条第11a号に従って無限責任の株主としての立場
- 5 ゼネラル・パートナーシップ
- 6 2017年に設立された会社であるため、財務諸表未作成
- 7 IFRSに準拠した連結財務諸表
- 8 事業年度が1年に満たない

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
20%超を保有する会社						
1	ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
2	ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
3	AC VI Initiatoren GmbH & Co. KG	ミュンヘン		25.0		
4	Acacia (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
5	Acamar Holding S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
6	Accounting Solutions Holding Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		
7	ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
8	ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
9	ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
10	ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
11	ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
12	Adara S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
13	ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
14	ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
15	ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
16	Agena S.A.	ルクセンブルグ		95.0		
17	AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
18	AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
19	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		26.9	231.8	22.9
20	ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
21	Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH	ベルリン		100.0		
22	ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
23	ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
24	Amber Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
25	ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
26	APUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
27	Argantis GmbH i.L.	ケルン		50.0		
28	ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
29	Atena SPV S.r.l	コネリアーノ		60.0		
30	AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
31	Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG	バート・ゾーデン・アム・タウヌス		49.8	7.2	2.7
32	BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
33	Baldur Mortgages Limited	ロンドン		100.0		
34	BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
35	Bankers Trust Investments Limited	ロンドン		100.0		
36	BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen	フランクフルト		30.0	6.5	4.2
37	Banks Island General Partner Inc.	トロント		50.0		
38	Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.	マカティ・シティ		100.0		
39	Benefit Trust GmbH	リュッツェン		100.0	7,082.3	118.8
40	Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		49.0		
41	BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership	ニューヨーク		99.9		
42	BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
43	Biomass Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ	1	100.0	0.0	(3.9)
44	Birch (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
45	BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH	デュッセルドルフ		33.2		
46	BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		32.0		
47	Borfield Sociedad Anonima	モンテビデオ		100.0		
48	BrisConnections Holding Trust	ケドロ		35.6		
49	BrisConnections Investment Trust	ケドロ		35.6		
50	BT Globenet Nominees Limited	ロンドン		100.0		
51	BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		50.0		
52	BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH	グリューンヴァルト		50.0	0.7	2.5
53	CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
54	CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
55	CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
56	CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
57	Cape Acquisition Corp.	ウィルミントン		100.0		
58	CapeSuccess Inc.	ウィルミントン		100.0		
59	CapeSuccess LLC	ウィルミントン		82.6		
60	Cardales Management Limited (in members' voluntary liquidation)	セント・ピーター・ ポート		100.0		
61	Cardales UK Limited	ロンドン		100.0	16.7	1.3
62	Career Blazers Consulting Services, Inc.	オールバニー		100.0		
63	Career Blazers Contingency Professionals, Inc.	オールバニー		100.0		
64	Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.	ロサンゼルス		100.0		
65	Career Blazers LLC	ウィルミントン		100.0		
66	Career Blazers Management Company, Inc.	オールバニー		100.0		
67	Career Blazers New York, Inc.	オールバニー		100.0		
68	Career Blazers of Ontario Inc.	オンタリオ州ロンドン		100.0		
69	Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc.	ワシントン D.C.		100.0		
70	Career Blazers Personnel Services, Inc.	オールバニー		100.0		
71	Career Blazers Service Company, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
72	Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.	北京		100.0		
73	Cathay Asset Management Company Limited	ポートルイス		100.0		
74	Cathay Capital Company (No 2) Limited	ポートルイス		67.6	246.6	57.0
75	CBI NY Training, Inc.	オールバニー		100.0		
76	Cedar (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
77	Centennial River 1 Inc.	デンバー		100.0		
78	Centennial River 2 Inc.	オースティン		100.0		
79	Centennial River Acquisition I Corporation	ウィルミントン		100.0		
80	Centennial River Acquisition II Corporation	ウィルミントン		100.0		
81	Centennial River Corporation	ウィルミントン		100.0		
82	CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト	2	100.0	13.6	0.0
83	City Leasing (Thameside) Limited	ロンドン		100.0		
84	City Leasing Limited	ロンドン		100.0		
85	Comfund Consulting Limited	バンガロール		30.0		
86	Consumo S.p.A.	ミラノ		100.0		
87	Craigs Investment Partners Limited	タウランガ		49.9	35.5	16.6
88	CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH	ボン	2	100.0		
89	CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH i.L.	ミュンヘン		100.0		
90	D B Investments (GB) Limited	ロンドン	1	100.0	1,725.6	0.0
91	D&M Turnaround Partners Godo Kaisha	東京		100.0		
92	DAHOC (UK) Limited	ロンドン		100.0		
93	DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	15.5	2.1
94	Danube Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
95	DB (Barbados) SRL	クライストチャーチ		100.0		
96	DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
97	DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		
98	DB Advisors SICAV	ルクセンブルグ		96.1	8,570.5	129.4
99	DB Alternative Strategies Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		100.0		
100	DB Aotearoa Investments Limited	ジョージタウン		100.0		
101	DB Apex Management Limited	ジョージタウン		100.0		
102	DB Beteiligungs-Holding GmbH	フランクフルト	2	100.0	10,618.8	0.0
103	DB Capital Investments Sarl	ルクセンブルグ		100.0	(121.9)	(14.6)
104	DB Capital Markets (Deutschland) GmbH	フランクフルト	2	100.0	1,705.1	0.0
105	DB Capital Partners General Partner Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
106	DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.	ポズエロ・デ・アラ コン		100.0	6.7	(2.9)
107	DB Chambers Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		100.0		
108	DB Chestnut Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
109	DB Consorzio S. Cons. a r. l.	ミラノ		100.0		
110	DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.	クアラルンプール		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
111	DB Covered Bond S.r.l.	コネリアーノ		90.0		
112	DB Credit Investments S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
113	DB Delaware Holdings (Europe) Limited	ジョージタウン		100.0		
114	DB Direkt GmbH	フランクフルト	2	100.0		
115	DB Energy Commodities Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
116	DB Enfield Infrastructure Holdings Limited	セントヘリア		100.0	34.2	0.9
117	DB Equity Limited	ロンドン	1	100.0	28.1	0.0
118	DB Finance International GmbH	エシュボルン		100.0		
119	DB Global Technology SRL	ブカレスト		100.0	20.9	4.8
120	DB Group Services (UK) Limited	ロンドン		100.0		
121	DB HR Solutions GmbH	エシュボルン		100.0	4.5	2.4
122	DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG i.L.	フランクフルト		74.0		
123	DB Impact Investment (GP) Limited	ロンドン		100.0		
124	DB Impact Investment Fund I, L.P.	エディンバラ		100.0		
125	DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG	リュッツェン		100.0	1,649.5	5.9
126	DB Industrial Holdings GmbH	リュッツェン		100.0	1,572.4	119.1
127	DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン	1	100.0	13.4	0.0
128	DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
129	DB International (Asia) Limited	シンガポール		100.0	399.0	(17.9)
130	DB International Investments Limited	ロンドン		100.0		
131	DB International Trust (Singapore) Limited	シンガポール		100.0		
132	DB Investment Services GmbH	フランクフルト	2	100.0	46.0	0.0
133	DB London (Investor Services) Nominees Limited	ロンドン		100.0		
134	DB Management Support GmbH	フランクフルト		100.0		
135	DB Municipal Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
136	DB Nexus American Investments (UK) Limited	ロンドン		100.0		
137	DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
138	DB Nexus Investments (UK) Limited	ロンドン	1	100.0	0.8	(8.2)
139	DB Nominees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
140	DB Nominees (Singapore) Pte Ltd	シンガポール		100.0		
141	DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico	バルセロナ		99.9		
142	DB Overseas Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	38.7	1.2
143	DB Petri LLC	ウィルミントン		100.0		
144	DB Placement, LLC	ウィルミントン		100.0		
145	DB Print GmbH	フランクフルト	2	100.0		
146	DB Private Equity GmbH	ケルン		100.0	22.8	1.7
147	DB Private Equity International S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
148	DB Private Equity Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
149	DB RC Investments II, LLC	ウィルミントン		99.9		
150	DB Re S.A.	ルクセンブルグ		100.0		
151	DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.	トロント		100.0		
152	DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.	カマナ・ベイ		34.3		
153	DB Safe Harbour Investment Projects Limited	ロンドン		100.0		
154	DB Securities S.A.	ワルシャワ		100.0		
155	DB Service Centre Limited	ダブリン	1	100.0	12.9	2.7
156	DB Service Uruguay S.A.	モンテビデオ		100.0		
157	DB Servizi Amministrativi S.r.l.	ミラノ		100.0		
158	DB STG Lux 10 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
159	DB STG Lux 11 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
160	DB STG Lux 12 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
161	DB STG Lux 9 S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
162	DB Strategic Advisors, Inc.	マカティ・シティ		100.0		
163	DB Structured Finance 1 Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
164	DB Structured Finance 2 Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
165	DB Trustee Services Limited	ロンドン		100.0		
166	DB Trustees (Hong Kong) Limited	香港		100.0		
167	DB UK Australia Finance Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		100.0		
168	DB UK Australia Holdings Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
169	DB UK Bank Limited	ロンドン	1	100.0	662.9	(10.5)
170	DB UK Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	617.2	364.8
171	DB UK PCAM Holdings Limited	ロンドン		100.0	10.3	(117.3)
172	DB USA Corporation (Sub-group)	ウィルミントン	3	100.0	10,079.6	(905.8)
173	-ABFS I Incorporated	ボルチモア		100.0		
174	-ABS MB Ltd.	ボルチモア		100.0		
175	-Alex. Brown Financial Services Incorporated	ボルチモア		100.0		
176	-Alex. Brown Investments Incorporated	ボルチモア		100.0		
177	-Argent Incorporated	ボルチモア		100.0		
178	-Azurix Argentina Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
179	-Azurix Cono Sur, Inc.	ウィルミントン		100.0		
180	-Azurix Corp.	ウィルミントン		100.0		
181	-Azurix Latin America, Inc.	ウィルミントン		100.0		
182	-B.T.I. Investments (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
183	-Barkly Investments Ltd.	セントヘリア		100.0		
184	-Blue Cork, Inc.	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
185	-BT Milford (Cayman) Limited (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		100.0		
186	-BTAS Cayman GP	ジョージタウン		100.0		
187	-Charlton (Delaware), Inc.	ウィルミントン		100.0		
188	-China Recovery Fund, LLC	ウィルミントン		85.0		
189	-Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
190	-D.B. International Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
191	-DB (Pacific) Limited	ウィルミントン		100.0		
192	-DB (Pacific) Limited, New York	ニューヨーク		100.0		
193	-DB Abalone LLC	ウィルミントン		100.0		
194	-DB Alex. Brown Holdings Incorporated	ウィルミントン		100.0		
195	-DB Alps Corporation	ウィルミントン		100.0		
196	-DB Alternative Trading Inc.	ウィルミントン		100.0		
197	-DB Asia Pacific Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
198	-DB Aster II, LLC	ウィルミントン		100.0		
199	-DB Aster III, LLC	ウィルミントン		100.0		
200	-DB Aster, Inc.	ウィルミントン		100.0		
201	-DB Aster, LLC	ウィルミントン		100.0		
202	-DB Boracay LLC	ウィルミントン		100.0		
203	-DB Capital Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
204	-DB Commodity Services LLC	ウィルミントン		100.0		
205	-DB Delaware Holdings (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
206	-DB Elara LLC	ウィルミントン		100.0		
207	-DB Energy Trading LLC	ウィルミントン		100.0		
208	-DB Equipment Leasing, Inc.	ニューヨーク		100.0		
209	-DB Finance (Delaware), LLC	ウィルミントン		100.0		
210	-DB Fund Services LLC	ウィルミントン		100.0		
211	-DB Ganymede 2006 L.P.	ジョージタウン		100.0		
212	-DB Global Technology, Inc.	ウィルミントン		100.0		
213	-DB Green Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
214	-DB Green, Inc.	ニューヨーク		100.0		
215	-DB Holdings (New York), Inc.	ニューヨーク		100.0		
216	-DB Holdings (South America) Limited	ウィルミントン		100.0		
217	-DB Intermezzo LLC	ウィルミントン		100.0		
218	-DB Investment Managers, Inc.	ウィルミントン		100.0		
219	-DB Investment Partners, Inc.	ウィルミントン		100.0		
220	-DB Investment Resources (US) Corporation	ウィルミントン		100.0		
221	-DB Investment Resources Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
222	-DB Io LP	ウィルミントン		100.0		
223	-DB IROC Leasing Corp.	ニューヨーク		100.0		
224	-DB Litigation Fee LLC	ウィルミントン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
225	-DB Managers, LLC	ウェストトレントン		100.0		
226	-DB Mortgage Investment Inc.	ボルチモア		100.0		
227	-DB Omega BTV S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
228	-DB Omega Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
229	-DB Omega Ltd.	ジョージタウン		100.0		
230	-DB Omega S.C.S.	ルクセンブルグ		100.0		
231	-DB Overseas Finance Delaware, Inc.	ウィルミントン		100.0		
232	-DB Portfolio Southwest, Inc.	オースティン		100.0		
233	-DB Private Clients Corp.	ウィルミントン		100.0		
234	-DB Private Wealth Mortgage Ltd.	ニューヨーク		100.0		
235	-DB RC Holdings, LLC	ウィルミントン		100.0		
236	-DB RMS Leasing (Cayman) L.P.	ジョージタウン		100.0		
237	-DB Services Americas, Inc.	ウィルミントン		100.0		
238	-DB Structured Derivative Products, LLC	ウィルミントン		100.0		
239	-DB Structured Products, Inc.	ウィルミントン		100.0		
240	-DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
241	-DB USA Core Corporation	ウェストトレントン		100.0		
242	-DBAB Wall Street, LLC	ウィルミントン		100.0		
243	-DBAH Capital, LLC	ウィルミントン		100.0		
244	-DBFIC, Inc.	ウィルミントン		100.0		
245	-DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited	ジョージタウン		100.0		
246	-DBRE Global Real Estate Management US IA, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
247	-DBRE Global Real Estate Management US IB, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
248	-DBUSBZ1, LLC	ウィルミントン		100.0		
249	-DBX Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
250	-DBX Strategic Advisors LLC	ウィルミントン		100.0		
251	-Deutsche AM Distributors, Inc.	ウィルミントン		100.0		
252	-Deutsche AM Service Company	ウィルミントン		100.0		
253	-Deutsche AM Trust Company	セーレム		100.0		
254	-Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.	ウィルミントン		100.0		
255	-Deutsche Asset Management US Holding Corporation	ウィルミントン		100.0		
256	-Deutsche Asset Management USA Corporation	ウィルミントン		100.0		
257	-Deutsche Bank Americas Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
258	-Deutsche Bank Holdings, Inc.	ウィルミントン		100.0		
259	-Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated	ボルチモア		100.0		
260	-Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware	ウィルミントン		100.0		
261	-Deutsche Bank National Trust Company	ロサンゼルス		100.0		
262	-Deutsche Bank Securities Inc.	ウィルミントン		100.0		
263	-Deutsche Bank Trust Company Americas	ニューヨーク		100.0		
264	-Deutsche Bank Trust Company Delaware	ウィルミントン		100.0		
265	-Deutsche Bank Trust Company, National Association	ニューヨーク		100.0		
266	-Deutsche Bank Trust Corporation	ニューヨーク		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
267	-Deutsche Cayman Ltd.	ジョージタウン		100.0		
268	-Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC	ウィルミントン		100.0		
269	-Deutsche Inversiones Limitada	サンティアゴ		100.0		
270	-Deutsche Investment Management Americas Inc.	ウィルミントン		100.0		
271	-Deutsche Leasing New York Corp.	ニューヨーク		100.0		
272	-Deutsche Master Funding Corporation	ウィルミントン		100.0		
273	-Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation	ウィルミントン		100.0		
274	-Deutsche Securities SpA	サンティアゴ		100.0		
275	-DFC Residual Corp.	カーソンシティ		100.0		
276	-Dusk LLC	ウィルミントン		100.0		
277	-ECT Holdings Corp.	ウィルミントン		100.0		
278	-G Finance Holding Corp.	ウィルミントン		100.0		
279	-G.O. IB-US Management, L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
280	-GAC-HEL, Inc.	ウィルミントン		100.0		
281	-Gemini Technology Services Inc.	ウィルミントン		100.0		
282	-German American Capital Corporation	ボルチモア		100.0		
283	-GWC-GAC Corp.	ウィルミントン		100.0		
284	-Hac Investments Ltd.	ウィルミントン		100.0		
285	-Kelsey Street LLC	ウィルミントン		100.0		
286	-Kingfisher Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
287	-87 Leonard Development LLC	ウィルミントン		100.0		
288	-Manta Acquisition LLC	ウィルミントン		100.0		
289	-Manta Group LLC	ウィルミントン		100.0		
290	-MHL Reinsurance Ltd.	バーリントン		100.0		
291	-MIT Holdings, Inc.	ボルチモア		100.0		
292	-MortgageIT Securities Corp.	ウィルミントン		100.0		
293	-MortgageIT, Inc.	ニューヨーク		100.0		
294	-New 87 Leonard, LLC	ウィルミントン		100.0		
295	-North American Income Fund Public Limited Company	ダブリン		66.8		
296	-North Las Vegas Property LLC	ウィルミントン		100.0		
297	-PARTS Funding, LLC	ウィルミントン		100.0		
298	-PARTS Student Loan Trust 2007 - CT1	ウィルミントン		100.0		
299	-Pelleport Investors, Inc.	ニューヨーク		100.0		
300	-Port Elizabeth Holdings LLC	ウィルミントン		100.0		
301	-Quantum 13 LLC	ウィルミントン		100.0		
302	-REO Properties Corporation	ウィルミントン		100.0		
303	-RoPro U.S. Holding, Inc.	ウィルミントン		100.0		
304	-RREEF America L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
305	-RREEF Management L.L.C.	ウィルミントン		100.0		
306	-RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.	ウィルミントン		99.9		
307	-Sagamore Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
308	-Sharps SP I LLC	ウィルミントン		100.0		
309	-Singer Island Tower Suite LLC	ウィルミントン		100.0		
310	-Structured Finance Americas, LLC	ウィルミントン		100.0		
311	-World Trading (Delaware) Inc.	ウィルミントン		100.0		
312	-Zumirez Drive LLC	ウィルミントン		100.0		
313	DB Valoren S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	844.4	384.6
314	DB Value S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	44.3	(13.1)
315	DB Vanquish (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
316	DB Vantage (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
317	DB Vantage No.2 (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
318	DB Vita S.A.	ルクセンブルグ		75.0	23.4	1.7
319	DBCIBZ1	ジョージタウン		100.0	9.4	3.9
320	DBCIBZ2	ジョージタウン		100.0	9.5	3.9
321	DBG Eastern Europe II Limited Partnership	セントヘリア		25.9	22.7	14.5
322	DBOI Global Services (UK) Limited	ロンドン	1	100.0	12.2	5.8
323	DBOI Global Services Private Limited	ムンバイ		100.0	105.9	23.5
324	DBR Investments Co. Limited	ジョージタウン		100.0	33.3	28.7
325	DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.	ジョージタウン		100.0	11.1	0.0
326	DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.	ジョージタウン		100.0		
327	DBRMS4	ジョージタウン		100.0	305.5	5.2
328	DBRMSGP1	ジョージタウン	4, 5	100.0	194.7	3.3
329	DBRMSGP2	ジョージタウン	4, 5	100.0	110.7	1.9
330	DBUK PCAM Limited	ロンドン		100.0	(100.2)	(0.3)
331	DBUSBZ2, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	9.6	3.9
332	De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited	北京		100.0		
333	DeAM Infrastructure Limited	ロンドン		100.0		
334	DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG	エシュボルン	4	100.0	147.2	(11.1)
335	DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH	デュッセルドルフ		100.0	24.1	5.4
336	Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
337	DEUFRAN Beteiligungs GmbH	フランクフルト		100.0	122.6	0.2
338	DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH	フランクフルト		100.0	3.7	2.9
339	Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand	オークランド		100.0		
340	Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand	オークランド		100.0		
341	Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme	パイアニア		80.0		
342	Deutsche Alt-A Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
343	Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS	パリ		100.0		
344	Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited	ロンドン		100.0	240.5	87.3

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本 (百万ユーロ)	損益 (百万ユーロ)
345	Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	97.6	28.4
346	Deutsche AM Management GmbH	フランクフルト		100.0		
347	Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd	シンガポール		100.0	540.1	314.8
348	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール		100.0	250.9	33.0
349	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	香港		100.0	13.9	(8.8)
350	Deutsche Asset Management (India) Private Limited	ムンバイ		100.0	12.2	0.2
351	Deutsche Asset Management (Japan) Limited	東京		100.0	51.1	9.9
352	Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited	ソウル	1	100.0	13.8	1.6
353	Deutsche Asset Management (UK) Limited	ロンドン		100.0	186.1	(22.4)
354	Deutsche Asset Management Group Limited	ロンドン		100.0	44.4	173.8
355	Deutsche Asset Management Holding SE	フランクフルト		100.0	6,501.2	23.3
356	Deutsche Asset Management International GmbH	フランクフルト	2	100.0	44.5	0.0
357	Deutsche Asset Management Investment GmbH	フランクフルト	2	100.0	193.6	0.0
358	Deutsche Asset Management S.A.	ルクセンブルグ		100.0	541.0	255.3
359	Deutsche Asset Management S.G.I.I.C., S.A.	マドリッド		100.0		
360	Deutsche Asset Management Schweiz AG	チューリッヒ	6	100.0		
361	Deutsche Asset Management Shanghai Investment Company Limited	上海		100.0		
362	Deutsche Australia Limited (Sub-group)	シドニー	1, 3	100.0	253.2	44.5
363	-Baincor Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
364	-Bainpro Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
365	-Belzen Pty. Limited	シドニー		100.0		
366	-BNA Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
367	-BTD Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
368	-Buxtal Pty. Limited	シドニー		100.0		
369	-Deutsche Access Investments Limited	シドニー		100.0		
370	-Deutsche Capital Markets Australia Limited	シドニー		100.0		
371	-Deutsche Finance Co 1 Pty Limited	シドニー		100.0		
372	-Deutsche Finance Co 2 Pty Limited	シドニー		100.0		
373	-Deutsche Finance Co 3 Pty Limited	シドニー		100.0		
374	-Deutsche Finance Co 4 Pty Limited	シドニー		100.0		
375	-Deutsche Group Services Pty Limited	シドニー		100.0		
376	-Deutsche Investments Australia Limited	シドニー		100.0		
377	-Deutsche Securities Australia Limited	シドニー		100.0		
378	-Deutsche Securitisation Australia Pty Limited	シドニー		100.0		
379	-DNU Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
380	-DTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
381	-Memax Pty. Limited	シドニー		100.0		
382	-Nortfol Pty. Limited	シドニー		100.0		
383	-OPS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
384	-Pan Australian Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		
385	-R.B.M. Nominees Pty Ltd	シドニー		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	自己 資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
386	-RTS Nominees Pty Limited	シドニー		100.0		
387	-Zenwix Pty. Limited	シドニー		100.0		
388	Deutsche Bank (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0	53.0	9.4
389	Deutsche Bank (Chile)	サンティアゴ		100.0	20.3	0.7
390	Deutsche Bank (China) Co., Ltd.	北京		100.0	1,098.0	39.2
391	Deutsche Bank (Malaysia) Berhad	クアラルンプール		100.0	374.2	43.3
392	Deutsche Bank (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0	36.7	5.0
393	Deutsche Bank (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0	612.7	18.4
394	Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa	モンテビデオ		100.0		
395	DEUTSCHE BANK A.S.	イスタンブール		100.0	111.8	12.3
396	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	フランクフルト		100.0	507.7	56.7
397	Deutsche Bank Capital Finance LLC I	ウィルミントン		100.0	300.0	0.0
398	Deutsche Bank Capital LLC I	ウィルミントン		100.0		
399	Deutsche Bank Contingent Capital LLC II	ウィルミントン		100.0	666.1	0.0
400	Deutsche Bank Contingent Capital LLC III	ウィルミントン		100.0	1,644.5	0.0
401	Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV	ウィルミントン		100.0	999.9	0.0
402	Deutsche Bank Contingent Capital LLC V	ウィルミントン		100.0	1,153.2	0.0
403	Deutsche Bank Europe GmbH	フランクフルト	2	100.0	10.0	0.0
404	Deutsche Bank Financial Company	ジョージタウン		100.0	47.5	(2.1)
405	Deutsche Bank International Limited	セントヘリア		100.0	162.6	(4.8)
406	Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited	ジョージタウン		100.0		
407	Deutsche Bank International Trust Co. Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0		
408	Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0	3.3	2.6
409	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	ルクセンブルグ		100.0	6,400.3	218.2
410	Deutsche Bank Mutui S.p.A.	ミラノ		100.0	32.1	(9.0)
411	Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple	メキシコシティ		100.0	89.9	1.5
412	Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
413	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	ワルシャワ		100.0	1,009.6	8.3
414	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft	フランクフルト	2	100.0	2,666.3	0.0
415	Deutsche Bank Representative Office Nigeria Limited	ラゴス		100.0		
416	Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão	サンパウロ		100.0	402.6	15.5
417	Deutsche Bank Securities Limited	トロント		100.0	92.7	0.1
418	Deutsche Bank Services (Jersey) Limited	セントヘリア		100.0		
419	Deutsche Bank Società per Azioni	ミラノ		99.9	1,611.5	9.9
420	Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited	セント・ピーター・ ポート		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
421	Deutsche Bank Österreich AG	ウィーン		100.0	16.8	(12.8)
422	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	マドリッド		99.8	1,184.0	10.1
423	Deutsche Capital Finance (2000) Limited	ジョージタウン		100.0		
424	Deutsche Capital Hong Kong Limited	香港		100.0	13.9	0.5
425	Deutsche Capital Management Limited	ダブリン		100.0		
426	Deutsche Capital Partners China Limited	ジョージタウン		100.0		
427	Deutsche CIB Centre Private Limited	ムンバイ		100.0	61.9	10.2
428	Deutsche Colombia S.A.S.	ボゴタ		100.0		
429	Deutsche Custody N.V.	アムステルダム		100.0		
430	Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.	アムステルダム		99.9		
431	Deutsche Equities India Private Limited	ムンバイ		100.0	50.1	13.8
432	Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited	台北		60.0		
433	Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA	ジュネーブ		100.0		
434	Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited (in members' voluntary liquidation)	ロンドン		100.0		
435	Deutsche Finance No. 2 Limited	ジョージタウン		100.0		
436	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd	シンガポール		100.0		
437	Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		100.0		
438	Deutsche Global Markets Limited	テルアビブ		100.0	80.0	1.1
439	Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited	ヨハネスブルク		100.0	70.9	36.6
440	Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH	エシュボルン		100.0		
441	Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	99.8		
442	Deutsche Gulf Finance	リヤド	7	29.1	139.1	7.5
443	Deutsche Holdings (BTI) Limited	ロンドン		100.0		
444	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	2,799.0	130.8
445	Deutsche Holdings (Malta) Ltd.	パレットタ		100.0	793.0	132.5
446	Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0		
447	Deutsche Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	1,523.3	6.2
448	Deutsche Holdings No. 2 Limited	ロンドン	1	100.0	167.5	0.0
449	Deutsche Holdings No. 3 Limited	ロンドン	1	100.0	209.9	203.3
450	Deutsche Holdings No. 4 Limited	ロンドン		100.0	143.3	0.2
451	Deutsche Immobilien Leasing GmbH	デュッセルドルフ	2	100.0	26.5	0.0
452	Deutsche India Holdings Private Limited	ムンバイ		100.0	73.6	2.7
453	Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited	ダブリン		100.0	19.0	(0.2)
454	Deutsche International Corporate Services Limited	セントヘリア		100.0		
455	Deutsche International Custodial Services Limited	セントヘリア		100.0		
456	Deutsche International Finance (Ireland) Limited	ダブリン		100.0		
457	Deutsche International Trust Company N.V.	アムステルダム		100.0	15.7	(0.3)

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
458	Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited	ポートルイス		100.0		
459	Deutsche Inversiones Dos S.A. (en Liquidación)	サンティアゴ		100.0	22.3	6.5
460	Deutsche Investments (Netherlands) N.V.	アムステルダム		100.0		
461	Deutsche Investments India Private Limited	ムンバイ		100.0	129.2	6.6
462	Deutsche Investor Services Private Limited	ムンバイ		100.0		
463	Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	48.5	5.6
464	Deutsche Malta Company Ltd	バレッタ		100.0	28.2	(0.7)
465	Deutsche Mandatos S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
466	Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0	258.6	107.9
467	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company	ロンドン	1	100.0	939.6	(17.9)
468	Deutsche Mortgage Securities, Inc.	ウィルミントン		100.0		
469	Deutsche Nederland N.V.	アムステルダム		100.0		
470	Deutsche New Zealand Limited (Sub-group)	オークランド	3	100.0	21.1	5.4
471	-Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited	オークランド		100.0		
472	-Deutsche Domus New Zealand Limited	オークランド		100.0		
473	-Deutsche Foras New Zealand Limited	オークランド		100.0		
474	-Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited	オークランド		100.0		
475	-Deutsche Securities New Zealand Limited	オークランド		100.0		
476	-Kingfisher Nominees Limited	オークランド		100.0		
477	-LWC Nominees Limited	オークランド		100.0		
478	Deutsche Nominees Limited	ロンドン		100.0		
479	Deutsche Oppenheim Family Office AG	グラスブルン	2	100.0		
480	Deutsche Postbank AG (Sub-group)	ボン	1, 3, 7	100.0	7,226.0	317.0
481	-Betriebs-Center für Banken AG	フランクフルト		100.0		
482	-BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH	ハーメルン	2	100.0		
483	-BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	ハーメルン		100.0		
484	-BHW Holding AG	ハーメルン	2	100.0		
485	-BHW Kreditservice GmbH	ハーメルン		100.0		
486	-Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH	シュットリンゲン		100.0		
487	-Deutsche Postbank Funding LLC I	ウィルミントン		100.0		
488	-Deutsche Postbank Funding LLC II	ウィルミントン		100.0		
489	-Deutsche Postbank Funding LLC III	ウィルミントン		100.0		
490	-DSL Portfolio GmbH & Co. KG	ボン		100.0		
491	-DSL Portfolio Verwaltungs GmbH	ボン		100.0		
492	-PB Factoring GmbH	ボン	2	100.0		
493	-PB Firmenkunden AG	ボン	2	100.0		
494	-PB International S.A.	シュットリンゲン		100.0		
495	-PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen	ボン		98.2		
496	-Postbank Beteiligungen GmbH	ボン	2	100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
497	-Postbank Direkt GmbH	ボン		100.0		
498	-Postbank Filialvertrieb AG	ボン	2	100.0		
499	-Postbank Finanzberatung AG	ハーメルン		100.0		
500	-Postbank Immobilien GmbH	ハーメルン	2	100.0		
501	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH	ボン	2	100.0		
502	-Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG	ボン		90.0		
503	-Postbank Leasing GmbH	ボン	2	100.0		
504	-Postbank Service GmbH	エッセン		100.0		
505	-Postbank Systems AG	ボン	2	100.0		
506	-VÖB-ZVD Processing GmbH	フランクフルト		100.0		
507	Deutsche Private Asset Management Limited	ロンドン		100.0		
508	Deutsche Regis Partners, Inc.	マカティ・シティ		49.0	13.3	5.3
509	Deutsche River Investment Management Company S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		49.0		
510	Deutsche Securities (India) Private Limited	ニューデリー		100.0	11.2	0.4
511	Deutsche Securities (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	34.9	9.5
512	Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited	ヨハネスブルク		100.0	3.7	3.6
513	Deutsche Securities Asia Limited	香港		100.0	215.0	13.0
514	Deutsche Securities Inc.	東京		100.0	1,240.9	140.3
515	Deutsche Securities Israel Ltd.	テルアビブ		100.0	10.8	0.0
516	Deutsche Securities Korea Co.	ソウル		100.0	172.1	1.9
517	Deutsche Securities Mauritius Limited	ポートルイス		100.0		
518	Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.	イスタンブール		100.0		
519	Deutsche Securities S.A.	ブエノスアイレス		100.0		
520	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC	リヤド		100.0	101.0	(7.4)
521	Deutsche Securities Venezuela S.A.	カラカス		100.0	(17.2)	(15.5)
522	Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa	メキシコシティ		100.0	30.4	(4.3)
523	Deutsche Services Polska Sp. z o.o.	ワルシャワ		100.0		
524	Deutsche StiftungsTrust GmbH	フランクフルト	2	100.0		
525	Deutsche Strategic	ルクセンブルグ		100.0		
526	Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha	東京		100.0		
527	Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited	バンコク		49.0		
528	Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc	シャーロットタウン		100.0		
529	Deutsche Trust Company Limited Japan	東京		100.0		
530	Deutsche Trustee Company Limited	ロンドン		100.0	26.2	4.4
531	Deutsche Trustee Services (India) Private Limited	ムンバイ		100.0		
532	Deutsche Trustees Malaysia Berhad	クアラルンプール		100.0		
533	Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.	パルセロナ		50.0		
534	Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft	ボン		25.1		
535	Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH	フランクフルト		78.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
536	DG China Clean Tech Partners	天津		49.9		
537	DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH	フランクフルト	2	100.0		
538	DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
539	DIL Financial Services GmbH & Co. KG	デュッセルドルフ		100.0		
540	DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
541	DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
542	DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ	2	100.0		
543	Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH	ベルリン		21.1		
544	DONARUM Holding GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
545	DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
546	DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
547	DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
548	DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
549	Durian (Luxembourg) S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
550	DWS Holding & Service GmbH	フランクフルト	2	99.2	336.4	0.0
551	EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.	ハンブルク		65.2		
552	EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
553	Elba Finance GmbH	エシュボルン		100.0		
554	Elbe Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		25.0		
555	ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH	エアフルト		50.0		
556	ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
557	Elizabethan Holdings Limited	ジョージタウン		100.0		
558	Elizabethan Management Limited	ジョージタウン		100.0		
559	Elmo Funding GmbH	エシュボルン	2	100.0	10.3	0.0
560	Elmo Leasing Vierzehnte GmbH	エシュボルン	2	100.0		
561	Emerald Asset Repackaging Designated Activity Company	ダブリン		100.0		
562	eolec	イッシー・レ・ムリノー		33.3		
563	equiNotes Management GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
564	Erste Frankfurter Hoist GmbH	エシュボルン		100.0		
565	European Value Added I (Alternate G.P.) LLP	ロンドン		100.0		
566	EVROENERGIAKI S.A.	アテネ		40.0		
567	Exinor SA (dissolution volontaire)	バスターニュ		100.0		
568	EXTOREL Private Equity Advisers GmbH i.L.	ケルン		100.0		
569	FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH	ケルン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
570	Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.	メキシコシティ		100.0		
571	Fiduciaria Sant' Andrea S.r.L.	ミラノ		100.0		
572	Finanza & Futuro Banca Società per Azioni	ミラノ		100.0	28.4	0.7
573	FRANKFURT CONSULT GmbH	フランクフルト	2	100.0		
574	Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
575	FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
576	FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
577	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG	バート・ホンブルク		41.2		
578	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG	バート・ホンブルク		30.6		
579	Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhle "Rimbachzentrum" KG	バート・ホンブルク		74.9		
580	FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
581	FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
582	German Public Sector Finance B.V.	アムステルダム		50.0		
583	Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung	ベルリン		36.7		
584	giropay GmbH	フランクフルト		33.3		
585	Glor Music Production GmbH & Co. KG	バリー - オーバーラニ ンデン		21.2		
586	Gordian Knot Limited	ロンドン		24.7	1.7	(7.5)
587	Great Future International Limited	ロードタウン		43.0		
588	Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR	トロイスドルフ		94.9		
589	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR	トロイスドルフ		44.9		
590	Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH	ケルン		100.0		
591	Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR	トロイスドルフ	1	36.1	81.5	(12.4)
592	Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR	トロイスドルフ		64.7	17.0	(11.9)
593	Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH i.L.	グリューンヴァルト		100.0		
594	Harvest Fund Management Co., Ltd.	上海	7	30.0	567.1	120.5
595	Herengracht Financial Services B.V.	アムステルダム		100.0		
596	HR "Simone" GmbH & Co. KG	ヨーク		21.8		
597	HTB Spezial GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
598	Huarong Rongde Asset Management Company Limited	北京		40.7	1,240.1	158.7
599	ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
600	Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG	ベルリン		20.5		
601	Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR	トロイスドルフ		50.0		
602	Inn Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
603	Intermodal Finance I Ltd.	ジョージタウン		49.0		
604	IOG Denali Upton, LLC	ドーバー		23.0		
605	IOG NOD I, LLC	ドーバー		22.5		
606	IOS Finance E F C S.A.	パルセロナ		100.0	47.5	4.3
607	Isaac Newton S.A.	ルクセンブルグ		95.0	0.2	7.9
608	Isar Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
609	ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH	ケルン		100.0		
610	I VAF I Manager, S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
611	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung	デュッセルドルフ		21.1		
612	IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft	デュッセルドルフ		25.0		
613	J R Nominees (Pty) Ltd	ヨハネスブルク		100.0		
614	Jyogashima Godo Kaisha	東京		100.0		
615	KEBA Gesellschaft für interne Services mbH	フランクフルト	2	100.0		
616	Kidson Pte Ltd	シンガポール		100.0	31.1	0.0
617	Kinneil Leasing Company	ロンドン		35.0		
618	KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
619	KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG i.L.	デュッセルドルフ		96.1		
620	KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG i.L.	デュッセルドルフ		97.0		
621	Konsul Inkasso GmbH	エッセン	2	100.0		
622	Kradavimd UK Lease Holdings Limited	ロンドン	1	100.0	7.0	(50.4)
623	KVD Singapore Pte. Ltd.	シンガポール		30.1		
624	LA Water Holdings Limited	ジョージタウン		75.0		
625	LAWL Pte. Ltd.	シンガポール		100.0	19.7	(1.4)
626	Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH	シェーネフェルト		100.0		
627	Leo Consumo 2 S.r.l.	コネリアーノ		70.0		
628	Leonardo III Initial GP Limited	ロンドン		100.0		
629	Lindsell Finance Limited	セント・ジュリアンズ		100.0		
630	London Industrial Leasing Limited	ロンドン		100.0		
631	M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG	フランクフルト		77.1	80.6	58.8
632	Macondo Spain SL	マドリッド		100.0		
633	Maestrale Projects (Holding) S.A.	ルクセンブルグ		49.7		
634	Magalhaes S.A.	ルクセンブルグ		95.0		

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
635	Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited	バンクーバー		100.0	266.2	0.7
636	MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG	ハンブルク		35.3		
637	MEF I Manager, S. à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
638	Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		40.0		
639	MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L.	グリューンヴァルト		29.6		
640	Midsel Limited	ロンドン		100.0		
641	Mira GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
642	Moon Leasing Limited	ロンドン		100.0		
643	Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG	フランクフルト		100.0		
644	MPP Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0		
645	MT "CAPE BEALE" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		23.9		
646	MT "KING DANIEL" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		23.4		
647	MT "KING DOUGLAS" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		23.5		
648	MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		27.1		
649	MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG	ハンブルク		26.4		
650	Navegator - SGFTC, S.A.	リスボン		100.0		
651	NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
652	NCW Holding Inc.	バンクーバー		100.0		
653	NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung	ケルン	2	100.0		
654	NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
655	NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
656	New Energy Biomasse Hellas GmbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
657	Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
658	Nineco Leasing Limited	ロンドン		100.0		
659	NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
660	Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト	2	100.0		
661	norisbank GmbH	ボン	2	100.0	433.9	0.0
662	North Coast Wind Energy Corp.	バンクーバー		96.7		
663	NV Profit Share Limited	ジョージタウン		42.9		
664	Oder Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
665	000 "Deutsche Bank TechCentre"	モスクワ		100.0	35.4	33.1
666	000 "Deutsche Bank"	モスクワ		100.0	221.0	33.2
667	Opal Funds (Ireland) Public Limited Company	ダブリン		100.0		
668	OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH	ケルン		100.0		
669	OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH	ケルン		100.0		
670	OPB-Holding GmbH	ケルン		100.0	14.3	0.0
671	OPB-Nona GmbH	フランクフルト		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
672	OPB-Oktava GmbH	ケルン		100.0		
673	OPB-Quarta GmbH	ケルン		100.0		
674	OPB-Quinta GmbH	ケルン		100.0		
675	OPB-Septima GmbH	ケルン		100.0		
676	OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		27.7		
677	OPPENHEIM Capital Advisory GmbH	ケルン		100.0		
678	OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG	ケルン		100.0		
679	Oppenheim Fonds Trust GmbH	ケルン	2	100.0		
680	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH	ケルン		100.0		
681	OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
682	OVT Trust 1 GmbH	ケルン	2	100.0		
683	OVV Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0		
684	P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH	ベルリン		22.2		
685	PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
686	PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
687	PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
688	PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
689	PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		50.0		
690	PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
691	Parkhaus an der Börse GbR	ケルン		37.7		
692	PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
693	PBC Banking Services GmbH	フランクフルト	2	100.0	120.0	0.0
694	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	エッセン	2	100.0		
695	PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
696	PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
697	PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
698	PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
699	PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
700	PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
701	PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
702	PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
703	PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
704	PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
705	Peruda Leasing Limited	ロンドン		100.0		
706	PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
707	PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
708	Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC.	マニラ		95.0	14.5	0.2
709	Plantation Bay, Inc.	セント・トーマス島		100.0		
710	PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
711	Postbank Akademie und Service GmbH	ハーメルン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
712	PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
713	PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
714	PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
715	PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
716	Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
717	Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
718	Private Equity Global Select Company V S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
719	Private Equity Invest Beteiligungs GmbH	デュッセルドルフ		50.0		
720	Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
721	Private Equity Select Company S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
722	Private Financing Initiatives, S.L.	パルセロナ		55.3	4.1	8.7
723	PT Deutsche Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		99.0	19.5	0.4
724	PT. Deutsche Verdhana Sekuritas Indonesia	ジャカルタ		40.0		
725	Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"	キエフ		100.0	10.6	1.1
726	PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
727	PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
728	PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
729	QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
730	QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
731	QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
732	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.	ニューヨーク		33.0	15.1	(1.0)
733	Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.	ニューヨーク		33.3	35.8	(2.9)
734	Raymond James New York Upstate Housing Opportunities Fund I L.L.C.	ニューヨーク		24.9	(0.3)	(3.7)
735	Reference Capital Investments Limited	ロンドン		100.0		
736	Regula Limited	ロードタウン		100.0		
737	REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
738	REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
739	REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.	ワルシャワ		50.0		
740	Rhine Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
741	Riviera Real Estate	パリ		100.0		
742	Royster Fund Management S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
743	RREEF China REIT Management Limited	香港		100.0		
744	RREEF European Value Added I (G.P.) Limited	ロンドン		100.0		
745	RREEF Fund Holding Co.	ジョージタウン		100.0		
746	RREEF India Advisors Private Limited	ムンバイ		100.0		
747	RREEF Investment GmbH	フランクフルト	2	99.9	21.7	0.0
748	RREEF Management GmbH	フランクフルト	2, 8	99.9	52.7	0.0
749	RREEF Spezial Invest GmbH	フランクフルト	2	100.0	16.5	0.0

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
750	SAB Real Estate Verwaltungs GmbH	ハーメルン		100.0		
751	SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
752	SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
753	Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH	ケルン	2	100.0	33.3	0.0
754	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien	ケルン	2	100.0	1,352.4	0.0
755	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH	ケルン		100.0	39.0	(0.1)
756	Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG	ケルン	2	100.0		
757	SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
758	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
759	SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG	デュッセルドルフ		58.5		
760	SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
761	SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
762	SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
763	SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
764	SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
765	SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
766	SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
767	SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
768	Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		33.2		
769	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
770	SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG	デュッセルドルフ		71.1		
771	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
772	SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG i.L.	デュッセルドルフ		95.0		
773	SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
774	SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
775	SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
776	SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
777	SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
778	SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
779	SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
780	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
781	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.	デュッセルドルフ		94.7		
782	SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG	デュッセルドルフ		100.0		
783	SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
784	Service Company Four Limited	香港		100.0		
785	SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
786	SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
787	SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
788	SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
789	SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
790	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
791	SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG i.L.	デュッセルドルフ		83.8		
792	SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
793	SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
794	SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
795	Sixco Leasing Limited	ロンドン		100.0		
796	SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
797	SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
798	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
799	SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L.	ハレ/ザーレ		30.5		
800	SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
801	SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
802	Somkid Immobiliare S.r.l.	コネリアーノ		100.0		
803	SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
804	SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
805	SPhinX, Ltd. (in voluntary liquidation)	ジョージタウン		43.6		
806	SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
807	SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
808	SRC Security Research & Consulting GmbH	ボン		22.5		
809	STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
810	STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
811	Starpool Finanz GmbH	ベルリン		49.9		
812	STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
813	SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
814	SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
815	SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
816	SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
817	SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
818	SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
819	SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
820	Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH	エシュボルン		100.0		

シリアル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持分(%)	自己資本(百万ユーロ)	損益(百万ユーロ)
821	Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung	フランクフルト		100.0		
822	TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
823	TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
824	TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
825	Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.	リスボン		100.0	14.2	0.5
826	TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
827	TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
828	Tasfiye Halinde Bebek Danismanlik Anonim Sirketi	イスタンブール		100.0		
829	TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
830	Teesside Gas Transportation Limited	ロンドン		45.0	(154.1)	17.1
831	TELO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		100.0		
832	TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.	デュッセルドルフ		100.0		
833	Tempurrite Leasing Limited	ロンドン	1	100.0	1.1	(79.1)
834	TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
835	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
836	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG	デュッセルドルフ		100.0		
837	TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG	デュッセルドルフ		100.0		
838	Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited	バンコク		100.0		
839	Tianjin Deutsche AM Fund Management Co., Ltd.	天津		100.0		
840	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
841	TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG	デュッセルドルフ		25.0		
842	TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
843	TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
844	Trave Properties S.à r.l., en faillite	ルクセンブルグ		25.0		
845	TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	ベルリン		50.0		
846	TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
847	Treinvest Service GmbH	フランクフルト		100.0		
848	TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
849	TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		100.0		
850	Triplereason Limited	ロンドン		100.0	330.2	0.2
851	Triton Triton Fund III G L.P.	フランクフルト		33.1		
852	Triton Fund III G L.P.	セントヘリア		62.5	25.4	9.0
853	TRS Aria LLC	ウィルミントン		100.0		
854	TRS Birch II LTD	ジョージタウン		100.0		
855	TRS Birch LLC	ウィルミントン		100.0		
856	TRS Cypress II LTD	ジョージタウン		100.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
857	TRS Elm II LTD	ジョージタウン		100.0		
858	TRS Leda LLC	ウィルミントン		100.0		
859	TRS Maple II LTD	ジョージタウン		100.0		
860	TRS Oak II LTD	ジョージタウン		100.0		
861	TRS Oak LLC	ウィルミントン		100.0		
862	TRS Poplar II LTD	ジョージタウン		100.0		
863	TRS Scorpio LLC	ウィルミントン		100.0		
864	TRS Spruce II LTD	ジョージタウン		100.0		
865	TRS SVCO LLC	ウィルミントン		100.0		
866	TRS Sycamore II LTD	ジョージタウン		100.0		
867	TRS Tupelo II LTD	ジョージタウン		100.0		
868	TRS Venor LLC	ウィルミントン		100.0		
869	TRS Walnut II LTD	ジョージタウン		100.0		
870	TRS Walnut LLC	ウィルミントン		100.0		
871	TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
872	TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
873	TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
874	U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.	ドーバー		23.5	68.7	(8.3)
875	U.S.A. ITCF XCI L.P.	ニューヨーク		99.9		
876	UKE, s.r.o.	ベラ		100.0		
877	VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
878	VCJ Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		95.0		
879	VCL Lease S.à r.l.	ルクセンブルグ		95.0		
880	VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG	ミュンヘン		24.9		
881	VCM MIP 2002 GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		90.0		
882	VCM MIP II GmbH & Co. KG i.L.	ケルン		90.0		
883	VCM Partners GmbH & Co. KG	ミュンヘン		25.0		
884	VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH	ケルン		100.0		
885	VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH	ケルン		100.0		
886	VCP Verwaltungsgesellschaft mbH i.L.	ケルン		100.0		
887	Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden	ベルリン		100.0		
888	Vesta Real Estate S.r.l.	ミラノ		100.0		
889	VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
890	VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
891	VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
892	VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
893	Volbroker.com Limited	ロンドン		22.5		

シリア ル番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
894	Wealthspur Investment Company Limited	ラブアン		100.0		
895	WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH	フランクフルト		100.0	84.5	7.1
896	Weser Properties S.à r.l.	ルクセンブルグ		25.0		
897	Whale Holdings S.à r.l.	ルクセンブルグ		100.0		
898	Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH	デュッセルドルフ		50.0		
899	Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH	ダルムシュタット		50.0		
900	XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
901	XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
902	XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
903	XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
904	ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
905	ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
906	ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
907	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
908	ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben II KG i.L.	デュッセルドルフ		98.1		
909	ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
910	ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
911	ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
912	zeitinvest-Service GmbH	エシュボルン		25.0		
913	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
914	ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG i.L.	デュッセルドルフ		98.2		
915	ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
916	ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
917	ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
918	ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
919	Zhong De Securities Co., Ltd	北京		33.3	168.0	24.2
920	ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
921	ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
922	ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
923	ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
924	ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
925	ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
926	ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		50.0		
927	ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
928	ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
929	ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
930	ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
931	ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		

シリアル 番号	会社名	会社所在地	脚注	資本持 分(%)	自己 資本 (百万 ユーロ)	損益 (百万 ユーロ)
932	ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
933	ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
934	ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH	デュッセルドルフ		50.0		
935	ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
936	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH	シェーネフェルト		25.0		
937	ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.	シェーネフェルト		20.4		
議決権の5%超を保有する大企業に対する持分						
938	ABRAAJ Holdings	ジョージタウン		8.8		
939	Accunia A/S	コペンハーゲン		6.1		
940	BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH	ベルリン		5.6		
941	Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH	ポツダム		8.5		
942	Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH	シュベリー		8.4		
943	Bürgschaftsbank Sachsen GmbH	ドレスデン		6.3		
944	Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH	マクデブルグ		8.2		
945	Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung	キール		5.6		
946	Bürgschaftsbank Thüringen GmbH	エアフルト		8.7		
947	Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH	ハンブルク		8.7		
948	Cecon ASA	アーレンダール		9.6		
949	China Polymetallic Mining Limited	ジョージタウン		5.7		
950	DGHL Limited (in voluntary liquidation)	カマナ・ベイ		16.3		
951	Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung	レーツェン		11.0		
952	MTS S.p.A.	ローマ		5.0		
953	Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.L.	フランクフルト		19.5		
954	Prader Bank S.p.A.	ボルツァーノ		9.0		
955	Private Export Funding Corporation	ウィルミントン		6.0		
956	PT TrikomseI OKE Tbk	ジャカルタ		12.0		
957	Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft	ザールブリュッケン		11.8		
958	Silver Creek Low Vol Strategies, Ltd.	ジョージタウン		10.5		
959	The Ottoman Fund Limited	セントヘリア		13.6		
960	TRIIVA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH	フランクフルト		6.0		
961	Yensai.com Co., Ltd.	東京		7.1		

[次へ](#)

その他の情報

支援宣言

次に掲げる子会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの子会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

DB Investments (GB) Limited (ロンドン)	Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)
Deutsche Asset Management International GmbH (フランクフルト・アム・マイン) ¹	Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)
Deutsche Asset Management Investment GmbH (フランクフルト・アム・マイン) ²	Deutsche Futures Singapore Pte Ltd. (シンガポール)
Deutsche Asset Management S.A. (ルクセンブルク) ³	Deutsche Holdings (Malta) Ltd. (セント・ジュリアンズ)
Deutsche Australia Limited (シドニー)	Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)
DEUTSCHE BANK A. ^{0.9.1} (イスタンブール)	Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company (ロンドン)
Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)	ドイツ証券株式会社 (東京)
Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)	Deutsche Securities Asia Limited (香港)
Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)	Deutsche Securities Saudi Arabia LLC (リヤド)
Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)	DWS Holding & Service GmbH (フランクフルト・アム・マイン) ⁴
Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)	norisbank GmbH (ボン)
Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)	Public joint-stock company “Deutsche Bank DBU” (キエフ)
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG (フランクフルト・アム・マイン)	000 “Deutsche Bank” (モスクワ)
Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão (サンパウロ)	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (ケルン)
Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリッド)	
Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)	

- 1 ドイツ銀行は、直近では2016年度年次報告書において言及されていたDeutsche Asset Management International GmbH (フランクフルト・アム・マイン)への支援宣言を、2018年6月30日を以て撤回および終了している。
- 2 ドイツ銀行は、直近では2016年度年次報告書において言及されていたDeutsche Asset Management Investment GmbH (フランクフルト・アム・マイン)への支援宣言を、2018年6月30日を以て撤回および終了している。
- 3 ドイツ銀行は、直近では2016年度年次報告書において言及されていたDeutsche Asset Management S.A. (ルクセンブルク)への支援宣言を、2018年6月30日を以て撤回および終了している。
- 4 ドイツ銀行は、直近では2016年度年次報告書において言及されていたDWS Holding & Service GmbH (フランクフルト・アム・マイン)への支援宣言を、2018年6月30日を以て撤回および終了している。

ファンドブリーフ法 (Pfandbriefgesetz) 第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー (ファンドブリーフ法第28条第1項第1号)

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在				
	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利およ びFXレートのス トレス・シナリ オ
抵当ファンドブリーフ債	7,538.4	7,664.5	6,731.3	8,950.8	6,731.3
担保資産	9,859.8	11,011.9	9,720.5	12,634.6	9,720.5
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産	8,954.7	10,095.9	8,899.0	11,604.5	8,899.0
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号によ る担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号によ る担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号によ る担保資産 ²	905.1	916.0	821.5	1,030.1	821.5
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合 (%)	12.0	12.0	12.2	11.5	12.2
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産 (債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合 (%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産 (負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合 (%)	0	0	0	0	0
担保超過額	2,321.4	3,347.4	2,989.2	3,683.8	2,989.2
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	30.8	43.7	44.4	41.2	44.4

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。

2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

2016年12月31日現在

単位：百万ユーロ

	名目価値	現在価値	現在価値 - 高金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 低金利ストレ ス・シナリオ	現在価値 - 最悪の金利お よびFXレート のストレス・ シナリオ
抵当ファンドブリーフ債	7,686.9	7,913.1	7,129.1	8,072.8	7,129.1
担保資産	8,940.1	10,320.4	9,090.5	10,566.5	9,090.5
ファンドブリーフ法第12条第1項による担保 資産	8,660.1	10,023.1	8,811.6	10,268.8	8,811.6
ファンドブリーフ法第19条第1項第1号によ る担保資産	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第2号によ る担保資産 ¹	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第3号によ る担保資産 ²	280.0	297.3	278.8	297.7	278.8
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	3.6	3.8	3.9	3.7	3.9
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(債権)	0	0	0	0	0
担保資産合計に対する割合(%)	0	0	0	0	0
ファンドブリーフ法第19条第1項第4号によ る担保資産(負債)	0	0	0	0	0
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割 合(%)	0	0	0	0	0
担保超過額	1,253.2	2,407.3	1,961.4	2,493.7	1,961.4
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合 (%)	16.3	30.4	27.5	30.9	27.5

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。

2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

期限プロファイル	ファンドブリーフ債残高の 期限内訳		担保プールの固定金利期間	
	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在	2017年 12月31日現在	2016年 12月31日現在
単位：百万ユーロ				
期間6ヶ月以下	1,000.0	80.0	373.4	396.6
期間6ヶ月超12ヶ月以下	0	125.0	365.8	200.2
期間12ヶ月超18ヶ月以下	589.9	1,000.0	655.3	269.4
期間18ヶ月超2年以下	170.0	0	451.0	337.0
期間2年超3年以下	950.0	759.9	768.7	972.2
期間3年超4年以下	375.0	950.0	847.3	806.5
期間4年超5年以下	700.0	1,375.0	671.4	836.3
期間5年超10年以下	2,365.0	2,610.0	3,816.3	3,372.4
期間10年超	1,388.5	787.0	1,910.7	1,749.5
合計	7,538.4	7,686.9	9,859.9	8,940.1

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2017年12月31日および2016年12月31日現在、担保プールにデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額90億ユーロ（2016年度：87億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は66億ユーロ（2016年度：63億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超1百万ユーロ以下の担保資産は16億ユーロ（2016年度：17億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロ超10百万ユーロ以下の担保資産は713百万ユーロ（2016年度：706百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は0百万ユーロ（2016年度：0百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2017年12月31日現在	住宅用					商業用						
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計	建物用の土地	合計
単位：百万ユーロ												
ドイツ	1,431.34	202.52	347.6		07,981.4	403.3	142.8	127.2	300.0	973.3		08,954.7
英国		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,431.34	202.52	347.6		07,981.4	403.3	142.8	127.2	300.0	973.3		08,954.7

2016年12月31日現在	住宅用					商業用						
	集合住宅	戸建住宅	複数世帯住宅	その他	合計	事務所用建物	小売用建物	工業用建物	その他の商業用建物	合計	建物用の土地	合計
ドイツ	1,301.74	74,044.82	267.5		07,614.0	411.0	147.6	142.2	345.31	1,046.1		08,660.1
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,301.74	74,044.82	267.5		07,614.0	411.0	147.6	142.2	345.31	1,046.1		08,660.1

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2017年12月31日および2016年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2017年度および2016年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2017年度および2016年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	名目価値	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
固定金利抵当ファンドブリーフ債	7,079	6,102
抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合（％）	94	79
固定金利担保資産	9,735	8,813
担保資産合計に対する割合（％）	99	99

通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

通貨 単位：百万ユーロ	正味現在価値	
	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
ユーロ	2,989	1,961

その他の特徴的な要因

(ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号)

単位：百万ユーロ	2017年12月31日現在	2016年12月31日現在
モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 ¹	53	54
モーゲージ貸出金の平均経過年数 ²	5	4
ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） ³	0	0

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第7号に基づく。

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2017年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第33条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、当行は以下の株主を認識している。

Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2017年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2017年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

BlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）は、2017年12月13日現在、当行株式の6.13%を保有していると報告した。当行は、2017年12月31日までにBlackRock, Inc.（ウィルミントン、デラウェア州）からの更なる報告は受けていない。

C-QUADRAT Special Situations Dedicated Fund（ケイマン諸島）は、2017年4月28日現在、当行株式の9.90%を保有していると報告した。当行は、2017年12月31日までにC-QUADRAT Special Situations Dedicated Fund（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Stephen A. Feinberg（サーベラス）は、2017年11月14日現在、当行株式の3.001%を保有していると報告した。当行は、2017年12月31日までにStephen A. Feinberg（サーベラス）からの更なる報告は受けていない。

取締役会および監査役会

取締役会に支払われた報酬総額の詳細は、報酬報告書に示されている。2017年および2016年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族にそれぞれ27,694,325ユーロおよび35,305,889ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。2013年度に新たに導入された報酬規定は、2017年5月18日の年次株主総会での決議による最終改定が行われ、2017年10月5日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年の最初の3ヶ月の間にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（1ヶ月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2017事業年度に関して、監査役は総額5,150,000ユーロ（2016年度：5,016,667ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,987,500ユーロは定款の規定に従って2018年度第1四半期に支払われた（2017年2月：3,904,167ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2017年および2016年12月31日現在それぞれ総額193,802,597ユーロおよび181,630,281ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2017年および2016年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して12,337,886ユーロおよび8,433,662ユーロ、監査役に対して35,210,035ユーロおよび40,005,403ユーロであった。監査役は2017年度に貸出金4,497,534ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、下記「取締役会」および「監査役会」の項に記載されている。

従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は29,259名(2016年度:30,110名)で、このうち女性は10,962名であった(2016年度:11,343名)。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均17,686名(2016年度:18,204名)であった。

コーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ株式会社法(AktG)第161条に規定された宣言を行っている。2017年10月26日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト(www.db.com/ir/de/dokumente.htm)において公表されている。

監査人が提供する監査以外の業務

ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツ銀行AGの年次財務諸表の監査人であるKPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft(ドイツ)から一定の監査関連業務および税務関連業務の提供を受けている。

監査関連業務には、法令上または規制上要求されるその他の保証業務である、財務諸表に係る特定の監査以外の保証業務、四半期レビュー、子会社監査、事業分割のための監査、合併のための監査のほか、内部管理目的の任意監査およびコンフォートレターの発行業務などの任意で実施される保証業務が含まれる。税務関連業務には、納税申告の準備およびレビューとその関連法令遵守に係る支援および助言、当行グループの税務計画戦略およびイニシアチブに関連する税務相談業務および助言ならびに税法遵守の評価支援に係る業務を含む。

ドイツ銀行AGの監査人に対して支払った報酬に関する情報は、当行グループの年次報告書を参照のこと。

経営組織

取締役会

2017年度における取締役会メンバーは以下の通りである。

John Cryan
会長

Dr. Marcus Schenck
副会長
(2017年3月5日就任)

Christian Sewing
副会長
(2017年3月5日就任)

Kimberly Hammonds

Stuart Lewis

Sylvie Matherat

James von Moltke
(2017年7月1日就任)

Nicolas Moreau

Garth Ritchie

Karl von Rohr

Werner Steinmüller

Frank Strauß
(2017年9月1日就任)

Jeffrey Urwin
(2017年3月31日退任)

監査役会

2017年度における監査役会メンバーは以下の通りである。

加えて、監査役会メンバーの居住地を記載している。

Dr. Paul Achleitner
- 会長
ミュンヘン

Stefan Rudschäfski*
- 副会長
カルテンキルヘン

Wolfgang Böhr*
デュッセルドルフ

Frank Bsirske*
ベルリン

Dina Dublon
ニューヨーク

Jan Duscheck*
ベルリン

Gerhard Eschelbeck
(2017年5月18日就任)
クパチーノ

Katherine Garrett-Cox
アンガス、ブレチン

Timo Heider*
エンマータール

Sabine Irrgang*
マンハイム

Prof. Dr. Henning Kagermann
ケーニヒス・ヴスターハウゼン

Martina Klee*
フランクフルト・アム・マイン

Peter Löscher
(2017年5月18日退任)
ミュンヘン

Henriette Mark*
ミュンヘン

Richard Meddings
サンドハースト

Louise M. Parent
ニューヨーク

Gabriele Platscher*
ブラウンシュワイク

Bernd Rose*
メンデン

Gerd Alexander Schütz
(2017年5月18日就任)
ウィーン

Prof. Dr. Stefan Simon
シュヴィーツ

Dr. Johannes Teyssen
デュッセルドルフ

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler
(2017年5月18日退任)
エッセン

* 従業員代表

委員会

会長委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann、Stefan Rudschäfski*

任命委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann、Stefan Rudschäfski*、Dr. Johannes Teysen

監査委員会

Richard Meddings、委員長

Dr. Paul Achleitner、Katherine Garrett-Cox、Henriette Mark*、Gabriele Platscher*、Bernd Rose*、
Prof. Dr. Stefan Simon（2017年5月18日就任）、Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler（2017年5月18日退任）

リスク委員会

Dina Dublon、委員長

Dr. Paul Achleitner、Wolfgang Böhr*、Richard Meddings、Louise M. Parent

公正委員会

Prof. Dr. Stefan Simon、委員長（2018年1月1日就任、メンバー2017年5月18日就任）、

Dr. Paul Achleitner、Sabine Irrgang*、Timo Heider*、Martina Klee*、Peter Löscher（2017年5月18日退任）、
Louise M. Parent（委員長2017年12月31日退任）、Dr. Johannes Teysen（副委員長2017年12月31日退任）

報酬統制委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Frank Bsirske*、Prof. Dr. Henning Kagermann、Stefan Rudschäfski*

調停委員会

Dr. Paul Achleitner、委員長

Wolfgang Böhr*、Prof. Dr. Henning Kagermann、Stefan Rudschäfski*

* 従業員代表

地域諮問委員会および諮問委員会

ドイツ銀行の定款に従い、取締役会は地域諮問委員会および諮問委員会を置くことがある。

更なる情報については、ドイツ銀行のウェブサイト (www.db.com/company/de/beraterkreise.htm) にて公開している。

マニフェスト・リスト

監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2018年2月現在

2018年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役については、就任日現在の職務が記載されている。

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Dr. Paul Achleitner	ドイツ銀行AG 監査役会会長、フランクフルト	当行グループ外における職務	
		Bayer Aktiengesellschaft	監査役
		Daimler AG	監査役
Wolfgang Böhr	ドイツ銀行スタッフ・カウンスル会長、デュッセルドルフ；ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル・メンバー	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Frank Bsirske	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) トレード・ユニオン委員長、ベルリン	当行グループ外における職務	
		IBM Central Holding GmbH	監査役 (2017年6月退任)
		innogy SE	監査役会副会長
		Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)	監査役
		RWE AG	監査役会副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役会副会長
Dina Dublon		当行グループ外における職務	
		Accenture PLC	取締役 (2017年2月退任)
		PepsiCo Inc.	取締役
Jan Duscheck	ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft) トレード・ユニオンnational working group Banking リーダー、ベルリン	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Gerhard Eschelbeck (2017年5月就任)	Google Inc.、セキュリティ・アンド・プライベート・エンジニアリング・バイスプレジデント、マウンテンビュー	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Katherine Garrett-Cox	Gulf International Bank (UK) Ltd.、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者、ロンドン	当行グループ外における職務	
		開示の対象となるメンバーおよび取締役 に就任していない。	
Timo Heider	ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル副会長；ドイツ・ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンスル会長；BHW Kreditservice GmbHゼネラル・スタッフ・カウンスル会長；BHW Bausparkasse AG/Postbank Finanzberatung AGゼネラル・スタッフ・カウンスル会長	当行グループにおける職務	
		BHW Bausparkasse AG	監査役会副会長
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Pensionskasse der BHW Bausparkasse AG VVaG	監査役会副会長
Sabine Irrgang	ドイツ銀行AGヒューマン・リソース（バーデン・ヴュルテンベルク）リーダー	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Professor Dr. Henning Kagermann	ドイツ科学技術アカデミー理事長、ミュンヘン	当行グループ外における職務	
		BMW Bayerische Motoren Werke AG	監査役 (2017年5月退任)
		Deutsche Post AG	監査役
		KUKA AG	監査役 (2017年5月就任)
Martina Klee	ドイツ銀行スタッフ・カウンスル・グループCOO（エッシュボルン/フランクフルト）会長	当行グループ外における職務	
		Sterbekasse für die Angestellten der Deutschen Bank VVaG	監査役
Peter Löscher (2017年5月退任)	OMV AG監査役会会長、ウィーン	当行グループ外における職務	
		OMV AG	監査役会会長
		Sulzer AG	取締役会会長
		Telefónica S.A.	監査役

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Henriette Mark	ドイツ銀行コンパインド・スタッフ・カウンスル(ミュンヘン・南ババリア)会長;ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンスル・メンバー	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Richard Meddings		当行グループ外における職務	
		HM Treasury	非常勤取締役
		Jardine Lloyd Thompson Group PLC	非常勤取締役 (2017年10月就任)
		Legal & General Group PLC	非常勤取締役 (2017年5月退任)
		TSB Bank PLC	非常勤取締役 (2017年9月就任) 会長 (2018年2月就任)
Louise M. Parent	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP顧問、ニューヨーク	当行グループ外における職務	
		Fidelity National Information Services Inc.	取締役 (2017年10月就任)
		Zoetis Inc.	取締役
Gabriele Platscher	ドイツ銀行コンパインド・スタッフ・カウンスル(ブラウンシュヴァイク/ヒルデスハイム)会長	当行グループ外における職務	
		BVW Pensionsfonds des Bankgewerbes AG	
		BW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役会副会長
		BW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	
Bernd Rose	Postbank Filialvertrieb AGゼネラル・スタッフ・カウンスル会長;ドイツ・ポストバンク・ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行ゼネラル・スタッフ・カウンスル・メンバー;ドイツ銀行ヨーロッパ・スタッフ・カウンスル・メンバー	当行グループ外における職務	
		ver.di Vermögensverwaltungs-gesellschaft	監査役会副会長
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG	監査役
		Postbank Filialvertrieb AG	監査役

監査役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Stefan Rudschäfski (2017年1月就任)	ドイツ銀行AG監査役会副会長、フランクフルト；ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー；Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGエグゼンプト・スタッフ・カウンシル・メンバー、ハンブルク；ドイツ銀行スタッフ・カウンシル会長、ハンブルク	当行グループ外における職務	
		Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG	諮問委員
Gerd Alexander Schütz (2017年5月就任)	C-QUADRAT Investment AG創立者および経営委員会メンバー、ウィーン	当行グループ外における職務	
		MyBucks S.A. RCS	非常勤取締役 (2018年2月退任)
Professor Dr. Stefan Simon	SIMON GmbH担当独立開業弁護士、シュヴェイツ	当行グループ外における職務	
		Leop. Krawinkel GmbH & Co. KG	諮問委員 諮問委員会委員長 (2018年1月就任)
Dr. Johannes Teyssen	E. ON SE取締役会会長、エッセン	当行グループ外における職務	
		Nord Stream AG	株主委員会メンバー (2017年6月就任)
		Uniper SE	監査役会副会長 (2017年6月退任)
Professor Dr. Klaus Rüdiger Trützschler (2017年5月退任)		当行グループ外における職務	
		Sartorius AG	監査役
		Wilh. Werhahn KG	取締役
		Wuppermann AG	監査役会会長
		Zwiesel Kristallglas AG	監査役会会長

取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツ企業における法定の監査役会ならびにドイツおよび国外の事業会社における類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づくドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関メンバーには*の印が付されている。

2018年2月現在

2018年2月より前に退任した取締役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役については、就任日現在の職務が記載されている。

取締役			
職務担当者	役職	会社名	職務
John Cryan	取締役会会長	当行グループ外における職務	
		MAN Group PLC	非常勤取締役
Dr. Marcus Schenck	副会長	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Christian Sewing	副会長	当行グループにおける職務	
		Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*	監査役会会長
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役
Kimberly Hammonds	取締役	当行グループ外における職務	
		Cloudera Inc.、米国	非常勤取締役 (2017年5月就任)
		Red Hat Inc.、米国	取締役
Stuart Lewis	取締役	当行グループにおける職務	
		DEUKONA Versicherungs- Vermittlungs-GmbH	諮問委員会委員長
		Deutsche Bank Società per Azioni*	監査役会会長
Sylvie Matherat	取締役	当行グループにおける職務	
		DB USA Corporation	取締役
James von Moltke (2017年7月就任)	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Nicolas Moreau	取締役	当行グループにおける職務	
		Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役会会長
Garth Ritchie	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	
Karl von Rohr	取締役	当行グループ外における職務	
		BVW Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.	監査役
		BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.	監査役
		当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役

取締役			
職務担当者	役職	会社名	職務
Werner Steinmüller	取締役	当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	監査役会会長
Frank Strauß (2017年9月就任)	取締役	当行グループにおける職務	
		ドイツ・ポストバンクAG*	取締役会会長
Jeffrey Urwin (2017年3月退任)	取締役	開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。	

ドイツ銀行AGの従業員

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社の法定の監督機関のメンバーである。

2017年12月31日現在

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Wilfried Amanshauser	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
Ashok Aram	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役会会長
Nathalie Bausch	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役
Dr. Michael Berendes	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar -Akt iengesellschaft	監査役会会長
Matthias Bergner	当行グループにおける職務	
	DB Structured Der ivat ive Products, LLC	取締役
Brigitte Bomm	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporat ion	取締役
Jörg Bongartz	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役
Oliver Bortz	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar -Akt iengesellschaft	監査役
Rüdiger Bronn	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
Ralf Brümmer	当行グループ外における職務	
	Bankpower GmbH Personal dienstleistungen	監査役会副会長
Matthias Buck	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役
Thomas Buschmann	当行グループ外における職務	
	VSM Vereinigte Schmir gel - und Maschinen -Fabr iken AG	監査役
Fabrizio Campelli	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	取締役
Ulrich Christmann	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar -Akt iengesellschaft	監査役
Andrea Corsi	当行グループ外における職務	
	Lewisham Homes Ltd.	非常勤取締役
Petra Crull	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
Yves Dermaux	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Kar in Dohm	当行グループ外における職務	
	Ceconomy AG	監査役
	Deutsche EuroShop AG	監査役会副会長
	当行グループにおける職務	
Andreas Dörhöfer	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	当行グループ外における職務	
Philipp Gossow	Düsseldorfer Hypothekenbank AG	監査役
	Valovis Bank GmbH	監査役会副会長
Verena Grohs	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役
Dr. Jürgen Harengel	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
Sandra Heinrich	当行グループにおける職務	
	Betriebs-Center für Banken AG	監査役
Natascha Hilger	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役
Kees Hoving	当行グループ外における職務	
	MTS SpA	非常勤取締役
Marzio Hug	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
Alexander Ilgen	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
Stephan Jugenheimer	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
Majid Julfar	当行グループにおける職務	
	RREEF Spezial Invest GmbH	監査役
Daniel Kalczynski	当行グループ外における職務	
	United Kaipara Dairies	取締役
Dr. Tobias Kampmann	当行グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役会会長
Rene Keller	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Thomas Keller	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
	当行グループ外における職務	
	GEZE GmbH	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Susanne Kloess	当行グループ外における職務	
	Eurex Frankfurt AG	監査役
	当行グループにおける職務	
	BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft	監査役
	Postbank Direkt GmbH	監査役会会長
Stefan Knoll	当行グループ外における職務	
	Postbank Filialvertrieb AG	監査役
	RREEF Investment GmbH	監査役
Sascha Koerner	当行グループにおける職務	
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
Dr. Martin Konieczny	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
Frank Krings	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management S.A.	監査役
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役会会長
Dr. Karen Kuder	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
Frank Kuhnke	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Tiina Lee	当行グループ外における職務	
	CAF Bank	非常勤取締役
Britta Lehfeldt	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役
	Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft	監査役
Tiberio Massaro	当行グループにおける職務	
	DB Structured Derivative Products, LLC	取締役
	Deutsche Bank Securities Inc.	取締役
Lothar Meenen	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役
Marc Melzer	当行グループ外における職務	
	Investitionsbank Sachsen-Anhalt	取締役
Karen Meyer	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Gianluca Minella	当行グループ外における職務	
	HIS Markit Ltd	非常勤取締役
Alain Moreau	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
Mario Muth	当行グループ外における職務	
	TradeWeb Markets LLC	非常勤取締役
Henning Oldenburg	当行グループ外における職務	
	Beutin AG	監査役
Jorge Otero	当行グループにおける職務	
	000 “ Deutsche Bank ”	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Jay Patel	当行グループ外における職務	
	iSwap	非常勤取締役
Thomas Pempel	当行グループ外における職務	
	BayBG Bayerische Beteiligungsgesellschaft mbH	監査役
Rainer Polster	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Österreich AG	監査役
JP Rangaswami	当行グループ外における職務	
	Daily Mail & General Trust PLC	非常勤取締役
Rainer Rauleder	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役
Christiana Riley	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Frank Rueckbrodt	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非常勤取締役
Dr. Anke Sahlén	当行グループにおける職務	
	Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA	監査役
Dr. Herbert Schäffner	当行グループ外における職務	
	BHS tabletop AG	監査役
Peter Schedl	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会副会長
Daniel Schmand	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española	非常勤取締役
	000 „Deutsche Bank“	監査役
Frank Schütz	当行グループ外における職務	
	AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mbH	監査役
Rich Shannon	当行グループにおける職務	
	DB Global Technology, Inc.	取締役
	DB USA Corporation	取締役
Stephen Shaw	当行グループにおける職務	
	RREEF Investment GmbH	監査役
	RREEF Spezial Invest GmbH	監査役

ドイツ銀行AGの従業員		
職務担当者	会社名	職務
Satvinder Singh	当行グループ外における職務	
	Euroclear PLC	取締役
Eric-M Smith	当行グループにおける職務	
	DB U.S. Financial Markets Holding Corporation	取締役
	DBAH Capital, LLC	取締役
	Deutsche Bank Trust Company Americas	取締役
	Deutsche Bank Americas Holding Corp.	取締役
	Deutsche Bank Trust Corporation	取締役
Michael Spiegel	当行グループにおける職務	
	ドイツ・ポストバンクAG	監査役
Till Staffeldt	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG	監査役
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Gülabatin Sun	当行グループにおける職務	
	PCC Services GmbH der Deutschen Bank	監査役会会長
Peter Tils	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna	監査役会会長
	000 “Deutsche Bank”	監査役会会長
Christof von Dryander	当行グループにおける職務	
	Deutsche Asset Management Investment GmbH	監査役
Nikolaus von Tippelskirch	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank (Suisse) SA	取締役
Robert Vogtle	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Società per Azioni	監査役
Holger Wegmann	当行グループにおける職務	
	DB Investment Services GmbH	監査役会会長
Dr. Michael Welker	当行グループにおける職務	
	Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.	監査役
	000 “Deutsche Bank”	監査役
Peter Whar ton-Hood	当行グループにおける職務	
	Deutsche Bank Luxembourg S.A.	監査役
Dr. Asoka Wöhrmann	当行グループ外における職務	
	SCHUFA Holding AG	監査役
Peter Year ley	当行グループにおける職務	
	DB USA Corporation	取締役
Dr. Tanja Zschach	当行グループ外における職務	
	Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts	代理取締役

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月12日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

John Cryan Marcus Schenck Christian Sewing

Kimberly Hammonds Stewart Lewis Sylvie Matherat

James von Moltke Nicolas Moreau Garth Ritchie

Karl von Rohr Werner Steinmüller Frank Strauß

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

該当なし。

(2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記29を参照のこと。

4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則（ドイツ商法（HGB）第340条以下、銀行会計に関する法定規則（RechKredV））に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

(1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社（銀行を含む。）は以下の原則に従わなければならない。

1) 「低価主義の原則」に基づき、無形資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
 - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合（上記a. に従って評価される場合）を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
 - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない（いわゆる「価値凍結法」を使用）。
- 2) 「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3) 「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額（売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。）まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額（資産または資産グループの正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

(2) 貸借対照表

配 列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記されなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

(3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

(4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

(6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含まれた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、満期保有投資ならびにその他の金融負債である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合）。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、売却可能金融資産または満期保有投資にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金または満期保有投資にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

満期保有投資： 満期保有投資は、支払いが固定されているか確定可能で、満期が固定されたデリバティブ以外の金融資産である。これらの金融資産は、当行グループが満期まで保有する明確な意思と能力を持つもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にも、貸出金または売却可能金融資産にも分類されない。満期保有投資は、当初、投資に直接起因する取引コストを加算した公正価値で計上され、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。取得日後、当行グループは、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「売却可能金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」または「満期保有投資」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金または満期保有投資の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当行グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当行グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部的および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当行グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、当行グループの年次連結財務書類の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

売却可能から貸出金または満期保有投資に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値（当該資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産また

は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件としてまたは複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過

- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）
日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取

引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

17) 新しい会計基準書

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」が、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループはこれらの基準を2018年1月1日から適用する。IFRS第9号への変更により予想される影響は連結財務諸表に対する注記02「最近適用された会計基準書および新しい会計基準書」に記載されている。IFRS第15号の適用による当グループの連結財務諸表への重要な影響はない見込みである。当行グループは、IFRS第9号の適用により、全体として当行グループの株主持分合計が税引前で9億ユーロ減少することになると見積っている。この影響額のうち7億ユーロは、IFRS第9号の減損に係る新たな要件によるものである。これらの貸倒引当金の増加ならびに分類および測定の影響は、2億ユーロの税効果により一部相殺され、その結果、当行グループの株主持分合計に係る税引後の影響額は7億ユーロとなる。

日本における金融商品の分類および測定ならびに資産の減損に関する会計規則については、上記6)および7)を参照のこと。

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6か月において掲載されているので、記載を省略する。

3【最近日の為替相場】

1ユーロ = 126.73円 (2018年5月31日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 日本における株式事務等の概要

(1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

(2) 株主に対する特典.....なし

(3) 株式の譲渡制限.....なし

(4) その他の株式事務に関する事項

決算期 毎年12月31日

定時株主総会 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。

基準日 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。

株券の種類 無額面株式の1券種

株券に関する手数料..... 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

通知 当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。

公告 日本においては公告は行わない。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

(1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

- (イ) 配当 ……実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。
- 本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。
- ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。
- (ロ) 売買損益 …… 当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。
- (ハ) 相続税 …… 当行株式を相続または遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

2【その他の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月10日
発行登録追補書類	平成29年 1 月18日
訂正発行登録書	平成29年 1 月25日
発行登録追補書類	平成29年 1 月27日
発行登録追補書類	平成29年 2 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 2 月16日
発行登録追補書類	平成29年 2 月20日
訂正発行登録書	平成29年 2 月22日
発行登録追補書類	平成29年 2 月24日
発行登録追補書類	平成29年 2 月27日
発行登録追補書類	平成29年 2 月27日
訂正発行登録書	平成29年 2 月27日
発行登録追補書類	平成29年 3 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 3 月 9 日
発行登録追補書類	平成29年 3 月24日
発行登録追補書類	平成29年 3 月24日
訂正発行登録書	平成29年 3 月28日
平成28年 8 月24日提出の臨時報告書の訂正報告書	平成29年 3 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成29年 3 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号に基づく）	平成29年 3 月31日
訂正発行登録書	平成29年 3 月31日
訂正発行登録書	平成29年 3 月31日
発行登録追補書類	平成29年 4 月 3 日
発行登録追補書類	平成29年 4 月18日
平成29年 3 月31日提出の臨時報告書（ライツ・オフリング）の訂正報告書	平成29年 4 月25日
訂正発行登録書	平成29年 4 月25日
訂正発行登録書	平成29年 4 月25日
訂正発行登録書	平成29年 4 月27日
発行登録追補書類	平成29年 5 月 8 日
発行登録追補書類	平成29年 5 月17日
発行登録追補書類	平成29年 5 月18日
発行登録追補書類	平成29年 5 月24日
発行登録追補書類	平成29年 5 月25日
発行登録追補書類	平成29年 5 月25日
発行登録追補書類	平成29年 5 月30日
発行登録追補書類	平成29年 6 月 2 日
発行登録追補書類	平成29年 6 月 2 日

発行登録追補書類	平成29年 6 月 9 日
有価証券報告書	平成29年 6 月29日
有価証券報告書の訂正報告書	平成29年 6 月29日
訂正発行登録書	平成29年 6 月29日
訂正発行登録書	平成29年 6 月29日
発行登録追補書類	平成29年 7 月 3 日
発行登録追補書類	平成29年 7 月 4 日
発行登録追補書類	平成29年 7 月10日
訂正発行登録書	平成29年 7 月13日
発行登録追補書類	平成29年 7 月14日
訂正発行登録書	平成29年 7 月18日
訂正発行登録書	平成29年 7 月19日
訂正発行登録書	平成29年 7 月19日
発行登録追補書類	平成29年 8 月 1 日
発行登録追補書類	平成29年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成29年 8 月 4 日
発行登録追補書類	平成29年 8 月10日
発行登録追補書類	平成29年 8 月10日
発行登録追補書類	平成29年 8 月16日
発行登録追補書類	平成29年 8 月18日
発行登録追補書類	平成29年 8 月21日
発行登録追補書類	平成29年 8 月22日
発行登録追補書類	平成29年 8 月28日
発行登録追補書類	平成29年 8 月28日
発行登録追補書類	平成29年 9 月 7 日
発行登録追補書類	平成29年 9 月15日
訂正発行登録書	平成29年 9 月21日
訂正発行登録書	平成29年 9 月21日
半期報告書	平成29年 9 月28日
発行登録追補書類	平成29年10月 2 日
発行登録追補書類	平成29年10月11日
発行登録追補書類	平成29年10月11日
発行登録追補書類	平成29年10月17日
発行登録追補書類	平成29年11月 1 日
発行登録追補書類	平成29年11月 2 日
発行登録追補書類	平成29年11月 2 日
発行登録追補書類	平成29年11月 2 日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成29年11月 9 日
訂正発行登録書	平成29年11月 9 日
訂正発行登録書	平成29年11月 9 日
発行登録追補書類	平成29年11月13日
発行登録追補書類	平成29年11月13日
発行登録追補書類	平成29年11月14日
発行登録追補書類	平成29年11月22日
発行登録追補書類	平成29年11月22日
発行登録追補書類	平成29年11月24日
発行登録追補書類	平成29年11月28日
発行登録追補書類	平成29年11月28日
発行登録追補書類	平成29年12月 1 日
発行登録追補書類	平成29年12月15日
発行登録書	平成29年12月22日

発行登録書	平成29年12月22日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月11日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月17日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月23日
発行登録追補書類	平成30年 3月 2日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月12日
発行登録追補書類	平成30年 3月13日
発行登録追補書類	平成30年 3月14日
発行登録追補書類	平成30年 3月16日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 4月 2日
発行登録追補書類	平成30年 4月 6日
発行登録追補書類	平成30年 4月 9日
訂正発行登録書	平成30年 4月16日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月11日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 6月20日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（富士重工業株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUBARU（注）

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

（注）富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SUBARUは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 769,175,873（2018年6月25日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数 100株

2. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社安川電機）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社安川電機

北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社安川電機は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 266,690,497（2018年5月30日現在）

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、福岡証券取引所

内容 : 単元株式数 100株

3. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 3,643,562,601 (注1) (2018年6月25日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(注2)、名古屋証券取引所(注2)、
シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所
内容 : 単元株式数 100株

(注)1 発行済株式総数には、2018年6月1日から2018年6月25日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。

2 各市場第一部

4. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(富士重工業株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SUBARU(注)

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(注)富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SUBARUは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 769,175,873 (2018年6月25日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数 100株

5. ドイツ銀行ロンドン支店2018年10月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(東京海上ホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京海上ホールディングス株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 748,024,375 (2018年6月22日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年5月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（富士通株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 2,070,018,213 (2018年6月25日現在)
上場金融商品取引所 : 東京、名古屋各市場第一部
内容 : 単元株式数 1,000株

7. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の

本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 3,643,562,601 (注1) (2018年6月25日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(注2)、名古屋証券取引所(注2)、
シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数 100株

(注) 1 発行済株式総数には、2018年6月1日から2018年6月25日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。

2 各市場第一部

8. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤフー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,696,905,200 (2018年6月18日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2018年6月1日から2018年6月18日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(スズキ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

スズキ株式会社

静岡県浜松市南区高塚町300番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

スズキ株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 491,018,100 (平成30年2月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成30年2月1日から平成30年2月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

10. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社

静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 349,914,284 (平成30年5月11日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部

内容 : 単元株式数100株

11. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (対象株式: 三井金属鉱業株式会社 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

三井金属鉱業株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

三井金属鉱業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がノックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 57,296,616 (平成30年2月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株

(注) 平成29年6月29日開催の第92期定時株主総会において、当該会社普通株式について10株につき1株の割合で併合する旨、及び単元株式数の変更を含む定款変更を行う旨が承認可決されており、その効力発生日である平成29年10月1日より、発行済株式総数が572,966,166株から57,296,616株に、単元株式数が1,000株から100株に変更されている。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2019年7月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(対象株式: DMG森精機株式会社 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

DMG森精機株式会社
奈良県大和郡山市北郡山町106番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

DMG森精機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がノックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 125,953,683 (2018年5月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

13. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社日本取引所グループ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社日本取引所グループ
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社日本取引所グループは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 536,351,448 (2018年6月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

14. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債(ソフトバンクグループ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,100,660,365 (2018年6月21日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式である。
単元株式数は、100株である。

(注) 発行済株式総数には、2018年6月1日から2018年6月21日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

15. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月12日満期 早期償還条項付 ロックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (対象株式: 株式会社SCREENホールディングス 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SCREENホールディングス
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SCREENホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がロックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 50,794,866 (平成30年6月27日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

16. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月4日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (パナソニック株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

パナソニック株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 2,453,053,497 (平成30年2月14日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)
内容	: 一単元の株式数は100株である。

17. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(東京エレクトロン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京エレクトロン株式会社
東京都港区赤坂五丁目3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京エレクトロン株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 165,210,911 (2018年6月19日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所(市場第一部)
内容	: 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2018年6月1日から2018年6月19日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

18. ドイツ銀行ロンドン支店2019年11月1日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(太陽誘電株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

太陽誘電株式会社
東京都中央区京橋2丁目7番19号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

太陽誘電株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取

引所営業日において、参照株式水準がロックイン判定水準以下となった場合には、最終価格を当初価格で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に關していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 120,481,395 (平成30年2月14日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成30年2月1日から平成30年2月14日までの新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の行使により発行された株式数は、含まれていない。

19. ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社アドバンテスト)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社アドバンテスト
東京都練馬区旭町1丁目32番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社アドバンテストは、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン判定水準以下となった場合には、最終価格を当初価格で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に關していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 199,566,770 (2018年2月13日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数 100株

(注) 発行済株式総数には、2018年2月1日から2018年2月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（富士重工業株式会社） 株式会社SUBARUの情報（注）

（注）富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第87期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（株式会社安川電機） 株式会社安川電機の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第102期）（自 2017年3月21日 至 2018年2月28日）2018年5月30日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年6月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社安川電機東京支社

東京都港区海岸一丁目16番1号 ニュー
ピア竹芝サウスタワー

株式会社安川電機大阪支店

大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田
ビル

株式会社安川電機中部支店

愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

証券会員制法人福岡証券取引所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

3. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

野村ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第114期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

4. ドイツ銀行ロンドン支店2018年9月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士重工業株式会社）

株式会社SUBARUの情報（注）

（注）富士重工業株式会社は、2017年4月1日付で株式会社SUBARUに商号を変更している。

上記1.に同じ

5. ドイツ銀行ロンドン支店2018年10月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（東京海上ホールディングス株式会社）

東京海上ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第16期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月22日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年6月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年5月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（富士通株式会社）

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第118期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣
府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（野村ホールディングス株式会社）

野村ホールディングス株式会社の情報

上記3.に同じ

8. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第23期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月18日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（スズキ株式会社）

スズキ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第151期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月30日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第152期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）四半期報告書を平成
30年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第83期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月26日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第84期第1四半期）（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）四半期報告書を平成
30年5月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年3月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：三井金属鉱業株式会社 普通株式）

三井金属鉱業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第92期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第93期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）四半期報告書を平成
30年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年6月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成30年3月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）

ウ 平成30年5月9日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 7 月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン
円建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

DMG森精機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第70期）（自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日）2018年 3 月22日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第71期第 1 四半期）（自 2018年 1 月 1 日 至 2018年 3 月31日）四半期報告書を2018年 5
月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年 3 月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

13. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 8 月 2 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式
会社日本取引所グループ）

株式会社日本取引所グループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第17期）（自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日）2018年 6 月13日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年 6 月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣
府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

14. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 8 月 5 日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（ソフトバンクグループ株
式会社）

ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）平成30年 6 月21日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年 6 月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣
府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

の臨時報告書の訂正報告書を2018年 6 月25日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

15. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 9 月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン
円建社債（対象株式：株式会社SCREENホールディングス 普通株式）

株式会社SCREENホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第77期）（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）平成30年 6 月27日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成30年 6 月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

16. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月 4 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第110期）（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日）平成29年 6 月30日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第111期第 3 四半期）（自 平成29年10月 1 日 至 平成29年12月31日）四半期報告書を平成
30年 2 月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年 7 月 3 日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

イ 平成29年 7 月31日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく）

ウ 平成30年 5 月11日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成29年 8 月23日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

パナソニック株式会社 渉外本部

東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号（パナソニック東京汐留ビル）

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（東京エレクトロン株式会社）

東京エレクトロン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第55期）（自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日）2018年 6 月19日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

2018年6月21日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2019年11月1日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（太陽誘電株式会社）
太陽誘電株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第76期）（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）平成29年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第77期第3四半期）（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）四半期報告書を平成
30年2月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年7月3日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成30年2月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

19. ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社アドバンテスト）

株式会社アドバンテストの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第75期）（自2016年4月1日至2017年3月31日）2017年6月28日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第76期第3四半期）（自2017年10月1日至2017年12月31日）四半期報告書を2018年2月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2017年11月9日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく）

イ 2017年11月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、同条第2項第1号および同条同項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を2017年12月15日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1)理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月6日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月5日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月6日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月17日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月27日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年6月29日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年11月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / S&P500指数)

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストック50指数)

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年2月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストック50指数)

ドイツ銀行AGロンドン 2023年5月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動 デジタルクーポン円建社債

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価または日経平均株価に連動する有価証券の価格に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2)内容

日経平均株価指数(日経225指数)

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該事業年度中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高（円）	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18
	最低（円）	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63

最近6か月の月別 最高・最低値	月別	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月	2017年11月	2017年12月
	最高（円）	20,195.48	20,080.04	20,397.58	22,011.67	22,937.60	22,939.18
	最低（円）	19,925.18	19,353.77	19,274.82	20,400.78	22,028.32	22,177.04

2018年6月27日現在、日経平均株価指数の終値は、22,271.77円であった。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2016年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2017年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2016年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2016年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2016年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による適用すべき要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施した。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2017年3月15日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2017年6月8日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)
代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2016 haben wir am 15. März 2017 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk zum Konzernabschluss

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2016 – geprüft.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Verantwortung des Abschlussprüfers

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Prüfungsurteil

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2016 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

Vermerk zum Konzernlagebericht

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2016 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 15. März 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer“

Frankfurt am Main, den 8. Juni 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325 フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2017年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類およびグループ取締役会報告書とこれに対する私たちの2018年3月12日付の監査報告書が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含まれる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含まれる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を含めることに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実には注意を促したい。私たちは、監査報告書の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2018年6月20日

ケーピーエムジーエーゲー ビルチャフツプリーフングスゲゼルシャフト

(署名 ブルクハルト・ボート)
経済監査士

(署名 ティム・ヘーベル)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

20. Juni 2018

Einverständniserklärung des Abschlussprüfers

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2017 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 12. März 2018 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim "Kanto Local Finance Bureau of Japan" aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks vorgenommen.

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Tim Hebel
Wirtschaftsprüfer

[次へ](#)

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの連結財務諸表およびグループ取締役会報告書

2017年度の連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2018年3月12日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に関する監査報告書

意見

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）およびその子会社（以下「グループ」という。）の2017年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに連結財務諸表に対する注記（重要な会計方針の要約を含む。）から成る連結財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の連結財務諸表は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要件に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの2017年12月31日現在の資産、負債および財政状態ならびに2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付のグループ取締役会報告書は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を示している。本グループ取締役会報告書は、すべての重要な点について、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、グループ事業体から独立しており、これらの要件に従い、ドイツのその他の職業的専門家としての責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

連結財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての連結財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

レベル3の金融商品の評価およびその評価に際しての観察不能なインプット

重要な会計方針および重要な会計上の見積りについては、連結財務諸表の注記1（「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債」ならびに「売却可能として分類された金融資産」の項）を参照のこと。また、レベル3の金融商品に関する情報については、連結財務諸表の注記13を参照のこと。

財務諸表リスク

レベル3の金融商品は、金融資産と金融負債から成る。期末日現在、グループが計上する公正価値で保有するレベル3の金融資産は220億ユーロであり、公正価値で測定する金融資産の3.2%、総資産の1.5%を占める。レベル3の金融負債は71億ユーロであり、公正価値で測定する金融負債の1.5%、総資産の0.5%を占める。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は複雑なモデルから成り、判断を必要とする観察不能なインプットに対する仮定や推測を含むことがある。

財務諸表リスクは、特に、公正価値の決定において複雑な評価モデルまたは観察不能な評価パラメータを使用することから、レベル3の金融商品の評価額が会計原則を逸脱するリスクである。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび観察不能なインプットを含むパラメータ、また該当があれば関連する評価調整について、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

金融商品の評価および評価における観察不能インプットの決定に関するグループの内部統制の妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況を評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続対象には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- レベル3の金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するためにグループが実施する月次の独立価格検証（以下「IPV」という。）手続
- 各ガバナンスを含むグループが使用する評価モデルにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される信用リスク評価調整、資金調達コスト評価調整などの計算および会計処理
- カウンターパーティーとの評価の相違により生じる担保に関する係争

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、レベル3の金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を利用した独立価格検証（IPV）の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。

- レベル3の金融商品に対する主要なインプットに関する活発な市場が観察不能である点について、会計基準で要求されているとおり正確に評価されているかのテスト

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、レベル3の金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは合理的であると判断する。

特定業種の信用ポートフォリオにおける信用リスク引当金

貸出金の評価を含む信用リスクの管理に係る定性的および定量的な記載については、グループ取締役会報告書のリスク報告の項を参照のこと。重要な会計方針および重要な会計上の見積りについては、連結財務諸表の注記1（「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項）を参照のこと。貸出金および引当金の水準については、連結財務諸表の注記19および20を参照のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、グループが計上する貸出金は4,017億ユーロ（信用リスク引当金39億ユーロ控除後）であり、総資産の27%に相当する。2017年事業年度において、グループが連結損益計算書において計上していた信用リスク引当金繰入は525百万ユーロであった。

リスク評価の一環として、私たちは、船舶・石油およびガス部門ならびに金属・鉱業・鉄鋼セクターの借手に対する貸出金について、業種特有の経済状況により高い信用評価リスクが生じていると判断した。これらの高リスク業種における貸出金の総エクスポージャーは約150億ユーロであった。2017年事業年度の連結損益計算書に計上される信用リスク引当金のうち、198百万ユーロ（2017年度に認識された貸出事業に係る引当金の38%）が船舶ポートフォリオに対するものである。

財務諸表リスクは、特にこれらの業種においては担保による回収可能額の評価など判断を伴う仮定およびシナリオ（すなわち回復シナリオや継続企業シナリオなど）に基づいて個別評価される信用リスク引当金の算定に使用される、見積りの不確実性から生じるリスクである。

私たちの監査アプローチ

リスク評価の実施および監査手続の策定のため、私たちはポートフォリオ分析を行い、固有の評価リスクの評価およびリスクの高い業種の識別を実施した。さらに、個別に評価された信用リスク引当金の算出にグループが用いた手法および主要なインプットを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

統制テストにおいては、貸出金の評価に関する統制の整備状況を評価し、運用の有効性を評価した。これには、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 減損の方針および一般的手法のレビューおよび承認
- モニタリング強化対象の貸出金のレビュー
- 担保の定期的な評価
- 個別に評価した信用リスク引当金の計算および会計処理

さらに、識別された高リスク業種の貸出金の選定について、個別に評価された信用リスク引当金の計算に使用されたキャッシュ・フローが適切に見積もられているかをテストするための実証的監査手続を実施した。予想キャッシュ・フローの妥当性を評価するにあたり、業種特有の市場予想および各エクスポージャーの対応策（リストラクチャリングや清算など）を検討した。また選択したエクスポージャーについては、個別に評価された信用リスク引当金を再計算した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、識別された高リスク業種に関連する貸出金に対して個別に評価された信用リスク引当金を決定するための仮定とシナリオは合理的であると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、連結財務諸表の注記1「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」（「法人税等」の項）を参照のこと。繰延税金資産の情報については、連結財務諸表の注記36を参照のこと。

財務諸表リスク

連結財務諸表に含まれる繰延税金資産は、68億ユーロである。当事業年度においてグループは、米国税制改正に伴い繰延税金資産の帳簿価額を14億ユーロ減額した。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、将来の回収可能性の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の回収可能性の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得の可能性に依拠し、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮されるが、そのいずれも不確実性にさらされている。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、これには限定されないが米国の税制改革を含む現在の政治・経済動向および管轄区域特有の検討事項も考慮しなければならない。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループに関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは、統制テストの一環として以下の監査手続を実施したが、これに限定されるものではない。

- IAS第12号に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いた方針の評価
- グループにおける繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテスト

さらに、各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画に関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、グループの重要な小区分に関連して適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 一部の国については、税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、特に、課税所得ならびに税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性を判断するための仮定およびパラメータに関して、繰延税金資産の認識および測定は、合理的であると判断する。

財務諸表における法的リスクの表示

重要な訴訟の定性的および定量的な記載について、連結財務諸表の注記29を参のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、グループが計上する法的リスク引当金は20億ユーロである。その内訳は、民事訴訟引当金が11億ユーロおよび規制執行引当金が9億ユーロである。

財務諸表リスクは、特に、適用される法律、規制上の要件または契約上の合意事項の非遵守、あるいは提起された訴訟に起因する潜在的な財務上の義務（引当金または偶発債務）を適切に反映していないことに起因しており、これにはグループの財務諸表開示に係る検討が含まれる。これらの項目の識別、発生可能性の評価、および結果として生じる潜在的な金融債務の評価については、判断および見積りの不確実性が生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチの策定において、潜在的な偶発債務に関するリスク評価を実施した。これは、法的リスクの記録に関する網羅性および正確性に対する内部統制の評価、ならびに法的リスクの識別、評価およびモニタリングを担当する取締役会や部署へのヒアリングに基づく。さらに、内部および外部文書ならびに公的に利用可能な情報のレビュー、また法的費用に関する勘定の査閲から成る。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムの妥当性をテストするため、法的リスクに対する引当金および偶発債務の評価の網羅性および正確性を確保するために構築された統制を識別し、当該統制の整備状況の評価ならびにその運用の有効性をテストした。

また、訴訟案件のリスクベースのサンプルに対して実証的監査手続を実施し、重要訴訟の担当弁護士に弁護士確認状を送付した。

私たちは、グループの重要な引当金および偶発債務の認識および評価について、会計基準の遵守に関して入手可能な事実および状況に基づいて評価した。

私たちは、各訴訟の事実および状況について決定するため、関連書類を査閲し、グループ内外の顧問弁護士へ問い合わせを行った。また、未確認の証拠の評価を含め、実施した重要な仮定および適用された主要な判断を評価した。特に、潜在的な義務が存在するがエクスポージャーの発生可能性が高くはないと考える事項については、認識およびそれに係る開示が不足していないかについて監査証拠を検討した。

さらに、私たちは、引当金および偶発債務を判断の適用に関するグループの開示が適切に反映されているかを検討した。また、各訴訟に関するグループの開示が、法規制上の事項に係る不確実性を適切に反映しているかを検討した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、事項の識別ならびに潜在的義務の発生可能性および見積引当金の評価について、合理的であると判断した。注記は、評価の見積りの不確実性を適切に開示している。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項のグループ取締役会報告書を参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、グループの規模および複雑性により、情報技術および網羅的かつ正確な電子的データの入手可能性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与または効果的でないモニタリングは、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼし得るデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、グループのビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。特定のIT統制が有効でなかった場合は、整備状況および運用の有効性について追加の補完統制を識別してテストするとともに、その他の補完的証拠をテストした。

また私たちは、統制テストの結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有していないか、ならびにアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できたかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。統制の不備を識別した場合、財務諸表上の重要な虚偽表示リスクに対処するための補完統制が整備されていることを確認し、その他の補完的証拠をテストした。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、年次報告書に含まれる、監査済連結財務諸表およびグループ取締役会報告書ならびに私たちの監査報告書を除くその他の情報から成る。

連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 連結財務諸表、グループ取締役会報告書または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に関する取締役会および監査役会の責任

取締役会は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠し、これらの求めるところに従って、グループの資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す連結財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、取締役会は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成するために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

連結財務諸表を作成するに当たり、取締役会は、グループが継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、取締役会がグループの清算または事業停止の意図があるか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、取締役会は、全体としてグループの状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、連結財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示するグループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠したグループ取締役会報告書を作成し、グループ取締役会報告書における監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、取締役会が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の作成に関するグループの財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、連結財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびにグループ取締役会報告書が、全体としてグループの状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および連結財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、連結財務諸表監査に関連する内部統制およびグループ取締役会報告書監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、これらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 取締役会が使用した会計方針の適切性および取締役会によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。

- 取締役会が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、グループの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において連結財務諸表およびグループ取締役会報告書の関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、グループは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての連結財務諸表の表示、構成および内容を検討し、連結財務諸表が、EUによって採用されたIFRSおよびドイツ商法第315e条第1項に従ったドイツの法律による追加的要求に準拠してグループの資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 連結財務諸表およびグループ取締役会報告書に対する意見を表明するため、グループ内の事業体の財務情報および事業活動に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、グループ監査の指示、監督および実施について責任を負っている。私たちは、私たちの監査意見に単独で責任を負っている。
- グループ取締役会報告書に係る連結財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、グループの状況に関する概観について評価する。
- 取締役会がグループ取締役会報告書において表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に取締役会が予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の連結財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2017年5月18日付定時株主総会において、グループ監査人に選任された。私たちは、2017年7月26日付監査役会に出席した。私たちまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちは、財務諸表監査に加え、注記43「ドイツ商法第297条第1a項 / 第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報」において開示されているとおり、以下の業務を提供した。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月12日

ケーピーエムジー エージー AG
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー) (署名 ポート)
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2018年6月20日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 ブルクハルト・ポート) (署名 ティム・ヘーベル)
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2017 haben wir am 12. März 2018 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2017, der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnis-rechnung, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzern-Kapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2017 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017.
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten und verwendete nicht beobachtbare Bewertungsparameter

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen sind in Anhangangabe 1 im Konzernabschluss (Abschnitte „Zum beizulegenden Zeitwert bewertete finanzielle Vermögenswerte und Verpflichtungen“ und „Zur Veräußerung verfügbare finanzielle Vermögenswerte“) beschrieben. Für Informationen zu Level-3-Finanzinstrumenten verweisen wir auf Anhangangabe 13 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Level-3-Finanzinstrumente umfassen sowohl finanzielle Vermögenswerte als auch Verbindlichkeiten. Zum Bilanzstichtag weist der Konzern Level-3-Vermögenswerte zum beizulegenden Zeitwert in Höhe von EUR 22,0 Mrd aus. Dies entspricht 3,2 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Vermögenswerte bzw. 1,5 % der Bilanzsumme. Die Level-3-Verbindlichkeiten betragen EUR 7,1 Mrd und somit 1,5 % der zum beizulegenden Zeitwert bewerteten Verbindlichkeiten bzw. 0,5 % der Bilanzsumme.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren

zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren können auf komplexen Modellen beruhen und ermessensbehaftete Annahmen und Schätzungen für nichtbeobachtbare Parameter beinhalten.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert von Level-3-Finanzinstrumenten nicht im Einklang mit den Rechnungslegungsgrundsätzen stehen könnte, da Bewertungsmodelle und nicht beobachtbare Bewertungsparameter bei der Ermittlung unsachgemäß verwendet wurden.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung und Fehleranfälligkeit der für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten herangezogenen Modelle und Parameter einschließlich nicht beobachtbarer Parameter sowie potenziell erforderlicher Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) durchgeführt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit der internen Kontrollen des Konzerns bezüglich der Bewertung von Finanzinstrumenten und der Ermittlung verwendeter, nicht beobachtbarer Parameter einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Einrichtung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der:

- durch den Konzern monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung (Independent Price Verification – IPV) zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten Inputparametern von Level-3-Finanzinstrumenten,
- durch den Konzern durchgeführten Validierung der verwendeten Bewertungsmodelle einschließlich der entsprechenden Governance,
- Ermittlung und Erfassung der notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) für Ausfallrisiken der Vertragspartner, die Bonität des Konzerns und andere von den Rechnungslegungsstandards geforderte Anpassungen zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwerts und
- Bewertungsunstimmigkeiten mit Gegenparteien (Collateral Disputes).

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Level-3-Finanzinstrumenten vorgenommen. Diese umfassen insbesondere:

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten für ausgewählte Finanzinstrumente,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments),
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen und

- die Prüfung, ob es sich bei den für die Bewertung verwendeten Inputfaktoren – wie von den Rechnungslegungsgrundsätzen für Level-3-Finanzinstrumente gefordert – um nicht auf aktiven Märkten beobachtbare Parameter handelt.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen werden für die Bewertung von Level-3-Finanzinstrumenten sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet.

Einzelwertberichtigungen in Kreditportfolien bestimmter Branchen

Eine qualitative und quantitative Beschreibung des Kreditrisikomanagements einschließlich der Bewertung von Forderungen aus dem Kreditgeschäft findet sich im Konzernlagebericht im Abschnitt „Risikobericht“. Für wesentliche Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze und wesentliche Rechnungslegungseinschätzungen verweisen wir auf Anhangangabe 1 im Konzernabschluss (Abschnitt „Wertminderung von Krediten und Rückstellungen für außerbilanzielle Verpflichtungen im Kreditgeschäft“). Für Informationen zu Krediten und die Höhe der Wertberichtigungen verweisen wir auf die Anhangangaben 19 und 20.

Das Risiko für den Abschluss

Der Konzern weist – abzüglich einer Wertberichtigung für Kreditausfälle in Höhe von EUR 3,9 Mrd – zum Abschlussstichtag Forderungen aus dem Kreditgeschäft in Höhe von netto EUR 401,7 Mrd aus. Dies entspricht 27 % der Bilanzsumme. Im Geschäftsjahr 2017 hat der Konzern einen Betrag in Höhe von EUR 525 Mio als Risikovorsorge im Kreditgeschäft in der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung ausgewiesen.

Im Rahmen unserer Risikobeurteilung haben wir Forderungen an Kreditnehmer aus den Branchen Schifffahrt, Öl & Gas sowie Metalle, Bergbau & Stahl identifiziert, die aufgrund branchenspezifischer Herausforderungen ein höheres Bewertungsrisiko aufweisen. Die Forderungen aus dem Kreditgeschäft des Konzerns in diesen Risikobranchen betragen rund EUR 15 Mrd. Von der im Geschäftsjahr 2017 in der Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung abgebildeten Einzelwertberichtigungen belaufen sich allein EUR 198 Mio bzw. 38 % der im Jahr 2017 insgesamt gebildeten Risikovorsorge im Kreditgeschäft auf das Schifffahrtsportfolio.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere in Schätzungsunsicherheiten bei der Ermittlung von Einzelwertberichtigungen vor allem in diesen Branchen, die auf Annahmen und Szenarien (z. B. Verwertungsszenarien, Going-Concern-Szenarien etc.) sowie der Beurteilung von Sicherheitenerlösen beruhen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Risikobeurteilung und zur Planung unserer Prüfungshandlungen haben wir eine Portfolioanalyse durchgeführt, um die inhärenten Bewertungsrisiken einzuschätzen und Risikobranchen zu identifizieren. Darüber hinaus haben wir die Methodik des Konzerns sowie die wesentlichen Inputparameter, die für die Ermittlung der Einzelwertberichtigung herangezogen wurden, beurteilt.

Aus der Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir Aufbau, Einrichtung und Wirksamkeit der Kontrollen im Kreditbewertungsprozess des Konzerns beurteilt. Dies umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich:

- der Genehmigung von Richtlinien zur Wertberichtigung und allgemeinem methodischen Vorgehen,
- der Überwachung der Kredite in der Intensivbetreuung,
- der regelmäßigen Bewertung von Sicherheiten und
- der Berechnung und Erfassung von Einzelwertberichtigungen.

Darüber hinaus haben wir für eine bewusste Auswahl von Kreditengagements, mit Schwerpunkt auf den identifizierten Risikobranchen, aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt, um zu beurteilen, ob die im Rahmen der Ermittlung der Einzelwertberichtigung zugrunde gelegten Zahlungsströme angemessen abgeleitet wurden. Bei der Beurteilung der Angemessenheit der erwarteten Zahlungsströme haben wir uns auf branchenbezogene Markterwartungen sowie die jeweilige Engagementstrategie (z. B. Sanierung, Verwertung) im Konzern gestützt. Für ausgewählte Engagements haben wir die Berechnung der Einzelwertberichtigungen nachvollzogen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die getroffenen Annahmen und Szenarien zur Ermittlung der Einzelwertberichtigungen auf Forderungen aus dem Kreditgeschäft für die identifizierten Risikobranchen angemessen sind.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in der Anhangangabe 1 im Konzernabschluss „Wesentliche Rechnungslegungsgrundsätze und einschätzungen“ beschrieben (Abschnitt „Ertragsteuern“). Für Informationen zu latenten Steueransprüchen verweisen wir auf die Anhangangabe 36 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Der Konzernabschluss weist latente Steueransprüche in Höhe von EUR 6,8 Mrd aus. Im Berichtsjahr hat der Konzern aufgrund der geänderten steuerlichen Gesetzgebung in den USA den Buchwert der latenten Steueransprüche um EUR 1,4 Mrd gemindert.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige steuerliche Ertragsituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unsachgemäß eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der

Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse determinieren. Die Annahmen müssen auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen sowie spezielle nationale Vorschriften berücksichtigen, wie bspw. die US-Steuerreform.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen, um ein Verständnis der für den Konzern relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Kontrollprüfung haben wir unter anderem die folgenden Prüfungshandlungen durchgeführt:

- Würdigung der im Konzern angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des IAS 12 und
- Prüfung des Aufbaus, der Einrichtung und der Wirksamkeit interner Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche im Konzern.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere:

- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter für maßgebliche Teilbereiche des Konzerns durch die Berücksichtigung potenzieller positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit bzw. des Eintretens wesentlicher Planungsparameter und annahmen hinterfragt und
- die Überleitung des Vorsteuerergebnisses der nationalen Gesellschaften zum geplanten steuerlichen Ergebnis in ausgewählten Ländern.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass der Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen im Hinblick auf die getroffenen Annahmen zur Ableitung des steuerlichen Ergebnisses und der Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften angemessen sind.

Abbildung von Rechtsrisiken im Konzernabschluss

Eine qualitative und quantitative Darstellung wesentlicher Rechtsstreitigkeiten findet sich in Anhangangabe 29 im Konzernabschluss.

Das Risiko für den Abschluss

Zum Bilanzstichtag weist der Konzern Rückstellungen für Rechtsrisiken in Höhe von EUR 2,0 Mrd aus. Diese umfassen Rückstellungen für Zivilverfahren in Höhe von EUR 1,1 Mrd und Rückstellungen für Prozesse mit Regulierungsbehörden in Höhe von EUR 0,9 Mrd.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass mögliche finanzielle Verpflichtungen (Rückstellungen bzw. Eventualverbindlichkeiten) aufgrund der Missachtung geltender Gesetze, regulatorischer Anforderungen oder vertraglicher Vereinbarungen und geltend gemachter Ansprüche sowie die ergänzenden Angaben nicht angemessen im Konzernabschluss abgebildet sein könnten. Die Identifikation dieser Sachverhalte, die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und die Bewertung möglicher daraus resultierender finanzieller Verpflichtungen sind mit Ermessen und Schätzunsicherheit behaftet.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung bezüglich potenzieller vorsorgepflichtiger Sachverhalte vorgenommen. Diese basierte auf einer Einschätzung der internen Kontrollen zur vollständigen und richtigen Erfassung von Rechtsrisiken und auf Befragungen der Geschäftsleitung und mit der Identifikation, Bewertung und Überwachung von Rechtsrisiken betrauten Abteilungen. Sie umfasste zudem die Durchsicht interner und externer Unterlagen bzw. öffentlich zugänglicher Informationen sowie die Durchsicht der Kosten für Rechtsberatung.

Auf Basis unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der Kontrollprüfungen und aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems zu überprüfen, haben wir Kontrollen identifiziert, deren Ziel die Sicherstellung der Vollständigkeit und der Richtigkeit der Bewertung von Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten für Rechtsrisiken ist und den Aufbau, die Einrichtung sowie die Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Wir haben zudem insbesondere die nachfolgend dargestellten aussagebezogenen Prüfungshandlungen für risikoorientiert ausgewählte Sachverhalte vorgenommen und die Rechtsanwaltsbestätigungen der mit wesentlichen Fällen betrauten Kanzleien gewürdigt.

Wir haben den Ansatz und die Bewertung wesentlicher durch den Konzern erfasster Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten anhand vorliegender Informationen und hinsichtlich der Einhaltung der Rechnungslegungsgrundsätze geprüft.

Zur Erlangung der erforderlichen Informationen haben wir Einsicht in relevante Unterlagen genommen und die jeweiligen internen und externen Rechtsbeistände des Konzerns befragt. Wir haben eine Beurteilung der wesentlichen zugrunde liegenden Annahmen und Ermessensentscheidungen einschließlich einer Würdigung möglicherweise entgegenstehender Informationen vorgenommen. Insbesondere haben wir in Fällen eines bestehenden Risikos, dessen Eintritt als unwahrscheinlich erachtet wird, Prüfungsnachweise bezüglich der Angemessenheit der Nichterfassung und der Angaben im Anhang erlangt.

Darüber hinaus haben wir beurteilt, ob die durch den Konzern gemachten Angaben im Anhang die Ermessensentscheidungen, die zur Schätzung von Rückstellungen und Eventualverbindlichkeiten angewandt wurden, angemessen abbilden. Zudem haben wir beurteilt, ob die durch den Konzern gemachten Anhangangaben, die mit den einzelnen Sachverhalten verbundenen Unwägbarkeiten im

Zusammenhang mit rechtlichen und aufsichtsrechtlichen Belangen in angemessener Weise darstellen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unserer Kontrollprüfung und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die Identifikation der Sachverhalte sowie die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und geschätzten Vorsorge angemessen erfolgen. Die Angaben im Anhang erläutern angemessen die mit der Bewertung verbundene Schätzunsicherheit.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Konzernlagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“.

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität des Konzerns stark von Informationstechnologie und der durchgängigen Verfügbarkeit vollständiger und richtiger elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe oder die unwirksame Überwachung von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt daher ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds des Konzerns erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem:

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird.

- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden.
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen.

Zudem haben wir weitere Prüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. In Fällen unwirksamer IT-Kontrollen haben wir weitere Kontrollen, die einen kompensierenden Effekt haben, identifiziert und ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft sowie entsprechende Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Kontrollprüfungen haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, ob Programmentwickler Freigaberechte im Änderungsprozess haben und ob sie direkte Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Kontrollprüfung und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen. In den Fällen, in denen wir Kontrollschwächen festgestellt haben, konnten wir Kontrollen identifizieren und andere Nachweise erlangen, die das Risiko eines wesentlichen Fehlers für den Konzernabschluss kompensieren.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die übrigen Teile des Geschäftsberichts, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses und Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die

Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschluss-prüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.

- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 18. Mai 2017 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Vorgängergesellschaften tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind in der Anhangangabe 43 – „Ergänzende Erläuterungen zum Konzernabschluss gemäß § 297 Abs. 1a/315a HGB und die Kapitalrendite gemäß § 26a KWG“ aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 12. März 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 20. Juni 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Tim Hebel
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2016年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2017年3月15日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AG（フランクフルト・アム・マイン）の2016年1月1日から2016年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、ドイツ商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほか、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、限定事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2017年3月15日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)
経済監査士

(署名 ベイアー)
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2017年6月8日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署 名)

(署 名)

代理

(トーマス・ベイアー)
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)
経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2016 haben wir am 15. März 2017 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss – bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang – unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2016 bis 31. Dezember 2016 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 15. März 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Beier
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 8. Juni 2017

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier
Wirtschaftsprüfer

ppa.
Alina Sorokina
Wirtschaftsprüferin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

ドイツ銀行AG
タウヌスアンラーゲ12
60325フランクフルト・アム・マイン
取締役会御中

ドイツ銀行AGの年次財務諸表および取締役会報告書

2017年度の年次財務諸表および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2018年3月12日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「独立監査人の監査報告書

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

年次財務諸表および取締役会報告書に関する監査報告書

意見

私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年12月31日現在の貸借対照表および2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る損益計算書、ならびに財務諸表に対する注記（注記に表示される認識および測定に係る方針を含む。）から成る財務諸表について監査を行った。さらに私たちは、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト（フランクフルト・アム・マイン）の2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る取締役会報告書について監査を行った。ドイツの法的要件に準拠し、私たちは、取締役会報告書の「非財務諸表」の項に含まれる非財務諸表の内容については監査を行っていない。

私たちの監査の結果得られた知見に基づく意見では、

- 添付の年次財務諸表は、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律による要件に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の2017年12月31日現在の純資産、負債および財政状態ならびに2017年1月1日から2017年12月31日までの事業年度に係る財務成績につき真実かつ公正な概観を示している。
- 添付の取締役会報告書は、全体として銀行の状況に関する適切な概観を示している。本取締役会報告書は、すべての重要な点について、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の発展の機会とリスクを適切に表示している。取締役会報告書に対する私たちの意見は、上記の非財務諸表の内容は対象としていない。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは監査により、年次財務諸表および取締役会報告書の法令遵守に関するいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

意見表明の根拠

私たちは、ドイツ商法第317条およびEU監査規則No 537/2014（以下「EU監査規則」という。）に準拠し、またドイツ経済監査士協会（以下「IDW」という。）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して、年次財務諸表および取締役会報告書の監査を行った。これらの要件および原則に基づく私たちの責任の詳細は、私たちの監査報告書の「年次財務諸表および取締役会報告書の監査に関する監査人の責任」の項に記述されている。私たちは、欧州法およびドイツの商業上および職業的専門家に係る法律の要件に従い、銀行から独立しており、これらの要件に従い、その他の責任を果たしている。加えて、EU監査規則第10条第2項ポイント(f)に従って、私たちは、EU監査規則第5条第1項で禁止されている非監査業務を提供していないことを宣言する。私たちは、私たちが入手した監査証拠が、年次財務諸表および取締役会報告書に対する私たちの意見の基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

年次財務諸表監査における監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、2017年1月1日から12月31日までの事業年度に係る年次財務諸表監査において、私たちの職業的専門家としての判断において、最も重要な項目をいう。当該事項は、全体としての年次財務諸表監査の過程および監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別の意見を表明するものではない。

関係会社に対する投資の評価

適用される会計原則および評価原則については、注記「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。事業の動向に関する開示については、経営者報告書の「経済環境」の項に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行AGの2017年12月31日現在の年次財務諸表には、関係会社に対する投資436億ユーロが含まれる。

関係会社に対する投資は、取得価額、あるいは減損の回復可能性がない場合は取得原価または公正価値のいずれか低い金額で計上される。関係会社に対する投資の公正価値は、通常、認識された評価方法、特に割引キャッシュ・フロー法により決定される。公正価値が帳簿価額を下回る場合は、減損の回復可能性の判断には定性的および定量的基準が使用される。

評価方法は、特に使用される評価パラメータ（（計画上の）仮定および割引率）に関する判断にさらされている。減損の回復可能性についての定性的および定量的要因に基づく評価も、判断を伴うものである。

財務諸表リスクは、不適切な評価モデル、仮定および評価パラメータに基づいて公正価値が決定されたため、または減損損失の回復可能性について誤った見積もりが行われたため、貸借対照表日現在の関係会社に対する投資の回復可能性のない減損が適切に表示されていないことから生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、銀行の関係会社に対する投資に関して、ドイツ銀行が評価に用いたモデル、仮定およびパラメータに対するリスク評価を実施した。このリスクアセスメントに基づき、私たちは、統制テストおよび実証的テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムに関する監査手続の一環として、私たちは、まず評価プロセスの整備運用状況について理解した。さらに、関連会社に対する投資における減損の必要性の識別および関連する評価の実施に関して、選択した関連統制の運用上の有効性をテストした。

続いて、リスクベースで選定した関係会社について、銀行または銀行から委託された独立専門家が実施した評価に係る評価モデルの適切性、ならびに主要な評価の仮定およびパラメータについて、内部のKPMG評価専門家を含め、実証的監査手続を実施した。

その際に、私たちは以下を実施した。

- 使用されたモデルの適切性の評価
- モデルで使用されたパラメータ（計画上の仮定および割引率）の評価。またそのために、当該パラメータを利用可能なドイツ銀行AGのその他の予測（例えば、課税目的のもの）または割引率に関して外部で利用可能なパラメータ（無リスク金利、市場リスク・プレミアムおよびベータ・ファクター）と照合し、検証した。
- ドイツ銀行AGの現在までの予測の質について、前年度の予測と実際の結果とのバックテストおよび乖離の分析による検証。
- 使用された評価モデルにおける計算の正確性の確認
- 価値調整の会計処理の再計算
- その際に、独立した専門家の能力、技能および客観性を評価し、当該専門家の活動を理解し、当該専門家の業務が投資の評価に関する専門家の業務の適切性の証拠として適切であるか評価した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、関係会社に対する投資の評価の基礎となる評価モデル、仮定およびパラメータは適切であると判断する。私たちは、減損の回復可能性に対する銀行の評価は合理的であると判断する。

観察不能なインプットをもつ金融商品の評価

市場リスクの管理に関する記載は、取締役会報告書の「リスク・プロファイル」および「市場リスク」の項に含まれている。重要な会計原則および評価原則については、「表示の基準」に記載されている。

財務諸表リスク

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの年次財務諸表には、トレーディング資産6,018億ユーロおよびトレーディング負債5,199億ユーロが含まれる。いずれの残高にも、評価インプットが観察不能な金融商品が含まれる。

定義上、これらの金融商品の評価に関して、市場価格は観察不能である。したがって、公正価値は認められた評価方法に基づいて決定される。これらの評価方法は時に複雑なモデルから成り、仮定や推測を含む。これらは、使用されるモデルおよびパラメータに関する判断に基づく。

財務諸表リスクは、特に、公正価値の決定において評価モデルまたは評価パラメータを使用することから、これらの金融商品の評価額が会計原則を逸脱するリスクである。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチを決定するため、最初に、評価に使用されるモデルおよびパラメータについて、一般的な適合性および虚偽表示の可能性を評価した。さらに、観察不能な評価インプットを持つ金融商品の残高について、特にカウンターパーティー信用リスク（以下「CVA」という。）、グループ自身の信用リスク（以下「DVA」という。およびその資金調達コスト（以下「FVA」という。）に基づいて潜在的な評価調整が必要であるかを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

観察不能なインプットに基づく金融商品の評価における銀行の内部統制システムの妥当性を評価するため、私たちは、内部統制の整備状況を評価し、主要な統制の運用状況の有効性を評価した。また必要に応じて、KPMG内部評価専門家を利用した。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- これらの金融商品に使用されるインプット・パラメータの妥当性を確認するために銀行が実施する月次の独立価格検証（以下「IPV」という。）手続
- 各ガバナンスを含む銀行が使用する評価モデルおよびインプットにおけるモデルの検証
- 公正価値の決定において会計基準で要求される評価調整の計算および会計処理
- カウンターパーティーとの評価の相違により生じる担保に関する係争

統制の整備または有効性に関する検出事項が生じた場合、追加の補完統制についてテストした。私たちは、追加の実証的監査手続の内容および範囲の策定において、内部統制の手続きの結果を利用した。

私たちは、観察不能な評価インプットをもつ金融商品のリスクベースのサンプルに対して実証的手続を実施した。これには特に以下のものが含まれる。

- サンプルとして抽出された取引単位の金融商品について、KPMG内部評価専門家を含む独立価格検証（IPV）の実施
- サンプルとして抽出された評価調整の独立再計算
- 使用されたモデルの妥当性を決定するための手続の実施。これには、各評価モデルにおける主要なインプットとその使用方法も含まれる。
- 金融商品に対する評価インプットが、活発な市場において取引されていないかのテスト

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、観察不能な評価インプットをもつ金融商品の評価に使用されるモデルおよび関連するパラメータは合理的であると判断する。

特定業種の信用ポートフォリオにおける信用リスク引当金

貸出金の評価を含む信用リスクの管理に係る定性的および定量的な記載については、取締役会報告書の「リスク戦略および選好」の項のリスク報告を参照のこと。

財務諸表リスク

期末日現在、銀行が計上する貸出金は4,056億ユーロ（信用リスク引当金控除後）であり、総資産の33%に相当する。2017年事業年度において、銀行が損益計算書において計上していた信用リスク引当金繰入は475百万ユーロであった。

リスク評価の一環として、私たちは、選択した部門の借手に対する貸出金について、業種特有の経済状況により高い信用評価リスクが生じていると判断した。

財務諸表リスクは、担保による回収可能額の評価など判断を伴う仮定およびシナリオ（すなわち回復シナリオや継続企業シナリオなど）に基づいて個別評価される信用リスク引当金の算定に使用される、見積りの不確実性から生じるリスクである。

私たちの監査アプローチ

リスク評価の実施および監査手続の策定のため、私たちはポートフォリオ分析を行い、固有の評価リスクの評価およびリスクの高い業種の識別を実施した。さらに、個別に評価された信用リスク引当金の算出に銀行が用いた手法および主要なインプットを評価した。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

統制テストにおいては、貸出金の評価に関する統制の整備状況を評価し、運用の有効性を評価した。これには、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 減損の方針および一般的手法のレビューおよび承認
- モニタリング強化対象の貸出金のレビュー
- 担保の定期的な評価
- 個別に評価した信用リスク引当金の計算および会計処理

さらに、識別された高リスク業種の貸出金の選定について、個別に評価された信用リスク引当金の計算に使用されたキャッシュ・フローが適切に見積もられているかをテストするための実証的監査手続を実施した。予想キャッシュ・フローの妥当性を評価するにあたり、業種特有の市場予想および各エクスポージャーの対応策（リストラクチャリングや清算など）を検討した。また選択したエクスポージャーについては、個別に評価された信用リスク引当金を再計算した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、識別された高リスク業種に関連する貸出金に対して個別に評価された信用リスク引当金を決定するための仮定とシナリオは合理的であると判断する。

繰延税金資産の認識および測定

重要な会計方針および会計上の見積り、ならびに繰延税金資産の認識および測定の基礎となる仮定については、「表示の基準」および「貸借対照表注記」を参照のこと。

財務諸表リスク

年次財務諸表に含まれる繰延税金資産は、24億ユーロである。

繰延税金資産の認識および測定には、判断が含まれており、客観的な要素のほか、将来の課税所得ならびに未使用の税務上の繰越損失および税額控除の利用可能性に関する多くの見積りが含まれている。

財務諸表リスクは、特に、将来の回収可能性の見積りが不適切であった場合に生じる。将来の回収可能性の見積りは、事業計画に基づく将来の課税所得の可能性に依拠し、かつ、そこに含まれる主要な価値決定の仮定およびパラメータの予想値が考慮されるが、そのいずれも不確実性にさらされている。これらには特に、将来の課税所得を決定する税引前利益の値、潜在的な異常項目の影響、および永久差異に関する仮定が含まれる。このような見積りは、現在の政治・経済動向および管轄区域特有の検討事項も考慮しなければならない。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行に関して適用される税法および規制を理解するため、リスク評価を実施した。これに基づき、KPMG内部の税務専門家の協力を得て、関連する主要な内部統制のテストと実証的監査手続の両方を実施した。私たちは、統制テストの一環として以下の監査手続を実施したが、これに限定されるものではない。

- ドイツ商法274条に準拠した繰延税金資産の認識および測定に用いた方針の評価
- 繰延税金資産の認識に関する内部統制の整備状況の評価および運用の有効性のテスト

さらに、各国の繰延税金資産のリスクベースのサンプルについて、実証的監査手続を実施した。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 事業計画に適用されるパラメータの適切性の評価。適切な場合は、事業計画に関連する国に細分した事業計画を含む。私たちは、その際に、回収可能性または計画パラメータおよび仮定の発生に関する潜在的なプラスおよびマイナスの指標を考慮し、適用される計画パラメータの適切性を検討した。
- 税引前利益から計画上の課税所得へ調整のレビュー

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、特に、事業計画から課税所得を判断するための仮定およびパラメータに関して、繰延税金資産の認識および測定は、合理的であると判断する。

財務諸表における法的リスクの表示

重要な訴訟の定性的および定量的な記載については、「貸借対照表注記」の「その他の引当金」の項を参照のこと。法的リスクの定性的および定量的な記載は、経営者報告書のリスク報告に含まれている。

財務諸表リスク

期末日現在、銀行が計上する法的リスク引当金は13億ユーロである。その内訳は、民事訴訟引当金が585百万ユーロおよび規制執行引当金が7,330億ユーロである。

財務諸表リスクは、特に、適用される法律、規制上の要件または契約上の合意事項の非遵守、あるいは提起された訴訟に起因する潜在的な財務上の義務（引当金）を適切に銀行の財務諸表において適切に反映していないことに起因している。これらの項目の識別、発生可能性の評価、および結果として生じる潜在的な金融債務の評価については、判断および見積りの不確実性が生じる。

私たちの監査アプローチ

私たちは、監査アプローチの策定において、潜在的な偶発債務に関するリスク評価を実施した。これは、法的リスクの記録に関する網羅性および正確性に対する内部統制システムについて、特に法的リスクの識別、評価およびモニタリングを担当する取締役会や部署へのヒアリングによる評価に基づく。さらに、内部および外部文書ならびに公的に利用可能な情報のレビュー、法的費用に関する勘定の査閲および重要訴訟の担当弁護士に対する弁護士確認状送付から成る。

私たちは、リスク評価に基づき、統制テストと実証テストを含む監査アプローチを策定した。

内部統制システムの妥当性をテストするため、法的リスクに対する引当金の評価の網羅性および正確性を確保するために構築された統制を識別し、当該統制の整備状況の評価ならびにその運用の有効性をテストした。

また、訴訟案件のリスクベースのサンプルに対して実証的監査手続を実施した。

私たちは、銀行の重要な引当金の認識および評価について、会計基準の遵守に関して入手可能な事実および状況に基づいて評価した。

私たちは、各訴訟の事実および状況について決定するため、関連書類を査閲し、銀行内外の顧問弁護士へ問い合わせを行った。また、未確認の証拠の評価を含め、実施した重要な仮定および適用された主要な判断を評価した。特に、潜在的な義務が存在するがエクスポージャーの発生可能性が高くはないと考える事項については、認識およびそれに係る開示が不足していないかについて監査証拠を検討した。

さらに、私たちは、引当金を判断の適用に関する銀行の開示が適切に反映されているかを検討した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、事項の識別ならびに潜在的義務の発生可能性および見積引当金の評価について、合理的であると判断した。

財務報告プロセスにおけるITアクセス管理

ITアクセス管理統制を含む財務報告プロセスに係る内部統制の詳細については、「財務報告に係る内部統制」の項の取締役会報告書を参照のこと。

財務諸表リスク

財務報告プロセスは、銀行の規模および複雑性により、情報技術および網羅的かつ正確な電子的データの入手可能性に大きく依拠している。したがって、ITシステムに対するアクセス権の不適切な付与は、財務報告の正確性にリスクをもたらす。このリスクは、特に「知る必要性」または「有する必要性」に対応しないアクセス権を有するシステムにおいて生じる。すなわち、アクセス権が役割の要件のみに基づいて付与され、それ以上の承認要件が設けられていない場合、または、IT部門と専門部門の間ならびに開発部門と利用部門の間といった職務分掌の原則のみに基づいてアクセス権が付与されている場合である。

権限のないまたは広範なアクセス権および職務分掌の欠如は、財務諸表の網羅性および正確性に重大な影響を及ぼすデータの意図的または意図的ではない改ざんリスクを生じさせる。したがって、それぞれの各予防措置の策定および遵守は、私たちの監査にとって重要な事項である。

私たちの監査アプローチ

私たちは、銀行のビジネスIT関連の統制環境について理解した。さらに、リスク評価を実施し、監査に関連するITアプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムを識別した。

財務報告プロセス内の関連するIT依拠統制（いわゆるITアプリケーション統制）について、支援する全般IT統制を識別し、その整備状況および運用の有効性を評価した。私たちは、特にアクセス保護の分野における主要な統制、ならびに当該統制と財務報告の網羅性および正確性との関連性についてテストした。監査手続には、以下に対する統制が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 新しい従業員および異動した従業員のITシステムへの初期アクセス権付与に関する統制テスト。そのアクセスが適切なスクリーニングの対象となっているか、また、職務に基づく承認の概念に沿って権限者によって承認されているか。
- 職務変更された従業員または退職後の元従業員のアクセス権が適切な期間内に削除されているかに関する統制テスト。
- 限定的な承認手続の対象とされる特権的または管理的権限保有者（スーパーユーザー）に対するシステムアクセス権の適切性に関する統制テスト、およびその定期的レビュー

また、パスワード保護、アプリケーション、データベースおよびオペレーティング・システムの変更に関するセキュリティ設定、専門部署とITユーザーの分離、ならびにプログラム開発担当者とシステム運用担当者の分離といった分野について、特定のテスト手続を実施した。特定のIT統制が有効でなかった場合は、整備状況および運用の有効性について追加の補完統制を識別してテストし、その他の補完的証拠を入手した。

また私たちは、統制環境の結果を踏まえ、実施すべき今後の実証的監査手続の内容および範囲を決定した。特に、銀行退職後のユーザー承認が適時に削除されていないことが判明した際、個人ユーザーのアクティビティ・ログを査閲し、処理された財務情報の網羅性や正確性に重大な影響を及ぼすような未承認のアクティビティが生じていないか確認した。

また詳細テストにより、プログラム開発者が修正プロセスにおいて承認権を有しておらず、アプリケーション、データベース、およびオペレーティング・システムの本番環境において修正を実行できなかったかを評価し、これらの責任が機能的に分離されているかを評価した。また、フロント・オフィスとバック・オフィスとの間の職務分掌が遵守されているかを評価するために、重要な取引および決済システムに関する職務分掌について分析した。

私たちの結論

私たちは、主要な統制テストおよび実証的監査手続の結果に基づき、財務報告関連データの網羅性および正確性に関する要件全般について取り扱うため、財務報告プロセスにおけるITアクセス管理を検討する。統制の不備を識別した場合、財務諸表上の重要な虚偽表示リスクに主に対処するための補完統制が整備されていることを確認した。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負っている。その他の情報は、非財務諸表から成る。

年次財務諸表および取締役会報告書に対する私たちの意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって私たちは、その他の情報に対する意見またはその他のいかなる形式の保証に関する結論も表明しない。

監査に関連する私たちの責任は、その他の情報を通読し、その際に、当該その他の情報について以下を検討することにある。

- 年次財務諸表、取締役会報告書または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるか
- 上記に該当しない場合、重要な虚偽表示の兆候があるか

年次財務諸表および取締役会報告書に関する取締役会および監査役会の責任

取締役会は、すべての重要な点について、金融機関に適用されるドイツの法律に準拠し、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、銀行の純資産、負債および財政状態ならびに財務成績につき真実かつ公正な概観を示す年次財務諸表を作成する責任を負っている。さらに、取締役会は、法的に要求されるドイツ会計原則に従って、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない年次財務諸表を作成するために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

年次財務諸表を作成するに当たり、取締役会は、銀行が継続企業として存続する能力があるかを評価する責任がある。また、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を負っている。また、継続企業の前提に基づいて財務報告を行うことについて実際のまたは法的な状況の矛盾がない場合、継続企業の前提に基づいて財務報告を行う責任を負っている。

さらに、取締役会は、全体として銀行の状況に関する適切な概観を有し、またすべての重要な点において、年次財務諸表と整合性があり、ドイツの法的要件を遵守し、将来の動向に関する機会およびリスクを適切に表示する取締役会報告書を作成する責任を負っている。また、適用されるドイツの法的要件に準拠した取締役会報告書を作成し、取締役会報告書における監査要点についての十分かつ適切な証拠を提供するために、取締役会が必要と判断した取り決めおよび措置（システム）について責任を負っている。

監査役会は、年次財務諸表および取締役会報告書の作成に関する銀行の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

年次財務諸表および取締役会報告書の監査に関する監査人の責任

私たちの監査の目的は、年次財務諸表に、全体として不正または誤謬による重要な虚偽表示がないか、ならびに取締役会報告書が、全体として銀行の状況に関する適切な概観を提供しているか、またすべての重要な点において、監査において得た知識および年次財務諸表と整合性があるか、ドイツの法的要件を遵守しているか、および将来の発展の機会とリスクを適切に表示しているかに関する合理的な保証を得ること、ならびに年次財務諸表および取締役会報告書に対する私たちの意見を含む監査報告書を発行することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ドイツ商法第317条およびEU監査規則に準拠し、またドイツ経済監査士協会（IDW）が公布した一般に公正妥当と認められるドイツ財務諸表監査基準に準拠して行った監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該年次財務諸表および取締役会報告書に基づく利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、監査を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持している。また、以下を実施する。

- 不正または誤謬による年次財務諸表および取締役会報告書の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を策定、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を策定するために、年次財務諸表監査に関連する内部統制および取締役会報告書監査に関連する取決めおよび措置（体制）について理解する。ただし、これは、銀行のこれらの体制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 取締役会が使用した会計方針の適切性および取締役会によって行われた見積りの合理性ならびに関連する開示について評価する。
- 取締役会が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるか、また、入手した監査証拠に基づき、銀行の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が存在しているかについて結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論を付した場合は、監査報告書において年次財務諸表および取締役会報告書の関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、銀行は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 関連する開示を含めた全体としての年次財務諸表の表示、構成および内容を検討し、年次財務諸表が、法的に要求されるドイツ会計原則に準拠して銀行の資産、負債、財政状態および財務成績につき真実かつ公正な概観を示すように、基礎となる取引や事象を表示しているかを評価する。
- 取締役会報告書に係る年次財務諸表との整合性、ドイツ法への準拠、銀行の状況に関する概観について評価する。

- 取締役会が取締役会報告書において表示した予測情報について監査手続を実施する。十分かつ適切な監査証拠に基づいて、特に取締役会が予測情報の基礎として使用した重要な仮定について評価し、予測情報がこれらの仮定から適切に導出されているかについて評価する。私たちは、予測情報および基礎として使用された仮定に対して個別の意見を表明するものではない。また、将来事象が予測情報と大きく異なるという重大な不可避リスクが存在する。

私たちは、特に計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含むおよび監査上の重要な検出事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

また私たちは、統治責任者に、関連する独立性の要件を遵守している旨宣言しており、私たちの独立性に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係性およびその他の事項、また該当する場合は関連するセーフガードについて報告を行っている。

私たちは、統治責任者に報告した事項のうち、当年度の年次財務諸表監査で最も重要な事項を、監査上の主要な事項と決定する。私たちは、法規制により当該事項の公表が禁止されている場合を除き、これらの事項を監査報告書において記載する。

その他の法規制要件

EU監査規則第10条に基づく追加情報

私たちは、2017年5月18日付定時株主総会において、監査人に選任された。私たちは、2017年7月26日付監査役会に出席した。私たちまたは私たちの前身である監査法人は、1952年より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその前身である会社の監査人を務めている。

私たちは、本監査報告書において表明された意見が、EU監査規則第11条に準拠して、監査委員会への追加報告書（長分式監査報告書）と整合的であることを宣言する。

私たちが財務諸表監査に加え提供した非財務諸表業務は、注記「その他の情報」において開示されている。

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人

エンゲージメントに対する責任を負っているドイツ公認会計監査人は、ブルクハルト・ポートである。

フランクフルト・アム・マイン、2018年3月12日

ケーピーエムジー エージ AG
ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 パクロフスキー） （署名 ポート）
経済監査士 経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2018年6月20日

ケーピーエムジー エージ ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 ブルクハルト・ポート） （署名 ティム・ヘーベル）
経済監査士 経済監査士

[次へ](#)

An den
Vorstand
Deutsche Bank AG
Taunusanlage 12
60325 Frankfurt am Main

Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2017 haben wir am 12. März 2018 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

“ Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2017 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2017 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 geprüft. Die nichtfinanzielle Erklärung, die in Abschnitt „Nicht-finanzielle Erklärung“ im Lagebericht enthalten ist, haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2017 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017.
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf die Inhalte der oben genannten nichtfinanziellen Erklärung.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften und Grundsätzen ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Art. 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Art. 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2017 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Zu den angewandten Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen verweisen wir auf den Anhang „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“. Erläuterungen zur Geschäftsentwicklung finden sich im Lagebericht, Abschnitt „Wirtschaftliches Umfeld“.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Deutsche Bank AG zum 31. Dezember 2017 werden Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von EUR 43,6 Mrd ausgewiesen.

Die Anteile an verbundenen Unternehmen werden zu Anschaffungskosten bzw. bei voraussichtlich dauernder Wertminderung zum niedrigeren beizulegenden Wert bilanziert. Den beizulegenden Wert ermittelt die Gesellschaft für Anteile an verbundenen Unternehmen grundsätzlich mithilfe von anerkannten Bewertungsverfahren, insbesondere dem Discounted-Cashflow-Verfahren. Ist der beizulegende Wert niedriger als der Buchwert, so wird anhand qualitativer und quantitativer Kriterien untersucht, ob die Wertminderung voraussichtlich von Dauer ist.

Die Bewertungsverfahren sind insbesondere in Bezug auf die verwendeten Bewertungsparameter ((Plan-)Annahmen und Diskontierungssätze) ermessensbehaftet. Die auf Basis qualitativer und

quantitativer Faktoren abgeleitete Einschätzung, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, ist ebenfalls ermessenbehaftet.

Das Risiko für den Abschluss besteht darin, dass eine am Abschlussstichtag bestehende dauernde Wertminderung der Anteile an verbundenen Unternehmen nicht sachgerecht abgebildet wurde, da deren beizulegender Zeitwert auf Basis unsachgemäßer Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter ermittelt wurde oder eine fehlerhafte Einschätzung über die Dauerhaftigkeit der Wertminderung getroffen wurde.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung in Bezug auf die von der Bank gehaltenen Anteile an verbundenen Unternehmen hinsichtlich der seitens der Deutschen Bank zur Bewertung herangezogenen Modelle, Annahmen und Parameter durchgeführt. Aus dieser Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen der Prüfungshandlungen zum internen Kontrollsystem haben wir uns im Rahmen einer Aufbauprüfung zunächst ein Verständnis über den Bewertungsprozess verschafft. Zudem haben wir die Wirksamkeit ausgewählter relevanter Kontrollen bezüglich der Identifizierung von Wertminderungsbedarf und der Durchführung der entsprechenden Wertermittlungen für die Anteile an verbundenen Unternehmen beurteilt.

Anschließend haben wir für risikoorientiert ausgewählte verbundene Unternehmen unter Einbezug unserer KPMG-internen Bewertungsspezialisten aussagebezogene Prüfungshandlungen zur Angemessenheit des Bewertungsmodells für die von der Bank bzw. einem von der Bank beauftragten unabhängigen Sachverständigen durchgeführten Unternehmensbewertungen sowie der wesentlichen Bewertungsannahmen und -parameter vorgenommen.

Hierbei haben wir

- die Angemessenheit der verwendeten Modelle gewürdigt,
- die im Rahmen der Modelle verwendeten Parameter (Planannahmen und Diskontierungszinssätze) gewürdigt und hierzu Abstimmungen und Verprobungen mit anderen verfügbaren Prognosen der Deutschen Bank AG (z. B. für steuerliche Zwecke), bzw. extern verfügbaren Parametern zu Diskontierungszinssätzen (risikofreie Zinssätze, Marktrisikoprämien und Betafaktoren) vorgenommen,
- uns von der bisherigen Prognosegüte der Deutschen Bank AG überzeugt, indem wir Planungen des vorherigen Geschäftsjahres mit den tatsächlich realisierten Ergebnissen verglichen und Abweichungen analysiert haben,
- die rechnerische Richtigkeit des verwendeten Bewertungsmodells geprüft,
- die buchhalterische Erfassung von Wertanpassungen nachvollzogen und
- die Kompetenz, Fähigkeiten und Objektivität des Sachverständigen beurteilt, ein Verständnis von seiner Tätigkeit gewonnen und die Eignung seiner Tätigkeit als Prüfungsnachweis für die Beteiligungsbewertung beurteilt.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren durchgeführten kontroll- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen erachten wir die der Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen zugrundeliegenden

Bewertungsmodelle, Annahmen und Bewertungsparameter als sachgerecht. Die Einschätzung der Bank, ob eine dauerhafte Wertminderung vorliegt, erachten wir als angemessen.

Bewertung von Finanzinstrumenten deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht

Eine Beschreibung des Marktrisikomanagements ist im Lagebericht in den Abschnitten „Risikoprofil“ und „Marktrisiko“ enthalten. Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundsätze sind in Abschnitt „Grundlagen und Methoden“ des Anhangs beschrieben.

Das Risiko für den Abschluss

Im Jahresabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft werden Handelsaktiva von EUR 601,8 Mrd und Handelspassiva von EUR 519,9 Mrd ausgewiesen. In diesen sind auch Finanzinstrumente enthalten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern basiert.

Für die Bewertung dieser Finanzinstrumente sind definitionsgemäß keine Marktpreise beobachtbar. Die beizulegenden Zeitwerte sind daher auf Basis anerkannter Bewertungsverfahren zu ermitteln. Diese Bewertungsverfahren basieren mitunter auf komplexen Modellen und beinhalten Annahmen und Schätzungen. Sie sind in Bezug auf die verwendeten Modelle und Parameter ermessensbehaftet.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass der beizulegende Zeitwert dieser Finanzinstrumente nicht im Einklang mit den Rechnungslegungsgrundsätzen stehen könnte, weil unsachgemäße Bewertungsmodelle und Bewertungsparameter bei der Ermittlung verwendet wurden.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir zunächst eine Einschätzung der grundsätzlichen Eignung und Fehleranfälligkeit der für die Bewertung verwendeten Modelle und Parameter durchgeführt. Weiterhin haben wir den Bestand an Finanzinstrumenten deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht auf potentiell erforderliche Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments), unter anderem basierend auf den Ausfallrisiken der Vertragspartner sowie der Finanzierungskosten der Bank, beurteilt.

Auf der Grundlage unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl Kontrollprüfungen als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems der Bank bezüglich der Bewertung von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht, einschätzen zu können, haben wir eine Beurteilung des Aufbaus und der Implementierung sowie eine Prüfung der Wirksamkeit wesentlicher Kontrollen durchgeführt. Ferner haben wir hierzu KPMG-interne Bewertungsspezialisten einbezogen. Die Prüfung umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich der:

- durch die Bank monatlich durchgeführten unabhängigen Preisverifizierung (Independent Price Verification – IPV) zur Sicherstellung der Richtigkeit von bewertungsrelevanten nicht beobachtbaren Inputparametern solcher Finanzinstrumente,
- durch die durchgeführten Modellvalidierung, der verwendeten Bewertungsmodelle und Bewertungsparameter einschließlich der entsprechenden Governance,

- Ermittlung und Erfassung der im Rahmen der Rechnungslegung notwendigen Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments) zur Ermittlung des beizulegenden Zeitwertes und
- Bewertungsunstimmigkeiten mit Gegenparteien (Collateral Disputes).

Sofern wir Feststellungen zur Angemessenheit oder Wirksamkeit einzelner Kontrollen getroffen haben, haben wir zusätzlich kompensierende Kontrollen geprüft. Unsere Prüfungsergebnisse haben wir bei der Bestimmung von Art und Umfang der weiteren aussagebezogenen Prüfungshandlungen berücksichtigt.

Wir haben aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte bewusste Auswahl von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Inputparametern beruht, vorgenommen. Diese umfassen insbesondere:

- die Durchführung eigener unabhängiger Preisverifizierungen für einzelne Finanzinstrumente unter Einbeziehung von KPMG-internen Bewertungsspezialisten,
- die unabhängige Nachberechnung ausgewählter Bewertungsanpassungen (Valuation Adjustments),
- die Prüfung der Angemessenheit der verwendeten Modelle und bewertungsrelevanter Inputfaktoren sowie ihrer Verwendung in den jeweiligen Preismodellen und
- die Prüfung, ob für die Finanzinstrumente tatsächlich keine auf aktiven Märkten beobachtbare Parameter verfügbar sind.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren durchgeführten kontroll- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass für die Bewertung von Finanzinstrumenten, deren Bewertung auf nicht beobachtbaren Parametern beruht, sachgerechte Modelle und Bewertungsparameter verwendet.

Einzelwertberichtigungen in Kreditportfolien bestimmter Branchen

Eine qualitative und quantitative Beschreibung des Kreditrisikomanagements einschließlich der Bewertung von Forderungen aus dem Kreditgeschäft findet sich im Lagebericht im Abschnitt „Risikostrategie und Risikotoleranz“ des Risikoberichts sowie im Anhang.

Das Risiko für den Abschluss

Die Bank weist – abzüglich einer Wertberichtigung für Kreditausfälle - zum Abschlussstichtag Forderungen aus dem Kreditgeschäft in Höhe von netto EUR 405,6 Mrd aus. Dies entspricht 33 % der Bilanzsumme. Im Geschäftsjahr 2017 hat die Bank einen Betrag in Höhe von EUR 475 Mio als Risikovorsorge im Kreditgeschäft in der Gewinn- und Verlustrechnung ausgewiesen.

Im Rahmen unserer Risikobeurteilung haben wir Forderungen an Kreditnehmer ausgewählter Branchen identifiziert, die aufgrund spezifischer Herausforderungen ein höheres Bewertungsrisiko aufweisen.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere in Schätzungsunsicherheiten bei der Ermittlung von Einzelwertberichtigungen, die auf Annahmen und Szenarien (z. B. Verwertungsszenarien, Going-Concern-Szenarien etc.) sowie der Beurteilung von Sicherheitenerlösen beruhen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Risikobeurteilung und zur Planung unserer Prüfungshandlungen haben wir eine Portfolioanalyse durchgeführt, um die inhärenten Bewertungsrisiken einzuschätzen und Risikobranchen zu identifizieren. Darüber hinaus haben wir die Methodik der Bank sowie die wesentlichen Inputparameter, die für die Ermittlung der Einzelwertberichtigung herangezogen wurden, beurteilt.

Aus der Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Im Rahmen unserer kontrollbasierten Prüfung haben wir Aufbau, Implementierung und Wirksamkeit der Kontrollen im Kreditbewertungsprozess der Bank beurteilt. Dies umfasste unter anderem Kontrollen hinsichtlich:

- der Genehmigung von Richtlinien zur Wertberichtigung und allgemeinem methodischen Vorgehen,
- der Überwachung der Kredite in der Intensivbetreuung,
- der regelmäßigen Bewertung von Sicherheiten und
- der Berechnung und Erfassung von Einzelwertberichtigungen.

Darüber hinaus haben wir für eine bewusste Auswahl von Kreditengagements, mit Schwerpunkt auf den identifizierten Risikobranchen, aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt, um zu beurteilen, ob die im Rahmen der Ermittlung der Einzelwertberichtigung zugrunde gelegten Zahlungsströme angemessen abgeleitet wurden. Bei der Beurteilung der Angemessenheit der erwarteten Zahlungsströme haben wir uns auf branchenbezogene Markterwartungen sowie die jeweilige Engagementstrategie (z. B. Sanierung, Verwertung) der Bank gestützt. Für ausgewählte Engagements haben wir die Berechnung der Einzelwertberichtigungen nachvollzogen.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf unseren kontrollbasierten und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die getroffenen Annahmen und Szenarien zur Ermittlung der Einzelwertberichtigungen auf Forderungen aus dem Kreditgeschäft für die identifizierten Risikobranchen angemessen sind.

Ansatz und Bewertung latenter Steueransprüche

Die wesentlichen Bilanzierungs- und Bewertungsgrundlagen und Schätzungen sowie die der Bewertung der latenten Steueransprüche zugrunde gelegten Annahmen sind in den Abschnitten „Grundlagen und Methoden“ und „Erläuterungen zur Bilanz“ des Anhangs beschrieben.

Das Risiko für den Abschluss

Der Jahresabschluss weist latente Steueransprüche in Höhe von EUR 2,4 Mrd aus.

Ansatz und Bewertung der latenten Steueransprüche sind ermessensbehaftet und erfordern neben der Berücksichtigung objektiver Faktoren auch zahlreiche Schätzungen über die zukünftige

steuerliche Ertragssituation sowie die Nutzbarkeit steuerlicher Verluste und bisher ungenutzter Steuergutschriften.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass die zukünftige Nutzbarkeit der latenten Steueransprüche unsachgemäß eingeschätzt werden könnte. Die Einschätzung der Nutzbarkeit der Ansprüche erfolgt insbesondere auf Basis des zukünftigen steuerlichen Ertragspotenzials auf Grundlage der Unternehmensplanung und unter Berücksichtigung der darin enthaltenen voraussichtlichen Entwicklung wesentlicher wertbestimmender Annahmen und Parameter, die mit Schätzunsicherheiten behaftet ist. Hierzu zählen insbesondere die Annahmen über die Entwicklung der Vorsteuerergebnisse und der Einfluss etwaiger Sondersachverhalte sowie permanenter Effekte, die die zukünftig verfügbaren positiven steuerlichen Ergebnisse determinieren. Die Annahmen müssen auch aktuelle politische und ökonomische Entwicklungen und Rahmenbedingungen sowie spezielle nationale Vorschriften berücksichtigen.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben zunächst eine Risikobeurteilung vorgenommen um ein Verständnis der für die Bank relevanten Steuergesetze und steuerlichen Regelungen zu erlangen. Darauf aufbauend haben wir unter Hinzuziehung KPMG-interner Steuerspezialisten sowohl kontrollbasierte als auch aussagebezogene Prüfungshandlungen durchgeführt. Im Rahmen unserer Prüfungshandlungen zum internen Kontrollsystem haben wir unter anderem die folgenden Prüfungshandlungen durchgeführt:

- Würdigung der im Jahresabschluss angewandten Methodik für den Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen entsprechend den Vorgaben des § 274 HGB und
- Prüfung des Aufbaus, der Einrichtung und der Wirksamkeit interner Kontrollen bezüglich des Ansatzes latenter Steueransprüche.

Darüber hinaus haben wir aussagebezogene Prüfungshandlungen für eine risikoorientierte, bewusste Auswahl latenter Steueransprüche in verschiedenen Ländern durchgeführt. Diese umfassten insbesondere:

- die Würdigung der Sachgerechtigkeit der verwendeten Parameter bei der Unternehmensplanung und – soweit erforderlich – Teilplanungen relevanter Länder. Dabei haben wir die Angemessenheit der verwendeten Planungsparameter durch die Berücksichtigung positiver und negativer Indikatoren hinsichtlich der Realisierbarkeit und Eintrittswahrscheinlichkeit wesentlicher Planungsparameter und -annahmen hinterfragt und
- die Überleitung des Vorsteuerergebnisses zum geplanten steuerlichen Ergebnis.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unseren kontrollbasierten und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Schluss, dass der Ansatz und die Bewertung von latenten Steueransprüchen im Hinblick auf die getroffenen Annahmen zur Ableitung des steuerlichen Ergebnisses aus der Unternehmensplanung und die verwendeten Bewertungsparameter angemessen sind.

Abbildung von Rechtsrisiken im Jahresabschluss

Eine qualitative und quantitative Darstellung wesentlicher Rechtsstreitigkeiten findet sich im Anhang der Bank in den Erläuterungen zur Bilanz unter „Sonstige Rückstellungen“.

Weiterhin erfolgt eine qualitative Darstellung der Rechtsrisiken im Lagebericht in den Ausführungen zum Risikobericht.

Das Risiko für den Abschluss

Zum Bilanzstichtag weist die Bank Rückstellungen für Rechtsrisiken in Höhe von EUR 1,3 Mrd aus. Diese umfassen Rückstellungen für Zivilverfahren in Höhe von EUR 585 Mio und Rückstellungen für Prozesse mit Regulierungsbehörden in Höhe von EUR 733 Mio.

Das Risiko für den Abschluss besteht insbesondere darin, dass mögliche finanzielle Verpflichtungen (Rückstellungen) aufgrund der Missachtung geltender Gesetze, regulatorischer Anforderungen oder vertraglicher Vereinbarungen und geltend gemachter Ansprüche nicht angemessen im Jahresabschluss dargestellt sein könnten. Die Identifikation dieser Sachverhalte, die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und die Bewertung möglicher daraus resultierender finanzieller Verpflichtungen sind mit Ermessen und Schätzunsicherheit behaftet.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Zur Bestimmung unseres Prüfungsansatzes haben wir eine Risikoeinschätzung bezüglich potenzieller vorsorgepflichtiger Sachverhalte vorgenommen. Diese basierte auf der Würdigung des internen Kontrollsystems hinsichtlich der vollständigen und richtigen Erfassung von Rechtsrisiken insbesondere durch Befragungen der Geschäftsleitung und mit der Identifikation, Bewertung und Überwachung von Rechtsrisiken betrauten Abteilungen. Sie umfasste zudem die Durchsicht interner und externer Unterlagen bzw. öffentlich zugänglicher Informationen sowie die Durchsicht der Kosten für Rechtsberatung und die Würdigung von Rechtsanwaltsbestätigungen der mit wesentlichen Fällen betrauten Kanzleien.

Auf Basis unserer Risikoeinschätzung haben wir einen Prüfungsansatz entwickelt, der kontrollbasierte und aussagebezogene Prüfungshandlungen umfasst.

Um die Angemessenheit des internen Kontrollsystems zu überprüfen, haben wir Kontrollen identifiziert, deren Ziel die Sicherstellung der Vollständigkeit und der Richtigkeit der Bewertung von Rückstellungen für Rechtsrisiken ist und den Aufbau, die Einrichtung sowie die Wirksamkeit dieser Kontrollen geprüft.

Wir haben zudem insbesondere die nachfolgend dargestellten aussagebezogenen Prüfungshandlungen für risikoorientiert ausgewählte Sachverhalte vorgenommen:

Wir haben den Ansatz und die Bewertung wesentlicher durch die Bank erfasster Rückstellungen anhand der vorliegenden Informationen und hinsichtlich der Einhaltung der Rechnungslegungsgrundsätze geprüft.

Zur Erlangung der erforderlichen Informationen haben wir Einsicht in relevante Unterlagen genommen und die jeweiligen internen und externen Rechtsbeistände der Bank befragt. Wir haben eine Beurteilung der wesentlichen zugrunde liegenden Annahmen und Ermessensentscheidungen einschließlich einer Würdigung möglicherweise entgegenstehender Informationen vorgenommen. Insbesondere haben wir in Fällen eines bestehenden Risikos, dessen Eintritt als unwahrscheinlich erachtet wird, Prüfungsnachweise bezüglich der Angemessenheit der Nichterfassung und der Angaben im Anhang erlangt.

Darüber hinaus haben wir beurteilt, ob die durch die Bank gemachten Angaben im Anhang die Ermessensentscheidungen, die zur Schätzung von Rückstellungen angewandt wurden, angemessen abbilden.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen unsere kontrollbasierten- und aussagebezogenen Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Schluss, dass die Identifikation der Sachverhalte und die Beurteilung ihrer Eintrittswahrscheinlichkeit und geschätzten Vorsorge angemessen erfolgen.

IT-Zugriffsberechtigungen im Rechnungslegungsprozess

Eine Beschreibung des internen Kontrollsystems im Rechnungslegungsprozess einschließlich der IT-Zugriffsberechtigungen findet sich im Lagebericht im Kapitel „Internes Kontrollsystem bezogen auf die Rechnungslegung“.

Das Risiko für den Abschluss

Der Rechnungslegungsprozess ist aufgrund der Größe und Komplexität der Bank stark von Informationstechnologie und der durchgängigen Verfügbarkeit vollständiger und richtiger elektronischer Daten abhängig. Eine unangemessene Vergabe von Zugriffsberechtigungen für IT-Systeme stellt daher ein Risiko für die Richtigkeit der Finanzberichterstattung dar. Hiervon sind vor allem Systeme betroffen, für die Zugriffsrechte nicht nach dem Minimalprinzip (Berechtigungsvergabe nur aufgrund der Anforderungen der Rolle und darüber hinaus keine weitergehende Berechtigungsvergabe) oder dem Funktionstrennungsprinzip (bspw. zwischen IT und Fachbereich oder zwischen Entwicklung und Anwendungsbetrieb) vergeben werden.

Ein unberechtigter Systemzugang, unangemessen weitgehende Berechtigungen und mangelnde Funktionstrennung beinhalten das Risiko beabsichtigter oder unbeabsichtigter Eingriffe, die sich auf die Vollständigkeit und Richtigkeit abschlussrelevanter Daten in der Finanzberichterstattung wesentlich auswirken könnten. Demzufolge sind die Schaffung und Einhaltung entsprechender Vorkehrungen zur angemessenen Vergabe von IT-Zugriffsberechtigungen für unsere Prüfung von besonderer Bedeutung.

Unsere Vorgehensweise in der Prüfung

Wir haben ein Verständnis des IT-bezogenen Kontrollumfelds der Bank erlangt. Darüber hinaus haben wir eine Risikobeurteilung vorgenommen und IT-Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme identifiziert, die für unsere Prüfung von Bedeutung sind.

Für relevante IT-gestützte Kontrollen innerhalb des Rechnungslegungsprozesses (sogenannte IT-Anwendungskontrollen) haben wir unterstützende allgemeine IT-Kontrollen identifiziert und ihren Aufbau, ihre Einrichtung und ihre Wirksamkeit geprüft. Wir haben insbesondere wesentliche Kontrollen im Bereich des Zugriffsschutzes und deren Verknüpfung zur Vollständigkeit und Richtigkeit der Finanzberichterstattung geprüft. Unsere Prüfungshandlungen betrafen unter anderem:

- Kontrollen, ob der erstmalige Zugriff auf IT-Systeme für neue Mitarbeiter oder Mitarbeiter mit neuer Rolle einer angemessenen Überprüfung unterzogen und entsprechend dem Freigabekonzept von einer autorisierten Person freigegeben wird.
- Kontrollen, ob Zugriffsrechte von Mitarbeitern bzw. ehemaligen Mitarbeitern in angemessener Zeit nach Abteilungswechsel oder Unternehmensaustritt entzogen werden.
- Kontrollen, ob eine Überprüfung der Angemessenheit der erteilten Systemzugriffe für privilegierte oder administrative Berechtigungen (sogenannte Superuser) erfolgt und einer entsprechend restriktiven regelmäßig überwachten Berechtigungsvergabepraxis unterliegen.

Zudem haben wir weitere Prüfungshandlungen im Bereich des Passwortschutzes, der Sicherheitseinstellungen bzgl. des Änderungswesens für Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme, der funktionalen Trennung von Fachbereichs- und IT-Benutzern und der funktionalen Trennung zwischen Mitarbeitern, die für die Programmentwicklung zuständig sind, und Mitarbeitern, die für den Systembetrieb zuständig sind, durchgeführt. In Fällen unwirksamer IT-Kontrollen haben wir weitere Kontrollen, die einen kompensierenden Effekt haben, identifiziert und ihre Angemessenheit und Wirksamkeit geprüft sowie andere kompensierende Nachweise erlangt.

Unter Berücksichtigung der Ergebnisse unserer Prüfung des Kontrollumfeldes haben wir Art und Umfang weiterer aussagebezogener Prüfungshandlungen festgelegt. Dies umfasste insbesondere in Fällen von nicht fristgerecht entzogenen Berechtigungen bei Unternehmensaustritt unter anderem die Untersuchung der Nutzungsprotokolle des betroffenen Nutzers auf mögliche unautorisierte Aktivitäten, die einen wesentlichen Einfluss auf die Vollständigkeit und Richtigkeit von Finanzinformationen haben könnten.

Ferner haben wir uns durch Einzelfallprüfungen davon überzeugt, dass Programmentwickler keine Freigaberechte im Änderungsprozess haben und dass sie keine direkten Änderungen in den produktiven Versionen der Anwendungen, Datenbanken und Betriebssysteme durchführen können, da diese Rollen funktional getrennt sein müssen. Wir haben zudem Funktionstrennungsanalysen bei kritischen Handels- und Zahlungsverkehrssystemen durchgeführt, um festzustellen, ob die funktionale Trennung zwischen Markt und Marktfolge eingehalten wurde.

Unsere Schlussfolgerungen

Basierend auf den Ergebnissen der Prüfung wesentlicher Kontrollen und aussagebezogener Prüfungshandlungen kommen wir zu dem Ergebnis, dass die IT-Zugriffsberechtigungen grundsätzlich den Anforderungen an die Vollständigkeit und Richtigkeit von rechnungslegungsrelevanten Daten dienen. In den Fällen, in denen wir Kontrollschwächen festgestellt haben, konnten wir Kontrollen identifizieren, die das Risiko eines wesentlichen Fehlers für den Jahresabschluss kompensieren.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die nichtfinanziellen Erklärungen.

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen, für Institute geltenden handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung

zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.

- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender und geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 18. Mai 2017 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 26. Juli 2017 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir oder unsere Vorgängergesellschaften sind ununterbrochen seit dem Geschäftsjahr 1952 Jahresabschlussprüfer der Deutschen Bank Aktiengesellschaft und Vorgängergesellschaften.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Die von uns zusätzlich zur Abschlussprüfung erbrachten Leistungen sind im Abschnitt „Sonstige Erläuterungen“ des Anhangs aufgeführt.

Verantwortlicher Wirtschaftsprüfer

Der für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüfer ist Burkhard Böth.

Frankfurt am Main, 12. März 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski
Wirtschaftsprüfer

Böth
Wirtschaftsprüfer ”

Frankfurt am Main, den 20. Juni 2018

KPMG AG
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Burkhard Böth
Wirtschaftsprüfer

Tim Hebel
Wirtschaftsprüfer

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。